

平成20年
11 月

宮崎県定例県議会会議録

平成20年11月19日開会

平成20年12月17日閉会

平成20年11月宮崎県定例県議会会議録 目次

11月19日（水曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
丸山議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第32号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自11月20日（木曜日）

至11月24日（月曜日）

休 会

11月25日（火曜日）

1. 出席議員	9
1. 地方自治法第121条による出席者	9
1. 総括質疑	10
萩原耕三議員質疑	10

- ・平成19年度決算の総括について
- ・今後の財政運営について
- ・政策評価について
- ・いじめ等悩みを抱える児童生徒の相談窓口について
- ・みやざきの教師力アップについて
- ・子育て支援体制の充実について
- ・医師確保対策について
- ・地域における健康づくりの推進について
- ・障がい者の就労支援について
- ・災害時の避難を円滑にするための情報体制について
- ・地域の安全を守る街頭活動強化事業について
- ・森林環境税を活用した森林保全等の取り組み状況について
- ・林業再生に向けた新生産システム推進対策モデル事業について
- ・みやざきブランドの総合プロモーションについて
- ・県から始める地産地消の推進について
- ・農地・水・環境保全向上対策について

- ・水産業の振興について
- ・おもてなし日本一観光推進について
- ・企業誘致について
- ・新規雇用創出について
- ・物流対策について
- ・入札・契約制度改革の影響について

太田清海議員質疑

25

- ・不適正な事務処理について
- ・収入未済額及び不納欠損について
- ・寄附金について
- ・不用額について
- ・情報通信環境の整備について
- ・危機管理体制の強化について
- ・医療体制の充実について
- ・廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業について
- ・ハッピーライフ資金の実績について
- ・個性を生かした地域づくりについて
- ・元気な地域づくりについて
- ・公共工事現場点検強化事業について
- ・育英資金の貸し付けについて
- ・定時制・通信制いきいき夢サポート事業について

武井俊輔議員質疑

34

- ・今期決算に係る知事の所見について
- ・不適正な事務処理に係る監査について
- ・決算審査意見書について
- ・県税の収入未済額について
- ・県営住宅事業について
- ・補助公共事業の使い切りについて
- ・不適正な事務処理に係る会計検査院の決算検査報告について
- ・入札改革について
- ・市町村合併について
- ・企業誘致について
- ・宮崎情報ハイウェイ21（MJH21）について
- ・消費者啓発推進について
- ・航空ネットワーク活性化事業について

・海外交流駐在員設置事業について	
権藤梅義議員質疑 -----	45
・19年度の活動成果について	
・県単補助金の整理統合について	
・入札・契約制度改革の結果と評価について	
・ゼロ予算施策の効果と評価について	
・財政構造の分析と今後について	
・一時借入金の借入限度額の検討について	
・県税の収入未済と諸収入の未済対策について	
・不用額の内容と原因について	
・株券及び出資による権利の評価について	
・不適正な事務処理と監査内容等について	
河野哲也議員質疑 -----	55
・県行財政改革大綱2007の進捗状況と評価について	
・財政改革について	
・入札・契約制度について	
・医療提供体制の充実について	
・子育て支援体制の充実について	
・自己指導力育成充実事業について	
・みやぎきの教師力アップについて	
前屋敷恵美議員質疑 -----	63
・行財政改革大綱2007の総括について	
・歳入について	
・審査意見書での指摘事項等について	
・各種施策・事業について	
川添 博議員質疑 -----	69
・19年度決算の総括と政策評価のあり方について	
・19年度の財政改革について	
・農業の担い手対策について	
1. 議員発議案送付の通知 -----	72
1. 議員発議案第1号上程、採決 -----	73
1. 議案第10号普通会計決算特別委員会付託 -----	73
1. 議長の報告（普通会計決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	73
自11月26日（水曜日）	
普通会計決算特別委員会	
至11月28日（金曜日）	

自11月29日（土曜日）	休	会	
至12月1日（月曜日）			
12月2日（火曜日）	普通会計決算特別委員会		
12月3日（水曜日）	休	会	
12月4日（木曜日）			
1. 出席議員	-----		77
1. 地方自治法第121条による出席者	-----		77
1. 議案第33号から第37号まで追加上程	-----		78
1. 知事提案理由説明	-----		78
1. 一般質問	-----		78
福田作弥議員質問	-----		78
・ 本県物流の検証と構築について			
・ セーフティネット貸付と融資審査について			
・ 食の国産指向と食品産業立地について			
・ 経済効果のあるゼロ予算施策について			
・ ショートステイ専用ベッドの有効利用について			
・ 知事の政治姿勢について			
高橋 透議員質問	-----		87
・ 雇用対策について			
・ 地域医療問題について			
・ 観光振興について			
・ 農林水産業の振興について			
・ 教育問題について			
押川修一郎議員質問	-----		99
・ 21年度の財政問題について			
・ 社会保障財源の問題について			
・ 国の出先機関の統廃合について			
・ エコクリーンプラザみやざきについて			
・ 農業の担い手確保と産地づくりについて			
・ 中山間地域振興対策について			
・ 情報通信等の格差是正について			
・ 障がい者支援について			
・ 公衆浴場法施行条例について			
徳重忠夫議員質問	-----		111
・ 知事の政治姿勢について			

- ・ 認定農業者の育成対策について
- ・ 酪農対策について
- ・ 高速道路の整備促進について
- ・ 栄養教諭の配置について
- ・ 大島島田遺跡の復元について

12月5日（金曜日）

1. 出席議員	127
1. 地方自治法第121条による出席者	127
1. 一般質問	128

田口雄二議員質問 128

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 多重債務対策について
- ・ 医療・福祉行政について
- ・ 新型インフルエンザ対策について
- ・ 雇用の確保について
- ・ 物流対策について
- ・ 教育行政について
- ・ 警察行政について

新見昌安議員質問 141

- ・ 中小・零細企業支援について
- ・ 生活支援について
- ・ 高速バスの停留所設置について
- ・ 薬物乱用防止問題について
- ・ 新型インフルエンザ対策について
- ・ 地上デジタル放送への移行について
- ・ 県民応援歌について

前屋敷恵美議員質問 153

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 子供のいる世帯への国民健康保険証交付について
- ・ 重症心身障がい児(者)施設の県央設置について
- ・ 河川のしゅんせつ問題について
- ・ 金融・経済・雇用対策について

西村 賢議員質問 164

- ・ 宮崎県の情報発信について
- ・ 「宮崎遺産」の活用について

- ・子育て支援について
- ・細島港臨海工業地帯の交通インフラの整備について
- ・中山間・過疎対策について
- ・警察行政における広報活動について
- ・失業者対策について

自12月6日（土曜日）
 至12月7日（日曜日） 休 会
 12月8日（月曜日）

1. 出席議員 -----	179
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	179
1. 一般質問 -----	180
濱砂 守議員質問 -----	180
・知事の政治姿勢について	
・道州制ビジョン懇談会について	
・第2期財政改革の進捗状況について	
・市町村合併について	
・県民生活の実情について	
・ふるさと納税制度について	
・オーシャンドーム跡地の活用について	
長友安弘議員質問 -----	193
・定額給付金について	
・雇用セーフティネット強化対策について	
・生活の安心確保等について	
・金融・経済の安定・強化について	
中野一則議員質問 -----	204
・知事の政治姿勢について	
・予算・決算について	
・危機管理政策について	
・教育・文化行政について	
・福祉行政について	
・農業政策について	
松村悟郎議員質問 -----	217
・脱炭素社会に向けた環境対策について	
・救命救急体制について	
・県立自然公園の整備と活用について	

12月9日（火曜日）

1. 出席議員 -----	231
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	231
1. 一般質問 -----	232
十屋幸平議員質問 -----	232

- ・ 決算不認定についての知事の見解について
- ・ 教育行政について
- ・ 監査事務局の強化・充実について
- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 親孝行について
- ・ 平成21年度予算について
- ・ 鳥獣被害対策について

黒木正一議員質問 -----	245
-----------------------	------------

- ・ 農山漁村におけるこども体験交流について
- ・ 林業振興について
- ・ 集落支援制度について
- ・ 過疎法について
- ・ 中山間地域等直接支払制度について
- ・ 公立病院改革について

図師博規議員質問 -----	257
-----------------------	------------

- ・ 福祉行政に対する知事の所見について
- ・ 医療の実態について
- ・ 在宅型福祉推進における制度拡充について
- ・ 県の収入確保策と支出削減策について
- ・ 県立高校における生徒指導内容について

山下博三議員質問 -----	266
-----------------------	------------

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 金融対策等について
- ・ 農政問題について
- ・ 環境対策と新エネルギーの取り組みについて

12月10日（水曜日）

1. 出席議員 -----	281
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	281
1. 一般質問 -----	282
太田清海議員質問 -----	282

- ・市町村合併について
- ・消防行政の広域化について
- ・地域医療について
- ・高千穂線鉄道施設整理基金条例について
- ・地上デジタル放送について
- ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・県道岩戸延岡線の道路拡幅について

野辺修光議員質問 ----- 293

- ・知事の政治姿勢について
- ・来年度の財政の見通しについて
- ・重点施策について
- ・来年度予算編成方針について
- ・地域振興のあり方について
- ・出先機関の再編について

満行潤一議員質問 ----- 309

- ・知事の政治姿勢について
- ・入札・契約制度について
- ・救急医療体制の充実について
- ・感染症対策について
- ・消防団の現状と課題について
- ・県立学校再編計画について
- ・入札・契約制度について

中村幸一議員質問 ----- 320

- ・知事の政治姿勢等について
- ・かかりつけ医の重要性について
- ・モンスターペアレントについて

1. 議案第33号から第35号まで採決 ----- 331

1. 議案第1号から第9号まで、第11号から第32号まで、第36号、第37号及び
請願委員会付託 ----- 332

自12月11日（木曜日）
至12月12日（金曜日） 常任委員会
自12月13日（土曜日）
至12月14日（日曜日） 休 会
自12月15日（月曜日）
至12月16日（火曜日） 特別委員会

12月17日（水曜日）

1. 出席議員	335
1. 地方自治法第121条による出席者	335
1. 常任委員長及び普通会計決算特別委員長審査結果報告	336
外山衛総務政策常任委員長	336
権藤厚生常任委員長	337
十屋商工建設常任委員長	340
宮原環境農林水産常任委員長	342
押川文教警察企業常任委員長	344
星原普通会計決算特別委員長	346
1. 討 論	348
太田清海議員（議案第6号及び第10号に反対）	348
西村賢議員（議案第5号に反対）	350
前屋敷恵美議員（議案第4号、第5号及び第37号に反対、請願第5号及び第11号の継続審査並びに請願第6号の不採択に反対）	351
1. 議案第11号から第14号まで（9月定例会上程）採決	352
1. 議案第4号及び第37号採決	352
1. 議案第5号採決	353
1. 議案第6号採決	353
1. 議案第1号から第3号まで、第7号から第9号まで、第11号から第32号まで及び第36号採決	353
1. 議案第10号採決	353
1. 請願1件採決	353
1. 請願6件採決	353
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	354
1. 産業活性化・雇用対策特別委員長中間報告	354
高橋産業活性化・雇用対策特別委員長	354
1. 議員発議案送付の通知	356
1. 議員発議案第2号から第13号まで追加上程	357
1. 討 論	357
前屋敷恵美議員（議員発議案第2号に反対）	357
1. 議員発議案第2号採決	358
1. 議員発議案第3号から第13号まで採決	358
1. 選挙管理委員及び同補充員の選挙	358
1. 知事発言	359

1. 閉 会	-----	359
<hr/>		
1. 資 料	-----	361
平成20年11月定例県議会日程	-----	363
議案送付文書	-----	364
総括質疑時間割	-----	366
一般質問時間割	-----	367
議案・請願委員会審査結果表	-----	368
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	371
1. 決算特別委員会各分科会主査報告	-----	373
1. 議案議決件名一覧表	-----	383
1. 意見書、決議文、その他	-----	389
普通会計決算特別委員会の設置について	-----	391
地方分権改革の推進を求める意見書	-----	392
緊急経済対策（生活対策）の早期実現を求める意見書	-----	393
社会保障関係費の確保を求める意見書	-----	394
正規・非正規労働者と新卒者の雇用・就業対策の強化を求める意見書	-----	395
食の安全確保を求める意見書	-----	396
教育の充実を求める意見書	-----	397
第5回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	-----	398
地域医療を担う公立病院の存続支援を求める意見書	-----	399
社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度の維持を求 める意見書	-----	400 401
障害者権利条約早期批准を求める意見書	-----	402
道路整備財源の確保に関する意見書	-----	403
雇用確保に関する緊急決議	-----	405
1. 請願一覧表	-----	423
1. 議事経過		

11月19日（水）

平成 20 年 11 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (45 名)

5 番	武井俊輔	(愛みやざき)
6 番	西村賢	(同)
7 番	川添博	(無所属の会)
8 番	河野安幸	(自由民主党)
9 番	山下博三	(同)
10 番	黒木正一	(同)
11 番	松村悟郎	(同)
12 番	坂口博美	(同)
13 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高橋透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太田清海	(同)
16 番	外山良治	(同)
17 番	凶師博規	(愛みやざき)
18 番	松田勝則	(同)
19 番	中野廣明	(自由民主党)
20 番	横田照夫	(同)
21 番	十屋幸平	(同)
22 番	押川修一郎	(同)
23 番	外山衛	(同)
24 番	宮原義久	(同)
26 番	田口雄二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新見昌安	(同)
29 番	満行潤一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳重忠夫	(自由民主党)
31 番	井本英雄	(同)
32 番	丸山裕次郎	(同)
33 番	野辺修光	(同)
34 番	浜砂守	(同)
35 番	萩原耕三	(同)
36 番	黒木覚市	(同)
37 番	中野一則	(同)
39 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権藤梅義	(同)
41 番	長友安弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
46 番	水間篤典	(同)
47 番	中村幸一	(同)
48 番	蓬原正三	(同)

49 番	米良政美	(自由民主党)
50 番	坂元裕一	(同)
51 番	外山三博	(同)
52 番	福田作弥	(同)
53 番	星原透	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
県民政策部長	丸山文民
総務部長	山下健次
福祉保健部長	宮本尊一
環境森林部長	高柳憲一
商工観光労働部長	高山幹男
農政水産部長	後藤仁俊
県土整備部長	山田康夫
会計管理者	長友秀隆
企業局長	日高幸平
病院局長	甲斐景早
財政課長	西野博之
教育委員長	大重都志
教育長	渡辺義人
公安委員長	田代知代
警察本部長	相浦勇二
人事委員長	黒木奉武
代表監査委員	城倉恒雄

事務局職員出席者

事務局局長	石野田幸蔵
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事担当主幹	日高賢治
議事課主査	山中康二
議事課主査	隈元康淳

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成20年11月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、外山衛議員、松田勝則議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月12日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成20年11月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は32件、報告2件であります。議案の内訳は、補正予算案2件、条例7件、予算、条例以外の議案が23件であります。この23件のうち1件は、「平成19年度決算の認定」の議案であります。また、人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から12月17日までの29日間とすることを決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりで、確認決定いたしました。

まず、「平成19年度決算の認定について」の審議に当たりましては、11月25日に各会派1名

による総括質疑を行った後、普通会計決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。休会中の11月26日から12月2日までの間に、普通会計決算特別委員会を開催し、審査していただきます。次に、12月4日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は2日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内とします。以上のとおり、質問について確認決定したところであります。

一般質問終了後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。12月11日、12日の2日間で各常任委員会を開催していただき、12月17日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載しておりますとおりであります。

以上で当委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。以上でございます。〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月17日までの29日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第32号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第32号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕平成20年11月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告させていただきます。

エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。去る10月24日、この問題に関する外部調査委員会が開催され、浸出水調整池の機能回復に関する工法等についての見解が示されました。

同委員会では、安全性の確保を最優先に、地震時の対応も踏まえた工法を検討した結果、概算工事費12億8,000万円、施工期間16カ月のくい基礎補強案が最も適切であるとの結論に達したものであります。

この見解の発表を受けて、県では、その内容を地元対策協議会の会長や関係する11市町村長の皆様に同日中に説明するとともに、週明けの27日に開催された県議会の環境農林水産常任委員会において報告したところであります。

その後、事業主体となります宮崎県環境整備公社におきましては、地元への説明会等を経

て、11月7日に理事会を開催し、外部調査委員会の見解に沿って工事を行うことや、所要の資金を金融機関からの借り入れによって調達すること等を正式に決定いたしました。

今後、公社では、速やかに入札等の準備を行い、来年2月には着工し、再来年の5月、梅雨入り前には完成させたいとしております。

県といたしましても、一日も早く安全・安心の確保が図られるよう、公社を支援するとともに、引き続き、外部調査委員会による調査検討を進めながら、この問題の根本的な解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。今回は、公共事業費等の国庫補助決定に伴う経費、その他必要な経費について措置することといたしました。

補正額は、一般会計10億2,829万7,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,662億5,286万円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業につきましては、台風13号による被災箇所の復旧を図るため、治山事業で3億6,000万円の追加補正を行うことといたしました。

林業関係では、林業・木材産業の構造改革を推進するため、地域材の安定的な供給及び森林資源の循環利用に資する木材加工流通施設等の整備を支援するための経費を措置することといたしました。

また、国の一次補正予算により、道路特定財源の暫定税率の失効期間中の減収補てん措置として地方税等減収補てん臨時交付金が交付され

ることとなったため、これを歳入で受け入れ、全額を財政調整積立金に積み立てることといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、地方特例交付金5億8,826万9,000円、国庫支出金3億1,059万2,000円、繰入金1,493万6,000円、県債1億1,450万円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第10号「平成19年度決算の認定について」であります。

これは、平成19年度宮崎県歳入歳出決算を、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,564億2,616万円、歳出5,517億6,769万8,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支で24億8,375万3,000円となっております。

平成19年度の財政運営につきましては、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策等により、収支不足の圧縮に努めますとともに、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、新みやざき創造戦略に基づく重点施策の推進を図ったところであります。

今後も、厳しい財政状況が続くものと見込まれますことから、引き続き、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づく取り組みを着実に推進していくことが重要であると考え

ております。

次に、議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」は、高千穂鉄道株式会社の清算に当たり、高千穂線沿線の自治体が寄附を受けた施設のうち不要となる施設の撤去に要する費用を計画的かつ安定的に確保するため、県及び沿線自治体が共同で資金を積み立てる基金を設置するための条例の制定であります。

議案第11号から第13号までは、広域農道整備事業西臼杵4期地区2工区トンネル工事ほか2件の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第14号から第31号までの公の施設の指定管理者の指定については、宮崎県男女共同参画センターほか24施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、公の施設に関する条例等の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

このほか、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外6件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす20日から24日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時開会、総括質疑であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時13分散会

11月25日（火）

平成 20 年 11 月 25 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

5 番	武井俊輔	(愛みやざき)
6 番	西村賢	(同)
7 番	川添博	(無所属の会)
8 番	河野安幸	(自由民主党)
9 番	山下博三	(同)
10 番	黒木正一	(同)
11 番	松村悟郎	(同)
12 番	坂口博美	(同)
13 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高橋透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太田清海	(同)
16 番	外山良治	(同)
17 番	凶師博規	(愛みやざき)
18 番	松田勝則	(同)
19 番	中野廣明	(自由民主党)
20 番	横田照夫	(同)
21 番	十屋幸平	(同)
22 番	押川修一郎	(同)
23 番	外山衛	(同)
24 番	宮原義久	(同)
26 番	田口雄二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新見昌安	(同)
29 番	満行潤一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳重忠夫	(自由民主党)
31 番	井本英雄	(同)
32 番	丸山裕次郎	(同)
33 番	野辺修光	(同)
34 番	浜砂守	(同)
35 番	萩原耕三	(同)
36 番	黒木覚市	(同)
37 番	中野一則	(同)
39 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権藤梅義	(同)
41 番	長友安弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
46 番	水間篤典	(同)
47 番	中村幸一	(同)
48 番	蓬原正三	(同)

49 番	米良政美	(自由民主党)
50 番	坂元裕一	(同)
51 番	外山三博	(同)
52 番	福田作弥	(同)
53 番	星原透	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
副知事	河野俊嗣
県民政策部長	丸山文民
総務部長	山下健次
福祉保健部長	宮本尊一
環境森林部長	高柳憲一
商工観光労働部長	高山幹男
農政水産部長	後藤仁俊
県土整備部長	山田康夫
会計管理者	長友秀隆
企業局長	日高幸平
病院局長	甲斐景早
財政課長	西野博之
教育委員長	大重都志
教育長	渡辺義人
警察本部長	相浦勇二
代表監査委員	城倉恒雄
人事委員会事務局長	大野俊郎

事務局職員出席者

事務局局長	石野田幸蔵
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事担当主幹	日高賢治
議事課主査	山中康二
議事課主査	隈元淳二

◎ 総括質疑

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第10号「平成19年度決算の認定について」に対する総括質疑であります。

それでは、ただいまから総括質疑に入ります。

総括質疑についての取り扱いは、お手元に配付の総括質疑時間割のとおり取り運びます。

〔巻末参照〕

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。9月定例議会の閉会からわずか1月半というのに、この短い期間でありながら、日本人が次々にノーベル賞を受賞するという誇らしいニュースが流れたと思いきや、国会の政局か景気対策か、はたまた市場原理主義、拝金主義に基づいた金融バブルの崩壊は、100年に一度という世界大恐慌に匹敵する世界大不況へと突入する気配であります。また、想定外の事件・事故、先日はまた、厚生事務次官等のOBをねらったテロ殺人なのか、単なるペットのあだ討ちなのか、まさに瞬時にして国内外、世界の隅々から大量の情報が茶の間に入り込んで、脳内革命ならぬ脳内進化に努めないと情報の処理ができない状況であります。季節はあっという間に冬支度となり、世間の冷たい風が身にしみ入る昨今であります。そうした中、19年度の質疑を行うわけではありますが、何かしら遠い昔のことのようで、頭の切りかえが大変でありました。

それでは、議案第10号「平成19年度決算の認定について」に対して、自由民主党を代表して総括質疑を行います。

昨年度を振り返りますと、県政においては、東国原カラーの出た、知事の初めての予算による今回の決算と相なるわけであります。一方、国においては、福田内閣が発足し、1年過ぎた任期中、主役の座から降壇した形となり、現在、麻生内閣となっております。このように国、県とも激動の中で、県民が真に必要とする行政サービスを、しっかりとした理念のもとに決定し、精査する経営感覚が必要であります。そのような中、平成19年度当初予算の基本的な考え方について、知事は、「県政を刷新し、新たな宮崎の創造に向けて、県民総力戦による県づくりを推進する」との観点から、平成19年度予算を「宮崎を変える！みんなで変える！新みやざき創造予算」と位置づけたところであると言われております。今回、東国原知事が初めて編成した予算に対する決算であります。予算編成時に目指された方向に基づいて、県民の税負担を税源としての予算がきちんと執行され、その結果、県民福祉の向上に、どれだけの行政効果に波及したのかという観点から、各分野にわたり、通告に従い質疑をさせていただきます。

まず初めに、平成19年度決算に対する総括的な質疑を行います。

平成19年度の一般会計決算は、歳入が5,564億円余り、歳出が5,517億円余りとなり、前年度と比較して、歳入が439億円余りの減、歳出が427億円余りの減となっております。率でいうと歳入が前年度に比べ7.3%の減、歳出が7.2%の減と、平成11年度から9年連続で減少しております。一方、翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では24億8,375万円余りとなり、

黒字が確保されました。また、単年度収支についても、昨年の約1億円の赤字から約5億5,000万円の黒字となりました。

内訳については、歳入において、税制改正などにより個人県民税が増収となり、県税全体で13.3%のプラスになったものの、国庫支出金の減や県債発行額の抑制などで、依存財源の多い本県にとっては大変厳しい状況になったところでもあります。歳出については、人件費などの義務的経費が2,596億円余りで、前年度比1億円余りの減、0.1%の減となり、公共事業の縮減により普通建設事業費が167億円余りの減となったため、投資的経費は1,243億円余りと前年度比389億円余りの減、率でいうと23.8%の減となっております。なお、県債発行額は681億1,800万円余りと、前年度に比べ147億7,300万円余りの減と4年連続減少となっております。

一方、県債現在高は、これまでの経済対策や災害復旧対策、特例地方債の発行等により9,146億7,200万円余りと、前年度に比べ27億2,500万円減少となっておりますが、依然、今後の公債費負担が本県財政にとって大きな圧迫原因となることが懸念されます。さらに、監査委員からも、「本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなどの構造的な課題を抱えており、今後、社会保障関係費や公債費の増加等により、財政状況を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予測される」と指摘されております。

そのような中、平成19年度の決算状況についてどのように受けとめているか、どう総括しているか、知事の所見を伺います。

以上、壇上からの質疑を終わり、以降、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 決算の総括についてであります。本県の財政は、自主財源

の占める割合が低く、財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の削減や社会保障関係費の増大等により、大変厳しい財政運営を強いられました。このため、平成19年度の財政運営に当たりましては、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムに基づき、義務的経費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底的な見直しなどの取り組みを通じて、行財政改革の徹底を図る一方、新しい総合計画「新みやざき創造計画」を策定し、その新みやざき創造戦略として掲げる重点施策について、効率的かつ効果的な推進に取り組んだところでもあります。また、予算の執行に当たりまして、本県の財政状況について、職員一人一人が十分認識し、年度を通じて計画的、効率的な執行を図るとともに、県税収入を初めとする自主財源の積極的な確保や、徹底した経費節減に努めたところでもあります。このような取り組みの結果、平成19年度は、全体としては厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。以上です。〔降壇〕

○萩原耕三議員 次に、財政運営についてであります。

本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなどの構造的課題を抱えており、先ほども申しましたが、県債残高の累増、その償還の大きな負担など、極めて厳しい状況であります。さらに、今後の社会保障関係費の増加等により、財政のかじ取りがますます難しいものとなっております。そのような中、平成19年度の決算から導入されることになった財政健全化法に基づく健全化判断比率について見ますと、財政規模に対する一般会計等の赤字額の占める割合である実質赤字比率、及び財政規模に対する特別会計なども合わせた全会計の赤字額の占める割

合である連結実質赤字比率については、それぞれ黒字であり、問題はないものと考えております。また、3つ目の指標である実質公債費比率であります。これは財政規模に対する公営事業などの負債も含めた負債の占める割合は12.2%であり、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を下回っております。さらに、4つ目の指標である将来負担比率であります。これは財政規模に対する公営事業、公社等の関連会計・団体も含めて、将来、県が負担すべき負債の占める割合であり、212.3%と、早期健全化基準である400%以下であり、クリアをしております。

しかしながら、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率で見ますと——これは人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出される経費に、県税や地方交付税などの一般財源がどの程度使われたかをあらわすものであります。経常収支比率が低いほど、経常的な支出以外の政策的な経費に充てることのできる財源が多くなり、弾力的な財政運営ができるわけであり。一般的には、この比率が80%を超えると弾力性を失うと言われております。本県においては、平成元年度は69.1%でありましたが、平成9年度に80%を超え、徐々に増加し、平成18年度は92.1%、さらに平成19年度は2.2ポイント増えて94.3%と財政の硬直化が見られます。

そのような中、平成19年度以降も第2期の財政改革推進計画に基づき、さらなる義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化に取り組んでおられるところではあります。平成19年度における財政改革の成果及び今後の財政運営についてどのように考えておられるか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 平成19年度は、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムの初年度であったことから、義務的経費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保対策など、財政健全化に向けた取り組みを積極的に推進したところでございます。具体的には、一般会計に係る職員数を249名削減したほか、予算編成に当たりまして、投資的経費の縮減・重点化により約46億円、事務事業や県単補助金の見直しにより約86億円の削減効果があったものと考えております。

しかしながら、三位一体の改革等により大幅に削減された本県最大の歳入財源である地方交付税等は、依然として減少しており、また、今後の社会保障関係費や公債費の増等により、引き続き多額の収支不足が見込まれるところであります。このため、引き続き財政改革プログラムに基づき、収支不足の圧縮を図るとともに、持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向け、財政改革を着実に推進していくことが最重要課題だと考えております。

○萩原耕三議員 次に、政策評価についてであります。

平成20年度の政策評価は、平成19年6月に策定された宮崎県総合計画「新みやざき創造計画」の重点施策、いわゆる新みやざき創造戦略について、内部評価及び外部評価を実施しております。この外部評価は、新みやざき創造戦略評価委員会が評価したものであり、具体的には、新みやざき創造戦略の3つの戦略、戦略1は、「郷土の宝『宮崎人』づくり」、戦略2は、「成熟社会における豊かな暮らし」、戦略3は、「『経済・交流』拡大」ということとなります。また、この枝として16の戦略が構成さ

れ、56の重点項目があります。この56項目の進捗状況について、平成19年度の実績や成果等に基づき、新みやざき創造戦略工程表に照らして、AからCの3段階の評価が行われました。A評価は、すべての項目において工程表どおり進んでいるものとして、56のうち39、率にして約7割となっております。また、B評価は、おおむね工程表どおり進んでいるが、一部におくれを生じているものが、残り17となっております。C評価の、工程表よりおくられている項目が多いというのは、ゼロということになっております。非常に高いレベルで順調に政策が展開しているものとなっております。あくまでも、県内外の有識者9名で構成される新みやざき創造戦略評価委員が、戦略の進捗状況等について評価したものであり、その結果がどうこうということはいません。要は、政策評価の本来の目的である、県が行っているさまざまな取り組み、施策について評価を行い、その結果を今後の施策や事業の企画立案、実施に活用、反映させていくことが重要であります。この政策評価結果について、感想及びその結果を今後、県政にどのように生かしていくか、あわせて知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 政策評価の結果についてであります。今回の結果を見ますと、全体としてはおおむね順調に進捗しているのではないかと考えておりますが、中には、僻地医療提供体制の充実や新規雇用の創出など、目標達成のためには相当の努力を要するものもあります。また、外部評価委員会から、例えば医師確保の問題など、県としての取り組みは、工程表上は着実に進んでいるものの、社会的状況としてはまだまだ不十分な状況にあるとの意見もいただいております。このため、私といたしまし

ては、今後の施策展開や来年度事業の検討において、今回の評価結果を十分に踏まえるとともに、あわせて、県民総力戦による取り組みを進めながら、新みやざき創造戦略の目標達成を目指してまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 次に、先ほど述べました重点施策である新みやざき創造戦略として、より重要性や緊急性の高い課題に対応されておりますが、その中で、進捗率に一部のおくれを生じている施策を中心にお伺いいたします。

初めに、「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略についてであります。この戦略の中で特に大事なものは、いじめ等悩みを抱える児童生徒の相談窓口についてであります。そこで、教育長に2点お尋ねいたします。

新しい宮崎をつくっていくのは、時代の変化に対応できる柔軟な発想と行動力を持った人であり、人づくりはまさに県づくりの基本であります。宮崎を愛し、宮崎に誇りを持ち、郷土を支える知・徳・体の調和のとれた人材を育成することが必要であります。そのような中、いじめ、不登校、非行など生徒指導の重要課題について、未然防止や早期発見・早期対応ができるような生徒指導の総合的な体制の充実や、問題行動などの解決を図るため、小学校や中学校にスクールカウンセラーなどの相談員を配置されたところでもあります。平成18年度の公立小・中・高等学校不登校児童生徒が1,348人あったみたいですが、平成19年度はどうであったのか、また、事業の成果をどのようにとらえているか、さらに、今後の取り組みについてどうしていくのが、第1点目。

2点目として、宮崎の教師力アップについてであります。やはり子供たちの教育の場というのは、第一義的には家庭であります。社会人

として自立するために必要な学力や、集団生活を営む上で必要な社会性の育成については、学校が中核となる役割であります。子供の成長過程において、先生の影響力というのは、その子の将来までも左右すると言っても過言ではありません。そこで、平成19年度の新規事業で取り組まれた、教師に求められる授業力、幅広い社会性、マネジメント力の育成を目指した「みやぎの教師力アップ事業」について、どのような取り組みを行い、どのような成果があったか。2点について教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、不登校児童生徒数についてであります。文部科学省が実施した調査によりますと、平成19年度の本県公立小・中・高等学校における不登校の児童生徒数は1,318人で、平成18年度と比べまして30人減少している状況であります。

次に、自己指導能力育成充実事業についてあります。この事業では、小中学校に地域の人材や臨床心理士等を、「子供と親の相談員」やスクールカウンセラーなどとして配置してまいりました。また、本事業とは別に、高等学校には、教育相談並びに生徒指導を専門的に担当する教師を配置してまいりました。このような取り組みによりまして、平成19年度に小中学校で不登校になった児童生徒のうち、同一年度内で約3割が登校できるようになり、好ましい変化が見られるようになった児童生徒も加えますと5割を超えるなど、児童生徒の心に寄り添う相談員等の果たす役割は大変大きなものがあると考えております。今後とも、市町村教育委員会や学校とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等の配置や活用のあり方を工夫するなど、相談体制の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、みやぎの教師力アップ事業についてあります。この事業は、校内研修推進モデル事業、宮崎授業力リーダー養成事業、及びスーパーティーチャー制度の3つの取り組みで構成されております。1点目の校内研修推進モデル事業につきましては、研修の基本であります校内研修を活性化するため、モデル校を15校指定し、大学教授等による授業力向上のための授業研究会や、社会性、マネジメント力をテーマにした研修等を推進したところであります。2点目の宮崎授業力リーダー養成事業につきましては、将来の授業力リーダーを育成するため、25名の若手教師を対象に、指導力にすぐれた教師を塾長とする5つの養成塾を設置したところであります。この養成塾では、塾生の授業を塾長やその他の塾生等が参観し、塾長による授業改善に向けた指導助言や塾生相互の率直な意見交換を通して、リーダーとして必要な授業の企画力や実践力等の向上に取り組んだところであります。最後に、スーパーティーチャー制度につきましては、すぐれた教育実践を行っている17名のスーパーティーチャーが、延べ58回の公開授業や研修会を通し、約740名の教師に対し、高い指導技術等の普及を図ったところであります。これらの取り組みによりまして、授業力や幅広い社会性、マネジメント力等、教師として必要な資質の一層の向上が図られたものと考えております。以上であります。

○萩原耕三議員 次に、福祉保健部長に4点ほどお尋ねいたします。

まず第1点は、子育て支援体制の充実についてであります。平成19年の本県の合計特殊出生率は1.59と、平成18年に引き続き若干向上し、沖縄県に次いで全国2番目ではありますが、依然として少子化の進行は深刻な状況であります。

地域における子育て支援や、仕事と家庭が両立できる環境づくりなど、子育て支援体制の充実が重要であります。また、子育て支援については、県のみならず市町村、NPO、民間、地域との連携もまた必要であり、知事の言われる県民総力戦で取り組むべき課題であります。出生率向上のための施策も充実させていく必要があります。平成19年度の事業としてどのように取り組み、その成果はどうであったか。また、今後どのように施策を展開していくかをお尋ねします。

2点目ですが、「成熟社会における豊かな暮らし」戦略の中の医師確保対策についてであります。最近の事例では、都内に住む女性が脳内出血を起こし、都立病院など8つの医療機関から次々と受け入れを断られ、赤ちゃんを出産してから3日後に亡くなられた痛ましい事件がありました。医師の多いとされる都会でもこのような状況であります。県民が安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療の現場を安定的に支える医師の育成確保を図ることは、大きな県政の課題であることは言うまでもありません。そこで、平成19年度における医師確保対策により、県内の医療提供体制、特に僻地医療体制は向上したのか。また、小児科医については全国で下位のほうに位置しており、その対策は急務であります。小児医療についてどのような取り組みをなされたのかをお尋ねします。

3点目として、地域における健康づくりの推進についてであります。県民ひとしく、住みなれた地域で、より生き生きとした暮らしを送ることは県民の願いであります。生活習慣病対策による病気予防の促進、高齢者の介護予防の促進など、県民の健康づくりの向上を図ることが、地域福祉のさらなる充実につながっていく

と考えられます。特に、超高齢化社会を迎える今日、高齢者の介護予防は重要であります。平成19年度新規事業で実施された、モデル市町村が専門家と協働して取り組む高齢者向けの介護予防プログラムの開発や実践、専門家等による各市町村の介護予防事業の評価・分析については、興味を引かれるものであります。また、私も該当すると思われませんが、メタボリック対策についてどのような取り組みを行ったのか、非常に興味があります。これらの事業による成果、及び今後どのように施策展開されていくかをお尋ねします。

4点目として、障がい者の就労支援についてであります。平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、障がい者の地域における自立した生活を確保するため、障がい者の就労支援強化について、関係機関が取り組む内容や連携方法について共通の指針が定められました。しかしながら、平成19年6月時点の障がい者雇用率を見ると、県では2.11%、県教育委員会では1.37%、市町村では2.28%という状況でありました。行政機関としては、率先して障がい者の雇用促進に取り組むべきであります。また、県内の就労継続支援事業所等で働く障がい者の工賃水準の向上を図ることも重要であります。さらに、障がい者の特性に応じた福祉保健医療サービスの確保や、発達障がい者への対応、障がい児療育支援体制の整備については、グループホーム等居住の場の確保などが喫緊の課題であります。そのような中、平成19年度に事業・施策が実施されたようではありますが、障がい者の就労がどう向上したのか。また、今後どのような施策を打ち出すことで、より一層の成果を上げていくのか。以上4点について福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） まず、子育て支援対策についてであります。平成19年度は、知事を本部長とする宮崎県子育て応援本部を設置し、県庁内推進体制の一層の強化を図り、各種施策の推進に努めたところであります。具体的には、民間の事業所、店舗などの協賛を得て実施しております「みんなで子育て応援運動」などの推進により、社会全体で子育てを応援する機運づくりや仕組みづくりを進めるとともに、子育て家庭の負担軽減のための乳幼児医療費助成制度の拡充に向けた検討や、児童の放課後対策、保育対策の充実に取り組んだところであります。このような取り組みの結果、みんなで子育て応援運動への参加事業所が、平成18年度末から226件増加し、790件となるとともに、放課後児童クラブや一時保育、特定保育の実施施設が増加するなど、子育て支援の充実が図られたものと考えております。今後とも、次世代育成支援宮崎県行動計画に基づき、子育て支援施策の推進を図り、安心して子供を生み、育てられる社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、医師確保についてであります。県といたしましては、深刻化する医師不足に対応するため、医師修学資金等の県独自の事業を展開したほか、市町村と一体となった医師確保対策の推進や、国へ医師確保に向けた抜本的対策について要望するなど、さまざまな取り組みを行ったところであります。このうち、僻地につきましては、自治医科大学卒業医師の市町村への派遣等に加え、平成19年度は、医師派遣システムにより新たに医師を採用し、市町村に派遣するなど、僻地医療体制の充実を図ったところであります。また、小児科医を確保するため、将来、県内の小児科での勤務を希望する医学生7

名に医師修学資金を貸与したほか、県北、県央、県西の3つのこども医療圏を設定し、地域の実情に合った小児医療体制の構築に向けて検討を行ったところであります。また、産科医療につきましては、県内を4つの圏域に分け、拠点となる病院を中心として、地域分散型の周産期医療体制を構築しているところであります。医師確保は極めて重要な問題でありますから、本年度、特に不足している小児科医の確保を目指した小児科専門医師研修資金貸与制度を創設するなど、重点施策として推進しているところであります。今後とも全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地域における健康づくりの推進についてであります。県民一人一人が、住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、高齢者の介護予防や、生活習慣病対策、いわゆるメタボリック対策を推進することは大変重要であります。このため、「いきいきはつらつ介護予防」普及事業により、都城市など3市をモデルとして、高齢者が家庭や地域で気軽に取り組める、本県独自の介護予防プログラムの開発のための実践・評価を実施したところであります。また、県民がみずからの生活習慣を改善するための脱メタボリックチャレンジ事業や料理実践講座を実施するとともに、健康診断・保健指導のリーダー育成を図ったところであります。今年度は、モデル事業を踏まえて作成した介護予防プログラムやメタボリックシンドロームの予防・改善の取り組みについて、県民への一層の普及・定着を図っているところであり、これらの事業を通して、今後さらに、県民の健康づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、障がい者の就労支援についてであり

ます。本県では、昨年2月、企業や行政、就労支援機関等をメンバーとする障がい者雇用促進協議会を立ち上げ、昨年10月に今後の取り組みの具体的内容等を盛り込んだ「障がい者雇用促進のための取組指針」を策定したところであります。この取り組み指針に基づき、平成19年度は、新たに約200社の参加があった企業向けセミナーの開催や、県庁の職場における知的障がい者職場体験実習事業、特別支援学校の生徒や保護者を対象とした就労支援セミナーなどに取り組んだところであります。その結果としましては、県総合計画に掲げている「福祉施設からの一般就労に移行する障がい者数」が、平成18年度の38人から70人に増加したところであります。今後は、雇用に関する総合相談窓口である「障がい者就業・生活支援センター」について、現在、県内3カ所から7障害福祉圏域すべての設置を目指すとともに、特に就職や職場定着が困難な精神障がい者や発達障がい者に対する就労支援の強化など、一人でも多くの障がい者が就職し、職場定着できるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○萩原耕三議員 余りとんとんといきよりますから、ゆっくりとやりたいと思いますが、次に、総務部長にお尋ねします。災害時の避難を円滑にするための情報体制についてであります。

災害から県民の命を守るためには、情報体制の強化は重要なことであります。そのような中、市町村防災行政無線の果たす役割は大きいものがあると考えます。しかしながら、昨今の厳しい財政状況の中、整備実施に必要な費用捻出ができないといった市町村もあるやに聞いております。また、県においては、地震などの自

然災害や火事などの災害の発生を知らせたり、強盗やいたずらなどの防犯情報を知らせるなど、携帯メールを活用した、県民に対する防災・防犯メールの配信サービスを実施しております。私もこのサービスを受けておりますが、即時に情報入手することができ、いろいろな場面で役立っております。携帯電話を所有する県民すべてが登録する必要があるのではないかと考えます。そこで、市町村防災行政無線の整備状況及び未整備市町村への働きかけを今後どのように行っていくのか。また、宮崎県防災・防犯情報メールサービスについて、現在の登録状況と今後どのように普及を図っていくのか、総務部長にお尋ねします。

○総務部長（山下健次君） まず、市町村の防災行政無線についてでございますが、各家庭あるいは屋外にスピーカーを設置いたしまして、防災情報等を住民に直接伝達することのできる同報系無線は、現在6市町村で未整備となっております。また、同報系無線を既に導入している市町村におきましても、必ずしも整備が十分でない地域がございます。県におきましては、同報系無線は、住民に対して迅速・確実に情報の伝達を行うことができ、有効性が高いことから、従来から整備促進を図ってきたところでありますが、今後とも、より一層の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、宮崎県防災・防犯情報メールサービスの登録状況についてでございますが、毎年徐々に利用者が増加をしております。具体的には、19年度は3,680人の増、今年度は7カ月間で3,788人の増となっております。本年の10月末現在での登録者数は1万3,017人となっております。メールサービスは、県民の皆様の安全で安心な暮らしを確保する重要な手段の一つであ

りますので、今後とも、県の広報誌やホームページ、新聞、テレビ、出前講座など、さまざまな方法によりPRを行うとともに、本年の8月から配信を開始いたしました竜巻注意情報のように、内容の充実にも努めてまいりたいと存じます。

○萩原耕三議員 次に、警察本部長にお尋ねいたします。地域の安全を守る街頭活動強化事業についてであります。

交番・駐在所は、地域住民の暮らしの安全を守る生活安全センターであり、パトロールをする警察官の姿は地域住民に安心感を抱かせるなど、重要な役割を担っております。また、交番相談員あるいは警察安全相談員として、退職された警察官の知識や技能などを活用することで、警察官の外部活動強化による街頭犯罪などの検挙及び抑止も期待できます。さらに、少年事件の凶暴化や声かけ事案など子供が被害者となる事件も増加しており、児童生徒の非行防止や健全育成に資する活動が重要となっております。そこで、昨年度実施された「地域の安全を守る街頭活動強化事業」の成果及び今後の活動について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

お尋ねのありました事業は、警察官が従来行っておりました各種届け出の受理や困り事相談への対応等の業務の一部を、それぞれ交番相談員や警察安全相談員に担当させ、警察官の負担を減らすことにより、その活動を警察が直接担う治安対策の中心というべきパトロールや捜査等にシフトして、街頭活動を強化しようとするものであります。また、スクールサポーターにつきましては、子供に起因する学校内外の問題等を早期に把握して対処・解決するほか、学

校周辺における子供の安全確保等の活動を行うことにより、地域の安全を守ろうとするものであります。

平成19年度の成果、活動実績といたしましては、交番相談員については、県下に47名を配置して、総合計で約5万6,000件の拾得・遺失届あるいは地理教示等を処理いたしております。警察安全相談員につきましては、県下に18名を配置して、5,000件を超える防犯や民事、家事問題等の相談に対応いたしております。また、スクールサポーターにつきましては、平成19年7月から警察本部に1名配置して、中学、高校等からの要請に基づいて、約200件の助言指導、非行防止教室、校内外のパトロール等を実施するなどしております。

今後の取り組みについてでございますけれども、まず、交番相談員につきましては、本年度の予算により、制服を従来のブレザーのタイプのものから、より機能的なもので積極的な活動に資する服装に変更するとともに、新たに交番の前での立番勤務を設けまして、子供の見守り活動にも従事をさせるなど、街頭における活動を強化することといたしております。また、スクールサポーターにつきましては、本年度から3名増員して合計4名となっております。県下全域にわたりまして、学校等関係機関・団体との連携を一層強化して、少年の非行防止や犯罪被害防止活動を推進することといたしております。警察安全相談員につきましても、県民の立場に立った親切かつ丁寧な相談対応をさらに徹底することといたしております。

県警察といたしましては、刑法犯認知件数の減少に見られますように、指数面ではある程度落ちつきつつある一方で、県内における子供に対する声かけ事案等が一昨年、昨年と年間で300

件を超えており、また、御案内のとおり、本年6月には宮崎市内で女子児童が連続して髪を切られるという事案が発生するなど、体感治安という面では、県民の不安は払拭されるにはまだまだ至っておりませんことから、今後とも体制基盤の充実に努めますとともに、各種警察活動を強化することにより、警察全体としての力の向上を図り、また、地域の方々や関係機関とも連携をして、安全で安心なまちづくりを推進する所存であります。

○萩原耕三議員 次に、環境森林部長に2点お尋ねいたします。

まず第1点として、森林環境税を活用した森林保全等の取り組み状況についてであります。森林の持つ多面的な機能により、県民は大きな恩恵を受けておりますが、木材価格は低迷したまま、担い手の減少、高齢化の進行などにより、植栽未済地や間伐等の手入れの行われない放置林が増加し、森林の持つ多面的機能の低下が危惧されております。このような中、平成18年度から森林環境税が導入されたところであり、この森林環境税を活用した森林づくりに対する県民や企業等の意識を高め、実際の森林づくり活動に結びつけなければなりません。平成19年度に実施された森林環境税を活用した森林保全等の取り組み状況はどうであったのか、お伺いいたします。

2点目ですが、「経済・交流」拡大戦略の中で、林業再生に向けた新生産システム推進対策モデル事業であります。御案内のとおり、本県は、昭和30年代前半からの拡大造林により、森林の61%を人工林が占めており、既に半分以上が伐採可能な資源となっております。また、林道整備や高性能林業機械などの生産基盤も順調であり、その結果、杉丸太の生産量は平成3年

から連続日本一となっております。しかし、一方で、木材価格の低迷や担い手不足など深刻な課題もあります。そのような中、林業の再生に向けて、安定供給協定に基づく原木の供給や、効率的な流通・加工体制の整備などを通じて、川上から川下まで一貫した安定供給体制の整備が重要となっております。そこで、昨年度の新規事業であります林業再生に向けた新生産システム推進対策モデル事業について、どのような成果があったのか。また、今後、県内の林業・木材産業の発展にどのように結びつけていくのか、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（高柳憲一君） まず、森林環境税の平成19年度の主な取り組みといたしましては、50の森林ボランティア団体などに対しまして活動費の助成や苗木の提供を行い、65ヘクタールの森林づくりが実施されるとともに、企業への働きかけを行うことにより、県内2つの企業が森林所有者等と協定を結び、企業による森林づくりが行われることとなりました。また、森林への理解や関心を深めるため、39の学校や地域に対し、森林環境教育への支援を行ったところであり、さらに、公益上重要な森林を対象に、12市町村で68ヘクタールの広葉樹の植栽を行うとともに、適切な管理がされていない森林を、針葉樹と広葉樹が入りまじった森林へ誘導するために、21市町村で317ヘクタールの間伐を実施したところであり、

次に、新生産システム推進対策モデル事業につきましては、原木の生産・流通・加工におけるコストの低減や、安定的な製品供給体制の構築によりまして、林業の再生を目指すものであります。平成19年度は、高性能林業機械3台の導入を支援し、原木の生産コストの低減を図るとともに、原木の製材工場への直接納入等に試

験的に取り組み、流通コストの低減につきましても一定の成果が得られたところでもあります。また、加工体制につきましても、大量の原木を処理できる効率の高い製材工場の増設を支援し、住宅メーカー等大口の需要に対応した供給体制を強化したところでもあります。今後とも、この事業を着実に推進し、厳しい状況下にある林家等への利益還元を図り、循環型林業を確立することにより、本県の林業・木材産業の発展を図ってまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 次に、みやざきブランドの総合プロモーションについて、環境森林部長、商工観光労働部長、農政水産部長にお尋ねいたします。

本県の農林水産業における、生産活動を支える担い手づくりや基盤整備に積極的に取り組むとともに、みやざきブランドの確立を推進することにより、大消費地における本県農林水産物の認知度アップを図る必要があります。知事の情報発信力により、全国的に「宮崎」の名が認知されるようになりましたが、農林水産業それぞれ取り組むのではなく、相互に連携したみやざきブランドづくりが、今後必要であります。平成19年度に実施した、みやざきブランド総合プロモーションの成果及び今後の取り組みについて、3部長にそれぞれお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 環境森林部におきましては、乾シイタケのブランド確立や県産材の需要拡大などに取り組んでおります。乾シイタケにつきましては、商品ブランド認証に向けて、品質向上やトレーサビリティシステム確立への支援を行ってきた結果、本年3月に「みやざき乾しいたけ」として認証を受けたところでもあります。また、県外での物産展への参加や、栄養士と連携した食育の推進などに取り

組み、需要拡大に努めてまいりました。県産材につきましても、大消費地の福岡市における「知事のトップセールス」の開催や、海外における経済交流訪問団に参加しての商談など、新たな取引先の開拓に努めたところでもあります。今後とも関係部局と連携し、「みやざき乾しいたけ」の認知度の向上や、宮崎県産材の販路拡大に取り組み、林家所得の向上や林業・木材産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 商工観光労働部における取り組みでありますけれども、県内外のバイヤーを招聘した商談会や、大都市、東アジアなどでの物産展の開催、さらには、バイヤー等による商品開発やデザインの指導等を通じまして、県産品のブランド力の向上や販路開拓に努めてまいりました。その結果、国内のスーパー等におきまして約60件の宮崎物産フェアが開催されるとともに、海外の量販店におきましても、農水産加工品の継続取引が始まるなど、一定の成果を上げたところでございます。今後につきましては、関係部局や団体と連携を強化しながら、今年度創設した宮崎県優良県産品推奨制度の活用や、現在策定中の東アジア販路拡大戦略に基づく取り組みを積極的に推進することにより、国内外での県産品の定番・定着化に努めてまいりたいと考えております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農政水産部におきましては、宮崎ならではの安全・安心を基本に、消費者から信頼されるブランド対策に取り組んでおります。平成19年度は、商品ブランドに、先ほどお話のございました乾シイタケに、「みやざき温室光センサーメロン」を加えた2品目、7産地を追加するとともに、ブラン

ドCMの全国放送や知事のトップセールス等による情報発信、全国トップの残留農薬検査体制確保のための新たな検査センター整備への支援等を行ったところであります。これらの取り組みにより、本県農産物の認知度の向上や取引先とのパートナーシップの強化、安定的な農産物の供給体制が整いつつあるものと考えております。今後は、観光や加工品等と連携した、みやざきブランドの総合プロモーションの強化に積極的に取り組むとともに、「ブームから定番・定着化へ」ということによる農家所得の安定向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○萩原耕三議員 同じく農政水産部長に3点お尋ねいたします。

まず第1点目として、県から始める地産地消推進についてであります。地産地消については、その必要性や意識については県民すべてが持っていると思われませんが、新聞報道でもあるとおりに、まだ学校給食での取り組みは十分ではありません。また、特に食材が主体とされる県内のホテル、旅館、飲食業関係者等々にも一層の取り組みを求めるべきであります。さらに、県だけではなく、市町村やJAなど民間レベルでの取り組みも進める必要があります。我が国の食料供給県だからこそ、地産地消については積極的に取り組んでいくことが重要であります。言うまでもなく、地産地消は、食の安全・安心につながるだけではなく、生産者と消費者が身近になり、地域経済の活性化にもつながるものであります。そこで、平成19年度に実施された地産地消対策、特に、県産農水産物の利用促進についての取り組み状況と今後どのように推進していくのか。

2点目として、農地・水・環境保全向上対策

についてであります。平成19年度から、戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策が導入され、担い手の育成確保に向けた取り組みが始まりました。さらに、農村地域の集落機能の向上と地域の活性化につながる施策として、農地・水・環境保全向上対策が実施されました。本県においては、農業従事者の減少、高齢化等が進み、農村地域の集落機能が減退していく中で、農業者、地域住民が一体となって、農地・農業用水等の農業資源や農村の環境を守りつつ育てるというこの対策は、今後ますます重要となると考えます。昨年度から始まった農地・水・環境保全向上対策の取り組み状況とその成果、及び今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

3点目として、水産業の振興についてであります。近年、水産資源の減少や魚価低迷に加え、担い手の減少や高齢化により、本県の基幹産業である農林水産業の一翼を担う水産業は危機的な状況であります。このような状況を打破するためにも、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展を図るための施策を充実することも重要であります。また、本県の水産業の振興については、つくり育て、管理する漁業を推進されているところであり、鹿児島県に次いで全国第2位で、本県養殖生産額の2分の1を占めるカンパチ養殖をより一層確立することが重要であります。そこで、昨年度実施されたカンパチ種苗生産実用化事業についての成果と、今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） まず、地産地消対策についてであります。地産地消の推進につきましては、「みやざきの食と農を考える県

民会議」が中心となり、多様な取り組みを展開しております。特に、県産食材の利用促進につきましては、学校給食への県産食材の導入支援を行うとともに、県産食材にこだわった料理を提供する飲食店等を、「こだわり料理の店」として登録する制度を開始したところであります。これらの取り組みにより、生産者と学校との間で食材供給協定の締結等の先駆的な取り組みが始まるとともに、「こだわり料理の店」の登録店も139店舗となったところであります。さらに、県産食材を直接県民に供給する農水産物等直売所も大幅に増加しております。今後とも、民間企業を初め幅広い分野の主体的な取り組みを推進し、市町村等とも連携を図りながら、県民運動としての定着に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策につきましては、農業者を中心に、地域住民等に幅広く参加いただくことにより、農地や農業用水等の資源の保全や農村環境の維持向上を図るもので、市町村など関係機関と連携し、推進しております。初年度の平成19年度には、197の組織において約1万300ヘクタールの農地を対象に、水路の泥上げや草刈り、農業用施設を長もちさせるための点検・補修、ホタルの再生などの環境を維持向上させる取り組み、さらには、化学肥料や化学農薬を低減する先進的な営農等の活動が実施されたところであります。県といたしましては、今後とも、集落機能の向上や地域の農業への理解促進、活性化に向けて、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、カンパチ種苗生産実用化事業につきましては、県では、良質な本県産カンパチ種苗を供給するため、種苗量産化技術の開発に取り組んでおります。平成19年度におきましては、え

さや飼育水などの飼育環境のコントロール技術を確認したことにより、量産化技術の目安とされる稚魚生産数10万尾を超えたところであります。今後とも、宮崎県水産振興協会との連携を図りながら、稚魚の初期生存率の向上や、生産コストの削減などの取り組みを進め、量産化技術を確認し、本県産カンパチ種苗を用いた養殖業の振興を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○萩原耕三議員 次に、商工観光労働部長に3点ほどお尋ねいたします。

第1点目は、おもてなし日本一観光推進についてであります。新みやざき創造計画において、平成22年までに県外観光客数を97万人増加させ、547万人を目指すという高い目標値を掲げておられます。また、宮崎ならではの地域資源を生かした観光地づくりを進め、観光客を心から迎えるホスピタリティーの醸成など、おもてなし日本一の観光を推進しておられます。そのような中、平成19年度に実施した事業によって、県外観光客数はどのようになったのか、また観光客の経済効果はどうであったのか、さらに今後、おもてなし日本一観光をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

2点目として、働く場づくり、物づくりの振興についてであります。即効性のある雇用対策である企業誘致についてであります。昨年度の本県の有効求人倍率は0.65倍と、全国の1.02倍と比較して依然として厳しい状況が続いております。このため、商工業、農林水産業など諸産業の振興はもとより、企業誘致や新たな産業の創出に積極的に取り組み、雇用の確保を図ることが何よりも重要なこととあります。高速道路の整備状況などのインフラ整備や、人材、用地、工業用水や電力供給などを総合的に判断

し、企業は工場などの立地を決定するとのこと
であります。その企業誘致の呼び水として、平
成19年度から、企業立地促進補助金の最高限度
額が九州最高額の50億円と増額されました。増
額を実施した平成19年度における企業立地促進
補助金の交付状況、及び企業誘致の件数、最終
雇用予定者数について、どのような結果になっ
たのかお伺いいたします。

3点目として、新規雇用創出についてお伺い
いたします。新みやぎき創造計画に明記されて
いるとおり、平成22年度までに新規雇用創出数
を1万人とするということであります。企業誘
致によるもの以外には新規雇用数を明確に示す
数値がないため、その把握方法はなかなか難し
いところではありますが、昨年度実施した県の施
策により創出された雇用について、何人新規雇
用されたのか、まず3点を部長にお伺いいたし
ます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） まず、観
光についてでございます。平成19年度は、本県
独自の観光資源の掘り起こしや磨き上げを図り
ますとともに、知事を先頭にしたセールスな
ど、積極的な誘致活動を展開したところでござ
います。その結果、県外観光客数は456万8,000
人で、前年比3.5%の増となり、11年ぶりに増加
に転じたところでございます。また、観光客の
消費が本県に及ぼした経済効果は1,259億円で、
前年比3.8%の増となっております。今後は、こ
の流れを一過性のものとせず、定着させること
が必要でございますので、宮崎ならではの地域
資源を活用した観光地づくりや、体験型・滞在
型観光など、時代のニーズに対応した取り組み
を積極的に進めることによりまして、おもてな
し日本一観光の推進に、全力で取り組んでまい
りたいと考えております。

次に、企業立地促進補助金であります、平
成19年度までに操業を開始し、補助金申請の
あった31社に対して、17億2,840万4,000円を交
付したところでございます。また、19年度の誘
致状況でありますけれども、初めての大規模案
件の適用が予想されます太陽電池製造工場を初
め、自動車用部品や電子部品、医療用機器のほ
か、本県の豊富な水資源や木材資源を活用した
製品の製造工場、雇用創出効果の大きいコー
ルセンターなど22社を誘致し、最終雇用予定者
数は1,174人となっております。

次に、雇用の創出につきましては、働く場の
創出といたしまして、雇用者だけではなく、新
規創業による起業者や新規就農者など、県の施
策により創出された雇用等の第1次から第3次
産業までの合計と定義をいたしております。そ
の結果、昨年度は、ただいま申しました新規立
地企業による最終雇用予定者数1,174人に加え、
地場産業の振興などによる雇用の創出、あるい
は農林水産業への新規就業者を合わせまして、
合計1,640人となったところであります。以上で
ございます。

○萩原耕三議員 知事にお尋ねいたします。今
ほど商工観光労働部長が答えられた状況をか
んがみますと、この経済情勢の中で、新規雇用
創出1万人という目標値は非常に厳しいと思わ
れますが、今後どのような対策を打ち出してい
かれるのかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 世界経済が減速する
中で、我が国の景気の状態はさらに厳しいもの
となることが懸念されておりました、本県にお
きましても大変厳しい経済状況となっております
ところでございます。このような状況の中で、高
いハードルではありますが、国の緊急経済対策
を十分に活用しながら、地域雇用対策を強化す

るとともに、金融等の経営支援や農商工連携等を通じた地場企業の活性化、さらには、より積極的に企業誘致を促進することなどにより、雇用の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 次に、県民政策部長にお尋ねいたします。物流対策についてであります。農産物を初めとする県産品の競争力向上や、企業誘致の推進等による県内産業の振興を図る上で、本県にとって物流対策の強化は大きな課題であります。しかしながら、原油価格の高騰による輸送コストの増加等により、物流を担う陸・海・空の流通関係業者は大変厳しい状況であります。そのような中、県においては、海上・鉄道貨物利用促進会議を設置され、関係者との情報交換や協議をなされているところではありますが、なかなか効果的な取り組みが実施されているとは思えない状況であります。そこで、昨年度実施された当会議の開催状況や内容など、及び本県と関東地域を結ぶ海上航路を利用する運送事業者への運賃の一部を補助する関東航路利用促進補助事業の成果について、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） まず、海上・鉄道貨物利用促進会議につきましては、県内の荷主企業や運送事業者等を対象に、海上・鉄道輸送の利用拡大による物流効率化の意識喚起を目的とする講演会と意見交換会を実施したところであり、物流の専門家等を講師に招いて、ことしの1月と2月の計2回開催し、延べ113名の参加を得たところであります。

次に、関東航路利用促進補助事業につきましては、関東航路の増便等の利便性向上を目的として、細島港発のローロー船「南王丸」を利用する運送事業者に対して助成を行ったものであ

り、事業開始前に比較して、細島から乗船したシャシーの台数が月当たり100台程度増加し、全体の乗船率は90%を超える程度まで向上したところであります。以上であります。

○萩原耕三議員 最後に、知事にお尋ねいたします。平成19年度における入札・契約制度改革の影響についてであります。平成19年度は第2期の財政改革推進計画の初年度であり、前計画から引き続き、投資的経費の縮減に取り組まれてきました。計画では、公共事業については、緊急性や費用対効果、地域経済への影響、国の動き等を踏まえ、一層の縮減・重点化を図るとされております。公共事業の縮減により、普通建設事業費の中で、補助事業費は前年度比約98億円の減、率にして13.1%の減少、また県単独事業費に至っては、前年度比約80億円の減、率にして20.1%の減少となっております。急激な入札・契約制度改革の初め、公共事業の縮減により、県内の建設関連産業は青息吐息であります。そこで、平成19年度の入札・契約制度改革による県内建設関連産業への影響をどう分析し、今後どのようにこれを生かしていくかを、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 本県では、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するため、平成19年度から抜本的な改革に取り組んでおりますが、並行して改革の検証も随時行い、昨年10月には最低制限価格の見直しも行ったところであります。しかしながら、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、資材価格の高騰、不動産業界の業況悪化などもありまして、建設産業は極めて厳しい経営環境に直面しております。もとより、社会資本整備の担い手である建設産業は、災害時の緊急対応などに大きな役割を果

たすとともに、地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであります。県といたしましては、建設産業について、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが急務と考えており、入札・契約制度については、本年度も、予定価格の事後公表の試行や、総合評価落札方式のさらなる拡充などを図っておりますが、今後も、制度の検証と見直しを継続してまいりたいと考えております。また、今年度に引き続き、来年度も建設産業対策を重点施策に位置づけ、建設業者の実情に応じたきめ細かな支援にも努めてまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 時間が大分余っておるんですが、終わりますけれども——「この秋は 雨か嵐か 知らねども 今日のとつめの 田草とるなり」、これは二宮尊徳翁が教えております。現代流に一口に言えば、「いろいろ課題も問題もあるだろうが、何が起こるかわからない。とにもかくにも目の前のことを一つ一つ地道に片づけて実行していきなさい」という教えであろうというふうに思います。宮交の岩切章太郎社長の言われる「心配するな工夫せよ」ということであろうと思っております。病気は気からといいますが、景気も気からであります。余り不景気、不透明をあおるのではなくて、元気、気が育つようにしていただきたいものだと思っております。知事初め各部長、そして教育長、県警本部長、それにまつわる職員の皆さん、厳しい県財政状況の中、華々しいことはできないでしょうが、地味でも、県民の皆さんが安心・安全な心で健やかに生活が送れるよう、行政運営を一緒になって取り組んでまいりたいと考えます。

以上をもって総括質疑とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で午前の質疑は終わります。

なお、早く終わりましたけれども、傍聴者等の関係もありますので、午後は1時に再開をしたいと思います。

休憩をいたします。

午前11時12分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） 社民党を代表して、19年度決算に関する質疑を行います。

私は、この後、一般質問も控えておりますので、この質問が質疑なのか、質疑が質問なのか、自分でわからなくなるときもありましたが、総括質疑ということで、質問と質疑の違いを念頭に、粛々と質疑をさせていただきます。

まず、不適正な事務処理についてであります。

11月17日の全員協議会で報告がありましたが、平成19年度の不適正な事務処理が20万円ほどあったと。これは決算上は是正をされているということでありました。この不適正な事務処理は18年度の方が主でありましたが、経過を見てもみますと、昨年1月23日に知事が就任されて、そこでの発言と、そして最終的には昨年の5月17日に不適正な事務処理があるということで記者発表して……。不適正な事務処理の大きなものは18年度であります。わかった時期が平成19年5月以降ということで、19年度の一部で、5月か6月ごろまででしょうか、不適正な事務処理が継続して行われていた。それをその後、コンプライアンスという内部での調査、そ

してまた、職員の意識を変えて、適正にその後やっていったということでもあります。5月17日が記者発表ということで、やむを得ず19年度まで不適正な事務処理が残っていたというふうに解釈をいたします。全員協議会の中で報告がありました、先ほど言いました19年度の不適正な事務処理20万円、そういったものがどういうものであったのか、その後の処理についても質疑をいたして、後の質疑については質問者席で行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕平成19年度の不適正な事務処理についてであります。昨年実施した全庁調査で明らかになった不適正な事務処理のうち、平成19年度予算の執行に係るものは、農政水産部と県土整備部における書きかえであり、金額は20万9,883円であります。その内容は、需用費で備品を購入したり、青焼き機のリース代を支払っていたものであります。いずれも公務に使用されていたものであります。なお、これらの書きかえにつきましては、財務規則の規定に基づき、平成19年度中に本来支出すべき科目に更正を行い、決算上は整理されております。〔降壇〕

○太田清海議員 再度、確認をいたしますが、出納閉鎖が5月中でありますので、その間には、18年度分については更正決定はできないと。19年度分については、更正決定なりして、決算上、書類上は適正なところにきちっとまとめていたということで理解いたします。これは5月段階でその辺の事後処理をされたわけですが、農政水産部、県土整備部のそういう不適正な20万円というものが何月分まであったのか、例えば8月、9月ぐらいまでの分もあったのか。

○総務部長（山下健次君） 19年の5月分まで

でございました。

○太田清海議員 わかりました。

それでは、決算の意見書に沿って質疑をしたいと思いますが、収入未済額というものが一般会計で32億円ほどあります。この収入未済額の主なものは何でありましょうか。

○総務部長（山下健次君） 一般会計における収入未済額につきましては、県税、諸収入、公営住宅使用料、児童保護費負担金などが主なものでございます。総額は、御指摘のように約32億5,500万円となっております。このうち県税が約24億6,100万円で、全体の75%を占めております。県税の内訳でございますが、個人県民税が約16億9,400万円、自動車税で約4億8,100万円、不動産取得税で約1億3,700万円となっております。県税に次いで多いのが、諸収入の収入未済金、約7億6,800万円でございます。このうち、県税以外の過年度収入の収入未済が約5億8,600万円ございまして、その主なものは、座礁した船舶の撤去費用約1億7,700万円、公営住宅使用料約1億1,200万円、奨学資金貸付金約9,500万円となっております。

○太田清海議員 今日の経済情勢の中で収入未済というのは、なかなかその解決を図るとするのは難しい面もあろうかと思えます。今言われたように、未済額の中で75%を占める県税であります。この未済額の圧縮についてどのように19年度は取り組まれたのか、お教えいただきたいと思えます。

○総務部長（山下健次君） 県税の収入未済額の圧縮につきましては、基本的に、租税負担の公平性、財源確保の観点から、重要な課題と認識しておりまして、特に、個人県民税と自動車税を重点税目として取り組んだところでございます。

このうち、個人県民税につきましては、市町村との徴収対策会議を初め、共同徴収あるいは徴収実務研修の実施、これは滞納に係るものですが、市町村から引き継ぎを受け、県が滞納処分を行う直接徴収に加え、平成19年度からは税務職員の併任人事交流制度を創設いたしまして、市町村と一体となった徴収対策を実施してきたところでございます。また、自動車税につきましては、19年度から、インターネットによるクレジット収納を他県に先駆けて導入いたしまして、納税者の利便性の向上を図ったほか、タイヤロックによる差し押さえ、あるいはインターネット公売を実施するなど、滞納処分の強化を図ってきたところでございます。

○太田清海議員 次に、不納欠損額でございますが、不納欠損額の主なものが何であったのか。そしてまた、雑入の不納欠損の内訳についてお教えいただきたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） 19年度における不納欠損は、県税と雑入につきまして約2億6,300万円でございます。その9割を占めておる県税の不納欠損額は約2億3,900万円でありまして、内訳は、自動車税の約1億1,200万円、県民税の約9,800万円、さらに事業税の約1,500万円となっております。また、雑入の不納欠損額は約2,300万円ございまして、内訳は、補助金の返還に係るものが約1,700万円、県税の過年度収入に係るものが約360万円、県税以外の過年度収入に係るものが約240万円となっております。

○太田清海議員 今お聞きしますと、補助金の返還に係る雑入の不納欠損というのがありとお聞きしましたが、補助金返還の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 補助金に係る不納欠損についてでありますけれども、こ

れは、平成13年度の県中小企業経営革新補助金に係るものでありまして、補助金交付後、補助目的を達成していないことが確認されましたために、補助金の返還を命じていたものでございます。しかしながら、その後、補助事業者が破産申し立てを行い、平成19年1月30日に免責許可が確定いたしましたので、県財務規則第53条第1項第6号の規定に基づき、不納欠損整理をしたものでございます。

○太田清海議員 補助金の不納欠損というのも珍しいかなと思ひまして……。それなりの理由があったやには聞きますけれども、今後の対応をよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、寄附金についてお伺いをいたします。

寄附金についての基本的な行政側の態度といえますか——寄附金というのは、一般的に見たときに、どんどん宮崎県に寄附してもらいたいかなという思いもあるわけですが、財政上は何かそこに規制があるというふうにも聞いております。寄附金の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 寄附は、個人や企業あるいは団体が持つ金銭などの財産を公共事業などの公共の目的に使用するために、自治体に対して行うものでございまして、あくまでも寄附者の自発的な行為に基づくべきものと考えております。県といたしましては、いただいた寄附金は、寄附者の御意向に沿って有効に活用させていただきたいと考えております。

○太田清海議員 話がずれるかもしれませんが、寄附金については、地方財政法第4条の5というところで、自治体は強制的に寄附を募ってはいけないという精神が書いてありますけれども、もちろんその辺を考慮されて、今後運営

されることだと思えます。次の質疑であります
が、寄附金に関して、前年度と比較して、平成19年度は寄附金というものが減少しておるよう
であります。その要因について教えていた
だきたいと思えます。

○総務部長（山下健次君） 主な原因といたしま
しては、18年度に森林・林業振興基金から、
地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の
維持増進を図るためということで1億4,900万円
の寄附がございましたが、19年度はその分がな
かったということでございます。

○太田清海議員 また、その中で総務費寄附金
というのがありますが、これはどういうものか
教えていただきたいと思えます。

○総務部長（山下健次君） 主なものといたしま
しては、県立芸術劇場改修のための財団法人
宮崎県立芸術劇場からの寄附金、音楽愛好団体
からの文化振興事業のための寄附金、こういっ
たものでございます。

○太田清海議員 わかりました。

次に、不用額についてお尋ねをいたします。

予算をつくって、決算した結果、不用額が出
たということでもあります。前年度と比較した場
合、不用額というのが今回20%増加しているん
ですね。県民から見た場合、「予算どおりに
きっちりやれ」ということは言えないけれど
も、予算を残すというのは、せつかく、こうい
う計画で今年度行きますよということを計画し
て、それが何億という単位で残っているわけ
ですね。これは県民から見た場合に、「もった
いがないな」という見方もあるだろうし、もし
くは、「それだけ節約したんだから、頑張った
んだ」ということも評価できると思えます。そ
ういうのが、ないまぜになったのであろうか
と思えますが、今回は前年度と比較して20%増加し

たということでは、多少そこについてお尋ねし
たいということになります。その要因につい
て、なぜ急激に不用額が生じたのかというこ
とについてお尋ねしたいと思えます。

○総務部長（山下健次君） 御指摘のように、
基本的には、不用額については、できるだけ少
ないほうがよいということは認識しております
けれども、今回もそうなんです。現実には、事
業費の確定に伴いまして不用が出たり、ある
いは実績が見込みを下回ったもの、こういっ
たものによる執行残として、負担金・補助及
び交付金、償還利子及び割引料、あるいは工
事請負費、こういっただころに生じているも
のでございます。基本的には、今後ともの確
かな事業費の把握を図りまして、不用額の縮
小について努力をしてみたいと考えておりま
す。

○太田清海議員 わかりました。

次に、情報通信環境の整備についてという
ことでお尋ねをいたします。

まず、移動通信用鉄塔施設整備事業の仕組
みについてお伺いしたいと思えます。

○県民政策部長（丸山文民君） 移動通信用
鉄塔施設整備事業は、条件不利地域における
携帯電話の利用を可能にするための施設整備
を行うものであります。整備地区の選定につ
きましては、県を通じまして、市町村の希
望地区を聴取後、電気通信事業者の事業
参画を確認した上で決定しているところで
あります。以上であります。

○太田清海議員 それでは、県内における
携帯電話のカバー率は幾らでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 本年5月、
市町村に対して実施いたしました調査によ
りまして、世帯カバー率は5月現在で99.5%
となっております。

○太田清海議員 99.5%ということであれば、ほぼカバーしているとみなされるという言い方もあろうかと思いますが、県内に携帯電話が利用できない地区がどのくらい残されているのか、お尋ねしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 市町村の調査によりますと、あと94地区となっております。

○太田清海議員 99.5%のカバー率であります。あと94地区ということで、恐らく県内に散在しているんだなと思います。これについては、地区としても人数が少なかったりということで、少し後回しになったりするのかなと思います。ぜひそういうところを今後、問題がないようにやっていただきたいと思っております、これは私の意見であります……。

次に、危機管理体制の強化についてということでお伺いたします。

まず、24時間防災ウォッチ事業について、これは県庁内に設けられているということは伺っておりますが、災害監視の体制や、その運用状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 危機管理体制の強化を図る観点から、18年5月に災害監視室を設置いたしまして、地震、大雨等の気象情報や、油流出事故などの危機管理情報を常時監視いたしまして、関係職員の緊急招集や、市町村、関係機関への連絡を行っているところであります。現在、知事部局の課長補佐以上の約200名が、自衛隊OBの非常勤職員の方と2人体制で、1人当たり年2回から3回の頻度で夜間及び休日等の閉庁日に宿日直勤務を行っております。

運用状況でございますけれども、気象情報等の受信を行った事案が、18年度133回、19年度216回、台風等の大雨洪水警報の発令あるいは

水難事故等の防災ヘリ要請等で関係職員の呼び出しや連絡をした事案が、18年度37回、19年度28回となっております。これによりまして、従前に比べ、市町村、消防等の防災機関への連絡など、より迅速な初動対応と、幹部職員の危機管理意識の醸成につながっていると考えております。

○太田清海議員 県民の命と財産を守るという意味では、大変貢献をしているというふうにも感じております。

もう一つ、これに関連して質疑したいのは、課長補佐以上が200名以上で、自衛官OBもついでということですが、2人体制で監視をしているということですが、宿日直手当といえますか、そういったものは、管理職ということではあるわけですが、どのようなことになっておりますでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 宿日直勤務を命ぜられました職員には、給与条例に基づきまして、1回当たり4,200円の宿日直手当を支給しておるところでございます。

○太田清海議員 わかりました。

次に、医療体制の充実についてということがあります。

県立看護大学の運営事業については、多額の県費を投じて運営をされておるわけですが、私たちが社民党のチームで、各地区の医師会等との協議も行ってきたわけですが、その中でも、県立看護大を卒業された方にぜひ県内に残ってほしいという思いがあります。この主要な成果の中で見てみますと、看護大学卒業生の就職率が、徐々にではあるが下がっておるということで、頑張っただけでも残ってもらえぬだろうかという思いを込めてお聞きしたいと思います。こういう状況をどう認識され、どういう対応をされ

てきたのかをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県立看護大学の学部卒業生の県内就職率は、開学以来これまで、平均して5割程度で推移をしてきており、近年、低下傾向にあります。こうした県内就職率の現状には、大学の入学者総数に占める県外出身者の割合が例年4割程度を占めているといった実情があるほか、近年、特に大都市圏の病院等からの求人がふえていることなど、さまざまな要因があるものと考えております。県としては、本県における優秀な看護職者の育成確保という大学設立の趣旨にかんがみ、県内就職率の向上に、さらに創意工夫して取り組んでいかなければならないと認識しており、平成19年度におきましては、県内出身の学生をふやすことで県内就職率が高まるという視点から、学部定員100名の入学者選抜に関して、県内出身者の推薦枠を、従来の18名から25名に拡大する方針を固めたところであります。以上であります。

○太田清海議員 わかりました。

続きまして、産業廃棄物税の充当事業の一つであります廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業、廃棄物監視員を18人ほど配置して行ってきたというふうに報告されておりますが、どのような成果が上がったのか等についてお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 平成19年度の産業廃棄物税は、環境森林部を初め、商工観光労働部の環境リサイクル技術開発支援や、教育委員会の環境教育推進など、17の事業に約1億8,000万円を充当いたしました。その事業の一つである廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業につきましては、不法投棄が年々増加傾向にあることから、平成19年度におきましては、廃棄物監視員を3名増員して、今お話にありま

したように18名体制として、産業廃棄物の排出事業者や処理業者への立入検査・指導のほか、不法投棄を防止するための監視パトロールを強化したところであります。この結果、平成19年度における立入検査等の件数は1万1,528件で、前年度と比較して2,243件、約24%増加したところでありまして、不法投棄などの悪質な事例については、改善命令が2件、許可取り消し8件の厳正な行政処分を行ったところであります。

○太田清海議員 それでは次に、ハッピーライフ資金というのがありますが、これは商工観光労働部長の担当のところであります。ハッピーライフ資金、これは3,000万ほどを県が労働金庫に預託して低利で貸し出すという制度であると思いますが、その実績についてお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ハッピーライフ資金の実績でありますけれども、過去3年間の融資件数と融資額を申しますと、平成17年度が33件の3,630万円、18年度が47件の5,025万円、19年度が65件の6,600万円となっております。以上でございます。

○太田清海議員 確認をしておきますが、労働金庫に対する県の職員の派遣というのはいないですね。

○商工観光労働部長（高山幹男君） いたしておりません。

○太田清海議員 主要な成果ということで報告をいただきまして、その中で、施策の成果等というところのコメントに、「これまでの実績等も踏まえながら勤労者向け融資制度の在り方等について検討していく必要がある」というふうにコメントされています。この制度が将来、なくなりつつある方向に行くのかなとか、いい方向に行くのかなというふうにも思うわけです

が、ちょっと不安なところがあるわけです。この制度について、こういうコメントが載せられておるものですから、そういう意味では、私も、このことについて言及をしておかならんなという思いもあります。預託による貸し出し、これは中小企業の勤労者ということで貸し出しをするわけですが、民間よりも低利で、教育資金1.8%、生活資金が2.9%だと思いますが、やっておるわけで、これがなくなったりすることによって、今度は逆にそういう人たちがサラ金とか、そういったほうに誘導されてしまっても困るなという気持ちを、このコメントがありましたので伝えておきます。

次に、個性を生かした地域づくりについてということで、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」というのがあります。平成19年度の移住者が41世帯となっておりますが、この移住してきた41世帯の年齢層、移住先の分布というものに特徴があれば、教えていただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 移住された世帯の世帯主の年齢分布につきましては、30歳代が16世帯で最も多くなっており、次いで20歳代が10世帯、40歳代が6世帯などとなっております。比較的若い世代が多い傾向がございます。移住先につきましては、県央地区が31世帯で最も多く、次いで県北地区の5世帯、県南地区の4世帯、県西地区の1世帯というふうになっております。

○太田清海議員 できるならば、地域のほうにできるだけ広がって来ていただくといいなという思いもあります。この移住者の移住目的、いろんな芸術をやってみたいとか、宮崎の特性を生かして何かやってみたいという人なんかもあるのかなと思えますが、移住の目的はどのよう

なものが特徴的なのか、教えていただきたいと思えます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 移住の目的でありますけれども、その特徴といたしましては、本県の暖かい、自然豊かな環境の中で伸び伸びと暮らしたい、そういった暮らしを求めてというものでございます。例えば、仕事面では農業に従事される方がおりますし、趣味の面ではサーフィンなどを行うという方がおられます、都会では味わえない生活を目的にされている例が多くございます。また、例えばですけれども、美郷町の北郷区におきまして、移住者が宇納間備長炭の炭焼きに従事されて、伝統産業の重要な担い手となっている、そして地域活性化に大きく貢献されている、そういった事例もございます。

○太田清海議員 この41世帯の移住を実現させてきたわけですが、一つの成果だと思いますが、具体的にどのように県がかかわってきてこういう結果が出たのかについて教えてください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 移住促進に関しましては、県におきましては、大都市圏での移住セミナーの開催でありますとか、ホームページ等による情報提供を行いますとともに、市町村が行いますお試し滞在ツアー等を支援してきております。また、個別の移住相談におきましては、住居や就職など、相談される方の求める情報を迅速かつ的確に提供することで、本県への移住に結びつくよう、努めてきているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。

次に、元気な地域づくりについて、農政水産部長にお伺いいたします。

平成19年度に実施した中山間地域等直接支払

制度推進事業の成果についてお尋ねをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本事業は、生産条件が不利な中山間地域等におきまして、農業生産の維持、耕作放棄の防止、農地の多面的機能の確保等に取り組む集落等の活動に対して支援を行うものであります。平成19年度は、県内24市町村で450の集落協定が締結され、5,738ヘクタールの農地を対象に7億3,830万円の交付金が支払われております。具体的には、集落協定に基づいて、農地や農道・水路等の維持管理、レンゲ等の景観作物の作付、機械及び農作業の共同化、後継者育成への取り組みなどが行われております。このような活動の結果、全国的に耕作放棄地の増加が課題となる中で、本事業に取り組んでいただいている集落においては、新たな耕作放棄地が発生していないなどの具体的成果のほか、集落の共同意識の醸成など、地域の活性化が図られていると考えております。

○太田清海議員 わかりました。私たちもある視察の中で、五ヶ瀬だったと思いますが、そういう取り組みをしているところを見せていただきました。農家の方々が文化活動もソフト事業でやっているとか、また共同で機械類を使っていこうということで、何かそういう意識のまとまりといいますか、そんなものが農村世帯に醸し出されてくるのではないかという意味では、大変いい事業ではないかなと思っております。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。公共工事現場点検強化事業、これは、入札改革の負の部分、ちょっと手抜き作業があるんじゃないかというようなこととかをきちっとチェックしながらやっていこうという取り組みだろうと思っておりますが、どのような基準でその対象工事を

選んでいるのか、まただれが点検しているのかを教えてくださいたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 公共工事現場点検強化事業につきましては、一般競争入札への移行に伴い、落札率が低下している中、手抜き工事や下請業者への過度なしわ寄せを防止しまして、公共工事の品質を確保するため、抜き打ちで実施しているものであります。施工体制の重点点検における対象工事については、落札率が一定以下の工事、1次下請額が契約額の半分以上を占めている工事、同時期に施工中の隣接工事で同じ企業が下請業者となっている工事など、7項目の基準を設けまして、そのいずれかに該当する工事を選定しております。また、点検は、財団法人宮崎県建設技術推進機構に委託しまして、施工体制監視チームにより行っております。

○太田清海議員 この点検強化事業による点検結果といいますか、効果はいかがだったでしょうか。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成19年8月から20年3月までの間に施工中であった工事のうち190件について、主任技術者の常駐状況や下請契約の締結内容、元請業者の下請業者に対する関与状況などについて点検を実施いたしました。その結果、現場に備えておくべき施工体制台帳等の不備や、災害防止協議会が開催されていない例などが確認されまして、これらについては、発注機関を通じて是正措置を行ったところであります。また、現場の主任技術者が適正に配置されていない建設業法違反が確認されまして、入札参加資格停止処分を行ったケースもございました。

○太田清海議員 わかりました。

続きまして、教育長にお伺いをいたします。

育英資金の貸し付けについてであります。

育英資金の貸与者数が増加しているというふうに、この表では見られるんですが、どのような理由によるものか、またその返還の状況についてお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 育英資金の貸与者が増加しておりますのは、平成17年度から日本学生支援機構の高校生奨学金が各都道府県に移管されたことによるものであります。これによりまして、本県におきましては、平成19年度まで毎年、約1,200名ずつ貸与者が増加したものであります。また、返還状況につきましては、移管された分についての返還は本年の10月1日からでありますので、それまでの貸与分について申しますと、返還率は近年、向上傾向にございます。

○太田清海議員 向上傾向にあるということでもあります。あわせてお尋ねしたいと思いますが、なかなか返還となると難しい、世の中がそういうふうになっているものですから、私は、低下しているのかなという思いもありましたが、向上しているということでお聞きしました。育英資金の返還促進の取り組みについて、特徴的に何かあれば、教えていただきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 育英資金の返還促進策につきましては、まず、育英資金の申請の段階で提出が必要であります「育英資金貸与申請願」を、必ず借受者であります生徒本人の記述によるものとしたしまして、奨学金受給者としての自覚を持たせているところであります。また、貸与が終了した時点で、「返還の手引き」により、返還された資金は次の世代のための育英資金の原資になるものであることを訴えるなど、返還の意識づけを行っているところであり

ます。さらに、残念ながら滞納が生じた場合におきましては、職員及び3名の債権管理員が、文書、電話、直接訪問等の手だてによりまして、反復して督促を行い、未納分の回収に努めているところであります。以上です。

○太田清海議員 わかりました。

続いて、最後の質疑になりますが、学力向上対策の推進についてということで、定時制・通信制いきいき夢サポート事業、県単で行われております。この内容についてお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 定時制・通信制いきいき夢サポート事業は、生徒たちが夢と希望を抱いて、将来の自己実現に向け、生き生きと学ぶことを目的として実施しているものであります。また、この事業は3つの取り組みで構成されております。1つ目が、「ふれあい交流活動」、2つ目が、「いきいき体験活動」、3つ目が、「生徒支援相談員の配置」であります。

1点目の「ふれあい交流活動」につきましては、各校の代表生徒が体験に基づいた発表を行う生活体験発表大会や、文化講演会、スポーツ交流活動、生徒会交流活動を行ったところであります。2点目の「いきいき体験活動」につきましては、高齢者福祉施設における介護体験活動や、宮崎海洋高校の「進洋丸」への乗船体験などを実施いたしました。3点目の「生徒支援相談員の配置」につきましては、豊富な知識や経験を備えた相談員を定時制高校に配置して、生徒の学習や生活に関する相談体制の充実を図ったところであります。

○太田清海議員 最近の定時制・通信制は、私たちのイメージでは、仕事・勤労のいろんな問題があって、定時制に行って頑張っておられるというイメージもあったわけですが、私も、定

時制高校等のいろんな祝賀会なんかにも出させていただきまして、学生さんたちの発表なりを聞いてみると、昔と違った選択で、定時制をみずから選ぶという人たちもふえている。むしろ、またそれはそれでいいことだというふうに感じる。むしろ、私たちがそういうイメージもつくって行って、大いに定時制に来ていただくことも考えないかなのかなと思ったりもしたところではありますが、そういう最近の生徒に何か変わりがあるのかどうか、特徴的なものがあればお教えてください。

○教育長（渡辺義人君） 家事や子育てをしながら学び直しをする生徒や、さまざまな理由で全日制の高校を中途退学したけれども、改めて高校卒業の資格を得たいという生徒も学んでいます。そのほかにも、例えばプロのミュージシャンやサーファーなどを目指して、夢と学びを両立させたいという生徒など、多様な生徒が在籍いたしておりまして、一言で言えば、自分のスタイルに合った学びの場ということになっております。以上です。

○太田清海議員 本当にそういう、むしろ定時制を選びたいということで夢を持って行かれている人たちもいらっしゃるって、それは普通科高校と違いますか、そういったところにも逆に知らしめて、お互い将来に希望を持って頑張りたいという意味では、PRもしてもらおうといいなというふうに思います。

私の体験でありますけれども、延岡は夕刊がありまして、私のうちにそれを配ってくる男の子がいました。雨降りで、自転車で滑って腰を打って、痛がっておるんです。私の家に入れて聞いてみたら、夕刊紙を配達しながら頑張っておるということでありました。やせた子だったものですから、ジュースを飲ませながら、「頑

張ってね」と言って、雨にぬれている新聞紙を、ビニール袋をやって、「これに入れて配んね」と言ってから渡したこともあったんですけど、いろんな方が働いて学んでおられます。その人のお母さんに聞いてみたら、今度卒業して、社会保険のあるところに勤めることができましたという報告もありました。よかったなと、こういう子供たちが世の中にきちんと出て、社会貢献がまたできるといいなという、私の気持ちであります。こういうところに光を当てていきたいなという思いであります。

残りの青少年の健全育成については、重複いたしましたので割愛させていただきます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕（拍手） 愛みやぎき、武井俊輔でございます。私としては初めての総括質疑でございますので、元気に取り組みさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議会の大きな役割といたしましては、執行部のチェック機関としての位置づけも大変重要でございますが、そういった意味でも、この決算審議は非常に重要なものだと考えておりますので、明確な御答弁をお願いしたいと思えます。

では、愛みやぎきを代表し質問をしてみたいと思います。

東国原県政最初の本格予算でございました平成19年度予算でありましたが、選挙公約でもありましたマニフェストの実現を図るという意味では、大変財政状況が厳しい中、お気の毒なところもあったかと思えます。決算書を読んでまいりまして、「宮崎県行財政改革大綱2007」

の財政改革プログラムに基づき、歳出の圧縮や縮減に努められてきたと認識しております。

一方で、私たち愛みやざきも、県議会各会派の皆様とともに、さまざまな節減に努めまして、当初予算でありますと、例えば旅費について1,200万円余の削減、また政務調査費等を含みます負担金・補助及び交付金についても、同じく1,200万円余の削減といったことも図ってまいりました。その意味では、まだまだ途上ではあるものの、議会としても取り組みを具体的に進めることができたのではないかと考えております。

ではまず、知事にお伺いいたします。今期決算に対する知事の所見。特に、不適正な事務処理等もございました。これも含めて見解をお願いします。

後は自席で質疑をしてまいります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 決算についてであります。本県の財政は、自主財源の占める割合が低く財政基盤が脆弱な上に、地方交付税等の削減や社会保障関係費の増大等により、平成19年度は大変厳しい財政運営となりました。このような中、全庁調査で判明しました不適正な事務処理のうち、平成19年度においても約20万円の書きかえが行われていたわけですが、これらの支出については、公務に使用されたと認められるものでありますので、平成19年度中に、本来支出すべき科目に更正を済ませまして、決算認定の議案とさせていただきます。不適正な事務処理につきましては、再発防止策の着実な実施に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、決算全体としましては、財政状況が非常に厳しい中において、「宮崎県行財政改革大

綱2007」の財政改革プログラムに基づく取り組みを着実に推進するとともに、新しい総合計画「新みやざき創造計画」を策定し、その新みやざき創造戦略として掲げる重点施策の推進に取り組んだところであり、厳しい財政状況に対応した堅実な財政運営を図ることができたものと考えております。〔降壇〕

○武井俊輔議員 では、続いて質疑してまいります。

続いて、福祉保健部長並びに教育長にお伺いいたします。不適正な事務処理に係る監査についてでございます。

19年度の監査委員の指摘の中で、中央福祉こどもセンター、南部福祉こどもセンター、こども療育センターにおいて、切手の大量購入、そして日南振徳商業高校において、印刷機のインク的大量購入について指摘をされておりました。この理由について、福祉保健部長及び教育長の答弁を求めます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 福祉こどもセンター等における郵便切手の購入につきましては、次年度に福祉事務所と児童相談所の組織統合が予定されていたために、それに伴う年度当初にかけての使用量の増加に備えたというようなこともありますが、いずれにしましても、県民の誤解を招きかねない行為でありまして、切手の在庫管理が不十分であったと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 日南振徳商業高校における事案につきましては、昨年度末、印刷用のインク及び原版作成用マスター、各60本を購入したものであります。これは、年度末から年度当初にかけての大量使用に備えようとしたものであります。綿密な執行計画を欠いておりましたため、所要量を超える購入となったもの

であります。

○武井俊輔議員 わかりました。

続いて、福祉保健部長にお伺いをいたします。しかし、組織改編というのは今までもあった話でございます。例えば、切手の購入などというものについての問題が指摘されているわけですが、こういったことは組織として継続的に行われてきたのでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 所属長の決裁を受けて購入し、郵便切手受払簿により管理を行っておるわけではありますが、このたびのケースは、在庫管理が不十分であったために生じたものであり、予算の適正な執行管理につきましては、さらなる徹底を図ってまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 しかし、結果として、こういったことが監査の指摘がありまして、現実に報道もされているということがございます。では、再発防止、この問題に対する責任者でありました河野副知事にお伺いをいたしますが、不適正資金の事務処理に係る意識というものが、職員全般にまで本当に行き渡っていたのかということについて、今の事例など見ましても、やっぱり、やや心配な感があるのですが、見解を求めます。

○副知事（河野俊嗣君） 今回指摘のあった事案につきましては、県民の誤解を招きかねない行為として、あってはならないことでありまして、大変残念に思っているところであります。これを受けまして、先週には、私が委員長を務めております、庁内のコンプライアンス推進委員会を開催して、監査報告の内容も含め、適正な事務処理の確保に向けて、職員への意識啓発にさらに取り組んでいくことを確認したところであります。今回の指摘を真摯に受けとめ、今

後とも、職員に対する一層の研修や指導検査に努め、徹底を図ってまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひよろしく申し上げます。

引き続き、監査事務局、代表監査委員にお伺いいたします。今回の不適正な事務処理の問題を受けて、監査事務局ではどのように体制を改めたのか、また職員の資質向上などの取り組みがなされたのか、お伺いいたします。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 全庁的に定数削減に取り組んでいる中で、組織の改編だとか職員の増員を伴うような体制の強化は大変難しい状況にございます。したがって、平成20年度においては、工事監査だとか財政援助団体の監査など、特に専門的な知識を必要とする部門の監査については、その一部を外部委託するとともに、監査対象や監査項目の重点化を行うなど、監査機能の充実強化を図ったところでございます。また、事務局職員のスキルアップにつきましては、公認会計士や技術士を招聘しまして、全職員を対象にした研修を実施し、また、会計検査院等が主催する外部研修や自治大学の監査専門課程研修に職員を派遣するなど、職員の能力向上に努めているところでございます。

○武井俊輔議員 引き続き、代表監査委員にお伺いいたします。資料としていただきましたこの冊子——決算審査意見書でございますが——の中に、予算の執行について5つの指摘がされております。資料ですと3ページになりますが、1つ、一者随意契約について、2つ、工事請負契約の変更について。5つのうち上の2つなんですけど、これらの指摘は大変重要な内容を包含していると考えております。この指摘は、知事就任のマニフェストにも掲げられ、実施も

されております入札制度の改革における公平さ、公正性の確保というものと逆行しているのではないかと考えられるからであります。まず伺いたいのは、これについて、どの部局でどのような事案があったのか、件数並びに具体例をお示しく下さい。

○代表監査委員（城倉恒雄君） まず、一者随契につきましては、16件の契約について指導を行っております。その具体例としましては、西臼杵支庁の林道事業及び治山事業の現場技術業務委託契約について、一者随契としては、その理由が不十分であるとして留意を促したものでございます。

次に、工事請負契約の変更につきましては、4件の工事について指導を行っております。その具体例としましては、小林土木事務所の橋梁維持工事において、当該工事とは直接関連性がない工事を、設計変更により追加施工としているものがありまして、留意を促したものがございます。

○武井俊輔議員 次に、これらの話なんですけれども、22ページ以降に歳出の決算状況というのが、この冊子の中に書いてあるんですが、こちらのほうには一切記載がされておられません。今のような話でございしますが……。これはいかなる理由によるものなのか。例えば、監査上の守秘義務、情報公開、その他さまざまな見地があるかと思うんですが、どういう見地でこれに掲載されなかったのかということをお伺いします。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 今般の決算審査意見書では、「審査の結果」「審査意見」及び「決算の概要」等を記載しております。平成19年度の歳入歳出決算額につきましては、正確であることを確認したところでありますが、定期監査において、予算の執行に関して留意す

べき事項が見られましたので、「審査意見」の中で意見を述べたものでございます。なお、これらの事項の具体的な内容につきましては、定例の「監査報告書」で公表しておりますので、今般の決算審査意見書には記載しておりませんでした。

○武井俊輔議員 しかし、これは議会の前に配付される資料でありまして、私たちは、これをよく見てやりますので、非常に重要な資料であるということは申し上げたいと思います。

続きまして、議会選出の監査委員にお伺いをいたします。素朴な疑問なのですが、監査委員監査は、会計監査、それから行政監査を行っていくわけですが、この中で、不正行為や不適切な事務処理にどこまで迫ることができるかということがあるかと思えます。過去にもいろいろな事件がマスコミを騒がせました。ある県では、ある公社の預金10億円近くを海外の女性に送金してしまったといったような事件もありました。また、本県でも、前知事の官製談合事件に際し、業者の選定や落札価格の設定に監査機能が働かなかつたのではないかとといったような、一部の県民の方からの批判もございました。さらに、昨年からことしにかけて起きた、先ほども取り上げております不適正な事務処理の問題についても、同様のことが言われてまいりましたが、県民からの多くの指摘は、いずれも、「毎年監査を行いながら、なぜこれらが予見できなかったのか、未然に防止できなかったのか」ということであつたかと思えます。先ほどもありましたが、事務局体制のマンパワーの不足、それから、限られた時間帯での委員監査でもあるかと思うんですが、議会選出監査委員の立場としての所見をお伺いしたいと思います。

○監査委員（濱砂 守君） ただいま武井議員か

らの質疑であります。今回、議案第10号平成19年度の決算認定に対する総括質疑ということでありまして、議案に対する質疑として受けとめていいかということがございますので、暫時休憩を求めたいと思います。

○坂口博美議長 暫時休憩をいたします。

午後1時59分休憩

午後2時0分開議

○坂口博美議長 議会を再開いたします。

申し上げますけれども、今、確認いたしましたように、今の質疑というのは、監査委員の意見書に関してのお尋ねであったということで、質疑と認めます。ただ、これは、趣旨が審査意見書に対しての質疑ですから、本来、監査の仕組み、現行の制度に関しての、物理的なものも含めた質疑と受けとめて、代表監査委員がお答えになってもいい質疑かなと思うんです。ただ、事前に、議選の監査委員に対しての通告ということで事前通告がなされておりますので、ここで濱砂監査委員がお答えになれば、自席からお答えをいただきたいと思います。

○監査委員（濱砂 守君） それでは、武井議員の質疑にお答えいたします。

私も議会選出監査委員2名、識見監査委員2名、おるわけでありまして、両方とも監査委員としての職務権限によりまして、それぞれ独立して監査を行っております。これは全く私個人の所見でございますが、平成20年度の監査は、対象機関数が約1,500カ所ある中で、監査日程やマンパワーの問題もございまして、5分の1の300余りしか実施できないなどの物理的な問題が生じてございます。また、今般の不適正な事務処理に関してであります。委員監査には、会計検査院等の検査とは異なりまして、法

律的にもその有効性に限度があることも実感をしております。

このようなことから、現行の監査委員制度ではさまざまな制約がありますので、私としましては、現在、国において協議中の、地方分権に関する地方制度調査会の中で議論されております監査体制の充実強化に向けて、今後とも強く国に対して要望していくことが必要であると思います。いずれにいたしましても、議員活動を通じて培ってきた経験を生かしまして、今後とも、公正不偏の立場で監査に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

では、今度は総務部長に質疑をいたします。引き続き不適正な事務処理について伺います。不適正な事務処理にかかわった取引業者が当然いるわけでございますが、この取引業者は現在も県の当該機関と取引を継続しているのか、お伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 今回の不適正な事務処理の預けあるいは書きかえにつきましては、いずれも、関係した県の所属からの依頼によって行われたものであると認識をしております。また一方、不適正な事務処理の調査の際には、取引業者の全面的な協力もいただいたところでございます。こうしたことから、関係した取引業者につきましても、他の取扱業者と同じ取り扱いとしているところでございます。

○武井俊輔議員 確かに、県から申し出たことでもあり、取引業者サイドに立てば、気の毒な面があるというのは認めます。しかし、例えばこれが刑事事件であれば、従属的な立場であったとしても、酌量の余地はあるにせよ、当然、責任は問われるものであります。そういった意味でも、当該取引業者に対しては、取引を再開

するに当たり、「今後は、このような不適正な事務処理に関与しない」であるとか、そういった旨の誓約書等をとるべきではなかったかと考えておりますが、そのようなことはされなかったのか、総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 特段、誓約書等は徴しておりませんが、物品取引の公正を期するため、今年度から、県からの不適正な行為等を要求された業者から通報を受ける外部通報制度を制定いたしました。取引業者にはこれで周知を図ったところでございますが、一方また、内部的には、「物品取扱業者への対応指針」を作成して、業者との対応方法をルール化したところでございます。こういった二面からのアプローチによりまして、不適正な行為が未然に防止されるものと考えられますことから、特段、誓約については求めていないところでございます。

○武井俊輔議員 わかりました。預けや書きかえは、そもそも、納入されるべきものが納入されない仕組みがつけられたことから起こったことです。普通の取引の中では当然にあるんですが、物品が納入される際には、納品書の収受というのが普通に行われておりますが、納品書の管理は行ってこなかったのか、総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 納品書でございますけれども、地方自治法上は、地方公共団体が契約を締結した場合におきましては、契約の適正な履行を確認するための方法として、必要な検査をしなければならないとされております。これを受けまして、県は、財務規則におきまして、検査したことを証するものとして検査調査書を作成する、あるいは請求書の余白に検査済みの旨、及びその年月日を記入して、検査した者

が記名押印することとしておりまして、特段、納品書の管理は義務づけをしていないところでございます。

○武井俊輔議員 つまり、納品書の管理はしていないということになるわけですが、再発防止の責任者である副知事に最後はお伺いをしたいと思います。先ほどのお答えの中で、例えば意識改革であるとか、一層の研修であるとか、いろんなことをおっしゃいまして、非常に抽象的なことかなと、私は印象を受けるんです。つまり、こういった具体的な仕組みの改善ということについては、この一点を見てもまだまだ弱かったのではないかと感じますが、見解を求めます。

○副知事（河野俊嗣君） 御指摘の再発防止策につきましては、昨年、全庁調査報告書を取りまとめるに当たりまして、外部調査委員の御指摘を踏まえつつ、職員の意識改革から物品調達システム、さらに予算編成・執行システムなど、さまざまな観点にわたりまして、具体的な案を取りまとめたものでございます。今後とも、必要な見直しはその都度行いつつ、また今回のような事案を教訓としつつ、組織の隅々までこれが浸透するよう、さらに徹底を図ってまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続いて、県税の未歳入額についてお伺いいたします。

昨年度の県全体での県民税の総額は342億1,300万円余、これに対し収入が323億9,900万円余でありまして、17億1,800万円余が収入未済額となっております。これは、18年度の収入未済額11億900万円余に対し約1.6倍になっているんですが、この理由について総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 県民税には、大き

く個人県民税と法人県民税とがございすけれども、このうちの8割以上を占めております個人県民税については、平成19年度から税源移譲が行われたことによりまして、前年度と比較して、調定額及び収入額ともに約1.8倍となっております。これに伴いまして、徴収率は上がったんですけれども、収入額も増加したということでございます。

○武井俊輔議員 収入未済額も増加したということではよろしいですか。

○総務部長（山下健次君） 1.8倍に税の額が増加したということで、これに伴って、収入未済額も増加することになったということでございます。

○武井俊輔議員 つまり、徴収率は上がったものの、収入未済額も、全体が上がったので増加したという理解かと思えます。確かに、18年度の調定額、215億6,100万円余でありました。そういった意味では、割合が全体的に、両方ふえたという理解かと思えますが、今、三位一体改革というものが国の中でも大変進んでおり、税源移譲が進んでいる中、徴税体制の強化というのはどのように取り組んでこられたのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 個人県民税の徴収対策につきましては、市町村との徴収対策会議を初めといたしまして、共同徴収あるいは徴収実務研修の実施、市町村から——これは滞納分でございますが——滞納案件の引き継ぎを受け、県が滞納処分を行う直接徴収に加え、平成19年度からは税務職員の併任人事交流制度を創設いたしまして、市町村と一体となった徴収対策を実施してきたところでございます。

○武井俊輔議員 わかりました。

続きまして、特に県営住宅事業についてお伺

いたします。

県営住宅事業の調定額は21億2,270万円余に対し、収入未済額は1,998万円余となっております。これは18年度よりも180万円の増加ということになっております。この収納率は全国的に見てどのような状況か、また家賃滞納について、入居者及び転出者の最高滞納月数及び滞納額をお示しください。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成19年度における公営住宅使用料の現年度の徴収率は99.1%で、これは全国上位から第4位となっております。また、入居者及び退去者別の最高の滞納月数と滞納額につきましては、滞納月数は、入居者で67カ月、退去者で72カ月でございます。また、滞納額は、入居者で206万円、退去者で235万円となっております。なお、これらの方々につきましては、既に家賃支払いの訴えなど、法的措置を講じているところでございます。

○武井俊輔議員 負担の公平性という観点からも、これは大きな問題であると考えております。それらの収入未済額についてですが、今までの累積分というのが当然あるわけですが、累積分と合わせた総額はどの程度になるのか。また、法律上の残債の不納欠損——結果として収納できないことが確定したものの欠損処理はどのように行っているのか、また、それについて法律上の時効があるのか、収入未済解消のために今までどのような方策をとってこられたのか、あわせてお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、過年度を含めた収入未済額の総額につきましては、平成19年度末現在で1億876万5,431円となっております。

次に、不納欠損処理に至る手順につきましては、再三にわたる納入指導にも応じない滞納者に対しまして、必要に応じて家賃支払いの訴えなどの法的措置を講じた上で、粘り強く請求を行っていくこととなりますが、その中で、退去後に死亡したり、あるいは所在不明となった方など、徴収が困難となった滞納者につきましては、宮崎県財務規則及び県営住宅使用料不納欠損処分実施基準等に照らして、不納欠損金として整理することとなります。さらに、法律上の時効につきましては、通常は5年となっておりますが、判決や裁判上の和解等により確定したものは10年となっております。

最後に、これまでの収入未済額解消の方策としましては、きめ細かな納入指導のほか、県民負担の公平の観点から、連帯保証人に対する納付請求や、明け渡し訴訟などの法的措置を講じるなどにより、収入の促進に取り組んできたところであります。

○武井俊輔議員 続いて、補助公共事業についてお伺いいたします。

補助公共事業については、附属の事務費も含め使い切らなければ返還手続きが煩雑になるなどといったこともございまして、これが不適正な事務処理の温床になったという指摘もありますが、補助公共事業の残額についてはどのように措置したのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 工事の入札等で執行残額が生じた場合には、残工事への再投資や、他の事業箇所への流用を行いまして、事業の進捗が図られるように努めております。このため、補助公共事業の執行残は、箇所が限定された災害復旧事業など特殊な事業を除きまして、一般的には生じないところであります。

○武井俊輔議員 続いて、会計検査院の指摘に

ついて伺います。

今月7日に会計検査院より公表された平成19年度の決算検査報告についてでございます。これによりますと、不適正な事務処理に含まれる国庫補助金等相当額が5,659万円余となっておりますが、これについてどのように認識されているか、これは総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 今回の会計検査院の決算検査報告は、本県が昨年実施いたしました全庁調査における預けと書きかえの中に、御指摘の5,659万円余の国庫補助金等相当額が含まれていたというものでございまして、その指摘を重く受けとめているところでございます。県としましては、これまで、職員等による返還や処分を行うとともに、職員のコンプライアンス意識の徹底や、物品調達システムの改善などの再発防止策に取り組んできているところでありますが、今後、このような不適正な事務処理が二度と起こることのないよう、さらに再発防止のための取り組みを徹底してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 引き続き、入札改革について、今度は知事にお伺いいたします。

官製談合事件を踏まえ、19年度より入札改革を実施いたしました。知事の所見を伺います。

○知事（東国原英夫君） 一昨年起きました入札談合事件は、県政に対する信頼を失墜させたばかりでなく、県民の皆様の誇りを大きく傷つけたと考えております。このため、一刻も早い宮崎県政の再生、信頼の回復が、私に課せられた使命であると考え、知事就任以来、より公正、透明で、競争性の高い入札・契約制度の確立を目指し、抜本的な改革に取り組んできたところであります。しかしながら、建設投資の大

幅な減少、一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、資材価格の高騰、不動産業界の業況悪化などもあり、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。建設産業は、社会資本の担い手であり、災害時の緊急対応などに大きな役割を果たすとともに、地域経済と雇用を支える重要な産業の一つであります。このため、建設産業について、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが急務と考えており、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、入札・契約制度についても幅広く意見を伺いながら、総合評価落札方式をさらに拡充するなど、制度の検証と見直しを継続して行い、よりよい制度の構築を図ってまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続いて、今の答弁を踏まえまして、県土整備部長に伺います。この入札改革の結果、平均落札価格も当然下がったわけですが、再投資に回ったものも含め、結果としてどの程度の県費が捻出されたのか、お伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 公共三部においては、平成19年度に予定価格ベースで677億円の工事を発注しております。平成18年度と19年度の落札率の差を見てみますと、9.5%でありますので、この差に相当する金額は64億円、こういう計算になります。

○武井俊輔議員 引き続きまして、増額の契約変更についてお伺いいたします。5,000万円以上の大型工事の中で、契約後の増額変更、割合としては1割以上というふうには——微調整はありますので1割以上といたしますが、この件数をお示してください。また、入札改革の結果として、工事の品質への懸念等もありましたが、入札改革との関係性はあるかどうか、どう認識さ

れているか、あわせて県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成19年度県土整備部発注の当初契約額5,000万円以上の工事168件のうち、変更増額が当初契約額の1割以上となった件数は22件でございます。また、契約変更につきましては、工事請負契約約款に基づき、工事現場の形状、地質、湧水等の状態が設計図書に示された施工条件と一致しない場合などに、発注者と請負者が協議を行い、必要があると認められるときは行うこととしております。入札・契約制度改革との関連性はないものと考えております。

○武井俊輔議員 引き続き、市町村合併についてお伺いいたします。

市町村合併交付金、これは、合併した市町村に5億円をベースに、3以上の市町村が合併した場合、1市町村ふえるごとに1億円を増額するというものでありまして、19年度は都城市の8億円、2段階で合併した延岡市の8億円を筆頭に、宮崎市に7億円、美郷町に6億円、日向市と小林市に5億円の交付金枠が配分されたものであります。その中で、平成19年度の決算では6億8,900万円余が配分されておりますが、これについて、その活用は市町村の自由裁量としたのか、また、その成果について総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 市町村合併支援交付金につきましては、合併によって臨時的に必要となる事業や、市町村建設計画に基づき実施される事業などにつきまして、市町村からの申請に基づき、その内容が事業目的に合致しているか審査した上で、交付を決定しているところであります。合併した市町におきましては、この交付金を活用いたしまして、旧町村立病院や

小中学校等の公共施設整備、またケーブルテレビのエリア拡大や文化財の保存事業など、合併後の一体的なまちづくりのためのさまざまな事業に取り組まれているところでもあります。

○武井俊輔議員 合併における課題として、役場などがなくなってしまった旧町村、また周辺部などの衰退が大きな課題として挙げられておりますが、その対策はどのようにされてきたのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 合併した市町におきましては、地域の特性を生かしたまちづくりを行うとともに、総合支所や地域自治区等を設置し、住民サービスの維持向上はもとより、住民の意見を反映させる取り組みを行っているところでございます。県におきましては、市町村合併支援プランに基づき、合併後の一体的なまちづくりのための市町村合併支援交付金の交付や、市町村建設計画に位置づけられた県事業の積極的な推進などにより、支援に努めているところでございます。

○武井俊輔議員 続いて、企業誘致について商工観光労働部長にお伺いいたします。

平成19年度の企業誘致の件数は22件となっておりますが、このうち細島工業団地及び宮崎フリーウェイ工業団地へはどの程度進出したのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 細島工業団地への誘致、それとフリーウェイ工業団地への誘致であります。それぞれ1件というふうになっております。

○武井俊輔議員 わかりました。細島工業団地については、残スペースの関係もあり、まだ妥当なところがあるかと思いますが、宮崎フリーウェイ工業団地について、重ねてお伺いいたします。宮崎フリーウェイ工業団地については、

やはり相変わらず進捗していないようでございます。決算書を見ても、14億800万円の無利子貸し付け及び管理費補助をいたしております。にもかかわらず1件というのは、大変厳しい状況にあるかと思いますが、なぜ宮崎フリーウェイ工業団地について進まなかったのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） フリーウェイ工業団地への企業誘致につきましては、県外で開催します企業立地セミナーや展示会等で立地環境のPRを行いますとともに、19年度は約60社の企業に現地を視察していただくなど、積極的な誘致活動を行ってきたところであります。そして、これまで接してきました企業からは、例えば人材確保への不安でありますとか分譲価格等について、いろいろ御意見をいただいているところでございます。

○武井俊輔議員 企業誘致について引き続きお伺いいたします。昨年度の企業誘致に伴う最終雇用予定者数は1,174人と規定されておりますが、有効求人倍率等を見ても、新規就業者の雇用創出が継続的になされているとは言いがたい状況にあると思います。総括質疑ですので、過去にさかのぼり、19年度の状況としてお伺いいたしますが、例えば17年度は2,932名、18年度は1,028名が最終雇用予定者とされておりますが、19年度の時点で、その雇用状況がどの程度達成されたのか、お知らせください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 17年度と18年度の誘致企業数は計42社であります。平成19年12月に実施しましたアンケート調査などの結果によりますと、そのうち把握できました28社の状況を見ますと、最終雇用予定者数3,526人に対しまして、雇用者数が2,160人、達成率で申しますと、61%となっております。

○武井俊輔議員 続きまして、県民政策部長にお伺いいたします。宮崎情報ハイウェイ21（MJH21）についてお伺いいたします。

これは、県内のすべての市町村を網羅した超高速ネットワークでございまして、行政情報のみならず、医療、教育、またケーブルテレビや民間企業にも活用される、県内の高速情報網の中核をなすものであります。情報格差の解消にも資する非常に有益なものであります。19年度には1億7,500万円余と、管理運営にも大きなコストがかかっております。しかし、実際にこれを利用している民間の事業者の中には、このネットワークの回線が切断するといったような事案も発生するなど、安定性、信用性について不安視する向きもあります。これだけコストをかけている中において、19年度の切断事案について状況をお聞かせください。

○県民政策部長（丸山文民君） 宮崎情報ハイウェイ21のネットワークの断絶でありますけれども、平成14年8月に供用開始しております。現在まで2回のみ発生しております。そのうち19年度は、庁舎電気設備の点検業者の方が誤って電源を停止したことによる断絶が1件発生しているところであります。

○武井俊輔議員 これは非常に重要な問題でありまして、これだけインターネット社会になりますと、1分1秒が大きな逸失利益にもつながることを指摘しておきたいと思っております。

続いて、消費者啓発推進についてお伺いいたします。県民政策部長にお伺いします。

昨年度より、振り込め詐欺、還付金詐欺など、特に高齢者をねらった犯罪が頻発しております。県では、消費者啓発推進に400万円余、消費生活啓発員配置に762万円余、消費生活相談員設置に2,223万円余などを充てておりますが、こ

れらの犯罪の未然防止に、消費生活センターはどのように取り組んだのか、またどの程度効果があったのか、お伺いします。

○県民政策部長（丸山文民君） 消費生活センターにおきましては、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援を図るために、新聞、ラジオ・テレビ、県庁ホームページ等を活用いたしまして、消費生活情報の提供を行いますとともに、広報誌「くらしのひろば」や各種リーフレットにより、啓発に取り組んできたところであります。さらに、広く県民を対象に、悪質商法等をテーマとする講演会や、消費生活センター職員等が職場や地域に出向いて行う出前講座等を317回実施し、約1万6,500人に対して直接、啓発を行ったところであります。また、振り込め詐欺につきましては、消費生活センターが実施した講座等におきまして、特に注意喚起を行うとともに、架空請求等に関する相談1,050件に対して助言を行ったところであります。被害の未然防止に寄与したものと考えているところであります。以上です。

○武井俊輔議員 それに関連してですが、昨年度は、あわせてワンクリック詐欺、それから麻薬販売など、インターネットに係る犯罪も急増いたしました。そういったインターネット犯罪被害の防止について、学校との連携、未成年には非常に重要な取り組みだと思っております。どのように取り組んできたか、お伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 児童生徒に対する消費者教育につきましては、県及び各市町村の教育委員会や各学校との連携のもと、消費生活センターが各種事業を展開しているところであります。平成19年度におきましては、県内の中学2年生、全員の生徒に対しまして、パソコンや携帯電話によるワンクリック詐欺等のト

ラブルに関する啓発パンフレットを配布したところであります。また、小中学校及び高等学校におきまして、保護者や児童生徒を対象に、金銭教育に関する出前講座を62回実施しており、インターネットや携帯サイトの被害についても注意を呼びかけたところであります。さらに、教職員に対しましても、児童生徒に対する指導に役立てるため、インターネット犯罪の被害防止を含む消費者教育に関する研修を4回実施しております。以上であります。

○武井俊輔議員 続きまして、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業についてお伺いいたします。

これは、国や航空会社への要望・陳情活動、チャーター便への団体補助などの事業で、19年度9,194万円余が支出されております。この事業は、アウトバウンド、つまり宮崎からの出発をふやすという事業ですが、この事業の中で、県内の旅行者に対しどのような働きかけをしたのか、また例えば他県と比べてどのようなオリジナルな取り組みを行ったのかなど、お伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 国際線の利用促進につきましては、県内旅行者に対しまして、県民にとって利用しやすい旅行商品の造成を働きかけたり、新聞広告やテレビコマーシャルなどの広告に対する支援を行っております。また、本県独自の取り組みといたしまして、19年度は、財団法人みやぎ観光コンベンション協会と協力をいたしまして、県民に「ソウル国際市民マラソン」への参加を呼びかけ、「みやぎPRランナー」として、本県のマラソン大会や観光のPRを行っていただいたところであります。加えまして、安定的な利用が見込める修学旅行等の利用を促進するため、県内の中学

校や高等学校の担当者等を対象に、韓国修学旅行セミナーや修学旅行事前視察調査を実施したところであります。以上であります。

○武井俊輔議員 最後でございますが、それに関連いたしまして、海外交流駐在員設置事業についてお伺いいたします。

これは、韓国、台湾、上海に駐在員を置く事業で、4,213万円余が支出されております。その中で、ソウル事務所についてお伺いいたします。先ほどのものと関連しまして、ソウル事務所が国際線活性化にどのような役割を果たしたか、意義と役割についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ソウル事務所につきましては、庁内各課とか関係団体と連携を図りながら、現地の旅行会社へのきめ細かな観光誘致セールスの実施でありますとか、小中学生の相互交流などへの支援、貿易・投資関係の情報提供など、現地にある強みを生かしてさまざまな活動を実施しておりまして、経済・文化面の相互交流に重要な役割を果たしているところがございます。このような活動の中で、平成19年度は、例えば530名が参加した韓国人のゴルフ大会、延べ7,000人余に上る韓国企業の報奨旅行の誘致を実現するなど、観光を中心に宮崎—ソウル路線の利用促進につながる、さまざまな成果が上がってきていると思っております。

○武井俊輔議員 以上で終わります。ありがとうございました。

○坂口博美議長 次は、権藤梅義議員。

○権藤梅義議員〔登壇〕（拍手） 平成19年度決算の審査に当たりまして、民主党を代表して総括質疑を行います。

まず、知事に2～3お尋ねします。

19年度予算の編成は、不幸にも突然の事件に

よる変則的な知事交代劇があり、当初予算は、人件費、公債費等の義務的経費や、施設管理費等の経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成され、新規事業や政策的な判断を要する経費は肉付け予算として新知事指揮下の6月議会で編成されました。

内容的には、国、地方を通じた厳しい財政状況のもと、19年度予算は、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムの初年度であることを踏まえ、行政改革に着実に取り組むこととなりました。当初予算の一般会計規模は総額4,663億円余、6月補正の肉づけ額は984億円余となり、対前年比152億円余減の6年連続のマイナス予算となりました。しかし、大変厳しい本県の財政状況を踏まえながら、新知事マニフェストの具現化のため、意欲的な工夫がなされ、県政を刷新し、県民みんなで取り組んでいく、期待を込めた新みやざき創造予算としてスタートしました。

特に、新みやざき創造計画では、重点事業として、第1には、「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略として、地域の教育力の再生や視野の広い人材の育成等、6つの項目でくくり、第2には、「成熟社会における豊かな暮らし」戦略、第3には、「『経済・交流』拡大」戦略と、それぞれの項目で体系化し、アピールしております。

また、知事就任早々に、「災い転じて福となす」の格言どおり、一躍有名となった鳥インフルエンザ対策と、その後の経営支援や再発防止策、さらには「みやざきブランド」の強化や元気な観光地づくり等に力を注いでこられました。が、まず19年度の決算を報告するに当たり、この1年間の活動成果をどのように総括しているか、お尋ねします。

次に、平成19年度の財政運営について伺います。平成19年度の6月時点の一般会計予算は5,648億円余、その後の減額補正等により最終予算額は5,489億円余と、緊縮予算であります。決算額では、歳入で5,564億円余、歳出で5,517億円余となり、形式収支で46億5,000万円余、翌年度への繰り越し21億7,000万円余を差し引いた実質収支は24億8,000万円余の黒字となり、単年度でも5億5,000万円余の黒字となっております。また、自主財源比率は37.8%、対前年比5.5ポイントの増となり、依存財源は、地方特例交付金や地方交付税が増額になったものの、国庫支出金や県債等が減額になったことにより、前年度比14.9ポイントの減となり、62.2%となっております。

一方、支出の内訳は、教育費の22.0%を筆頭に、公債費15.7%、土木費14.0%、農林水産業費10.9%、民生費10.7%などとなっております。義務的経費47.1%のうち人件費29.2%、投資的経費22.5%のうち普通建設事業費が20.6%となっております。その他の決算数値においても、おおむね予算の範囲内で推移したものと思えます。

このような極めて厳しい財政状況のもと、新規を含めて数多くの行財政需要に的確に対応していくことが求められました。そのため、行財政改革には特に強力に取り組み、これまで以上に財政の健全化に努めてこられました。19年度の取り組み内容と実績、その評価を伺います。

また、新たな財政改革の着実な取り組みとして掲げた、平成19年3月に策定した「新たな財政改革推進計画」の人件費削減の取り組みは26億円余となっているが、これは決算ベースでどのように評価しているか、定数や実人員の減等

はどのような結果となっているのか、予算編成時点の計画に対する実績と評価を伺います。

次に、県単補助金の整理統合について伺います。県単補助金は、常に見直しを行いながら、廃止や縮小、統合等を繰り返し図ってきたところであり、近年の厳しい財政状況のもとでは、かなり徹底してきたとの見方もあります。予算時点で示された姿勢に対して、実態はどのように進んだのか、また新規の補助金の実績と評価をお示し願います。

次は、知事交代の直接のきっかけとなった官製談合事件の防止策として、従来、公共工事の落札率の妥当性が問題とされてきました。知事は19年度の方針として、「一日も早い県民の信頼回復に向けて、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の確立」を掲げ、指名競争入札の廃止と一般競争入札の拡大、公益通報制度の充実、働きかけの記録・公表制度の導入、公共工事の適正な施工の確保等を打ち出しておられます。この1年、導入に向けて、土木・建設業界は冬の時代と言われる中での改革の断行であったわけではありますが、現時点での改革の結果と評価を伺います。

次は、ゼロ予算施策の推進として掲げておられた、県中小企業融資制度における第三者保証人要件の原則撤廃、県庁見学ツアーの実施、トライアル発注制度の導入の3点について、その効果と評価をお尋ねします。

以上で壇上からの質疑を終え、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 19年度の活動成果についてであります。平成19年度の実績や成果に基づく政策評価におきましては、「工程表どおり進んでいる」が約7割、「おおむね工程表どおりだが、一部おくらしている」が約3

割であり、全体としてはおおむね順調に進捗しているものと考えております。その中で、マンガや宮崎牛など、県産品のトップセールスやPR活動による「みやざきブランド」の向上、11年ぶりに増加に転じた県外観光客数、さらには自然災害の被災者を支援するための災害時安心基金の設置など、大きな成果を上げることができたのではないかと考えております。このような成果について、今後さらに、定番・定着化を図っていくことが重要であり、また一部におくれが生じている項目についても、引き続き全力で取り組みながら、新みやざき創造戦略の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。 続きまして、平成19年度は、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムの初年度であることから、義務的経費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保対策など、財政健全化に向けた取り組みを積極的に推進したところであります。具体的には、予算編成に当たり、投資的経費の縮減・重点化により約46億円、事務事業や県単補助金の見直しにより約86億円の削減効果があったものと考えております。また、義務的経費のうち人件費につきましては、一般会計に係る職員数を249名削減したほか、特別職の給料や管理職手当の減額、給与構造改革などにより、約28億円の削減を図ったところであります。

県単補助金の整理統合につきましては、平成19年度において、廃止したものの96件、12億円余、縮小・統合したものの224件、20億円余、合計320件、32億円余の見直しを行ったところであります。また、新規の補助金につきましては、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、これらの見直しによって捻出された財源をもと

に、91件、10億円余を実施することとしました。厳しい財政状況ではありましたが、既定の事業の見直しを行うことにより、事業の統合や、より高度な施策の展開を図るとともに、新規事業の創設により、新たな行政需要に対応することができたものと考えております。

次に、入札・契約制度改革についてであります。入札・契約制度につきましては、これまでの取り組みにより、公正、透明で競争性の高い制度の構築が図られてきたものと考えておりますが、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。このため県といたしましては、建設産業について、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが急務と考えており、建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、入札・契約制度についても幅広く意見を伺いながら、随時検証し、総合評価落札方式の拡充や最低制限価格の見直しなど、よりよい制度の構築を図ってきたところでもあります。

続きまして、ゼロ予算施策の効果と評価についてであります。まず、県中小企業融資制度につきましては、第三者保証人要件を原則撤廃した結果、県信用保証協会の第三者保証人を求めた割合は、18年度の45.1%から19年度は9.9%に減少し、19年度の新規融資額も、18年度に比べ7.7%増加しております。次に、県庁見学ツアーにつきましては、771団体、2万4,440人の利用がありましたが、これにより、さまざまな団体の誘客に結びついたほか、多くのメディアで紹介され、本県観光全体のPRにもなったところでもあります。また、トライアル購入事業者認定制度につきましては、7事業者の7製品を認定し、県での購入のほか、製品への認定の表示やマスコミでの紹介等を通じて販路開拓につな

がっております。このように、いずれのゼロ予算施策につきましても、一定の効果があったものと考えております。〔降壇〕

○権藤梅義議員 ありがとうございます。次に進みます。

総務部長にお尋ねします。

19年度末の一般会計の県債残高は9,146億円余、臨時財政対策債を除いても7,479億円余となり、現行決算規模からすると、比率は高まっていると思います。多額の県債残高は、将来の県財政と県民生活に大きな負担を与えるところとなり、世代間負担のあり方についても多くの議論があるところでもあります。当初6月に予測した残高より決算額は多額となっておりますが、その差の原因と、ここ4～5年の残高見通しを伺います。

さらに、財政状況を示す経常収支比率と公債費比率については、財政構造の弾力化を示す指標、また起債制限比率については、地方債の許可制限に係る指標とされていますが、その推移と内容について心配する向きもあります。最近の数値の動きと今後の傾向をどのように考察されておられるか伺います。

○総務部長（山下健次君） まず、県債残高でございますが、平成19年度末における県債残高につきましては、6月補正予算時点では約9,022億円と見込んでおりましたが、一般財源の節約を図る観点から、国の補正予算債や臨時公共事業債等、充当率や交付税措置がより有利な県債を活用することとしたために、平成19年度決算では約9,147億円となったところでございます。今後の県債残高の見通しでございますが、県債の発行規模は、経済情勢の変化あるいは国の動向、災害の発生状況など、さまざまな要因に左右されますことから、将来の見通しを立てるこ

とは難しい面がございますけれども、財政改革推進計画に基づく県債発行の抑制等によりまして、特段のことがない限り、平成18年度をピークに減少する見通しでございます。

次に、経常収支比率等についてでございます。平成19年度の財政指標を前年度との比較で見ますと、経常収支比率は94.3%ということで2.2ポイントの増となっております。一方、公債費比率は15.3%で、こちらは0.8ポイントの減、さらに起債制限比率は9.8%で、これも0.8ポイントの減ということになっております。公債費比率と起債制限比率は、やや改善されたものの、財政の弾力性をあらかず経常収支比率は一貫して高まる傾向にございまして、本県の財政は厳しさを増してきているというふうに認識しております。今後、財政指標の動向等につきましては、さらに十分留意してまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 次は、会計管理者に伺います。

一時借入金の借入残高の最高額は451億円余で、限度額の1,000億円の範囲内であるとの指摘がありますが、本来、借入限度額は、予算決算額の1割程度が常識的な数値ではないかとの見解もあるやに聞いております。決算ベースで総額支出が減少していく過程にあり、限度額をもっと少額で抑えるべきじゃないかとの指摘があります。これらを踏まえて、ここ数年の最高額の推移をお示し願うと同時に、契約を四半期ごとに設定する等、きめの細かい管理をすべきとの意見もあるわけではありますが、どのように検討しているか伺います。

また、積立金及び基金の19年度末残高は869億円余となっておりますが、これらの管理運用の詳細をお尋ねします。

さらに、超低金利時代は、若干の変動はあっても、今日も依然として変わっておりませんが、この1年間の運用面でどのような努力と改善を行ったのか伺います。

○会計管理者（長友秀隆君） まず、一時借入金の1日単位での借入最高残額の推移は、ここ数年で約400億円から約450億円でございます。次に、一時借入金の管理につきましては、指定金融機関との当座貸越契約により、必要以上の一時借り入れが発生することがないように、毎日きめ細かく管理をしているところでございます。ちなみに、平成19年度の借入最高残額は451億6,600万円余でありまして、年度末の3月31日に発生いたしました。また、この時期は、基金からも550億4,200万円余を繰りかえておりまして、延べにいたしまして、約1,000億円で支払いに対応したところでございます。このような状況を踏まえ、一時借入金につきましては、年度内のさまざまな状況を想定して、当初予算で限度額1,000億円を設定させてもらっているところでございます。

次に、基金の管理運用についてでございます。平成19年度末における基金の運用は、総額869億円余のうち、834億円余を定期性預金で、20億円余を国債で行っております。なお、このことによりまして利息収入は約3億2,000万円でございます。また、基金の運用に当たりましては、競争入札を原則といたしまして、最も有利な運用先の確保に努めたところでございます。以上でございます。

○権藤梅義議員 次に進みます。県税は、税源移譲による個人県民税の増収等によりまして、対前年比13.3%増となり、初めて1,003億円余となり、1,000億を超えたわけではありますが、それでも自主財源比率37.8%の約半分程度しかない

と言われております。そういう中で、依存財源を頼みとする本県財政の中では、最も貴重な自主財源でありまして、その積極的な確保は、歳入財源の重要項目として常に努力が求められております。そのような中で、19年度の収入未済額は24億6,000万円余となり、18年度に比べ2億6,000万円程度の増となっております。一般会計未済額の75.6%を占めております。また、諸収入の未済額も7億6,000万円余と、対前年比1億2,000万円余の増加となっております。監査の指摘事項にもありましたように、個人県民税の収入未済については、「賦課徴収を行う市町村とより一層連携を密にして、各市町村の実情に即した支援策を進めるなど、効果的な徴収対策を講じること」が求められております。19年度の徴収努力と課題をお尋ねいたします。

また、これに関連いたしまして、諸収入や、その他の収入確保について、監査意見は、「未納者の実態把握に努め、収入確保と県民負担の公平の観点から、収入未済の解消と新たな発生防止に努めること」となっています。諸収入未済額の対前年比1億2,000万円余の増加の内容、当年度の徴収努力と今後の課題を総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 県税の収入未済額の圧縮につきましては、重要な課題と認識しておりまして、特に、個人県民税と自動車税を重点税目として取り組んだところでございます。このうち個人県民税につきましては、御指摘のように、市町村との徴収対策会議を初めといたしまして、共同徴収あるいは徴収実務研修の実施、直接徴収——これは滞納処分を県が直接行うわけですが——それから、平成19年度からは、税務職員の併任人事交流制度を創設いたしました。市町村と一体となった徴収対策を

実施してきたところでございます。また、自動車税につきましては、対策要綱を定め、県税職員による夜間休日の電話催告、臨宅徴収、あるいは納税窓口の設置等を行うとともに、タイヤロックによる差し押さえやインターネット公売の実施など、滞納処分の強化を図りました。今後の課題でございますけれども、税源移譲により、収入額及び収入未済額ともに大幅に増加した個人県民税の徴収対策について、より強力に取り組む必要がありますので、市町村との連携を一層密にして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、諸収入の収入未済額の前年度比増の主な内容でございますけれども、返還対象者が破産したことによる補助金返還金の未収入が約1億500万円、契約解除に伴う工事前払い金返還金の未収入が約1,200万円でございます。こういった事実上、取り立てが不可能な債権はありますけれども、収入未済金の圧縮は大きな課題でありますので、文書による催促を初め、戸別訪問による徴収、生活状況に配慮した納入指導などを行い、未収金徴収に努めるとともに、指導等に応じない未納者に対しましては、差し押さえなど厳格な対応も引き続き行ってまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 引き続き、総務部長に伺います。不納欠損額は2億6,000万円余であります。前年度との比較では若干減ったとの説明もあります。大きな金額であります。不納欠損のルールと、その内容がどうしても避けられなかったのか、妥当性の御説明をお願いします。

○総務部長（山下健次君） 御指摘の不納欠損額2億6,200万円余のうち、約9割が県税でございますが、県税の不納欠損につきましては、さまざまな徴収努力を重ねましても、なお収入未

済となったものでございまして、具体的には、差し押さえ等の滞納処分をする財産がない場合、滞納処分をすることにより生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、あるいは滞納者の所在及び財産がともに不明である場合、また滞納者が死亡したり法人が倒産するなど明らかに徴収することができなかつた場合に限りまして、地方税法に基づき厳格に実施しておるところでございまして。不納欠損につきましては、租税負担の公平性の観点から、今後とも、適正、厳格な処理に努めてまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 また、19年度の不用額がそれぞれ28億円余、計上されております。主なものは、農林水産業費の5億3,000万円余、総務費の3億7,000万円余、民生費3億2,000万円余及び災害復旧費2億9,000万円余でありまして、前年度比4億7,000万円余の増となっております。従来にも増した執行残の計上というものは、大変勇気が要ることでありまして、執行現場の姿勢や監査の指摘等を高く評価するところでありますが、前述の不用額の主なものの内容と原因を、総務部長に一括してお答えいただきたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） まず、農林水産業費の不用額、御指摘の5億3,000万円余でございましてけれども、主なものは、負担金・補助及び交付金が約1億7,600万円、高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業——これは繰り越しでございましてけれども——の負担金で、事業の確定に伴い不用残となったもの、それと工事請負費が約1億300万円、公共事業である緊急治山事業などで事業の確定に伴い不用残となったもの、こういったものが農林水産業費でございまして。

次に、総務費の不用額、約3億7,000万円余で

ございましてけれども、主なものは、償還金利子及び割引料が約1億3,200万円ということで、償還金の見込みが立てにくいいため、不用残が発生したものの、それから需用費が約4,700万円ということで、庁舎管理に要する費用等が不用になったための執行残、こういったものでございまして。

また、民生費の不用額、3億2,700万円余でございましてけれども、主なものは、負担金・補助及び交付金が約1億6,600万円、これは医療費助成事業などで実績が見込みを下回ったことによる執行残、それから扶助費が約8,600万円、これは自立支援医療費などで、同じく実績が見込みを下回ったことによる執行残ということでございまして。

最後に、災害復旧費の不用額、約2億9,000万円余でございましてけれども、主なものは、工事請負費が約1億6,900万円、これは事業費の確定に伴う執行残、それから負担金・補助及び交付金が約1億1,600万円、これは国の配当率が下回ったための執行残、こういったものでございまして。

○権藤梅義議員 次に、株券並びに出資による権利の評価の項目についてであります。本県においても、所有株式が19年度末で8億7,000万円余、出資による権利が207億円余ありますが、本県の場合、その取得原因が投機や投資目的から取得されたものはほとんどないと思っておりますので、さほど心配はいたしておりませんが、株式市場は資産価値が3分の1に減じたとの報道もあります。本県の場合、株式の評価及び株券が減少している理由を伺います。また、出資による権利については、本年度に10億円余が減少していますので、その理由を伺います。また、これに関連して、財産の状況の中で、地上権が対

前年比317万平米余、鉱業権が同じく206万平米余の減少が報告されておりますが、その内容に関係部長にあわせてお答えいただきたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） まず、株券等でございますけれども、県で保有しております株券は、施策上の目的により長期的に保有しているものであり、また、そのほとんどが非上場企業でございますことから、株式の評価はしていません。なお、株券が減少しておりますのは、鶏卵買い入れを主な事業といたしまして、全国農業協同組合連合会と都道府県等で設立されました株式会社全国液卵公社が解散したことによるものでございます。

次に、出資による権利の減少の理由でございますが、これは主に、財団法人宮崎県農業後継者育成基金協会の解散や、財団法人宮崎県環境整備公社周辺環境整備基金の一部が取り崩されたことによるものでございます。

○環境森林部長（高柳憲一君） 地上権の減少につきましては、県が管理する分収林を伐採し、分収契約を解除したことによるものでありまして、その内訳は、県、土地所有者、企業の三者分収林が約279ヘクタール、県と土地所有者の二者分収林が約38ヘクタールの計約317ヘクタールであります。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 鉱業権の減少でありますけれども、これは、県が保有しております天然ガスの試掘権のうち、1カ所の登録期間が平成19年10月に終了したため、新規申請を行ってありましたところ、国からの許可及び登録が年度を超えて平成20年4月となりましたことから、平成19年度末に一時的に減少したものでございます。以上でございます。

○権藤梅義議員 教育長に通告しておりました

育英資金の貸与、また、警察本部長に通告しておりました街頭活動の充実強化につきましては、先ほどの太田議員、午前中の萩原議員の内容とほぼ重複しますので、割愛をいたします。

次に、不適正な事務処理に関して伺います。

昨年の委員長報告の指摘・要望事項の中で、再発防止策の確実な実施における監査のあり方についての検討について、どのような議論が行われ、何らかの今後の対応や従来と変わった対策が出されたのか、代表監査委員に伺います。

また、コンプライアンス意識の徹底の立場から、会計のあり方や事務処理の指導等について、どのような研修や教育、指導等を行ったか、これは総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（山下健次君） まず、コンプライアンス意識の徹底でございますけれども、これにつきましては、管理職員を対象といたしまして、財務会計を含むコンプライアンス研修を実施するなど、各職位ごとにきめ細かな研修を行うことによりまして、職員の法令遵守意識の徹底に努めているところでございます。またさらに、本年度新たに、会計課に特別審査指導担当を、総務事務センターに指導専門員を配置いたしまして、会計事務や物品管理事務の指導、検査、研修等を徹底して実施しているところでございます。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 監査のあり方についてであります。不適正な事務処理の背景には、公金意識が欠如していたことや、物品の調達・管理システムが十分に機能していなかったことが挙げられるというふうに思います。このようなことから、私どもは、内部統制機能に視点を置いた監査を強化するとともに、対象所属や対象項目など、監査の重点化を図ることとしたところでございます。また、全庁調

査報告書で示されている再発防止策が確実に実施されているかどうか検証するために、物品の出納及び管理状況の重点確認、物品取扱業者に対する確認調査、物品の発注状況の偏りに関する調査などを実施することとしたところでございます。

○権藤梅義議員 関連しまして、昨年の議会の委員長報告の中で、監査委員や専門調査機関等による徹底した調査と議会への結果報告を求めた確認困難であった消耗品の適正額の検証、部局を超えた肩がわりなどにおける不明額の縮小について、監査報告書の抜粋なるものが配付されて、11月17日の全員協議会で説明を受けました。この中の21ページから23ページについて、これは金額も数量も、いつ納付したといったこともないんですが、これらの肩がわりや預けの配分を受けた機関における説明、これは監査委員なのか当該部署なのかわかりませんが、適正額の検証あるいは不明額の検証というものを説明する資料だろうと思うんです。代表監査委員に伺いますが、どのようにこの表を読めばいいのかということが一つ。

また、もう一つは、備品計上については、既に終えているのであれば、この中のどれだけの部分が手続を終了して、部署ごとの件数、計上額がありますというようなことをお示し願いたいと思います。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 納入価格差につきましては、調達決定何や納品書等による確認・検証を行うとともに、事業者へのアンケート調査や監査委員による面談調査を実施し、また、肩がわり等における使途不明額につきましては、取引事業者の帳簿確認や監査委員による面談調査、関係職員からの聞き取り調査など、できる限りの検証を行ったところでございま

す。

それから、備品についてでございますけれども、今回の監査において、現地で備品の確認を行っておりますが、南那珂農林振興局からの肩がわり分と、西臼杵支庁からの預けの配分により購入された備品の合計は、10機関で件数は81件、金額で517万5,962円となっております。また、納入された備品につきましては、備品台帳に登載されていることを確認したところでございます。

○権藤梅義議員 議論する時間がないので、前に進みますが、監査報告書の抜粋26ページの監査委員の最後の「意見」という欄で、「不適正な事務処理問題発覚以降の物品購入手続について、一部の機関において、なお改善を要する事項が見受けられた。このため、昨年9月にまとめられた「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」の中で示されている再発防止策の着実な実行が望まれる」との表現になっていますが、該当部署はどれだけ発見され、その部署に対してどのような指摘や指導を行われたのか、代表監査委員に伺います。

○代表監査委員（城倉恒雄君） もう一回御質問をお願いいたします。

○権藤梅義議員 時間をとめてくれますか。

○坂口博美議長 時間をとめます。もう一度。

○権藤梅義議員 いただいた資料の抜粋26ページの監査委員の最後の「意見」は、「不適正な事務処理問題発覚以降の物品購入手続について、一部の機関において、なお改善を要する事項が見受けられた」と。19年度の監査で問題がわかったということで、これに対してはどのような指摘や指導をされたのか、その部署はどこなのか。

○代表監査委員（城倉恒雄君） 失礼いたしま

した。物品購入手続について改善を求めた機関は、7機関でございました。その内訳としましては、物品購入に際し、見積もり合わせをしていなかった機関が2機関、年度末に年間所要量を上回る物品を購入していた機関が4機関、物品購入担当者と納品検査者が同一の者であった機関が1機関でございます。これらにつきましては、それぞれ、財務規則に定める2者以上と見積もり合わせを行うこと、適時適量の物品を購入すること、物品購入担当者と納品検査者は別の者とするよう、指導を行ったところでございます。

○榎藤梅義議員 次に、一部質問もありましたけれども、11月7日付の総務部長名による会計検査院の決算検査報告については、先日の全協の場では説明がなかったので、質疑の項目に挙げておりますが、その資料の説明を求めたいと思います。また、本問題については、国の事業を県が行う場合、事務費名目の数%の国庫補助があるやに聞いておりまして、これが今回の事件の根底にあるのではないかと、不適正な事務処理の、会計処理の根底にあるのではないかと指摘する向きもあるわけでありまして、その根拠法といいますか、そういったものを総務部長にお尋ねします。

○総務部長（山下健次君） 会計検査院の平成19年度決算検査報告が11月7日に公表されたところでございますけれども、この中で、昨年5月に発覚した本県の不適正な事務処理に係る会計検査院の实地検査の結果が明らかになりましたので、同日中に取り急ぎお知らせしたものでございます。内容は、不適正な事務処理に含まれる国庫補助金等相当額が、預けで5,197万円余、書きかえで462万円余ということでございました。なお、指摘のありました国庫補助金等の

国への返還につきましては、現在、関係省庁と協議を続けておりまして、加算金を含めた返還額が確定次第、速やかに返還の措置をとることとしております。

もう一点、国の補助公共事業に係る事務費の件でございますが、この補助公共事業につきましては、本体工事等に要する経費とは別に、事業を実施するために必要な人件費、旅費等の事務的経費についても補助対象としており、事業費に応じて一定割合を乗じて得た額が事務費とされ、これに補助率を乗じた額が事務費に係る補助金として交付される仕組みとなっております。この事業費に乗ずる割合につきましては、それぞれ各省庁からの通知で定められているところでございます。

○榎藤梅義議員 今の問題に関しまして、事務事業等の地方移管等の議論の中で、事務費の議論は、例えば5%、3%と言わず、3%なら3%を事務費として県の一般財源として扱えるような内容のものを要求すべきではないかといったような、全国の総務部長会議とかでそういう意見とか、市町村との間で、「総務部長、こういうことを国に要望してもらえないか」、そういったものは現在まで出ていないんでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 個別の事務事業に関する補助の議論の中では、御指摘のような議論もあるのではないかと思います。県全体として、今、地方は、言うならば、補助金についての国と地方の役割分担の中での大きな議論をしておるところでございまして、その中で、事務費について、特段これまで議論されてきたことはございません。

○榎藤梅義議員 時間がなくなりましたので、これは答弁は要りませんが、監査委員に申し上

げます。今回の不適正な事務処理につきまして、この会計処理は本来あってはならない。県民の側からは、「前知事は何をしていたのか」「執行部も、そして議会もどうしたものか」、こういう声が強かったわけであります。この不明な額の検証、あるいは県民への資料の提供・説明は、極力、襟を正してお願いしたいということをお願い添えまして、時間が参りましたので終わります。以上です。（拍手）

○坂口博美議長 ここで暫時休憩をいたします。

午後3時22分休憩

午後3時35分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 定刻は随分過ぎていますが、きっちり20分、質疑はさせていただきたいと思っております。

議案第10号平成19年度決算の認定につきまして、公明党を代表し総括質疑を行います。

知事は就任以来、スピード感を持って行財政改革に取り組まれてまいりました。財政の健全化、県政の信頼回復、県民総力戦の環境づくりの3つの視点から、「新しい宮崎づくりを支える持続可能な行財政システムの確立」を基本理念に、5つの改革プログラム、すなわち、意識改革、経営改革、協働改革、入札改革、財政改革に取り組むとし、県行財政改革大綱2007をまとめられました。知事は、新しい行財政改革大綱は、新みやざき創造計画と表裏一体となって自身のマニフェストの実現を図るものであり、任期4年を展望したロードマップというべきものであると言われております。それゆえに、県

政の目指す姿を外すことなく進めることのできるものになっていかななくてはならないと思えます。初年度でありますので、ほとんどが取っかかりの部分ではないかと考えますが、まず知事に、県行財政改革大綱2007の進捗状況と評価について伺います。

知事の言われる県民総力戦の環境づくり、つまり、県民一人一人が安心して力を出し切れる環境づくりという視点で、特に、この大綱の中の財政改革と入札改革に絞って質疑させていただきます。

まずは、財政改革についてであります。一般会計の07年度の決算総額は、何度も出てきますので、御案内のとおりということで省きます。財政健全化法の指標である経常的な収入に占める実質的な公債費の割合を示す数値、実質公債費比率で見ますと、この数値が18%以上の自治体では、地方債の発行に国の許可が必要となり、自治体の裁量が制限されることになるわけではありますが、本県では、07年度12.2%であります。ちなみに、夕張市は28.6というふうな数値となっております。来年度から施行される健全化法に沿って報告された健全化判断比率、指標について、本県財政をどう評価しているか、知事にお伺いいたします。

以下3点は総務部長にお伺いいたします。

まず、決算書の基金の項を確認しますと、19年決算年度末現在高財政課所管4基金の計は682億円余り、前年度末現在高は690億円で、増減高は8億程度の減であります。この資料では逼迫した財政状況が読み取れません。しかし、総務部長のマニフェスト達成状況を読むと、19年度地方財政対策の影響や20年度の税収減により、最終的な収支不足額が286億円に拡大し、20年度末基金残高も213億円程度の見込みであるとさ

れ、より一層の財政改革を課題としております。御所見を伺います。

次に、監査委員の決算審査報告によると、県が補助金を交付している事業について、事業実績を把握していないものや事業効果の検証がなされていないものが見られたと報告されております。歳出対策で県単補助金の整理統合について徹底した見直しを図るとされていますが、成果を伺います。

3点目は、自主財源の根幹をなす県税収入については、税源移譲に伴う個人県民税の大幅な増収が見られ、また、調定額に対する収入率も前年度を上回っています。しかし、反面、収入未収額も増加する結果となっております。07年度の歳入面での対策として特徴的なものをお伺いします。

後は自席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成19年度は、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムの初年度であることから、義務的経費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保対策など、財政健全化に向けた取り組みを積極的に推進したところであります。具体的には、一般会計に係る職員数を249名削減したほか、予算編成に当たり、投資的経費の縮減・重点化により約46億円、事務事業や県単補助金の見直しにより約86億円の削減効果があったものと考えております。しかしながら、本県最大の歳入財源である地方交付税等は依然として減少しており、また、今後の社会保障関係費や公債費の増等により、引き続き多額の収支不足が見込まれるところであります。このため引き続き、財政改革プログラムに基づく取り組みを着実に推進していくことが最重要課題と考えております。

今回、議会に報告させていただいた財政健全化法の4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計等が赤字でないため、該当数値はありません。また、実質公債費比率は12.2%、将来負担比率は212.3%であり、いずれの数値も現時点では財政再生基準はもとより、早期健全化基準も下回っている状況であります。しかしながら、本県の財政はさらに厳しさを増してくることから、今後とも、健全化判断比率の状況を的確に把握し、その推移に十分留意しながら、財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、マニフェストに係るお尋ねでございます。本県では、平成18年度末の中期財政見直しにおきまして、財政調整のための基金が平成22年度には枯渇し、基金で収支不足を補うことができず、予算編成ができなくなることが予想されました。このため、新たな財政改革推進計画を策定し、人件費の削減等の歳出抑制の取り組みに加えまして、ネーミングライツの導入などの歳入確保にも積極的に取り組むこととしたところであります。これらの取り組みにより収支不足の圧縮を図り、平成23年度の予算編成を行う時点では、なお基金残高が198億円ある見込みでありました。しかしながら、今年度の当初予算において収支不足額286億円を基金により補てんせざるを得ず、その時点では、20年度末の基金残高が213億円という厳しい見込みとなったものであります。したがって、厳しい財政状況は継続し、収支不足を基金に頼るというこれまでの方法では予算編成が難しくなる見込まれることから、さらなる改革の取り組みを進めていく必要があるとしたものであります。

次に、県単補助金の見直しについてであります。県単補助金の整理統合につきましては、平成19年度において廃止をしたものが96件、12億円余、縮小・統合したものの224件、20億円余、計320件、32億円余の見直しを行ったところであります。また、新規の補助金については、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、これらの見直しによって捻出された財源をもとに、91件、10億円余を実施することといたしました。厳しい財政状況ではありましたが、既定の事業の見直しを行うことにより、事業の統合や、より高度な施策の展開を図るとともに、新規事業の創設により、新たな行政需要に対応することができたものと考えております。

最後に、歳入確保についてであります。まず、県税につきましては、新たに自動車税のインターネットによるクレジット納付を導入したほか、個人県民税対策として、県と市町村との間で併任人事交流を創設いたしまして、こういったことを初めとして徴収体制の強化を図ることとしたところでございます。また、県有財産の貸し付け、あるいは将来的に利用見込みのない未利用財産の売却、物品の売り払いなどを実施したところであります。さらに、県庁ホームページへのバナー広告掲載や、資金調達の手段として借換債の発行、公営企業貸付金の活用なども行ったところであります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 財政改革であと1問、先ほどのそれぞれの答弁の重複になるかもしれませんが、県行財政改革大綱2007で財政改革見直し目標というのがあります。1、一般財源ベースで収支不足額を圧縮するための目標、2、事業ベースで事業の再構築、財政構造の健全化のための目標に対して、07年度数値があったと思

いますが、その評価を知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 財政改革プログラムの見直し目標1は、4年間の計画期間累計で一般財源ベース676億円を見直すもので、このうち平成19年度の目標額136億円に対しましては、222億円の見直しができたところであります。また、見直し目標2は、平成18年度を基準として、単年度で事業費ベース350億円を見直すものですが、平成19年度は325億円の見直しができたところであります。しかしながら、こうした歳出削減の努力にもかかわらず、地方財政対策等の影響や見込みを上回る歳出の増加など、見直し目標を設定した後の状況変化によって収支不足額が拡大しつつあり、今後とも、県の財政状況は予断を許さない状況にあると認識しております。

○河野哲也議員 続きまして、入札・契約制度について何点かお伺いいたします。

県行財政改革推進本部が、07年3月に入札・契約制度改革に関する実施方針を決定して、公共事業に対する県民の信頼確保と建設業の健全な発展を図るとして、07年度の入札・契約制度をスタートさせました。透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保への改革をうたっております。まず、透明性の確保として、公共工事入札適正化委員会の機能強化を挙げておりますが、民間有識者で構成している平成15年8月設置の公共工事入札適正化委員会について、入札・契約制度及びその適正な運用等に関して調査・審議する機能の付与を行うとともに、委員構成、開催回数の見直しによる機能強化を図っております。そこで、公共工事入札適正化委員会の名称を変更し、宮崎県入札・契約監視委員会を設置

されましたが、何を強化されたのでしょうか。また、どのような審議を行っているか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 入札・契約監視委員会は、県の入札・契約制度及びその運用の適正化を図るため、昨年8月に、先ほどお話のございました従来の公共工事入札適正化委員会を改組して設置したものでございます。委員会の委員につきましては、すべて民間有識者であります。この改組にあわせ、委員数や開催回数をふやすとともに、調査・審議の対象を拡大するなど、機能強化を図ったところでございます。昨年度は、委員会を設置した8月以降、3回開催いたしまして、入札・契約制度の見直し内容やその進捗状況、県発注工事に係る入札・契約手続等について調査・審議を行っていたところでございます。

○河野哲也議員 次に行きます。この入札・契約制度が導入される前後に耳にした中小建設業者の声の中で気になったのが、電子入札の導入でした。理由としては、一番は設備投資です。そして担当者の確保でした。例えば、電子入札システムを1台のパソコンで運用するにはさまざまな制約があって、不都合、不具合が生じてしまうという問題が生じる、そういう声もお聞きしました。つまり、複数台のパソコンで運用しなきゃいけない。また、宮崎の電子入札システムというのは、電子入札コアシステムですから、構築はスムーズなんですけど、電子認証システム等有償で準備しなきゃならないものが多々あったということ。それから、やりとりが煩雑なため、このようなシステムにたけた担当者が必要となっていて、人件費も考えなければならない、そういう声を聞きました。しかも、3カ月前倒しをして、07年7月より、建設工事及びこ

れに関連する業務委託を、すべて電子入札ということで実施することになりました。そこで、電子入札の準備ができていない業者にとって、実施期間の前倒しによる影響はなかったのかを含めて、電子入札の全面導入をどう評価されているか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 電子入札につきましては、平成17年12月に一部運用を開始しまして、以後、段階的に対象範囲の拡大を行ったところであります。御質疑にありましたように、当初の計画より3カ月前倒しして平成19年7月に全面導入を行いました。電子入札の準備に時間を要する入札参加者に対しては、紙での入札を認め柔軟に対応したところであります。電子入札の導入によりまして、同じ時間帯に実施される複数の入札への参加が可能となり、また、入札参加手続に要する移動が減少するなど、入札参加者の負担軽減も図られております。また、入札参加者が一堂に会する機会がなくなることで、談合等不正行為の防止にも寄与しているものと考えております。さらに、電子入札の全面導入に伴いまして、発注見直し、入札情報、入札・契約結果など、各種の情報をインターネット上で公開したことにより、入札の透明性の向上が図られているものと考えております。

○河野哲也議員 改革の必要性を理解しながら、この入札制度導入による現場の影響を調査したとき、課題の多さに早急な見直しを議会等で要求したところでございます。前の議員からも出ましたが、07年10月25日に、建設工事については最低制限価格引き上げ等がございました。また一方、監視委員会の審議の中でも契約相手方の倒産による契約不履行はふえているかという指摘がありましたが、契約相手方が倒産

した場合、その契約を解除した件数は、平成18年が8件であるのに対して、19年度は12月末時点で22件とふえているという報告がなされました。今後も考えられる大きな課題であると思えます。そこで、07年県発注事業の実態について伺い、入札制度をどう評価するか、代表で県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 入札・契約制度につきましては、平成19年度から抜本的な改革に取り組んできたところであり、より公正、透明で競争性の高い制度の構築が図られてきたものと考えております。しかしながら、建設投資の大幅な減少や、一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、資材価格の高騰、不動産業界の業況悪化などもあり、建設産業は極めて厳しい経営環境に直面していると認識しております。このため、県といたしましては、建設産業について、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが急務と考えておりました。建設業者の実情に応じたきめ細やかな支援に努めますとともに、入札・契約制度についても幅広く意見を伺いながら、随時検証し、総合評価落札方式の拡充や最低制限価格の見直しなど、よりよい制度の構築に努めてきたところであります。

○河野哲也議員 先ほどの武井議員とダブるかもしれませんが、決算審査意見書の中で、監査委員のほうから、契約に関する注意事項として28、そのうち一者随意契約について7カ所にわたって指摘を受けています。意見書で拾ったときにそれだけの数でした。ちなみに、前年度契約に関する注意事項は4で、一者随意契約については2でありました。監査委員の指摘に対して、総務部長に御所見をお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 今回の指摘の内容

は、一者随意契約の理由が不十分ということと、業務内容をよく吟味し、ほかの業者の参入の可否を十分検討すること、この2点でございました。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外でありまして、その必要性が特に認められる場合に限って認められるものでございますので、常に制度の基本を踏まえ、法令に沿った予算執行を行うよう徹底する必要があると考えております。具体的には、業務ごとにその内容を十分検証し、ほかの業者の業務能力も考慮しながら、競争入札も含め、契約方法を検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 我が会派は、福祉保健関係、文教警察関係の決算分科会に参加できません。それで直接審議ができませんので、この関係の事業について幾つか質疑をさせていただきます。

医療提供体制の充実に関する事業について3点、福祉保健部長にお伺いいたします。

まず、医師確保対策強化事業についてでございます。県当局は、この医師確保をトップの課題として、07年度について、僻地や小児科等特定診療科の医師不足解消に向け、市町村や医師会、大学と連携を図りながら、医師派遣システムや医師修学資金貸与事業等に取り組むこと、また、市町村と一体となった医師確保に取り組む医師確保対策強化事業や臨床研修指導医の養成事業等を開始するなど、短期的、中長期的視点に基づく各種対策を推進しております。そこで、実績として、みやざき地域医療応援団に16名の医師が登録とありますが、医師確保につながる動きがあるのか、詳細を伺います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 医師確保対策強化事業についてであります。この事業は、県と関係市町村が一体となって医師確保に取り組

むもので、県内公立病院等の求人情報を全国に発信するとともに、本県での勤務に関心のある医師に、みやざき地域医療応援団として登録していただけるよう呼びかけたところでありました。19年度は16名の登録をいただきました。この登録者に対しまして、県内医療機関の求人情報や教育、医療、住環境等さまざまな情報を提供するとともに、本県での勤務を働きかけたところでもあります。医師御本人の将来設計や家族の状況などもあり、就業までには至っておりませんが、今まで全くつながりのなかった県外の医師とのパイプができたものと考えております。県といたしましては、引き続き、適宜情報提供を行うとともに、粘り強く働きかけを行って、医師確保につなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 続いて、助産師就業促進事業についてお伺いいたします。減り続ける産婦人科医の不足も深刻さを増しております。日本産科婦人科学会が06年に発表した調査によると、1994年からの10年間に産科医は8.6%減少、その半数に当たる4.3%が直近2年間で減っていることがわかりました。産婦人科医が減る原因はさまざまに指摘されております。小児科医と同様、当直や深夜の緊急呼び出しなど勤務が過酷であるということ等であります。また、産科医不足が深刻な一方で、地域における助産師の役割がますます大きくなっている点を指摘しております。助産師は全国に2万6,000人。同会の調査では必要数に約7,000人不足していると分析しております。また、助産師のうち7割は病院に集中、お産の半数近くを扱う小規模な診療所に勤務する助産師は全体の2割以下にとどまる偏在の現状もあると指摘しております。助産師不足の解決には、意欲ある看護師が助産師の資

格を取得することを支援する、例えば夜間の助産師養成所を開設することや、資格を持ちながら職を離れている現職とほぼ同数の潜在助産師の復帰を促す再研修などの仕組みを整備する必要があると考えます。そこで、本県でも助産師確保に取り組んでおられる助産師就業促進事業について、県内の未就業者の把握と取り組み及び成果をお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 助産師就業促進事業についてであります。全国的に産科医師不足が深刻化する中、お産を支える助産師の役割には大きなものがあると考えております。このため、県内の未就業助産師を掘り起こし、再就業を促進すること等を目的に、この事業を平成19年度から実施しているところであります。未就業助産師の把握であります。助産師会等を通して就業状況調査を行い、21人の未就業の助産師を把握したところであります。また、これらの助産師に対しましては、就業に対する不安を取り除き、職場復帰に必要な知識等を身につけられるよう講習会を行ったところであり、このような取り組みによりまして、4人が助産所に就業したところであります。県といたしましては、引き続き、助産師の再就業を促進するとともに、研修会等による資質向上にも取り組んでいきたいと考えております。

○河野哲也議員 3点目です。献血促進関連事業についてお伺いいたします。本事業は、03年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血の推進に関する計画によって行われております。計画によると、07年度献血者数は4万4,300人として、内訳を、200ミリリットル献血600人、400ミリリットル3万人、成分献血1万3,700人ととなっております。しかし、必ずしも400ミリ

リットルの献血者がふえているかという、劇的にふえているわけではないという状態です。04年度は2万7,499人、05年度は3万446人と増加しましたが、06年度は2万9,928人と減少しました。減少の原因として、献血の主流が18歳以上の400ミリリットルになったということで、高校生の献血が難しくなった。また、御案内のとおり、英国を中心にするヤコブ病の関係で、英国に1980年から96年まで1泊以上の滞在歴のある方、97年から2004年までの間に通算6カ月以上の滞在歴のある方は、安全が確保されるまで献血ができない状況にあるためとされています。そこで、献血推進運動強化、ヤング献血キャンペーン、これは県内で行われたと思いますが、献血者減少の歯どめとなっているか、その成果をお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 献血の推進は、安全で安定的な血液の確保を図る上で極めて重要でありますので、県といたしましては、会社などの職域を対象として組織的な献血を推進するための献血推進運動強化事業や、若者を中心に広く県民に対して啓発を行うヤング献血キャンペーン等を実施したところであります。献血者数の状況であります。5年前の平成15年度の5万1,279名から平成19年度は4万3,473名と減少しておりますが、この内訳を見ますと、200ミリリットル献血が8,327名から499名と大幅に減少する一方、現在の献血の中心となっている400ミリリットル献血が約3万人、また成分献血が約1万3,000人前後で推移しており、安定的な血液の確保ができております。このようなことから、啓発により一定の成果は得られているものと考えております。今後とも血液の安定的確保を図るため、引き続き啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 子育て支援体制の充実について2点、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

本県では、05年度から母子保健対策事業の内容充実が図られています。例えば、新生児スクリーニング検査事業、子育て支援電話サービス事業でございます。また、05年度から始まった成人T細胞白血病母子感染防止対策事業について伺わせていただきたいと思います。ATLというんですけど、血液のがんの一種で、全国的にも宮崎県を含む南九州で多く発生していると言われております。この感染経路については、母子感染で母乳感染というのが非常に高いとされているんですが、これを未然に防ぐためにウイルスに感染すると体が反応して抗体というものができます。そこで、生まれてくる子供たちに感染させないためにも、血液を採取して、この抗体の有無を検査することによって、キャリアであるかどうかを確認するHTLV-I抗体検査を妊婦健診時に行うことが重要だとされております。そこで、本県の成人T細胞白血病母子感染防止対策の実績をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 成人T細胞白血病母子感染防止対策事業につきましては、妊婦の抗体検査を実施し、陽性者に対して授乳指導を行い、母子感染の低下を図るものであります。また、抗体陽性の妊婦から生まれた子供につきましては、2歳時点で抗体検査を行い、感染の有無を確認することとしております。平成19年度は、妊婦9,174名が検査を受け、陽性者75名に対し授乳指導を行いました。また、2歳時での抗体検査を3名行っておりますが、陽性者は見つかっておりません。今後とも、すべての妊婦に対する検査、指導の徹底により、母

子感染の一層の低下を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 児童健全育成事業ということで、その中の施策の進捗状況を見てみますと、児童館、児童センターの数、放課後児童クラブ数については順調に推移しているんですけども、地域活動クラブ数が目標値に届いていません。この現状を含め、御所見をお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 地域活動クラブは、児童の健全育成を目的として、親子の交流や遊具の安全点検などに取り組む、地域の母親などをメンバーとするボランティア組織であり、10年ほど前は県内で100を超えるクラブが活動をしていたところであります。しかしながら、近年、会員の高齢化や新規加入者が確保できない等の理由から、クラブ数が年々減少し、平成19年度には県下10市町で57クラブとなっております。地域の子育て環境の充実を図る上で、こうした自主的な活動は大変重要であると考えておりますので、県としましては、今後とも、地域活動クラブへの支援を初め、児童健全育成に係るさまざまな活動が活発化するよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 自己指導力育成充実事業、これについては先ほど分析もありましたが、ちょっと確認します。文部科学省が公表した07年度の児童生徒の問題行動調査で、本県の公立小・中・高校などにおける暴力行為、いじめ、不登校児童生徒などの数が明らかにされました。発表によると、調査は3～5月にかけて、小学校273校、中学校139校、高校42校、特別支援学校14校、中等教育学校1校の計469校で実施しました。結果として、いずれも全国平均を下回ったということ、また、対教師、生徒間への

暴力行為は95件で、前年度より13件増加しましたが、いじめの認知件数は381件で、前年度より283件減少したことがわかりました。いじめの認知件数が減少に転じたことについては、先ほど答弁がありましたけど、スクールカウンセラー、相談員を置いた結果だとされております。そこでまず、17、18、19年度の不登校の状況をお示してください。また、小中学校にスクールカウンセラーや相談員を配置する自己指導力育成充実事業の成果と課題をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、不登校児童生徒数の推移についてであります。文部科学省が実施した調査によりますと、本県の公立小・中・高等学校における不登校の児童生徒数は、平成17年度は1,259人、平成18年度は1,348人、平成19年度は1,318人であります。

次に、自己指導能力育成充実事業についてあります。この事業では、小中学校に「子どもと親の相談員」やスクールカウンセラー等を配置するなどして、いじめ、不登校等の対応に努めてきたところであります。このような取り組みによりまして、平成19年度に小中学校で不登校になった児童生徒のうち、同一年度内で約3割が登校できるようになり、好ましい変化が見られるようになった児童生徒も加えますと5割を超えるなど、不登校の改善につながっております。今後とも、市町村教育委員会等との連携を深めながら、いじめや不登校、非行等問題行動の解消に向けて、生徒指導體制の充実に努めてまいります。以上です。

○河野哲也議員 実を言うと、答弁が重複していると思ったんですけど、なぜ再度やったかという、トータルでは不登校生徒数というのは減っているんですが、小中学校の不登校児童と

いうのは前年度より57名ふえているんです。高校は減っています。引き続き、より改善に努力していただきたいということで質疑をさせていただきました。

最後に、みやぎきの教師力アップ事業について、教育長にお伺いいたします。

定期購読している雑誌に、先日、「「学力日本一」は効果的な施策と生活習慣から」と題して、秋田県の県会議員のレポートが掲載されておりました。今回の結果は、児童生徒の頑張りはもちろんのこと、各学校や教育委員会での確かな学力を身につけさせる教育活動や施策、環境整備が効果的に行われているあかしであるとまとめてありました。そして、効果をあらわしたとされる施策として、1、県学習状況調査、2、少人数学習推進事業、3、算数・数学学力向上推進事業、4、教育専門監、5、みんなの登校日を挙げていました。その中の教育専門監とは、本県でいうスーパーティーチャーのことだそうです。少人数ではありますが、全県的な動きをし、学校の教育力を高めるための効果が大きいと評価をされているようです。そこで、本県は、19年度、スーパーティーチャー17名配置されていると伺っていますが、圏域別に配置状況をお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 平成19年度のスーパーティーチャーは、全体で17名ですが、その圏域別の人数は、県央が12名、県南4名、県北1名であります。学校の種別ごとに申し上げますと、小学校6名、中学校4名、高等学校5名、特別支援学校2名であります。

○河野哲也議員 最後です。スーパーティーチャー制度の目的とその達成度はどうだったのかお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） スーパーティーチャー

一制度は、すぐれた教育実践を行っている教員が、公開授業や研修会を通して、その高い指導技術等の普及を行い、本県教員の指導力の向上を図ることを目的に、平成18年度から試行しているものであります。平成19年度は、スーパーティーチャーを初年度の7名から17名に拡充し、教科指導や生徒指導、学級経営、特別支援教育の分野において、延べ58回の公開授業等を実施したところであります。公開授業等には、県内から約740名の教員が参加をし、意欲的な姿勢で質問や意見交換を行っており、参加者からは、授業に対する新たな発見があったなど、高い評価を得ているところであります。また、それぞれの教員は、その成果を学校における日々の教育実践に生かしているところであります。スーパーティーチャー制度を初めとするさまざまな取り組みによりまして、授業力の育成など教員の指導力の向上が図られつつあるものと考えております。以上です。

○河野哲也議員 ぜひ全県的な教育力アップのために活用していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。（拍手）

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。平成19年度の決算に関する総括質疑を行います。時間も参っておりますので、早速入らせていただきます。

今回の決算の結果は、一般会計において、歳入5,564億2,600万円余、歳出5,517億6,700万円余、実質収支で24億8,300万円余の黒字、単年度収支も5億5,800万円余の黒字が確保されたとしています。しかし、国の三位一体の改革や、地方への負担増を強いるこれまでの経済対策等の経過の中で、県財政は一段と厳しさを増し、予

算規模を大幅に縮小せざるを得ない状況に置かれており、県民生活に大きな影を落としています。不安定雇用の広がりや負担増に直面している県民の生活を支えながら、厳しい財政状況をどのように打開していくのか、大きな課題となっています。こうした中で、平成19年度は、県が打ち出した行財政改革大綱2007の初年度に当たりますが、実施してきたこの1年間の結果について、知事の評価、総括をお聞かせください。

後は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成19年度は、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムの初年度であることから、義務的経費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保対策など、財政健全化に向けた取り組みを積極的に推進したところであります。しかしながら、本県最大の歳入財源である地方交付税等は依然として減少しており、また、今後の社会保障関係費や公債費の増等により、引き続き多額の収支不足が見込まれるところであります。このため、引き続き、財政改革プログラムに基づく取り組みを着実に推進していくことが重要であると考えております。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 では次に、歳入について伺いたいと思います。地方交付税の削減がどのように県財政に及んでいるのか、今、知事も地方交付税の減少の問題を取り上げられましたけれども、少しさかのぼってその状況をお聞かせいただきたいと思います。また、税制の改定で県民税が税源移譲され、一定の増収となっておりますが、その一方で、個人県民税の税込未済が多額に及ぶようになっております。その主な要

因についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） まず、地方交付税の推移でございますけれども、その代替財源であります臨時財政対策債と合わせた額で申し上げます。16年度は約2,216億6,200万円、これは前年度より228億200万円の減となりました。その後、平成17年度約2,142億5,700万円、18年度約2,096億5,900万円となっております。平成18年度までの3年間に、合計で約348億円の減となっております。さらに、平成19年度におきましては、2,085億2,700万円余となっております、これはこの3年間に比べて減少幅は持ち直したのですが、前年度比で約11億3,200万円の減となっておりますのでございます。

この交付税でございますけれども、基本的に本県におきましては、自主財源比率が、三位一体の改革による税源移譲後におきましても4割に満たない。財政基盤は依然として脆弱でございますので、財源調整機能と財源保障機能を一体として果たす地方交付税の役割は極めて重要であると考えております。本県のみならず、地方財政が大変な窮地に陥っているのは、三位一体改革のもとに地方交付税が大幅に減額されたことが何よりも大きな要因となっておりますので、地方交付税総額の復元等について、引き続き、九州知事会、全国知事会とも連携しながら、国に強く訴えていく必要があると考えております。

県税収入の未済額でございますけれども、平成17年度21億9,100万円余、18年度21億9,400万円余、19年度は24億6,088万円余ということで、18年度から19年度にかけて約2億6,600万円余増加しております。主な理由でございますけれども、平成19年度から税源移譲が行われたこ

とにより、個人県民税が調定額及び収入額ともに約1.8倍となったことに伴いまして、徴収率は上がったんですけれども、収入未済額も増加したことによるものでございます。

○前屋敷恵美議員 今、総務部長のほうから、地方交付税についての役割といいますか、宮崎は自主財源が乏しい県だけに、より一層、地方交付税の果たす役割というものを強調されました。引き続き、国に対しても言うべきことはしっかり言いながら、財源確保に努めていただきたいというふうに思います。

それから、個人県民税の税收未済の主な要因といいますか、なぜこれほど未収になっているのかというところをつかんでおられれば、お聞きしたいというふうに思います。

○総務部長（山下健次君） 主な理由は、もともと徴収率といいますか、徴収が及ばなかった部分の、言うならばパイがふえたということでございます。増加したパイに応じて未収額もふえてしまったということでございます。

○前屋敷恵美議員 調査をされた結果なのかわかりませんが、私は、今のこの経済状態の中、県民の暮らしの状態を示しているんじゃないかというふうに思っているところです。

では次に、歳出についてお伺いをいたします。19年度不用額が28億円余と多額に及んでおります。前年度と比較をしても4億7,000万円、20.2%の増と多額に及んでおります。さきの皆さん方の質疑の中にも多々出てまいりましたけれども、私は、もっと適切な額が見込めるように改善ができないのか、この辺を伺いたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 不用額につきましては、できるだけ少ないほうがよいことは十分認識をしておりますけれども、事業費の確定に

伴うもの、あるいは実績が見込みを下回ったものなどによる執行残として、負担金・補助及び交付金、償還金・利子及び割引料、工事請負費等に生じているところでございます。今後とも的確な事業費の把握を図り、不用額の縮小について努力をしてまいりたいと考えております。なお、不用額等で発生した決算剰余金につきましては、次年度の9月補正予算で歳入財源として全額計上いたしまして、その2分の1以上を積み立て、または地方債の繰り上げ償還の財源に充てることとしております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ引き続き、不用額をなくすためにも適切な予算執行を行うためにも、この不用額を減らすことに努力をしていただきたい。そして、予算にきっちり計上すれば、県民要求実現のためにも有効に使えるわけですから、ぜひ御努力をいただきたいというふうに思います。

次に、予算執行における監査委員の意見書での指摘事項について伺います。

まず、一者随意契約について、その理由が依然として不十分と指摘がなされております。その指摘をどのように受けとめ、どう改善を図るのか、お聞かせいただきたい。また、工事請負契約の変更についても、変更理由に妥当性を欠くと指摘のある事業内容と受けとめ、その改善策をお聞かせいただきたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 環境森林部におきましては、治山林道事業の現場技術業務や、災害復旧のため緊急を要する測量設計業務などについて、社団法人宮崎県治山林道協会との随意契約の理由が不十分と思われるとの指摘を受けたところであります。これらの業務は、森林・林業に関する専門的な資格や技術力が必要であることなどから、それらの資格や技術力

を有する治山林道協会と契約を行ってきたところでもあります。しかしながら、最近、資格を有する県内業者も出てきたことから、今後は、その業務能力も考慮しながら、より公正・透明で競争性の高い契約のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農政水産部におきましては、農業農村整備事業の工事に関する設計等委託のうち、宮崎県土地改良事業団体連合会との契約について指摘を受けたところでもあります。圃場整備などの設計委託に当たりましては、地元農家の権利調整や将来の地域営農計画等を十分に踏まえて実施する必要があることなどから、地域の実情に精通している土地改良事業団体連合会と契約をしてきたところでもあります。今後は、監査の結果及び入札・契約制度改革の趣旨を踏まえながら、業務の内容を検証し、契約のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○県土整備部長（山田康夫君） 工事請負契約の変更について指摘を受けました工事でございますが、国道221号えびのループ橋の一つである「霧の大橋」について、小林土木事務所が発注しました高欄、いわゆる手すりの補修工事であります。この工事に追加して、同路線で隣接する区間のガードケーブルの取りかえ工事や区画線の設置工事を行ったところではありますが、これらの追加工事は、橋梁維持工事とは直接の関連性がなく、別途発注すべきものとの指摘を受けたものであります。小林土木事務所としては、緊急を要する一連の交通安全対策として、あわせて施行することが効率的であるとして追加契約を行ったものであります。今後は、指摘の趣旨を踏まえまして、追加工事の目的や工事の種類を十分検討し、適切に対応してまいりたい

いと存じます。

○前屋敷恵美議員 もろもろの理由があるようですけれども、昨年度も同じような指摘が監査委員のほうから行われております。税金で賄われる事業で、予算執行の理由に妥当性を欠くとの指摘は極めて問題だというふうに思います。今後の改善を求めたいと思います。

次に、財務会計事務における審査意見書での指摘事項で、支出事務について「予算執行伺や支出負担行為のないもの、予算執行伺の額を超えて執行されているものが見受けられた」との指摘がございます。それぞれの内容と受けとめ、また改善策を伺いたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 今回の指摘のうち、予算執行伺がなかったものや適切な時期に支出負担行為がなされていなかったのは、南部福祉こどもセンターにおける精神科業務委託に係る謝金及び電気電話屋内配線工事などについてであります。また、消耗品の購入やコピー代等の支払いについては、年度当初に年間の使用予定量で予算執行伺を作成いたしまして、納品実績に応じて支払いを行っておりますが、これが年度末に、実績が当初の予算執行伺を上回った例があったということがございます。予算執行伺や支出負担行為は、適正な予算執行の基本となる手続でありますことから、これら指摘された事項につきまして、真摯に受けとめ、改善してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 同じく監査報告書を、11月17日に全員協議会でお示しいたしましたが、その中で、「不適切な事務処理問題発覚以降の物品購入手続について、一部の機関において、なお改善を要する事項が認められた」と指摘がございます。この点について、るる内容についても明らかになりましたけれども、再発防

止策が徹底されながら、なぜ改めてこのような指摘がなされることになったのか、どのように受けとめておられるか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今回指摘のあった事案はあってはならないことであり、大変残念に思っております。これを受け、先週には、副知事を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催しまして、監査報告の内容も含め、適正な事務処理の確保に向け、職員への意識啓発にさらに取り組んでいくことを確認したところであります。物品の調達事務についても、各地域への総務事務センター設置や、本庁の総務事務センターに指導専門員を配置するなど、再発防止に向けた取り組みを実施しているところでございます。今回の指摘を真摯に受けとめ、今後とも職員に対する一層の研修や指導検査に努め、徹底を図ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 県民の信頼を取り戻すためにも、ぜひ徹底した再発防止に努力していただきたいというふうに思います。

次に、基金について伺います。今回、審査の対象となりました宮崎県土地開発公社と宮崎県美術品等取得基金については、「近年、両基金ともに活用実績がない」と指摘がなされ、今後、基金の必要性や規模等について検討することが求められておりますが、どのように改善をしていくのか伺いたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地をあらかじめ取得することによりまして、事業の円滑な執行を図るために設けられたものでございます。近年——平成14年度以降でございませけれども、厳しい財政状況もあり、土地を先行して取得す

る事業がなく、当基金の利用がない状況でございます。今後、基金としての役割や財政状況等も勘案して、その必要性や規模等について検討を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 美術品等取得基金であります。この基金は、美術品等の取得を円滑かつ効率的に行うために設けられており、これまで約1,800点の作品購入において計画的に運用してまいりましたが、近年の厳しい財政状況を考慮し、現在、購入を控えているところであります。今後の基金のあり方につきましては、県立美術館としての使命や財政状況等を総合的に勘案しながら検討する必要があると考えております。以上です。

○前屋敷恵美議員 また、ここで基金全体について伺いたいと思うんですけど、年度末の基金は869億円余りとなります。財政調整のための基金であるとか、また、個別の目的を持った基金などがありますが、必要があれば、基金の取り崩しを行ってしっかり対処をする、活用されていない基金などについては、適正な額に見直しを図って一般財源に繰り入れ、県民要求に活用することが大事だというふうに、今の時点では思っております。とりわけ今の県民の暮らしを見た場合にですね。基金の全体的な見直しの必要性について、総務部長の見解を伺いたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 基金につきましては、これまで、それぞれの基金設立の趣旨に即しまして、特定の目的に従って、その時々々の財政状況あるいは行政需要等を踏まえながら、適切な積み立て、取り崩し、運用に努めてきたところでございます。しかしながら、今回、一部に活用実績のない基金が見受けられるとの指摘も踏まえ、また今後、財政を取り巻く状況がさ

らに厳しさを増すと考えられますことから、一般会計への繰り入れを含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 それでは次に、各種事業・施策について伺いたいというふうに思います。

福祉関連で、国民健康保険についてです。保険税の滞納による保険証の取り上げが命を脅かすという事例も、今出てきています。そういった中で、各自治体における国保税の滞納の状況、また、滞納世帯に発行される短期保険証や資格証明書の発行状況、また、全く保険がない、無保険であるといった世帯もあるわけですが、そういった無保険の世帯の状況なども、把握しておられればお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 平成19年6月1日現在の国民健康保険加入世帯数は26万5,455世帯で、このうち滞納世帯数は4万9,233世帯であります。このうち、短期保険証を1万4,772世帯に、資格証明書を3,496世帯にそれぞれ発行しております。また、被保険者証、短期証、資格証明書、いずれも持っていない、いわゆる未交付世帯の状況については、現在把握しておりません。

○前屋敷恵美議員 今、状況を御説明いただきましたが、資格証明書でいいますと、昨年度よりも資格証明書の交付世帯数がふえております。やはりそれだけ厳しい状態ということがわかるわけです。資格証明書は窓口10割負担になるわけですから、保険証がないのと全く同じ状態です。ですから、滞納世帯の相談には親身になって各自治体が応じること、そしてまた、命にかかわるような場合には適切に対処をしていく、こういう方向を各自治体が認識し、実行することが必要かというふうに思います。そう

いった点では、県の援助、指導は非常に重要だというふうに思っておりますので、ぜひ、命が奪われる事態にならないように、この保険証の問題は今後の大きな課題としても、しっかり認識をして取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、誘致企業と雇用対策について、企業立地促進補助金の活用が、どれほど地域経済の振興や雇用の促進につながってきたのか、19年度の企業立地促進補助金の額と企業数、雇用人数、雇用形態は正規か非正規かなど、お聞かせいただきたいと思っております。また、19年度に閉鎖した誘致企業数と、そこに従事していた従業員数もあわせてお聞かせください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 企業立地促進補助金であります。平成19年度は31社から申請がありまして、計17億2,840万4,000円を交付しております。また、交付しました31社におきましては、11月21日現在で2,703人が雇用されており、そのうち正社員が1,808人、約67%、非正規社員が895人となっております。

次に、平成19年度中に業績不振等により閉鎖した誘致企業は5社で、それらの企業の事業計画における当初雇用者数は、計64人となっております。

○前屋敷恵美議員 閉鎖に伴って、退職を余儀なくされるということになるわけですが、従業員が再就職あつせんなどの相談を、そういった企業から受けたかどうか、事例があればお願いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 先ほど申しました5社に関しては、そういった相談は受けておりません。

○前屋敷恵美議員 私は、誘致企業であれば、県民の皆さんの税金も投入して誘致をしたとい

うことですので、そこに従事をして仕方なく退職せざるを得ないという場合には、就職あっせんなどもしっかりと行うことが、責任ある対処の仕方ではないかというふうに思います。この問題は、今後の課題となることも大いに予想されます。倒産に至らなくても、規模の縮小などによって従業員数を減らさざるを得ないという事態も予測をされますので、その点については、今後の課題として受けとめて、十分な対策をとるようにしていただきたいというふうに思います。

時間がなくなりました。教育問題でお聞きしたかったですけれども、残念ながら割愛をさせていただきたいと思います。特別支援学校、昨年から名称も変わって行われましたが、十分に子供さんたちに教育の徹底が図られますように、ぜひお願いをし、県民の期待にこたえられる県政になることを期待して、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○坂口博美議長 総括質疑が続いておりますが、議事の都合により、ここであらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 本日最後の総括質疑となりました。無所属の会の川添博でございます。質疑の機会を与您いただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、平成19年度の決算や施策がどういう結果を県政に残せたのか、また、次年度へどうつながっていくのか、決算を通じて、しっかりと精査と検証をしていく必要がございます。そういった視点から、若干重複しますが、2～3点に絞って質疑をさせていただきます。

最初の質疑は、19年度の「主要施策の成果に

関する報告書」についてであります。昨年度に創造計画が新たに策定されたことから、主要施策の成果報告書も改訂されたと聞いております。特に、施策の進捗状況のA、B、C、Dの評価が評価書からなくなっております。そこで、主要施策の評価についてはどういった形に変わったのか、知事にお尋ねをいたします。また、19年度の主要施策について総括的にどう評価されるのか、あわせてお尋ねをいたします。

また、歳出の圧縮において、特に投資的経費について389億の削減などが行われております。そこで、その結果、県債や財政基金、また収支見込み額の残高は前年度比でどう変わったのか。また、行革大綱の見込みと差額はどうなったのか、重なりますが、総務部長にお伺いをいたします。

後は質問者席から質疑をさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 施策の評価についてであります。昨年6月に新みやざき創造計画を策定したことに伴い、政策評価についても見直しを行ったところであります。昨年の政策評価は、前総合計画の施策体系に従って行っておりましたが、今年度は、私のマニフェストをベースに、政策課題ごとに重点施策としてまとめた新みやざき創造戦略について評価を実施しております。一方、決算状況の説明資料である主要施策の成果に関する報告書については、各分野ごとに施策を網羅する総合計画の分野別施策に沿ってまとめておりますので、新しい政策評価とは整理の仕方が異なっております。なお、今回の政策評価の結果、施策全体の中で特に重点的に推進すべき新みやざき創造戦略について、おおむね順調との評価になってお

りますので、19年度の施策全体についても同様に順調と考えております。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

県債の残高等についてでございます。平成19年度決算における県債残高は約9,147億円で、前年度より約27億円の減となっております。この額は、財政改革プログラムでの見込み額を約111億円上回っております。

次に、財政課所管の4基金の残高は約577億円で、前年度より約90億円の減となっております。また、財政改革プログラムにおける基金残高の見込み額と同じ2月補正後の時点で比較いたしますと、その額より約9億円下回っております。

最後に、平成19年度の収支不足の圧縮額は約222億円で、財政改革プログラムにおける見込み額を約86億円上回っております。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。

主要施策の成果報告書においては、施策の進捗状況を、従来どおり施策ごと、さらには個別事業ごとにきちっと自己評価しておくことが必要であると考えます。今年度から実施されている、知事のマニフェストをベースに制定された戦略評価シートでは、少しくくりが大き過ぎるような気がいたします。また、成果指標や数値目標なども並べて示し、総合的に比較した上で、よいものはよい、悪いものは悪いと、明確にA、B、C、D評価にて自己評価していくことが重要ではないかと思っております。そして、その次の予算編成や審議において、その評価を参考にしながらつなげていかねばならないと考えます。後で述べますが、新しく制定された戦略評価シ

ートでは、各事業ごとの成果や指標数値との比較が不十分で、実態が反映されていない評価もあるようです。そこで、各事業の評価を個別に明確にして、複数年度の事業評価とその成果を踏まえて、次年度予算にリンクさせていく仕組みをもっと見える形で導入できなかったのでしょうか。知事に所見をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 本県の厳しい財政状況を踏まえますと、引き続き、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムに基づく取り組みを通じて、行財政改革の徹底を図る一方、県が抱える諸課題に的確に対応し、優先度の高い施策について積極的に展開していく必要があると考えております。このため、すべての歳出について、事務事業のあり方、その効果、役割分担等のあらゆる観点からゼロベースで見直しを行いながら、これまでの事業の成果も踏まえた予算編成に努めているところであります。引き続き、よりよい予算編成のあり方について研究してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 おっしゃるように、今までの財政課のヒアリングの中で前年度事業の見直しをしてこられたと思います。それを議会でも見える形にはいかがかということなんです。また、評価作業の事務に負荷をかけるつもりはございません。予算申請事務などにおいて、電子システムなど簡略化や効率化を実施した上で、ぜひ実りある研究と導入の御検討をお願いいたします。

次に、県債残高や財政基金、また収支不足額についても、見通しとの差額が出ているようです。財政改革プログラムのわずか1年目において上記計数が達成されなかったことが残念です。今後は、なぜ達成されなかったのか、交付税の減少幅や対応策など、理由や対策を明確に

示すことが次年度への取り組みにつながっていくものと考えます。今後、原因分析の公表などしっかりとした公表をお願いいたします。

収入未済額については割愛させていただきます。

次に、農業の担い手対策についてお伺いをいたします。本県農業の再生にとっては、担い手対策の取り組みが極めて重要であります。19年度の事業の取り組みと成果を農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農業者の減少・高齢化が進行する中で、本県の農業・農村を支える担い手の育成確保を図るため、担い手育成総合支援協議会が中心になりまして、各種の担い手育成・確保対策に取り組んでいるところであります。具体的には、みずから経営改善に取り組む認定農業者の育成、経営体質強化のための法人化の推進、地域の農業者が参加する集落営農の組織化・法人化、次代を担う新規就農者の確保、建設業など他産業からの農業参入支援など、多様な担い手の育成確保に努めたところであります。その結果、平成19年度末現在で、認定農業者8,587経営体、農業法人560法人、集落営農79組織、他産業からの参入法人49法人となっている状況であります。以上です。

○川添 博議員 農業法人や集落営農組織などについては、取り組みの成果もあらわれて増加しているようでございます。しかし、部長、19年の新規就農者については何名となっているでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 平成19年の新規就農者数は合計190名であります。内訳は、学校卒業後直ちに就農した者が45名、学校卒業後研修を経て就農した者が9名、農家出身者で他の職業を経て就農した者が80名、非農家出身者

で農業に新たに参入した者が18名、農業法人に就農した者が38名となっております。以上です。

○川添 博議員 合わせると190名ということですが、190名ということは、目標の255名に対しては未達成ということでございますね。それでは、漁業はどうでしょうか。19年度の新規漁業就業者の確保のための取り組み状況と成果についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 漁業就業者の減少あるいは高齢化が進む中で、現在、県立高等水産研修所におきましては、若年就業者の育成のため、漁業技術や資格取得の研修を実施するとともに、高校生や一般就業希望者を対象にした漁業体験研修を実施しているところであります。また、県漁連の運営する漁業就業者確保育成センターへの支援を通じまして、就業希望者に対する就業相談や、東京で開催された漁業就業者フェアへの参加など、幅広いルートからの就業者の確保に努めたところであります。これらの取り組みによりまして、新たに38名が漁業に就業したところであります。以上です。

○川添 博議員 漁業の新規就業者が38名ということは、55名の目標に対しては未達成ということでございますね。農業にしても漁業にしても、新規の担い手確保に大変苦勞をしております。ちなみに、教育長、平成19年度の県立農業高校7校の卒業生は何人ぐらいでしょうか。また、その卒業生の中の就農者数をお尋ねいたします。あわせて、県立海洋高校の卒業者数と、その中の漁業の新規就業者数についてお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成20年3月に県立高等学校の農業関係学科を卒業した生徒の数は746名であります。このうち、農業科、園芸

科、畜産科など農業経営者としての知識や技能が習得できる学科の卒業者数として申し上げますと335名であります。その中には、将来就農することを目指して進学や実践的農業研修をする生徒もおりますが、農業法人に就農した生徒を含め、卒業後すぐに就農した生徒は24名であります。また、宮崎海洋高校の卒業者数は101名で、そのうち、漁業者としての知識や技能が習得できるコースの卒業者数は36名であります。この36名の中で、卒業後すぐに漁業に就業した生徒は7名であります。なお、このほか、将来の漁業就業を目指して進学した生徒が2名おります。以上です。

○川添 博議員 担い手対策を考えると、高卒での就農や漁業への就業は極めて少ないということであります。また、農業にしても漁業にしても、新規就業者は目標に達しておりません。さらに、全体の農業従事者も減少基調で推移をしております。異業種参入や農業法人だけでは減少に歯どめがかからない状況でございます。

ところで、先ほど述べました戦略評価シートの農林水産業の担い手部門で、どういう評価がつけられているかと申しますと、A評価となっております。この部門の評価は、農業法人などが増加したことが加味されたためでありましょうか。ちなみにコメントの要旨を読みますと、「具体的な方策を展開した結果、着実な成果を上げている」となっております。その横には具体的な指標数値も示されておられません。農業問題、今のままでは年齢構成を改善できず、高齢化が進んでいくばかりです。確かに法人化などの効率化も大事だとは思いますが、省エネ対策なども織り込んだ収益性の高い農林水産業のビジネスモデルを、明確に構築して普及させてい

く時期に来ております。これには、知事も以前からPRに努力していただいております。すぐにでも就農や就業してみたいという魅力ある農林水産業を構築していくと同時に、20代の若い活力を導入して新しい発想で農林水産業の未来をつくっていかねばならないのではないのでしょうか。そういった趣旨から質疑をさせていただきました。

最後になりましたが、申し上げてまいりましたように、財政健全化を実現した上で、各事業ごとに政策評価をしっかりと機能させていく必要がありますし、立ちおけている部分に早急に光を当てていかねばなりません。微力ながら積極的に議論させていただき、貢献できるよう努力してまいりたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で総括質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、議会運営委員会より議案の送付を受けましたので、これを事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成20年11月25日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山 裕次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

普通会計決算特別委員会の設置について

午後5時12分開議

◎ 議員発議案第1号上程、採決

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号普通会計決算特別委員会付託

○坂口博美議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

今回提案されました議案のうち、議案第10号「平成19年度決算の認定について」は、ただいま設置が決定しました普通会計決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、普通会計決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

午後5時0分休憩

◎ 議長の報告（普通会計決算特別委員会正副委員長互選結果）

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

普通会計決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。その氏名を事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

普通会計決算特別委員会

委員長 星原透

副委員長 外山衛

○坂口博美議長 以上で報告は終わりました。あすからの日程をお知らせします。

明日26日から12月3日までは、普通会計決算特別委員会及び議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12月4日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後5時12分散会

12月4日（木）

平成 20 年 12 月 4 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 東国原英夫 副知事 河野俊嗣 県民政策部長 丸山文民 総務部長 山下健次 福祉保健部長 宮本尊一 環境森林部長 高柳憲一 商工観光労働部長 高山幹男 農政水産部長 後藤仁俊 県土整備部長 山田康夫 会計管理者 長友秀隆 企業局長 日高幸平 病院局長 甲斐景早 財政課長 西野博之 教育委員長 大重都志 教育長 渡辺義人 警察本部長 相浦勇二 代表監査委員 城倉恒雄 人事委員会事務局長 大野俊郎 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 丸山文民 山下健次 宮本尊一 高柳憲一 高山幹男 後藤仁俊 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 大野俊郎 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局局長 石野田幸蔵 事務局次長 弓削孝幸 総務課長 田原新一 議事課長 富永博章 政策調査課長 桑山秀彦 議事課長補佐 孫田英美 議事担当主幹 日高賢治 議事課主査 山中康二 議事課主査 隈元康淳 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田幸蔵 弓削孝幸 田原新一 富永博章 桑山秀彦 孫田英美 日高賢治 山中康二 隈元康淳 |
|--|---|

◎ 議案第33号から第37号まで追加日程

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案の送付を受けております。

議案第33号から第37号までの議案の送付を受けておりますので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第33号は、収用委員会委員久保和華氏が平成20年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく久保和華氏を任命いたしたく、また、議案第34号は、収用委員会委員村岡啓吾氏が平成20年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、現在、収用委員会予備委員である眞茅喜久氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めらるるものであります。

次に、第35号は、収用委員会予備委員眞茅喜久氏の後任予備委員として梅菌雄次郎氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めらるるものであります。

最後に、議案第36号及び第37号は、先般行われました県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告等を踏まえ、医師に係る手当の改定、教員の新たな職の設置に伴う職務の級の増設並びに教員給与見直しなどを行うための関係条例の改正であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○坂口博美議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、福田作弥議員。

○福田作弥議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。30年前の12月に、私は初めてこの壇上から質問をいたしました。30年という節目でありますから、ちなみに当時の質問項目を見ただけであります。米の転作問題、青果物の価格安定事業、カーフェリーの京浜航路の問題、石油燃料基地の問題、農家の固定化負債対策、そして県道の認定問題でございました。既に解決しました石油基地や県道の認定問題を除いて、まだ質問を続けなければならない自分の非力を今恥じると同時に、県政上の重要課題がいかに困難で解決に時間を要するか、改めて認識をさせられておるところであります。長い間、知事初め県の職員の皆さんに口うるさい議員だと思われてきたでしょうが、我が郷土宮崎県の前進のためにお許しをいただきたいのであります。

そこで質問の第1項は、何といたっても本県の長年の懸案事項でございます物流の構築について

てであります。

我が会派の総合農政調査会では、9月に物流問題一本に絞って勉強会をいたしました。講師に、本県の代表的な荷主の団体である経済連の羽田会長、それから、県工業会の会長でもあり、旭化成の延岡支社長であります水永会長のお二人をお迎えしまして、講演と意見交換会の研修会を行いました。最近、地元紙に「逆風下、本県物流の構築を」というタイトルで、河野副知事と水永県工業会の会長、羽田県経済連の会長、お三方の物流座談会の内容が紙面2ページを使って掲載されておりました。本県の物流の現状と課題、具体策、連携の形などの項目で意見、考え方が整理されております。知事も、紙面2ページにわたる記事でありますから目を通されていると思いますが、この内容から、本県の物流の現状をいかに考えておられるのか、まずお尋ねをしておきたいと思っております。

後は、30年間にわたり取り組んでおります物流問題を主に数点、質問者席からお尋ねをいたしたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 物流対策についてであります。大都市から遠隔地にある本県が、農産物を初めとする県産品の販売促進や、企業誘致等による産業振興を図っていくためには、低コスト、大量輸送が可能な海上輸送やJR貨物輸送の充実等による物流効率化が重要な課題であると認識しております。このため県では、物流を取り巻く環境が厳しさを増す中で、産業界とも連携しながら、部局横断的な取り組みを強化することを目的とし、ことし7月に、私を本部長とする物流対策推進本部を設置したところであります。この本部では現在、産業界との意見交換やヒアリング調査等により、本県物流の実態把握と課題の整理を行っている

ところであり、これらの結果を踏まえ、産業界との連携や役割分担のもとで、本県物流の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

〔降壇〕

○福田作弥議員 それでは、物流問題、長い間取り組んでおりますから、検証しながら、今日までの問題点を洗ってみたいと思っております。

昭和52年度に県は、農畜産物専用船開発のための調査研究、あるいはチャーター船によるテスト輸送をされております。そのときには、専用船の規模あるいは荷役施設、また専用船のあるべき姿等について、当時、シンクタンクで有名な日通総研に委託をされておるわけでありまして、その結果を受けて昭和54年度、専用船開発研究委員会を庁内に組織されました。そして、この調査研究をもとに農畜産物の専用船を開発するというのを、この本会議場で、当時、農水省から出向していられた白井さんという部長でしたか、答弁をされております。

その後、昭和60年に宮崎港が暫定開港いたしておりまして、そのあたりから少し、県の取り組み姿勢がカーフェリー問題に弱くなってきたなと思っていたんですが、その反省点を見てもますと、まず、宮崎港が暫定開港しまして、細島港と宮崎港のカーフェリー京浜航路の航路調整がうまくできなかった。また、航路調整ができなかったために、運送業者が非常に使い勝手が悪くて、カーフェリーの積載も減った。結果的にはカーフェリー会社の体力が弱ったんです。ちょうどその当時、国のハイテク貨物船テクノスーパーライナーの実験が始まった。これにすぐ県は飛び乗って、既存の大事なカーフェリーについては顧みる余地がなかったと申しますか、余り見向きしなかったんです。ここで本

県の、特に京浜のカーフェリーが衰退の一途をたどったと思うんであります。

それからもう一つ、当時の流れは、宮崎県の観光がだんだんフェリーから飛行機のほうにシフトしていましたから、エアのほうに。ここで旅客主体のフェリーから貨物主体のフェリーに船を代替させる必要があったのを見逃してしまった。こういう反省点を持っております。さらに、テクノスーパーライナーで踊ってしまっ——これは私ども議会も反省点があると思っておりますが——10年近く海上航路に対する取り組みの時間を失ってしまった。このように大変反省をいたしているところであります。

私が今振り返っている点について、間違いがないと思っておりますが、どのように考えておられるかお聞きをしたいと思っております。これは県民政策部長でよろしいかと思っております。

○県民政策部長（丸山文民君） 今、議員のほうから、現在までの物流体系の経過等をお話いただきました。確かに、例えばテクノスーパーライナーなんかにしても、一生懸命取り組んだ経緯を私も聞いておりますし、また、たしか利用促進協議会とかつくられたんじゃないかなと思っておりますけれども、それももう解散をしているというような状況でございます。この30年の間、関東航路のフェリー、それから大阪航路があったわけですが、関東航路は17年7月以降休止をしております。現在、大阪航路しかない状況でございます。その中で、モータリゼーションの発達によりまして、例えば高速道路が整備されてきたとか、そういうことによって輸送体系がトラックのほうに主体的に転換をしてきたというような状況もございます。

しかし、先ほど知事の答えにもありましたよ

うに、本県は大消費地から遠隔地にあるわけですから、やっぱりコストを削減することが、物流にとっては一番大切であります。その中でどういうふうな物流体系を確立していくのか、これが一番大事な点であります。例えば積載物、荷物をどうするか、集約をどうするかでありますけれども、残念ながら今となつては、関東航路のフェリーにしましても下り荷が少ない、当然、宮崎、南九州にとっては、日常生活品とかそういう需要が大都市圏ほどはないわけですから、関東航路フェリーについては下りの面でなかなか採算がとれないということで、今のような状況になっているわけであります。

知事もお答えいたしましたように、現在、庁内で物流対策推進本部をつくりまして、民間の方、産業界の方と色々な意見交換をさせていただいております。その中で、現在の問題点、課題、そこらあたりを抽出しまして、行政としてはどんなことができるのか、産業界としてはどういうことをやっていくのか、ある一定の方向性を見出せば、物流対策も産業界、行政お互い、よりよい方向に、進んでいくのではないかと考えております。以上であります。

○福田作弥議員 毎回同じような答弁であるわけですが、私どもがテクノスーパーライナーの誘致に失敗した後、県もこれは大変だということで、九州運輸振興センター実施の「宮崎県下における海陸一貫輸送システムの形成の促進等に関する調査研究」を依頼されております。平成13年に大変立派な報告書が出ておりますが、これらをずっと見ますと、調査はもう既に何回もあっているんです。どういう点に問題があるかということもわかっているんです。そこで、これらを参考に数点お尋ねをしたいと思っております。

まず、1,400億円かけた宮崎港の利活用について県の方針が定まっていない。南九州の物流拠点として国内物流機能に重点を置いて機能強化を図っていくということを考えておられるんですが、実際、航路がつかなかった。もう一つ、この立派な港の利活用で、さらに港湾用地あるいは臨海地区の土地利用規制の弾力化に時間がかかっておる、こういうものがあります。それから、これも議場で何回か申し上げましたが、県が有する川崎港の用地の有効活用についても、運用について、PFI初め民間の資金やノウハウの導入による利用を検討しなくてはいけないと言っているんです。それからもう一つ、国内の長距離フェリーが、各航路とも建造や運航コストの関係で旅客フェリーから貨物フェリーに転換する流れが多かった中にも、宮崎県はそのままにしておってフェリーを失ってしまった。全部書いてあるんです。そして、県の役割についても書いてあります。物流の担い手として、各関係団体と連携を図りながら、各種施策を総合的に推進していく役割を務めなければならない。いわゆるオール県庁で取り組みなさい、こういうことが既に7年前に指摘をされているんです。

私は、もう調査研究は既に終わっている、与えられた条件でどうするかだと思います。本県において、大都市圏と定期航路を持つことは、県産品の出荷を初め、県内の産業や県民生活に不可欠であります。ぜひ、公益性、公共性の観点から再構築を図る必要があると考えておりました。この点についてこういうことを言われています。「行政は計画を作ることで満足している場合が多く、実行性がない。作文から行動へ移し、実行することによってその成果が検証され、評価を受け満足すべきである」。これは宮

崎県だけじゃないんです。全体を指して、あるシンクタンクの方が申されているんです。それから、私は勉強会で耳の痛いことを聞きました。「県は何事でも玄関口までは案内するが、それ以上は踏み出そうとしない。お金がなければ取り組む方法があるのではないか」、こういうことがございました。河野副知事も紙上対談でそれを認めておられると思います。「物流については後退の歴史がある。そこを取り戻していかなければならない」、こういうふうに座談会で反省の弁を述べられておりました。私は大変心強く感じました。副知事、恐らく秘策をお持ちであろうと思いますが、お尋ねをいたしたいと思います。

○副知事(河野俊嗣君) 物流問題に関しまして両会長と紙上対談をさせていただきまして、物流問題が本県にとって本当に重要な問題であるということ、産業界が連携をしてこれに取り組んでいくという並々ならぬ熱意を感じたところであります。

物流問題につきまして、今、これまでの経緯も含めて、議員から説明があったわけですが、これまでの問題というものを十分踏まえて、特に今回、お二人の会長からは、本県の物流を効率化させるために、鉄道輸送や海上輸送の選択肢を広げていくということでもありますとか、農商工連携などを進めていきまして、これまでの問題として、荷物が不足していた、分散化していたという問題があるわけですが、貨物の集約などに取り組むことが大切だという方向性が示されたところでもあります。行政といたしましても、県民総力戦で取り組むべき課題ということで設置をいたしました物流対策推進本部をしっかりと機能させていきまして、産業界の連携というものと歩調を合わせて、物

流対策というものに取り組んでまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 最後に、県としては、もう半世紀近くこの問題に取り組んでおられるんです。私はずっとかかわってきまして、ただ一点、やはり、お金でもなければ組織でもない、最後の決断です。いわゆる方向性を絞ることができずに、結果的には、長い間に物流に関して何も成果を得ることなく挫折をしてしまっているという感があります。先人の鉄道輸送や海上輸送に取り組んだときの環境を思えば、今のほうがずっと恵まれているんです。ぜひ、本県最大のネックであります物流の構築に情熱を持って取り組んでいただきたいと思います。物流対策推進本部長であります知事に、再度の強い決意、御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 非常に重要な御指摘だと思います。まず、御質問の中にあった、役所の仕事は計画倒れ、計画が先行して実効性に欠けるという御指摘ですが、私も少なからずそういう所感を持っております。総合計画主義なので、計画を立てるというのは非常に重要なことかもしれませんが、それが立派過ぎて、現実には、リアルに実行されていないという部分もあるかなと思います。その辺は反省点だと思っております。

それで、物流問題ですけれども、私は過去の細かい物流の歴史については余り把握しておらないのですけれども、条件不利地として、この県がこれまでなし得なかった、県民総力戦というか一丸となって、産業界とか行政とか、あるいは産業界でも農業とか工業がございませうけれども、その荷の集積というのが一番重要じゃないかなと思っております。そこにポイントを置いて、対策推進本部も活動していかきゃいけない

と思っております。コンテナの中とか冷凍の技術、あるいは搬送の技術なんかも向上しておりますので、工業製品、農業製品等々荷の集約とすることができる限りできるように、産業の横断的な取り組みというのに、今後力を入れていかなければいけないんじゃないかと思っております。

また、モーダルシフトの中で、今後、環境問題も含めて、鉄道や船の輸送にウエートがかかってくるんじゃないかなと思っております。それを期待しているところでございます。今後、物流対策には県庁一丸となって、あるいは産業界と連携して取り組んでまいらなければいけないと考えております。

○福田作弥議員 ありがとうございます。

続きまして、ちょっと順序が入れかわりますが、セーフティネット貸付と融資審査についてお尋ねをいたしたいと思います。

一時忘れかけておりました「貸し渋り」「貸しはがし」の言葉を、また連日耳にするようになりました。新規の融資案件がほとんど審査を通らない、あるいは既存融資の借りかえ拒否や減額が増加をしている。その背景には銀行の業績悪化があり、自己資本比率を毀損することを恐れる銀行が、大変貸し出しに慎重になっているとも言われていますが、このような状況は、経済不況の中で中小企業の経営が悪化し、銀行の不良債権がふえ、さらに貸し出しの審査が厳格化し、いわゆる負のスパイラルに陥っていく状況にあると思うのであります。

そこで私は、セーフティネットという名称からしましても、このような悪の循環を断ち切る必要があると思うのであります。どうも国の出しておられます追加経済対策の目玉である中小零細企業向けの緊急保証枠、セーフティネッ

トが文字どおり運用されていないような嫌いがいたしております。私どもはそのまま受けますから、民間の金融機関がこれ以上は貸し付けは難しいという案件に対して、中小企業や零細企業に融資を促すものと考えておったんですが、どうもそうではない。私はきょう、お手元に資料をお配りいたしております。審査についての資料であります、その2枚の資料に基づいて、現実には、民間の金融機関等は審査をされているようでございまして、これを見る限りにおいては、かなり厳しいものだと考えております。なぜ金融機関の審査に落ちるのか、あるいはなぜ審査が通らないのかという原因等が書いてございまして、これで審査をやられますと、かなり厳しいのではないかと考えております。現況について、県内に限って、担当部長にお尋ねをしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 中小企業に対する貸し付けの状況はどうかということだと思いますけれども、巷間においては、いろいろ貸し渋りがあるんじゃないかとかございまして。私どもで、具体的にこういうことが上がっているというのは直接はございませませんが、全体として見まして、例えばセーフティネット貸付、これは連鎖倒産防止とか不況業種関係とか、いろいろあるわけですけれども、その辺の保証状況を見てみますと、セーフティネット保証トータルのことで現在の分でございまして、約90%は保証承諾しているというような状況でございまして。そういった意味では、厳し過ぎるといいますか、なかなか審査が通らない、保証がされていないとか、そういう状態までは行っていないのではないかというふうに考えております。

○福田作弥議員 統計数字が9月末とか10月末

でありますから、そんなに厳しい数字が出ていないかと思いますが、12月に入りまして、悲しいかな、現実はかなりシビアな貸し付け状況であると思います。その証拠に、政府あるいは金融庁がいろんなマニュアルを出しています。貸し出しを促進するためのマニュアルであります、その中に、3年で区切ったやつを5年に改善計画をしてもよろしいですよとか、場合によっては、経営改善計画が順調であれば10年まで延ばしてよろしいですよという、非常に緩和された貸し出し条項が出てきておるんですが、なかなかそれが適用されていない。その証拠に、きょうの新聞を見ますと、中川金融大臣が、大手銀行や地域金融機関のトップの皆さん方に集まっていただいて、「中小企業への融資をぜひ円滑にやってくれ」と何回も要請されたそうではありますが、きのうも行われております。

業績不振と資金繰りの悪化が共振する中で、景気後退局面での金融機関の難しさは、私も1億から数十万円の決裁を26年間やってきましたから、金融機関の責任者としてわかるんです。わかりますけど、ここは、100年に一度の金融危機でありますから、何とか対応してあげなくてはいけないと考えておるわけでありまして。回答が即出るとは思いませんが、国が金融関係者を集めて特別要請されました。本県においてもぜひ、知事初め関係部長に、地元の金融機関に対して、年末の中小企業、零細企業への特別融資の円滑な融資の要請をしてもらいたいと考えておりますが、御所見を賜りたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 世界的な金融危機の影響を受けまして、国内の景気は後退局面にありまして、本県においても中小企業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しているのじゃな

いかなと認識しております。このような中、国におきましては、「安心実現のための緊急総合対策」の中で緊急保証制度を創設するとともに、政府系金融機関の融資枠を拡大するなど、中小企業の資金繰り対策に積極的に対応しておられるところでございます。県におきましても、中小企業の金融の円滑化を図るため、県制度のセーフティネット貸付の融資枠を52億8,000万円から100億円に拡大するなど、制度の充実強化を行うとともに、この貸し付けの浸透を図るため、市町村、商工会、商工会議所等を通じ、制度を周知したところであります。さらに、金融機関及び信用保証協会に対しましては、積極的な対応を文書等で要請したところであります。今後、年末の資金需要も本格化することから、私が金融機関を直接訪問しまして協力要請を行うなど、さらに中小企業の金融の円滑化に努めてまいりたいと考えております。

○福田作弥議員 ありがとうございます。中小企業、零細企業の皆さんは、知事みずから、あるいは関係部長みずからが関係金融機関に働きかけされることを待っておられますから、お願いをしておきたいと思っております。

続きまして、食の国産志向と食品産業の立地についてお尋ねをいたしたいと思っております。

先般、九州経済同友会が「フードアイランド九州」という提言書を出しております。今日までおおよそ農業に関心のなかった経済界が、九州経済を支えるかなめとして、農業などの1次産業「食」を明確に位置づけたことに、いささか私は驚きを感じ、また、本県は農業県でありますから、ありがたく感謝もいたしましたのであります。

そこで、次世代の戦略産業として食を考えることは大事でありまして、食の安定供給、食の

安全・安心、地球環境に優しい食、こういうものを考えますと、九州は食料生産にふさわしい地域でございます。今の数字で全国の食料生産の20%を受け持っているそうです。しかも、農林水産業に、食品加工や流通業、外食産業を加えた、いわゆるフードビジネスの就業者数は全就業者の2割以上を占めており、非常に大きなウエートがあるんです。食の「安定供給」「安全・安心」「地球環境」、3つの課題をテーマに、付加価値の高いフードビジネスの再構築をやったらどうかな、このように考えております。フードビジネスの展開にうってつけの地区が宮崎県と考えるのでありますが、本県は今まで、食の素材供給に終始することが多く、付加価値をつけて食品加工の産業を起業したり誘致することが余りなかったんです。ぜひフードビジネスを起こし、付加価値をつけ、生産農家の手取りをアップさせる、あるいは県民には働く場所を提供する、こういうふうを考えておりました。今日まで影の薄かったフードビジネスにぜひ取り組んでもらいたいと思っております。今こそ、食の安全・安心からの国産志向の追い風をとらえて、フードビジネスを立地促進する時期だと思っておりますが、いかがでございましょうか。これは農政水産部長にお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県では、農業者の方々が、安全・安心で品質の高い農産物の生産に取り組んできた結果、先ほど御指摘がございましたけれども、全国でも有数の食料供給県としての地位を確立しているところがございます。この良質な本県農産物の素材を生かした付加価値の高い加工食品等の製造・流通・販売に至るフードビジネスが、県内において多様に展開されますことは、農業所得の向上にもつ

ながら、ひいては本県経済全体への効果が期待される所であり、このため本県では、県内の農業団体や製造・販売業者、試験研究機関等で構成いたします食料産業クラスター協議会を組織しまして、人・物・技術を有機的に結びつけながら、新たな製品開発や販路開拓等に取り組んでいる所であり、今後とも、農産物の加工・販売力強化のための農商工連携について、農業サイドからも積極的に働きかけるとともに、生鮮仕向けのみならず、業務用需要等にも対応できる産地体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○**福田作弥議員** 関連して、県土整備部長にお尋ねをしたいと思います。私は、食品関連の企業について以前から関心を持っておりまして、特に宮崎港湾について、一時期、食肉市場等の開設も提案したのでありますが、その時期はほとんど観光・リゾート一色でございまして、私の提案等は余り関心を持ってもらえませんでした。今、港湾等をずっと調査して遊休地を見ますと、この際、食品関連のフードビジネスをあそこで展開すると好立地だな、そういう気持ちを持つのであります。現状では、用途変更等の問題を解決しないと利用できないようではありますが、それについてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 宮崎港の分譲地についてでございますけれども、高速道路あるいは空港、鉄道等にも非常にアクセスしやすい恵まれた地理的条件を有しておりまして、港湾計画に基づき、運送業あるいは倉庫業などの流通関連用地として整備をしまして、これまで分譲に努めてきたところでございます。しかしながら、昨今の厳しい経済情勢、あるいは企業が在庫を抱えないといった業務形態の変化など

もありまして、流通関連用地としては、分譲が思うように進んでいない状況——遊休地といえますか、そういう状況でございます。このようなことから、現在、より幅広い業務に分譲できるように、港湾計画で定めた土地利用計画の見直しに取り組んでいるところでございます。フードビジネスなどの工場の立地につきましては、現時点では土地利用計画上、困難な状況でありますので、現在の取り組みの見直しの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○**福田作弥議員** ぜひ、活気ある宮崎港を取り戻すために、対応を急いでほしいと思います。

次に、経済効果のあるゼロ予算施策についてであります。

財政状況が厳しくなりまして、「ゼロ予算施策」という言葉が踊っておるわけですが、これは内容がつかまないと全く意味がないわけでありまして、ずっと読んでみますと、経済効果を出すようなゼロ予算施策については少ないと考えておりまして、県の裁量権でできるものを考えた場合、やっぱり経済波及効果の高い住宅建設。住宅建設は当然、市街地にはできるんですが、私が申し上げますのは、いわゆる既存の集落内の市街化調整区域のいろんな規制がかかっているところを、ある程度規制緩和し見直しをすることによって、住宅建設が進んでいくと。だれでもかれでもそれを認めますとスプロール化いたしますから、そうではございませんで、ある一定の規制のもとにそれを認めると。住宅建設は関連産業のすそ野が広いですから、大きな経済効果を得ることができると思います。特に今、本県では、限界集落を「いきいき集落」に変えて、何とか活気のある既存集落を再生しようと考えているわけでありませ

ら、ぜひ——これは何回か取り上げてみましたが、進んでおりません。担当課にも内容はお話ししていますから、多くを申し上げませんが、都市計画法や農地法等の問題をクリアされて、市街化調整区域であっても、既存の集落内であれば住宅建設ができるようお願いをしたいと思います。これは両部長にまたがりませんが、農政水産、県土整備両部長にお願いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農用地区域内農地で住宅建築を行う場合には、農振法に基づきまして農用地区域からの除外手続が必要になることは、御案内のとおりでございます。その除外手続につきましては、法律で要件が明確に定められております。また、国におきましては、この要件を厳格化するなどの法令改正も近く予定しているということを伺っておりまして、現段階での県の裁量による見直しは難しいものがあるというふうに考えております。しかしながら、集落内の農用地への住宅建築につきましては、一定の要件を満たせば除外可能な場合もございますので、個別事案ごとに、市町村の意見も十分踏まえた上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○県土整備部長（山田康夫君） 市街化調整区域につきましては、御承知のとおり、市街化を抑制すべき区域として開発等が抑制をされておるところでございますけれども、その区域においても、既存集落につきましては、その地域に居住する方々の利便施設あるいは分家住宅などの建築物について、地域の実情などを考慮した上で個別に許可をしているところでございます。また、市や町が進めますまちづくりの中で、一定の区域において、道路等の基盤整備の計画とあわせて都市計画を決定することにより

住宅等の建築が可能となる、いわゆる地区計画制度、こういったのもあるわけでございます。開発許可制度の適切な運用を図るとともに、そういう地区計画制度等の活用についての助言を、市や町に対して行ってまいりたいというふうに思っております。

○福田作弥議員 県行政が予算を全く使わずに大きな経済効果を生む施策であります。今、両部長の答弁からもわかりますとおり、みずからを縛り過ぎて、効果を生む施策を余り活用されていないことは残念です。本県は林業県であり、もっと規制を緩和して住宅建設を促進し、冷え込んでいる県内の住宅建設需要を掘り起こし、景気の下支えをしていただきたいと要望しておきます。

続きまして、福祉の関連であります。

ショートステイ床の有効利用でございます。全国の平均とか県内の平均とか、いろいろ違った数字が出てきましたが、私は全国平均、県内平均、大体5割を切っていると思うんであります。特別養護老人ホームのベッドは1床当たり1,000万円以上の費用がかかっているんです。これが常時、1特養当たり多いところは5～6床、少ないところでも4床ぐらい遊休化している。もったいないですね、7,000万ないし1億の金が遊んでいるんですから。税金を投入したものがですね。前々からショートステイ床の有効利用をお願いしておるんですが、なかなか進んでおりません。一方では、特別養護老人ホームに入所したいという待機者が、1養護施設当たり100人ぐらいいらっしゃる。かけ持ちもありますから、それを相殺しましても50人ぐらいいらっしゃると思いますが、その後一向に転換が進んでいないようであります。現状と今後の見通しについて、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) ショートステイ専用ベッドの特別養護老人ホームのベッドへの転換、いわゆる定床化につきましては、おっしゃるように、新たな施設整備を必要としないで特別養護老人ホームの定数をふやすことができますので、入所待機者対策として一つの手法ではありますけれども、一方で、住民が負担する介護保険料の上昇につながることや、市町村の第3期介護保険事業計画の施設整備予定数がほぼ達成されているということから、現状では定床化は難しいと考えております。しかしながら、現在策定中の第4期介護保険計画の中で、定床化は、療養病床の再編成に伴う受け皿にもなり得るということから、今後、市町村の意向等を踏まえながら、定床化について市町村と協議してまいりたいと考えております。以上です。

○福田作弥議員 ぜひ検討をお願いしたいと思います。今のままでは、入所待機者の要望もかないませんし、あるいは今、部長がおっしゃったとおり、特養ホームの経営が措置から契約の時代に移っています。介護保険制度に変わって、非常に経営も厳しくなっておりますから、遊休施設を置いておくことは大変なんです。1施設当たり5,000万ないし1億遊ばせているんですから。介護保険制度の問題もあると思いますが、ぜひこれが有効活用できるように、それをクリアしてお願いをしたいと思います。

最後になりましたが、知事の政治姿勢については、今まで私が質問しました内容からして特段お聞きすることはないなと考えておるんですが、一つだけ要望申し上げますと、この前、全国紙に「東国原効果」帳消し!?!というタイトルの記事がありました。何かなと思って一瞬、目を奪われたんですが、内容はまじめ

な内容でありました。この金融危機の中で知事の努力が、前半はよかったけれども、後半、非常に報われなくなっているということで気の毒だという内容です。同情の内容ですね。それからもう一つ、最近、私は——知事はそういうことはないと思うんですが——政局が不安定でありますから、今の政局は、知事がしっかり腰を据えて県政に取り組むには悩ましい状況にあるのかなと考えるんです。県民が、「もう一回、知事、しっかり腰を据えて頑張ってくれ」とおっしゃっているのでありますから、ぜひ県民の要望にこたえて——ほかの県がうらやむほどのトップセールスの力をお持ちの知事でありませぬ——頑張ってもらいたいと要望申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上であります。(拍手)

○坂口博美議長 次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 人権週間です。したがって、執行部の皆さんは胸にそれぞれ啓発のワッペンをつけていらっしゃいます。思いやりの心を大切に人に優しい政治を取り戻すために、私も頑張っております。

通告に従い、順次質問してまいります。

まず、雇用対策について、知事にお尋ねをしますが、今、環境問題を初め、地球レベルで物事を考え、模索する時代でございます。とりわけ戦争は、地球レベルで制御できる仕組みをしっかりとつくり出さなければならない、極めて重要な問題であります。同時に、アメリカ発金融危機に伴う世界同時不況、経済においても世界レベルで制御できる仕組みをつくる必要があるのではないかとされており、労働によってお金を得る経済ではなく、お金でお金を膨らますために人間が振り回されてきた結

果、この不況の進行がさらに何をもたらしていくのか、非常に不安であります。この金融危機による世界的不況の中、雇用をめぐる厳しい状況が報道されております。厚生労働省は先月末、非正規雇用労働者の期間満了、途中での雇いどめが3万人を超えるという調査結果を出しました。また、来春の新卒者の内定取り消しは331人、高卒者求人数は前年同期比の3.8%減で、6年ぶりに減少したそうです。そこで、本県における雇用状況及び内定取り消しの実態についてお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

今回、国が行った調査によりますと、本年10月から来年3月までの間に、全国で約3万人、県内では578人の非正規労働者の解雇が見込まれております。また、新規学卒者の就職内定取り消しにつきましては、11月末現在で、県内事業所による取り消しは起きておりませんが、県外事業所によるものが3名あったとのことであります。以上です。 [降壇]

○高橋 透議員 ところで、誘致企業でありますけれども、国富町に日立プラズマディスプレイ工場がございますが、9月に事業縮小を発表されました。ここには社員が1,000名、そして派遣労働者を含め非正規労働者400名の方がいらっしゃいますが、この方々の雇用がどうなるのか。非常に大幅な人員の整理が懸念をされます。実情と対策について、把握していらっしゃれば答弁をお願いします。

○知事(東国原英夫君) 本年9月に、同社から県に対しまして、国富工場のプラズマディスプレイパネルの生産を来年3月までに終了する

との話がありました。今後、同工場におきまして、引き続きモジュールの製造を行うとともに、あわせて日立グループの他の事業を導入し、同社社員の雇用の確保を図っていくとのことでありました。これを受けまして、私は10月8日に上京し、同社及び親会社であります日立製作所の社長等に直接お会いしまして、国富工場における事業展開と雇用の確保を確実に実行していただくようお願いしたところであります。現在、日立グループにおいては、全力を挙げて対応していただいているところであります。

○高橋 透議員 知事も早速、御努力をされて対応いただいているようであります。聞きますと、社員の中には、県外から転勤で見えて家もつくられた、そして永住するという事で両親も呼んで、そういう方もいらっしゃるわけで、ぜひ雇用を守るために県としての最大限の取り組みをお願いするものでございます。

そして、先ほどの答弁の中に、内定取り消しが県外で3名、これは高校卒の方なんでしょうか。私、1名の報告を聞いているんですが、今後ふえてくる可能性は極めて高いということを感じなければならぬと思うんです。内定取り消しにつきましては、労働関係法令で制約がございます。安易な内定取り消しはできないようになっているわけですが、学校の就職担当者は、安易に受け入れをしない、詳細をしっかりと調査して迅速かつ的確な対応を行うべきだと考えておりますが、教育委員会に、内定取り消しの現段階の状況なり対応についてお尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) 県立学校におきましては、就職を希望する生徒たちの就職決定に向けて手だてを尽くしているところであります

が、現在のところ、県外事業所での採用内定取り消しの報告を1件受けております。県教育委員会におきましては、採用内定取り消しの通知があった場合は、公共職業安定所に直ちに連絡するとともに、事業主に対して取り消しの理由等を聴取し、撤回を申し入れることなどを各学校に対して指示をいたしているところであります。今後とも、宮崎労働局など関係機関と連携しながら、就職を希望する生徒たちの希望がかなえられるように、迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○高橋 透議員 大変心強い御答弁だというふうに受けとめたいと思います。これまで、非正規社員をふやして安い賃金で働かせて、巨額の利益を上げてきているわけですね。したがって、ひょっとしたら多額の内部留保をしているかもしれないわけなんです。今、教育長から答弁がありましたように、ぜひ詳細な調査をして、安易な受け入れはしない。生徒の人生を左右する問題でありますから、どうか泣き寝入りをする事のないような対応を、しっかりとお願いをしたいと思います。

次に、労働相談などがふえていると思われるんですが、主な相談内容も含めて、労働相談窓口の利用状況について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 労働相談についてでありますけれども、平成19年度に県の労働相談窓口へ寄せられた相談件数は300件となっております。その内訳は、賃金、労働時間や解雇など「労働条件に関する事」が176件、均等待遇やセクハラなど「男女雇用機会均等に関する事」が31件、定年制、配置転換など「雇用に関する事」が24件などとなっております。

また、宮崎労働局における相談件数は1万467件でございます。労働条件に関する相談が大部分を占めているというふうに聞いております。

○高橋 透議員 中には、職を失うかもしれないという相談もあつたりして、当座の生活資金とか、そういう相談もされているというふうに私は解釈したいんですが、ここで申し上げたいのは——職を失った方々への金融支援が極めて今、不十分なところがあると思うんです。年収200万円以下の方々が金融機関の門をたたいても、貸してくれない現実があるんです。今、非正規雇用は、3割を超えております。長引く不況でありますから、そのあおりでまた多重債務に苦しむ人がふえております。そして、多重債務で苦しんだあげくにうつ病になって、みずから命を絶つ方も、全国で年間8,000人以上に上るといふふうに言われております。本県は全国で4番目に低い県民所得です。自殺率もワースト2位という数字が出ています。金融機関が貸してくれない低所得者に対する融資について、県が金融機関に出資をして、多重債務者も含めて支援する低金利の貸付制度に力を入れるべきではないでしょうか。知事へ見解を求めます。

○知事(東国原英夫君) 県では、県内の中小企業勤労者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、九州労働金庫との提携によりまして、低利率で教育及び一般生活等の資金の融資を行うハッピーライフ資金融資制度を設けておりますので、その中で、可能なものについては対応してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 県は、多重債務者対策協議会という組織を昨年8月に立ち上げていらっしゃいますが、県内の多重債務者をどの程度把握されているのか。今、ハッピーライフローンです

か、説明がありましたが、具体的な支援についてお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 多重債務については、県消費生活センターでの相談が、平成18年度以降、年間900件を超えており、一方、自殺死亡率が全国ワースト2位という状況にあって、その主たる原因が、「健康問題」に続き「経済・生活問題」が占めておりますことから、多重債務に悩む人も数多くおられるものと憂慮いたしております。そのため、多重債務対策といたしまして、昨年8月に設置した多重債務者対策協議会におきまして、国、県、市町村や弁護士会等の関係機関が、情報の共有化や相談体制の連携を図っているところでございます。また、消費生活センターでの啓発・相談事業に加えまして、弁護士会、司法書士会の協力により無料相談会を実施するなど、債務の整理、解決に向けての支援に取り組んでいるところであります。

○高橋 透議員 実態はある程度わかりましたが、具体的な支援になりますと、恐らく、相談を受けて、こういった方法があるよという指示だと思ふんです。先ほどから言いますように、具体的な多重債務を整理する金融商品までは、恐らく今のところ県は私に答弁できないと思ふんです。ちなみに全国で3つ、岩手県と東京都と福岡県が、金融機関に自治体が出資をして多重債務を整理するための融資制度をつくっているんです。ぜひ県もそういう商品をつくって、多重債務者を新たに出さない、あるいは多重債務に苦しむ方々を救済する、そういう制度をつくるべきだと思ふんです。

日にちはちょっと覚えていませんが、労働者福祉団体中央会という組織が県に要望書を出して、知事にも説明した経緯があると思ふんで

す。現に、従来、県が出資をしているお金があつて、それを活用すれば、中央会が1億7,000万ほど加えて、5,000万と1億7,000万、2億2,000万ものお金で融資制度ができるということも私も聞いたところであります。そういった新たな融資制度を創設できないのか、ぜひ答弁いただきたいと思ひます。

○知事（東国原英夫君） 県は、宮崎県労働者福祉団体中央会の3つの基金に対しまして出資を行っておりますが、これらはいずれも関連する融資制度の債務保証に活用するなど、一定の目的のために出資しているものでありますので、基金の果たす役割やこれまでの実績を踏まえて、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 その出している県の出資金を返していただくんです。返していただいて、それをまた活用いただくような新たな出資をしてやればできるんです。先ほど、ハッピーライフローンがあるじゃないかということをおっしゃいましたけど、上限が100万なんです。そして生活資金なんです。多重債務には使っちゃいけないんです。審査ではねられます。そういうのがあるから新たな融資制度をつくってほしいというのが、私のきょうの質問の趣旨なんです。お金はあるんです。ぜひつくっていただきたい。

知事もおっしゃいました。自殺の原因は、生活苦、そして病気。病気が一番なんですけれども、病気のもとになっているのは借金ですよ。借金で苦しんでうつ病になって自殺をしちゃう、そういうパターンが多いはずなんです。だから、私は、借金苦、多重債務に苦しんだ人の自殺が多いということ認識しなくちゃならぬというふうに思ひますので、早急に動いていただきたい。中央みたいに迷走せず、スピードが

大切ですので、ぜひ早急に動いていただくことをお願いしたいと思います。

次に移ります。地域医療問題について質問してまいります。

私は、9月議会で質問をいたしました。そのときに、「こども医療圏の再編に伴って、県南の小児2次医療はどうなるか」という問いに対して、執行部から、「地元医師会や市町村等関係機関で構成するプロジェクトチームで協議を行っている」と答弁をいただきました。その協議の状況について答弁をいただきたいと思えます。知事、よろしいでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 本県の小児医療につきましては、小児科医の絶対数が不足し、県民が安心できる小児医療体制を維持するためには、広域での体制を整備せざるを得ない状況にあります。このため県では、県医師会、市町村、宮崎大学等で構成する県地域医療対策協議会での検討を踏まえ、県北部、県中部、県西部の3つのこども医療圏を設定したところであります。このこども医療圏構想につきましては、地域の実情に合った具体的な方策を検討するため、圏域ごとに組織しているプロジェクトチームにおいて検討を行っているところでございます。県南を含む県中部こども医療圏につきましては、昨年度、小児医療提供体制の現状やこども医療圏構想の必要性等について県から説明を行い、意見交換を行ったところでございます。また今年度は、現在、プロジェクトチームの中心的なメンバーで議論を行っているところでございます。

○高橋 透議員 よくわからないところもありますが、医師不足の問題は、これまで多くの議員から質問がありました。その対策について、6月議会で、我が会派の鳥飼議員の質問に対し

て知事が答弁されております。「宮崎大学等の関係各位の方々と十分、意見交換、協議をしながら、医師確保に全力を注いでいきたいと思っている」、こういう知事の答弁があったわけですが、知事みずから宮崎大学等へ働きかけを行われたのかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 医師確保につきましては、私も、ひざ詰めトークなどで県内の市町村長等とお会いしまして、医師確保について意見交換するとともに、医師会との協議の場でもお願いしているところでございます。宮崎大学に対しましても、学長とお会いしまして、県内の地域医療を支える医師の養成・確保について支援をお願いしているところであります。また、県と関係市町村で医師確保対策推進協議会を設立したところですが、このホームページの中で、私みずから全国の医師に対し、県内医療機関での勤務を呼びかけているところであります。今後とも、さまざまな形で医師の確保に尽力してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 宮崎大学に行かれて、学長に会ったということでもあります。医局に行ってくださいのほうがよかったですよね。せっかく足を運んでいただいたわけですから、医局の現場に行かれて、頑張っている方々、県民の医療を担っていただいている方々ですから、激励、そしてまたあわせてお願いをしていただくとよかったですのかもしれない。

先ほどから申し上げますように、県の医療計画では、こども医療圏が4から3になる。県南では、保護者を中心に大変心配しているわけですが、私は、4月以降に県立日南病院の小児科が閉鎖されることはないというふうな認識をしておるんです。知事に改めて確認いたしますが、答弁ください。

○知事（東国原英夫君） 県立日南病院の小児科医につきましては、現在、病院局長及び病院長から大学医局に対して重ねて派遣要請を行うなど、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

○高橋 透議員 私の質問にお答えになっていないようですけれども……。私は、努力をされているということで、県としても小児科の医師を育成するためのいろんな事業も、公金を出してやっつけらっしゃるわけですから、4月以降にこども医療圏を再編することはまずない、小児科の2次医療も存在するという認識をしているわけです。しかし、宮崎大学の医局が県立日南病院の小児科医師を引き揚げるということも考えられます。それは知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 全国的な医師不足の中、大学医局においても入局者が減少し医師が不足するなど、これまでどおり医師の派遣を行うことが大変厳しい状況になってきていると聞いております。特に近年、診療の高度・専門化に伴いまして、若手医師が資格取得のための指導体制の充実や研究のための時間の確保等を勤務先の条件とする傾向が強まっていることから、医師確保のためには、指導医の確保や勤務の負担軽減を図ることが必要となるなどの新たな課題も生まれており、県はもとより、派遣元である大学医局も対応に苦慮する状況となっております。このように大変厳しい状況ではありますが、引き続き小児科医師の派遣を継続していただけるよう、病院局において全力を挙げて取り組んでいるところであります。

○高橋 透議員 医師派遣の決定はいつごろ行われるのでしょうか。知事、お願いします。

○知事（東国原英夫君） 各大学の医局ごとに

異なると思いますけれども、1月末ごろから3月にかけて医師派遣が決定されるものと聞いております。

○高橋 透議員 早ければ1月末に県立日南病院の小児科医師を引き揚げる、そういう内示とかがある可能性ということをおっしゃったわけですね。3月末までと幅が広いわけですが、早ければ1月末にそういう結果が出るかもしれない。だから、今、県南の保護者を中心に心配をして署名行動もされていると思うんです。「県立日南病院の小児科を存続してください」という署名に今取り組んでいらっしやいます。とにかく今、県南の小児科の2次医療がなくなるかもしれない、そういう瀬戸際なんです。公立病院を抱える首長さんみずから、医局へ働きかけをしていらっしやいます。知事の思い、県民の不安を——学長にお会いされたわけですから、医局に直接行かれてその医師を励まされ、実情を訴えていただきたいと思うんです。ぜひ医師確保に向けて、知事みずから直接医局へ出向くなどの早急な対応が必要なんです。ぜひ答弁をいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 派遣元であります大学医局においても、医師確保に大変苦慮されているようではありますが、小児救急医療体制の確保は重要でありますので、県立日南病院が県南地域の中核病院であることを強く訴え、医師の派遣について粘り強く要請するなど、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私は、直接、知事みずからが、現場で仕事をしていただく医師に、県民の思い、今の実態をお願いいただけないかという質問をしました。保護者も、あの寒い中を署名で頑張っただけでいらっしやいます。「こども・いのち・つなぐ会」という組織をつくられたようで

すけれども、2～3回その方々にお会いしましたら、やっぱり離せないんです、子供を。一緒に連れてきていらっしゃる。また機会がありましたら、署名用紙をお届けしますが、これも医療圏が外されちゃえば、1時間以上かけて宮崎市に搬送することになる、重病の我が子をそばで1時間も見ながら行かなくちゃいかん、こういうことにはしたくない、そういう話題でいっぱいでした。そういう県南の保護者の方々の思いを、ぜひ知事みずからが、知事みずからの口で医局にお願いいただきたい。そのことを強くお願いをして、この問題は終わりたいと思います。

次に、1次救急医療支援の問題でお尋ねするわけですが、医師不足、この要因に勤務医の過酷な勤務実態があることは御指摘のとおりであります。その背景には、救急医療体制がそれぞれ市町村で不十分であるといったところも隠されてきたかもしれないと思います。初期救急医療につきましては、交付税措置等財源の関係から、市町村が整備をしっかり担う必要があるわけですが、しかし、現状は役割分担が明確になっていないんです。1次も2次もごっちゃになっているのが現状。県立日南病院に救急医療で見える方の7割は初期救急の方々なんです。これは御案内のとおりであります。ですから、私たち社民党も、初期救急医療の整備拡充の要請を行ってきたところではありますが、日南串間医療圏では、現在、休日の準夜帯しか初期救急医療をやっていないんです。ようやくその整備充実の検討が始まったようでもあります。そこで、県は救急医療の役割分担を明確にするために、初期救急医療整備にどのような働きかけを行ってこられたのか、お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 地域に必要な救急医

療を確保するためには、軽症の患者を受け入れる初期救急医療から重篤な患者を受け入れる3次救急医療まで、各医療機関がそれぞれの役割を担って相互に連携する体制の構築が重要であります。このため県では、初期救急医療体制の整備を担う市町村に対しまして、これまでも、救急医療協議会等さまざまな機会を通し、夜間急患センターの整備拡充を働きかけてきたところでもあります。こうした中、日南串間医療圏におきましては、現在、日南市が中心となりまして、センター充実に向けての具体的検討が行われていると伺っております。

○高橋 透議員 今、答弁がありましたように、ようやく地元でも初期救急医療の整備拡充に向けて立ち上がりました。何とかお金も出すというふうに言っているわけです。医師会も当番で出るよということも、意見交換会の中で私は直接聞いております。そういうところがしっかり整備されれば、県立日南病院の医師の疲弊も緩和されると思うんです。県も、新聞の広告を出されていますし、いろいろと努力もされていますので、ぜひ要所要所で、これからも一刻も早く整備ができるように指導を強化いただきたいということを申し上げておきます。

次に移りますが、観光振興の件で2つほど御質問してまいります。

本県への県外からの観光客数が11年ぶりに増加をしたということで、過日報道があったとおりであります。県庁を新たに観光スポット、観光資源として売り出された東国原知事の効果であると、私も率直に認めるものであります。2011年に九州新幹線が全線開通するわけですが、残念ながら本県は完全にルートから離れているわけです。しかし、今後、新幹線観光客をいかに宮崎に呼び込むかというのが、さらな

る県外観光客をふやす手段になると思うんです。そこで、現在の交通機関で誘客に資する可能性があるものとしてバス輸送が考えられるわけです。現在、高速バスは熊本のバスセンターから八代を經由して1便あるようなんです。新八代駅との接続が想定されますけれども、高速バスの増便、こういったところの可能性についてお伺いをしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 九州新幹線を利用して熊本、鹿児島を訪れる観光客を、いかにして本県へ呼び込むかは、極めて重要な課題であると認識しております。このため県としましては、熊本県、鹿児島県と連携しまして、周遊旅行商品や広域観光ルートの開発を行うなど、南九州一体となった誘客対策に取り組んでいるところであります。また、新幹線利用者の本県への誘客対策につきましては、バスとの連携も重要になると考えられます。こうしたことから、宮崎交通におかれましても、新幹線全線開通を見据え、ことし8月から宮崎―熊本間の高速バスのダイヤのうち1往復を新八代駅経由に変更したところであります。県としましては、新八代駅などの新幹線停車駅を起点とした新たな観光ルートの開発に努めるとともに、高速バス路線の充実等を関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 鉄道については、ダイヤの編成とか快適な車両の導入など、JR九州への働きかけも、あわせて要望しておきたいと思いません。

県外観光客の増加で喜んでいるところです。しかし、宮崎県を取り囲んでいる鹿児島、熊本、大分はけた違いですよ。御認識されていると思うんですが、あそこは100万単位でふえているわけです。県外観光客数も、いろいろとと

り方が違いますから、単純に比較できないということなんですけれども、大分県が18年以降やっていませんから、17年の数字しか言えないんですが、宮崎県は450万、熊本県は2,670万、大分県が3,830万、鹿児島県が2,470万なんです。けた違いの6倍ぐらいのところであります。だからこそ、宮崎県は逆転の発想で、宮崎県の周りにはいっぱい県外の観光客がいるんだと、知恵を絞っていけば、かなりの観光客の見込みができると思うので、ぜひ今後、今ある観光資源に磨きをかけられて、私もともに頑張りたいと思いますので、取り組み方の強化をよろしくをお願いします。

もう一点、これは、最近報道があつて私も知ったわけですが、高千穂鉄道で使われていたトロッコ列車をJR九州で買い取るということでもあります。そして、JR九州で買い取ったトロッコ列車を日南線で活用したいということでもあります。県南観光振興に向けた活用策について、知事にお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) トロッコ列車につきましては、JR九州が高千穂鉄道株式会社から車両を買い取り、来年秋から日南線を中心に運行開始する予定で準備を進めていると伺っております。日南線沿線には、青島や鶴戸神宮など県内を代表する観光地を初め、飫肥城下まつりやプロ野球のキャンプなどたくさんのイベントがありまして、県といたしましても、こうした地域の魅力とトロッコ列車を組み合わせることにより、観光客誘致に大きな効果が出るのではないかと期待しているところであります。現在、JR九州におきまして、車両の整備や運行計画を検討されておりますので、地元になんだ親しみやすいネーミングや地域のイベントと連携した運行など、沿線の魅力を最大限生かせ

るような活用をJR九州に働きかけるとともに、トロッコ列車を活用した誘客対策に、沿線自治体など関係機関と一体となって、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。ぜひ県南観光振興には一番力を注いでいただくように、お願いをしたいと思います。

次に移りたいと思いますが、農林水産業の振興についてでございます。

その1点目として、農商工連携について申し上げるわけですが、みやざき農商工連携応援ファンドが立ち上がったわけでございます。このファンドによる支援で、農林水産業の活性化を期待するものでございますが、これには条件があるんです。新商品開発などが条件でありますので、現在、製造・販売をしている加工品の拡大には該当しないとお聞きをいたしました。例えば、私の地元で、日南市漁協婦人部が展開をしています水産加工品「かつおうみっこ節」がございます。みやざきブランドの認証を受けています。製造・販売活動の拡大に、地元の方々は大変意欲を燃やされています。このような団体、農業関係の加工グループはたくさんあるんです。申し上げましたように、恐らく今の商品は、応援ファンドではけられますので、こういう団体への支援策について、農政水産部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県内の各漁協では、女性部を初めとしまして、直販所やレストランの運営、水産加工品の開発、こういったものを通じまして、県産水産物の販売促進、付加価値向上に積極的に取り組まれております。これまで県は、これらの取り組みに対しまして、補助事業による施設整備の助成、それから水産物ブランド認証やイベント開催など水産物

の広報活動、さらに地産地消に関する取り組みなどへの支援を行っているところであります。今後とも、水産業の振興に資する活動に対しまして、関係団体と連携しまして支援してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ぜひ、意欲がある団体に積極的な支援をお願いしたいわけです。ちょっと中身、実情を申し上げますと、日南市漁協のことだけしか言いませんが、かつおうみっこ節ですからカツオが原料です。漁師の方々のためにも、安いときでも10円でも20円でも高く買いたいとおっしゃるんです、大量に。でも、大量に買うためにはストックする冷蔵庫が必要なんです。その冷蔵庫が、大変高価なものですから、支援の一部にならないかということもあるんです。それぞれ加工グループは、そういう実態をお持ちですから、育てていただくためにもぜひ調査をいただいて、可能な限りの支援をお願いしたいと思います。

そして、地産地消の関係で一点申し上げますが、県の地産地消推進月間というのがあって、県立病院で地産地消昼食というのを実施されました。私も新聞で見たわけですが、これが大変好評だったというふうに聞いております。「安心・安全でおいしい」、そういうことをお聞きしました。ただ、御案内のように、通常より1割ほどコスト高になるようであります。ここがどうもネックであります。しかし、病院食ですから、当然、安全なものを提供しなくちゃならないことは、もうわかり切ったことでもあります。もっと給食全般に拡充いただくことはできないものか。病院局長にお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立病院給食の食材でございますけれども、ただいま議員のほ

うからも御指摘がございました。そのように日ごろから、食の安全・安心の確保の観点から、可能な限り、県内の産物といいますか、食材を使用しております。例えば、米あるいは卵、豚肉はすべて県内産ということになっております。御指摘のとおり、入院生活を送られる患者さんにとりましても、食事は治療の一環として大切な役割を果たしているものと認識をいたしておりますし、また楽しみの一つでもあろうというふうに存じます。こうしたことから、今回の取り組みに限らず、以前から実施しております選択メニューや、季節ごとの行事食に地産地消の献立を加える工夫を行いますとともに、地元農水産物を、御指摘ございました価格の面、あるいは安定的に調達できるよう、農業団体などとの連携を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○高橋 透議員 地産地消については、学校給食が、早くからいろいろと言われてきた課題であるんですが、なかなかこれが進んでいないんです。価格の面と提供する食材の部分にいろいろと難がある。安定的に供給できるというところもあるんでしょう。こういうところは何とかクリアしないと、なかなか前進しないわけで、地産地消する場所を多く見つけることも大事なことです。病院が初めて今回やられたわけですから、2回目も3回目もずっと拡大していただきたい。あるいは企業の社員食堂で何か所かやっつけていってほしいです。ぜひ推進いただくように、今後とも御努力をいただきたいと思っています。

次に移ります。教育問題についてであります。

先ほど追加提案をされました、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につい

てでございます。その中身について御説明をいただきたいのと、なぜ追加提案なのか、理由をお伺いしたいと思います。教育長で結構です。

○教育長（渡辺義人君） 教職員給与に係る条例改正の内容等についてであります。今回の改正は、平成19年6月の学校教育法の一部改正や、今年度の人事委員会勧告等を踏まえまして、新たな職の設置に伴う給料表の改正や教員給与の見直し等、関係規定の所要の整備を行うものでございます。

まず、内容であります。新たな職につきましては、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図りますために、平成21年4月1日から、一定規模以上の小・中・高等学校等に、副校長、主幹教諭、指導教諭を段階的に配置したいと考えております。これらの職の設置に伴い、教育職給料表を4級制から5級制へ改正するなど、関係規定の整備を行うものであります。

次に、教員給与の見直しにつきましては、国の予算措置の動向に合わせて、義務教育等教員特別手当を、平成21年1月1日から給料月額3.8%程度から3.0%程度に改定するとともに、部活動指導業務などの教員特殊業務手当を、業務の困難性や特殊性を勘案いたしまして、本年10月1日に遡及して引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

なお、今回の給与条例等の一部改正につきましては、11月上旬から職員団体と交渉を行ってまいりまして、12月1日に合意に達したことや、義務教育等教員特別手当の改定を平成21年1月1日から予定していること、さらには、新たな職についての学校への周知等に一定の期間が必要なことから、今議会に追加提案をさせていただいたところであります。以上であります。

す。

○高橋 透議員 私は、労使関係のことにいろいろと口を挟むつもりは毛頭ありません。ただ、相手があることですから、相手への周知期間は必要だということは申し上げておきます。

それと、そういうところを計算した上で、この提案に至るべきだということを申し上げたい。というのは、教育現場の組織の改編ですよ、条例改正。これは大事な問題です。追加議案、たった今ですよ。もちろん、議運で簡単な説明はあったんでしょうけれども、私たちの質問権というのが狭まるじゃないですか。こういう重要な問題は、もっと事前に、労使の話し合いがあるのであれば、そういうのを計算した上で協議すべきだと私は思います。これは重要な案件ですよ。教育長、そこをもう一度答弁いただけませんか。

○教育長(渡辺義人君) 新たな職の設置等につきましては、新たな職を設置する場合に、一番の関係者というのは現場の職員ということになろうかと思しますので、その職員で構成いたしております職員団体との交渉が成約をしないことには、なかなか対外的には申し上げにくいというような事情もございますので、その点は御理解をいただきたいと存じます。

○高橋 透議員 私は議員として非常に不満を抱くわけです。私以外の議員も恐らく……。私は、たまたま教育問題で通告しておりましたから、よかったんです。そういう関係もあって、単純な給与改正は別として、組織の改正ですから、冒頭で提案すべき代物だったということを申し上げておきます。

それと、中身、細かなことについては、今聞いたばかりですから一々論ずることはできません。ただ、大まかな特徴は、副校長、主幹教

諭、指導教諭と、新たに職名をつけるわけですよ。職名によっては、新たに人をふやして職名をつける、そういう人も出てくるわけですか。それはどうですか、教育長。

○教育長(渡辺義人君) 小中学校の主幹教諭については、一定の加配措置がなされるというふうに考えております。

○高橋 透議員 人がふえるということですよ。私が人がふえるというところで教育委員会にただしたいのは、今、教育に不足しているのは何かということなんです。私は人だというふうに思います。これは一致する認識だと思うんです。数であり質であるというふうに思うんです。副校長とか主幹教諭とか指導教諭は、指示・管理する職員を新たに配置することだというふうに私は理解するんです。いわゆる上から物を見る人を配置する、そういうふうに私は理解をするんです。今、教師のゆとりというのが問われています。学校現場はどれだけ今ぎくしゃくしているか。「児童生徒と向き合ってゆっくり話ができない」「昼休みも遊べない」、そういう教師の嘆きを私は聞きます。そしてまた一方では、学力向上というふうに教育委員会は投げかけています。そして、いじめとか不登校、いっぱい問題があります。特別支援教育にも課題があります。副校長とかいう職名を設けて人をふやすんじゃないで、一般の教諭をふやすことが、今、教育現場で求められている課題じゃないんですか。教育長、見解を求めます。

○教育長(渡辺義人君) 教職員定数の改善につきましては、これまでも毎年、国に対して要望を重ねてまいっているところであります。ただ、現状としては、行政改革推進法の定員の純減という非常に大きなバリアがございまして、そういった中ではありますけれども、宮崎県の

場合は、例えば学力向上ですとか、いじめ対策等のための教員の加配措置等については、近年、一定の職員数を確保できているところであります。

お話の新しい職の関係でありますけれども、確かに今、学校現場は、いじめとか不登校とか、あるいは学力向上対策——私があえて申し上げるまでもなく、議員が一番御存じかと思えますけれども——そういう課題がございます。そういう中で、学校組織というのは、校長、教頭、その下が教諭というふうな非常にフラットな組織になっておりまして、学校の組織全体として、そういった多様化、複雑化する課題に対して組織的かつ的確に対応するという面では、体制的に課題を抱えているというふうに考えております。そういう中で、主幹教諭なり副校長なり、そういう職を置いて、学校全体として組織的、機動的に的確な学校運営が行われるような体制を組みたい、こういうことで職の設置をしたいということでございます。以上です。

○高橋 透議員 これは「設置をすることができる」だから、置かなくてもいいんですよ。私は、条例は提案されておりますが、これは十分検証せないかなんと思っているんです。学校現場に縦社会がなじむのかというところなんです。学校長とか教頭は別にして、先生たちの序列がないところに教育の大切さがあると思うんです。ただ、子供たちはよく見ていますよ。「教育委員会が来られると言葉遣いまで変わるよね、先生は」と。だから、そういう縦社会をつくるのが今、子供たちにいいかどうか、ぜひ検証していただきたい。これは、文科省が全国都道府県に通達を出したみたいですけども、大事なところだと思います。

最後に、小規模校に対する教育支援でありま

す。小規模校といいますと、集団性とか、あるいは競争性とか、そういう切磋琢磨に欠けるということをすごく悩むところでもありますけれども、複数の小規模校を連携することによって弱点を補えると思っているんです。学力向上にもつながる、いわゆる小規模校のネットワーク連携について、事例とかありましたら、教育長、見解をいただきたいと思えます。

○教育長(渡辺義人君) 小規模の学校と他校との連携した取り組みということであろうと思えますが、現在、多くの市町村におきまして、合同で修学旅行を実施したり、都市部の学校と交流しながら、各種行事を初め合同授業やホームステイなど、さまざまな活動を展開しているところでもあります。例えば具体的な取り組みとして申し上げますと、県北の椎葉村では、平成7年に「夢織りの館」という宿泊施設を設置し、それ以来、村内の小学校が7つあり、中学校が2校ありますけれども、これらのすべての小中学校の児童生徒が一堂に集まって——学年単位で仕分けはしておるようでもありますけれども——学び合うことのできる「集合学習」に取り組んでいるところでもあります。また、議員の地元の隣の北郷町におきましては、小規模の小学校の子供たちが、近隣のより規模の大きい小学校に行きまして、1週間程度連続して学んでいるところでもあります。このような他校と連携した取り組みが、いい意味での切磋琢磨につながり、ひいては小規模校の児童生徒の自立性や社会性の向上に寄与しているものと考えております。以上であります。

○高橋 透議員 集合学習、大変いいことだと私は思います。ただ、これにはコーディネーターが必要だと思うんです。そのためには、今の人員ではなかなか難しいと思うんです。そのため

には、副校長とか主幹教諭とか指導教諭とか、そういう人をふやすのではなくて、一般教諭でこういうところを補うようなシステムをぜひつくっていただきたいということを要望いたします。

時間が来ました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) こんにちは、自由民主党の押川修一郎でございます。本日は、たくさんの皆様方が傍聴においでいただいております。張り切ってまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、私が胸につけておりますバッジは、「^{えみ}笑味ちゃん」と呼ばれておりますが、これは、JAグループとして、国内農畜産物の消費拡大並びに日本農業を目的に、キャラクターとして食をデザイン化したものです。このバッジは70円ですので、皆様も買ってつけていただき、一緒に日本農業の応援をしてくださいということでもありますから、よろしく願いを申し上げます。

まず、平成21年度の財源問題についてであります。

これまで、三位一体改革の推進などにより、地方固有の財源である地方交付税は大幅に削減

されています。財政力の弱い本県にとっては、大きな痛手であり、今日の財源不足の最大の要因であると思います。一方、現在、国においては、道路特定財源の1兆円の配賦について、地方道路整備臨時交付金とは別枠で、地方交付税で措置するのかもしれないのか、議論が白熱してきているようであります。来年度予算における財源確保を考えると、我が県にとっては、何とんでも地方交付税の確保が最も重要であると思います。全体枠としての総額確保が課題となると思います。このことについてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

次に、社会保障財源の問題から、地方負担の方向性について伺います。

このほど、政府の社会保障国民会議が最終報告をまとめ、将来の社会保障のあり方と必要とされる財源の見通しについて公表されました。これを見ますと、2015年には消費税換算で3.3%から11%程度の追加財源が必要であると示されており、この問題から政府も、消費税の引き上げについては、時期的なものは明確でないものの、消費税を引き上げるという方向性は示されてきつつあるものと、私は受け取っているところであります。そこで、地方消費税の取り扱いについてであります。地方消費税は、地方にとって極めて貴重な財源であり、断じて譲れない財源であります。消費税を引き上げるのであれば、地方消費税も引き上げるのが筋であると思います。また、将来の社会保障関係費の増大に関してであります。社会保障関係費の多くは地方が負担するものが多いのに、世論はどうも消費税換算議論に終始してしまい、結局、国が財源を握ってしまう形になると、地方分権の流れはどうなってしまうのか、疑問を感じているところであります。そこで、社会保障国民会

議の最終報告を受けて、社会保障関係経費の増大についてどのように対応されるのか、また、地方消費税のあり方についても、あわせて知事にお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、後は自席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 地方交付税の確保についてであります。本県の財政は、自主財源の占める割合が低く、財政基盤が脆弱でありますので、財源調整機能と財源保障機能を一体として有する地方交付税の役割は極めて重要であり、その充実確保を図る必要があると認識しております。地方交付税を含む地方財政計画の内容は、今後、経済情勢の推移や税制改正、国の予算編成の動向等を踏まえ決定されますので、その行方を注視するとともに、全国知事会等とも連携しながら、地方交付税の充実確保について強く要望してまいりたいと考えております。

社会保障関係費及び地方消費税についてであります。三位一体の改革によりまして地方交付税が大幅に削減されるなど、地方の一般財源は厳しく抑制される中で、各地方公共団体は不断の行財政改革に取り組んでいるにもかかわらず、今後も社会保障関係費が増大することが見込まれ、地方財政を取り巻く環境はますます厳しくなっており、このたび、社会保障国民会議がまとめた最終報告において、社会保障のあるべき姿と将来的に必要な費用の増加分について、消費税換算による具体的な数値が示されたところであります。しかしながら、今後とも、地方公共団体が住民生活に直結した不可欠なサービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実が必要である

と考えており、全国知事会におきましても、ことし7月に、地方消費税の充実を含む税体系の抜本的改革の必要性について提言を行ったところであります。消費税のあり方については、今後、国の税制改正の中で議論されるものと思いますが、引き続き、知事会を通じて我々地方の意見を積極的に訴えながら、国会等での議論を注視してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○押川修一郎議員 ありがとうございます。それでは再質問で、まず地方財政対策について質問させていただきます。地方交付税の総額確保については、1兆円の別枠確保について、全国知事会を初めとする地方六団体も、11月25日に全国大会を開き、決議を採択し、政府へ提出されたということでもあります。そこで、再度知事にお伺いをいたしますが、知事は、今回の道路特定財源のほか、三位一体改革で削減されました地方交付税総額5兆1,000億円に上る削減について、復元すべきであると考えておられると理解をしてよろしいでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 地方の財源不足を抜本的に解消しまして、住民サービスの水準を維持していくためには、大幅に削減された地方交付税の復元・充実が必須であると考えております。このことに関しましては、私が参加しております行政支出総点検会議、いわゆる無駄ゼロ会議等におきまして、地方の一層の行革努力が地方交付税の削減につながりかねない意見が出されておりましたので、そういうことにならないよう、そして、地方行財政の運営に不安が生じないよう、会議の最後の場面で地方の立場からの意見を強く主張してまいりましたが、一定の理解が得られたと認識しております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。あ

わせて、再度質問させていただきますけれども、もし知事が国政に行かれることがあれば、まずは地方財政及び運営のことを第一に考えていただけるものと思うのでありますが、現在は知事というお立場であることを含め、東国原知事は政治家として、小泉内閣が断行してきた三位一体改革について、地方交付税削減を最優先にしてきた、都市偏重できた姿勢について、これは間違いであったという認識でおられると理解してよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 本県では、平成18年度までの3年間の三位一体の改革に伴いまして、地方交付税が約350億円のマイナスになるなど、本県財政にとって、大変厳しい状況を強いられる結果となったものと受けとめているところでございます。都市偏重という御質問でございしますが、都市偏重の要因としては、こういった地方交付税の削減もさることながら、法人税等の改正もあったものと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひ知事には、財政力の弱い地方の実情を、あらゆる機会をとらえていただいて、そのことを中央のほうにも届けていただきますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、副知事へお尋ねいたしますが、本県への地方交付税の確保について、具体的な交付税確保の方策の検討、あるいは副知事として確保のためにどのような活動なりされてこられたのか、お聞きをしたいと思います。

○副知事（河野俊嗣君） 交付税の確保につきましては、県全体といたしまして、国に対し、知事を先頭に、知事会と連携しながら強く訴えていく、そのサポートを私も一スタッフとして務めておるところでございしますが、本定例議会の初日に不在届を出させていただいて、全国知

事会に知事代理として出席させていただいております。そのときにも、先ほど知事が紹介申し上げました、交付税が削減されかねない議論が進んでいるということにつきまして、知事会のほうに発言を求めて報告をし、各県知事の協力を求めたところでございます。また、総務省のほうにも個別に要請をしたところでございまして、年末の地方財政対策に向けてが勝負だと考えております。引き続き、宮崎の実情も含めて強く訴えてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 今ありましたとおり、年末に向けて、この問題は本当に予断を許さない状況にあると思います。ぜひ副知事には——総務省から迎えておるわけでありますから、我々県民としても、地方交付税をより多く確保していただきたいというのが県民の願いだろーと思っておりますから——引き続きよろしくお願いを申し上げますから——引き続きよろしくお願いを申し上げます。

次に、国の出先機関の統廃合についてですが、政府の地方分権推進委員会がことしの8月に中間報告として、当時の福田首相に、国の出先機関の統廃合の方針を示しました。福田首相は、これを受け、「役所の利害にとらわれず、政治的リーダーシップを発揮してほしい」と、課題解決に向けて全閣僚に指示をされたところであります。この国の出先機関の見直しは、国から地方への権限移譲を盛り込んだ第1次勧告に続く第2次勧告の柱となるものであり、大きな変革であります。この流れを踏まえ、その後に首相に就任しました麻生総理も、11月初旬の閣議で、国の出先機関の統廃合については、職員を指導し、実行させるようにと、各閣僚に檄を飛ばされたというふう聞いておりますし、このことは皆様方も耳に新しいことだろーと思っております。

しかし、後日の記者会見で、例えば金子国土交通大臣は、「首相が廃止と言ったとは理解していない」と、廃止が前提なのではなく、組織の改善あるいは見直しを行うのが首相の指示の趣旨である旨を発言されるなど、各大臣、各省庁とも受けとめ方に温度差が生じているように思います。確かに県民にとりましても、九州地方農政局を初め、国の出先機関がすべて本当になくなった場合、一体どうなってしまうのかといった現実的な問題など、さまざまな問題があるのも正直なところだと思います。そこで、本県とこれまで関係の深かった、また、お世話になってきた国土交通省の地方整備局や農林水産省の地方農政局を含めた国の出先機関の統廃合の問題について、知事にお伺いをいたします。また、国と地方の二重行政の解消に向けて独自の対策があれば、お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 地方分権改革推進委員会では、今月上旬にも、国の出先機関の見直しを内容とする第2次勧告の取りまとめが予定されておりますが、先般、麻生総理大臣から、国の出先機関の抜本的な統廃合方針が示され、委員会としてもその方向で勧告を行う予定と伺っております。全国知事会におきましても、勧告に先立ちまして、地方の自立を高めていく観点から、国の抜本的な統廃合を実現すべきとの「国の出先機関の見直しの具体的な提言」を取りまとめたところでありまして、私も、行政サービスをより住民に近いところで行いつつ、国と地方の二重行政を解消し、行政のスリム化を図るためには、国が国本来の役割に専念できる組織に生まれ変わる必要があると考えております。国の出先機関の統廃合に関する人員、財源などの基本的事項が現段階では不明確でありますので、第2次勧告を踏まえて、今後の検討

が必要であります。私は、今回の地方分権の議論が、単に国と地方との綱引きに終わることなく、権限や財源が十分に担保され、真に住民の利益につながるものとなるよう、あらゆる機会を通じて、さらなる地方分権の推進に向けて、積極的に意見を申し上げてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておきたいと思っております。ただいま知事にも伺ったところでありますが、今後、この国の出先の統廃合問題がさらに具体的に議論されて進んでくるというふうに考えます。その中で、最も関係のある担当部長に伺います。まず、農政水産部長にお聞きしますが、農政局の統廃合についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 安全・安心な食料の安定的な確保は、国民の生活の安定を図る上で極めて重要なことでありまして、国が果たすべき役割は大きいものがあると考えております。九州農政局は、基盤整備を進める必要性の高い本県におきまして、国直轄の大規模な土地改良事業を実施しているほか、最近特に問題が顕在化している食品表示適正化等に関しまして、県域を越えた広域的な観点から指導・監督・支援等、重要な機能を果たしております。行政の効果的・効率的な運営を図るために、社会経済情勢の変化に対応して、業務や組織のあり方等を見直すことは当然のことでありまして、また、農業生産につきましても、地域ごとに生産条件等が異なり、例えば、九州を単位とした特徴ある施策の構築や推進が必要であります。したがって、このような点を踏まえまして、食の確保に関する国と地方の役割分担、地方における組織のあり方など、幅広い観点から検討

が必要ではないかと考えております。以上です。

○押川修一郎議員 次に、県土整備部長にお聞きします。地方整備局にも統廃合の動きがあり、本県への影響が懸念されますが、権限移譲の動きも含めてお聞きをしたいと思っております。

○県土整備部長(山田康夫君) 地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けまして、現在、当部におきましても、国土交通省と直轄国道及び一級河川の権限移譲について、必要な財源措置が十分講じられること等を前提としまして、個別協議を行っているところであります。県民生活、県民経済の一層の向上、発展を図っていくためには、社会基盤の整備が不可欠でありますけれども、本県は、東九州自動車道に象徴される高速交通体系の整備のおくれ、地理的・自然的条件からくる災害への備えなど、国の協力が必要な大きな課題を抱えているところであります。そうした中で、地方整備局の果たしている役割は重要なものがあると認識をしております。このようなことから、地方分権の議論につきましても、地方の自主性、自立性を高めつつ、今後とも、本県の社会資本整備を促進するという観点で対応してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 いずれにしても、合理化を念頭に置いた、国から地方への権限移譲という観点と、地方にとって受け入れ可能な事務なのか、地方になじむ事務なのかといった、本来的な観点の両面から十分議論をしていただき、また、議会への報告も含め、県民を巻き込んだ議論を尽くしていただきたい。そして、国の出先機関の統廃合への対応をお願いしたいと思います。特に、行政の立場のみに終始することなく、県民の目線で事務のあり方については考え

ていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、エコクリーンプラザみやざきについてであります。

浸出水調整池破損問題がことしの4月に発覚し、大きな社会問題になったところでありまして。そして、県では、この問題に関する外部調査委員会を設置し、破損の究明や機能回復のための工法等の検討がなされております。その中で、10月24日、第3回調査委員会が開催され、工法に関する見解が示されたところであります。そして、施設を管理する県環境整備公社は、11月7日、調整池の補修工事について、県の外部調査委員会が示した杭基礎補強工法で行うというふうに決められたところであります。このことについて、関係する11市町村長も大筋で理解を示されたということでありまして。しかし、費用負担について、幾つかの選択肢があるようであり、意見が分かれているということでもあります。今後の外部調査委員会の結果次第ということではありますが、現在の県の立場としての負担割合について、お考えを副知事にお伺いいたします。

○副知事(河野俊嗣君) 補強工事の費用負担につきましても、去る10月31日に開催をいたしました関係11市町村長との打ち合わせ会におきましても、いろいろな御意見を伺ったところでもあります。県といたしましては、年明けまでに外部調査委員会の最終報告が取りまとめられることとなっております。この中で、今回の問題に関する原因分析でありますとか責任、こういった問題について整理をされることとなっております。そういった内容も十分に踏まえながら、関係市町村や公社と十分協議をしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 地元西都市を初め、近隣町村におきましても、非常に今、厳しい財政状況であるということであります。各町村の財政が逼迫しないような計らいの中で、これは要望であります。お願いをしておきたいと思えます。あわせて再質問いたしますが、今後、仮にエコクリーンプラザの他の施設でも大がかりな補修工事が発生した場合、どのような対応をされるお考えか、改めて副知事にお伺いいたします。

○副知事(河野俊嗣君) エコクリーンプラザを今後安定的に運営していくという観点は、大変重要だと考えておりますが、そのためには、関係市町村や公社と、万が一のことがあった場合を想定して、どのような協議を進めていくかという一定のルールづくりが必要になってくるのではないかと考えております。したがって、今回の補強工事の費用負担などにつきまして協議する際にも、そういった観点を十分踏まえて協議をしてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 今度の問題が発覚する前には、こういった協議をする場もなかったというような話も聞いておりますから、ぜひ、そういったことがないように、ルールづくりの中できちんとしていただきたいと思います。

次に、担い手の確保と産地づくりについてであります。

本県農業を支える農家は、特に農業生産の中心を担う主業農家で見ると、平成17年度までの10年間で38%減少し、1万2,588戸という状況にあります。また、基幹的農業従事者も、ここ10年間で18%減少し、65歳以上の割合は51.5%となるなど、担い手の高齢化が加速している状況であります。こうした中、県では、第6次農業・農村振興長期計画において、担い手育成

・確保の目標を掲げ、平成19年度実績で、認定農業者は8,587経営体、農業法人は560、集落営農組織は79組織と、現時点ではいずれも目標数値を確保しているということであります。しかしながら、農業者の減少により低下しつつある地域の生産力や、昨今の高コスト農業への喫緊の対応など、農業者を取り巻く現状は厳しいものがあり、私の集落を見ても、篤農技術を持っていても農業後継者として残っておられないのが現状であります。今後、産地間競争の激化や高コスト農業への対応に当たっては、従来の家族経営の取り組みだけでは限界もあり、農業法人等を含めた経営の拡大や多角化を一層進め、一経営体当たりの所得を増加させていく取り組みが必要であると考えます。また、リタイアしていく家族経営体も、例えば、農業法人経営や集落営農などの組織的生産活動にうまく組み入れることにより——農業によって地域全体の雇用と所得の確保が支えられる仕組みづくりが必要だというふうに考えております。そこで、担い手の数の確保だけでなく、今後はこうした視点に立って、経営力の強化等に係る担い手支援の具体的な施策を打ち出すべきではないかと考えますが、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 本県農業・農村を発展させるためには、地域の話し合いによる合意形成活動等を通じ、まずは、地域農業の特性を踏まえて担い手を明確化することが必要であります。その上で、認定農業者や農業法人等の担い手に農地等の利用集積を行うことにより、効率的な営農を実現し、農業産出額の相当部分をこれら担い手が生産する農業構造を構築していくことが重要であると考えております。このためには、企業的な担い手の経営体質強化が重要であることから、農地、施設等の経営資源を集

積できる仕組みの構築、雇用型経営体に対する安定的な人材確保のための仕組みづくり、農商工連携による新たなビジネスチャンスの拡大などの取り組みを、さらに進めていくこととしております。

○押川修一郎議員 家族経営を中心とした今の宮崎県の農業状態でありますけれども、今、知事のほうからもありましたとおり、そういう具体的なものの中に、できればモデルをつくっていただいて、モデルを核とした広がり等もしていただくとありがたいと思うところでありませう。

次に、全国における農業産出額を見ますと、昭和60年から平成18年までの約20年間で、全国では、北海道レベルの3産地分に相当する約3兆円が減少している中で、本県は3,211億円とほぼ横ばいで健闘しており、まさに、厳しい状況下でも創意工夫し、多様な農業生産に励まれる農業者の方々を中心とする取り組みの成果だと考えております。将来に向けた展望として、世界的な食料危機のもと、消費者の国産志向の高まりなどの追い風を受け、県の目標とする平成26年の農業産出額3,400億円達成に向けて、本県が全国に誇れる食料供給基地としての役割を果たしていくことは、農業を基幹産業としてさまざまな産業に波及効果をもたらし、本県産業全体の活性化にも大きくつながるものと考えます。しかしながら、その基幹産業たる農業の生産を担うのは担い手そのものであり、その数の確保はもとより、品目ごとの育成ビジョンの裏づけがあってこそ200億円の上乗せが可能となり、全国第5位以上の飛躍が可能となると考えております。また、こうした取り組みは、ここ10年が正念場であります。そこで、産地品目ごとに戦略を持って、担い手育成確保対策を進

めるべきではないかと思いますが、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 私は、本県の担い手育成・確保の戦略は、各産地ごと、品目ごとに担い手を明確化し、5年後、10年後の動向を見通した生産力を強化するとともに、所得が確保されることが重要であると考えております。また、消費者ニーズや市場動向を踏まえた産地振興のあり方や、品目ごとの振興策などの戦略を示すことにより、担い手みずからがビジョンを持って経営が展開できるようにすることが必要であると考えております。さらに、技術の伝承と経営資源の有効活用が必要なことから、各産地の野菜、畜産など品目ごとの生産者組織が、生産施設等の利用調整や後継者の育成確保などに積極的に取り組むことができるよう、その機能の充実強化を図っていくことが重要であると考えております。したがって、県といたしましては、今後とも、関係機関・団体が一体となって、産地ごと、品目ごとの担い手対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 所得の確保があつての後継者育成、産地づくりだろうと思いますから、より力を入れてやっていただきますようお願いをしたいと思います。

次に、高齢者のリタイアが加速する中、本県の特色である施設園芸や畜産施設型農業を維持拡大するには、農地、施設などの継続が必要であり、こうした施策を強化すべきではないかと思いますが、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 本県の農業の持続的な発展を図りますためには、優良農地や農業施設などの経営資源を担い手に集積してい

く必要があります。特に、農地は集落単位での利用集積を促進する必要があることから、農地利用について話し合う農用地利用改善団体等の育成に取り組み、国の事業も活用しながら、担い手への利用集積を推進しております。また、農業施設につきましては、耕作放棄地の解消対策におきまして、空きハウス等の情報収集を行うとともに、老朽施設の改修整備等を支援しております。今後とも、市町村、農業委員会、JA等の関係機関との連携を強化し、農地や農業施設の間接保有を行う農地保有合理化学業を最大限に活用することで、本県農業を支える経営資源の継承を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、農業法人を含めて本県の認定農業者は、平成19年度で、先ほど申し上げましたとおり、全国では第6位の8,587経営体ということであり、それぞれ意欲あふれる経営改善の取り組みをされているところです。こうした認定農業者による活動の強化は、本県農業の活性化に大きくつながると考えるので、活動支援にかかわる助成制度を導入することはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 認定農業者の資質向上や相互の連携を図るため、県内では28市町村で認定農業者組織が設置され、主体的な活動が現在行われております。県におきましては、認定農業者の経営改善・向上を図るため、担い手育成総合支援協議会の取り組みを通じまして、経営管理能力向上のための研修会の開催等を行っております。今後とも、こうした事業を積極的に活用していただきますとともに、担い手育成総合支援協議会の活動強化を図りながら、認定農業者の自主的な活動を支援してまい

りたいと存じております。

○押川修一郎議員 組織はありますけれども、金がないということではいけませんので、組織と金とが一緒になって、宮崎県の農業を担っていただける認定農業者の方々がそういう活動ができるような方向で、ぜひお願いをしたいと思っております。それから、先ほど御答弁をいただきました空きハウス等の老朽施設の改修あるいは撤去、これも新たなことでしょうから、PR方をぜひお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、中山間地域振興対策についてであります。

中山間地域が、国土保全と自然環境の維持、日本伝統文化の継承など、重要な役割を担いながらも、近年の人口の減少や高齢化の進行により、耕作放棄地、未利用地の増加、森林の荒廃など、危機的状況にあることは御案内のとおりであります。また、県が公募しました限界集落にかわる新たな呼称についても、県内外から1,900件を超える応募があったと聞いております。中山間地域の活性化のためには、農林業後継者の確保、担い手の育成が急務であり、定住条件の向上とあわせ、各種事業の拡大、財政措置の充実が必要であります。そこで、本年度、中山間地域振興対策が重点施策として位置づけられ、引き続き21年度も実施されるようであります。新設されたばかりの中山間・地域対策室に大いに期待をいたすところであります。そこで、生き生きとした生活が送れるような、本県の実情に合った施策を展開すべきであると思っておりますが、今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域対策は、本県にとりまして重要かつ喫緊の課題であるとの認識のもと、今年度、私が本部長を務め、全

部局から構成されます中山間地域対策推進本部を設けさせていただきまして、県庁一丸となった取り組みを推進しているところであります。今後とも、集落住民の意向を踏まえた集落の活性化の推進や、生活者としての暮らしに必要な医療、生活、交通等の日常生活の維持充実、農林業を初めとする産業の振興、さらには都市との交流の推進など、短期的・中長期的な施策を、全庁連携のもと総合的に展開してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。本年度は、特に、中山間地域の厳しい現状に対応するため、特別枠のような形で何らかの措置を講ずることはできないでしょうかということ、知事に質問させていただきます。

○知事(東国原英夫君) 本県の県土を大きく占める中山間地域については、人口の減少や高齢化の進行等によりまして、地域活力が低下しておりまして、地域によっては維持存続が危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題となっております。このため、今年度は、中山間地域対策を重点施策の一つに位置づけ、厳しい財政状況の中においても重点的な予算措置を講じるとともに、宮崎県中山間地域対策推進本部を設置させていただきまして、各種対策に取り組んでおりますが、引き続き、中山間地域の活力再生を図る必要がありますことから、来年度においても重点的な予算措置を講じることなどにより、その実態を踏まえた短期的・長期的施策を総合的に展開したいと考えております。

なお、国においては、現在、景気の後退等への対応策として、2次補正予算の検討が進められておりますので、その動向を見きわめながら、財政健全化とのバランスを図った上で、本

県の景気対策として有効活用できるよう、その対応について総合的に検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 いまいち理解に苦しむわけでありまして、具体的にどういったものをされようとしているのか、再度お願いいたします。

○知事(東国原英夫君) ただいま申し上げました国の今年度の2次補正予算の検討におきまして、総額6,000億円の地域活性化・生活対策臨時交付金——これは仮称でございますが——の措置も盛り込まれるようでありまして、その内容と成立時期について、国の動向を見きわめながら、中山間地域の日常生活の維持充実や産業の振興に資する施策への有効活用についても検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 この問題の最後にいたしますけれども、知事、例えば本年度の国庫支出金を見てみますと、18年度が1,130億円、本年度が840億円、19年度だけでも290億円の災害関連での仕事が減少しておるということであります。主なものは、緊急治山事業費、林道災害復旧費、耕地災害復旧費などではありますが、中山間地域の課題は、どうやって若者の定住を図るか、過疎に歯どめをかけるか、農地・林地を守るかということでもあります。そこには雇用の場の確保がいかにより必要であるかということでもあります。再度知事にお伺いしたいんですが、企業誘致もままならない状況の中で、県費を打つても、今の厳しい中山間地の雇用の確保に英断をしてほしいと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 県としても、財政的に厳しい中で特別枠を設けるとするのは、現時点では非常に厳しい状況かと思っておりますが、先ほ

ども申しましたとおり、臨時交付金等々の国の施策の動向も注視しながら、中山間地域対策になお一層力を入れて取り組んでいかなければいけないと考えております。

○押川修一郎議員 地元の皆さん方も、知事の英断に本当に期待をされていると思っておりますので、今後の国の動向も見ながら、ぜひそのような対策を打っていただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

次に、情報通信等の格差是正についてであります。今までも数名の議員から議会ごとに質問がなされております。また一步進んだ答弁を期待しながら、この問題に質問をしていきたいと思っております。

携帯電話のサービス提供地域の拡大については、都市部と中山間地域との格差是正が大切な事業であると思っております。特に、災害、事故等の連絡、伝達手段が乏しい山間部こそ携帯電話が重要であり、いつでも、どこでも、だれでも使える社会の実現を目指すことが望ましいと思っております。しかし、山間部などの中山間地域を中心に、携帯電話を利用できない地域が県内でも約0.5%、94地区あるとのこと。それらの解消を図ることが、地域の発展に欠かせない喫緊の課題であると思っております。また、現在、国策として進められている地上デジタル放送の平成23年7月までの完全移行についても、地理的条件による格差発生防止など、早急な受信環境の整備が必要であります。我々が地域を回ってみますと、「年をとっての楽しみは、テレビを見ることしかない」といった声もよく聞くわけでありまして、「皆が見られるようにしてください」ということをよく頼まれるわけでありまして、また、新みやざき創造計画の中でも、整備されていない地域において環境整備を図って

いく必要があるという意見も述べられております。県民がひとしく情報通信の恩恵を受けられるようにすることが大事だと思います。

しかし、条件不利地域を中心に、携帯電話のサービスが受けられない地域が存在することは残念なことであります。これらのサービス未提供地域に対する県の対策について、県民政策部長にお伺いいたします。

また、地上デジタル放送への完全移行に当たっては、県内全域で視聴可能になることが必要と考えますが、現状と今後の見通しについても伺いたいと思っております。

○県民政策部長（丸山文民君） 中山間地域における情報通信環境の整備についてであります。

まず、携帯電話でありますけれども、県におきましては、平成6年度から、国の補助事業の活用や県単独事業の実施によりまして、平成19年度までの14年間に約2万世帯の未提供世帯の解消を図ってきたところであります。しかしながら、本年5月に実施しました市町村調査によりますと、先ほど質問の中にもございましたように、いまだに94地区、約2,500世帯が携帯電話が利用できない状況にあります。県といたしましては、引き続き、電気通信事業者や市町村と連携して、未提供世帯の解消に鋭意努めてまいりたいと考えております。

それから、地上デジタル放送であります。地上デジタル放送は、年内に県内の94%の世帯で視聴が可能となる予定となっております。しかしながら、本県のように中山間地域を多く抱える地方では、デジタル化のための共同受信施設の改修や難視聴世帯への対応など、完全移行に向けてさまざまな課題がございます。現在、国及び放送事業者では、平成23年春までに具体的

な地区別の対策を実施することによりまして、難視聴世帯の解消を図っていく予定であります。ただ、平成23年7月に予定をされているアナログ放送の終了時期までに、既存の共同受信施設の移設や新たな共同受信施設の設置が困難な世帯に対しましては、暫定的に放送衛星により対応する予定であると伺っているところであります。県といたしましては、デジタル化への円滑な移行へ向け、引き続き国への要望活動を行うなど、的確な対応をしてまいりたいと考えております。以上であります。

○押川修一郎議員 携帯電話におきましては、電気通信事業者や市町村とさらに協議をしていただき、カバーできるような形での努力をお願い申し上げたいと思います。ただいま、地上デジタル放送については、放送衛星による対応をする予定であるということでもありますから、そのような方向でさらに国等へ働きかけていただきまして、県内どこでもデジタル放送が見られるように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、障がい者支援についてであります。

我々自民党といたしましては、9月9日でありましたけれども、会派で、県手をつなぐ育成会・岡崎会長を初め、100名ぐらいの保護者の皆さん方と意見交換会をさせていただきました。その中の幾つかを今回質問させていただきたいと思っております。

障害者自立支援法において、障がい者の地域生活移行と就労支援が大きく前面に出ています。地域生活移行と就労支援は表裏一体のものと考えられます。地域生活を行う上で重要なのは居住の確保であり、その一端としてグループホームやケアホームが考えられます。そこで、本県の障がい者の更生・授産施設の数、また火

災などに対する安全・安心対策の現状と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 本県の障がい者の更生施設・授産施設は、全部で55カ所ございます。ことし6月に神奈川県で3人の方が亡くなるという痛ましい火災事故があったことから、県では、安全対策に対する緊急の調査を実施いたしました。その結果、消防用設備につきましては、消火器は全施設で設置されており、火災報知器やスプリンクラーなどは、施設の規模、構造等によって消防法に基づいた設置がなされております。また、全施設で火災や地震を想定した避難訓練が定期的に行われております。以上であります。

○押川修一郎議員 次に、同じく、グループホーム、ケアホームの数と、火災などに対する安全・安心の対策、今後の対策について、福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) まず、グループホーム、ケアホームの設置数であります。36事業者、103カ所となっております。そのうち民間の住宅、アパートを借用したものが90、公営住宅を活用したものが1、自己所有が12であります。火災等に対する安全対策については、基本的には更生・授産施設と同様の取り扱いとなっております。また、グループホーム、ケアホームは、専任の世話人が配置されておりますとともに、グループホーム等を支援する後方支援施設からの巡回などが実施されております。これらグループホーム、ケアホームの事業者に対しましては、安全対策の確保をより一層指導してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、平成19年3月に策定した障害福祉計画の中で、平成23年度までに180人を施設からグループホーム等へ移行させるという目標を立てておられますが、グループホーム等をどのように確保していかれるのか、あわせて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 障がい者の方が地域で自立した生活を送るためには、居住の場としてのグループホーム等の十分な確保が必要でありますので、設置者の負担を軽減するために、民間物件の借用時に発生する敷金・礼金や、バリアフリー化に要する経費に対する助成等を実施してきております。県としましては、今後とも、これらの施策を活用するとともに、国の施策にも留意しながら、必要なグループホーム等の確保に努めてまいります。

○押川修一郎議員 これから地域の中で一緒に生活をする中では、このグループホーム等が本当に大事な一つの居住地になるというふうに、私も考えております。その確保については、今言われたとおりでありますから、今後も、そういった方々が地域の中で一緒に生活できるような方向の中でお願いをしておきたいと思いません。

次に、グループホーム等の世話人に対する待遇の現状はどのようになっているのか、お聞かせください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 世話人の給与など、グループホーム等の運営に係る報酬基準については、国で定めております。しかしながら、報酬基準の低さもありまして、事業所によっては円滑な事業の実施に支障を来す状況にありますことから、その見直しについて、今年度の九州地方知事会でも要望を行ったところがあります。県としましては、引き続き報酬基準

の見直しについて要望をしております。

○押川修一郎議員 次に、就労についてであります。行政も積極的な対応をしていただいておりますが、この件で大事なことは、継続して就労することであると考えます。そこで、就労や職場定着のためには、障がい者に対する企業の理解促進が重要であると考えますが、県としてどのような取り組みをされているのか、あわせて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 一人でも多くの障がい者が企業に就職し、職場定着するためには、企業の経営者や従業員の障がい者に対する正しい理解を促進することが極めて重要であると認識しております。このため、県としましては、昨年、行政や支援機関はもとより、企業もメンバーとする障がい者雇用促進協議会を立ち上げ、今後の取り組みの具体的内容等を盛り込んだ「障がい者雇用促進のための取組指針」を策定したところであります。現在は、この取組指針に基づき、企業の障がい者に対する理解を促進するための取り組みとして、企業向けセミナーの開催や、企業が障がい者に接することにより、障がい者の特性や能力を知ることができる職場実習の促進、さらには、特別支援学校卒業生の離職調査を踏まえた職場定着のための対策の検討など、関係機関と連携しながら積極的に取り組んでいるところであります。

○押川修一郎議員 再質問をいたしますけれども、今後、施設からの就労者も多くなると考えられます。この事業については、先ほど述べられましたように、特別支援学校卒業生の離職調査等はされるということでもありますから、同じくこの調査等もお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 離職の実態に

ついて調査して、職場定着の支援につなげていくということは大変重要でありますので、今後、福祉施設と連携しながら、離職調査の実施について検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 昨今の不景気によりまして、今、企業においても解雇等があるわけがありますけれども、ややもすると、障がいを持っておる人たちが企業のそういう解雇の一番手にかかるというような話も聞いておりますから、これは十分、指導等をよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

最後になりますけれども、公衆浴場法施行条例についてであります。

県内の公衆浴場は、公衆浴場法施行条例により、「介助を必要とする場合等を除き、8歳以上の男女を混浴させないこと」を規定しており、混浴が禁止されておりますけれども、現在、ホテル・旅館などの旅館業においては、客室等に付設されている露天や家族ぶろなどは、宿泊客などに特定されるということで、混浴での利用は可能となっております。しかしながら、宿泊施設を伴わない家族ぶろを認めていないところは、九州では本県のみであります。風紀上の観点からということではありますが、他県で家族ぶろで風紀が乱れた事態が起きているというような事実は聞いたことがありません。

西米良村「ゆた〜と温泉」に来られるお客様が、「家族ぶろがなぜだめなんですか」とか、「どうしてこの観光地宮崎で家族ぶろがないのか不思議でならない」ということをよく言われるそうであります。団塊の世代がリタイアし、熟年カップルが癒しで旅行に行っても、二人ゆっくり温泉につかりながらしみじみとした話もできない、そういった話もあるようでありま

す。本県においても、家族ぶろが認められますよう条例の改正を図るべきだと思いますが、改めて福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) これまで、混浴可能な家族ぶろにつきましては、風紀上の観点から、利用者が特定される旅館業法に基づいて対応してまいりました。しかしながら、公衆浴場法に基づく許可施設においても、家族による貸し切りぶろの利用を認めてほしいという要望があることや、御指摘のありました九州各県の状況等を踏まえ、研究を重ねてきているところであります。その結果、利用者を特定する受け付けを条件とするなど、旅館業法に準ずる対応により、これまで最も懸念しておりました風紀上の問題については、解消できるものと判断するに至ったところであります。したがって、公衆浴場法に基づく施設においても、家族ぶろを認める方向で、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。この問題につきましては、近隣町村からも要望を受けておりました。ただいまの答弁の方向で、一日も早く進めていただきますようお願いを申し上げます。私の本日の一般質問のすべてを終わります。ありがとうございます。(拍手)

○坂口博美議長 次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) 本日の最後の質問者となりました。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

知事は、宮崎の危機を救うべく、昨年、知事選挙におきまして、宮崎に骨を埋める覚悟で立候補され、当選されたのは昨年の1月であります。考えてみますと、まだ2年が過ぎておりま

せん。知事は、基本政策でありますマニフェストに沿って、さまざまな努力をされております。国民の宮崎に対する注目度は大きく変わり、さまざまな面でその効果も非常に大きいものがあると評価するものであります。

そのような中で、11月末には衆議院議員の解散総選挙が行われるのではないかという状況で、中山大臣が辞任された際、東国原知事が立候補されるのではないかという話が、まことしやかに県民の中に広がっていたわけでありませぬ。知事に就任されてから、まだ1年10カ月過ぎたばかりであります。4年間は知事として任期を全うされるのが当然と考えるのでありますが、国政へのくらがえというようなことを考えておられるのであれば、県民や議会、また職員の中にも動揺を生じ、あらゆる信頼のきずなが切れてしまうのを危惧するものであります。今後を考えますときに、衆議院解散にかかわらず、来年は必ず衆議院選挙が行われることになります。また、平成22年7月には参議院選挙も行われる予定であります。知事は、これらの選挙に立候補しないということが、県民から授かった信任に対する当然の責務だと考えるわけでありませぬ。知事は、県民に対して、4年間は知事としての責任を全うすることを約束すべきであると考えますが、知事の明快な答弁を求めます。

次に、県政運営についてお伺いいたします。本県の景気や雇用の状況等を具体的に見てみますと、例えば農林水産業の状況は、本当に頑張らせていただいておりますが、平成18年度の数字で見ますと、農業産出額は3,200億円で全国5位でありながら、相変わらず生産農家所得は962億円で12位となっております。農業産出額が所得に結びついていない状況が見えるのでありませぬ。

水産業は、漁獲量が減少する中で、輸入物による魚価の低迷に加え、燃油の高騰などまさに厳しい状況が続いております。

また、建設業においては、公共事業の減少や一般競争入札による競争の激化により倒産が相次ぎ、建設業だけでも18年が24件、19年になりますと55件、20年も既に40件を超えているようであります。平成19年度から急激に増加しております。知事が力を入れておられる企業誘致についても、誘致企業はあるものの、景気後退のあおりで撤退または規模を縮小する企業も多く、相変わらず有効求人倍率が、9月の状況で全国では0.84に対しまして、我が宮崎県は0.54と低迷しております。

商業関係では、県内市町村の中心商店街は、宮崎市のみならず、どこの町でもシャッター街がふえ続けております。観光の状況の中でも、県外客数については増加しているとのことであります。例えば、修学旅行の受け入れ状況を19年度で見ても、調査の仕方が少々違いはあるようですが、熊本県では12万5,000人、鹿児島県では6万4,000人、本県は、何とたったの4,000人という状況であります。本当だろうかと思いたくなる数字でもあります。

また、知事は一方で、多数のテレビ番組に出演されているわけですが、マスコミが世論づくりに大きな影響力を持っていることを考えれば、重要なことでもあります。そのことは知事が一番感じておられることと思っております。しかし、忘れてならないのは、東京から、また国民の立場から宮崎を見る目ではなく、宮崎県民の目線で宮崎県民の生活や暮らしを考えなくてはならないということではないでしょうか。

いろいろ申し上げましたが、知事は、本県の現在の景気の状態をどう認識されているのか、

お伺いをいたします。また、この2年間の御自分でどう評価し、今後どのように県政運営を進めていこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

ほかの質問については、質問者席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 任期についてであります。これまでもたびたび申し上げておりますが、私が知事を志しましたのは、地方の立場で宮崎の活性化に尽力したいという気持ちからでありました。今後とも、地方の活性化という知事を志した初心を忘れず、与えられた任期の一日一日を県民の皆様との約束を果たすため、誠心誠意勤めてまいりたいと考えております。

続きまして、本県の景気の状態についてであります。本県経済は、近年、生産活動、個人消費などの面で低迷し、雇用情勢についても、有効求人倍率が全国を大きく下回るなど、厳しい状況が続いております。このような状況の中、アメリカのサブプライムローン問題に端を発する世界同時不況の波は、日本、そして宮崎にも確実に押し寄せ、景気の先行きへの不安による投資や消費の減退、企業による雇用の抑制・削減など、県内経済は一段と厳しい状況にあるものと認識しております。

次に、この2年間の評価と今後の県政運営についてであります。知事に就任して以降、私は全力で県政運営に取り組み、その結果、私が掲げたマニフェストの各項目については、おおむね順調に進捗しているのではないかと考えておりますが、中には、僻地医療提供体制の充実など、今後、相当の努力を要する課題もあります。また、先ほど述べました、100年に一度と例えられる世界的な不況など、就任前には予想で

きなかった大きな環境変化もあり、新規雇用の創出など厳しい状況もあるところであります。

このようなことから、引き続きそれらの課題解決に向けて、一つ一つ着実に、全身全霊を込めて取り組んでいかなければならないと考えております。特に、経済対策は喫緊の課題であり、国の対策や検討状況も注視し、的確に対応してまいりますとともに、新たな発想により本県の独自性を発揮するという観点から、農業と商業、工業等の連携による地場産業の振興や、新エネルギー関連分野における産業集積など、本県の強みを生かした取り組みを進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ただいま知事からは、初心を忘れず頑張っていくというような御答弁でありました。実は、11月20日、延岡市で自身の政治パーティーがございました。「初当選・初入閣、閣僚ポストが確実でない限り行かないですよ」と話されておりますね。このような発言では、国政で仕事をしたいと思われても仕方がないと、私はこう思うわけであります。

そこでお尋ねいたしますが、知事は、今年の2月議会においても、中野一則議員の質問に対して、「宮崎に骨を埋める覚悟で向き合う」と、こういう発言をされておりますし、中村幸一議員の質問に対しても、「初心を忘れず約束を守る」と、こう発言されています。まだ2年です。あと2年あるんです。約束を果たす、あるいは骨を埋めるというような言葉で答弁をされておるわけでありますが、この宮崎に骨を埋めるという覚悟、そして、初心を忘れず約束を果たすという言葉の意味というものは、私は、少なくとも任期4年というのは全うすべきだと、こう思います。もう一度、所信をお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 確かに、骨を埋める覚悟と申し上げました。その前に、大前提として、目標として、宮崎の活性化、疲弊した地方の活性化、再生というものがあります。私が宮崎に骨を埋めることによって、宮崎も埋まってしまうと困るわけでございます。社会情勢、政治行政状況というのは、刻一刻と変わっております。過去数年を見ても、非常に予測不可能な、不測の事態の連続かと思っております。今後、宮崎の活性化、地方の活性化のためには、弾力的な、そして機動的な判断が要求されるものと思っております。ただ、私は、先ほども申し上げましたとおり、県民との約束を果たすため、一日一日を県政運営、発展に全力を尽くすものと——全身全霊を傾けたいと思っております。

○徳重忠夫議員 知事は、マニフェストを掲げられて当選されたわけであります。ならば、それが少なくとも6割以上、7～8割の完成度をもって頑張ったなという結果になるんじゃないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) マニフェストは県民とのお約束でございます。これを果たすべく全身全霊、全力で私の力を傾注していきたいと思っております。

○徳重忠夫議員 全身全霊で頑張っていくという答弁でございますが、4年間はやるという考えはないか、もう一度お尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 先ほども申し上げましたとおりに、社会情勢というのは刻一刻変わっております。今後どのような事態が起こるか、だれも予測できないことでございますが、私は、与えられた任期の一日一日を、県民との約束を果たすために、マニフェストの実現に向けて全身全霊を傾けていきたいと考えておりま

す。

○徳重忠夫議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

認定農業者の育成についてでございます。

先ほど押川議員からも、るる質問がなされたところでございますので、よろしくお願いたします。県では、農業・農村振興長期計画におきまして、認定農業者の育成目標を掲げ、その育成確保に努力されております。平成19年度は、目標を上回る約8,600経営体が確保されたとしておりますが、その年齢内訳を見ますと、約65%が50歳以上と、このようになっております。また、昨今の原油・飼料高騰など、先行きが見えない厳しい環境の中にありまして、県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に示されている年間農業所得の620万円が達成できている農家は、2割から3割程度になっていると言われております。このことは、将来の農業の継続、ひいては本県農業の先行きが大変危ぶまれる状況であると考えております。前回の農業センサスによりますと、販売農家で農業後継者がいる経営体の割合は38%にしかすぎない状況であります。このことは、地域農業を支えるべき担い手が本当にいなくなるのではないかと、大変心配をいたしております。本県の担い手対策に今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 本県農業・農村を支える担い手の育成確保を図る上で、農業所得の確保による経営安定は最も重要であると認識しております。したがいまして、本県農業を中心となって支える認定農業者につきましては、所得目標等を定めた経営改善計画を達成することが重要でありますので、認定後3年目及び5年目に目標の達成度合いを調査し、未達成

者に対しては、集中的かつ重点的支援を行うこととしております。また、農業後継者や新規参入者につきましては、早期の経営安定を図ることが必要であることから、農業改良普及センターによる濃密巡回指導や研修を実施するとともに、先進農家を就農アドバイザーとして設置し、マンツーマンの指導等による支援を行っているところであります。今後とも、関係機関・団体一体となりまして、生産技術はもとより、所得確保など経営安定に向けて支援を行い、担い手の育成確保に努めてまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 それでは、続いて酪農対策について伺いをしてみたいと思います。

飼料価格や原油高騰に加えまして、乳価及び子牛価格の低迷が続いております。酪農に特に厳しい状況に相なっております。先日、私は、都城にある市場を見てまいりました。乳牛雄子牛、いわゆるぬれ子の価格が1頭8,000円前後しかしておりません。子牛のミルク代や世話をする労賃を考えれば、せめて5万円はしなければ農家の経営は成り立たないと、私はこのように思っております。私も酪農をしていた経験がありますが、ぬれ子の販売は、酪農家にとってはいわばボーナスというか、大切な副収入であります。高く売れることで、その分少しではありますが、余裕ができると、こういうものであります。また現在、酪農家では、収入を確保するために、和牛交雑種(F1)の生産や受精卵移植による和牛生産がふえていると聞いております。これは将来、後継牛が足りなくなるのではないかと、こう言われておるわけであります。

このように厳しい酪農経営の中、県内の酪農家は減少し続けております。現在370戸という状況に相なっております。後継ぎ以外の新規農業

者は1人もいないというのが酪農家の実態でございます。酪農家がいなくなるということは、関連産業もなくなってしまうということになります。今は真に酪農の危機ではないかと考えるわけであります。私は、若い人が夢を持って新たに酪農に取り組めるような農家の収入確保が何よりも重要と考えますが、酪農対策に今後どのように取り組んでいかれるのか、部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 酪農情勢は、乳価の低迷や飼料価格等の高騰、乳用雄子牛価格の低下によりまして、厳しい状況にあると認識しております。このため、県といたしましては、優秀後継牛の育成などの生産対策や、牛乳の消費拡大等の流通対策に加えまして、自給飼料の増産など、配合飼料価格高騰に対応した国の緊急対策を活用するとともに、県単独事業でも、飼料イネの作付拡大等に対する支援や、生産性向上を目的とした乳質改善に取り組んでいるところであります。今後とも、関係団体と連携し、安定した所得の確保とともに、後継者が夢を持てる酪農経営の実現に努めてまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 続いて、乳牛の後継牛対策について伺います。乳牛の雄子牛(ぬれ子)は、先ほど述べましたとおり、1頭が8,000円前後でしか販売はされないわけであります。したがって、F1の生産を余儀なくされているわけであります。子牛を競りに出荷する場合、平均して生後1カ月で出荷されるわけですが、1カ月の飼育費が、えさ代ひっくるめて1万4,000円程度かかるわけですが、最低かかります。また、酪農家の投資額を考えてみますと、今、宮崎県では40頭平均でございますが、酪農家では、新たに経営を始めると仮定しますと、

1億円かかるんです。経営基盤をつくるのに1億円の投資が必要だと、このように言われております。そのような中で、子牛の生産が全くの赤字と、このような形になりますと、生産意欲がなくなる。当然のことです。

そこでお尋ねしますが、和牛生産に対しては、優良牛確保対策として、数は限られておりますが、15万程度の補助金があるようであります。酪農家においても厳しい情勢が続いているわけでありますので、酪農家に対してもそういった支援体制はとれないかと、このように思うわけであります。一部の町、行政にあっては、乳牛雄子牛に対して2万円の助成をしている町もあるわけであります。乳牛雄子牛に対しまして、県として何らかの支援をすべきと考えますが、部長の見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 乳用雄子牛、いわゆるぬれ子は、生後1カ月で出荷されてきて、ここ数年間は5万円程度で取引されておりました。しかしながら、先ほどお話がございましたように、枝肉市場が非常に低迷しております。さらには、配合飼料価格高騰等により子牛の取引価格が下落しまして、ことし11月には生産原価を下回る状況が生じております。このような中で、酪農経営を安定化させるためには、何よりもまず、優秀な後継牛の確保や飼料基盤の整備など、生産性の向上に向けた取り組みが必要と考えておりました。県としましては、総合的な支援によりまして、酪農経営基盤の強化を図ってまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 酪農については最後にしたいと思いますが、農政水産部長に御答弁をお願いいたします。牛飼いは生き物を相手にしておりますから、酪農でも和牛生産でも、とにかく1年365日世話をしなけりゃなりません。つまり休

みがとれないのであります。そこが若い人に敬遠される理由の一つではないかと考えるわけがあります。後継者や新規就農者を確保するためには、収入の確保に加えて、休みがとれるためのヘルパー制度の充実が絶対必要だと、このように考えるわけでありますが、酪農及び肉用牛生産におけるヘルパー制度の利用状況、あるいは、今後の制度の充実に向けてどのように取り組んでいかれるのか、部長にお答えいただきたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 休みのとりにくい畜産経営におきましては、休日の確保や労働負担の軽減を図るヘルパー制度は大変重要であると認識しております。現在、酪農では、県内ほとんどの酪農家がヘルパー組合に加入し、ヘルパーにより搾乳作業や飼養管理が行われており、月平均1.3日の休日が確保されております。また、肉用牛においては、高齢者を中心に、競り市への出荷や飼料作物の収穫作業などでヘルパーが利用されているところであります。県といたしましては、引き続き、ゆとりある畜産経営の確立のため、国の事業等を活用し、ヘルパーの養成研修や機材の導入助成、さらにはヘルパー組合の運営支援などに努めることによりまして、ヘルパー制度の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

○徳重忠夫議員 ぜひ、このヘルパー制度については努力をしていただかなければいけないと、私はこのように考えています。今、部長の答弁で、月平均1.3日ということがございます。それでは納得できませんね。やはり最低月に4回は休みがとれるぐらいの体制づくりが絶対必要だと、このように考えますので、御努力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、高速道路についてお尋ねをしたいと思

います。

東九州自動車道の整備促進に当たりまして、これまで、大会等においてさまざまな要望活動を行ってきたと思いますが、その成果と予算配分を含め、過去5カ年の進捗状況について伺いたいと思います。また、全線開通までどれぐらいの期間と事業費が今後必要となるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 東九州自動車道の整備に関する事業費でございます。有料道路区間につきましては、道路公団が民営化されたのが平成17年度でありますけれども、それ以降20年度までが約300億円、また、16年度から20年度までの5年間で、新直轄事業区間が約430億円、国道10号延岡道路が約210億円となっております。事業進捗に必要な額が確保され、これまで順調に事業が進められているものと認識しております。

次に、平成21年度以降、完成までの事業費につきましては、有料道路区間については約1,300億円と聞いております。また、新直轄事業区間及び国道10号延岡道路の現時点での残事業費は公表されておりましたが、平成17年2月に示された新直轄事業の残事業費約1,500億円からすると、いまだ相当の事業費が残っているものと考えております。

続いて、完成までに要する期間であります。が、事業中区間大分県境一日南間のうち、大分県境一北浦間、北川一延岡間、門川一西都間について、平成22年度から26年度までの供用予定が公表されておりますが、県としましては、公表されていない北浦一北川間、清武一日南間も含め事業中区間全線について、平成26年度までの供用を目標としているところでございます。

○徳重忠夫議員 26年度までには全線開通でき

るような体制が整っていると、大変ありがたいかと思っております。問題は、東九州自動車道の中で日南一志布志間でございますが、基本計画区間のままとなっているようであります。今後の見通しについてはどうなっているか伺いたいと思います。

○県土整備部長(山田康夫君) 日南一串間一志布志間につきましては、昨年11月に行われました高規格幹線道路の点検の中で、4車線から完成2車線相当の構造に見直しつつ、これに加え、円滑な走行が可能な現道の一部を当面活用するなど、構造・規格の見直しを行い、早期にネットワークの機能を確保するとされたところであります。県としましては、全線整備とされなかったことには不満が残りましたが、高規格幹線道路のネットワークとして、整備の必要性が示されたところでありまして、早期ネットワーク確保の観点からも、一定の評価をしたところであります。しかしながら、先日、国土交通省から交通需要推計の下方修正が示されております。また、道路事業の評価手法の見直しのための検討が行われているなど、本県の高速道路整備にとっては、道路特定財源の一般財源化とあわせまして、先行き不透明な状況となっているところでございます。

○徳重忠夫議員 それでは、続いて質問をさせていただきます。東九州自動車道における用地取得状況——期間も決まっておりますので、鋭意努力していただいておりますが——補償目的の植栽の状況があるのか、また埋蔵文化財調査の状況等について伺っておきたいと思っております。

○県土整備部長(山田康夫君) まず、用地取得の進捗状況でございます。大分県境一北川間が65%、北川一延岡間が86%、門川一日向間

が99%、日向一都農間が24%、都農一西都間が98%、清武一北郷間が90%、北郷一日南間が75%となっておりまして、全区間とも開通目標に向けまして順調に用地の取得がなされているところであります。

次に、補償金目的植栽行為に対する取り組みについてであります。全体で56カ所あったものが、平成20年2月に初めての行政代執行を行うなど積極的に取り組んだ結果、同年3月末では26カ所となりました。その後も行政代執行の効果による自主撤去が進んでおりまして、現在では10カ所にまで減少してきております。今後とも、補償金目的植栽行為につきましては、国や西日本高速道路株式会社などの関係機関と連携を図りながら、引き続き毅然とした態度で臨んでまいりたいと存じます。

また、埋蔵文化財調査につきましては、開通の予定を見据えながら、埋蔵文化財センターに35名の専任職員を配置しまして、順調に調査を進めているところであります。今後とも、県としましては、供用開始が1年でも早まるよう、全力で取り組んでまいりたいと思います。

○徳重忠夫議員 それでは、知事にお伺いをしておきたいと思っております。御案内のとおり、道路特定財源の一般財源化が始まります。本県の高速道路の整備に影響が出るのではないかと心配するわけでありまして、知事は、このことをどのように認識されておられるのか、さらに、整備促進に対する取り組みをどのように進めていこうと考えておられるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 道路特定財源の一般財源化に関しましては、現在、政府・与党において、さまざまな議論がなされているところであります。その行方いかんによっては、本県の

今後の高速道路整備への影響が懸念されるところであります。このため、私も先日東京に出向き、鳥取県知事と一緒に、地方の道路の実情や整備の必要性、おくれた地方への財源の重点配分などについて国土交通大臣に申し入れるとともに、私がメンバーに選ばれております国土交通アドバイザー会合におきましても、同趣旨の内容について強く訴えてきたところでございます。今後とも、県内高速道路の整備が確実に進められるよう、一般財源化の議論の動向を注視しながら、あらゆる機会をとらえて、国や関係機関に強く要望してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 続いて、教育長にお尋ねをしたいと思います。学校における食育を推進していく栄養教諭について伺いたいと思っております。

昨今、子供たちを初め県民の方々が、心身の健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするために、食育の大切さが盛んに叫ばれておりますが、子供たちの生活の場である学校における食育の推進については、学校全体で一体となって取り組むことが重要であると考えます。特に、その取り組みに際して、専門性から栄養教諭の果たす役割は大変大きなものがあると思っております。私は、実は3年前、初めて栄養教諭が配置されるとき、学校給食における栄養教諭の役割、配置のあり方等について教育長にお聞きをし、「3年程度、各教育事務所を単位として、成果や課題を検証していく」というような回答をいただいたところであります。ことしになって、国内では、中国産冷凍ギョーザ問題を初め、偽装表示、異物混入など多くの問題が発生し、食に対する不安は全国に広がり、学校給食における子供たちの安全・安心も大きく揺らいでおります。このような

中、栄養教諭の学校における役割はますます重要なものとなってきております。そこで、教育長にお尋ねいたします。本県におけるこの3年間の栄養教諭の取り組み状況と課題について、お伺いをしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 県の教育委員会におきましては、食の重要性を理解し、望ましい食習慣を身につけることなどを目的として、平成18年度から現在までに、教育委員会事務局に1名、県内各地の学校に15名の栄養教諭を配置し、食育推進モデル事業に取り組んでいるところでもあります。この事業では、栄養教諭が授業への参加や給食の時間における指導などを行っておりまして、その結果、毎日朝食をとる子供がふえている、給食における食べ残しが減ってきている、食に対する感謝の気持ちが芽生えている、さらには、保護者の食に関する講座等への参加がふえるなど、児童生徒はもとより、教職員や保護者の食に対する関心の高まりや食習慣の改善など、成果が見られているところであります。課題といたしましては、これらの取り組みは、現在、モデル校などの一部にとどまっておりますことから、今後は、県内各地域に普及させていくことが必要である、このように考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 3年間の成果として非常にいい結果が出ている、これを広めたいと。大変ありがたいことでもあります。しかし、教育長、お隣の鹿児島県では、栄養教諭の配置が、18年度は69名、19年度は144名、平成20年度は163名と、年々増加しております。宮崎県におきましては、平成18年度が6名、19年度が11名、20年度が15名という状況であります。宮崎県においても、子供たちが公平・平等に食育の授業が受けられるような、積極的な栄養教諭の配置が絶

対必要だと、このように考えますが、教育長の考え方を示しいただきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 今、議員の御所見にありましたように、栄養教諭の果たす役割というのは非常に大きなものがあると思っております。私も先月、県南地区の小学校に出向きまして、実際に栄養教諭が授業をしている様子を参観いたしました。栄養教諭の熱心な指導ぶり、高い興味・関心を持って学習に取り組んでいる子供たちの様子を間近に拝見したところでもあります。現在、県内すべての小中学校におきましては、食に関する全体指導計画を作成いたしまして、食育推進に学校全体として取り組んでいるところであります。食育の推進の中心的な役割を担っております栄養教諭の配置ということではありますが、鹿児島県は九州各県の中でも飛び抜けて突出している県であります。本県の状況がとりたてて劣っているということでもないんですけれども、これらの栄養教諭の配置につきましては、先ほど申し上げましたように、モデル校での取り組みで成果が得られておりますことから、地域や学校の実情に応じまして、今後その適正な配置についてさらに検討していきたいと、このように考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 鹿児島県は特別だと、こう言われますが、隣ですから、情報は瞬時に入ってくるわけです。そこで、要望として申し上げておきたいと思っております。今、教育長から、栄養教諭の配置による成果は大きかったということでございました。大変うれしく思っております。栄養教諭の適正配置については検討したいという答弁でございますが、隣県の鹿児島県との格差が余りにも大き過ぎると、私はこう思います。今後、より積極的な取り組みをしていただ

きますよう、そして、子供たちが公平・平等に食育教育が受けられるように要望を申し上げておきたいと思えます。

続いて、大島畠田遺跡についてお伺いをしたいと思います。

都城市金田町にございます大島畠田遺跡の件ですが、この遺跡は、旧農用地整備公団が施行しました圃場整備事業等に伴いまして、平成11年に県教育委員会によって埋蔵文化財発掘調査が実施されたものであります。発掘調査の結果、この遺跡は、平安時代中期、9世紀から10世紀にかけての都城盆地における有力者の邸宅跡であることがわかり、南九州における律令社会の崩壊と地方有力者が台頭する様相を知る上で貴重な遺跡であることが判明したことから、平成14年には約2万5,000平米(2.5ヘクタール)の遺跡全域が国の史跡に指定されたところであります。発掘調査を実施しました県教育委員会におきましては、その後、遺跡を保護する目的で全域の埋め戻しを行った後、出土した遺物の整理などを行い、本年3月には遺跡全体の調査結果を報告書としてまとめられたところをございます。その報告書はこのとおりでございます。(現物を示す)立派なものがございます。そこで、教育長にお尋ねいたします。この大島畠田遺跡につきまして、県はどのような評価をされ、遺跡保存という結論に至ったのか、伺いたいと存じます。

○教育長(渡辺義人君) 大島畠田遺跡は、約90坪を有する大型の掘立柱建物や門が発見されましたほか、国内外の陶磁器などの食器類が多量に出土するなど、御質問にありましたように、平安時代中期における地方豪族の館跡の全容が解明できます、全国でも数少ない貴重な遺跡でありますとともに、我が国における古代史

を解明する上においても重要な遺跡と評価をいたしております。また、文化庁や専門機関からも遺跡の重要性について高い評価をいただき、国の史跡として指定されましたことから、遺跡の保存を図ることになったものであります。なお、遺跡の保存につきましては、都城市教育委員会が、地権者の方々や事業者の多大な御協力、御理解を得て、史跡全域の買い上げを行ったものであります。

○徳重忠夫議員 平成11年の発掘調査開始から本年3月の調査結果報告書の作成まで、県教育委員会におかれましては、おおむね10年間という大変長い期間をこの大島畠田遺跡に力を注いでいただきました。大変ありがたいことだと思っておりますが、この間の所要経費はどれぐらいかかったのか、また、その内訳といたしまして、国や県教育委員会の負担はどれぐらいだったのか、伺いたいと存じます。

○教育長(渡辺義人君) 発掘調査や出土遺物の整理及びそれらの成果をまとめました調査報告書の作成に要しました経費は、5,053万2,000円であります。その内訳といたしましては、国が1,374万8,000円、県が1,375万5,000円、事業者でありました旧農用地整備公団が2,302万9,000円をそれぞれ負担いたしております。

○徳重忠夫議員 国、県、それぞれ大変な出費をしていただいて、現在このような形にあるわけでありまして、大変ありがたい限りであります。大島畠田遺跡が学術上、大変貴重な文化財であると評価されておりますことは、先ほどの教育長のお話のとおりであります。大島畠田遺跡の整備・利活用を考えるに当たりましては、「大島畠田復元想像図」を見ていただきたいと思えます。皆さんの手元にあるかと思えます。建物跡などが復元されるのを最も望むとこ

ろであります。古代から中世にかけての都城盆地の有力者がどのような邸宅に住み、どのような暮らしをしていたかを、訪れた人たちがすべてが想像することができ、夢を持てるような施設を復元することなどが大事なことであると思うところでもあります。そこで、今後の整備に際しまして、県教育委員会としては、都城市教育委員会とどのような連携をとっていかれるのか、お考えを伺いたいと思います。

と申しますのも、何と申しましても、県が中心になってこれまで調査をしていただきました。整理をして、ここにちゃんとした報告書をつくっていただいたという経緯があるわけがあります。県が中心になっていただかなければ、都城市は現実問題として、直接は、なかなか行動ができないんじゃないかと、このように思っているところでもあります。そして、復元すれば、どの程度の経費が必要と考えられるか。また、整備に要する経費に対しまして、国及び県の支出できる、支援できる補助制度があるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） まず、都城市教育委員会との連携の関係であります。県の教育委員会といたしましては、都城市の教育委員会が行います遺跡の保存整備が円滑に進むように、発掘調査で得られました成果など情報の提供を行いますとともに、文化庁の指導も得ながら、必要な助言指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、史跡整備に係る経費につきましては、これは例として申し上げますけれども、大島島田遺跡と同じ時期の国指定史跡であります山形県の古志田東遺跡ふるしだひがしにおきまして、地形の復元や建物の柱の一部復元等による整備に約1億円が、また、お隣の鹿児島県うえのはらにあります上野原

遺跡におきましては、県の埋蔵文化財センターの移転設置を含めまして、展示館の建設や集落の復元、それから、縄文時代の遺跡でありますので、縄文の森の再現等に約124億円が投じられているところでもあります。このように、建物の復元等に要する経費につきましては、整備の内容等によってさまざまでございます。大島島田遺跡の整備につきましては、まだ具体的な整備の方向性が確定しておりませんので、整備の規模や内容によって、その経費は大きく異なってくるものと思っております。なお、ここに議員が御提示されました復元想像図がありますが、最後の想像図というところが——実は復元図ではなくて復元想像図ということでありまして、実際に当時このとおりに建っていたかどうかというのは、実はそういう確証がないわけでありまして、内部の間取りがどうなっているかとか、柱にどんなものが使われていたのかとか、色が塗ってあったのかなかったのか、そういった資料等は全くございませんで、当時多分こうであったろうということで想像して、復元的に書いたという図面のようなものであります。今申し上げましたように、これをどの程度整備していくのかということは、まだそういった方向性が確定をしていないところでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、補助制度についてであります。指定文化財に係る補助制度につきましては、国が整備事業にかかる経費の5割、県におきましても一定の補助枠を設けているところでもあります。以上です。

○徳重忠夫議員 今、整備のことについて、復元費用のことについてお尋ねしたところでもあります。山形県の古志田東遺跡においては1億円程度で復元されているということ、あるいは

今、上野原遺跡については124億円ということでしたが、ここは論外といいますか、県の施設を全部持ってきているわけです。だから、縄文遺跡だけの整備ではないということで、皆さん理解をいただきたいと。恐らく2億か3億。5億以内で立派なものができる、私はこのように信じています。

それから、知事にお伺いをしたいと思えます。知事は都城出身でございますから、大島島田遺跡を見学されたことがあるかどうか、まずお伺いをしてみたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 残念ながらございません。済みません。

○徳重忠夫議員 ぜひひとつ見ていただきたいなと思えます。それで、知事に私の考え方をおつなぎ申し上げたいと、このように思えます。大島島田遺跡の整備につきましては、都城市教育委員会におきまして、これから具体的な計画づくりがスタートするわけではありますが、平成11年の発掘調査時には、大島島田遺跡のような9世紀から10世紀にかけての大型建物跡を残す遺跡としては、全国には山形県米沢市の、先ほど教育長がおっしゃった古志田東遺跡のみであったわけでありまして、そのことだけでも、大島島田遺跡が貴重な遺跡であることが証明されているわけでありまして。またあわせて、当時、現地で開催されました説明会には、県内外から500名を超す多くの参加者が来られて、大島島田遺跡への関心の高さを示すとともに、後世にしっかりと残していくべきとの要望が多数寄せられたとお聞きいたしているところであります。

さらに、現在NHKで放映されております「篤姫」においても紹介されましたが、都城市は島津家発祥の地であります。都城市において

さまざまなイベントが展開されておりますが、この大島島田遺跡は、地方の有力者層が台頭し始める9世紀から10世紀にかけての都城盆地における有力者の建坪90坪と想定されます大邸宅の跡であり、日本でも最大の荘園である島津荘が成立する直前に形成された遺跡であるため、島津荘の基礎をなす遺跡であるとも言えるのではないのでしょうか。このようなさまざまな観点から、大変価値の高い遺跡であると考えられますことから、学術的・専門的な利活用だけでなく、文化財を生かした教育、あるいは観光資源としての利活用にも重点を置いて考えていくべきではないかと思うのであります。

例えば、本県を代表する観光地であります西都原古墳群などの県内の遺跡はもとより、鹿児島県の上野原遺跡ともつなぐ「遺跡街道」として、将来売り出すことはできないかと考えているところでございます。大島島田遺跡から西都原古墳群までは1時間程度、上野原遺跡までは30分程度で移動することができます。修学旅行等のルートとしてふさわしいものと思うところであります。そこで知事にお伺いをいたします。遺跡街道の構想を含め、大島島田遺跡を売り出していくことは考えられないか、知事の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 西都原古墳群や上野原遺跡など、本県はもとより鹿児島県におきましても、貴重な遺跡を初めとする文化財が多数存在することから、南九州という広域での観点で文化財の利活用を検討することは、意義があることだと考えております。大島島田遺跡は、歴史的にも学術的にも高い評価を得て、国指定の史跡となったものであり、また、本県と鹿児島県の接点とも言える重要な地域に位置しているところであります。このようなことも含めま

して、御提言につきましては、今後、都城市教育委員会が策定する史跡の整備計画や利活用の方針を踏まえながら、研究させていただきたいと考えております。

○徳重忠夫議員 最後になりましたが、要望を申し上げて終わりたいと思います。大島畠田遺跡は、全国有数の貴重な国指定の遺跡でございます。文化庁や専門機関からも高い評価がなされており、既に都城市では2万5,000平米という広大な敷地が約5,000万円で購入されております。さらに、県におかれましては、5,000万円以上の経費をかけて、発掘調査から出土品の整理まで、10年間もの長い間にわたり努力され、立派な報告書まで作成をされております。この遺跡を復元して後世に残すことが、今、私たちがやらなくてはならない責務だと思うところであります。必ずや大島畠田遺跡が復元できますことを強く要望申し上げて、私の質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続いて一般質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後2時50分散会

12月5日（金）

平成 20 年 12 月 5 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 東国原英夫 副知事 河野俊嗣 県民政策部長 丸山文民 総務部長 山下健次 福祉保健部長 宮本尊一 環境森林部長 高柳憲一 商工観光労働部長 高山幹男 農政水産部長 後藤仁俊 県土整備部長 山田康夫 会計管理者 長友秀隆 企業局長 日高幸平 病院局長 甲斐景早 財政課長 西野博之 教育委員長 大重都志 教育長 渡辺義人 警察本部長 相浦勇二 代表監査委員 城倉恒雄 人事委員会事務局長 大野俊郎 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 丸山文民 山下健次 宮本尊一 高柳憲一 高山幹男 後藤仁俊 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 大野俊郎 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局局長 事務局次長 総務課長 議事課長 政策調査課長 議事課長補佐 議事担当主幹 議事課主査 議事課主査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田幸蔵 弓削孝幸 田原新一 富永博章 桑山秀彦 孫田英美 日高賢治 山中康二 隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。民主党の田口雄二です。本年の締めくくりの11月議会でも質問の機会をいただき、感謝申し上げます。さて、私はまだまだ若いと思っておりましたが、つい2日前の12月3日でとうとう50歳を迎えてしまいました。しかし、身体的にはちょっときつくなってまいりましたが、精神的には青春真ただ中のつもりで、これまで以上に責任と自覚を持って、宮崎県発展のために議員活動に取り組んでまいらねばと、改めて決意をしているところです。今後とも、先輩議員の皆様の御指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、世間では気が重くなる暗い話題ばかりですが、県北に明るいニュースが飛び込んでまいりました。11月23日に東京で開催された農林水産祭で、北浦養殖マサバ協業体の「ひむか本サバ」が内閣総理大臣賞をこのたび受賞いたしました。知事の抜群のPR効果で、宮崎地鶏やマンゴー、キンカン、宮崎牛などが全国ブランドになる中、県北地区関連の物産がないかと寂しく思っていたのですが、今回の快挙に、待ってましたと言いたいところです。お隣の大分県の関サバにも全く引けをとらないすばらしい味で、このまま全国ブランドへ定着してほしいも

のです。出荷までには何かと手がかかるんですが、関係者各位のこれまでの御尽力に敬意を表しますとともに、知事を初め、県当局の今後のPRもよろしくお願い申し上げます。

さて、早速質問に入らせていただきますが、何分教養不足のために、漢字の読み間違い等があるかもしれませんが、単なる勘違いと軽く笑い飛ばしていただきたいと存じます。

では、通告に従いお伺いしてまいりますので、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

まずは、知事の政治姿勢についてお伺いします。

アメリカ発の金融危機で世界同時不況が進行し、日本国内の株価の暴落と円高のダブルパンチで、輸出立国の日本の経済状況の先行きが大変不透明になって、暗雲が立ち込めています。特に、近年、日本経済を力強く牽引してきた自動車関連産業各社の減産や派遣社員の大量解雇等のニュースが連日、マスコミに流れています。前回の9月議会以降、すぐに総選挙かと思われていたのですが、麻生総理は完全に解散の時期を逸してしまい、相次ぐ失言と政策のミスで求心力を急速に失いつつあります。100年に一度の不況と首相みずから言い、「まずは景気だ」「政局より政策」と訴え、臨時国会を延長したにもかかわらず、第2次補正予算案は提出もされません。経済が順調なときは、政治はそれを見守るだけでいいと思いますが、不況のときは、政治が経済をスピーディーに、そして力強くリードしていかなければなりません。9月24日に就任して以来、約2カ月を経過いたしました。麻生政権を知事はどのように評価しているのか、また第2次補正予算案についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、ばらまきあるいは選挙対策ではないか

と批判がある、第2次補正予算案の総額2兆円の定額給付金についてお伺いします。総務省は、来年3月の給付開始を目指して調整に入っているようですが、一番煩わしい世帯主への給付に関する業務を、麻生総理はなぜか地方分権と称し、それでなくても忙しい年度末に、地方に丸投げするつもりようです。しかし、給付された世帯が、この給付金をこれまでの生活費とは別にすぐに使ってくれば、景気浮揚にも寄与するものと思われませんが、これだけ先行きが不透明ですと、実際にはそれを望めるような状況にはありません。

先日、宮崎県北部広域行政事務組合、つまり県北地区の市町村長さんたちと、「平成21年度の県の施策・予算に対する要望」について、私たち県議会議員も同行し、知事と副議長に陳情させていただきました。そのとき、知事も御存じのように、ある自治体のトップがこの定額給付金を痛烈に批判し、「国の政策であるテレビの地上デジタル放送への全面移行に伴い、中山間地のまさにテレビしか娯楽のない人々の難視聴対策で膨大な事業費を自治体が負担しなければならない。2兆円もばらまくのであれば、難視聴対策は全国でも数千億円で済むので、こういうところに予算をつけてほしい」と訴えていました。教育や福祉、困窮する地方に有効に使ってほしいものだとも思いますが、定額給付金について知事の所見をお伺いいたします。

次に、知事のマニフェストについてお伺いします。間もなく年が明けますと、知事の任期も折り返しとなり、後半の2年を迎えることになります。知事が掲げたマニフェストの実現に向けて、そろそろ仕上げの態勢に入っていかなければなりません。しかし、知事誕生時に比較し、経済状況は極端に厳しくなっておりまし

た。4年間で新規企業誘致100社、新規雇用創出数1万人、観光客の年間5%増等々、大きな目玉になったものもありました。これまで順調に推移してきたものもありましたが、知事は御自身のマニフェストの達成見込みについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、多重債務問題についてお伺いします。

消費者金融の利用者は全国で1,400万人、多重債務者は230万人いると言われています。こうした多重債務が原因となり、自己破産や自殺を引き起こすケースも多く、深刻な社会問題になっています。本県においては、国の多重債務問題改善プログラムに基づき、2007年8月に多重債務者対策協議会を立ち上げ、既に協議されております。1997年より年間300人以上の自殺者を出しており、自殺率において全国でワースト2の本県は、本年度中に策定する自殺対策行動計画に、1つ目に相談窓口の整備強化、2つ目に金融経済教育の強化、3番目にセーフティネット貸し付けの提供、4つ目にヤミ金撲滅に向けた取り締まりの強化を柱にされています。年間3万人の自殺者のうち、8,000人が経済問題が原因と見られており、多重債務問題の解決は、自殺対策においても大きな効果が期待されるのではないのでしょうか。心配される経済の行方によっては、この問題はさらに深刻さを増す可能性もありますが、県内の多重債務者の状況と、この状況の解決に向けてどう取り組んでいるのか、県民政策部長にお伺いいたします。

次に、医療・福祉行政について3点お伺いいたします。

私は、質問のたびごとに、県北26万人の生命を預かり、高度医療を一手に引き受ける県立延岡病院の医師不足について、質問させていただいております。この県立延岡病院を、10月23

日、知事につぶさに視察をしていただきました。楠元院長や梶本看護部長等に、延岡病院、そして県北救急医療の置かれている現状の説明を受け、集中治療室などを見ていただいたと聞いております。医師不足はもちろんのこと、看護師も慢性的に不足している状況も報告されたものと思います。現状の厳しさは以前よりあり、既に改善の声があったにもかかわらず、実際にはさらに深刻さを増しております。現場の生の声をじかに聞いた知事の率直な所見をお伺いいたします。

次に、国民健康保険の長期間滞納による、保険証のない無保険の中学生以下の子供がいる家庭が、全国に1万8,200世帯あり、3万2,900人の無保険の子供がいることがわかりました。現在、払える経済力がありながら、給食費や保育料などを納めない無責任な親が問題になっており、悪質な未払いに対しては支払いを求めていくことは当然ですが、子供たちの命や健康にかかわる問題で、責任のない子供に対しては、同じ条件で保険診療が受けられるようにしてほしいものです。この事態を受け、厚生労働省は10月末に、滞納世帯から相談があれば、無保険の中学生以下の子供に対し、短期保険証を交付するように地方自治体に通知しています。また、子供たちが安心して医療を受けられるよう、民主党は11月27日、社民党、国民新党と共同で、「国民健康保険法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出しました。この事態を早期に解決する一助となってほしいものです。そこで、本県の15歳以下の無保険の子供の状況と救済措置について、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、B型・C型肝炎に関してお伺いをいたします。B型・C型肝炎は、2000年ごろから、血液製剤フィブリノゲンで感染が爆発的に広が

り、国内最大の感染症となっております。肝炎は放置していると肝臓がんへ進行し、肝臓がんの主たる要因となっております。しかし、適切な早期治療を実施すれば、肝臓がんへの移行を劇的に減らすことができます。週1回のインターフェロン注射と毎日の服薬を6カ月から1年半続けることで、ほぼウイルスを除去できる治療法が確立されています。ところが、新治療法が確立されたことを知らない患者が多く、また、以前の治療法のイメージからか、積極的に治療を受ける人が少ない実態があります。国は本年4月、インターフェロン治療の助成制度を導入し、治療を促しています。治療費の自己負担上限を所得に応じ月額1万円から5万円とし、差額を国と県が助成するものですが、この制度を知らず、申請者も多くなく、せっかくの助成制度が活用されておられません。そこで、本県におけるB型・C型肝炎患者の実態と、助成制度の申請状況、あわせて助成制度の周知啓発はどのようになされているのか、お伺いいたします。

次に、新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

新型インフルエンザがいつ発生してもおかしくない、数年前から言われ続けていますが、国、地方自治体の対策が不十分の声も聞かれます。しかし、最近のマスコミの報道を見ていると、事態が緊迫度を増してきたのか、新型インフルエンザに関するものが急増し、専門家などがしきりに語っております。これまで、1918年のスペイン風邪の、世界で4,000万人、国内で39万人が死亡した被害がよく語られますが、2003年以降、世界15カ国で387人が感染し、245人が死亡しています。特に日本の隣国での発生が多発しており、死者も東南アジアに集

中しています。一たん国内で発生した場合、飛行機や列車などの交通網の発達、都市部の人口密集等により、爆発的に被害が拡大し、拡散していくことが予想されます。2005年に、政府は「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、検疫の強化や医薬品の備蓄・投与など、海外での発生、国内での大流行など、段階ごとに国、都道府県などの自治体の対応を公表しています。しかし、発生時に最前線となる自治体の体制整備は、財政状況もあり、厳しいものがあります。本県の新型インフルエンザ発生に備えて、体制整備の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、雇用の確保について、来年卒業予定の高校生や大学生の就職内定率をお伺いいたします。

昨日の高橋透議員への答弁で、残念ながら、現時点で3人の学生の内定取り消しがあったとお聞きいたしました。夢を持って初めて社会に羽ばたこうとしているそのときに、余りに冷たい仕打ちに残念でなりません。今後も、経済状況はさらに厳しさを増すことが予想されますが、現在の来年卒業予定の本県の高校生や大学生の就職内定率を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、物流対策についてお伺いをいたします。

地理的に大きなハンディを持っている本県では、物流のインフラ整備を進めるため、本年7月、知事を本部長とする物流対策推進本部を設置し、産業界と連携し、貨物の集約を促進し、航路誘致やJR貨物の利便性向上対策に乗り出し、本県の企業誘致にも大きくネックとなっている物流対策に取り組み始めました。来年3月には鹿児島県の志布志港に新埠頭が完成予定

で、利便性が格段に向上し、本県の物流促進に大きな脅威と予想されます。それだけでなく、これまで多くのトラックなどが、大分、志布志などの他県や陸送に流れている状況もあり、県内の体制づくりは急務です。産業界と県は、荷主がばらばらに運んでいる荷物を集めて、鉄道や海上輸送の利用を促進し、輸送網の充実につながる方向で一致し、体制づくりに動き始めました。これまでの取り組み状況をお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

日本では、1960年に生じた深刻な大気汚染や水質汚濁等の自然破壊の問題に対する社会運動が発展し、その解決法として認められるようになったのが環境教育の原点です。その後、車公害、ごみ問題、ヒートアイランド等の都市化に伴う環境問題、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少などの地球規模の環境問題などと推移し、私たちの便利で快適な暮らしに起因する環境問題が顕在化しています。美しい郷土や地球の環境を守り、環境に配慮した生活を実践できるよう、大人から子供までの環境教育を進めていくことが大切です。全国的に、環境教育に熱心に取り組む学校や地域、企業が増加していますが、本県において環境教育はどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いいたします。

最後に、警察本部長にお伺いいたします。

最近、大学生を初めとする大麻に関するニュースを連日耳にいたします。有名私大の学生がなぜだと思いますが、見ていますと、余りにも罪の意識が薄く、犯罪を起こしているという自覚がないのではないかと思えるほどです。昨年、全国で大麻に関連して3,282件が検挙され、過去最多を記録しています。覚せい剤などと比較し

て、若い世代に広がっているのが特徴で、検挙されたうち7割近くを未成年と20歳代の若者が占め、高校生も28人、中学生も1人含まれています。インターネット等で大麻や大麻の種子が簡単に手に入るのも犯罪を助長しています。大麻取締法では、所持や栽培は規制されているのに、使用についての規定がない上に、国によっては大麻が違法とされていない国もあることが、たばこの延長線上にあるぐらいの感覚しかないのかもしれませんが。大麻の別名「マリファナ」は、スペイン語で「安いたばこ」の意味でもあります。しかし、大麻は、テトラヒドロカンナビノールという依存性成分が含まれており、摂取量によって陶酔感を覚えたり、知覚、感覚に変化が生じ、感覚変化や現実との遊離感、幻視、幻聴等の症状があらわれ、たばこや酒よりはるかに有害です。しかも大麻は、依存性の強い覚せい剤等への入り口になるケースが多く、この事態は憂慮すべき事態です。そこで、本県における大麻、覚せい剤等の薬物事犯の情勢と今後の対策について、警察本部長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 おはようございます。麻生政権についてであります。山積する課題に対し、麻生内閣は懸命な努力をされていると考えております。しかしながら、政策決定がいま一つスピード感に欠けるイメージがありますし、対応が後手後手に回っている感がいたします。新聞報道によりますと、内閣の支持率が低下している現状にもあります。また、国民が生活に不安を覚える中で、私は、景気対策として、速やかに2次補正予算案を国会に通過することが、何よりも国民が求めていることだと

考えておりますが、追加の補正予算案の提出は来年の通常国会ということでありまして、大変残念に思っております。麻生総理は地方重視の姿勢を示されていたので、私としては、今後その考えに沿って、地方道路の整備財源の確保や、地方交付税の充実、疲弊した地方を支える景気対策といった、地方に配慮した政策決定がスピード感を持ってなされることを期待したいと思っております。もしそれがなされなければ、地方からの厳しい評価が下されることと思っております。さらに言わせてもらえば、今は未曾有の世界的な金融危機と、これに続く景気後退局面にありますので、国の最高の意思決定機関である国会を機能不全に陥らせることなく、与党と野党の枠を超えて、協力すべきところは協力し合って、国民目線に立った国民生活を守る施策の立案・施行をお願いしたいと考えております。

定額給付金についてであります。景気が一段と厳しさを増す中、国においては、経済対策の一つとして、定額給付金の検討が行われておりますが、家計の側からすれば、少なからず助かるのではないかと考えております。しかしながら、一方で、この給付金はあくまでも一時的なものであり、これが景気を回復させるための十分な効果を上げられるかどうかについては、未知数という感じもいたしております。いずれにいたしましても、国において、現在、この給付金も含めた経済対策について検討が進められていますので、その動向を注視していく必要があると考えております。

続きまして、マニフェスト達成の見込みについてであります。私がマニフェストに掲げた項目のうち、乳幼児医療費助成制度の拡充や災害時安心基金の設置、行財政改革などにつきまし

では、これまでのところ着実に実施してきており、全体としてはおおむね順調と認識しておりますが、新規立地企業100社や新規雇用創出1万人などについては、国内外の経済情勢に大きな影響を受けるため、9月以降の急速な景気悪化に伴い、非常に厳しい状況にあると考えております。このような経済環境の変化により、全体としてハードルが高くなったことは事実ですが、マニフェストは県民の皆様との約束であるため、さらなる努力により、達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、県立延岡病院を訪問した感想についてであります。私は、去る10月23日に延岡病院を訪問し、病院や県北地域の医療の現状等について、現場の生の声を聞いたところであります。その中で、医師を初め職員の方々が、スタッフの不足など厳しい環境の中で、地域の中核病院として高度で良質な医療を提供するため、昼夜を分かたず懸命に取り組んでいる状況を伺い、改めて医師等の人材確保の必要性を感じたところであります。また現在、地元自治体や医師会等と協力して、いわゆるコンビニ受診の自粛を呼びかける「延岡病院支援キャンペーン」を行うなど、医師の負担軽減にも取り組んでおりますが、さらにさまざまな手だてを講じながら、県北の地域医療の確保に全力を挙げて取り組んでいく必要があると考えております。

〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、多重債務問題についてであります。多重債務につきましては、消費生活センターにおいて、平成19年度に900件を超える相談を受けており、依然として大きな社会問題であると認識をいたしております。このため県といたしまし

では、昨年8月に設置した国、県、市町村、弁護士会及び司法書士会などから成る多重債務対策協議会において、円滑かつ効果的に多重債務施策を推進するため、情報の共有化や相談体制の連携を図っているところであります。また、出前講座での消費者教育を初め、街頭での啓発キャンペーンを実施するとともに、消費生活相談員による相談対応を行い、債務整理方法など、案件によっては弁護士等の専門家への紹介を行っているところであります。さらに、多重債務問題を解決していくためには、気軽に安心して相談できることが重要でありますことから、昨年に引き続き、弁護士会や司法書士会等の協力により、無料相談会を実施しているところであります。今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、啓発や相談の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、物流対策についてであります。御案内のとおり、本県の物流効率化を図るためには、低コストで大量輸送が可能な海上輸送やJR貨物の利便性を向上させることが必要であります。しかしながら、このような大量輸送機関の維持充実に、採算に見合う貨物の確保が不可欠でありますことから、工業会やJA経済連において、産業界が連携した貨物の集約を図ろうとする取り組みが進められているところであります。一方、県におきましては、海上航路の利用促進のための助成事業等を実施しているところでありますが、さらに、ことし7月に設置いたしました物流対策推進本部におきまして、産業界との意見交換や、荷主やトラック事業者に対するヒアリング調査等を実施しているところであります。今後は、これらの結果を踏まえまして、産業界との連携や役割分担のもとで、本県物流の効率化に取り組んでまいりたいと考え

ております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

まず、国民健康保険税の滞納世帯の状況等についてであります。本年9月に実態調査を行いましたところ、滞納世帯は全体の20.1%に当たる4万562世帯であり、そのうち資格証明書を交付されている世帯は3,931世帯あり、子供のいる世帯はこのうち264世帯となっております。国からは、今回の実態調査を踏まえ、子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しては十分に配慮するよう、10月30日付で通知があったところであります。県としましては、市町村に対しまして、この通知の趣旨を踏まえ、滞納者に一律に被保険者証の返還を求めるのではなく、事前に納税相談等を行い、滞納者の生計状況や納付状況を十分に考慮した上で、子供がいる世帯について個別に適切に対応するよう助言指導をしているところであります。

次に、B型・C型肝炎ウイルスの感染者及び肝炎治療費助成事業の実績についてであります。B型及びC型肝炎につきましても、国内でおよそ200万人ないし300万人の感染者がいると言われており、本県では2万人ないし3万人の感染者がいると推定されます。なお、B型及びC型肝炎の肝がんへの進行予防や治療効果の促進を図るとともに、インターフェロン治療に要する患者の経済的負担を軽減することを目的とした肝炎治療費助成事業を本年4月から開始し、その受給者につきましては、11月末時点で402人となっております。

次に、肝炎ウイルスに関する啓発と検査についてであります。感染の可能性がある方への啓発につきましては、県庁ホームページや新聞等において、肝炎ウイルス検査の実施についての

周知を図り、検査を受けるよう勧めているところであります。また、検査につきましては、県内各保健所や医療機関において無料検査を実施しております。今後も引き続き、県民の皆様に対し、無料検査の実施及び肝炎治療費助成事業に基づく医療費の公費負担制度の活用について周知を図り、肝炎治療の効果的推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、新型インフルエンザ発生に備えての取り組みについてであります。県としましては、新型インフルエンザの発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬タミフルの備蓄や、感染症指定医療機関と連携した初動体制の整備、大流行時の入院施設の確保、医療従事者や県民に対する啓発等の対策を進めてまいりました。さらに、新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑え、社会・経済機能の破綻を防ぐことを目的として、事前準備と各発生段階に応じた対応を盛り込んだ新型インフルエンザ対策行動計画を、年内をめどに策定しているところであります。今後、この計画を実効性あるものとするために、県民の皆様の御協力をいただくとともに、国、市町村及び医師会等の関係機関と連携しながら、新型インフルエンザの対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

卒業予定者の内定状況についてであります。宮崎労働局の調査によりますと、まず、大学生につきましては、10月末現在で就職希望者2,396人のうち、内定者が1,091人、内定率は45.5%で、昨年同期と比較しますと0.4ポイントの増加となっております。また、その内訳は、県内企

業が351人、県外企業が740人となっております。次に、高校生につきましては、就職希望者3,177人のうち、内定者が2,120人、内定率は66.7%でありまして、前年同期と比較しますと0.7ポイントの減少となっております。また、その内訳は、県内企業が947人で、内定率55.2%、県外企業が1,173人で、内定率80.3%となっております。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

環境教育の取り組みについてであります。環境問題が地球規模の問題となっております今日、学校における環境教育を推進し、児童生徒が環境問題への理解を深め関心を高めていくことは、重要なことであると考えております。このため、県教育委員会におきましては、現在、県内の小学校3校、中学校3校、県立学校4校の10校をモデル校に指定いたしまして、環境教育を推進しているところであります。それぞれの学校では、ごみ処理問題や河川の水生生物の観察、緑化活動、一人一鉢運動などの学習や活動に積極的に取り組んでおります。このほか、県内の多くの学校で、総合的な学習の時間などにおきまして、環境に関する学習に取り組んでおります。

具体的な例として申し上げますと、例えば、日南市の小学校ではアカウミガメの保護活動を、延岡市の小学校では野鳥の観察を行いながら、環境教育に取り組んでおります。また、日向市の中学校では、クリーンエネルギーに関する研究を通して環境教育に取り組むなど、各学校の地域の状況に即して、さまざまな取り組みを行っているところであります。これらの学校の取り組みの成果を他の学校にも広めながら、児童生徒が環境保全に対する実践的な態度を身

につけることができますように、今後とも環境教育の推進に努めていきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答えいたします。

全国的に覚せい剤事犯は、ここ数年、減少傾向で推移いたしておりますが、大麻事犯につきましては、本年10月末現在で、検挙件数で約3,000件、検挙人員で約2,200人と、過去最高の水準で推移をしているものと承知しております。当県におきましては、本年10月末現在で、覚せい剤事犯で54件、43名の検挙、これは昨年同期比でプラス5件、10名でございます。大麻事犯につきましては21件、20名の検挙、昨年同期比でプラス2件、3名でございます。なお、大麻事犯の人員の20名というのは、既に10月末現在の段階で過去最高の数字でございます。

御質問にありましたとおり、全国的には、大学生の大麻事件での検挙が昨今、社会問題になっておりますけれども、本県におきましては、一昨年、昨年、本年と調査いたしました。大学生の大麻事犯の検挙は今のところないという状況でございます。しかしながら、大麻事犯の検挙の内訳を見ますと、御質問でも触れられましたけれども、10代、20代の若者が、ことしで65%、昨年で72%を占めておりまして、若年層を中心に乱用されている状況がうかがわれ、全国と同様の傾向にあると考えております。

この種の事犯に対する警察の取り組みについてでございます。薬物事犯につきましては、暴力団等の資金源ともなりますことから、これまでも取り締まりを徹底してきたところであります。大切なことは、供給源を絶つということと需要をなくすということでございます。今後と

も、税関、海上保安庁等関係機関と連携をして、密売人や末端乱用者を徹底して検挙してまいりたいと考えております。

また、薬物の乱用防止のためには、広報啓発活動の推進が大変重要であります。最近の検挙事例からは、大麻の若者層への広がりや危険が危惧されますことから、若い世代の規範意識の醸成が肝要でありまして、薬物乱用防止教室の開催等により、特に中高校生と直接向き合う機会を利用して、薬物乱用の危険性、有害性について効果的な広報啓発活動を推進してまいりたいと考えております。今年度は、10月末現在で、小・中・高校生等を対象に、延べ95回、約2万4,000人の児童生徒を対象に薬物乱用防止教室を開催したほか、乱用防止をアピールするための街頭キャンペーン等を実施しております。今後とも、県、市町村、あるいは厚生労働省麻薬対策部局等、関係機関・団体と連携をして、広報啓発活動についても強力に推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。先ほど私は、50歳になったと申し上げましたが、壇上では眼鏡は何とか見えを張ってつけなかったんですけれども、さすがにここに来ると見えづらくなったものですから、お許しをいただきたいと思っております。別に知事のスタイルをまねしているわけじゃありませんので、よろしく。

総裁選を華々しく圧倒的な勝利で誕生した麻生総理の評価についてですが、先ほども申しましたように、景気対策が最優先と言いながら、第2次補正予算は先送りされました。緊急経済対策のおくれから、待ち切れずに長崎県では、50億円の中小企業経営緊急安定化対策資金

を独自に創設することを決め、県議会に提案されました。県が30億円、地元の複数の金融機関が20億円を出資し、年末年始に向けて資金繰りが厳しくなる中小企業に低利で貸し付けて支援に乗り出すようです。これだけを見ても、麻生政権にはもう期待ができないと言われていたと言っても過言ではない状況に陥っているように見えます。早く解散総選挙をして国民に信を問うべきだと思っております。

さて、10月28日に、日向市に進出計画を進める国内最大手の製材会社中国木材が、林業3連合会と覚書の調印を取り交わしています。ところが、その席で、急激な円高などの影響で工場進出が大幅におくれる見通しを明らかにしています。「必ず進出するが、経済状況を見ながらタイミングを考えたい。時期は未定」と、進出が不透明になってしまいました。地元林業関係者も、低迷する林業の発展と早期進出を待望していただけに落胆のようです。旭化成関連の新工場の建設と中国木材の進出で地元の皆さんの期待が大きかっただけに、非常に残念です。知事のマニフェストの達成にも大きく寄与してくれるものと思っておりましたが、今回の件について知事の所見をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 中国木材の進出につきましては、同社と林業関係団体との間で、10月28日に進出条件を取りまとめた覚書の調印がとり行われるなど、立地に向けた取り組みが進んでいるところであります。今後、厳しい経済状況が続くと予想される中、同社の具体的な進出計画はまだ提示されておりませんが、本県の林業や工業などの産業振興や、新たな雇用の創出による地域経済の活性化につながるものがありますので、今後とも取り組みが円滑に進みますよう、期待しているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。これは昨日も質問がありましたが、再度お伺いをしたいと思います。9月議会閉会日からの知事の宮崎1区の衆議院選立候補か否かのどたばた以来、県民は知事の本心を見た感じで、やっぱりそうかと思った方が多いように思います。私の周りでも、知事に対してがっかりしたという声が多いこともお伝えしておきます。知事職の1期全うや国政転出の件で、昨日、徳重議員の質問にお答えになりましたが、なぜもっと明確に断言できないのか。必ずただし書きがつきます。奥歯に物が挟まったような思わせぶりの話し方で、きのうの答弁で、知事が腰を据えて知事職に専念してくれるんだと安心した県民は少なかったのではないのでしょうか。かえって未練たっぷりの姿勢が見えて、不信感を募らせています。しかし、知事、絶大な支持をしている県民は、宮崎県の知事だから支持をしているのだと私は思っております。県民に、「任せておいてください。心配要りません」と、力強く断言をしていただきたいのですが、もう一度知事の所見を伺います。

○知事（東国原英夫君） きのうも申し上げましたとおり、私の政治行動の大命題、大前提というのは、宮崎県の浮揚、発展でございます。宮崎が、この時代に、あるいは社会状況で国の中で埋没しないように、私は、全身全霊、一日一日県知事職に没頭している、誠心誠意務めているということでございます。きのうも申し上げましたとおり、将来のことは予測が非常に難しい時代背景になっております。不測の事態や未曾有の事態が発生する可能性もありますので、先のことは何とも申し上げられません。しかし、きのうも申し上げましたが、今は県民の皆様との約束を果たすべく、マニフェストの実

行も含めて、一日一日県勢発展に全身全霊を傾けて、今は考えられませんか、国政転身は今は考えられませんかということを、ずっと一貫して述べさせていただいております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。また今回もただし書きがついているわけなんです。ただ、私が昨年当選をして以来、1年ちょっとになります。昨年の議会的时候には、知事は、そこにいるときは非常にはつらつとして、議員とのやりとりも楽しんでいるようなシーンが見受けられたんですが、このところ、ずっと知事はそこにいるのがいかにも苦痛といいますか、余り楽しくないように見えるものですから、議場の中でももうちょっとはつらつとした感じでいてほしいなと思っております。またこれから、いろんなお誘いがあっても、それはぜひ振り切っていただきまして、宮崎県発展のため、マニフェストの達成のために全力で取り組んでいただきたいと思っております。それがまた宮崎県の発展にもつながりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、多重債務の件で再度お伺いたします。自殺率がワースト2で、また、本県は不名誉なことでもありますが、破産率もかなり悪い順位です。多重債務率がもしあれば、本県はかなり高いものが予想されます。本県における多重債務に陥る主な要因は何か、また特徴的なものがあるのか、県民政策部長にお伺いたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 消費生活センターでの相談状況によりますと、多重債務に陥った要因として、生活費、教育費等の不足、あるいはクレジットカードの過剰な利用などが挙げられております。相談者の平均債務額は約280万円となっております。また、相談者は給

与所得者が約6割を占めておまして、年齢層としては20代から40代が多くなっているような状況であります。以上であります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。それでは再度、知事にお伺いいたします。先ほど県立延岡病院を視察した感想をお伺いいたしました。私どもも、大変厳しい条件の中で、身を粉にしながら日夜頑張っている医療スタッフには、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。先ほどの答弁の中では語られませんでした。視察した折、地元紙に「県内には医療格差がある」と発言していますが、何をもちえてそう思われたのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 本県における地域別の医師数は、人口10万人当たりで見ますと、最も多い宮崎東諸県医療圏が314.4人であるのに対し、県立延岡病院のある県北部医療圏は181.0人となっております。医師の地域的偏在がございます。また、新しい医師臨床研修制度の導入に伴い、大学からの医師派遣が厳しい状況となったこと等から、小児科や産科、内科等の診療科の医師が不足している圏域がありまして、医療提供体制に地域間で格差が生じていると認識しているところでございます。県といたしましては、このような医療面の地域間格差が縮まるよう、僻地への医師派遣、医師修学資金や医師派遣システム等による医師確保、大学への医師派遣の要請等の対応あるいは対策に、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。政治も行政サービスも、公平公正が最大の原則でもありますので、格差是正のために全力で取り組んでいただきたいと思います。お伺いをいたします。

再度、県病院の医師確保についてお伺いをいたします。よく、各大学の医局に医師の派遣要

請をすると答弁いただきますが、現実にはなかなか厳しい状況です。先日の地元紙に「宮崎大学医学部の医局も医師不足」の記事を拝見し、ある意味、私どもの要望に際どい牽制球を投げられたようにも見えます。医師不足対策で、医学部の定員を今年度168人ふやしましたが、国は慌てて来年度から700人ふやし、これまでで最も多い8,486人にするそうです。これはこれで大変ありがたいのですが、彼らが医者になって地域医療に来るまでには最短でも8年かかり、私たちはそんなに待ってられません。医療現場は、体制がいつ崩壊するかわからないほど緊迫しており、即効性が求められています。そこで、医師の資格を持ちながら医療現場を離れている休眠状態の医師が、本県には何人いるのか、また、医療現場復帰にはどのような取り組みをしているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 就業していない医師数であります。平成18年12月現在の調査で35名でありまして、このうち20名の方は70歳以上であります。また、70歳未満の15名のうち、女性が11名を占めている状況にあります。一方、医師国家試験合格者の3分の1を女性が占めるなど、女性医師は今後ますます増加し、それに伴いまして、出産育児で医療現場を離れる医師も増加することが予想されております。このため、県といたしましては、院内保育所の運営費を助成するなど、女性医師が医療現場に復帰し、育児をしながら働き続けられるような勤務環境の整備に努めているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。やはり予想したとおり、女性の方が非常に多いというのがわかりました。女性には何かと多くの負

担がかけられますので、少しでも軽減するような策を講じていただきまして、できるだけ早く現場に復帰していただくような体制を整備していただきたいと思っております。

再度、福祉保健部長にお伺いします。B型・C型肝炎の件でお伺いいたします。本県には2万人から3万人の感染者がいると推定されているようですが、これは40～50人に1人の比率ですから、非常に多いのに驚きました。適切な治療をしっかり受ければ、非常に効果が高く、また補助金があるにもかかわらず、助成事業がスタートして8カ月もたっていないながら、他県の状況はわかりませんが、いまだ402名しか受給者がいないのは少な過ぎるのではないのでしょうか。うまくいけば完治し、しかも助成金までであるのに受給者が少ないのは、今の啓発やPRの仕方にも不備があるのではないかと思います。福祉保健部長に今後の取り組みをお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 肝炎治療費助成事業の啓発につきましては、県庁ホームページや県の広報誌、あるいは新聞等で周知を図るとともに、医療機関を対象に説明会を行ってきたところでもあります。今後も、県民の皆様に対しては、講演会等を開催して肝炎治療の必要性についての啓発を行い、事業の一層の周知を図ってまいります。また、かかりつけ医と肝炎の専門医との連携を強化し、肝炎患者が適切な医療を受けられる体制を整備してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 先ほども話しましたように、今、完治に近い状態まで治せるようになっておりますし、助成金もしっかり出せるようになってまいりましたが、それを知らずに苦しんでいる方もいらっしゃると思っておりますので、ぜひとも啓発には

力を入れていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

再度、福祉保健部長にお伺いします。新型インフルエンザ対策について伺います。新型インフルエンザ対策行動計画を年内をめどに策定すること、市町村との連携をしっかりと万全を期していただきたいと思っております。ただ、私も素人判断ですが、いざ発生したら、県民は、やはり、抗インフルエンザウイルス薬タミフルをすぐに投与してほしいと思うのが普通だと思います。抗インフルエンザウイルス薬タミフルを本県はどれほど備蓄しているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） タミフルにつきましては、国全体では、治療用の備蓄として国が1,050万人分、都道府県で1,050万人分、流通分を合わせまして計2,500万人分が確保されているところであります。そのうち本県では、人口案分による割り当て分の9万6,000人分を備蓄しております。

○田口雄二議員 備蓄数を聞いて、安心していい数字なのかどうかはわかりませんが、私個人としては、随分備蓄しているんだなというのが実は実感です。ちょっと安心しました。しかし、発生した場合、医療現場の最前線で働いていただく医療スタッフの防疫体制はどうなっているのか。幾らタミフルを備蓄しても、扱える人が新型インフルエンザにかかってしまっただけではどうにもなりません。医療スタッフの防疫体制はどうなっているのか、再度、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新型インフルエンザ対策において、医療スタッフの確保は大変重要でありますことから、医療機関に対しまして、国の「医療施設等における感染対策ガイ

ドライン」に沿ったマニュアルの整備を指導するとともに、患者発生を想定した訓練を実施しております。また、国の行動計画やガイドラインによりますと、医療スタッフに対しては、第一段階の事前準備として、プレパンデミックワクチンを優先的に接種するとともに、十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した場合は、タミフルを予防投与することになっております。

○田口雄二議員 プレパンデミックワクチンというのを初めて聞きましたけれども、いろいろ医療対策も進んでいるようですね。実は私、2月議会のときにも同様の質問をいたしましたんですが、今回の質問では、かなり体制が進んだようにも見えるんですけれども、その後の進捗状況を再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 毎年、全庁内の情報の共有を図り、新型インフルエンザ対策への理解を深めるために、感染症危機管理対策本部幹事会を開催しておりますが、今年度は、新型インフルエンザ対策行動計画を策定するために、3回の幹事会を開催し、全庁的な体制整備を進めているところであります。また、保健所を中心に関係機関との合同訓練を実施するとともに、地域住民への講演会や県広報誌による啓発などを実施したところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。しかし、相手は自然の猛威であります。自然はこれまで、人間に何度も痛手を負わせてきております。そういう意味ではさらに準備怠りなきように、よろしく願い申し上げます。

最後に、教育長に2点お伺いをいたします。先ほど、本年の就職内定状況をお聞きいたしました。現時点では前年に比較して大きな変動は

ありませんが、今後の内定が昨年同様にいくのかは非常に心配です。求人倍率もどんどん下落しています。本年はまだ、一たん内定を出しているのですが、企業側も、批判も大きくなっておりますので採用する可能性があります。来年度は、一気に採用枠そのものが激減するおそれがあります。就職担当の先生方は、企業の情報収集等、企業訪問などを積極的に行っていただき、一人でも多くの就職口を見つけ出していただきたいと思います。教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立学校の生徒の就職対策につきましては、これまで、企業の人事担当経験者や教職経験者などを進路対策専門員や就職支援教員として学校に配置し、求人の開拓や進路相談などを行いますとともに、各学校の教職員や県教育委員会事務局職員が企業を直接訪問することによりまして、求人の確保に努めてきたところであります。このような取り組み等もありまして、今年度の県立高校の10月末現在の就職内定率は、昨年同期より2.0ポイント高い66.8%となっております。しかしながら、御所見にありましたように、景気後退に伴う今後の雇用については大変憂慮されますことから、これまで以上に企業に足を運びまして、求人について強力なお願いをしておりますとともに、宮崎労働局などの関係機関とさらに綿密な連携を行うなど、就職を希望する生徒の願い、希望がかなえられるように、全力で取り組んでまいりたいと思っております。以上であります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。卒業生というのは、初めて社会に出るわけですので、そういう意味では非常に大きな夢を持って飛び立とうとしております。そんなときに、いきなり内定を取り消されたり、就職口がないと

いうのは、まるで、いきなり社会に裏切られるような思いもするかもしれません。そういう意味では、ニートになるというのが今、非常に大きなテーマにもなっておりますので、就職口の確保には全力を尽くしていただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。先ほど大麻の検挙状況を警察本部長に御報告いただきました。大学生はいなかったようですが、10代と20代が65%を占めています。余り罪の意識もなく、軽い気持ちで手を出してしまったのではないかと思います。そして、検挙された若者はほんの氷山の一角ではないか、まだまだすそ野は広いのではないかと思います。そして、忘れてならないのが、この大麻は覚せい剤への入り口である、入り口になるケースが非常に多いという事実です。取り返しのつかない事態に陥る前に、大麻や薬物の恐ろしさ、失うものの大きいこと等を、中高生のときから知らしめる必要があります。学校における薬物乱用防止教育の取り組みについて、教育長に伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 薬物乱用につきましては、御所見にありましたように、児童生徒の健全な心身の発達に悪影響を及ぼす重大な問題として受けとめております。小・中・高等学校におきましては、日ごろから、保健体育科の授業はもとよりであります。学級活動や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通して、薬物乱用と健康について指導しますとともに、警察職員や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室などを開催しているところであります。また、非行防止の観点から、PTAや地域の方々の御協力をいただきまして、巡回指導等を行っていただいているところであります。県教

育委員会といたしましては、児童生徒の発達段階に応じた的確な指導ができますように、文部科学省が作成をいたしております指導資料やビデオ等を学校に配布して、指導の充実に努めているところであります。今後とも、学校はもとより、家庭や地域と緊密な連携を図りながら、継続的な乱用防止対策の推進に努めてまいりたい、このように考えております。以上です。

○田口雄二議員 ありがとうございます。これですべての質問を終了いたします。（拍手）

○星原 透副議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 本日の質問項目は、田口議員と、新型インフルエンザ対策、そして大麻の乱用問題と重複しました。質問する中で答弁がダブる部分もあるかもしれませんが、御了承をお願いしたいと思います。また、質問のスタイルも、一通り壇上で全項目に触れるというものが私と一緒にあるので、共感を覚えます。ただ、定額給付金に関する評価は全く相反するものでございますので、これは残念でありました。

それでは、通告に従い、順次一般質問を行ってまいります。知事を初めとして、関係各部長、教育長に答弁をお願いいたします。

初めに、中小零細企業支援について伺います。

政府・与党が去る8月29日に決定した安心実現のための緊急総合対策、この中に盛り込まれていた新しい保証制度、いわゆる原材料価格高騰対応等緊急保証制度が10月31日からスタートをしております。これは、売り上げの減少、原材料価格・仕入れ価格が上がっても、値上げができないことによって経営が悪化し、必要な事業資金の調達に支障を来している中小・小規模企業者に対して、円滑な資金提供を行うための

保証制度であります。その大きな特徴の一つが、対象となる業種、それまでは185業種だったわけですが、これが545業種に、その後さらに73業種ふえて、現在618業種となり、その結果、全国の中小企業の3分の2、保証制度の拡充を求める中小企業のほぼすべてをカバーできた点にあると思います。

この制度、スタートしてからまだ1カ月ちょっとであります。経済産業省の発表によると、12月3日現在、全国における保証承諾件数4万3,769件、金額にして1兆800億1,300万円になったそうであります。本県においては、昨日最終で、緊急保証制度を含めたセーフティネット保証5号全体で97件、金額で17億7,700万円となったようであります。なお、全国の数字と比較すると、本県の数字はちょっと低過ぎるのではないかと思われるかもしれませんが、県の保証協会では、セーフティネット保証5号、すなわち業況の悪化している業種に対して、本年4月以降積極的に取り組み、11月末現在で328件、金額にして64億6,300万円の保証承諾をしております。この8カ月間の数字は、19年度1年間と比較して、件数で301%、金額で235%の伸びということです。念のため申し添えます。

いずれにしても、これらの数字は、日本経済を下支えしている中小企業がいかに資金繰りに苦しんでいたか、この実態を改めて浮き彫りにしたと同時に、この制度によって多くの中小企業が救われたことも如実に物語っているのではないかと思います。その一方で、「銀行の窓口で早々と断られた」「なかなか保証してくれない」といった声も、私たちのもとに届いてまいります。保証承諾が先ほどの数字ですから、それ以前の相談等はかなりの数になっているので

はないかということは容易に想像できます。金融機関や保証協会において、人的または時間的にも十分に対応し切れていない現実もあると思いますが、中小企業が目線に立った対応をぜひともお願いしたいというふうに思います。

私たち公明党県議団としても、11月11日、緊急保証制度のスタートに当たって、制度の周知徹底、金融機関の窓口における柔軟で丁寧な対応、円滑でスピーディーな市町村長の認定事務の実施、この3項目を知事に申し入れたところでもあります。県や市町村といった地方自治体、信用保証協会や金融機関が、お互いにしっかりと連携を密にして、今回のすばらしい制度が有効に機能するように、全力を挙げて取り組んでいただきたいと強く思うところであります。そこで、まずは、今回の緊急保証制度についてどのように評価しているか。また、県として信用保証協会や県内の各金融機関に対してどのように働きかけたのか。以上2点について知事にお伺いをいたします。

次の生活支援については、2点伺いたしたいと思います。

まず1点目が、定額給付金についてであります。政府・与党が10月末に取りまとめた、新たな経済対策の大きな柱である2兆円規模の定額給付金、先月12日の与党合意によって、実施に向けスタートしているところであります。この定額給付金は、物価高や金融危機に伴う景気の減速といった厳しい経済状況のもと、収入の中から貯蓄に回す余裕などない中で、消費を下支えする効果が期待でき、家計にとって大きな救いになることは間違いありません。ところで、知事は11月6日の記者会見において、この定額給付金について感想というか見解を述べておられます。既に1カ月が経過いたしました。こ

の定額給付金についてどのように評価しているか、評価に変化があったか、改めて知事に伺いたいと思います。

2点目は、生活福祉資金貸付制度についてであります。定額給付金はあくまでも単年度措置であります。この生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障がい者・高齢者世帯などを対象に、国が3分の2、都道府県が3分の1を出資して創設された公的な貸付制度であります。昭和30年創設ですから、既に半世紀以上がたっているわけですが、その目的は、生業費や就学資金などを低金利あるいは無利子で貸し付けることによって、経済的な自立を促すことを目指していくものであります。種類は目的別に9種類あって、借りたいときは、市町村の社会福祉協議会や民生委員に相談、県の社会福祉協議会の審査が通ればオーケーということになります。ここで、本県における同制度の最近の実績について、福祉保健部長に伺っております。

次に、高速バスの停留所設置について伺います。

私は、九州内を高速自動車道を利用して移動する場合、そのほとんどは自家用車での移動ということになりますが、高速バスを使って福岡に行くことも、たまにあります。その際、不思議に感じるのが乗りおりする場所であります。スーパーフェニックス号を利用したとき、宮交シティを出発後、次にとまるのは都城北であります。ここは停留所は本線上にあります。その次にとまるのは小林インターチェンジですが、ここは本線を離れて料金所の手前をUターンして乗るとい形になります。その次は人吉インターチェンジですが、そこでは一たん料金所を出たところで乗りおりして、再び

料金所に入って本線に戻るとい形になります。何で都城北みたいに本線上に停留所がないんだろうという素朴な疑問が起こってきます。この疑問は、当然、現在建設が進んでいる東九州自動車道にも向かってきます。東九州自動車道の高速バスの停留所を、どこにどのような形でつくられるのか、県土整備部長に伺います。

次は、薬物乱用防止問題についてであります。

この件については、以前にも質問しておりますが、最近、大学生が大麻を自宅や寮で栽培したり、キャンパス内で売買して吸引したということで、大麻取締法違反容疑で逮捕されるという事件が頻発しております。大麻汚染について、その広まりは深刻な状況にあると危惧するところでもあります。防止の観点から再度質問をしていきたいと思っております。新聞報道によりますと、たばこより害がないと言われる大麻でありますけれども、危険性は高く、急性、慢性、いずれの精神障害も来す可能性があるというふうに言われております。また、依存性は覚せい剤より弱いものの、常用者の3分の1から半数が依存に発展するそうであります。別の新聞報道によりますと、現代医学は、幻覚や妄想などの慢性中毒を治すことは可能であるけれども、薬物依存は治療法がないそうであります。依存から回復した人もいるけれども、それは治ったのではなく、今なおやめることを続けている状態であるにすぎないというふうに言われております。大麻は、より強力で危険な薬物への入り口となるゲートウェイドラッグとも言われております。若者に薬物の誘惑をはね返せるだけの強い意志を持たせるためには、教育機関や医療機関、地域ボランティア、こういったところがしっかり連携し、社会全体として取り組んでい

くことが重要であると考えます。そこでまずは、深刻な若者の薬物汚染の状況を、知事はどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

次に、新型インフルエンザ対策について伺いをいたします。福祉保健部長に答弁を求めます。

鳥インフルエンザウイルスが変化して、人から人へと効率よく感染する疾患、これが新型インフルエンザと言われるものであります。病気の感染をなぜ「効率よく」と表現するのか、よくわからないところでもありますけれども、そのように言うそうであります。H5N1というウイルスは、鳥からヒトへの感染も世界的に見られ、2003年11月からことしにかけて世界保健機構に報告されたH5N1のヒト感染確定症例数は、世界15カ国で387人、うち245人が亡くなっており、死亡率は60%を超えております。本当に恐ろしい数字であります。このH5N1がヒトからヒト間で効率よく感染するように変化するものが、新型インフルエンザになるのではないかとされているようであります。

この新型インフルエンザがいつ、どこで発生するか、全く予測がつかないことが恐ろしく、不安が募るところであります。流行するサイクルは10年から40年と言われております。ウイルスに対する免疫が基本的にないために、一たび発生すると、飛行機での移動などによって短期間で世界じゅうに蔓延するということになります。この世界的な流行をパンデミックと言うそうではありますが、これを阻止することは困難、しかし、発生初期の段階でタミフルなどの抗インフルエンザウイルス薬の投与、そして移動制限を行うことで流行の拡大をおくらせ、その間にワクチンなどの開発を急ぐことは可能だそう

であります。国においては、昨年3月に、全人口の約4分の1が感染すると仮定した対策を策定しており、現在はこれに基づいて、大量の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、また対応訓練などが行われています。以上を踏まえ、2点伺いたいと思います。

まず1点目に、本県では、ことし2月に合同訓練を実施したと聞いております。実施内容とその成果はどうであったか。また、実施した中で課題も浮き彫りになったと思いますが、どのようなものが出てきたか。その解決に向けてどのように取り組んできたのか、あるいは取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

2点目に、厚生労働省の専門家会議は、先月の20日、1人でも感染者が確認された時点で、都道府県単位に学校などを休校にし、また、不特定多数の人が集まる集合施設に対しても営業などの自粛を求めるなど、緊急時のガイドラインの見直し案をまとめております。県としては、それらを受け、どのように対応していくのか。以上、福祉保健部長に伺います。

最後に、地上デジタル放送への移行について伺います。

地上デジタル放送へ完全移行する日は、平成23年7月24日、既に3年を切っております。テレビでは毎日のように、普及推進キャラクターを務めるSMA Pの草薙剛が地上デジタル放送への移行を盛んにアピールしているのは、皆さんよく御存じのとおりであります。この地デジの魅力は、高画質・高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障がい者にも配慮したサービス、ワンセグの充実なども期待されているところでありますが、総務省が去る9月に行った調査によると、地デジ対応の専用

チューナーや対応型テレビといった受信機の普及世帯数は2,350万世帯、普及対象の全5,000万世帯に対して46.9%であったそうであります。今後、完全移行日までに全5,000万世帯を達成するためには、半年で500万世帯を超えるペースで普及世帯をふやす必要があるということで、完全移行がおくれれば、放送局はその間、現行のアナログ、地デジの両方式で放送しなければならないという状況に陥る危険性もあるようであります。アナログ放送から地上デジタル放送への移行は、まさしく国策であり、国においては、テレビ放送を通じてはもちろんのこと、全国各地域におけるきめ細かな説明会の開催、さらには、必要に応じ相談員が各家庭を訪問して説明を尽くすと言っておりますけれども、県としても、円滑な移行がなされるよう一定の取り組みをしていく必要があると考えます。そこで、ここでは、県として周知広報に今後どのように取り組んでいくのか、県民政策部長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。後は自席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 緊急保証制度についてであります。今般の国の緊急保証制度は、資金繰りに大変苦労している県内の中小企業者にとって、大いに役立つものと高く評価しているところであります。県では、国の対策を踏まえ、県制度資金の充実強化を図るとともに、金融機関及び信用保証協会に対し、制度の活用を推進するため、制度の説明会や積極的な対応を文書等で要請したところであります。さらに、私も金融機関を直接訪問し、協力を要請することとしております。

次に、定額給付金についてであります。定額給付金につきましては、生活支援という観点か

らは、少なからず家計は助かるのではないかと考えております。また、やっていただくなら、スピード感を持って、個人消費喚起という観点からも、せめて年末年始、クリスマス商戦前にやっていただく必要があったのではないかと考えております。一方で、景気浮揚という観点からは、この給付金はあくまでも一時的なものであり、景気回復のための十分な効果を上げられるかどうかについては、未知数といった感じもいたしております。

続きまして、若者による薬物乱用についてであります。最近の、若者による大麻等の薬物乱用につきましては、非常に憂慮すべき事態であると考えております。これは、インターネット等で違法薬物を容易に手に入れることが可能となるなど、若者を取り巻く社会環境の変化が大きな要因の一つであるとともに、違法薬物に対する知識の欠如も背景にあると考えております。薬物乱用は、単に自分の精神や体の健康上の問題にとどまらず、犯罪など社会全体の問題へと発展する危険性をはらんでおり、県民全体で取り組まなければならない課題であると考えております。薬物乱用防止のためには、厳しい取り締まりはもとより、特に若い世代に対する正しい知識の啓発が大切であり、児童生徒を対象に薬物乱用防止教室を開催するとともに、薬物乱用防止指導員による各地域ごとの啓発活動や、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などを通して、広く県民に啓発しておるところでございます。今後とも、関係機関と連携しながら、大麻等の薬物乱用防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、定額給付金を地域経済の振興につなげるためには、まずは給付されたお金を使っていただくことが必要かと考えております

ので、私といたしましても、機会をとらえ、できれば県産品の購入などの消費を呼びかけてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えいたします。

地上デジタル放送の周知広報活動についてであります。地上デジタル放送への移行は、国の政策として推進されているもので、国及び放送事業者の責任において、周知広報活動を実施すべきものであると考えておりますが、県といたしましても、すべての県民に地上放送のデジタル化に対応していただけるように周知広報の徹底を図ることは、大変重要であると認識をいたしております。このため、県はこれまで、国及び放送事業者が合同で実施するPRイベントや市町村への説明会の開催などを通じまして、協力を行ってきたところであります。今後は、来年県内にも設置される予定であります「総務省テレビ受信者支援センター」が実施する説明会などの支援も行うこととしております。県といたしましては、地上デジタル放送への円滑な移行が図られますよう、今後とも国等への協力を行い、周知広報に万全を期してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

初めに、生活福祉資金についてであります。生活福祉資金の平成19年度における貸付件数につきましては77件で、貸付金額は7,819万1,000円となっております。資金種類を見ますと、高校、大学等への進学のための貸し付けである修学資金が、42件の4,783万4,000円と最も多く、全体の5割を超える利用となっております。また、19年度末時点での貸し付け中の金額は、14

億5,580万円余となっております。

次に、新型インフルエンザ合同訓練の内容及び訓練の成果等についてであります。新型インフルエンザの訓練につきましては、各医療圏ごとに保健所を中心に、医療機関、市町村、消防などとの合同訓練を行ってきております。この中で、平成20年2月の「県北地区新型インフルエンザ防疫訓練」につきましては、県北の3保健所、医療機関、延岡市、消防署などの関係機関から約60名が参加して実施されたところであります。訓練では、新型インフルエンザ患者発生を想定し、医療機関における患者対応や、消防における患者搬送、関係機関との連絡調整などについて確認をすることができました。訓練を通じて感染防御対策等の課題が見つかりましたので、それらを踏まえて、今後とも関係機関と連携して、対策の充実に努めてまいります。

最後に、「新型インフルエンザ対策ガイドライン（案）」を受けての対応についてであります。国の新しいガイドライン案におきましては、国民への医療サービスの維持と流行による感染拡大を最小限に抑えることを目的として、学校の休校等の判断基準や、発生段階における抗インフルエンザウイルス薬の流通のあり方などの対策が盛り込まれております。県としましては、現在、「宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しているところでありますが、今後、この新しいガイドラインを参考に、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

東九州自動車道における高速バス停留所の設置予定についてであります。東九州自動車道においては、供用区間において、現在、宮崎西イ

ンター付近と国富の2カ所の停留所が高速道路本線上に設置をされております。また、事業を行っている区間につきましては、西都インター付近と門川インター付近の2カ所が高速道路本線上に、さらに日向インター線上の料金所の外側と延岡インター線の市道交差点付近におおの1カ所、合わせて4カ所の停留所が設置される予定となっております。以上でございます。

〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。何点か伺ってきたいと思います。

まず、中小零細企業支援についてであります。今月2日の地元紙によれば、「県は1日、セーフティネット貸付の新規融資枠を年度当初の52億円から100億円に拡大した」とありました。これから年末に向け、中小企業の資金需要はますます高まってくることが予想される中で、大変心強い配慮であるというふうに思います。これは高く評価したいと思います。ここで、県の中小企業融資制度について何点か伺います。

その一つが、「みやざき頑張る企業応援貸付」というものであります。これは、その内容から見れば、平成16年4月に安藤前知事が創設した「小規模企業サポート貸付」の後継ではないかというふうに思います。この小規模企業サポート貸付は、厳しい経済状況の中で、少額であるにもかかわらず、金融機関がなかなか融資してくれないと、資金繰りに苦しんでいた小規模・零細企業の経営者にとっては、本当に救われた貸付制度であったというふうに思っています。この実績はどうだったか、またどのような役割を果たしてきたと考えるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 小規模企業サポート貸付についてであります。その融資実績ですが、16年度から18年度までの3年間で件数が3,177件、69億9,889万3,000円となっております。小規模企業者の金融の円滑化に大いに役立ったものと考えております。

○新見昌安議員 続いて、後継の「みやざき頑張る企業応援貸付」の位置づけと実績についてはどのような状況なのか、同じく商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 「みやざき頑張る企業応援貸付」は、小口貸付に対しまして金融機関等から要望が寄せられてきたために、先ほど御質問にございましたように、小規模企業サポート貸付の後継の貸し付けとして、19年10月に創設したものでございます。創設に当たりましては、小規模企業サポート貸付と同様に、無担保・無保証人として、融資限度額は300万円から500万円に拡大したところであります。創設から本年10月末までの融資実績は、145件の3億2,897万円となっております。

○新見昌安議員 もう一点伺いたいと思います。昨年の10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任の共有を図る、その名のおりの責任共有制度が導入されております。これによって影響を受けやすい小規模零細企業を対象として、責任共有制度の対象外となる全国統一保証制度ということで、小口零細企業保証制度というものが創設されております。県の融資制度の中では、小規模企業経営安定貸付として位置づけられていると思いますけれども、この実績はどうなっているか、もう一度商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 小規模企業経営安定貸付の昨年10月1日創設からの実績

でありますけれども、本年10月末まででございますが、437件の15億1,515万円となっております。

○新見昌安議員 以上、新たな緊急保証制度を初めとして、支援策を伺ってきたわけですが、答弁いただいた限りでは、利用の度合いとして、ばらつきがあるように思います。要は壇上で申し上げたとおりです。中小企業が目線に立った、きめ細かな対応を心がけていただきたいというふうに思います。

続きまして、生活支援についてでございますが、まず、定額給付金についてお伺いをしたいと思います。先ほどの知事答弁、お聞きしました。私の家は夫婦2人ですので、2万4,000円です。隣の河野県議は大所帯ですので、何と10万4,000円だそうです。少なからずどころか、かなり家計の助けになると思います。年度末の臨時ボーナスというふうに、私たちは考えています。知事の答弁にあるように、私もこの2万4,000円を使って県産品を買って、県外の友人等に送ってやりたいというふうに思っております。

まず、改めてこの定額給付金についてでございますけれども、総務省が先月28日に、都道府県や政令指定都市の職員を対象にして、事業の概要に関するたたき台を提示して説明会を開催しております。その状況については、報道されておるとおりでありますけれども、これを受けて、本県でも一昨日、全市町村の担当者に対する説明会を実施したというふうに聞いております。この事業の実施主体は市町村であるわけですが、県としても、市町村が円滑に事務を進められるように、しっかりかかわっていく必要があると思います。取り組みを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 議員が今お話のように、先日、総務省から、現時点での検討内容についての説明を受けたところでございます。それによりますと、この事業は、市町村が実施主体となりまして、国の補助事業として実施されるということで、ほぼすべての住民を対象に、年度内に支給を開始する内容というところでございます。したがって、支給の窓口となる市町村では、短期間のうちに膨大な事務を処理する必要があると見て、やはり相当な困難が予想されるところでございます。このため、県といたしましては、早速、市町村への説明会を開催したところでありますけれども、今後は、国と市町村とのパイプ役として、情報提供あるいは意見・要望の集約等を迅速かつ的確に行うことによりまして、事業の円滑な推進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、生活福祉資金貸付制度についてでございますけれども、多くの利点がある一方で、制度そのものを知らない、利用者が少ないという結果も出ております。一昨日、厚生労働省の地域福祉課予算係に確認したところ、47都道府県の出資合計額約2,000億だそうです。このうち平成18年度末現在で、貸し付け中の金額は約977億円、半分以下でございます。私が持っていた3年前のデータでは、貸し付け中の金額は約970億円でしたので、全国的に見ても余り利用されていないということをお話しているのではないかと思います。せっかくの制度であります。さらなる利用促進に向けて、周知にもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えますが、県としてはどのようなPR活動を行っているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 生活福祉資金

につきましては、貸付主体である県社会福祉協議会や相談窓口になっております各市町村社会福祉協議会において、パンフレット、広報誌等により周知に努めているところであります。また、各地区の民生委員・児童委員協議会等のおきまして、制度の説明はもとより、活用を促すよう要請しているところであります。県としましても、一層の利用を促進するために、県社会福祉協議会と一体となった周知・PRに努めるとともに、各市町村の福祉担当部局に対しましても、活用促進を要請してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 利用者が伸びないもう一つの理由があります。それは、その使い勝手の悪さだと思います。「連帯保証人を立てる必要がある」「申し込んでから借り入れまでに1カ月程度要する」「借りたいときに借りられない」という声があります。そのため安易に高金利の消費者金融に走ってしまう。その結果、多重債務者になってしまうというケースもふえているようであります。セーフティネット機能の充実という観点からも、使い勝手がいいように、利用面での制度改善が必要ではないかと思いますが、福祉保健部長に見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 生活福祉資金につきましては、国が制度を定めておりまして、保証人の確保や民生委員の意見書の添付など、一定の要件が必要となっております。当資金は低利で、返済についても生活に著しい負担が生じないよう、据置期間を初め、無理のない返済期間を設定しており、条件面では極めて有利な制度であると認識しております。今後とも、円滑な利用が図られるよう、県社会福祉協議会等とともに努力してまいりたいと考えてお

ります。

○新見昌安議員 円滑な運用をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、高速バスの停留所についてであります。先ほどの答弁によりますと、西都バス停留所の次は日向ということになるようであります。随分離れているなというのが率直な感想です。その間に新富町、高鍋町、川南町、都農町とあるわけですが、どうしてそこには設置されないのか。高速バスの利用者にとっては不便きわまりないのではないかと思います。高速バスの停留所の設置はどのように決まっていくのか、県土整備部長に伺いたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 高速道路に設置されますバス停留所の決定の過程でございますけれども、候補地の選定に際しては、県、沿線市町村、バス事業者、高速道路事業者から成るバス停留所設置のための協議会を設置することとなっております。東九州自動車道におきましても、平成13年度に、「東九州自動車道バストップ設置連絡協議会」が設置されておりまして、必要性、整備効果等の検討を行うとともに、高速バス事業者、沿線市町村の意向を確認した上で候補地を決めております。それを受け、本線上のバス停留所につきましては、国土交通省が位置を決定し、当時の日本道路公団に通知をしております。また、本線外に設置するバス停留所につきましては、高速バス事業者や沿線市町村、停留所を設置する箇所の管理者との協議により、位置が決定されているところであります。

○新見昌安議員 関連して、もう一点伺いたいと思います。宮崎自動車道の都城北バス停留所の下だったと思うんですけれども、駐車場が設置をしてあります。これは都城市が整備したと

いうふうに聞いておりますけれども、最近よく聞く言葉に、パーク・アンド・ライドあるいはパーク・アンド・バスライドというのがあります。これは、自宅から自家用車で最寄りのバス停または駅まで行って、車を駐車させて、バスや電車などの公共交通機関を利用して目的地に行くというシステムのことです。これは、渋滞の緩和だけではなくて、排気ガスによる大気汚染の軽減、また二酸化炭素の排出量の削減といった効果も期待されています。この点からも、これから整備が本格化する東九州自動車道、単に道路ができ上がれば良いというのではなくて、利用価値の高いものにする、沿線地域における利用者の利便性の向上に寄与できるものとするためにも、先ほど言った高速バスの停留所の設置、バス利用者のための駐車場の整備、こういったものに県としても積極的に関わっていくべきというふうに考えますけれども、もう一度、県土整備部長に見解を伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 東九州自動車道につきましては、一部区間を除いて、御承知のとおり、平成22年度から26年度まで順次供用が公表されているところであります。既に、先ほど申し上げました高速バス停留所の設置位置が決定しておりますことから、新たな設置は困難であると考えております。しかしながら、今後、高速バス利用者の利便性向上のために、特に必要が生ずれば、県としても、関係機関と調整を図るなど、適切に対応してまいりたいと存じます。

○新見昌安議員 今となっては、何で早い段階で4町の方々が声を上げなかったのかよくわからないんですけれども……。いずれにしても、これから必要があれば、県としてもしっか

り関係機関と協議しながら調整を図るということです。そのときはまた、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、薬物乱用防止についてであります。現行の大麻取締法は、先ほど田口議員もおっしゃいましたが、種子自体に有害性がない、また国際条約も規制を求めているということで、種子の所持は規制していない。また、許可を得て栽培している正規の農家の方々を、大麻の受動吸引から保護するために、大麻の使用、吸引も処罰の対象になっていないということだそうです。時代状況に合わせた法の見直しが求められているゆえんではないかと思えます。法の改正は国会議員に任せるとして、地方としては、広報啓発活動にしっかり取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。先ほどの答弁にあった薬物乱用防止教室の開催状況及び薬物乱用防止指導員の配置状況、活動状況はどうなっているか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 薬物乱用防止教室につきましては、平成19年度は、県内の小・中・高238校で、また、専門学校や地域団体に対して7回開催し、薬物に対する正しい知識の普及を図ったところであります。

次に、薬物乱用防止指導員についてですが、保護司会やPTAなど11の団体、376名に依頼しております。県内各地区での薬物乱用防止教室の開催や啓発活動に努めていただいております。

○新見昌安議員 それぞれの地域においては、薬物乱用防止指導員の存在が非常に大きいものがあるというふうに思っています。こういった方々の資質の向上にどのように取り組んでいるのか、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 指導員の資質向上につきましては、毎年、研修会を開催するとともに、麻薬・覚せい剤乱用防止センターが行う研修会へ派遣するなど、指導員としての知識を深めていただいております。

○新見昌安議員 関連して、ちょっと古い話になるんですけども、5月、6月は不正大麻・けし撲滅運動月間だったようであります。その成果について、同じく福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 不正大麻・けし撲滅運動は、おっしゃるように毎年5月から6月に実施しております、この期間中に広く県民に、大麻やケシに対する正しい知識の普及に努めるとともに、栽培が認められていないケシの撤去を行っており、平成20年度は56カ所で1万4,094株の撤去を行ったところであります。

○新見昌安議員 薬物乱用防止について最後の質問であります。先月29日の毎日新聞に、沖縄県教育委員会が、すべての県立高校60校を対象として、薬物使用に関するアンケートを実施したところ、4.5%の高校生が大麻など薬物使用を誘われたことがあるという実態が明らかになったという記事がありました。4万6,842人の対象者のうち4万347人が回答したようですが、誘われた経験があるというのは1,821人だったそうです。沖縄県の教育長は、「衝撃を受けた。憂慮すべき非常事態」というふうに語ったようでありますけれども、薬物が着実に若者に忍び寄っているという実態に身震いする思いであります。このことは、ひとり沖縄県だけの問題ではなく、その他の地方においても同様の問題が発生しているのではないかとこのように思います。本来ならこんなアンケートはやりたくないものですが、本県の未来を担う若者

たちの実態を把握するためにも、沖縄と同じような実態調査をすべきではないかと考えますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（渡辺義人君） 現在、本県の学校におきましては、警察職員や学校薬剤師等の協力を得まして、先ほど田口議員の質問にもお答えいたしましたように、薬物乱用防止教室などを実施しますとともに、保健体育科の授業を中心に、教育活動全体を通して、心身の健康の保持・増進に関する指導に努めているところであります。薬物乱用は、児童生徒の心身の発達に悪影響を及ぼす重大な問題であるという認識は、私どもも全く一緒であります。お尋ねの沖縄県でのアンケートによる実態調査ということですが、これを本県でも実施してはどうかということですが、これにつきましては、教育活動全体を通して、薬物乱用の防止ということに努めているところでありますけれども、念のためにと申しましょうか、そういう意味で、実態調査については、やるかどうかということも慎重に考えなきゃいけない部分もあるかと思っておりますので、何らかの形で検討はしていきたい、このように考えております。

○新見昌安議員 ぜひ検討を重ねた上で実施をお願いしたいと思います。

新型インフルエンザ対策についてであります。去る10月19日の日曜日に、宮崎港をメイン会場にして大規模津波防災総合訓練が実施されました。私も参加させていただいたわけですが、主催は国土交通省、協賛は内閣府、後援は公益法人等18機関、訓練参加機関は、国、地方自治体、公共機関等76機関ということで、陸・海・空総動員、まさしくその名のお通り、大規模なものであったというふうに思いました。地域住民もたくさん参加しておられまし

た。どんな訓練であれ、実際に実施するという
ことによって初めて気づく点、また課題等も見
えてくるのではないかというふうに思います。
この津波防災総合訓練ほどのものは求めませ
んけれども、新型インフルエンザに係る訓練に
ついても、可能な限り大規模に行う必要があ
るのではないかと思います。福祉保健部長の見
解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新型インフル
エンザの訓練につきましては、先ほど申し上げ
ましたように、これまでは、各医療圏ごとに保
健所を中心に実施してきたところであります。ま
たことしの10月には、天然痘による生物テロ
発生を想定した国、県、市町村等による共同
図上訓練が実施されたところでありますが、こ
の訓練は、新型インフルエンザ対策を実施す
る上でも非常に有益であったと考えておりま
す。今後、新型インフルエンザ対策行動計画
の策定を踏まえ、新型インフルエンザの大流
行を想定した全庁的な訓練の実施について
検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしくお願ひします。

地デジへの円滑な移行についてです。この
地デジへの移行に便乗して、「工事が必要だ」
と言葉巧みに高齢者、障がい者に近づいて
工事費を振り込ませたりする事件も、他県
では既に発生しているようであります。こ
のような悪徳商法への対応について、県民
政策部長に伺います。

○県民政策部長（丸山文民君） 地上デジ
タル放送移行に便乗した悪質商法についま
しては、ほかの県において、公的機関など
と称しまして、地上デジタル放送受信に
関する不当な費用請求や勧誘を行うなど
のトラブルが発生しているところであり
ます。このようなことから、国

におきましては、地上デジタル放送に
関する悪質商法の窓口を設置して啓発に
取り組んでおり、県におきましても、市
町村等に対して、悪質商法に関する注
意喚起を促しているところでありま
す。平成23年7月24日の全面移行が
近づいてまいりまして、工事費等の架
空請求などさまざまなトラブルが想
定されることから、消費生活セン
ターのホームページや出前講座など
において、悪質商法の被害防止に
関する啓発に取り組んでまいり
たいと考えております。

○新見昌安議員 それと、地デジへの
移行に伴って、アナログテレビが
大量に排出されるということも
十分考えられます。リサイクル
対策など適正処理の推進につ
いてどのように取り組んでい
かれるのか、環境森林部長に
伺います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 地上デ
ジタル放送へ移行します平成23
年には、全国で最大約2,600
万台のアナログテレビが排出
されると予測されております。
こうした使用済みアナログ
テレビの不法投棄の防止やリ
サイクルの促進のためには、
いわゆる家電リサイクル法に
従って適切に処理される必要
があります。このため、県と
いたしましては、不要とな
ったアナログテレビが、消
費者から確実に小売業者へ
引き渡され再商品化される
よう、国や市町村とも連携
をしながら、啓発等に努
めてまいりたいというふう
に考えております。

○新見昌安議員 不法投棄等
厳重に監視していただきた
いというふうに思います。

最後の質問であります。昨年
の6月定例議会において、私
は知事に対して、宮崎県民
歌に関連し、宮崎県の新た
な宣伝歌、PR歌について
伺いましたけれども、その
とき知事は、「宣伝歌ある
いはPRソング、応援歌を
広く県内外から公募して
コンペにかけ、県民の御
理解、御賛

同をいただいてPRソングとするような企画を私は考えている。まだ実現に至るわけではありませんが」という答弁をされました。その後どうなったか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 宮崎を宣伝するいわゆるPRソングにつきましては、歌の持つPR効果が大きいことから、宮崎を宣伝する有効な手段の一つと考えております。しかしながら、それがPRソングとして広く受け入れられるためには、歌詞や曲の内容だけでなく、歌手さんや演奏者、また、そのタイミング等にかかるところが大きく、事前にその効果が予測できないところでもあります。また、その制作には、歌手等への報酬やCDの作成等に多額の経費が必要となるなど、さまざまな課題もございます。したがって、宮崎にちなんだ現にある歌やこれからつくられる歌を、さまざまな方々に歌っていただくことでPRいただければと期待しているところであります。

○新見昌安議員 北九州市は、ことし市制45周年だったそうですが、北九州を元気にする応援ソングというのをつくったそうです。これは特定の歌手じゃなくて、15チームぐらいが一緒になっての応援ソングだったそうです。私はそれでいいと思います。宮崎を元気にしたいという思いの方々が集まって、この宮崎をさらに宣揚するような歌をつくる。そういった企画をしていていただきたいというふうに要望して、すべての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に立たせていただきます。知事並びに各部長に明確な御答弁をいただきます。

それではまず、知事の政治姿勢について伺います。

最初に、宮崎県に許認可権のある港湾の使用についてです。県内の港には、ことしになってからでも7月に米軍掃海艦「ガーディアン」が宮崎港へ、8月には海上自衛隊の輸送艦「しもきた」が宮崎港へ、護衛艦「あけぼの」が細島港へ、掃海艇「あおしま」が福島港へ、また10月には掃海母艦「うらが」と掃海艦「やえやま」「つしま」「はちじょう」が細島港へと相次いで入港しています。このように、民間商業港に軍艦が頻繁に入港・寄港し、自衛隊の独自活動が展開されています。こうした軍艦の入港・寄港に際し、県は港に停泊余地があれば拒否できないと、いつでも無条件ですべて許可を出しております。こういう許可のあり方自体、正常ではないと思いますが、知事の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

後は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

自衛隊艦艇の港湾使用についてであります。このことにつきましては、港湾法第13条第2項で、「港湾管理者は、何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取り扱いをしてはならない」と規定されております

ので、港湾の管理上の支障がない限り、他の船舶と同様に取り扱い、許可しているところがあります。なお、県といたしましては、県民の安全確保は重大な問題でありますので、国に対しまして、安全面に十分配慮していただくよう、機会あるごとに申し入れを行っているところがあります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 安全に行っていただくことは当然のことではありますが、軍艦の入港をとりわけ問題にするのは、現在、在日米軍再編の名のもとに、陸海空の自衛隊と米軍が一体になって、アメリカが引き起こす無法な戦争に日本を巻き込む危険が強まっているからです。県内でも、新田原基地を使用した日米共同訓練、日向灘での日米共同掃海訓練、霧島演習場を使用した米軍の実弾訓練などが実施されてきました。先日は、油津港の沖合いで実施されていた掃海訓練で、火薬の入った機雷を訓練中に流失させる事故を引き起こし、近海で操業する漁船や船舶に不安を与え、怒りを呼びました。日本共産党は直ちに、一日も早い機雷の回収と事故の原因や訓練内容の公開など、県民の安全を最優先させた対応を求めて申し入れも行ってまいりましたが、こうした日常的に行われている各種の軍事訓練と一連の民間港への軍艦寄港は無関係ではありません。港湾法を理由にしておられますけれども、港使用の目的も何も一切尋ねないで無条件で許可するなどは、一般的にも到底考えられないことではないでしょうか。危機管理上も問題があるのではないのでしょうか。改めて知事の御見解を聞かせていただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 防衛省にかかわる、この国を守るという取り組みにつきましては、県といたしましては、そこには立ち入れないと

いうことでございます。国防は、国の責任ある管理下において遂行されているものと思っております。ただ、県といたしましては、県民の安全確保というものが重要でございますので、そちらのほうは、今後とも機会をとらえて国に強く要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 立ち入れないということでありましたけれども、自治体が港湾管理者として入港を拒否できないということはありませぬ。実際やっているところがあるわけですね。現実には、神戸港で「非核の神戸方式」を実施し、「核」の搭載がないなどの証明書がなければ入港を認めてはおりませんし、沖縄の那覇市でも、ずっと入港を拒否し続けております。ですから、県民の安全・安心を守るという立場から、危機管理上も無条件で許可するということはあつてはならないというふうに思います。私は、宮崎でも「民間港を軍事利用させない」という明確な態度でぜひ臨んでいただきたい、このことを強く申し上げたいというふうに思います。

続けて伺います。次に、知事にお尋ねいたします。消費税問題についてです。財政制度審議会や政府税制調査会が相次いで消費税増税の方向を打ち出し、社会保障の財源を消費税で賄うことを示唆し、年内にも実施時期を明らかにするよう求めております。麻生首相は既に、「3年後に消費税の引き上げをお願いしたい」「税率は10%ぐらいのものが要るのではないかと、あからさまに税率10%にも言及しております。そもそも消費税は、所得の低い人にほど負担が重くのしかかるという逆進性の大変強い、まさに弱い者いじめの税金です。今、庶民は大増税、負担増に苦しみ、景気の低迷は深刻な状況です。こうしたときに消費税の増税など、と

んでもありません。消費税の引き上げは絶対にやめるべきと思いますが、知事の御見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） 現在の消費税5%のうち1%分は、地方一般財源としての地方消費税であり、また、残り4%の国税部分の一部は、地方交付税の原資となっておりますので、地方消費税を含む消費税は重要な基幹税であると認識しております。三位一体の改革以降、さらに厳しさを増す地方の財政状況において、今後とも確実に増加が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に直結した不可欠なサービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実が必要であると考えており、全国知事会におきましても、ことし7月に、地方消費税の充実を含む税体系の抜本的改革の必要性について提言を行ったところであります。消費税のあり方については、今後、国の税制改正の中で議論されるものと思いますが、引き続き、知事会を通じて、我々地方の意見を積極的に訴えながら、国会等での議論を注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 知事は地方消費税に言及されますけれども、新たな負担を国民や県民に及ぼして、それで地方消費税をふやすという点では、私は本末転倒だというふうに思います。今、国は社会保障予算を毎年2,200億円ずつ削減するなど、命と暮らしを支える予算を切り詰め、また、一度きりの定額給付と引きかえに、消費税増税の方向を指し示しております。そんなやり方では将来不安は増すばかりです。今やるべきことは、将来不安を取り除き、個人消費を伸ばすことではないでしょうか。今や、イギ

リスやフランスでも、消費税の引き下げを打ち出しました。欧州連合（EU）が金融危機と景気後退に対応するために、各国に消費税や労働者の所得減税を勧告したことによるものです。こうした景気対策の世界の流れにも消費税増税は逆行しているのが、今の日本のやり方だというふうに思います。日本でも、増税ではなく、せめて食料品にかかる消費税を非課税にすることなどで、家計を応援すべきだというふうに思います。さらに言えば、この10年間だけでも、大企業や大資産家は7兆円も減税されてきました。これをもとに戻す、また、年間5兆円も費やしている軍事費の見直しなど、この2つの聖域にメスを入れるだけでも、消費税増税に頼ることなく、社会保障の安定財源を確保する道は開けてまいります。こうした方向を追求することが、県民の暮らしを守り、地域経済を立て直すことに道を開くこととなりますから、地方消費税がふえるからなどと安易な増収に期待することなく、大局的に県民の暮らし、地域経済そのものを守る見地で県政に当たっていただきたい。このことを強く申し上げて、次に移りたいと思います。

では次に、子供のいる世帯への国民健康保険証の交付について伺います。

親の国民健康保険税滞納によって保険証を取り上げられ、無保険状態になっている子供が多数いることが、全国的にも問題になり、厚生労働省が全国的な実態調査を行った結果、中学生以下の子供が全国で3万2,903人、県内には264世帯427人いることがわかりました。罪のない子供たちが医療から排除されている実態が浮き彫りになりました。厚生労働省は、子供のいる滞納世帯に対し、機械的に資格証明書の交付を行わないこと、医療を受ける必要のある子供には

速やかな短期保険証の交付を行うよう、地方自治体に要請を行いました。既に全国の県庁所在地と政令市のうち29市が、保険証を一律に交付する救済措置をとるか、近く実施予定であることが明らかにされております。県内の状況はどうなのか、また、県はこの厚労省通知をどのように受けとめ指導に生かしていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 国からは、今回の実態調査を踏まえまして、10月30日付で通知がございました。県としましては、市町村に対し、この通知の趣旨を踏まえ、滞納者の生計状況等を十分に考慮した上で、個別に適切に対応するよう助言指導をしているところであります。

○前屋敷恵美議員 県内すべての自治体でしっかり対応していただくように、県の指導も強く期待をしているところです。しかし今、さらなる問題では、今回行った資格証明書交付世帯だけの調査では、子供たちの無保険状態の把握は不十分であるという問題があります。それは、資格証明書すら交付されていない世帯がかなりあって、そこに子供たちがいるということです。この実態も早急に調査して対処していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 被保険者証、短期証、資格証明書、これらのいずれも持っていない、いわゆる未交付世帯の状況については把握しておりませんが、現在、市町村に対して調査を行っているところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひその調査を早急に行っていていただいて、子供のいるすべての世帯で無保険状態を解消して、子供たちの健やかな成長を保障することは、自治体、行政の務めでありますから、ぜひ対処していただきたい。そのため

には財政負担が生じるわけですが、国にもその負担を求めるとともに、県も応分の負担を担っていただいて、子供たちをしっかりと守る、この立場に立っていただくことを強く求めるものです。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に行きます。次は、重症心身障がい児（者）施設の県央設置についてお尋ねをいたします。

障がいを持つ子供さんを育てておられる保護者の方々から、県央部に「重症心身障がい児施設を建設してほしい」との強い要望が寄せられております。恐らく県のほうにもそういう要望が届いているのではないかと思うんですが、一時も気を抜けない日々の暮らしの中で、「親の元気なうちはまだ何とかできるけれど」と、先々の不安が切実に語られます。現在、県内の重症心身障がい児施設は、日南市の愛泉会日南病院と川南町の国立病院機構宮崎病院の2カ所にありますが、距離的な条件を考えれば、県央部の設置はどうしても必要というふうに考えます。県としては、県央への施設設置の必要性をどう認識しておられるか、また、どのように今後対応しようとしておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 現在、県内の重症心身障がい児施設につきましては、お話のように日南市と川南町の2カ所となっております。県央地域において保護者の方のニーズがあることを承知しております。このため、県立こども療育センターにおきまして、重症心身障がい児（者）通園事業の実施やショートステイの拡充を図るなど、保護者の負担軽減に努めているところであります。また、県央の民間病院において設置に向けた動きがありますので、県と

しましては、今後、必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 当面、通園事業やショートステイをぜひ充実させていただきたいというふうに思います。また、民間病院でこの施設を立ち上げるということで県が御努力もしておられるようですけれども、やはり民間病院ともなりますと、なかなか建設に踏み切れないというところが現状かと思うんですけれども、その踏み切れない課題は何なのかということも県はしっかりと把握していただいて、その問題解消のためにぜひ積極的な対応を行っていただきたいというふうに思います。重症の子どもさんたちの生活と命を守っていかなくてはならない施設ですから、一日も早く期待にこたえていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。見通しなどがもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 民間病院の動きにつきましては、私どもも御相談を受けたり情報をいただいたりしておるわけですけれども、施設整備の問題もありますけれども、まずは担当する小児科医の確保がなかなか難しいということで、当面は大人の施設から手をつけていきたいという意向を聞いております。

○前屋敷恵美議員 確かに、施設そのものができて、マンパワーがそろわないと成り立っていないことは事実ですので、医師確保に、あわせて御努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて、河川のしゅんせつについて県土整備部長にお尋ねをいたします。

県内の多くの河川で、河床の上昇が常態化している状態があります。このことが台風時などの河川のはんらんの原因ともなっていることが

考えられ、それぞれの地元から河床のしゅんせつ、いわゆる掘削をしてほしいという要望が強く寄せられております。来年度の予算編成の時期でもありますので、ぜひ積極的な予算化で期待にこたえていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成17年の台風14号を初めとしまして、近年の多発する集中豪雨による山腹崩壊などによりまして、御指摘のとおり大量の土砂が県内河川に堆積しております。そのため、平成17年度から19年度末までに、五ヶ瀬川や小丸川など、治水上、緊急性の高い箇所を優先的に、おおよそ28億円の予算を投入しまして、約180万立方メートルの土砂を除去したところでありまして、本年度も2億円余の予算で年度末までに約23万立方メートルの土砂を除去することとしております。今後とも、掘削した土砂を公共事業の盛り土に使用するなど、積極的な活用を図りますとともに、公募により募集した砂利採取業者に搬出させる制度、こういったものも活用しながら、引き続き、治水安全度の向上のために、来年度以降、堆積土砂の除去に努めてまいりたいと存じます。

○前屋敷恵美議員 御努力しておられることは十分理解するんですけれども、なかなかそのことが今の県民の皆さん方の期待に追いつかない、要望に追いつかないという状況だというふうに思うんです。厳しい財政状況ではありますけれども、地元の公共事業の拡大にもつながることだというふうに私は思います。新年度の予算は、不用額を余り出さないような適切な予算を組んで、そういう努力もしていただきながら、必要などころに予算を回すという県民の皆さんの期待にこたえられるような予算編成を行って、積極的に対応していただきたいという

ふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、続いて参ります。次は、中小・零細企業、また農家への金融対策、財政支援、雇用対策などについて順次お伺いをしていきたいと思ひます。

長引く景気低迷の中で、中小・零細企業はいつ倒産してもおかしくない、こういう状況に至っているのではないのでしょうか。帝国データバンクの調査でも、中小企業の約3社に1社が、年末にかけ資金繰りが厳しくなると答えています。中小・零細企業の資金繰りと仕事の確保をきちんと行い、安心して年を越せる状況にする必要があります。今、中小・零細企業への融資も厳しさを増していますが、信用保証協会の保証承諾の状況や制度融資の状況、また貸し渋りや貸しはがしなどといった問題はないか、あれば適切な指導も求め、商工観光労働部長に状況も含めてお伺いをしたいと思ひます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 信用保証協会の保証の状況から申しますが、本年の4月から10月末までの保証承諾状況は、件数が4,128件、保証承諾額は400億円余となっております、いずれも前年同期比9%以上の増となっております。今後、年末を迎えまして、中小企業の資金需要も本格化しますことから、県制度の中で最も有利なセーフティネット貸付につきまして、対象業種の拡大でありますとか融資要件の緩和を行いますとともに、融資枠自体を12月1日に100億円に拡大するなど、制度の充実強化を図っているところであります。また、その融資保証関係がスムーズにまいりますように、市町村、商工会、商工会議所等を通じまして、制度の周知を図りますとともに、金融機関とか信用保証協会に対しまして、積極的な対応をお願

いしているところでございます。

○前屋敷恵美議員 今、セーフティネット貸付の枠をふやしたということで、年末に向けて、この融資枠拡大というのは大変評価ができることかなというふうに思ひます。それで、融資に対しては、もっと柔軟に、業者の立場に立って融資が活用できるような、そういう施策が必要じゃないかというふうに、私は思ひます。その一つには、利子補給や保証料負担のための財政措置の拡充を図るということや、貸し付けの際に必要なとなっている認定書の発行などを自治体が迅速に行うようにすること、すぐにでも借りられるという体制をつくるということ、また、県や市町村の制度融資で、添付が義務となっております市町村民税の完納証明書を融資要件から外すというようなことも行いながら、すぐに使える使いやすい融資ということで対応することが必要じゃないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 県の制度融資につきましては、金融機関に対しまして原資を預託し、例えば信用保証協会に対する保証料、実際借りる方が保証料が安くなるように、保証協会に対して保証料を補助する。また、保証協会が、代位弁済が発生した場合に損失補償するということによりまして、中小企業の方の金融の円滑化とか負担軽減を図っておるところでございます。そして、今年度につきましては、その保証の枠について、前年度新規融資がトータルで328億円に比べまして164億円多い492億円の保証額を用意しているところでございます。そして、それを実行するための先ほどの保証料に対する補助、あるいは代位弁済の損失補償の予算枠を確保しておりますので、それについては十分対応できるというふうに思ひており

ます。それと、必要な制度融資に対する市町村の証明の関係でございますけれども、先ほど申しましたような県の制度融資に対して、県のトータル予算額が県単で286億円を要しているわけでございます、その制度を安定的に維持していくためには、税金の完納は必要というふうに考えております。ただ、市町村の認定というのは、迅速にやるのが非常に大事なことでございますので、それにつきましては、緊急保証制度を発足するに当たりまして、市町村担当者に対する説明会を実施しますとともに、商工会等にも認定の協力をお願いしたところでございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、融資制度が柔軟な対応で即使えるというような形で進めていただきたいと思います。中小企業というのは地域経済を支えているかなめですから、今こそしっかりと、それぞれの経営を支えて、地域経済を守り活性化させる、この観点を重視して、今後の対策にもぜひ当たっていただきたい、そういうふうに思います。よろしく願いいたします。

同じく、農業分野でお尋ねをいたします。今、減反を押しつけられながら輸入自由化が推し進められ、自由競争路線の中で収入が激減し、農業が続けられなくなっている米農家を初め、原油高騰の影響をもろに受けて経営が苦しくなっている施設園芸農家など、農業分野でもしっかりと今、農家を支える手だてが求められているというふうに思います。この間、原油や飼料高騰での対策の取り組みが行われてまいりましたけれども、この取り組みの経過と現状についてお伺いをさせていただきます。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 長引く原油や飼料価格の高騰によりまして、経営費が増加し、一方では農業所得が減少するなど、農家経

営に対する深刻な影響が出ております。このため、県といたしましては、県単独の緊急支援資金の大幅な拡充や新たな利子補給事業の創設を行うとともに、施設園芸におきましては、省エネ効果の高い二層カーテン等の整備への重点的な支援、それから畜産におきましては、国の緊急対策等を活用して、自給飼料の増産、家畜の生産性向上対策を実施することなどで、農家経営への影響緩和を図っているところでございます。また、こういった対策とあわせまして、農業普及部門を中心に、市町村やJAと一体となりまして、「原油高騰に負けない技術力アップ作戦」を展開いたしまして、繰り返し現地で農家に出向きまして巡回指導を行い、個々の農家の声に耳を傾けながら、影響緩和のためのきめ細かな支援を行っているところであります。今後とも、関係団体・機関と連携しまして、経営安定に向けた効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 続いて、汚染米で問題となりましたミニマムアクセス米ですけれども、このことが、やはり農家に厳しい状況を強いているというふうに思います。私は国に、このミニマムアクセス米の輸入削減・中止を要求するのはもちろんのこと、関税の引き下げ、輸入自由化に応じないことも、あわせて要請すべきだというふうに思います。それとあわせて、県としても価格保証の対策を講ずるべきだというふうに思います。また、農家への融資制度の活用も、利用しやすいように見直して積極的に生かしていく。そのことがとりわけ重要で、これまでも、いろいろ農家を支える施策も行ってまいりましたけれども、本当に農家を応援する、使ってよかった、農業が続けられるというようなものにならなくてはいけないというふうに

思っております。そのところもあわせて、農政水産部長にお答えいただきたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） MA米、いわゆるミニマムアクセス米でございますけれども、これはガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づきまして、平成7年から輸入が行われておりまして、これまで902万トンが輸入されております。MA米の主な用途としましては、国産米ではコストの合わない、みそ、せんべい、酒造用原料などの加工用米として利用されるなど、米生産農家に対する一定の配慮がなされております。県といたしましては、現在、WTO農業交渉が継続されているところであります。MA米の取り扱いも含めて、その交渉の行方は、農業・農業者等に大きな影響を与えることが懸念されることから、その行方を注視しながら、関係団体と連携し、適切な対応をするよう国に要望しているところであります。

それから、米生産農家の支援策ということだと思っておりますけれども、米生産農家につきましては、国の水田経営所得安定対策や米政策改革推進対策の中で、その加入者に対しまして、米の収入が減少した場合、一定の補てんが行われているところであります。県といたしましては、引き続き、これらの対策の活用促進を図りますとともに、関係団体とも連携しまして、稲作の生産コスト低減に向けた技術支援や機械・施設導入への助成制度の活用等によりまして、米生産農家の経営安定に努めてまいりたいと存じます。

○前屋敷恵美議員 米生産農家は、本当に今、厳しい米の価格低下の中で大変な状況にあります。今、1俵当たりの生産費は約1万7,000円に対して、収入はそれに及ばないという状況の中で、時給に換算すると256円ということで、県の

最低賃金にもはるか及ばないという中で、農家の皆さん方が営農に励んでいらっしゃる状況です。やはり、しっかり農家の暮らしそのものを支えるという立場からも、この価格補償の制度も含めて充実を図っていく必要があるというふうに思います。また、私は、しっかりと農家の後継ぎをつくっていくという後継者対策も、力を入れなければならない課題だというふうに思います。来年度の予算編成の時期でもありますので、この後継者対策などで、今、直接補助、直接支援を充実させる予算をぜひ確保して、農家が農業をしっかりと引き継いでいけるような、そういう手厚い制度にしていく必要があるというふうに思います。県の今後の見通しなど聞かせていただきたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 担い手の減少、それから高齢化が進行します中で、将来の本県農業を支える新規就農者の育成確保は大変重要な課題であると認識しております。新規就農者への支援につきましては、具体的には、県内外での就農相談会や農地・施設情報の提供、さらには、みやざき農業実践塾における研修、それから農業改良普及センター等によります就農後の重点指導など、就農啓発から定着までの支援を行っているところであります。その中で、新規就農者の負担軽減の視点から、社団法人宮崎県農業振興公社の基金を活用いたしました研修経費の助成や奨学金の貸与、さらには施設・機械等の整備に係る無利子資金の貸し付けなどの支援を行っております。今後とも、市町村、JAなど、関係機関・団体と連携を図りながら、新規就農者の育成確保に向けた総合的な支援に努めてまいりたいと存じます。

○前屋敷恵美議員 よその県では、新規就農者に対して月々10万円から15万円支給し、そして

農業に従事し3年また5年続ければ、あとは返還は無用というような、本当に農業をしっかりとやっていこうという方に対しては手厚い制度などが充実しておりますので、この宮崎においても、食料基地を自負する宮崎ですから、ぜひそういった手当て、対策を強化していただきたいというふうに要望いたします。

それでは次に、雇用対策に移らせていただきます。景気の悪化は、完全失業率や有効求人倍率を深刻に悪化させております。宮崎労働局は、「10月の県内有効求人倍率は前月比0.02ポイント減の0.52倍の低水準に陥った」と発表し、「世界的な金融情勢の悪化に伴い景況感が冷え込んでおり、製造業やサービス業を中心に、さらなる雇用情勢の悪化が懸念される」と分析をしております。今、一度失業すると簡単に仕事は見つからない、こういう深刻な状況に立ち至っております。厚生労働省が行った調査で、非正規労働者の雇いどめの現状が明らかになりました。全国では3万67人に及び、宮崎県は578名という状況が示されております。その大半を国富町の日立プラズマディスプレイの派遣労働者の解雇で占めるという問題が明らかになりました。この問題についての対応、県の対策について伺いたいというふうに思います。

県の誘致企業として国富町で操業してきた、当初の富士通から日立製作所の完全子会社となった日立プラズマディスプレイが、生産コスト削減につながるとして生産ラインを変更し、大規模な従業員の県外への配転や解雇を行おうとしており、聞くところによりますと、正規労働者の約半分に当たる500名の県外への配置転換、約400名の派遣労働者を派遣元に戻す、事実上の解雇を行うと言われております。こうした実態を県はどのように把握しておられるのか、

また労働者の働く場と暮らしをどう守っていくのか、また日立プラズマに誘致企業としての責任をどのように果たさせるのかなどについて、まず県当局の対応を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 日立プラズマディスプレイ株式会社国富工場におきましては、現在行っておりますプラズマディスプレイパネルの製造を来年3月までで終了して、モジュール製造のみに特化するということでございます。それに合わせまして、社員の雇用の確保につきましては、全力で雇用維持を図るということで、現在、同社において鋭意検討を進めておるといふふうにお聞きしております。また、派遣社員につきましては、プラズマディスプレイパネルの生産の終了に伴いまして、来年3月末までに派遣元に返すというふう聞いております。

○前屋敷恵美議員 そういふ状況をつかむ中で、日立プラズマにはそういう方々の対応についてどのように求めておられるんでしょうか、県としての方向を。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 会社におきまして、まず社員の方の雇用の確保について一生懸命努力するというところでございますので、今、会社のほうの検討をお待ちしているということでございます。

○前屋敷恵美議員 日立プラズマは、県の誘致企業として、長年、地元の雇用、また県外からも宮崎に永住しようと移ってきた労働者の方々を中心に操業を続けてきた会社です。会社の経営方針とはいえ、一度に今回のような大量の人員整理という一方的なやり方は、私は許されないというふうに思います。今回、仮に県外への配置転換や雇いどめが強行されると、従業員家

族の生活破壊は火を見るよりも明らかであります。県外からやってきて家を建て、支払いはこれからという方、夫婦の両親を呼び寄せてともに生活を始められたという方、子供を抱えて共働きの世帯などいろいろです。今後どうなるだろうかと、不安が渦巻いていると聞いています。それぞれの労働者にはそれぞれの暮らし方があるわけです。せめて会社は、従業員各人の希望を聞き、丁寧に対応することをしなくてはならないと思いますけれども、今どういうふうな状況にあるのか、ぜひ伺いをしたいと思います。また、その辺がわからなければ、ぜひ積極的に日立のほうに問い合わせをしながら状況も把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 先ほどから申し上げますように、会社につきましては、社員の雇用の確保に全力で努力するというところでございます。その対応につきましては、今お話にございましたけれども、社員の方々のいろんな事情、その辺も踏まえながら、認識された上で取り組んで、一生懸命努力されているというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 私は、今の時点で会社の努力だけを期待するということは、非常に自治体としても無責任なやり方じゃないかというふうに思うわけです。今、派遣労働者のことが全国的にも問題になっておりまして、いつでも首が切れるような、会社の経営上の調整弁ともなっているのが派遣労働者の実態であります。今回の日立プラズマディスプレイでは、400名の方々が対象になって派遣元に戻されるということを知っておりますけれども、派遣元に戻されたら、それから先の雇用についてはどういうふうな責任を負うのか。今、この問題も厚労省が適

切な指導を求めるという状況にも至っております。この派遣労働者については、それぞれが契約満期を迎える方々なのか、また途中解雇という状況になるのか、私はその実態もぜひ把握する必要がありますというふうに思います。

特にこの派遣労働者の方々について言えば、会社の寮などに身を置いている方であれば、解雇と同時に住む家さえ失うということになります。ましてや、次の仕事の保証があるのかどうか、今お話ししましたけど、そのところも非常に不透明であります。年の瀬を迎える、そういう状況の中で、会社のほうは、また来年3月までというようなことも言っているようですが、3月、年度末となると、子供さんを抱えた世帯などは大変厳しい状況に至るといふふうに懸念されるところです。こうしたさまざまな不安な事態に追い込まれようとしているのが、今、日立プラズマディスプレイに身を置く従業員の皆さんではないでしょうか。

この日立プラズマディスプレイは、県の誘致企業として、県からの支援、また地元国富町からの手厚いいろいろな支援を受けながら、これまで操業を続けてきた企業です。労働者、地元と企業は、一体不可分の関係で進めていく必要があるというふうに思います。一方的な解雇に甘んじるということがないように、県はぜひその責任をとることが必要じゃないかというふうに思いますが、今後の見通しなどを聞かせていただきたいと思います。対応の見通しも含めてです。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 日立プラズマディスプレイに関しましては、ことしの10月、知事が直接、本社であります日立製作所にも参りまして、雇用の確保とか事業の継続とか、いろいろ協力をお願いしまして、会社のほ

うも全力を挙げて取り組むということであり
ますので、その会社のほうの努力を十分見守っ
ていきたいというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、これほど大量の県外
への配転や解雇、このことは労働者自身の暮ら
しを脅かすと同時に、地域経済にも深刻な影響
を及ぼすことになるというふうに思います。私
は、こうした状況を放置しておくことはできま
せんし、県は何らかの対策を講じなければなら
ない、そういうふうに思います。今、御答弁が
ありましたように、また、きのうの質問の中
でのお答えのように、知事が親会社の日立製作所
に出向いて、国富工場における事業展開と雇用
の確保を要請したということですが、
私は非常に評価に値する行動だったというふう
に思います。

その先が問題なのでありまして、日立製作所
は、この不況の中でも年間売り上げ5兆円を超
すというような大企業です。営業利益は1,970億
円に及ぶという状況の会社です。仮に日立プラ
ズマの経営が厳しいというのなら、親会社の日
立製作所がしっかり手を入れて、従業員の雇用
を守るべきだというふうに思います。そうでな
くて、さらに営業利益を上げるための手段だと
したら、これほど労働者を犠牲にした横暴・勝
手は、許されないというふうに私は思うんで
す。先ほど紹介もいたしました、これまで県
の誘致企業として、地元や県の手厚い優遇策を
受けながら営業を続けてきた会社ですから、社
会的責任をしっかりと果たしていく、私はこの
ことが重要だというふうに思います。

聞くところによりますと、今、個別に、配置
転換で県外の工場に行くか、そうでなければ退
職かというような、二者択一を迫るようなやり
方も行われているやに聞いております。私は、

非常に冷たいやり方だというふうに思います。
今、新たな生産ラインをこの国富工場に持って
くるというお話もありましたが、その方向性
があるのであれば、その見通しを具体的に従業
員の方々にも示して、先の見通し、自分たちの身
の振り方の判断ができるような条件も提示しな
がら、県外の工場に行くのかどうかというところ
も含め、そして、それぞれの暮らし方の実態
に合わせて、それができない家庭もあるでし
ょうし——それならば退職だ、首切りだとい
うような迫り方はないというふうに私は思う
んです。今後、この国富工場での新たな生産
ラインの見込みも示しておられるわけです
から、県はその辺のところをもっと具体的
に事情聴取もしながら、労働者の皆さんの
これからの暮らしを守っていくという方向
のために努力をすることが必要だとい
うふうに思いますが、知事、いかが
でしょうか。

○知事（東国原英夫君） 先日、私が上京し
まして、日立プラズマディスプレイ、同社
及び親会社である日立製作所の社長等にお
会いしまして、国富工場における事業展開
と雇用の確保を確実に実行していただくよ
うに、直接強くお願いしたところであり
ます。現在、日立グループにおいては、全
力を挙げて対応していただいているところ
であります。その非正規雇用の雇用問題
につきましては、労働者派遣法等々も含
めまして、雇用対策は政府与党・野党か
らいろいろな対策が出ておりますので、
国の動向も見詰めながら、順次スピー
ド感を持って対応していかなければい
けないと思っております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、そこで働く
方々が、家族も含めて、この年の瀬、そ
して年を越してからも路頭に迷うよう
なことがないように、そこは大企業
としての、また誘致企業としての責

任を持って対処していくことが——そして、やはりそれはスピード感を持ってやらないと、従業員の方々も今後の生活設計ができないということに至っているというふうに思いますので、その辺は、ぜひ県も密な連絡もとりながら、具体的なところをぐっと引き出していただいて、従業員の皆さんの安全・安心を図っていくという方向で進めていただきたいと思います。部長、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 私どもの聞いている限りでは、日立グループ、一生懸命やっただいておりますので、私どもも協力できることは一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 ぜひそういった方向で、県民の暮らしそのものをしっかりと支えるという立場に立った行政を行っていただきたいと思います。私はきょう、さまざまな分野で働く県民の皆さん方の立場に立って、県がいかにそういった、今、不況の中で暮らしておられる県民の皆さん方の暮らしや経営、農業をどう支えていくかという点で、県民の皆さんの立場に立った、心に寄り添う行政を進めていくということが必要だという立場から、それぞれ質問をさせていただきました。消費税の問題にも言及いただきましたが、消費税はまさに国民の暮らしそのものを脅かす制度でもございますので、そのところも含めて、これから県民のための行政をより一層進めていただくことを申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 愛みやぎきの西村賢でございます。既に質問済みの項目もありますので、一部割愛いたしますが、通告に

従いまして質問をさせていただきます。

東国原知事の知名度は、本県にとって、もはや財産であり、知事のトップセールスのおかげで、本県の観光地や県産品などがマスコミ等で紹介されることがふえたことは、県民も周知のことです。これまでも宮崎県のPRにはさまざまな手法を用いてまいりましたが、トップが変わることでこれほどまでに劇的に変わりますと、逆にこれまでの県の情報発信、PRのあり方も考えさせられます。宮崎県の情報発信について質問いたします。

まずは、県が眠っている地方の宝を求め募集しました「ふるさと遺産」について質問いたします。東国原知事が就任して以降、この県庁をPRすることで、72万人をも超える観光客が県庁に押し寄せ、一大観光地となりました。当然その中には、初めて県庁に来る県民、そして数十年ぶりに来たという方も多く、県庁を身近に感じる機会がふえたのではないかと思います。一昨年の官製談合事件で印象が悪くなったこの県庁のイメージを刷新するには、非常に大きな効果を与えたと思っております。このように、今まで地元の人が存在を知っていながらも観光などに結びつけることのできなかったものを、県がバックアップし、一つの名所としてPRしていこうというものですが、県内地域の歴史や自然、風土などを考えると、非常にすばらしいアイデアだと思います。報道によりますと、210件くらいの応募があったようですが、その応募で紹介のあったものを今後どのように利用していくのか、物や場所によっては管理者の制限なども考えられますが、どう活用していくのかお尋ねいたします。

続きまして、県が委嘱されている「みやぎ大使」について質問いたします。県内観光地や

物産のPRを行うのは、何も知事だけの仕事ではございません。知事も公務多忙の中、全国各地でPRしていくには時間的な限界もあるでしょうし、また、知事の知名度が既に全国区となった今、これ以上の効果が図れるのかもわかりません。逆に言えば今これからは、まさに県民総力戦が必要なときであると思います。そこで、先月、隣の熊本県が熊本県出身タレント、スザンヌ（本名、山本紗衣）さんを熊本県宣伝部長に起用しまして、その意外性は広く報道されておりました。どうやら宣伝部長というのは、熊本県が農畜産物の販路拡大や観光立県を推進するため新設したポストであり、スザンヌさんは新聞や雑誌等の広告に登場し、企業誘致、またホームページで熊本県の観光地などをPR、県の主催イベントにも出演するということですが、これを聞いておりますと、ふだん知事が行っていることと全く同じことのように感じました。そのような東国原知事の日々の努力にも敬意を表しながらお尋ねいたしますが、本県も、ゆかりのある著名人などに「みやざき大使」を委嘱されているとは思いますが、知事は就任当初、前知事時代の「ほっとみやざき観光大使」のあり方について見直すとおっしゃっておりました。そこはどう変えたのでしょうか。

以降は、自席より一問一答方式にて質問させていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

「宮崎遺産」の活用についてであります。「宮崎遺産」につきましても、現在多くの観光客が訪れている県庁舎のように、本来高い集客力を有する埋もれた地域資源を発掘し、新たな観光資源として活用したいと考えております。今回、予想を上回るたくさんの応募がありまし

て、反響も大きかったことから、現地調査や外部有識者等の意見も踏まえながら十分な審査を行い、年度内には認定したいと考えております。認定後は、その遺産を生かした観光振興が図られるよう、市町村や地域の方々などと連携して、観光客の受け入れ体制等を整備するとともに、パンフレットやホームページなどによるPR、旅行代理店や報道機関等への情報提供などにより、その魅力を積極的にアピールし、県内外からの誘客を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「みやざき大使」についてであります。全国に宮崎の魅力をアピールするためには、県外に在住する宮崎ゆかりの方々、日常のさまざまな機会において、宮崎の魅力を御紹介いただくことが効果的であり、かつ重要であります。そこで、昨年度に、これまでの「ほっとみやざき観光大使」を見直し、観光だけにとどまらず、農産物や特産品、文化など、本県のさまざまな魅力をPRしていただくため、「みやざき大使」を創設し、情報発信力の強化を図ったところであります。以上です。

〔降壇〕

○西村 賢議員 今の「宮崎遺産」についてですが、募集は非常に好調だということで、これは毎年続けてもいいのではないかなと思っております。例えばカテゴリー別に分けて募集してみるのもいいかもしれませんし、応募していただく方が常に楽しく応募できるようにしていただくこともあわせてお願いいたします。

さて、「みやざき大使」につきましても再質問を申し上げますが、「みやざき大使」を活用したPRを県は事業化しておられますが、実際どなたが「みやざき大使」なのか、私は存じ上げません。また、県のホームページなどを見て

も、特にそのようなものは載っておりません。県民や県外の方々は、大使になっている方を知ることができないのでしょうか。知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 「みやざき大使」には、本県出身のスポーツ・芸能関係者を初め本県勤務経験者など、各界で活躍されている138名の方々をお願いしているところでございます。現在、芸能関係者など著名な方々については、お名前等を公表しております、今後、県のホームページ等に掲載しPRしてまいります。それ以外の大使の方々につきましても、御了解いただいた方々については、ただいま公表の方法を検討しているところでございます。

○西村 賢議員 名前がわかっているならば、県民も「この人知っている」ということもありますし、例えば個人的なつながりがある場合は、地域の特産品でありますとか旬のものなどを送ったり、企業であれば新製品などを送ったりして、非常に県から離れたところで勝手に宮崎のPRができると思います。住所等まで載せる必要はないとは思いますが、今後、ぜひそのような有効活用は考えていただきたいと思えます。

さらに質問を続けます。また、多忙な知事にかわって働いてもらえる、例えば熊本県の宣伝部長のようなものかわりに、「みやざき大使」をそのように有効的に使ってはいかがかと思えます。知事とは異なりまして、公職選挙法に触れることも少ないとは思いますが、この活用についてどう思われますか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 「みやざき大使」の方々には、日ごろから、本県の観光地をデザインした名刺の活用や全国各地で開催される宮崎

フェアへの応援、宮崎への旅行の企画等、さまざまな御協力をいただいております。また、スポーツ・芸能関係の方々には、テレビ番組や情報誌のインタビュー等で宮崎を紹介しPRいただいております。このように、それぞれのお立場で、さまざまな情報発信に御協力いただいておりますので、県といたしましては、宮崎の旬の魅力や情報を的確にお伝えしていくことで、「みやざき大使」の方々がより効果的な情報発信ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 活用法はいろいろあるとは思いますが、ぜひ有効的に活用していただいて、知事が少しでも身軽になっていただくようお願いいたします。

続きまして、さらに再質問させていただきます。県の「みやざきPRネットワーク強化事業」では、「みやざき大使」を昨年115人に委嘱し、「みやざき応援隊」274名の認定を行い、また、みやざきブランドの確立のために、「情熱みやざき！サポーター制度」でサポーター115名を育成しております。役割、選考基準などは若干違うかもしれませんが、重複しておられる方がいたとしても、500名以上の方々を認定することは必要なのでしょうか。また、先ほどの知事答弁では、「ほっとみやざき観光大使」の「観光」を抜いたことによって、観光以外にも県産品のPRをやっていただきたいということで、「みやざき大使」に統一した、変えたというような話があったんですが、それであれば一つにまとめてもいいのではないかなと思えます。知事はどうお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 宮崎を応援いただくこれらの方々には、本県の観光地などをデザインした名刺や県の情報誌等をお送りし、それら

を日常の活動の中で御活用いただくなど、本県のPRを無報酬、ボランティアで行っていただいております。「みやざき大使」というのは、基本的にはこちらから願う、「みやざき応援隊」というのは自発的にしていただく、「情熱みやざき！サポーター」の方々には県産品などをお送りするというような区分をしておるところでございます。これらの方々が全国各地、各界に多数いらっしゃることは、本県にとっては本当に心強くありがたいことでありまして、本県をアピールする上で大変効果的であると思っております。

○西村 賢議員 続いて、商工観光労働部長にお伺いいたしますが、19年度決算の主要施策の成果に関する報告書では、この「みやざき大使」と「みやざき応援隊」より、全国各地から、また多方面から情報が発信されるなど、情報発信力が強化されたとありましたが、どのような見地から強化されたと感じたのでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 先ほど知事が申し上げましたとおり、新たな「みやざき大使」につきましては、スポーツ・芸能関係者あるいは報道関係者など、さまざまな分野で活躍されている方々に御就任いただいております。それら各界の情報発信力のある方々によりまして、観光だけにとどまらず、農畜水産物や物産、文化など、本県のさまざまな魅力を御紹介いただくことで、情報発信力の強化が図られたというふうに思っております。

○西村 賢議員 情報発信とかPRといったものは、効果をはかるのが非常に難しいものでありますし、また、時代の波に乗るといふ部分も非常に重要なことだと思います。ぜひとも、今後も絶えず検証を続けながら、時代に合った手

法を検討していただきたいと思います。我々県議会議員も、知事とまではいきませんけれども、県外に行く際にはいろんな手土産を持って訪問したり、県産品がなるべく広がるようには努力しております。特に日向の先輩議員であります黒木覚市先輩は、いつもへベスを持って非常に努力されて、我々も見習わないといけないと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしく願い申し上げます。

続きまして、子育て支援について質問させていただきます。

私ごとですが、私も子供を授かりました。うちの家内も現在妊娠中でありまして、産休をとらせていただいておりますが、今、幸せと、また背中合わせに不安もいっぱいあります。まさに子育て世代の一人として質問をさせていただきます。9月議会でも、少子化・子育て対策について質問させていただきましたが、本県の重要施策の一つである子育て対策にしては、残念ながら特別に力を入れているようには思えませんでした。当然、財源が少ないこともあるでしょうが、それを理由にすることなく、部局横断的に県全体で取り組むべきことはやっていただき、出産適齢期の女性が一人でも多くの子供を安心して産み育てられるように、また県内どこで産んでもひとしく育てていけるようにしていただきたいと思います。

本日はまず、ワーク・ライフ・バランスの県の取り組みについて質問させていただきます。国も少子化対策におきまして、この仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）というものを、働き方改革というものを掲げ、国の重要課題としております。現在、社会整備が進み、女性が働きやすく、また女性の社会進出が進んだ国ほど出生率が高い傾向にあることは、現代

の常識でもありますが、このような動きもあり、最近では、このワーク・ライフ・バランスという言葉をよく耳にするようになりました。新聞記事や関連する書籍が多く出ているのにも気づかされます。

数冊読んでみましたが、確かに個々の生き方、また価値観を変えていくということは非常に重要なことなのですが、現実問題として、社会全体が変わらなければ、なかなか女性の社会進出も進みませんし、男性の子育て意識も変えていくことはできません。これを当たり前にしていかなくてはならないのですが、国でも、次世代育成支援対策推進法、いわゆる次世代法が2005年に施行され、従業員の仕事と子育ての両立を進めるため、301名以上の従業員を雇用するすべての事業所を対象に義務づけた法律ですが、今後はさらに300人以下の事業所にも義務化が広がることとなっております。また、厚労省もそういう企業に対しまして、ファミリーフレンドリー企業として表彰なども行っております。しかし、現在、社会的にどこの企業も経営は非常に苦しい状況にあります。それでも、このような取り組みをしていただく企業を、価値が上がるように応援していかなくてはならないと思いますし、それが行政としての仕事だと思っております。商工観光労働部長にお伺いいたしますが、本県のワーク・ライフ・バランスへの取り組み、啓発活動はどのようになっていますか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みでありますけれども、これにつきましては、例えば各種の講演会でありますとか県立図書館におけるパネル展の開催、パンフレットの配布等によりまして、広く県民の方々へ普及啓発を図っていると

ころであります。また、関係部局と連携しまして、仕事と家庭の両立応援宣言や子育て応援サービスなどの募集や登録、子育て支援に意欲的に取り組んでいる企業、団体等の顕彰などによりまして、子育てのしやすい地域づくりや仕事と家庭の両立しやすい環境づくりの推進を図っているところであります。今後とも、宮崎労働局や関係機関等と連携を十分に図りながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

○西村 賢議員 いろんな啓発活動をしていただいているとは思いますが、先ほど申し上げた次世代法の施行自体は確かに国の事業であるんですが、宮崎県内で該当する75社中、優良な企業としての認定がなされたのは、わずか3社であったと聞いております。まだまだ企業で子育てを応援しようという啓発が足りていないところはありますし、今後、300名以下の企業に広がった際にも、ぜひ巻き返しとか広がっていくように、啓発をよろしく願いたいと思います。

続きまして、父子手帳の導入について提案させていただきます。お手元に資料を配付しておりますので、ごらんください。2枚目になっていると思います。先月、愛知県の子育て支援の取り組みを学ぶため、愛知県庁に政務調査に行っていました。そのときにいただいた父子手帳の一部をコピーしております。愛知県はお父さんの子育て支援のために、父子手帳なるものを、妊娠届が出された全世帯に母子健康手帳とともに配付しております。この取り組みは、東京都、栃木県、大分県でも同様に行われているようで、市町村単位で作成しているところもあるようです。この父子手帳は、お父さんの目線で子育て参加や、出産前後のお母さ

んへの気遣いなど、詳細にアドバイスをしております。実はこのような取り組みが、社会全体で子育てを支えていくためには非常に重要ではないかなと思っております。愛知県では、県と市町村が協力し、専門家の方々も加わって作成したようですが、読んでみると本当に素晴らしい内容です。ここに私が取り寄せたのは愛知県と栃木県のものがあるんですが、母子手帳と異なりまして、様式が法令にて制約されていないために、さまざまなアイデアを盛り込むことができます。中には、「お父さんの子育て奮闘記」とか、身近な方の体験記も載っております。導入している県では、女性からも「よくつくってくれた」という意見や、父子手帳交付前に出産をした夫婦からも「ぜひ欲しい」という要望があるとのことでした。他県のこのような先進的な取り組みは、本県も導入してみてもいいのではないかと思います。福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 父親が育児に参加するということは、母親の子育てに対する不安感や負担感を軽減していく上で非常に重要であり、子供の成長にとっても大切なことであると考えております。このため県では、「みんな子育て応援運動」の推進や、経営者団体、行政の代表者による「子育て応援共同宣言」の締結を行うなど、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを進めているところであります。また、市町村においても、両親学級の開催や啓発パンフレットの配布など、さまざまな取り組みがなされており、御質問にありました父子手帳につきましても、既に県内の一部の市町村で取り組まれております。県としましては、今後とも市町村と連携しながら、このような普及啓発活動を推進し、父親の子育て参加を一層促進

してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 男性の子育て参加も聞きたかったんですけど、まず、この導入はいかがかという答弁をいただきました。先ほど、市町村に広げていくという答弁をいただきましたが、市町村とは幾つぐらいで、配付した冊子数などは把握しておられるでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 父子手帳につきましては、これは少ないですが、県内の4市町村で毎年、約600部程度配付されていると聞いております。このほか、その他の市町村においても、手帳形式でないものの、父親の育児参加を啓発するためのパンフレットやチラシを作成・配布するなどの独自の取り組みがされているところであります。

○西村 賢議員 市町村の独自性というものは非常に尊重しなければならないと思うんですが、今、市町村で配付されているものは、いわゆる市販品を買ってきて配付している状況だと聞いております。もちろん、それも育児本の一つであり、重要だとは思いますが、残念ながら、1万数千人の新しい赤ちゃんが生まれる中で、600部というのは非常に少ないのではないかなと思っております。しかし、そもそも市町村というものは、県民により近い立場にあります。その立場に近い市町村が、興味があるというか、必要性を感じるからこそ導入していると思います。小規模の自治体では、なかなか自分たちでつくるというのは難しいと思いますし、だからこそためらっている部分があるのではないかなと思っておりますが、逆にそこをカバーすることが、県としての子育て支援になるのではないかなと思っております。宮崎県らしい子育て支援というものは何でしょうか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県らしい子育て支援といいますと、なかなか難しいのですが、いわゆる全国共通の経済的な支援、あるいは保育の提供、そういったことがまず中心になろうかと思えます。それプラス、その地域における、地域の社会資源を使って子育てをする。子どもがやっております子育て応援運動とかそういった形で、その地域の独自性を出した支援をやっていくことだろうと思っておりま

す。
○西村 賢議員 なかなか難しい質問をぶつけてしまいまして……。本当にありがとうございます。

栃木県がこの父子手帳を導入した背景には、平成15年に「父親の育児参加に関する実態調査」を実施したところ、育児がしたくても実際は仕事を優先させている父親が多いことや、父親は参加しているつもりでも母親から不十分だと思われるケースなど、父親の育児参加には男女間で認識のずれがあったということがわかったと。そこで、父親にも自覚を持ってもらい、育児に主体的にかかわるきっかけにもらうために、平成16年に作成したと聞きました。まずは、このような調査、父親の育児参加に関する実態調査というようなものは本県でも行っているのでしょうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 父親の育児参加に関する実態調査、アンケート調査というのは実施しておりませんが、県で毎年度実施しております県民意識調査というのがございます。これによりますと、「男は仕事、女は家庭」という考え方に関する設問に対して、今申し上げた「男は仕事、女は家庭」に「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」と答えた男性の割合

が約4割となっております。これは大ざっぱなアンケートでありますけれども、この結果を見ますと、父親の育児参加の促進というのはまだまだ大きな課題であるというふうに認識しております。

○西村 賢議員 今、意識調査の話を書いたんですが、賛成男性は4割ということです。これに反対女性がどのぐらいいたのかなというのは非常に気になるところであります。9月議会でも質問させていただきましたが、本県は非常に離婚率も高い傾向にありますし、ひとり親調査等は非常に細かくやっているのを見ました。今後は、このような調査も加えていただきまして、やはり調査があると進展状況も把握できると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また続けて質問させていただきますが、九州は、今の部長答弁のように、男尊女卑的なイメージが強い地域でもあります。全国的にこのイメージを変えていくには、このような父子手帳の導入の取り組みは重要だと思いますし、また、県民に対して県の意気込みが感じられると思うのです。これは部長ではなく知事に質問したいと思いますが、所見を伺います。

○知事（東国原英夫君） 父子手帳は、育児やしつけの方法など、父親が子育てを行う際の参考に配付されているようでありまして、県内においても、先ほど部長答弁にありましたように、既に一部の市町村で配付に取り組んでおられまして、父親の子育て参加を促進する一つの効果的な手法・手段だと考えております。県といたしましては、父子手帳を初め、さまざまな意識啓発の取り組みを市町村に紹介し、広げていくと同時に、県として何ができるのか、できないのか、今後検討してまいりたいと思いま

す。

○西村 賢議員 今の最後の「検討」というところが気になるんですけど、非常に前向きに検討していただいて、導入するのであれば、やはり真剣に他県よりいいものをつくっていただくと。そういうことで、さらに男性の育児参加が進むということを期待したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。産前・産後の女性の不安解消について質問いたします。産前・産後の女性は、体調の変化から精神的に不安になることが多く、最近では、「マタニティーブルー」や「産後うつ」といった言葉もあります。年配の方々から話を伺うと、昔ならば村にお産婆さんがおり、ふだんのつき合いから、気軽にお産や育児の相談ができたと聞きました。今、社会状況の変化から、なかなか他人には心を開けず、子育ての悩みなどから本当うつ病になっているケースも多いようで、精神的なケアは必要だと考えます。産前・産後にかけての子育てに関する不安解消のために、県はどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 子育てに関する不安の解消についてであります。まず妊娠中につきましては、市町村において、妊娠届け出時や母親学級を活用した妊婦との面接、助産師等による訪問等が実施されております。また、出産後につきましては、同じく市町村において、乳幼児健診時の相談や保健師等による新生児訪問指導、さらには地域子育て支援センターでの育児相談などが行われております。県では、これらの取り組みに対して支援を行うとともに、市町村保健師等関係者に対する研修や、県下の保健所、児童相談所等での相談対応・情報提供などを行っているところであります。

○西村 賢議員 またさらに、そのケアも進めていただきまして、宮崎からこのような「うつ」を連想させるようなものがなくなるように期待したいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

続きまして、細島工業地域の交通インフラ整備についてお尋ねいたします。

配付資料がありますので、ごらんください。ちょうど黒く塗りつぶしているところが該当箇所になるんですが、私の地元の日向市であります。これは細島港臨海工業地帯の地図であります。天然の良港、細島港に面し、企業誘致にも随分と苦勞してまいりましたが、先人たちの御努力や当局の御尽力で、だんだんと工業団地も埋まってまいっております。御存じのとおり、4区地域には、旭化成ケミカルズがハイポア製造のために1期、2期の工事を行っており、順調にいけば平成22年に操業開始予定となっております。1区には、先ほどの質問でも出ましたが、中国木材の進出も検討されており、早期の工場建設を林業関係者も待ち望んでいるところであります。

ちょうど工業地帯の中心を走るのが県道日知屋財光寺線であります。工業地帯の区間のみ、いまだ2車線区間でありまして、いずれは完成する東九州自動車道へのインターへ通じるお倉ヶ浜有料道路方面——右下に延びる道路であります——また亀崎川にかかる新開橋から10号線方面へ抜ける道路も4車線化しておりますが、現在でもこの2車線区間は、朝夕の通勤にかかる時間帯は非常に渋滞が見られます。また今後、企業が進出し操業を始めれば、今以上の渋滞も予想されます。周辺の細島地域は、図の右下側になりますが、馬ヶ背、クルスの海など、日向市の主要な観光名所もあり、先月は旬

の食材が味わえる「海の駅ほそしま」というものがオープンして非常ににぎわっております。日向市も観光に力を入れているところでありますので、ぜひ皆様も一度はお立ち寄りいただければと思います。今後は、通勤、観光だけでなく、資材搬入などの車両がこの道路を利用せざるを得ないと思いますが、日向土木事務所にもいらっしゃった県土整備部長にお尋ねいたします。このような状況を踏まえ、県北の重要港湾である細島港を有効活用するために、早期の4車線化導入は可能でしょうか、お伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 県道日知屋財光寺線につきましては、重要港湾であります細島港における物流や企業立地に伴う交通量の増大に対応するために、港と東九州自動車道日向インターや延岡方面を結ぶ幹線道路として位置づけておりまして、4車線道路として都市計画決定をしております。これまでは、企業の立地状況等を踏まえながら整備を進めてきておりまして、新開橋の前後約2キロメートル間につきましては、交通の状況や、ゆとりある空間利用等にも配慮して、2車線で整備を行ったものがあります。しかしながら、都市化の進展等によりまして、議員御質問のとおり、朝夕の渋滞が見られているところでございます。新たな企業進出も見込まれていることや、東九州自動車道の開通等も控えておりますので、その渋滞や今後の交通動向等の状況を見ながら、交通の円滑化について検討してまいりたいと存じます。

○西村 賢議員 企業が操業を始めてからでは遅いと思いますし、早期に整備していただけることで、さらに工業地帯に来ていただく企業がふえることを願いたいと思っております。ぜひとも早期の導入を計画していただくように、お

願い申し上げます。

それでは、次に移ります。中山間・過疎対策についてお伺いいたします。

県が募集しました「いきいき集落」の名称は、限界集落という暗いイメージを変え、確かに明るい希望に満ちた感じはいたします。こういった元気づけは非常に重要なことだと、後から感じた次第でした。

さて、さらに県は「いきいき集落」を募集しておりますが、元気な集落の応募状況はいかがでしょうか。これは県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 今回の募集につきましては、今月末を応募の締め切りとしておりますけれども、本日現在、12件の応募があったところであります。なお、幾つかの市町村におきまして、複数の集落がこの応募に意欲を示していると同っておりますので、今後を期待しているところであります。以上であります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。まだちょっと寂しい数字ですが、今後の伸びを期待したいと思います。中山間地が元気を出すには、このような情報発信は必要だと思います。元気があるところには活気が出てきますので、もっと参加を促すようにしていただきたいと思いますが、当然ながら名称だけでは根本的な原因は解決いたしません。中山間地に行きますと、やはり医療、仕事、インフラ、また学校等の非常に重い切実な悩みを聞くことが多いんですが、これまで議会でも幾度となくさまざまな議員が質問してまいりました。その中で知事自身は、県民フォーラムというものを通じまして、直接、中山間・過疎地域に住んでいらっしゃる方々と話し合いを行っております。最も

早急に解決しなければならないもの、そして最も印象に残っている訴えは何だったのかお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 私は就任以来、県内をくまなく回りまして、多くの県民の皆様からさまざまな御意見をちょうだいしてきたところであります。このような中で、とりわけ中山間地域で暮らす住民の方々からは、農林業従事者の高齢化や担い手の減少により、耕作放棄地や植栽未済地が増加している現状、医師不足による僻地医療への深刻な影響、路線バスの廃止による生活交通の確保の問題、そういったものなど、日々の生活にかかわる深刻な悩み、厳しい実態について、生の声をお伺いしたところでございます。また、県内の至るところで発生している鳥獣被害、たび重なる台風災害による荒廃した森林の復旧、さらには災害時に集落が孤立しないための道路整備など、中山間地域が抱えるさまざまな課題に対し、その解決に向けた強い要望をお聞きしたところであります。私は、これらのさまざまな声は、いずれも切実かつ重要なものであり、早急に解決すべき課題であると考えておりますので、今後とも、県民の知恵と力を結集し、まさに県民総力戦で取り組んでいきたいと考えております。

○西村 賢議員 知事のそのような熱意は、中山間地域に住む方々に非常に希望を与えると申します。我々県議会議員も、選挙区に関係なく、今後も中山間地域の気持ちを持って議会に臨みたいと思っております。ともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、警察行政における広報活動について伺いますが、拾得物について伺います。

警察本部に拾得物のインターネット検索につ

いて伺いたいと思ひます。昨年12月に法改正が行われ、県下の拾得物の届け出がインターネットにて検索できるようになっております。私も実際見てみましたが、非常にわかりやすく使い勝手のいいものでした。警察本部長にお伺ひいたしますが、ことしは何件掲載し、そのアクセス件数はどの程度あったのか、また、ネット検索が導入された結果、どれほど持ち主のもとに返すことができたのか、導入後の影響を警察本部長に伺ひます。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

お尋ねのありました遺失物管理システムでございますけれども、このシステムは従前、各警察署単位で管理をしておりました拾得物を県内で一元的に管理するという、そして、この管理情報をホームページで公表することによりまして、遺失者の方が遺失物を探しやすくしていただくということを目的に、お尋ねにありましたとおり、去年の12月に導入されました。ことしの状況でございますが、11月末現在で、拾得届のあった5万6,204件のうち、拾得届があった後、ホームページ掲載前に遺失者の方があらわれたものが3,302件ございます。したがって、これを除く5万2,902件をホームページに拾得物情報として表示いたしてあります。このうち6,389件が、最終的に遺失者に返還されているという状況でございます。この間、このホームページに対するアクセスの件数は1万6,681件、ここ半年、月平均で見てもみますと、大体1,100件程度で推移いたしてあります。

したがって、評価の話になってきますが、この6,389件の返還というのが、新システムへのアクセスした結果で直ちにこうなったのかどうか、なかなか正確な統計もなくて検証できない

部分があり、また、返還の総件数も、このシステム導入後、大幅に増加したという状況は特段見当たりません。ただ、これは一応、ホームページへのアクセスで直ちに返還が可能になったものが30件あったというふうに把握いたしておりますし、現実、実務的に、アクセス後、つまり「ホームページを見たんだけど、私ではないだろうか」という問い合わせを受けて、詳細な状況を聴取した後に返還できたものがしばしばあると、このように承知しております。

また、こういうふうにシステム化した関係で、遺失者の方が交番・駐在所に赴いて遺失届を出される際に、まず勤務員がシステムで既に届け出のある拾得物の検索、マイ検索と言いますが、既に拾得物が来ていないか検索できますので、その場で解決ということもありますし、その時点で拾得情報がなくても、後にこのシステムを使っての照会でうまくいくということ、従前の手作業に比べると、かなりシステムによりうまくいくようになったのではないかなというふうに思っております。

また、これは全国それぞれの都道府県警察で同時に立ち上がっていますので、仮に観光等で他の県に出かけられて遺失された場合は、当該県警察のホームページにアクセスしていただければ、ほぼ同じ仕組みができ上がっておりますので、ここでも同様に情報を入手することができるということでございます。このようなことでございますので、今回新たに導入したシステムは、一応、県民の利便性に一定程度の効果があるのではないかなというふうに考えております。

○西村 賢議員 今の本部長の答弁で、非常に効果がある導入だったという結果をいただいたんですが、1,100件という月平均のアクセスが多

いかどうか、まだなかなか判断はしにくいと思います。やはり有効活用するためには、もう少し広報が必要だと思います。私は偶然見つけたんですが、知らない人はまだかなりいると思います。このようなPR不足を、警察本部としては今後どのように解消していかれますか、本部長にお伺いします。

○警察本部長（相浦勇二君） 今お話にあったように、アクセス件数の評価はなかなか難しく、一応ことしのアクセス総件数が、先ほど御披露しましたように1万6,681件、この半年の月平均で1,100件になります。例えば、ことし11月末現在で出ました遺失届が2万3,961件あるんです。したがって、その約2万4,000件の遺失届がある一方で、アクセス件数が1万6,681件あるということになれば、これは一概には言えませんが、少なくとも落とし物を何とか自分の手元に戻したいと思われている方々は、それなりに御活用されているのではないかと、一定程度の類推はできるのかなと考えております。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、システム自体は大変いいものでございまして、去年の導入時にはテレビでもかなり取り上げていただきましたし、いろいろパンフレットとかビラとか配って、インターネットで利用できますよということで声かけをしました。当初は、アクセス件数も一時期多かったようなこともありましたが、ちょうどこれで約1年ということでございますので、ここでもう一度、このシステムを再認識していただくために、また県警ホームページでの広報内容等もちょっと考えてみたいと思いますし、交番・駐在所でのミニ広報誌、こうしたものにも紹介していこうと思っています。また、できればチラシの配布等も新たに考えていきたいというふうに考えておりま

す。

○西村 賢議員 やはり県民に知っていただくためには、交番のような身近なところで配布されるのも非常に効果があると思います。また、地域それぞれの状況があると思いますので、自治体とか防犯協会等と協力しながら、進めていっていただきたいと思います。以上になります。

大麻問題はかぶっているということで割愛させていただきますが、最後に、失業者対策について、私からも要望を申し上げます。

昨日は高橋議員からもありました。そして、先ほどは前屋敷議員からもありましたが、派遣社員の失業対策です。昨日、日比谷で2,000人以上の人が集まって集会があったそうです。その失業された非正規雇用の方々のほとんどが派遣社員であり、また好況を逆に裏で支えた方々であって、使い終われば切り捨てられるというのは非常に忍びないことだと思います。またそのほとんどが20代、30代といったバブル後に社会に出てきたような若い人たちが多い状況であります。ぜひとも国に対しても、派遣社員というシステム自体をどう変えていくのか——また、国の補正予算だけではとても問題解決につながりません。ぜひ知事は全国知事会等で強く訴えていただきたいと思います。私は9月議会でも出稼ぎ労働者にも触れました。多くの派遣社員が宮崎を出て、大きな工業都市で働いております。その人たちの思いを持って届けていただくようお願い申し上げます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、8日午前10時開会、本日に引

き続いて一般質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後2時38分散会

12月8日（月）

平成 20 年 12 月 8 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
 6 番 西村賢 (同)
 7 番 川添博 (無所属の会)
 8 番 河野安幸 (自由民主党)
 9 番 山下博三 (同)
 10 番 黒木正一 (同)
 11 番 松村悟郎 (同)
 12 番 坂口博美 (同)
 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
 15 番 太田清海 (同)
 16 番 外山良治 (同)
 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
 18 番 松田勝則 (同)
 19 番 中野廣明 (自由民主党)
 20 番 横田照夫 (同)
 21 番 十屋幸平 (同)
 22 番 押川修一郎 (同)
 23 番 外山衛 (同)
 24 番 宮原義久 (同)
 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
 28 番 新見昌安 (同)
 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
 31 番 井本英雄 (同)
 32 番 丸山裕次郎 (同)
 33 番 野辺修光 (同)
 34 番 浜砂守 (同)
 35 番 萩原耕三 (同)
 36 番 黒木覚市 (同)
 37 番 中野一則 (同)
 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
 40 番 権藤梅義 (同)
 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
 46 番 水間篤典 (同)
 47 番 中村幸一 (同)
 48 番 蓬原正三 (同)

49 番 米良政美 (自由民主党)
 50 番 坂元裕一 (同)
 51 番 外山三博 (同)
 52 番 福田作弥 (同)
 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事 東国原英夫
 副知事 河野俊嗣
 県民政策部長 丸山文民
 総務部長 山下健次
 福祉保健部長 宮本尊一
 環境森林部長 高柳憲一
 商工観光労働部長 高山幹男
 農政水産部長 後藤仁俊
 県土整備部長 山田康夫
 会計管理者 長友秀隆
 企業局長 日高幸平
 病院局長 甲斐景早
 財政課長 西野博之
 教育委員長 大重都志
 教育長 渡辺義人
 警察本部長 相浦勇二
 代表監査委員 城倉恒雄
 人事委員会事務局長 大野俊郎

事務局職員出席者

事務局局長 石野田幸蔵
 事務局次長 弓削孝幸
 総務課長 田原新一
 議事課長 富永博章
 政策調査課長 桑山秀彦
 議事課長補佐 孫田英美
 議事担当主幹 日高賢治
 議事課主査 山中康二
 議事課主査 隈元淳二

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。西都市・西米良村選出の濱砂守でございます。年の瀬も大分押し迫ってまいりまして、残すところあと20数日になってまいりましたが、世間では冷たい風が吹き荒れております。100年に一度という大恐慌に突入したとも言われております。そういう中で、依然として景気は低迷しておりまして、けさの新聞を見ますと、宮日新聞のトップに、国富日立プラズマの社員最大400人の配置転換というのが載っております。また、その中の派遣社員全員250人が1月末で解雇されるというニュースも載っております。また、朝、インターネットを引いてみましたら、民主党がだんだんと追い上げてまいって、麻生内閣をとうとう追い越してしまいました。麻生支持率22%、小沢支持率35%ということでもありますから、議員の配分数からすると相当数違います。何か足元にどんどん近づいてきているような気もいたしますが、こういう世相でありますから、しっかりとした政権を持って頑張っていただきたいと思っております。そう念じつつ、一般質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

政府・与党が支給を予定しております、麻生太郎首相が追加経済対策で表明をいたしました総額2兆円規模の定額給付金について、知事は

どのように評価をされておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。この件につきましては、少なくとも国民から預かった税金でありますから、最小限の支出で最大限の効果が得られるように配慮をするべきであります。例えば、小学生に一律小遣いをやるというのなら、一律でいいんでしょうけれども、世の中にはたくさんの方々がいらっしゃるしまして、幼稚園生もおれば小学生も、あるいは中高年者もいらっしゃいますし、高齢者の方もいらっしゃいます。いろんな考え方があるかと思うんですけれども、私は、基本的にはみんなが平等に利益を受けられるそういった対策が必要、そして消費を拡大するそういった政策というのが必要かと思っております。例えば、消費税を一時期減税するとか、みんなが同じような効果をもって消費が拡大できるというのがいいんじゃないかなと、私は自分ではそういう気がするんですが、もし知事がそういった2兆円規模の政策を打つとされるなら、どのような政策を打とうと思っておられるのか、御感想を知事の立場の中で結構ですからお聞かせください。

次に、道州制ビジョン懇談会についてであります。

06年9月に発足した安倍内閣は、道州制担当大臣のもとに道州制ビジョン懇談会を設けました。具体的な検討を開始しております。ビジョン懇は、08年3月に中間報告を提出し、その中で、道州制の導入により、憲法を改正しない前提で、広範囲な条例制定権や行政裁量を備えた「地域主権型道州制国家」への変換を目指すこととしております。議会は一院制で、首長や議員は住民の直接選挙で選出するとし、道州制の完全移行を10年後の2018年度とするなどの方針を打ち出しております。最終報告は2010年に出

される予定であります。

また、総理大臣麻生太郎氏は、本年9月29日の所信表明演説で、地域の再生についてこのように述べておられます。「目を地域に転じます。ここで目指すべきは、地域の活力を呼び覚ますことです。それぞれの地域が誇りと活力を持つことが必要です。しかし、その処方せんは、地域によって一つずつ違うのが当たり前。中央で考えた一律の策は、むしろ有害ですらあります。だからこそ、知事や市町村長には、真の意味での地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため、権限と責任を持てるようにします。それが地方分権の意味するところですよ。進めるに際しては、霞が関の抵抗があるかもしれません。私が決断します。国の出先機関の多くには、二重行政の無駄があります。国民の目も届きません。これを地方自治体に移します。最終的には、地域主権型道州制を目指すと申し上げておきます」と表明をされております。地方分権の推進の必要性はだれでも口にしております。しかし、その歩みはおそく、進みません。分権を徹底して進めていけば、これまでの日本のすべての制度・政策が根底から見直されることにつながるからであります。道州制の実現に向けては、「政治によるリーダーシップが強力に発揮されなければならない」と指摘されております。現在のように、1年ごとに首相が交代し、就任したばかりの麻生総理までがどうなるのかわからないような政治情勢では、なかなかビジョンが描けないのではないかと危惧するものであります。知事はどのようにとらえられているのかお聞かせください。

地方分権を進める中で、最大の問題である税財政制度の設計については、06年度税制改正で所得税から個人住民税へ約3兆円の税源移譲が

行われたことで、いわゆる三位一体改革は終了いたしました。しかし、04年度から06年度までの3年間で、補助金は約4.7兆円の削減、地方交付税及び臨時財政対策債は約5.1兆円の削減が行われました。3兆円の税源移譲が行われたとしても、地方にとっては6.8兆円のマイナスという残念な結果となっております。国庫補助金の削減に見合う地方税、地方交付税が措置されるべきであったにもかかわらず、地方交付税が削減され、地域間の格差がますます拡大していることについて、知事の所見を伺います。

また、ビジョン懇では、国の役割については、外交や安全保障などに限定し、中央省庁の機能や国家公務員の大幅削減、道州や市町村に関与する国の出先機関の全廃を打ち出しております。このことから、全国知事会は08年2月、出先機関の整理について見直しの具体的方策を取りまとめ、地方分権改革推進委員会や経済財政諮問会議に提出いたしました。その内容は、都道府県単位の出先機関は原則廃止、ブロック単位の出先機関については、地方でできるものは廃止として、具体的に廃止または縮小できる機関名を列挙したものであります。見直しの対象になっている機関の職員数は9万6,000人、うち国に残すものが2万人、業務廃止や合理化で2万1,000人を削減し、約5万人を地方自治体で引き受ける方針が盛り込まれております。地方分権改革推進委員会においても、08年8月、「国の出先機関の見直しに関する中間報告」を発表しています。これは今月にも——恐らくきょうだと思うんですが——行われる首相への第2次勧告を目前にして、国土交通省地方整備局など8府省15機関の統廃合などを盛り込んだ、一層具体化した整理基準を打ち出したものであります。現在、各省庁の反発もあり、議論

が大詰めを迎えておりますが、国の出先機関の見直しについて、知事の感想をお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。後は、今回は質問者席で質問をさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

景気対策についてであります。私は、景気対策にはいろいろなやり方があると思いますが、国民が老後や病後を心配せずに安心して日々暮らせるよう、まずは社会保障制度の充実を図ることが真の景気対策であると考えております。このため、年金制度の確立や医療制度の充実などに予算を投ずるべきであると考えます。また、我が国経済に安定感をもたらす、安定した雇用の創出を図るためには、外需に依存した、あるいは海外の食料やエネルギーに依存した、現在の経済体制を是正する経済構造や産業構造の改革につながる投資をすることが必要であると考えております。さらに、景気浮揚を図る上では、まずは疲弊した地方をよみがえらせることが必要です。このため、地方交付税を増額し、各地方自治体に地方の実情に応じた景気浮揚に資する施策の立案、実行をさせるべきだと考えております。このような考え方以外にも、あるメディアでは、学校耐震化で約1兆円、介護報酬の一律2万円アップで約1,200億円、就学前児童の医療費助成で約1,900億円、国民健康保険料の1万円引き下げで約4,000億円、合計で約1.7兆円というような提案がなされておりましたが、景気対策の選択肢はさまざまあるかと考えております。世界的な景気後退が伝えられ、その長期化が懸念される中であっては、英知を絞ってスピード感のある対応をしていく必

要があると考えております。

続きまして、道州制のビジョンについてであります。政府では、道州制ビジョン懇談会が平成22年3月までに道州制ビジョンを策定することとなっており、月に1回のペースで積極的な議論が行われております。この懇談会は、平成19年1月に安倍元総理が設置されたわけですが、その後の福田前総理、麻生総理におかれても、「地方分権の総仕上げとして、最終的に地域主権型道州制を目指す」と所信を表明されるなど、政府は一貫して道州制に前向きな姿勢を示しているものと認識しております。今後、最終報告に向け、税財政制度等について、さらに具体的な検討が続けられることとなりますが、私といたしましては、これまで同様、我々地方自治体関係者の意見を踏まえた、真の地方分権改革の集大成となるような道州制の制度設計がなされるとともに、この懇談会の活動を通じて、道州制に対する国民の理解が深まり、国民的議論が喚起されることを強く期待しております。

続きまして、地方財政についてであります。平成16年度から平成18年度までの三位一体の改革により、国庫補助負担金改革と税源移譲との差による地方財源の削減のほか、地方交付税等が約5.1兆円と大きく削減されたため、地方の深刻な財源不足と地域間格差の拡大につながったものと認識しております。その後も、地方の一般財源総額は厳しく抑制され、地方財政はさらに厳しい状況を強いられておりますが、今後とも、確実に増加が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に直結した不可欠なサービスを着実に提供していくためには、安定的な財源の確保充実を図ることが必要であります。このため、税収など自主

財源が乏しい本県にとりましては、とりわけ財源調整機能と財源保障機能を一体として有する地方交付税総額の復元充実を図る必要があると考えておりますので、今後とも、全国知事会等を通じて、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、国の出先機関の見直しについてであります。地方分権改革推進委員会では、本日午後、国の出先機関の見直し等を内容とする第2次勧告の取りまとめが予定されておりますが、先般、麻生総理から国の出先機関の抜本的な統廃合方針が示され、委員会としてもその方向で勧告を行う予定と伺っております。国の出先機関の統廃合は、すなわち国の権限を引きはがすということでもありますので、予想どおり各省庁の反発は非常に強く、今後も抵抗が続くものと思っております。このような状況を打開するためには、政治の強いリーダーシップが不可欠であり、麻生総理の手腕に期待しておるところでございます。私といたしましても、今回の地方分権の議論が、単に国と地方との綱引きに終わることなく、権限や財源が十分に担保され、真に住民の利益につながるものとなるよう、あらゆる機会を通じて、さらなる地方分権の推進に向けて、積極的に意見を申し上げてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは、質問者席から質問させていただきます。

知事にお答えをいただきました。この出先機関なんですけど、中央省庁、各省庁が非常に強く反発しておるということをよく新聞などで見るんですけども、そういったものが道州制の導入に非常に妨げになっておるわけでありまして、長年続いてきた中央集権国家でありますか

ら、そういうものがなかなかぬぐい切れないところもあるんでしょうけれども、知事は各省庁の反発についてどのように考えておられるのか。

また、2018年には道州制を導入するということでもありますので、こういうものから見て、18年度に現実的に道州制へ完全移行することができるかということはどう考えていらっしゃるか、お答えいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 国の出先機関の統廃合は、国と地方の二重行政の解消とか、国民の目の届かない出先機関を住民の目に届くものにする、行政サービスをより住民に近いところで行うこと等を目的として実施されるものであります。したがって、私としては、国と地方の役割分担の見直しとか必要な財源の移譲等を前提とした上で、国の出先機関の統廃合については賛成の立場であります。御指摘のとおり、なかなか中央省庁の抵抗は根強いものがあると考えております。

2018年に道州制へ移行するという計画が順調にいくかという問いでございますが、今、国民は、希望とか夢とか安心、生きる気力などが希薄化し、慢性的な閉塞感に覆われておると考えております。これを打破・打開するためには、この国のあり方を根本的に見直す大きな変化が必要ではないかと考えております。中央集権から地方主権に変革することで、地方にも可能性が出てくる、夢や希望が出てくるのではないかと考えております。したがって、道州制はできるだけ早期に実現させなければならないと考えておまして、その意味で、2018年の道州制移行が順調にいくかどうかではなく、順調に移行させなければならないと考えております。このため、今後、道州制の制度設計をできるだ

け早く固めた上で、何よりも主権者である住民に道州制の意義とか必要性を理解していただけるよう、さまざまな機会をとらえて、PR活動、周知活動に力を注いでまいりたいと思っております。国民にやはり支持していただかないと、この政策というのは前に進まないと思いますので、道州制導入の機運をどうやって醸成していくかというのが、我々に課せられた、私に課せられた課題でもあると考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。知事がいつも言われております。明治維新のころは地方からつくり上げたんだと。今回の道州制国家の成立のためには、知事としては、やはり地方からつくり上げるということを考えていらっしゃるのか。それとも中央からつくり上げると。今の主導型は中央からの主導型でありますから、当然に地方の意見も吸収といいますか、意見も発していかなければならないわけですが、知事としてはどちらのほうが早道だ、どちらのほうがしっかりした道州制度ができると思っておられますか。

○知事(東国原英夫君) 地方からの声を大にしていかなければならないというのは大前提でございますが、何せ制度上、地方から国の制度を変えられるかという、非常に困難な局面が多いかと思えます。私はそれよりも国のトップが政治判断としてリーダーシップを発揮して英断していただくことが一番早道だと考えております。

○濱砂 守議員 時間がなくなりますので、次に移らせていただきます。第2期財政改革の進捗状況について伺います。全国の地方一般歳出の削減の状況であります、決算ベースで、全都道府県の削減状況を合計で比較してみました。平成11年度の歳出決算額の合計が43兆880億

円であるのに対して、平成18年度の歳出決算額合計は35兆6,614億円となっております、金額にして7兆4,266億円の減、率にして17.2%の減となっております。また、全国の市町村合計と比較しますと、平成11年度の歳出決算額の合計が41兆9,733億円であるのに対して、平成18年度歳出決算額の合計は36兆7,847億円であります。金額にして5兆1,886億円の減、率にして12.4%の減であります。本県の平成11年度と平成18年度の歳出を決算ベースで比較すると、本県並びに本縣市町村の平均削減状況はどのようになっているのか、総務部長に伺います。

○総務部長(山下健次君) まず、県の歳出額で申し上げますと、普通会計決算に係る歳出額は、平成11年度約6,906億1,000万円、これが18年度には約5,799億9,000万円ということで、1,106億2,000万円、19.1%の減となっております。市町村の普通会計決算に係る歳出額でございますけれども、県内市町村全体で、平成11年度約5,402億1,000万円、これが平成18年度には約4,828億5,000万円ということで、573億6,000万円、10.6%の減となっております。

○濱砂 守議員 本県では、19年から22年度までの4年間を第2期財政改革推進期間として定めまして、財政改革に取り組んでいただいておりますが、県税や地方交付税などの歳入の落ち込みに加えて、社会保障経費等が想像以上に伸びておるといったようなこともありまして、大幅な収支の改善に結びつかない、このままでは平成22年度には基金が不足して、予算編成が難しくなるという話であります。中期的な収支の見通しについても極めて厳しく、状況によっては、まさに聖域なく改革をせざるを得ないということですが、具体的にはど

のようなことなのか、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（山下健次君） 現在「宮崎県行財政改革大綱」の財政改革プログラムに基づきまして、徹底した財政改革に取り組んでいるところでございますが、地方交付税や県税等の減少、社会保障関係費や公債費の増などにより、今後とも厳しい財政状況は継続するものと見込んでおります。このため、収支不足を基金に頼るというこれまでの方法では、御指摘のように、22年度当初予算の編成が難しくなると見込まれますことから、人件費等の義務的経費、投資的経費、一般行政経費のいずれにつきましても、徹底した分析・再検討を行った上で、状況によっては、さらなる改革の取り組みについて、総合的に検討していく必要があると考えております。

○濱砂 守議員 そのさらなる改革という問題なんですが、これ以上の改革というと、どのようなことが考えられますか。

○総務部長（山下健次君） 現在、人件費の削減、投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し、それから執行段階での経費節約、こういった歳出の抑制のほかに、歳入の確保に鋭意取り組んでいるところでございますけれども、さらなる取り組みとしては、こういった取り組みを強化するということが基本的には対応せざるを得ませんので、例えば計画に示されております削減、抑制、あるいは増加すべき取り組みにつきましまして、現在以上に上乗せをしていくということのほかに、計画に示されていない新たな取り組みについてもやっていく必要があるというふうに考えております。

○濱砂 守議員 時間がないから先に進みます。今のまま改革を進めるということのようで

ありますから……。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されております。平成19年度決算から財政指標の公表、平成20年度決算から計画策定が義務づけられましたが、その中で本県の財政状況を比較してみますと、都道府県別・団体別健全化判断比率では、実質公債費比率が、47都道府県中、本県は健全なほうから14位の12.3%、基準の25%を大きく下回っております。なお、1位が東京都の8.7%で、最も公債費の多い北海道が21.7%の47位であります。また、将来負担比率から見ても、本県は212.3%で、全国47都道府県中、健全なほうから13位でありまして、基準の350%を大きく下回っております。健全化判断比率では健全であるということに、予算が組めないほど財政が逼迫しているということはどういうことなのでしょう、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 今回、議会に報告をさせていただきました財政健全化法の4つの指標、実質赤字比率等でございますが、いずれの数値も、御指摘のように現時点では、財政再生基準はもとより、早期健全化基準も下回っている状態でございます。こういった指標は、基本的には、財政状況が一定程度まで悪化いたしました、国の関与のもとでの財政健全化が必要かどうかを判断するための指標ということでございますので、それらが一定の基準を超えれば、当然、財政運営に何らかの意味で支障を来すといった意味で、「悪い」というふうに判断はできますけれども、基準を下回っているからといって、必ずしも財政状況が「よい」とは言えないということでございます。本県におきましては、国の関与を受けざるを得ない基準までは財政状況は悪化しておりませんが、問

題は、県債残高などの過去からの累積に関する、言うならばストックの面ではなくて、毎年度の収支、いわばお金のやりくりに関するフローの面であるというふうに考えております。現在、財政改革プログラムに基づきまして、歳出の削減、歳入の確保の取り組みを行っているにもかかわらず、多額の収支不足、これは解消どころか、むしろ拡大しております、それらをすべて基金の取り崩しによって埋め合わせをしておるといふ状況でございます。その基金も枯渇寸前という段階でございます、本県の財政は非常に厳しいというふうに考えております。こういったことから、今後とも財政状況は厳しさを増すことが懸念されるということで、引き続き、より一層の健全化を図っていく必要があるというふうに考えております。

○濱砂 守議員 健全化判断比率で14位なんです。また、将来負担比率、公債費、いわゆる借り入れが多くて将来に払っていかないかというその負担なんです、これが13位ということだと、宮崎はこういう状況であるけれども、ほかの県はもっと悪い状況にあるということで理解していいんですか。

○総務部長(山下健次君) 一部の県を除きまして、基本的には同じような状況であろうかと思えます。御指摘のように、本県は13位、14位というところでございますが、やはり財政状況は本県よりさらに厳しい県も相当数あるというふうに考えております。

○濱砂 守議員 それで、この健全化判断比率の基準が25%なんです、本県が先ほど言いました12.3%、それから将来負担比率から見ると、基準が350%、本県は212%なんです、国はそれぞれのこの指標を——25%と350%という基準、ここまでは各都道府県は運営ができるん

だという基準を持っているんでしょうか。ちょっとわからないんですけども、いわゆるだんだん交付税が減らされてくる。この減らされてくる現状でもこういう数字なんです、本県でも厳しい、予算が組めないよという状況で、この数字、パーセントしか出ておりませんので、これがぐっと示された表まで行くときは、ここまではもつとと思って、国は地方自治体に対して対応しているのかなという気がするものですから……。どうですか、部長。

○総務部長(山下健次君) 先ほど申し上げましたように、基本的には、現在の各自治体の財政の状況を示すということで、これによって将来的に国が自治体の財源を保障するというものではございません。もともとこの4つの基準というのは、御承知のように、夕張市の破綻の問題がございまして、そこでいわゆる隠れ借金、こういったものを数字上も明確にするということを目的に、旧法を改正して、こういった制度ができたという経緯がございまして。

○濱砂 守議員 ですから、夕張はあそこまで何とか隠れ借金でもちましたから、そのぐらいは行政としてもっていくのかという国の判断のかなと思ったものですから、あえて質問させていただきました。結構です。

ちょっと項目が多いものですから、次に進めさせていただきます。本県の30市町村の歳出決算額の合計を、平成11年度と平成19年度を、同じく比較してみました。災害復旧費を除く歳出合計は、金額で668億5,000万円の減額であります。率にして12.6%。その中で最も歳出の削減率が高いのが、人口5,000人以上9,000人未満の日之影町、木城町、美郷町、綾町、野尻町の5町でありまして、その平均は29.8%の歳出削減になっております。次いで削減率の高いのが、

人口5,000人未満の西米良村、諸塚村、椎葉村、五ヶ瀬町、北郷町の5町村であり、その平均は20%の歳出削減。一方で、人口の最も多い10万人以上の宮崎市を初め、都城市、延岡市の3市の削減率の平均は、何と7.9%の歳出削減であります。その差が20%を超えております。中央と地方の格差どころか、今後、県内におけるこの地域の格差がますます開いていくのではないかと危惧しているんですが、小規模町村の今後の財政見通しについてどのように考えておられるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 本県市町村のほとんどは、自主財源に乏しく脆弱な財政基盤にございまして、近年の地方交付税の削減等に伴いまして、厳しい財政運営が続いております。特に小規模な町村ほど厳しい状況にございまして、必要な行政サービスの水準を維持しながら、社会基盤の整備とか、あるいは独自のまちづくりを進めるための財源の確保を図ることが、かなり困難になってきておるところでございまして。こういった状況は今後とも続くものと見込まれますので、地方交付税の動向によっては、小規模町村の財政見通しは、さらに厳しさを増すこともあるものと考えております。

○濱砂 守議員 総務部長、地方交付税の動向ということなんですが、来年度予算も30兆円を超すほどの借金をしないと予算を組めないというような状況なんですね、御承知のとおりです。それで、今後、地方交付税が末端の市町村まで、市といいますか町村まで、行き渡ってふえていくと思われませんか、お伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 21年度の概算要求が現在出ておりますけれども、その時点で既に昨年度比6,000億の減という、いわゆる総額確保という意味では非常に厳しい状況がございま

す。さらに、交付税の場合には国税の一定割合ということですが、こういった景気の中で当然国税収入も落ちる。それに従って、その一定割合で交付されている交付税も落ちるとい状況からすると、相当厳しい状況ではないかと考えます。

○濱砂 守議員 知事、今の話なんですが、この中の議員さんで、東京から「じっとしちよれん」と言って帰ってこられた方がいらっしゃいます。地方の今の状況が、本当に中央省庁はわかっているのかなと思うんですが、知事、どうでしょうか、この感想をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） わかっていないと思います。非常に国の財政状況がよくないということで、国を立て直さなきゃいけないということはわかるんですが、それによって地方はいつも犠牲になった歴史が、この10年間あります。それは税制等々も含めて制度の見直しとすることが必要。先ほどの道州制の議論に入るんですけども、この国のあり方、国の統治システムというんですかね、全体の制度を抜本的に変えないと、今後の地方の疲弊というのは、このまま進んでいくんじゃないかと危惧しております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。知事会ももちろんであります、前回から出ておりますように、国政の話もありますから、知事をちゃんと務めて、県民の理解を得て、ぜひ、これは国の立場からも、あるいは地方の立場からも、あわせて頑張っていただきたいと思えます。何と言っているのかわかりませんが。

次に進ませていただきます。県内に30市町村でございます。この30市町村の中でもかなり格差があるんですけれども、この30市町村の職員給与の最も高い自治体と最も低い自治体、また、災害復旧費を除いて、歳出に占める人件費の割

合が最高と最低の自治体はどこなのか教えてください。総務部長、お願いします。

○総務部長(山下健次君) 19年度のデータで申し上げますけれども、まず県内市町村一般行政職の平均給与月額、最高は宮崎市の46万6,106円、これは平均年齢が43.1歳ということでございます。それから、最低は椎葉村の30万8,257円、平均年齢は39.1歳でございます。次に、災害復旧費を除いて、歳出に占める人件費の割合ということでございますが、最高が都農町の27.1%、最低は諸塚村の12.3%でございます。

○濱砂 守議員 実に15万円、行政職の職員の給与もこんなに差があるんですよ。宮崎の県内における各業種の階層、農業はある程度均一しているのかもしれませんが、そんなに県内でも格差がある。この格差について、知事、どう考えられますか。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、非常に重要な指摘だと思いますけれども、この格差是正に向けては、県、市町村で連携して、また国の改革というのも要望しながら、適切に対応しなきゃいけないと思っております。

○濱砂 守議員 よろしく申し上げます。といいますのが、仕事はそれぞれみんな同じ仕事をしているんですね。地域によって賃金の差があるということなんですよ。宮崎が決して高いというわけじゃないんですが、椎葉村も一緒に給料になったほうが、全部が一緒に引き上げたほうが宮崎全土の均衡ある発展につながるという意味から申し上げましたので、ぜひひとつよろしく願いいたします。

次に、市町村合併についてであります。

合併新法が21年度末で期限切れとなります。依然として、小規模な町村が全国でも数多く

残っております。我が宮崎県においても、人口の少ない小規模の町村が残っております。しかも、本県の小規模町村は、過疎地域や山村地域などに位置して、県都宮崎市から遠く離れております。自前の収入もなく、先ほど申し上げましたように、地方交付税も毎年減らされていきます。一方で、地方分権改革や道州制の論議がこのまま進んでいけば、基礎自治体としての市町村の役割はますます高まってまいります。役目に応じた市町村の機能の強化や財政基盤の充実がおのずと必要になります。こういう状況からすると、今後、合併も視野に入れながら、財政運営を検討していく必要があるのではないかと思います。総務部長、どうでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 市町村合併につきましては、今後とも、多様化、高度化していく住民ニーズに的確に対応していくための有効な方策の一つであると認識をしております。財政状況が厳しさを増す中で、とりわけ小規模町村におきましては、引き続き、財政の健全性を維持していく取り組みが必要でありますので、県といたしましては、合併についてのそれぞれの考え方を尊重しながら、安定的な財政運営に向けて、きめ細かな助言を行ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に行きますが、そのようなことで市町村合併には地域実情がそれぞれあるものですから、道州制等に先駆けて、いろんな整備をしていかないかんといい気持ちはありながらも、なかなか地域のことを考えるとできないというのが現状でありますので、ひとつ検討いただきながら、前向きに進めていただきますように……。

それから、現在、本県に30の市町村が存在します。その中に、商工会議所、商工会がそれぞれ

れ複数存在する市町村があると聞いておりますが、それはどのくらいあるのか、また、なぜそうなっているのか、それに対する補助金は幾らなのか、あわせて今後の考え方を商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 商工会等についてのお尋ねでございますけれども、まず、商工会等が複数存在している市町村であります。宮崎市ほか5つの市と美郷町の6市1町になっております。従前は、大体が1町村に1商工会というのが多かったんですけれども、30年代、40年代ごろからの合併等に伴いまして、1つの市に2つあったとか、そういう状況でございます。それに対する補助金でございますけれども、平成20年度の予算で、県内39の商工会及び商工会連合会に対しまして9億5,400万円、県内9つの商工会議所及び商工会議所連合会に対しまして4億6,800万円の計14億2,300万円となっております。また、今後の商工会等のあり方につきましては、現在、国におきまして、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けまして、商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなどの検討が行われておりますので、県といたしましては、引き続き、組織運営の一層の効率化を求めながら、今後の国の動向を踏まえて、適切に対処してまいりたいというふうに思っております。

○濱砂 守議員 旧来の昭和の合併からですけれども、合併等を含めてそういった団体が複数存在する、しかも補助団体であるというのを踏まえて、一遍にはということじゃないでしょうけれども、地方分権改革の中にもそういったものが出てきておりますし、スムーズに統合できるものは統合すると、ある意味では地方を疲弊させるという逆な面もありますから、ぜひスム

ーズにその辺は進めていただきたいと思います。

それから今度は、県民生活の実情についてであります。

まず、本県農家の1戸当たりの所得と農業従事者1人当たりの所得はどうなっているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農家1戸当たりの所得等でございますけれども、経営耕地面積が30アール以上、または1年間における農産物販売金額が50万円以上あります、いわゆる販売農家1戸当たりの農家総所得は、平成18年度は488万5,000円となっております。これをもとに、農業経営に関与しました農業従事者数は平均2.31人になりますけれども、これで計算いたしますと、1人当たりの総所得は211万5,000円となります。

○濱砂 守議員 次に、本県の生活保護の状況であります。生活保護費を受給している世帯数と受給者数、また保護費の総額と1人当たりの保護費はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 生活保護についてでありますけれども、本県の生活保護受給世帯数及び受給者数につきましては、平成19年度では9,698世帯1万2,899人に達しておりました。最も少なかった平成8年度の6,910世帯9,990人と比較しますと、2,788世帯2,909人の増加となっております。受給者の内訳を見ますと、65歳以上の高齢者が全体の46%となっております。保護費の総額につきましては、平成19年度で208億6,900万円余に上り、平成8年度の151億1,300万円余と比較しますと、57億5,600万円余の増加となっております。また、受給者1人当たりの保護費についてであります。平

成19年度では、医療扶助を含め年間161万7,000円余となっております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

水産業とかは、なかなか統計が出ていないようで、よくわからないんですが、林業従事者もそれぞれあるというようなことで聞き取りを試みました。17年の国勢調査では、林業従事者数が県内で2,311人、これは多い順から見ると、私も住んでおります西都市が150人で一番多いんですよ。それから、諸塚村が131人、日向市129人の順となっておりますが、10年前の平成7年の4,232人と比較すると、10年間で45%減少しております。昭和45年には1万人、35年には1万7,000人いたということですから、農山村がいかに疲弊してきたかというのが目に見えてわかるわけでありまして。それで、林業従事者の賃金を、働いている人に聞いて確認してみました。そうしますと、1人の1日の日当が大体8,000円から1万円程度だそうです。それにチェーンソーあるいは下刈り機、草刈り機を持っていますので、そういったもろもろを含めて機械代が2,000円、合わせて約1万2,000円。一月に働く日数が18日から多くて20日。そうしますと、手取りの金額というのが約20万弱、年収にして200万いけばいいほうだという話を聞きました。そういう状況でありますので、ますます地方が疲弊してくるというのが非常に心配でならないわけでありまして。

御承知のとおり、本県の県民所得は221万2,000円、全国47都道府県中の44番目です。また、個人の貯金残高では1人当たり321万7,000円、全国46位。貯金額は東京が一番多くて732万9,000円、全国平均でも502万4,000円ですから、個人の貯金で、全国平均の60%ぐらいしかないというのが本県の現状であります。これか

ら見ても、宮崎県民の所得と個人貯金が他県に比べていかに低いかというのがはかり知れるわけでありまして。これでは将来に不安を持つと言うのは無理でありまして、当然、みんな将来に不安を持ちながら生きているんですけれども、ほかの県よりもかなり低いということについて、何とか改善をしていただかなければならない。我々も含めてであります。今後の県民所得の向上について、知事はどのように取り組んでいかれようとしているのかお尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 本県経済の浮揚を図りまして、県民所得を向上させるためには、第1次産業はもとより、第2次、第3次産業も含めた幅広い産業の振興や雇用の場の確保が必要でありますので、基幹産業である農林水産業の振興や、雇用創出に効果の高い企業誘致の推進、「おもてなし日本一」の観光地づくりなど、私が先頭に立ち、県庁一丸となって取り組んでいるところであります。このところ、全国的に景気が後退しまして、本県経済も一段と厳しさを増してきておりますが、私は知事就任当初から「産業振興と雇用の拡大なくして宮崎の再生なし」と申し上げており、その信念はいささかも変わっておりません。まずは、経済対策が喫緊の課題でありますので、来年度の重点施策について、新たに「雇用創出・就業支援対策」を掲げますとともに、現在、国において検討が進められている経済対策に対しても、国の動向を踏まえ、的確に対応してまいりたいと考えております。また、本県の独自性を発揮し、新たな活路を見出すという観点から、例えば農商工連携による地場産業の振興や、新エネルギー関連分野の産業集積などにも取り組みながら、少しでも県民所得の向上につながるよう努

めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひいたします。先ほどの公務員、自治体の賃金の差ではありませんが、収入があつて、そこで生活ができれば、こういった過疎地域というのは生まれにくいわけでありまして。地域差もありますから、やむを得ないといへばそういうことなのかもしれませんが、そこを補てんしていくのが政治の力、県においては県知事の政策、国においては総理の政策ということなんです。本当に最初から何度も言いますが、地方だけでできないものについては、全国知事会なり、あるいはいつになるかわかりませんが、国政において、そういったものを政策として打ち出していくというのも一つの方法でありますから、ぜひひとつ頑張っていたきたいと思ひます。

それから次に、ことし5月からスタートしました「ふるさと納税制度」についてであります。御案内のとおり、この制度は、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを生かすことができるように、納税者の選択で、自分の住む地域以外の地方自治体に個人住民税の一部を寄附できるというものでありまして、自主財源の乏しい本県でありますから、自主財源の積極的な確保に向けて、この活動をするのは大きなチャンスであります。まず、このふるさと納税に対する県及び県内市町村の取り組み状況について、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長(山下健次君) ふるさと納税につきましては、本県では「ふるさと宮崎応援寄附金」という名づけをいたしまして、宮崎県を「ふるさと」と考えていただく皆様に、さまざまな施策を応援いたどうかと広く寄附をお願いしております。取り組みといたしましては、県

のホームページ上に寄附申し込み専用の「ふるさと宮崎応援サイト」を開設いたしまして、インターネットによる申し込み、あるいはクレジット払いを導入いたしますとともに、県外で開催されます県人会、同窓会での御案内、新宿みやざき館でのPRなど、周知に努めてきたところでありまして、本年の11月末現在で31件819万7,000円の寄附金をいただいております。また、県内の市町村におきましても、ホームページあるいは広報誌を利用した広報のほか、同窓会などでの呼びかけ等を行っております。こちらは、10月末現在、20の市町村で合計1,196万円の寄附金を受けているという状況でございます。

○濱砂 守議員 総務部長、全国で一番寄附金が多いところはどこでしょう。

○総務部長(山下健次君) 栃木県の2億2,300万円余ということでございます。

○濱砂 守議員 このふるさと納税——先ほどから話しておりますように、本県は非常に財源が脆弱であります。私、けさインターネットを引いてみましたら、出身地や将来の住居予定地など、払いたい地域、都道府県を複数回答で尋ねると、1位が北海道、2位が沖縄らしいんですよ。ずっと行って、以下も大阪7.1%、京都7%なんです。どうもこの大阪が気に入らんですわ。知事は宮崎県の財源ですから、ある意味では、この知事の有名さ、あるいはこの人気というのは宮崎県の財源。そういったことから考えると、ぜひ宣伝をしていただいて——テレビにもしょっちゅう出ておられますので、上京もしておられます——いろんな機会を通じて、どうか日本一のふるさと納税ができるように。そういったものが本来の県民所得につながっていくということになりますので、ぜひ頑張って

いただきたいと思うんですよ。どうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 私は宮崎の財源なんですかね。財産というのは聞いたことがありますけど、財源、ありがとうございます。「ふるさと宮崎応援寄付金」というのは、基本的には寄附される方の自発的な意思に基づくべきものと考えております。したがって、納税者の皆様に、本県を「ふるさと」として思い、力をかしたいと考えていただける機運の醸成というのが肝要かなと考えております。私はこれまで、本県が持つ魅力のほか、道路事情や財政状況など地方が抱える課題を全国に発信することで本県をPRしてまいりましたが、引き続き、全国の皆さんが本県に興味を持っていただくよう、また、県政運営において「宮崎を応援したい」「宮崎に寄附しよう」と思っただけのような県づくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、ふるさと納税そのものについて、もっと県民、国民の皆さんが関心を高めていただくよう、機会あるごとに制度の周知や呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 知事なら集められます。ぜひひとつ頑張って集めていただいて、少しでも宮崎県民の福祉に役立つように、よろしく願います。

次に、オーシャンドーム跡地の活用についてであります。

オーシャンドームは、シーガイア・リゾートの中核施設として、平成5年に世界最大の室内ウォーターパークとしてオープンしました。延べ1,000万人を超える入場者数を記録し、本県観光の発展に大きく寄与してまいりましたが、残念ながら、平成19年9月をもって閉鎖されまし

た。現在、その跡地は何ら具体的な活用方法が示されず、閉鎖から1年を経過しております。フェニックス・シーガイア・リゾートに宿泊された観光客のアンケートでは、オーシャンドームの再開を望む声もあるやに聞いております。現時点においてオーシャンドームの跡地利用がどのようになっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) オーシャンドームの跡地活用についてでございますけれども、フェニックスリゾート社によりますと、オーシャンドームの今後の活用につきましては、市場動向を調査しますとともに、専門家の意見も聞きながら、慎重に検討されているというふうに伺っております。オーシャンドームはシーガイア・リゾートの中核的な観光施設の一つであったことから、県としましても、その活用には大きな関心を持っているところでありますので、引き続き、その検討の状況を見守っていきたいというふうに思っております。

○濱砂 守議員 その検討状況じゃなくて、フェニックス社に対して、県からも何かこういった観光浮揚につながるようなものはできませんでしょうかという申し入れをしていただきましたんですよ。商工観光労働部長、どうでしょうか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 先ほど申しましたように、フェニックスリゾート社におきまして、市場動向とか、そういった何を活用したら一番利用度が高いのかということも専門家の意見も聞きながらされるということでございます。県として、私どもが具体的にこうやったらすばらしい活用ができるんじゃないかというのは、なかなか私どもも妙案というのを持っておりませんので、その辺の検討状況を見守っ

ていきたいというふうに思っております。

○濱砂 守議員 そういうことじゃなくて、態勢、姿勢の問題なんです。商工観光労働部長、行ってそういう要請をされたことがあるんですか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 社長さん方と時々お会いすることがありますので、その辺でいろいろ、その後、検討の状況はどうなっていますかという話とかは、よくしております。

○濱砂 守議員 時間がありませんので、次に進みます。知事、活用方法がなかなか難しいというのはわかっておるわけですが、そこで、以前にオーシャンドームにカジノを設置したらどうかという声がありました。当然カジノの設置については法改正が必要であります。法的整備が問題となりますが、新たな観光のチャンネル及び景気、雇用などの経済効果の面と自主財源確保の起爆剤として、オーシャンドーム跡地にカジノの誘致を計画したらどうかと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) カジノ法案は、国において審議されるものだと思っておりますけれども、その法案の審議が今のところ停滞しているということを伺っております。また、国のその法案の審議の動向をうかがいながら、また県民の皆様と意見交換、あるいは議会の皆様と意見交換させていただきながら、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○濱砂 守議員 東京と比較したらいかんのですが、石原知事は東京都にカジノを誘致したいという話をされていますね。知事個人としては、やはりそういうものも一つの方法だということで考えていらっしゃるかどうかお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 観光とか産業の振興の視点で申しますと、カジノは非常に期待の持てる産業、施設だと思っておりますが、教育、治安等々のさまざまな視点から検討されるべきものだと考えております。

○濱砂 守議員 いろいろと申し上げてきましたけれども、時間が参りました。知事、ぜひ県民の今の生活の状況をお酌み取りいただきまして——知事も小さいころから宮崎にお住まいでしたから、よく御承知と思っておりますけれども——県内でもこれだけの格差がある、この格差解消のために、今後とも頑張ってくださいように、そして国に対しても、地方が疲弊しないように強く申し入れをしていただきますようお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透副議長 次は、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従い一般質問を行います。ほとんど重複しますが、お許しいただきたいと思っております。

国では、来年度予算編成に向け、急ピッチの作業が行われています。また、県におきましても、既に重点項目を明示した明年度予算編成方針が打ち出され、予算編成に向けた取り組みが着々と進められていることと思っております。予算編成をめぐる状況ではありますが、ことしは原油高騰、諸物価の値上がり県民生活を直撃いたしました。さらに、9月に起こったアメリカ発の金融破綻が、世界の金融破綻、世界同時株安を招き、その影響が企業倒産や相次ぐ解雇問題となって、連日、津波のように襲いかかってきております。各国首脳が一堂に会し、対策を講じておりますが、100年に一度と言われる金融市場の混乱は一向におさまらず、株価は急落したままです。世界の实体经济は弱まっており、世界

的に景気後退が強まっていると言われております。我が国の金融システムは、海外に比べ安全性は確保されていると言われてますが、日本経済も既に後退局面に入っております。今後のさらなる金融経済情勢の悪化が、今でさえ暮らしの安心が脅かされている生活者や資金繰りに苦しんでいる中小・小規模企業、また、都市との格差に悩む地方といった弱者に、より大きな波となって押し寄せてくることは必定であります。こういった弱者に対し、セーフティネットをより一層強固に張りめぐらし、緊急の備えを万全にさせていただきたいと思っております。そこで、今回は生活者を守る生活支援を中心に、知事並びに関係部長、教育長にお尋ねをいたします。

まず、知事にお尋ねをいたします。今回の金融破綻の規模がいかに大きく深刻か、また、消費者物価の高騰がいかに生活者を直撃しているか、お手元の資料をごらんさせていただきたいと思っております。円グラフのほうは、アメリカの今回の金融危機救済に関する出費のグラフであります。アメリカがすぎ込んだ額がいかに巨額であるかを示したのですが、赤い丸でございます。過去の大型プロジェクトに費やした出費の何倍もの額となっている。すなわち右側のグラフが、過去のイラク戦争とかベトナム戦争とか、あるいはマーシャルプランとかアポロ計画とか、そういうさまざまな計画に費やしたものだそうでもありますけれども、このトータルに比して、これだけ膨大だということのようでございます。また、もう一方の折れ線グラフでありますけれども、これは世界各国の消費者物価指数が並べてあります。2006年から2008年までですが、やはりことしの4月以降、イギリスとか中国はそれ以前から物価高が続いておりますけれども、世界各国、物価が上昇しまして、現在、少し下

がっておりますけれども、高どまりをしている状況が読み取れます。いずれにしても深刻でございます。生活者の暮らしの安全を何としましても図らなければなりません。とりわけ、給与が下がる傾向の中で、生活必需品は値上がりしたままです。生活者は悲鳴を上げています。だからこそ国は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、さまざまな経済対策を打っております。家計への緊急支援として、総額2兆円を限度とした定額給付金を実施しようとしたと聞いております。標準家庭で6万4,000円、家計の足しにならないのか、また、不景気で困っている地域の商店街の景気対策にならないのか、知事の報道に対するコメントが気になるところであります。本県で一体総額にしていかほどの定額給付金がおりにことになるのか、また、この給付金が本当に景気浮揚の一助にならないのか、その根拠について伺いたいと思っております。

また、給付金の交付についてであります。県並びに政令市に対し、説明があったと聞きましたが、対応に追われる市町村のほうが大変でございます。この現状はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

原油価格についてでありますけれども、反落したとはいうものの、重油や軽油は高どまりをしております。本県の1次産業を初め流通業界は、大変な打撃をこうむったままであります。これらの値下げについても対策を打つべきであります。知事会等、どのような動きになっているのかお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

定額給付金についてであります。定額給付金の県内の給付総額につきましては、推計で約180億円程度になるものと見込んでおります。両親と18歳以下の子供2人の世帯で6万4,000円の支給ということです。支給されれば、少なからず家計は助かるのではないかと考えております。一方で、平成11年の地域振興券の際には、それによって喚起した新たな消費は、使用額の32%程度であったと公表されておりますが、今回の給付金の場合ほどの程度の新たな消費を喚起できるのか、それによって景気回復に寄与することになるのか、そういったことも含め、景気浮揚の効果は未知数と感じているところであります。この給付金を地域経済の振興につなげるためには、まずは給付されたお金を使っていただくことが必要ですので、私といたしましても、機会をとらえ、できれば県産品の購入などの消費を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、定額給付金に関する市町村の状況についてであります。定額給付金につきましては、先日、総務省から、現時点での検討内容について説明がありました。県といたしましても、早速、市町村に対する説明会を開催し、情報をお伝えしたところであります。現在、市町村におかれては、この情報を受けて、担当部署の決定や各市町村における具体的問題点の把握など、実施に向けた準備をされているところであります。支給の窓口となる市町村では、短期間のうちに膨大な事務を処理する必要があると考えられますので、県といたしましても、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、原油価格の値下げに向けた対応についてであります。原油価格は、ことし8月

ごろをピークに低下してきているものの、農業や漁業で使用される重油や運送業で使用される軽油の価格は、価格が比較的安定していた平成16年当時と比べると、まだ2倍程度になっており、依然として負担が重くのしかかっている状況にあります。原油価格の引き下げ・安定化につきましては、国による国際石油市場の安定化に向けた働きかけなどの取り組みが不可欠でありますので、全国知事会におきまして、国に対策を講じるよう求める「漁業用燃料等の原油、原材料の高騰に関する緊急決議」を行っており、また、本県単独でも、国に対し「県民生活の安定確保に向けた原油価格高騰対策に関する緊急要望」を実施しております。今後とも、原油価格及びそれに伴う県民生活への影響について、状況の把握に努めるとともに、必要に応じて国への要望を行うなど、的確に対応してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○長友安弘議員 定額給付金について、再度知事にお尋ねをいたします。ただいま県内の給付総額は約180億円という答弁がございました。本県は、三位一体の改革によりまして、ここ数年で約350億円余の交付金が削減され、大変な財源不足を来しました。180億という給付金、この額はその半分に当たる大変な額でございます。しかも、これは直接県民一人一人に還元をされます。GDPに換算しましても、0.4%程度押し上げる効果があると言われております。今、GDPはマイナス成長となっておりますけれども、今どき即効的にプラスの効果をもたらす政策というのはないんじゃないかと、こういうふうに思います。交付税の削減の痛みを大いにカバーする施策と私は思います。未知数という感があるというのではなくて、これがさらに効果を生むように、行政には前向きな施策を同時に打つ

ていただきたいと思っておりますけれども、知事の御所見を伺いたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 重要な御指摘だと思っております。生活支援及び景気対策ということで、その性格は位置づけられると思っておりますが、交付金ですので、先ほど濱砂議員から御指摘があったように、最小限の額で最大の効果を求めるということが我々行政に課せられた課題かなと思っております。ですから、私は先日の答弁でも申し上げましたように、定額給付金をいただけるなら、消費につながるように年末年始あるいはクリスマス商戦前ぐらいにスピード感を持って給付していただけると、まだ消費に向けた行動等、あるいはGDPを押し上げる効果というのは期待できたんじゃないかと思っております。いずれにしろ、少なからず助かる方、感謝される方は多いと思っておりますけれども、これをまた我々の政策を通じて、どう消費、GDPの押し上げにつなげていくかというのは今後の課題かと思っております。

○長友安弘議員 まだ国会で通っておりませんので、なかなか難しい状況ではございますけれども、本当に通れば、ぜひとも本県の景気浮揚につながるように、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、市町村の状況でありますけれども、県としても応援していくということでございましたので、要望しておきます。受給資格とかあるいは給付の方法等、さまざまな問題については、いろんな苦情等も上がっておりますが、何はともあれ、市町村にとりましては、本当に大事なお金になってくるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

原油についてでありますけれども、12月6日には、一時1バレル40.18ドルというのをつけま

した。しかしながら、一番高いときは1バレル147.27ドルを超しておったわけでございます。まさに急落をしていますが、しかし、現在の価格は余りにも高どまりをしております。本県農業界は、量販店に対しまして、サーチャージ制度の導入までお願いした状況でございます。本県の農林水産業、また流通産業、それから諸産業を守るためにも、重油とか軽油につきましては、適切な価格設定をしてもらうべきではないかと思っております。今後、この引き下げについて、さらに何らかの働きかけをなさらないのか、知事に質問いたします。

○知事（東国原英夫君） 原油価格のさらなる値下げということでございますが、また、世界の景気等の動向も見詰めながら、国に対してどのような政策が実効的であるのか、有効的であるのか等々、検討させていただきながら、要望もしてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、雇用セーフティネット強化対策について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

先日、県内誘致企業の非正規雇用者の大量解雇、また正規雇用者の大量配置転換の報道がなされました。議会でも取り上げられました。既に私の身近でも、他企業におきまして現実にリストラに遭った人が出ております。景気後退の影響の大きさをひしひしと感じます。年末を迎え、何としても障がい者あるいは非正規労働者の雇用はもとより、正規雇用の安定をも図らねばなりません。トヨタを初め3万人規模の解雇が報道されました。まことにゆゆしき事態でございます。多くの県民の雇用セーフティネットの強化を求めたいと思っております。本県における雇用の直近の実態をどのように把握しておられるのかお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 雇用の状況でありますけれども、本年10月の本県の有効求人倍率は0.52倍と、19カ月連続で対前年同月を下回っております。また、御質問にもございましたように、国の調査によりますと、今回の景気変動の影響によりまして、来年3月までに578人の非正規社員が職を失うことが見込まれるなど、大変厳しい雇用状況が続いているというふうに認識いたしております。

○長友安弘議員 再質問いたします。昨日、日立プラズマディスプレイについて話題になったところでありまして、今、県の状況の中に578人というのがございましたが、その中に日立プラズマディスプレイの分は含まれていると思っておりますけれども、その残りにつきまして、どういう状況になっているのか、わかっていればお尋ねをしたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 国のほうから578人の詳細な内訳が示されておられませんので、私どもは承知いたしておりません。

○長友安弘議員 こういう事態になりますと、一番先に解雇等の憂き目に遭う、そういう影響が出てくるのが障がい者の方ということで、これも議会でありましたけれども、障がい者の方々についてはどのような雇用状態になっているのか、わかっていればお答えをいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 障がい者の雇用ですけれども、本年6月1日現在の数字であります。従業員数56人以上の規模の企業には、法定雇用率1.8%が適用されますが、本県は障がい者雇用率が1.97%で全国7位、法定雇用率を達成している企業の割合は63.3%で全国2位となっております。

○長友安弘議員 障がい者雇用につきまして、

後ほどまたお尋ねしたいと思いますけれども、いずれにしましても、本当にこの578人、どのような方がどうなっているかということが大変気になるわけですね。さらに情報等をつかんでいただきまして、適切な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、生活の安心確保等について県民政策部長にお尋ねをいたします。

消費者庁の創設は延びるようではありますが、振り込め詐欺あるいは架空請求、多重債務等、後を絶ちません。地方の消費生活相談体制の一層の強化を求めたいと思っております。国では、各県に消費者行政活性化基金（仮称）等を設けて、そして消費生活相談の強化等に向けた集中的な取り組みを行っていききたい、こういうようなことをございますけれども、消費生活相談を初め、消費者行政に対する今後の県の取り組みについてお尋ねいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 振り込め詐欺や高齢者をねらった悪質商法などが後を絶たない状況の中にありまして、県民の安全で安心な暮らしを確保するために、消費者に対する啓発はもとより、相談やあっせんの重要性が従来にも増して高まってきていると考えております。質問にございましたように、現在、国におかれましては、地方消費者行政活性化交付金の創設によりまして、地方における消費生活に関する相談の充実などが検討されているようであります。県といたしましても、国の動向を踏まえながら、市町村や関係機関との連携を図り、的確に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

○長友安弘議員 消費生活相談の件数というのは若干減っているということでありまして、しかしながら、県民としては、次々と新た

に起こってくるさまざまな詐欺まがいの行為、
こういうものに脅かされてまいりますので、さら
に相談体制をしっかりといただきまして、
対応していただきますようお願いしたいと思
います。

次に、食の安全について、福祉保健部長並び
に農政水産部長にお尋ねをしたいと思います。

ことしは、汚染米問題、食品偽装問題あるいは
食品への農薬混入問題等で、県民は大変心配を
いたしました。国は今後、輸入食品の安全性確
保に向けた取り組みの推進や、輸入食品への化
学物質等の混入を踏まえた緊急検査の実施、ま
た有害物質、残留農薬の分析機器の緊急配置
等、食の安全対策を強化しようとしておりま
す。県民の生命と健康を守るためには、何を
おいても食の安全確保対策の強化が求められ
ますが、県における今後の取り組みについて伺
います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 福祉保健部
では、食品取扱施設の監視指導や食品の収去
検査等を実施しております。昨年度は、保健所
の食品衛生監視員が食品取扱施設に対し、1万
4,309件の監視指導を行うとともに、輸入食
品を含む県内に流通する食品を1,883検体
収去し、衛生環境研究所や財団法人宮崎県公
衆衛生センター等におきまして、残留農薬や
食品添加物等の検査を行うなど、違反食品の
排除に努めたところであります。今後とも、
国や関係機関等と連携し、突発的な違反食
品等への迅速な検査対応、分析技術の向上
及び検査可能な農薬数の拡大等の検査体制
の強化を図りながら、食の安全確保に努め
てまいりたいと考えております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農政水産部
では、「宮崎県食の安全・安心基本方針」に基
づきまして、安全・安心な農産物の生産と
供給を

行うため、トレーサビリティやGAP、さら
にはHACCPを推進するなど、各種施策を
総合的に実施しております。特に本県は全
国有数の食料供給基地でありますので、大
都市を中心に出荷される青果物等の安全
性を確保することは極めて重要であると考
えております。このため、農業団体等と
の連携によりまして、宮崎方式と言われ
る残留農薬検査システムを活用し、平成
19年度は、全国でも最大規模となる290
成分、4,717検体の出荷前自主検査を行
ったところであります。また、平成20年
3月には、「JA宮崎経済連農畜産物総合
検査センター」の整備を支援し、検査体
制の充実強化を図ったところであります。
今後は、分析成分を400種類に拡大する
とともに、年間分析検体数も6,000検
体を目指すなど、さらなる残留農薬検査
体制の充実強化に取り組み、食の安全確
保に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 食の安全につきましては
要望をいたしておきますけれども、本当
に生活者を全く無視し裏切るような、そ
ういう問題が続いております。こういう
問題がこうも続きますと、県民は何を
信じていいかわからない。したがいまし
て、保健所や衛生環境研究所、この役
割というものは、県民の命を守るとり
でになるというふうに考えます。精密
検査機器の導入、また人材の確保と県
民の食の安全の確保に一層努めていた
だきたいと思っております。特に農政
サイドあたりは、国からのさまざまな
補助金等もあると思っております。衛
生環境研究所では、県費でこういう機
械等を入れなくてはならないという
状況でございます。財政多難な折に
大変でありますけれども、県民の命
を守るという観点からは、それにも
よく配慮をしていただいて、気配り
をお願いしたいというふうに思いま

す。

農産物についてでございますけれども、地産地消等、学校給食を初めとして、非常に浸透しつつあるわけでございます。本当に県民の命を守る安心・安全な農産物を確保するということが大事でございますし、また同時に、本県の売りである農産物の安心・安全の信頼性、これを確立するためにも、一層の検査精度のアップとか検査体制のスピード化が大事になってくると思いますので、この取り組みについてもまた御尽力いただくように要望しておきたいと思えます。

要望いたしましたので、次に、介護従事者の処遇改善と人材確保について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。介護従事者を確保するためには、処遇の改善が問題となっております。しかし、同時にそのことは介護保険料の上昇につながります。この問題はどのように解決する方向に行っているのか、また、県として取り組むことがあればお尋ねをしたいと思います。

また同時に、介護に関しましては、介護従業員の負担軽減のための設備とか機械の導入、また認知症高齢者につきましては、徘徊SOSネットワークの一層の整備促進等が求められます。それから、介護人材につきましては、今、外国から介護人材を受け入れる試み等もなされておりますけれども、雇用ということを考えますと、母子家庭の母親とかあるいは年長フリーター等の方々も介護人材として確保し、定着させていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、このようなことに関して、県としてどう取り組まれていくかお尋ねをしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 介護報酬を改善しながら、それに伴う介護保険料を抑制する

ということは、大変難しい問題であります。このため県としましては、かねてから九州地方知事会等を通じて、介護報酬の改定に当たっては、介護保険料の引き上げにならないよう、国に対し要望をしてきたところであります。現在、国において、3%の報酬引き上げと、これに伴う保険料の上昇を半減するための国費投入が検討されておりますが、今後とも、保険料の上昇につながらないよう、国における十分な財源措置を引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、介護従事者の労力の軽減を図ることは、介護人材を確保していく上でも重要な要素と考えております。現在、国においては、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入するためのモデル奨励金などが検討されておりますが、県としては、その動向を見守っているところであります。また、増加する認知症高齢者を地域で支え受け入れていくことは、介護に当たる家族の心理的・身体的負担の軽減につながるものであります。現在、宮崎市と都城市において、国の事業を活用し、認知症高齢者を地域で見守るネットワークづくりや、地域住民を対象にした認知症サポーターの養成等に取り組んでおり、将来的には、これらの取り組みを広く普及させていきたいと考えております。

それから、介護人材の確保についてでございますが、県では、福祉人材センターにおいて、就職説明会や無料職業紹介などにより、人材の安定的な確保に努めているところですが、介護ニーズの増大が見込まれる中、お話のあった母子家庭の母親やフリーターなどに対しても、福祉の職場について、さらに幅広く周知を図っていきたくて考えております。このため、母子家庭の自立を支援している宮崎県母子寡婦福祉連合

会や、フリーターなど若年層の就労支援を行っているヤングJOBサポートみやぎきなど、関係機関と十分連携を図りながら、今後とも介護人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 介護という仕事に関しては適性というのもありますので、母子家庭の母親とか年長フリーターといいましても、なかなか難しいかもしれませんが、雇用の門戸を広げるとい意味では大事な部分になるんじゃないかと思っておりますので、取り組みのほうをよろしく願ひしたいというふうに思います。

次に、出産・子育て支援の拡充について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。国のほうでは、都道府県に「安心こども基金」を設置し、子育て支援サービスを緊急整備する方針のようではありますが、これらの動きに呼応して、県ではどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思ひます。また、幼児教育期の子育てを支援するために、平成20年度の緊急措置として特別手当の支給、また中小企業の子育て支援を促進するため、育児休業あるいは短時間勤務制度の利用や、ベビーシッター費用等補充促進のための助成制度の拡充等も図ろうとしておられます。幼児教育期の子育て支援について、県はどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 「安心こども基金」の設置や「子育て応援特別手当」の支給につきましては、今年10月末に国において取りまとめられました「生活対策」におきまして、保育所の整備を初めとする保育サービスの充実や、幼児教育期の子育てを支援するための具体的な施策として示されたところであります。しかしながら、これらの対策につきまして、現

在、国において予算化に向けた検討を行っている段階であり、詳細については明らかになっていない状況にあります。県としては、今後とも、国の補正予算等の動向を注視しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、障がい者の支援策について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。小規模作業所を初めとして、障がい者の自立を支援する事業所の経営というのは大変厳しくなっております。事業所の支援につきまして、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思ひます。

また、本県における障がい者の法定雇用率というのは、先ほどありましたけれども、本県では1.97%ということで、1.8%という基準をクリアしておりますが、いまだ障がい者雇用の経験のない企業というのが多いと思ひます。特に中小企業に対する障がい者雇用への支援、また障がい者雇用の特例子会社の設立促進等、推進しなくてはならないと思ひますけれども、県としての取り組みについてお伺いをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 障害者自立支援法の施行直後は、報酬の日額化等によって事業者の減収が見られておりましたが、国・県による特別対策・緊急措置で、従前の報酬の90%の保障や報酬単価の引き上げなどの激変緩和措置が講じられておりますので、一定の経営改善が図られていると考えております。また、現在、国におきましては、新たな経済対策の一つとして、障がい者福祉事業所の支援の拡充も検討されておりますので、その動向を注視しているところであります。県といたしましては、全国知事会等を通じまして、国へ事業者の経営基盤の強化を引き続き要望してまいります。

また、平成18年度に、県内約7,000社を対象と

した障がい者雇用に関する企業アンケート調査では、障がい者を雇用したことのない企業が約8割ありました。このため県では、中小企業の障がい者雇用に対する支援として、障がい者雇用の事例発表等を内容とする企業向けセミナーの開催や、障がい者の特性や能力を知ることができる職場実習の促進などに取り組んでいるところであります。今後とも、労働局や就労支援機関等の関係機関と連携しながら、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 障がい者雇用の問題につきましては、さまざまな議論がなされましたけれども、本当に同じ地域で、そしてそういう仕事についていくという、ノーマライゼーションといえますか、その上からも非常にこれは大切なことですので、特段のまた取り組みをお願いしておきたいと思えます。

次に、医療対策について、福祉保健部長に2点ほどお尋ねしますけれども、まず1点目は、これからの高度な医療、あるいはまた現在、さまざまな問題といえますか、NICUの問題等も先日報道されましたけれども、人材不足といえますか、そういう問題等もたくさんございます。特に看護師とか助産師の高度技能習得、こういうものが今から大事になってくるんじゃないと言われておりますけれども、現状と今後の取り組みについて伺いたいと思えます。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 急速な医療技術の進歩に伴う高度・専門化する医療に対応する看護や、より患者の視点に立った質の高い看護の提供が今求められてきております。このような中、県におきましては、例えば最新の医療安全について学ぶ研修会やがん患者の在宅療養を支援するための看護など、新しい看護分野の

研修会などを行うとともに、助産師につきましても、最新の助産管理等を学ぶ研修会等を実施しております。また、県内の病院においても、救急看護や新生児集中ケアなどの特定の看護についてのスペシャリストを育成するため、日本看護協会が認定する「認定看護師」資格取得のための講習会を受講させるなどの取り組みも行っております。県といたしましては、今後とも、関係機関と連携しながら、看護師、助産師等の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 これもちよっと要望しておきますけれども、死因の3分の1はがんと言われます。そして今、緩和ケア体制の充実というのが求められております。また、先ほど申し上げましたけれども、最近では北海道における未熟児のたらい回し事件が報道されまして、NICUの設置とか運営体制の充実ということについての課題が浮き彫りにされました。こういうことに対する高度な技術、識見を持った看護師の養成というのは今後大事になってくると思えますので、先ほどお答えのありましたような体制で、今後の人材の確保あるいは人材の質を高めることに努力をしていただきたいというふうに思えます。

次に、新型インフルエンザ対策の強化について、これも重複しますけれども、新たな対策として、プレパンデミックワクチンの製造が行われるということでございます。しかし、過去に発症しました鳥インフルエンザにかかってたくさんの方が亡くなりましたが、その中で何とか回復された、こういう方々からつくられるワクチンであります。これから本県にもそういうシーズンがやってまいりまして、鳥インフルエンザの心配があるわけでありまして、そう

いう作業に従事される方につきましては、このワクチンというのはかなり期待されるんじゃないかというふうに思います。しかしながら、そうでない本当に新型インフルエンザが発生してきたときには、今のところ打つ手がなくて、タミフルということになっておりますけれども、そのタミフルの備蓄、そしてそれが通り過ぎた後、通り過ぎて、またその新型インフルエンザに抵抗性を持つ、克服された方から得られるパンデミックワクチンというものが製造されればいいんですけれども、これは少なくともその流行から半年以上はかかると、こういうことですね。新型インフルエンザが起こった場合には、対処のしようがないというような状況でございますけれども、一連の新型インフルエンザ対策の状況と県の取り組みについてお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新型インフルエンザ対策といたしましては、お話にありました抗インフルエンザウイルス薬タミフル9万6,000人分の備蓄や、感染症指定医療機関等における必要病床数の確保を図っております。また、現在、新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑え、社会・経済機能を維持するための新型インフルエンザ対策行動計画を策定中であります。さらに、医療従事者に対する啓発など医療体制の強化に努めるとともに、県民の皆様に対しては、手洗い・うがいやせきエチケットの励行、食料品等の備蓄、流行時における外出自粛の重要性などの啓発に努めております。今後とも、全庁的な体制整備を図るとともに、市町村や医師会等関係機関と連携しながら、対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 新型インフルエンザ対策につ

きましては、これもまたさまざま準備をされていると思いますけれども、本当に県民の命を守る大事な対策となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、金融・経済の安定・強化に関して、知事にお尋ねをいたします。

国会では今、金融機能強化法案をめぐり、議論が行われております。世界的な金融破綻の影響は、先ほど申し上げましたが、既に地方の金融にも及んでおります。その中でも、いわゆる貸しどめ、貸しはがし、貸し渋り——現実に私も貸しはがしの本当にひどい実態というのをお聞きしましたけれども——これは許せないという状況でございました。その防止のために、国は資本投下を行い、金融機関の資本基盤を強化し、地方銀行には地域経済に対する適切な金融仲介機能を発揮していただき、地方の中小・小規模企業を守っていただきたいと。国はまた現在、9兆円規模の金融支援を実施し、この規模で少なくとも年内の金融の安定は図られるとしておりますが、中小・小規模企業の方々というのは、資金繰りの悪化がさらに大きな波となってやってくるんじゃないかという危機感を持っておられます。今後、30兆円規模の緊急融資制度の実行に大変な期待を寄せているところでございます。国には、早急かつ万全な対策をとっていただきたいというふうに思いますが、県は本県金融の現状をどう認識され、金融安定化に向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 本県の中小企業は、世界的な金融危機や国内の景気低迷の影響を受けまして、大変厳しい経営環境にあると認識しておるところでございます。このような中、県では、国の「緊急保証制度」の創設に合わせま

して、セーフティネット貸付の貸付要件の拡大や、融資枠を52億8,000万円から100億円に増額するなど、中小企業の金融の円滑化を図っているところであります。さらに、年末に向けて万全を期すため、私が直接、金融機関を訪問し、協力を要請することとしております。

○長友安弘議員 商工観光労働部長にお尋ねいたしますけれども、この中小・小規模企業に対する支援についてであります。安心実現のための緊急総合対策である資金繰り対策、すなわち9兆円の枠については、日本政策金融公庫あるいは沖縄振興開発金融公庫による10月1日からのセーフティネット貸付の強化に加えまして、10月31日からは信用保証協会による緊急保証が開始されております。しかしながら、現行の資金繰り対策について、このところ、中小・小規模企業の方々から苦情が上がっております。ほとんど昨年と比べて売り上げは落ちております。また、利益率も落ちて、大変な状況であるわけですが、必死になって市町村の窓口に行きまして、対象事業の認可を受けられます。そして、銀行とか信用保証協会に行かれるわけですが、本当にそこではねられるといいますか——何のための制度か、なぜ不況の影響を受けて苦しむ中小企業を救済しないのかという叫び声でございます。県内の中小・小規模企業の資金繰りの状況及び制度利用に関して、本県の実態をどう把握しておられるのかお尋ねしたいと思います。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 緊急保証制度は、10月31日からスタートしたわけですが、そのスタートから12月3日までの約1カ月間における申込件数——緊急保証制度であります——これは126件となっております。この創設前にセーフティネット貸付が

あったわけですが、その制度の申し込み件数が、4月から10月末までの7カ月間で263件となっておりますので、これを比較いたしますと、この緊急保証制度による保証は、わずか1カ月間でその前の7カ月間の約半数の申し込みがあったと、そういった実態になっております。これからまた年末に向けまして、資金需要が本格化しますことから、先ほど知事も申しましたように、知事が直接行って金融機関にお願いするなど、そういうことを進めまして、これから本制度の利用が高まってくるのではないかとこのように思っております。

○長友安弘議員 わずか1カ月間で、創設前の約半数の申し込みがあったと。これほど資金繰りが逼迫しているということでございます。したがって、知事にもう一回お伺いしたいと思いますけど、10月31日から始まりましたこの緊急保証制度の利用件数というのは、全国的には先週末で4万件を超えております。また、九州各県の状況をまとめたデータもございしますが、これらを見ますと、本県の銀行、信用保証協会の取り組み状況というのは慎重過ぎると言わざるを得ません。本当にこの30兆円、今後30兆円と言われますけれども、このような多額の資金のほとんどを、今4万件の中では何が使っているかということ、メガバンクが持っているわけですが、メガバンクが持っているわけですから、お隣の熊本県でも、たしか2,000件以上だったと思っておりますけれども、非常に積極的に活用をしております。九州管内でもその取り組みの差が歴然としているわけですが、各県の財政規模からしますと、30兆円なんていうお金というのは、本県にとりましては、マックスで3,000億円ぐらい用意をされたというような感じになるんじゃないか

と思うんですね。定額給付金するときにも申し上げましたけれども、本県は三位一体の改革で350億円以上削減をされているという状況でありまして、そのしわ寄せというのは、中小企業にも少なからず来ているというふうに思います。必要な企業には本当に貸し出すべきだと思うんですね。したがって、それを可能ならしめるのは、これは知事のリーダーシップということになるんじゃないかと思えます。銀行とか信用保証協会というのは、それぞれ遠慮しているというか、そういう状況でございますので、どうか知事と銀行、信用保証協会、3者で協議を重ねて、腹を決めて、この融資制度の活用というのをどれぐらいやらなくちゃと、こういうことをやってもらいたいと思えます。倒産してからでは遅い。本当にこれ以上、失業者を出してはならないと思えますので、この融資制度に対する知事の取り組みについて、再度お尋ねをしたいと思えます。

○知事（東国原英夫君） 先ほども答弁させていただいたように、年末に向けて万全を期すため、私が直接金融機関を訪問いたしまして、協力を要請するつもりでおりますが、議員御指摘のような内容につきましては、また前向きに検討させていただきたいと思っております。

○長友安弘議員 銀行、保証協会は専門家でありますので、さまざまな経営状況を見て判断をしますので、シビアになるわけでありましてけれども、ここは一番、知事の腹決めが大事であろうと思えますので、これはひとつよろしく願っておきたいというふうに思います。

もう時間がなくなりましたので、ちょっと要望しておきます。今まで我が国の経済、本県もそうでありますけれども、外需を中心に日本経済というのは引き上げられてきたと言われてお

ります。今、世界各国もそうでありますが、今回の金融破綻を契機にしまして、内需主導型に切りかえようとしております。しかし、これはなかなか進むというふうには言われておりません。そういう中で、官需といいますか、いわゆる公のところの財政出動、そういうものが大事になってまいりますので、この内需と同時に官需のほうも、限られた財源の中で本当に考えていただいて、少しでも新年度の予算編成等を行っていただきたい。このようなことを最後に要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。（拍手）

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、お疲れさまです。早速、質問をしてまいりたいと思えます。

知事の品格とは、いかなるものでありましようか。近年、「国家の品格」「男の品格」「女性の品格」「親の品格」「自分の品格」など、品格についての書籍が多く出版され、ベストセラーにもなりました。私も「国家の品格」を読み、深い感銘を受けました。

ところで、先月27日と30日の民放テレビのバラエティ番組での知事発言に対し、ある県民の方から、「知事の発言はいかがなものか」との電話が、私にありました。また、今月3日の地方新聞に、「知事の発言に驚いた」との投稿

がありました。いずれも、知事の発言に品位・品格を疑う内容のものであります。いかなる番組であろうとも、知事の発言は、政治家・東国原宮崎県知事の発言であります。発言は知事らしく、品位・品格を持ってすべきと、私も思います。今回のテレビでの発言と知事の品格について、知事御自身の御見解をお聞かせください。

後は自席から質問いたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

私は就任以来、これまでにない、個性あふれる、オンリーワンの存在感ある自治体としての宮崎の実現を目指しております。そのためには、私自身が固定観念や先入観を捨て、新しい、私ならではのオンリーワンの政治・行政スタイルや知事像を構築したいと考え、行動してまいりました。というのも、前例のないスタイルや型破りな発想や行動を持つ政治家や革命家たちが、これまでの歴史を変えてきたと思うからです。私は、宮崎から政治・行政、そしてこの国の歴史を変えようと考えております。そうした活動の一環として、宮崎を知っていただくために、報道番組だけでなく、いわゆるバラエティー番組など、さまざまな番組に出演し、全力で宮崎をPRしているところであります。番組の出演に当たっては、宮崎を確実にPRしつつ、かつ視聴者に宮崎のことを飽きさせないために、自分なりに創意工夫し、真剣でスマートな部分やユーモラスな部分など、硬軟、バランスを考え、見せる努力をしており、サービス精神旺盛な自己演出の中で、議員御指摘のとおり、場合によっては、視聴される方から行き過ぎではないかと受けとめられかねない

ケースもあったかと存じております。私といたしましては、今後とも、皆様のさまざまな御意見や知事の職責というものも踏まえながら、県勢発展のために邁進してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○中野一則議員 知事は、宮崎県民113万6,310人の頂点におられます。県民の中には多くの子供がおります。子供はよくテレビを見ておりますので、テレビの影響は大きいものがあります。テレビ番組での発言は、青少年教育という立場から、子供への影響を考慮すべきものと考えます。歴史を変えると言われましたが、歴史を変える子供を育てることも知事の役割だと、役目だというふうに思っております。いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、テレビ出演に関する私の言動には、細心の注意をしていかなければいけないと考えております。努力いたします。

○中野一則議員 努力をして頑張っていただきたいと思えます。そして、大いにテレビには出て結構だと思えます。大いに発言されて構いませんが、品格だけは守ってほしい、このように御要望申し上げておきたいと思えます。

次に、新年度の当初予算編成についてお尋ねいたします。

ことしの9月、アメリカ、大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発したアメリカ発の金融危機が、世界じゅうに飛び火をいたしております。日本の金融・経済に大影響を与えて、まさに大不況の様相を呈する状況になっているところでございます。宮崎県においても、先日、有効求人倍率が発表されました。0.52、これは19カ月連続の前年同月比の減であります。また、完全失業率も4%でありま

す。このような中での平成21年度当初予算編成の考え方について、知事にお尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 県税や地方交付税など歳入の落ち込みによりまして一般財源が減少する一方、社会保障関係費等が予想以上に増加するなど、本県は厳しい財政状況が続いております。しかしながら、このような中であっても、本県が抱える政策課題に的確に対応するため、21年度重点施策である、雇用創出・就業支援対策、中山間地域対策、子育て・医療対策、環境エネルギー対策について、積極的に展開していく必要があると考えております。したがって、21年度当初予算におきましては、財政改革を着実に推進して財源の捻出に努めながら、地域経済の状況等も十分に踏まえ、選択と集中の理念のもと、優先度の高い施策や事業には積極的に取り組み、私のマニフェストの実現を目指してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 予算について、私もちょっと調べてきましたが、当初予算は、平成13年が6,812億円で、これが一番ピーク、そして翌年、14年から20年まで7年連続、前年を下回る予算でありました。また、決算ベースでも調べてきましたが、平成10年が7,042億円で、これがピーク、そして平成11年から19年まで9年連続マイナス予算であります。これは限界に来ている、このように認識するものであります。県の景気対策、雇用対策、県経済の再生、基幹産業である農業の振興等々を考えれば、平成21年度当初予算は、景気対策、雇用対策のためにも、公共事業あるいは社会保障を中心にした、20年度よりも増額する予算を組むべきだと思っております。いろいろと積極的に取り組むと言われてきましたが、ぜひ20年度よりも幾らか増額をし

て、県民に明るい展望を示していただきたいと思います。知事、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 財政状況が厳しい中であっても、本県が抱える政策課題には的確に対応していく必要があると考えております。県内景気の現状は十分認識しておりますので、厳しい財政状況であることを踏まえながら、選択と集中の理念のもと、重点施策の推進のほか、社会経済情勢の変化、新たな県民ニーズ等に的確に対応してまいりたいと考えております。また、国におきましても、現在、景気の後退等への対応策として2次補正予算の検討が進められておりますので、その動向を見きわめながら、財政健全化とのバランスを図った上で、本県の景気対策として有効活用できるよう、その対応については総合的に検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 県のほうは、既に原案はできていると思うんです。そしてまた、先ほど言われたように、国もいろいろと対策を打つようでありますけれども、この前、総理が熊本県で、地方交付税をいかにして流すかというような話をされておられました。もう一回、練り直しをしてみて、予算をいろいろやってほしい、できたら前年よりも増額で、というふうに要望しておきたいと思っております。

次に、19年度決算の実質収支額についてお尋ねをいたします。

19年度の実質収支額、これは普通、黒字ということになるんですが、24億8,400万円でありました。過去10年間、平成9年度から18年度は、19億1,400万から20億2,900万の範囲内に必ずあります。平均が19億8,500万円、今回ほぼ5億円ほどふえております。これが自然、現実の決算だというふうに私自身は理解をするもので

ありますが、実質収支額が5億円大幅に伸びた理由を総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 御指摘のように、本県で例年、実質収支額20億円前後ということでございますけれども、19年度決算は5億6,000万程度上回っておるとい状況です。理由といたしましては、まず歳入で、県税が最終予算を上回る収入があったということが一つ。一方、歳出のほうでは、歳出削減の努力等によりまして、執行残が予想以上に多くなったということでございます。

○中野一則議員 平成19年に財政健全化法が制定されました。正式には20年度から公表なんですけれども、19年度の決算から健全化判断比率ということで、主なものは、連結実質赤字比率など4項目であります。こういうものの公表をするようになった。決算の安全性確保のために、実質収支額を例年よりも急激に増額したとは思いませんけれども、そんな気もせんでもありません。来年度以降、今回のような変化があるのか、またもとの19億、20億円というものに戻るのか、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 19年度は、先ほど申し上げたように、若干補正なりで予測が不可能な部分が出てまいったということでございます。それが20年度決算以降どうなるかという点については、私どもとしては、できるだけ不確定な要素を縮めたいとは考えておりますけれども、20年度以降、その額がどうなるかということについては、現時点では定かに申し上げられないと思います。

○中野一則議員 的確な決算をすべきだと思いますが、自然な流れでの決算を要望しておきたいと思います。

次に、危機管理政策についてでございます。

まず、訓練の成果についてお尋ねいたします。日ごろから県民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成を図るために、県は毎年、総合防災訓練を実施されておられます。ことしは5月25日、西諸県郡、関係市で実施されました。また、10月19日、これは国土交通省主催でありましたけれども、宮崎港で大規模津波防災総合訓練がありました。そして、同じ月の27日、これは図上訓練でしたけれども、天然痘の生物テロに関する宮崎県国民保護共同図上訓練が実施されました。県民の安全で安心な暮らしの確保をするために、これらの訓練のどのような成果があったものか、また課題はなかったかを総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 今、議員御指摘のように、今年度も幾つかの訓練を重ねてまいりました。端的に申し上げれば、やはり練度の向上というのが基本になろうと思います。その上に、関係機関の連携強化というのが成果としてつながってくるのではないかと考えております。さらに、こういった訓練を繰り返すことによりまして、住民の防災意識の向上にもつながるのではないかと考えております。一方、こういった訓練をやる中で、その反省点といたしまして、多くの関係機関あるいは住民の参加ということで課題があったのではないかと考えております。

○中野一則議員 次に、自衛隊の協力とえびの駐屯地の重要性ということで質問したいと思いますが、えびの駐屯地存続期成同盟会が9月1日に、知事に対して、陸上自衛隊第24普通科連隊等えびの駐屯地の増員増強と存続について要望をいたしました。私も同席をいたしました。恐らくこれを受けてのことだと思っておりますが、知事は先月27日に、防衛省に陳情をされておられま

す。陳情内容とその結果をお聞かせ願いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 先日、11月27日の防衛省訪問では、これまでの災害時の自衛隊派遣に対するお礼とあわせて、県内駐屯地等の現状維持についてお願いしてまいりました。特にえびの駐屯地は、平成16年の新防衛計画大綱策定時に廃止候補となり、県も地元と一丸となって存続運動を展開して、これまで現状維持が認められた経緯もあることから、本年9月には、えびの市ほか地元自治体で組織する存続期成同盟会の要望を受け、その重要性についてお願いしたところでありました。陸上幕僚長は、えびの駐屯地の重要性を認識され、私が直接要望したことに対して一定の評価を得たところであると感じております。

○中野一則議員 各防災訓練のときも、あるいは災害が発生したときも、必ず自衛隊が主体的に協力し、あるいは支援されております。有事の場合も同様であろうと考えるわけでありまして。あってはならないことでありますが、万が一、有事が発生した場合、恐らく南九州においては、都城と国分の連隊が前線へ出て、えびのの24普通科連隊は後方支援部隊の態勢をとると考えられます。このようなときに万が一、災害が発生した場合、頼みとする自衛隊は、えびの駐屯地の24普通科連隊になると思うんです。ところが、24普通科連隊は平成16年度改編で縮小され、コア化部隊になりました。えびの駐屯地の隊員は、1,380名おられたものが、現在は600名に削減されております。そして、現在、自衛隊の新たな改編がされていて、さらに縮小という懸念があるわけでありまして。それで、先ほど来の陳情をしているところでありまして。

また、陸上自衛隊は、全国に5つある方面隊

ごとに教育隊専門の方面混成団を編成しつつあります。既に結成されている東北、中部の方面混成団を見ますと、この混成団には、前期の再編でコア化された連隊が組み込まれております。西部方面混成団が編成されるとき、コア化されているえびの24普通科連隊が組み込まれるおそれがある、その可能性が大きいのではと、私も懸念いたしております。災害や有事のことを考えれば、県民の安全・安心のために、危機管理体制上、えびの24普通科連隊はコア化や新たな縮小でなく、もとの精鋭部隊に回復されるべきものと思います。知事も一生懸命努力してもらっておりますが、さらに西部方面総監部あるいは第8師団、さらにまた防衛省への陳情を、繰り返し知事からお願いしたいと思っております。いかがなものでしょうか。

○知事(東国原英夫君) えびの駐屯地は、昭和56年の設置以来、災害派遣に積極的に対応していただいております。地元にとって極めて心強い存在で、経済振興にも寄与していただいております。また、京町温泉マラソンや霧島登山マラソンなどの地元の行事にも積極的に参加をしていただくなど、えびの市を初めとして周辺市町村との共存共栄のまちづくりに重要な存在であると認識しております。したがって、今後とも、地元自治体と十分連携を図りながら、引き続き要望してまいりたいと思っております。

○中野一則議員 ありがとうございます。

次に、消防本部の広域化についてでございます。本県も、人口減少などに対応しながら、消防本部の機能を維持するため、総務省消防庁が求める広域化推進計画を策定されました。現在9つある消防本部を1消防本部に、または3消防本部も検討するというものであります。そ

の後、宮崎県の進展はあったのかを含めて、宮崎県として消防本部のあり方をどのようにされるのかを、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 大規模化する災害あるいは高齢化・人口減少に伴いまして、地域防災力の低下が叫ばれております。さらにこの傾向は強まっていくことが予想されますので、消防広域化については住民サービスの向上あるいは消防体制の強化等、いわゆる行財政上のさまざまなスケールメリットが期待できますので、昨年度末、宮崎県市町村消防広域化推進計画を策定いたしました。この広域化の組み合わせについて関係者の意見の一致が見られなかったことから、この計画上は、県域1消防本部、さらには3消防本部体制の2通りの案を記載したところでございます。現在、この組み合わせにつきまして、組み合わせの有効性、具体的なメリット、あるいは課題等について検討を行っているところでございますけれども、決定に当たりましては、市町村、各消防本部等関係機関と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 広域化策定に当たっては、現在9つある消防本部、及び非常備の高千穂町など7町村のそれぞれの立場や要望等をよく聞いて取り組まれているものかどうか。先ほどは十分協議するという説明でありましたけれども、改めてお聞きしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 現在、各関係機関と協議中でございます。さらに、非常備町村につきましても、常備化の動きとあわせて、関係の消防機関も含めて今、お話を進めている段階でございます。

○中野一則議員 これからの広域化の、消防本部を1つか3つに、この複数案をまとめる作

業、策定後5年後を目標に統合の実現をさせることになっております。また、非常備の町村が7つもあり、面積が極めて広いわけですから、ということ等を考えれば、危機管理局に消防本部広域化のための対策か支援の特別室を設置して、より専門的に取り組む必要があるのではないかとと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 広域化については、今、国のほうからも指導が来ておりますので、3地域あるいは1地域本部体制で検討を行っているところでございます。それに準じて消防の広域化を進めてまいりたいと思いますので、議員御指摘の内容に関しては、今後、必要性もかんがみながら検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 消防広域化の策定に関することはもちろんのことではありますが、防災上の危機管理体制には、警察や自衛隊と同様に、消防の果たす役割が大変大きいと考えております。危機管理局に既に警察から課長が着任、あるいは自衛隊からも一佐の幹部が登用されております。消防本部からも消防長クラスの幹部を危機管理局に配置すべきだというふうに考えますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 関係各位の意見を十分交換して、また検討させていただきたいと思っております。

○中野一則議員 次に、教育・文化行政についてであります。

まずは、小中高一貫教育についてお尋ねしたいと思います。県と、えびの市、串間市、西都市、それに美郷町が共同で小中高一貫教育の特区申請をしました。そして、ことしから正式に本格的にスタートしております。どこの市町も真剣に取り組んでおられるということを知って

おるわけでありますが、県教育委員会が管轄する高校では、串間の福島高校が大変積極的で前向きに取り組んでいるというのを聞いているところがございます。その取り組み内容について教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 串間市では、小中高一貫教育の本年度からの実施に向けまして、地域住民や学識経験者等で構成されます「一貫教育推進協議会」や、校長や市教育委員会職員で構成されます「一貫教育推進委員会」を設置し、昨年度から積極的な協議検討が行われるなど、串間市全体で一貫教育に取り組む機運の醸成が図られてきたところであります。また、串間市の自然、歴史、産業等を学ぶ中でみずからの生き方を考える教科として、新たに「くしま学」を開設されたところではありますが、これに先立ちまして、新たな教科に対する教職員の理解啓発を図るために、地域の自然や歴史の専門家を講師とします研修講座を実施されたところであります。現在、串間市内の学校では、数学科、英会話科、英語表現科等の授業における小・中・高校の教師の相互乗り入れや、児童生徒の交流活動等、小中高12年間を通した、系統性、一貫性のあるさまざまな教育活動が展開されているところであります。県教育委員会といたしましては、小中高一貫教育を実施する市町村の取り組みが円滑に、また主体性を持って推進されるよう、各学校を指導しますとともに、関係市町村教育委員会と緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 小中高一貫教育は、もともと高校の存続に絡み、学力向上を含めた特色ある高校づくりの必要性からスタートしたものだ、このように思います。飯野高校、福島高校、妻高校は、隣の町に県立の進学校があります。こ

ういう高校に遜色のない、特色ある学校をつくるため、学力向上を図るために、県教育委員会にさらなる強力な支援と指導をしてもらいたいと考えております。どうかそういう立場からの取り組みを教育長、よろしく願いいたします。要望にしておきます。

次に、県教育委員についてであります。まず簡単な歴史を申し上げますと、この制度の歴史は、昭和23年に教育委員会法が成立されました。そして、当時は、委員は直接選挙、いわゆる公選でありまして、定数が7名でありました。また、議会からも教育委員が出るようになっておりました。そして、31年に任命制に変わりまして、定数は5人、それから平成12年に教育長も教育委員の中から選任するということになりまして、定数6名になったところであります。県の教育委員の選考基準はいかなるものかを総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 教育委員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」におきまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有する者のうちから、議会の同意を得て知事が任命することと定められております。実際の選考に当たりましては、法律の趣旨を踏まえ、広く民意を反映させる観点から、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮いたしますとともに、子を持つ親の意見を委員会に反映させるということから、保護者を委員に加えるなど、教育行政に関する大所高所からの判断が確保できるよう努めているところでございます。

○中野一則議員 昭和31年の任命制になってから既に52年になります。この間、43名の教育委員が誕生されておられます。先ほどその基準を答弁されましたが、まことにすばらしい基準で

あります。委員は実は宮崎教育事務所管内に偏っているわけです。ここだけで23名、全体の53.5%を占めております。反対に、西臼杵、児湯、南那珂、西諸の教育事務所管内からは極端に委員が選出されておられません。また、教育委員ゼロの市郡もいまだにあります。西臼杵郡、西都市、東諸県郡、串間市、西諸県郡、そしてえびの市でございます。この中には、なぜか、先ほど言いました小中高一貫教育を実施している串間市、西都市、えびの市が含まれているわけです。委員の選考基準は地域性も考慮すべきだ、私はこのように思いますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 教育委員の任命に当たりましては、地域的に著しい偏りを生じさせないという観点から、県央、県南、県北の各地域に居住される方を委員に任命しているところであります。現在、教育長も含めて6名の委員を任命しておりますが、内訳は、県央地域が4名、県南地域及び県北地域各1名となっております。今後とも、御指摘の地域的なバランスにも配慮しながら、多様な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次は、県文化賞の選考審査会委員の公表についてお尋ねしたいと思います。県文化賞は、本県の文化の向上・発展に特に顕著な業績を有する者を顕彰する目的で創設されました。ことしで59回を迎えております。ことしも芸術部門、文化功労部門に大変すばらしい4人の方が選考されました。ところで、審査するほうの審査会委員が、実は公表されていないわけでありまして。なぜ県文化賞の選考審査会委員が公表されていないのか、その理由を県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 県の文化賞で

あります。今、質問にございましたように、これは、昭和25年に創設された本県の最も歴史のある表彰制度であります。受賞者の選考に当たりましては、各分野の専門家を委員として委嘱して、約4カ月に及ぶ慎重かつ厳正な選考審査を行って答申をいただきまして、その答申を尊重して受賞者を決定しているところであります。このように、受賞者の決定に当たりましては、個々の選考審査会委員に非常に重要な役割を担っていただいております。委員名を公表した場合、中立公平な審査に支障を来すおそれがあることから、委員名については、賞の創設当初から公表していないところであります。

○中野一則議員 考え方が古いような気がいたしますが、私は、受賞者のためにも、県民のためにも、公表すべきだと思います。公表することが、文化賞に大変ふさわしいものだというふうに思います。しかも、ほかの選考委員は、若山牧水賞も国の文化勲章も公表されております。私は鹿児島県にも聞いてみました。鹿児島県は県みずからが決定するというので、審査委員の制度はとっておられないようであります。また、熊本県にも聞きました。ここは文化振興審議会条例が定めてあって、この条例の中に審議会がある。オープンにされた審議会の中で決定をして県民文化賞を与えている、こういうことであります。宮崎県もぜひ公表すべきだというふうに思います。また、知事のマニフェストの中の行政改革に、県政に関する情報の原則公開の推進というのもあるわけですから、ぜひ来年度からは公表していただくように、知事にお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 県の事務事業については、その透明性の確保が極めて重要であると認識しております。しかしながら、県文化賞の

選考委員会委員名につきましては、その性格上、委員名を公表した場合、中立公平な審査に支障を来すおそれがあり、また、委員の中には公表を望まない方もいらっしゃることから、ただいまのところ公表していないところであります。

○中野一則議員 中立公平を守るためにも、ぜひ公表していただきたい。また、公表を嫌がる人は、もともと審査委員になる資格がない、このように思うものであります。

次に、郷土の先覚者、歴史上の人物についてお尋ねしますが、県内を巡回して青少年に郷土の先覚者の偉業の啓発普及を図る、郷土先覚者顕彰事業に取り組んでおられます。県庁本館県民室には、伊東マンショや小村寿太郎など9人の先覚者の肖像画を展示されております。また、県総合文化公園などには、石井十次、若山牧水など先覚者7体の銅像が建立されております。これからしますと、宮崎県が顕彰する郷土の先覚者はちょうど10名になります。

ところで、大変人気のあったNHK大河ドラマ「篤姫」は、次の日曜日で最終回を迎えますが、篤姫の出身地であります鹿児島県は、歴史上の人物が多い県だと言われております。しかし、神話・伝説の国「宮崎県」は、鹿児島県以上の歴史があり、宮崎県出身や宮崎県にゆかりのある歴史上の人物や郷土の先覚者、偉人は、鹿児島県に決して劣るものではないと思っているものでございます。神話の時代から現代までの歴史上の人物などを総点検、見直しをして、大きな肖像画に偉業などの説明つきで、県庁本館の玄関ロビーや県民室をもっと思い切って広げて展示したらどうかというふうに考えるものであります。このことは、青少年の郷土歴史教育や県民の宮崎県再発見、あるいは宮崎県人と

しての自信や誇りにもつながり、また観光資源にもなると考えるものであります。県庁観光客もいまだに多いわけではありますが、宮崎県への認識、イメージがもっと大きくなるのではないかと思います。知事、ぜひこの取り組みをよろしくお願ひしたいのですが、お考えはいかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 郷土の先覚者たちの偉業というのは、我々県民の誇りであり、また、次代を担う青少年にとって、人生の道しるべともなる地域固有の財産であると考えております。このため、県におきましても、官民一体となった先覚者銅像の建設や、本県ゆかりの数多くの先覚者の偉業を整理した書籍の発行などにより、その周知に努めてきたところであります。さらに、昨年度からは、県総合文化公園内の案内看板の設置や、県立の各文化施設内のパネルの常設などに取り組んでいるところであります。今後とも、郷土の先覚者等の偉業を県内外に広く周知し、その活用による地域づくりを促進してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、先ほど言いましたことを検討して、前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。いずれは知事も、知事としての偉業を果たしたということで、大きな肖像画が県民室かどこかに張られる日があるだろうと思ひますので、今のうちから取り組みをよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

次に、福祉行政についてであります。

乳幼児医療費の無料化であります。子育て支援乳幼児医療費助成事業が、10月1日からスタートしました。県下全市町村、支障なく完全な形で実施されたものと思ひますが、いかなものだったか、また県の負担額は幾らになったかを、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 乳幼児医療費助成事業につきましては、お話のように本年10月から、すべての市町村において、入院・入院外ともに、助成対象年齢が小学校入学前までに拡充されたところであります。また、これによりまして、県の負担としましては、通年で計算した場合は約1億9,000万円の負担増ということでございます。

○中野一則議員 今回の制度は、前向きに、知事の公約どおり実施されたわけでありましたが、まだこれよりもすばらしい取り組みをされている、県内でもそういう市町村があると思うんです。また、県外でもそのような優良事例があると思いますが、御紹介いただけないものでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 医療費助成の助成対象年齢が県内で最も高くなっておりまして、県内の市町村では新富町と西米良村、都道府県では東京都となっております。これらはいずれも、入院・入院外ともに中学校卒業までとなっております。

○中野一則議員 例えば、小学校3年生まで実施した場合、小学校6年生まであるいは義務教育が終わる中学校3年生まで実施した場合、幾らのお金が増額されるかわかりませんが、医療費全体はふえるわけですが、これを段階的に実施して、それこそ、子育て日本一の宮崎県をつくらどうかというふうに思いますが、これから先の取り組みは、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 乳幼児医療費助成事業なんですけど、私のマニフェストを実行させていただきまして、本年の10月から実施に向けて取り組んでおるところでございます。対象年齢の拡大につきましては、財政状況が非常に厳し

い中、県や市町村の大幅な負担増を伴うものでありますので、当面は、本年10月に開始されましたこの事業を安定的に運営することに努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次は、地域活動支援センターについてお尋ねしたいと思うんです。私の地元の福祉作業所は、不況の影響だと思うんですけども、入所者の仕事が大変少なくなった、探しても探してもなかなか仕事が見つからないということをお聞きしました。また、その分、経営も苦しいようでもあります。大変立派な仕事をされている支援センターでありますけど、仕事をふやすための対策、支援策というものはないものか、福祉保健部長、教えていただきたいと思っております。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本県では、就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの収入をふやし、そこで働く障がい者の方の工賃向上を図るために、昨年度、「宮崎県障がい者工賃倍増5か年計画」を策定したところであります。現在は、この計画に基づき、障がい者が製作した商品のイベント等での共同販売を行うとともに、工賃向上支援チームを県内3カ所に設置し、事業所での販路開拓や新商品の開発、企業からの受注拡大についての助言などを行っているところであります。経済状況が厳しい中、各センターにおいても厳しい運営状況にありますので、県としましては、今後とも、障がい者の工賃向上に向けて積極的に支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、子供の健康保険の無保険の実態と対策でありますけど、このことは既に今一般質問でも2の方が質問されましたので、要望にとどめたいと思っております。国民健康保険、264世帯427人が——これは中学生までですけ

れども——無保険の状態であった、こういうことであります。これは、憲法上からも児童福祉法上からも大変大きな問題であるわけでありませぬ。国もようやく腰を上げて、いろいろと取り組むようではありますが、まだこれ以外にもあるかもしれません。児童福祉法でいきますと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とありますから、その責任の範囲内で、これからも県として一生懸命取り組んでいただくように要望しておきたいと思ひます。

次に、農業政策についてであります。

まず、米の問題であります。ことしは豊作であったというふうに報じられております。早期水稲は、もちろん豊作でありました。普通期水稲は、収量は昨年よりもよかったと聞いておるんですが、一等米の比率が大変悪かったと聞くものであります。県下の検査結果がわかれば、農政水産部長よりお答え願ひたいと思ひます。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本年産の普通期水稲につきましては、登熟期間中の日照不足等の影響により品質が低下したため、一等米比率が県全体で18.2%となっております。品種別に見ますと、本県の基幹品種でありますヒノヒカリが、雨による倒伏等の被害も加わりまして、一等米比率が14.1%となりましたが、ヒノヒカリよりも草丈が短く、収穫時期も遅くなっております「まいひかり」は、倒伏等も少なく、一等米比率が61.8%と、比較的良好でありました。

○中野一則議員 今、ヒノヒカリが14.1%という話がありましたが、近年、温暖化の影響か何か知りませぬけれども、ヒノヒカリの等級がどうもよくないように思ひます。品種向上対策に

ついてどのような技術指導をされておられるのか。また引き続き、普通作主力品であるヒノヒカリが今後とも安定した品種であり得るかどうかを、部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） ヒノヒカリにつきましては、近年、登熟期の高温障害の影響等により、白く濁った米、いわゆる白未熟粒が発生するなど、品質低下が問題となっております。品質向上を図るためには、遅植えの推進、適正な水管理、さらには土づくりの徹底などの対策を講じることが重要であり、県といたしましては、これらの対策を示したパンフレットを作成、配布し、農家への周知徹底を図るとともに、普及センター等が行う栽培講習会等を通じて技術指導を行っているところであります。

ヒノヒカリの後継品種のことについてかというふうに考えますけれども、普通期水稲で、近年、推進を図っております新たな品種といたしましては、県総合農業試験場が開発・育成しました「まいひかり」がございませぬ。この品種は、ヒノヒカリに比べまして、収穫時期が2週間程度早く、同等の品質・食味を備えておりまして、現在、北諸県地域を中心に約400ヘクタールが栽培されております。

○中野一則議員 「まいひかり」が61.8%の一等米比率であったということ、あるいは「まいひかり」についての取り組みの話がされました。これがヒノヒカリの後継品種になるのかどうかわかりませぬけれども、そうであれば、県として県下全域に展示圃をつくって、その栽培の適性等について検証するべきだというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 「まいひかり」につきましては、平成14年から平成16年まで、えびの市、都城市において品質比較試験に

※ 215ページに訂正発言あり

取り組み、栽培適性の把握を行った上で、平成17年1月に本県の奨励品種に採用したところであり、県といたしましては、作付が特定品種に偏ることで、気象災害の影響や収穫作業の集中等による品質低下が懸念されますことから、ヒノヒカリと「まいひかり」を組み合わせた適正な品種構成への転換を進めるとともに、栽培マニュアルの配布や栽培講習会などを通じて、生産者の栽培技術の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○中野一則議員 「まいひかり」がヒノヒカリの後継品種になり得るかどうか、まだわからなわけですけれども、なり得ないことも想定しておかなければならないと思います。その次の品種の育成というものに既に取り組みされているかどうかを担当部長、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 総合農業試験場におきましては、高温条件下でも品質が安定する有望系統について、現在、現地適応性を把握するための品種比較試験を実施いたしております。今後とも、本県の米生産の持続的な発展に向けまして、需要に応じた売れる米づくりを推進する観点から、本県の特性を踏まえ、食味、品質のすぐれた品種の育成に取り組んでまいりたいと存じます。

それから、私は、先ほど、まいひかりの特性について、「ヒノヒカリに比べまして、収穫時期が2週間程度早く」というふうに答えたようでございますが、「2週間程度遅い」ものであります。失礼いたしました。

○中野一則議員 次に、食料自給率の向上対策についてお尋ねをいたします。食の確保・食の安全対策特別委員会で三重県を調査いたしました。その折に、三重県は食料自給率を設定しているという話でありました。聞けば、全国に18

県、九州でも福岡・佐賀・熊本・鹿児島県がそれぞれ県の自給率を設定しているようであります。先日、国も自給率50%を目指すというふうに報道されておりました。日本の食料基地宮崎県であります。食料自給率目標値の設定をすべしと思いますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 食料自給率の設定をすべしという御意見かと思っております。世界的な食料需給が逼迫する可能性を指摘される中にあり、先進諸国で最低水準の我が国の食料自給率を向上させることは大変重要でございます。今般国においては、食料自給率を50%に引き上げるための工程表が公表されたところであります。本県はこれまで、我が国の食料供給県としての役割を十分認識しながら、食料自給率の向上に向けて、安全・安心な農畜産物の生産拡大や家畜飼料の自給体制の強化など、関係者一丸となって取り組んでまいっております。また、幅広い県民の方々に食や農業を理解していただくために、地産地消の推進や、食育等による国産の消費拡大等にも積極的に取り組んでいるところであります。今後はさらに、農業者や県民が一体となってこれらの取り組みの輪を広げていく観点から、食料生産の目安として、本県独自の自給率の目標設定につきましても検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 粗飼料のことにちょっと触れられましたが、世界的な目から見れば、食料不足、水不足というのが世界規模であるわけであり、温暖化現象、地球的環境問題等を考えた場合に、輸入飼料に依存している畜産の自給率、これも向上しておくことが非常に重要だと思います。その現状の取り組みを、もうちょっと具体的に部長、お答え願えないでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県の飼料自給率は、粗飼料では91%と全国平均を上回りますものの、輸入の依存度の高い配合飼料を給与する豚、鶏等の頭羽数が多いために、トータルでは24%と、全国平均を1ポイント下回る状況にあります。このため、粗飼料につきましては、飼料生産を受託するコントラクター組織の充実強化や、トウモロコシ等の作付面積を拡大することによりまして、平成25年度には自給率100%を目指すこととしております。また、配合飼料の自給率を高めますために、飼料イネのホールクロップ化、飼料用米の作付拡大を推進しますとともに、焼酎かす等の食品残渣を利用するエコフィードの積極的な活用を進めることとしております。今後とも、畜産の飼料自給率を高めることによりまして、食料自給率全体の向上につなげてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、品種登録の件についてお尋ねしたいと思いますが、青森県でリンゴなどの品種登録の取り消しがあつた、こういう報道がありました。まさかとは思いますが、本県でこのような事例が過去あつたのかどうかということと、本県の農作物の品種登録の件数あるいは商標登録の件数、わかっておれば県内農業団体等の商標登録の状況がいかかであるかを、農政水産部長にお尋ねしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） まず、品種登録の件でございます。種苗法に基づく品種登録制度におきましては、毎年度の登録料を納付期限までに支払わなければ、育成者の権利が取り消されることになっております。本県では、登録料の納付について、毎年度、納付期限などを厳格にチェックしておりまして、確実に登録料を完納していることから、これまで登録の取り消しが行われたような事態はございません。

次に、品種登録及び商標登録の件についてでございます。本県では、総合農業試験場において、農作物の新品種を育成し、普及、実用化を図ることに努めておりまして、現在までに品種登録で、稲、花卉などで45件、商標登録でイチゴ1件を取得しております。また、県内の農業団体等におきましては、代表的な商標登録といたしまして、JA宮崎経済連では、「宮崎牛」「太陽のタマゴ」「ハマユウポーク」、御案内のいろいろな登録でございますが、15件、また、JA延岡では「空飛ぶ玉ねぎ」、北浦漁協においては「北浦灘アジ」などが取得されておりまして、商品の広告、消費者から信頼される商品づくりに活用されているというふうに考えております。

○中野一則議員 今後とも、せっかく取得した品種登録が取り消されることのないように、十分気をつけていただきたいということと、ますます商標登録等をしていただくように、よろしく願いしておきたいと思います。

次に、耕作放棄地の対策であります。ことしから農水省も、耕作放棄地再生利用推進事業をスタートさせております。耕作放棄地の対策の一つとして、農地取得の下限面積の緩和もあると思うんです。我々特別委員会は、奈良県大淀町を調査いたしました。構造改革特区を利用して、原則50アールを10アールに、下限を緩和されております。また、宮崎県においても、既に30アールが5町村、40アールが6町村あるわけですけれども、10アールから20アールぐらいに引き下げて、耕作放棄地対策をすべきであろうと思つているところであります。そのためには、県の強力な指導が必要だと思つています。農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農地を取得し

ます場合、農地法では、農地の効果的な利用を図るために、原則として下限面積を50アールと定めております。また、平成17年の制度改正によりまして、耕作放棄地等が相当程度存在する地域等においては、10アールまで緩和できる特例措置が設けられております。しかしながら、本県におきましては、各市町村で、下限面積の適用がない農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動により対応している例が多いことから、この特例措置につきましては、現在まで適用した例はございません。耕作放棄地の解消は重要な課題であると認識しており、市町村の意向はもとより、現在、国が農地取得の規制の見直しを行っておりますが、そういった動向等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 新年度予算編成のときにお伺いしたかったわけですが、ちょっと時間がありませんから、再度お尋ねしたいと思うんですが……。今回の経済不況は100年に一度のものと、こう言われております。100年に一度となれば、100年前にあったことになるわけですがけれども、これは御承知のとおり、1929年の世界大恐慌であったわけでありまして。このときの対策で名高いのが、アメリカのルーズベルト大統領がとったニュー・ディール政策、公共事業による雇用創出、総合開発計画というふうに思うわけでありまして。宮崎県も、平成のニュー・ディール政策として取り組んだらどうかというふうに思っております。いまだに今日、ケインズの経済学が100%機能するとは思いませんけれども、ぜひ公共事業をふやして雇用等を図っていただきたい、このように思っているところでありまして。特に、西諸地域では畑かん事業を行っております。こういう政策的なものを――国の

事業も25、26年で終了するわけでありまして。県の事業が平成31年までかかるとなっておりますから――前倒しで一緒にするぐらいのことをすることが、宮崎県は農業県の基盤を整備するということになりますから、農業の予算は愚直にどんどん使っていただいて、名実ともに食料県・農業県宮崎を目指してほしいと思います。

以上、要望して終わります。(拍手)

○坂口博美議長 次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 児湯郡選出の松村悟郎でございます。

今、えびのの中野議員が発言されたことに、全く同感でございます。大変な経済危機でございます。県も積極的な財政対策をとっていただきたいと思っております。今、世界は戦後最大の経済危機に直面しております。だれがこの状況を予測したでしょう。1年前の宮崎を思い返してみますと、日本一の「宮崎牛」、「太陽のタマゴ」宮崎マンゴー、そして、「宮崎をどげんかせんといかん」が流行語大賞になるなど、その話題性で宮崎の元気を全国に印象づけた、そんな1年ではなかったでしょうか。私もまた、ミシュランガイドブックが三つ星レストランを華々しく発表し、地方と東京との格差、そして東京一極集中のバブル経済の話題を取り上げたことを思い出します。今日の現状が全く信じられないほどの厳しい状態になったと痛感させられました。宮崎県も厳しい財政状況の中ではありますが、景気・雇用対策への思い切ったてこ入れが必要になるのではないのでしょうか。強く要望しておきたいと思っております。

本題に入ります。今回は3つの件について質問します。

まず初めに、地球温暖化対策についてであります。

現在進行中のこの気候変動、環境問題は、数年のうちに解決できるものではありません。今、行動を起こさなければ、さらに状況は悪化するばかりです。世界気象機関も、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの世界平均濃度が昨年、過去最高値になったと発表し、このまま化石燃料に依存する生活を続けた場合には、100年後には気温が6.4度上昇すると予測しております。私たちも、身近なところで地球温暖化による影響を肌で感じるようになってきました。例えば、局地的な豪雨などの異常気象による災害や、海水温度上昇による漁場の変動、そして昨年の我が県の早期米に見られるような農作物への被害、地球温暖化の影響は確実にこの宮崎にも及んでおります。

京都議定書の発動以来、たび重なる国際会議でも、地球温暖化の問題が重要な課題として議論されております。日本でも、この問題への関心が高まり、マイバッグ運動によるレジ袋削減など、一人一人の心がけによる省エネ行動や、家庭ごみの分別収集、資源リサイクルといった自治体の取り組みなど、環境に対する意識は年々高まっております。また、企業においても、省エネ、エコロジー、リサイクルといった環境を意識した商品開発や社会活動への積極的な取り組みなど、消費者の信頼を得る姿勢が年々増加しております。アメリカを代表する自動車産業のビッグ3が倒産の危機にあるのも、環境対策車への開発のおくれが大きな原因の一つと言われております。改めて環境対策の重要性が全世界的に深まってきております。そこで、知事にお伺いします。宮崎県は何をしなければならないのか、地球温暖化に対して脱炭素社会づくりに取り組む本県の考え方をお伺いしたいと思います。

以下、自席のほうで質問させていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

地球温暖化は、人類や生態系に影響を及ぼす大変重要な問題であり、本県においても積極的にその対策に取り組んでいかなければならないと考えております。このため県では、新みやざき創造計画に基づき、二酸化炭素削減のための実践活動の促進や、二酸化炭素の吸収源となる健全で多様な森林づくりを推進しているところであります。さらに、太陽光やバイオマスなどの新エネルギーの導入促進など、地球温暖化対策を総合的に展開しているところであり、今後とも、県民、団体、事業者、行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。 [降壇]

○松村悟郎議員 環境に関して、まず初めの質問をさせていただきます。省エネルギーに関して、県民に対してどのような啓発活動をされているのか、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

○環境森林部長(高柳憲一君) 温暖化防止のためには、県民一人一人のライフスタイルや事業者の事業活動を見直し、省エネなどに取り組んでいくことが重要であると考えております。このため県では、県民、団体、事業者、行政で構成された環境みやざき推進協議会と連携して、ノーマーカーデーの普及などに努めているところであります。また、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進員が、家庭でできる身近な温暖化対策を地域に広めていく運動を推進いたしております。さらに今年度から、省エネやエコドライブについての講習会を開催し、事業所等における省エネルギーを進めるとともに、エコ

バッグの活用によるレジ袋の削減など、より実践的な取り組みを推進しているところであります。

○松村悟郎議員 地域の婦人会あるいは若い女性のグループなどで、マイバッグ運動というのが本当に進んできているように思います。スーパーでも、マイバッグを持っていくとポイントカードにポイントを押してくれる、そういう形で、商店街もあわせて運動の高まりがあるのではないかと思います。ただ、やっとレジ袋が1枚ずつ少なくなってきた段階でございます。引き続き県民への啓発をやっていただくようお願いしたいと思います。

さて、白熱球1個を蛍光灯にかえるだけでも、二酸化炭素の排出量は5分の1から10分の1になると言われております。県庁も、本庁舎を初め出先機関がたくさんあるわけでございますけれども、県庁の省エネに対する取り組みについてお伺いしたいと思います。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長(高柳憲一君) 県庁におきましては、平成18年3月に宮崎県庁地球温暖化対策実行計画を策定し、低公害車の導入を初めとするグリーン購入の推進、パソコン電源の適正管理などオフィス活動での省エネ・省資源の取り組み、ESCO事業の導入など、県有施設の建築・維持管理における取り組み、水曜日のノーマイカーデーや午後6時の一斉消灯などの4つの重点項目を柱にしまして、全庁挙げて取り組んでいるところであります。

○松村悟郎議員 県庁の取り組みということで今、ESCO事業のお話がありました。NEDOで昨年取り組みをされたケースがございましたけれども、発電事業を主な事業としている企業局で、太陽光発電の取り組みが行われた経

緯がございました。今後の取り組みについて、企業局長にお伺いしたいと思います。

○企業局長(日高幸平君) 企業局における太陽光発電の取り組みについてでございます。企業局では、御承知のとおり、昨年度、企業局の庁舎に太陽光発電設備の設置を計画したところでございますが、国の補助事業に採択されなかったために断念した経緯がございます。不採択の理由が、同一地域内に複数の提案があって、他の提案よりも建設単価が高いということでしたので、現在、国の補助採択に向け、建設コストを低減するために、企業局の施設におきまして、設置場所、設置方法等の検討を進めているところでございます。太陽光発電は、本県の地域特性を十分に生かすことができる新エネルギーでございますし、地球温暖化防止の観点からも非常に重要なことというふうに考えておりますので、導入に向けて引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○松村悟郎議員 決して断念したわけではなくて、再度検討されているということでございます。太陽光発電の普及に向けては、電力会社も、あるいは一般の企業もそうですけれども、公的機関である県も、県民啓発あるいはエネルギー問題に取り組むという意味でも、積極的に取り組んでいく必要もあるのではないかと思います。引き続き御検討をよろしくお伺いしたいと思います。

さて、太陽光発電の普及にとっては、一般家庭への普及が大事ではないかと思います。住宅用太陽光発電に対しては、12の都府県が何らかの形で補助を出していると聞いております。

「太陽と緑の国」宮崎でございます。立地条件は最高の県でございますので、どの県よりも

真っ先に施策に取り組む必要があるのではないかと思います。本県の太陽光発電について、住宅用設備への助成など積極的に取り組む今後の方針についてお伺いしたいと思います。県民政策部長、よろしく申し上げます。

○県民政策部長（丸山文民君） 太陽光発電の推進は、地球温暖化対策としても、また本県が新たな「太陽と緑の国」を目指す上でも重要な施策であり、環境エネルギー対策を来年度の重点施策に新たに盛り込んでいるところであります。一方、国におきましても、さまざまなビジョンやプランにおいて太陽光発電の普及拡大の必要性を掲げ、今年度の補正予算でも住宅用設備に対する助成制度を3年ぶりに復活させるなど、大変積極的な姿勢が見られ、本県が太陽光発電を推進する上で強い追い風になると期待しているところであります。今後とも、このような国の動きを最大限活用しながら、現在進めているメガソーラーの誘致など、宮崎ならではの施策の展開について積極的に検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 来年度からの助成制度の復活ということで、住宅用の太陽光発電は、本当に追い風になるんじゃないかと思います。あわせて、先ほども言いましたけれども、本県独自の何らかのお助けがあると、さらに進むのではないかと思いますので、検討をよろしくお伺いしたいと思います。

皆様のお手元にカラーの資料をお渡ししていただきたいと思います。その資料の左下になります。これは、各種電源のライフサイクルにおける二酸化炭素の排出量の比較でございます。上の4つが化石燃料に頼っている発電、石炭、石油、天然ガスの排出量と、下のほうに風力、太陽光、地熱等がありますが、新自然エネルギーを比較

しますと、格段の二酸化炭素の排出量の差がございます。これだけ自然に優しい、地球に優しい太陽光発電でございます。このことが本当に環境対策になると思います。

右下の表を見ていただきたいと思います。一番下の欄でございます。新エネルギーの取り組みでございます。太陽光発電というのは結構見るようになりましてけれども、これも本当に始まったばかりでございます。まだまだでございます。2010年度ということで、電気事業者の概算で見ますと、わずか1%にしかすぎないということでございます。ということは、逆を言いますと、今から太陽光発電がどれだけふえていくのだろうか。今から新たな産業としての可能性が非常にあるということでもあります。太陽光発電は宮崎県に最も適した材料だと思いますので、引き続き普及に向けた積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、最近の原油価格の乱高下で、低燃費車への関心が大きく高まりました。温暖化ガスを大量に出す今までの自動車が、地球環境に大きな影響を及ぼしていたからです。そこで、県庁の公用車における省エネの現状について、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県では、平成14年5月に宮崎県グリーン購入基本方針を策定しまして、低公害車の導入に努めているところであります。これによりまして、平成14年度以降19年度までに購入いたしました357台のうち、261台を低公害車としております。また、現在保有するハイブリッド車は7台、電気自動車は1台であります。今後とも、環境負荷の低減という観点から、グリーン購入による低公害車の導入に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ハイブリッド車が7台、電気

自動車が1台ということでございましたけれども、電気自動車はどこにあるんでしょうか。私も見たことがないんですけども、宮崎県も電気自動車を1台導入しているということで、関心の高さがあるのかなと思います。ただ、電気自動車もまだまだ普及の段階には至っておりません。県内でも、九州電力が試験のために導入している、デモンストレーションのためということでございます。11月25日の宮日新聞に、日本郵政グループが郵便集配業務に電気自動車を導入すると書いてございました。この12月から試験的に段階的に導入し、3年後をめどに本格導入すると書いてございました。台数的にはちょっと思い出しませんけれども、3,000台とか、そんなかなりの台数であります。それぞれの企業におきましても、電気自動車の導入というのは、いろいろな形で図られようとしているのではないのでしょうか。それは、電気自動車ということが地球温暖化に効果が高い、企業として環境対策に取り組むことで企業イメージにも大きくつながる、その両方だと思いますが、その普及についてどのように考えられているのか、県民政策部長にお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 二酸化炭素の排出量を抑制するためには、二酸化炭素の排出量が少ない、あるいは全く排出しないクリーンエネルギー自動車に切りかえていくことも必要だろうと考えております。中でも電気自動車は、ガソリン車に比べ、ランニングコストが安く、また環境負荷も極めて小さいことから、今後の普及に期待しているところであります。現在、国におきましては、電気自動車が一般車に比べて割高なため、助成制度を設けるなど、その導入を支援しておりますので、県といたしましても、このような制度の情報提供や、新エネ

ルギー関連イベントにおける展示など、県民への普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今、電気自動車に関しては、価格の問題あるいは助成制度ということでお話がありましたけれども、電気自動車の販売価格は、軽自動車ぐらいの電気自動車で300万から400万ぐらいというのが大体の値段だろうと。これは新聞に載っていた話でございますが、200万を切れば随分普及するんじゃないかとも、自動車会社の方が発表されておりました。三菱自動車と富士重工が、来年の本格発売を予定しております。助成制度やインフラ整備への自治体の取り組み、そういうのがあれば、普及に拍車がかかるのではないかと思います。神奈川県では全国に先駆けて、電気自動車の普及に向けて日産自動車と協定を結んだと聞いております。本県でも、電気自動車の普及に向けてアクションを起こす必要があると思いますが、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 神奈川県は、主に大都市の課題である大気汚染等への対策として、自動車交通環境の改善に積極的に取り組まれていると伺っており、特に電気自動車の普及に関しては、全国で最も取り組みが進んでいる県であると認識しております。本県につきましては、深刻な大気汚染問題を抱える状況にはないものの、電気自動車を初めとするクリーンエネルギー自動車の普及促進に取り組むことは、本県が環境先進県を目指す上で、また環境産業や自動車関連産業の集積に向けたアピールという観点からも、有効な手段の一つと考えております。景気の先行きが不透明感を増す中であって、特に自動車産業は厳しい状況にあると言われておりますが、今後とも、電気自動車等の普

及について、さまざまな可能性を検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 昭和シェル石油が、神奈川県内のガソリンスタンドに、来年の春までに電気自動車の急速充電器を設置すると発表しております。神奈川県は、今、知事が御答弁いただきましたように、電気自動車に対して積極的な行動をとっているということだと思います。40キロを走るための充電時間が5分という急速充電器と聞いております。外出先での充電設備の普及というのが、インフラ整備に欠かせない大きな課題になってくると思います。また、パナソニックは、リチウムイオン電池の新工場に1,000億円を投資すると発表しております。経済不透明の中で、自動車産業も本当に大変な時期ではありますが、電気自動車産業関連に関しては積極的な投資を行っているようでございます。そこで、電気自動車製造関係の誘致を今後重点的に進めるべきだと思いますが、これまでの誘致実績、そしてこれからの取り組みについて、再度、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私の知事就任後に誘致が実現した自動車関連部材を製造する企業は、10社となっております。また、本年9月に日向市細島地区に誘致しました旭化成ケミカルズ株式会社につきましては、リチウムイオン2次電池用の部材を製造する企業であり、将来の電気自動車用電池への展開の可能性も高いと聞いております。電気自動車を含む自動車関連産業につきましては、本年3月に策定しました「宮崎県地域産業集積・活性化基本計画」においても、企業立地の重点業種の一つに位置づけているところであり、今後とも引き続き、立地に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今、ハイブリッド車が非常にふえています。これはガソリンとモーターを組み合わせたタイプであります。ハイブリッド車がこれだけ多くなるとは私も思いませんでした。が、企業の取り組みや行政の取り組み、今の環境情勢あるいは経済情勢を考えると、電気自動車の普及は想像以上に、思った以上に早く進むのではないかなと、私なりに感じております。自民党会派では、この12月中に九州電力の御協力を得て、議会棟の前で電気自動車の性能あるいは今後の課題等について政務調査、市場調査をする予定にしております。私たちも、電気自動車の普及に関して積極的に取り組んでいきたいと思っております。

さて、家庭でもオール電化住宅がふえるなどして、家庭の主婦がプロパンあるいは石油を燃料として使うケースがどんどん減っております。さらには、近い将来、電気自動車もふえてくるでしょう。今後、人口は減っていきますけれども、決して電力需要というのが下がっていくとは考えられません。そこで、先ほどのカラーの資料をもう一度見ていただきたいと思っております。上のほうの資料でございます。2006年までの年度別の電力の伸びでございます。近年、横ばいに近くなってきておりますが、微増しているというわけでございます。その中の化石燃料による電力を見ていただきますと、水力が9.1と書いてございますが、化石燃料の発電電力というのは約6割でございます。この化石燃料による発電をどれだけ下げていくかというのが、地球温暖化に対しての大きな命題の一つではないかと思っております。そこで、先ほどお話をさせていただきました新エネルギー、太陽光発電をどれだけふやしていくかということが、我々に課せられた大きな課題の一つではないかと思いま

す。

そして、もう一つ、あわせて確認をしておきたいのですが、30.5%が原子力発電による電力であります。この議場の電球の3分の1は原子力で明々についている、これが現状でございます。現在、我が国の原子力発電所は、13道県で55基、5,000万キロワットとなっております。2006年度の総発電量の30.5%が原子力に依存しているという現状でございます。そんな原子力発電に関してでございますが、基本的な宮崎県の考え方について、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 原子力発電は、火力や水力、風力など他の発電と比べ、電力の供給安定性、経済性等のメリットがありまして、我が国の電力供給においても欠くことのできない存在となっており、国も積極的に推進する姿勢を見せております。しかしながら一方で、地震等の災害時の対策や放射性廃棄物の処分の問題など、原子力発電の安全性等について国民の理解が十分に得られているとは言えない状況もありますので、原子力発電については、まずこのような国民の不安を解消することが不可欠であると考えております。

○松村悟郎議員 10月に自民党会派では、九州電力、東京電力の御協力を得まして、さきの新潟県中越沖地震の被害を受けた東京電力柏崎原子力発電所を調査してまいりました。それこそ炉心の中心まで拝見させていただきました。何重にもドアがあって、セキュリティーもすごかったんですけれども、半年以上休止している原子力発電所でございます。原子力に関しては、いろいろな御意見や考え方があると思いますが、そこに立ってみますと、先ほどの知事の答弁でもありましたけれども、本当に安全性

だ、何よりも安全性だということをつくづく感じた次第であります。この中の3分の1の電力の供給を得ておりますけれども、安全性が一番であるということを感じさせられた政務調査であったと思います。環境に対する質問はこれぐらいにしておきます。

次に、2番目の質問になります。救急医療体制についてお伺いしたいと思います。

先日、東京において、妊娠中の女性が都立病院など7つの病院に受け入れを拒否され、3日後に死亡するという悲しい事例が発生しております。また、昨年も奈良県で同様な案件が起こっております。最近では、生まれたばかりの未熟児が、受け入れが決まらずに数日後に亡くなるという悲しい事例も起こっております。救命率の向上には、できるだけ早く患者を医療機関へ搬送する必要があることは言うまでもございません。宮崎県の救急医療の体制の考え方についてお伺いしたいと思います。知事、お願いします。

○知事（東国原英夫君） 県民がどこでも安心して必要な医療サービスを受けられるためには、救急医療体制の整備充実が重要な課題であり、初期から3次までの体制の整備に努めてきたところであります。まず、軽症患者に対応する初期救急医療につきましては、4つの夜間急患センターが整備されているほか、9つの市郡医師会すべてで在宅当番医制が実施されております。また、入院治療を必要とする重症患者を受け入れる2次救急医療につきましては、7つの医療圏で64の医療機関が担っております。さらに、重篤な救急患者に対応する3次救急医療につきましては、県立宮崎病院、県立延岡病院、宮崎大学医学部附属病院の3医療機関が担っております。しかしながら、医師不足等の現状か

ら、必ずしも十分な体制が構築できていない状況であります。このため、県といたしましては、医師の養成確保はもとより、広域的な病院相互の連携や機能分担を促進し、地域に必要とされる救急医療体制の充実に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 医療体制も、医師不足から必ずしも十分な体制が構築できていないという現状も、今お話をいただいたところでございます。テレビ報道にある病院のたらい回し、県内の救急車による搬送患者について、病院の受け入れ拒否の現状について、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長(山下健次君) 総務省消防庁が本年の2月に、「救急搬送における医療機関の受け入れ状況等実態調査」を全国的に実施しておりますけれども、その本県の状況でございますが、平成19年中に病院に搬送された患者のうち、3週間以上入院を要する重傷以上の傷病者につきましては、搬送状況の把握できている3,526件中2,987件、約85%が、1回目の問い合わせで受け入れ病院が決定しております。3回目までで、おおよそ98%強の患者が受け入れられているところでございます。病院への照会回数が4回以上であった例は67件、これは全体の1.9%となっております。全国3.9%に比較いたしますと、比較的早い段階で受け入れ病院が決定している状況でございます。なお、受け入れ病院が決まるまでに照会回数が多かったことが原因で、その後、重大な結果を招いた事例というのは、関係の消防本部に問い合わせたところ、ございませんでした。

○松村悟郎議員 重大な結果になっていないということで一安心というところでございますが、資料を配っておりますけれども、見ていた

だきたいと思います。これは、平成20年の1月から10月、つい最近の資料でございますが、東児湯消防組合管内の資料でございます。上のほうからいきますと、急患で脳外科関係に入院されたケースでございますけれども、拒否回数11回、52分が現場滞在時間でございます。児湯郡では、通報を受けて平均7分で現場に到着いたします。そして、現場に到着して、この患者は11回拒否をされて、12回目に52分かかって病院がわかったと。それから病院まで、また30分かけて向かうわけでございます。その下の段に、医療機関別救急搬送人員というのが書いてございます。児湯郡は2次救急病院が3つしかございません。したがって、管内への搬送と管外——主に児湯郡から宮崎市内が多いわけでございますが——に搬送されるケースが約半々でございます。そして、病院の受け入れ拒否回数というのが下の段に書いてございます。一番下の段が拒否理由でございます。手術中であつたとか、医師が不足していたとかでございます。10月までの搬送総数が2,181件、そのうち408件が1回以上拒否されたということでございます。逆に言えば、2,181件のうち81%の1,773件は、一発で病院に向かったということでございます。さらに、3回の問い合わせで受け入れていただいたのが95%、2,071件、したがって、4回以上の問い合わせでやっと決まった、いわゆる多少のたらい回しがあつたという件数が2,181件中110件、5%でございます。先ほどの宮崎県の1.9%あるいは全国平均の3.9%より、かなり拒否の頻度は上がってきていると思います。

東児湯消防組合管内ということでございますけれども、宮崎には9つの消防管内がございますから、それぞれで、その能力といたしますか、

その範囲というのは違ってきているのではないかと思います。消防署の管轄によって、搬送能力というか、できるかできないかも含めて大きな差も出てくるのではないかと思います。例えば、児湯郡におきましては、境界が宮崎市消防との境界になります。その境が一つ瀬川でございまして、一つ瀬川周辺で、例えば事故に遭った方が児湯郡側だとすると、児湯郡の救急車が来ます。すぐ橋を渡ったところに宮崎市の救急車があったとしても、すぐには対応しません。このことも大きな、消防救急を改善すべき点だと思います。消防の広域化の取り組みについて、その観点から総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 消防の広域化につきましては、18年6月、消防組織法改正によりまして、全国的に進められておりますけれども、御指摘のように、本県におきましても、消防署所や管轄区域の適正化による住民サービスの向上、重複投資の回避による消防体制の効率化、こういったさまざまなスケールメリットが期待できるということで、推進計画を策定したところでございまして、しかしながら、計画の広域化の組み合わせにつきまして、先ほども申し上げましたように、関係者の意見の一致を見ていないということから、県域1消防本部あるいは3消防本部、この2通りの組み合わせを記載いたしました。現在、この2通りの組み合わせにつきまして、課題等の検討を行っているところでございまして、決定に当たりましては、市町村、消防本部等関係機関と十分に協議を行いたいと考えております。

○松村悟郎議員 時間がなくなってきましたので、はしょって質問させていただきます。県内では、気管挿管を行うことのできる救急救命士

が非常に少ないと聞いております。このような状態に対して、現在、県ではどのように取り組んでいるか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 救急救命士が気管挿管を行うためには、病院で一定回数の実習を行う必要がございます。県内では実習を受け入れていただける病院が不足しておりまして、気管挿管を行うことができる救急救命士は、ことしの4月1日現在で、県内の救急救命士218名のうち30名、13.8%にとどまっております。特に西都、東児湯、西諸の3消防本部においては、現在不在ということで、早急な養成が課題でございます。そのため県では、これまで関係消防本部と協力いたしまして、医療機関に実習受け入れを要請してきたところでございますが、本年度新たに、宮崎大学医学部附属病院による実習受け入れが決定いたしまして、3消防本部を優先して受け入れていただくこととなりました。県内の救急体制の充実のためには、気管挿管を行うことのできる救急救命士の養成が重要でありますので、今後とも、医療機関に対して実習受け入れについて協力要請を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 医療機関から消防に診療ができるかどうかを知らせる、リアルタイムでのシステムが必要ではないかと思います。再構築に向けた考え方を福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本県では、救急患者の受け入れ情報システムである「ひむか救急ネット」を平成12年度から運用し、各救急告示施設からの空きベッドの情報や手術の可否等の情報を消防機関等に提供してきたところであります。しかし、情報の入力更新はその都度

行わなければならないため、病院の受け入れ可能性をリアルタイムで反映できないことや、搬送先となる医療機関の数が限られていること等もありまして、最終的には、各医療機関の医師に直接、受け入れ可能性を確認する形で、搬送先が決定されている状況でありました。こうしたこともありまして、当システムについては、昨年度をもって廃止したところでありますので、同じようなシステムを再構築することは困難であろうかと考えております。

○松村悟郎議員 今まで使われていたシステムは、平成12年度からの運用ということでございます。今の社会は、かなりのスピードで進歩しております。今でもすぐ、新しいシステムは構築できるのではないかと思いますので、再度、御検討をお願いしたいと思います。

次に、県立自然公園についてお伺いします。

観光県宮崎は、霧島国立公園や日南海岸国定公園などを中心に、南国の自然をアピールし、新婚旅行のメッカとして、全国からの観光客が押し寄せた時期もありました。最近では、温暖な気候を利用したゴルフ、野球などのスポーツ関連の観光も多くなっております。ただ、修学旅行の減少など、さらなる観光客誘致への取り組みが課題と取りざたされております。

本県は、東に日向灘、西に九州山脈と、豊かな自然に恵まれております。今取り組まれております森林セラピーやトレッキングなど、自然を活用した観光の再構築をさらに進めていく必要があるのではないのでしょうか。本県では、国立公園、国定公園のほか、昭和33年から指定されている6カ所の県立自然公園があります。それぞれのすばらしい、自慢できる自然環境を残していると思います。これらの資源を宮崎の観光資源としてもっとアピールできないのか、本

当にもったいないと考えております。知事も就任後から、「今あるもので資源価値がなかったものを価値化するのが私の発想だ」とも述べられております。これらの県立自然公園を観光資源として活用すべきだと思いますが、知事に御見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 観光ニーズが多様化する中、周遊するだけではなく、さまざまな体験や交流を通し、心の豊かさやいやしなどを求める観光に目が向けられている状況でございます。このような中、県立自然公園とその周辺地域は、美しい自然や歴史・文化など、観光客がいやしを実感できる豊かな資源を有する地域であり、これらを活用して森林セラピーなど、新たな取り組みも各地で行われるようになってきているところであります。これらは地域づくりにもつながる重要な取り組みでありますので、県といたしましては、県立自然公園が観光資源として一層活用されるよう、市町村等と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 県立公園を活用するためには、まず最初に自然の保護ということが大事な観点になってきます。ただ、公園でございますので、そこに人が入って触れ合うということも必要ではないかと思います。県立自然公園や、その中を通っている九州自然歩道の整備についての考えを、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県立自然公園内の遊歩道やキャンプ場などの施設の整備につきましては、これまで主として市町村が実施しておりまして、県は補助金を交付し、その促進を図ってきたところであります。また、九州自然歩道は、史跡、名勝等を結びつける長距離自

然歩道として、昭和50年に環境庁によって指定され、県内では、高千穂町国観峠を起点とし、尾鈴県立自然公園などを經由して、高原町高千穂峰に至るルートとなっており、県において、国の交付金を活用しながら、歩道や標識等の整備を行ってきているところであります。

○松村悟郎議員 県立自然公園の活用、整備というのは、そこにある市町村が主体的に整備していくんだ、県はその応援をやっていきますという答弁でございました。その自然公園をどのようにアピールしていくかということも大きなテーマだと思いますが、自然公園にたくさん来てもらうために、県の観光としてどう取り組んだらいいのかということをお聞きしたいんです。これは商工観光労働部長、よろしくお願います。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 県立自然公園を有する地域におきましては、先ほどの御質問あるいは知事の答弁にもございましたように、いやしとか健康増進といった、森林が持つ効果を活用した森林セラピーあるいはトレッキングなどの取り組みが行われるようになってきております。県としましては、これらの地域資源を活用して、体験・交流、滞在型の観光地づくりが推進されるように、例えば、いやしのトレーナーなどの人材育成、ネットワークづくりといった受け入れ体制の整備、旅行商品化やPR等を支援しているところでございます。今後とも、地域のさまざまな取り組みを積極的に支援してまいりたいというふうに思っております。

○松村悟郎議員 県立自然公園については、私の地元では尾鈴県立自然公園がでございます。近いこともあって、よく矢研の滝とか白滝とかに出かけるわけです。小さいころにはキャンプに

も行っておりました。ところが、さきの台風で、九州自然歩道になると思うんですが、歩道橋とか、あるいは白滝に向かう道の路肩が壊れている。地域のボランティアの方が一生懸命整備をされますが、ボランティアではなかなかできないことというものもたくさんございます。九州自然歩道、県立公園内の、そんな箇所の整備をどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

○環境森林部長(高柳憲一君) 九州自然歩道の再整備につきましては、県において、利用ニーズや安全性等を考慮しながら、地元の要望も踏まえまして、緊急性の高いものから順次、国の交付金を活用して実施することとしております。また、九州自然歩道以外の県立自然公園内の施設につきましては、市町村に対し県が補助を行い、計画的に再整備を促進しているところであります。

○松村悟郎議員 地元の尾鈴自然公園のことでもございますが、年配の女性の方で、ハイキングとかに遠くから見えている方と出会ったりもします。ただ、「途中で、危なくて引き返しました」というお話もあります。本当に一般の方が通れるような優しい自然公園でございますので、ぜひとも整備のほうを、地元と十分協議して取り組んでいただきたいと思っております。

時間でございますので、これで終わらせていただきます。(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

12月9日（火）

平成 20 年 12 月 9 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

5 番	武井俊輔	(愛みやざき)
6 番	西村賢	(同)
7 番	川添博	(無所属の会)
8 番	河野安幸	(自由民主党)
9 番	山下博三	(同)
10 番	黒木正一	(同)
11 番	松村悟郎	(同)
12 番	坂口博美	(同)
13 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高橋透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太田清海	(同)
16 番	外山良治	(同)
17 番	凶師博規	(愛みやざき)
18 番	松田勝則	(同)
19 番	中野廣明	(自由民主党)
20 番	横田照夫	(同)
21 番	十屋幸平	(同)
22 番	押川修一郎	(同)
23 番	外山衛	(同)
24 番	宮原義久	(同)
26 番	田口雄二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新見昌安	(同)
29 番	満行潤一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳重忠夫	(自由民主党)
31 番	井本英雄	(同)
32 番	丸山裕次郎	(同)
33 番	野辺修光	(同)
34 番	浜砂守	(同)
35 番	萩原耕三	(同)
36 番	黒木覚市	(同)
37 番	中野一則	(同)
39 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権藤梅義	(同)
41 番	長友安弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
46 番	水間篤典	(同)
47 番	中村幸一	(同)
48 番	蓬原正三	(同)

49 番	米良政美	(自由民主党)
50 番	坂元裕一	(同)
51 番	外山三博	(同)
52 番	福田作弥	(同)
53 番	星原透	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
副知事	河野俊嗣
県民政策部長	丸山文民
総務部長	山下健次
福祉保健部長	宮本尊一
環境森林部長	高柳憲一
商工観光労働部長	高山幹男
農政水産部長	後藤仁俊
県土整備部長	山田康夫
会計管理者	長友秀隆
企業局長	日高幸平
病院局長	甲斐景早
財政課長	西野博之
教育委員長	大重都志
教育長	渡辺義人
警察本部長	相浦勇二
代表監査委員	城倉恒雄
人事委員会事務局長	大野俊郎

事務局職員出席者

事務局局長	石野田幸蔵
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事担当主幹	日高賢治
議事課主査	山中康二
議事課主査	隈元淳二

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは傍聴においでいただき、ありがとうございます。

一般質問を始めます前に、一言お礼を申し述べたいと思います。世界的な不況の中で、県並びに日向市の御努力で、念願の細島4区へ誘致企業の旭化成ケミカルズの第2期増設の発表がありました。また、日向高校ラグビー部が高鍋高校を破り、悲願の花園出場を決めました。東国原知事には、特別後援会名誉顧問に就任いただき、お礼を申し上げます。その関係で、私も日向高校PTAOB会の後援会長を務めさせていただいております。県民の皆様並びに県庁職員初め多くの関係者の方々に御支援をいただいております。この場をおかりしまして、厚く感謝申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

それでは、質問を始めさせていただきたいと思っております。

知事が就任早々に、県幹部職員に向けてのあいさつの中で、「裏金はありますか」と問いかけて、昨年、総額3億7,000万の裏金がわかりました。結果、官製談合事件、裏金問題で、平成17年度、平成18年度と連続して決算が不認定となりました。そして、平成19年度決算におい

ても書きかえが行われておりました。この件は既に前年の調査で表面化しておりましたが、商工建設分科会では執行部より、「該当する部分は、公的支出内容としては適正であるかどうかの検討を行った上で、需用費から使用料及び賃借料、また備品購入費へ科目更正を行っており、決算そのものとしては適正なものとなっている」と説明がありました。しかしながら、整合性がある決算であっても、平成18年度決算不認定の原因となった不適正な事務処理と同様の行為が含まれていることを重く考えまして、金額の多少にかかわらず厳正に判断し、不認定を決定いたしました。平成19年度も決算特別委員会で不認定となりましたが、3年連続の決算不認定について、知事の見解をお伺いいたします。

次に、教育委員長の教育理念についてお尋ねをいたします。

大重教育委員長、御就任おめでとうございます。教育基本法の改正や新学習指導要領の基本理念、「生きる力」をはぐくむことなど、教育の重要性が叫ばれています。学力の向上はもとより、暴力行為やいじめ、不登校問題やモンスターペアレント、教職員の教育力アップ、特別支援教育等の取り組みなど、教育への価値観の多様化や子供たちを取り巻く教育環境の厳しさなど、課題山積であります。そこで、教育の基本理念を教育委員長にお伺いいたします。

次に、特別支援教育高等部設置についてお伺いいたします。この質問は、しつこいと言われるほど毎回毎回、議会で質問させていただいております。それほどせっぱ詰まっていて、緊急性を御理解いただきたいというふうに思っております。

お手元の配付資料をごらんください。1枚目

の学部別資料、幼稚部、小中学部は児童生徒数は横ばいですが、高等部は増加傾向にあります。また、障がい種別でも、知的障がいが増加しております。これまでは、それぞれの地域が個別に要望活動をしてまいりましたが、保護者の願いは一日も早い高等部設置への着手であります。それには、地域エゴを捨て、特別支援が必要な子供たちのために一致団結をして取り組むことといたしました。そして、ことし8月25日に、東国原知事に県内4地区の保護者代表と要望活動をいたしました。知事からは、4年から5年のうちに4校を整備すると約束をしていただき、保護者一同感謝いたしております。そこで、宮崎県特別支援学校総合整備計画の策定の進捗状況及び今後の高等部設置への取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

以下の質問につきましては、自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

19年度決算についてであります。普通会計決算特別委員会で19年度決算が不認定とされましたが、慎重かつ厳正に審査いただいた結果であり、大変重く受けとめているところであります。3年続けての決算不認定という、大変不名誉で恥ずべきことであり、県議会並びに県民の皆様に対し、まことに申しわけなく、心から深くおわび申し上げたいと思います。

昨年5月に不適正な事務処理が発覚したことを受けて実施しました、徹底した全庁調査の結果を踏まえまして、これまで、職員等による返還や処分等を行うとともに、職員のコンプライアンスの徹底など、再発防止策に取り組んできたところでありますが、さらにその徹底を図り、二度と不適正な事務処理が起こることのな

いよう、職員一丸となって、予算執行の一層の適正化に努め、県政に対する信頼の一日も早い回復に努めてまいりたいと思っております。

〔降壇〕

○教育委員長(大重都志春君)〔登壇〕 おはようございます。初めてのことで大変緊張しておりますが、御質問のあったとおりにお答えをしたいと考えております。

10月14日付で教育委員長に就任いたしました大重でございます。これまでの教師として、あるいは教育委員としての経験を生かしながら、さらなる本県教育の振興に邁進していく所存でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今、社会全体の規範意識の低下や連帯感の希薄化など、教育環境は大変厳しくなってきました。とりわけ、子供たちの安全が阻害される事件事故が報道されるたびに大きな憤りを感じるとともに、我が国の先行きを不安に思うところであります。私は、これまでの経験から、学校は、学力を養うことはもちろんのこと、それだけではなく、さまざまな人とのかかわりの中で夢や希望をはぐくみ、子供を人として成長させる重要な場であると考えております。このような意味からも、教育は、私たちにとって責任の重い、そして崇高な営みであると考えております。本県の子供たちが、志を持って、いかなる困難な局面にも果敢に立ち向かい、乗り越えていく力をしっかりと身につけるよう、学校における教育の充実はもとより、学校・家庭・地域社会が一体となった県民総ぐるみによる教育の推進に向けて、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、県議会を初め、県民の皆様方の教育行政に対する一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し

上げます。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

宮崎県特別支援学校総合整備計画の策定の進捗状況及び今後の高等部設置への取り組みについてであります。宮崎県特別支援学校総合整備計画につきましては、平成21年度から平成25年度までの5年間の特別支援学校の整備のあり方を示す新たな計画として、現在、策定作業の最終段階に入っており、年内にも計画案を策定し、お示ししたいと考えております。また、今後の高等部設置につきましては、この整備計画を踏まえ、本県の財政状況や緊急性等、設置に係る諸条件を総合的に勘案しながら、段階的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。知事、本当に我々も、決算の3年連続の不認定というものにつきましては、やはり議会のチェック機能の不十分さも改めて痛感しております。そういうことも含めて、しっかりと取り組みをしていただきたい、そういうふうに思っております。

それから、教育委員長、本当にしっかり子供たちの夢や希望のために御指導をお願いしたい、そのように思っております。

教育長、ありがとうございます。年内に計画案が出されるということですので、一定のめどがついたものではないかと思っております。しかしながら、財政状況は大変厳しいので、そのあたりもあわせて取り組んでいただかなければならない。そこで、高等部の設置は保護者の悲願で、ようやく生徒と保護者の——先ほど教育委員長がおっしゃいました——夢と希望がかなう光が差してきたと思っております。

どの地域の高等部が先に着手されるかわかりません。しかしながら、一日も早い着手が望まれるものであります。先ほども壇上で言いましたが、知事が保護者の要望で設置を約束していただいて、本当に感謝していると思います。財政的なこともいろいろあると思いますが、緊急性を考えて、知事の英断をお願いするものであります。そこで、いま一度、知事の高等部設置に対する考えをお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 高等部の設置につきましては、私も、保護者や関係団体の皆様より直接、その必要性につきましては切実な思いを伺って、十分認識しているところでございます。今後は、本県の財政状況、各学校の緊急性等を勘案しながら、本年度、教育委員会が策定する宮崎県特別支援学校総合整備計画を踏まえて、段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。緊急性を重要視していただいて、一刻も早い着手をお願いしたいと思います。私の質問も一定のめどがついたかなと思っております。しかしながら、おくれればまた質問させていただきたいというふうに思っておりますので——順調に進むものと思っております。本当によろしくお伺いしたいと思います。

次に、障がい者が自立していくためには、働くことができなければならないと思っております。そういう意味で、最終的な目的として高等部卒業後の一般就労を目指しております、延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想策定の進捗状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 延岡総合特別支援学校（仮称）は、本県では初めてとなる総合的な特別支援学校でありますので、本年5月、その

あり方について御意見をいただくために、医療・福祉・労働関係者、障がい者団体、保護者等で構成される「延岡総合特別支援学校（仮称）基本構想」策定委員会を設置しまして、これまで4回にわたる御協議をいただいたところであります。その中で、1つには、複数の障がいに対応した専門教育の実施、2つには、就学前から卒業後までの一貫した教育の実施、3つ目には、一般就労を目指した職業教育の充実などについて具体的な御意見をいただいております。これらの意見を参考にしながら、本年度内には基本構想を策定したいと考えております。以上です。

○十屋幸平議員 これは、延岡地区の議員もおられますので、しっかりと取り組み、今年度内に策定されるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

障がい者が就労するという事は、我々の一般的な働き方とは違ひて、障がい者の能力に合った多様な働き方があるべきであると思ひます。そのことを我々社会が理解することが大切であると思ひておられますので、この学校に期待するところは、やはり職業教育の充実と思ひておられます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、監査事務局の強化・充実についてお尋ねをしたいと思います。

以前の県議会での井上議員の質問で、裏金問題について、こういうふうにご答弁されておられます。「いろいろな事態も想定しながら、監査の手法を工夫するとともに、効果的な監査の執行に努める」とご答弁されておられます。3年連続の決算不認定をかんがみて、先ほど申し述べましたが、我々県議会もチェック機能を高める努力をしていかなければなりません。一方で、不適

正な執行の防止や財政の健全性を図る意味でも、財政健全化法の事務量も増加してまいります。そういう意味で、監査事務局の強化、機能の充実を図る必要があると思ひておられます。その取り組みについて、知事の見解をお伺ひいたします。

○知事（東国原英夫君） 昨年の不適正な事務処理の問題を受けまして、再発防止を徹底するため、コンプライアンス推進委員会の設置等により職員の意識改革に努めるとともに、県内各地域に総務事務センターを設置するなど、物品調達システムの見直しや指導検査体制の強化を図っているところであります。御指摘のとおり、こうした再発防止の取り組みの中で、監査事務局の果たす使命というのは大変重要であると認識しております。また、行政のあらゆる分野において、公正で効率的な業務執行が求められている中で、独立・専門の機関として、行政全般に対する監視とチェックを行う監査事務局の役割は、ますます大きくなっていると思ひておられます。そのため、今後とも連携を密にし、監査事務局の強化や機能の充実について、知事として対応すべきものについては、適切に対応してまいりたいと思ひておられます。

○十屋幸平議員 本当に知事も御認識されているというふうにご答弁をしておりますが、行財政改革の中で、人員や経費の削減をやっておられます。これは、19名という監査事務局の組織体制からすると——ずっとこれは変わっていないと思ひますが——やはり部局からは、そういう状況の中でなかなか言い出しにくいと私は思ひておられます。知事も、不認定のことにつきましては重く受けとめておられますので、やはり、今の御答弁にもありましたように重要性をかんがみたときには、組織体制も含めて積極的に、知事の

ほうで見直しを図っていただきたい、そのように要望しておきたいと思っております。

次に移ります。知事の国の役職について、お尋ねをしたいというふうに思います。

知事は、高速道路の必要性を訴えて、果敢に道路特定財源維持で矢面に立って、宮崎県民にとっては本当に頼もしい存在であります。それらの活躍の成果として、地方の道府県知事の代表として無駄ゼロ会議や国土交通省アドバイザリー会議に出席され、また、天皇陛下へ地方事情を説明されるなど、活躍の場がだんだん東京に移っているような気がします。知事のブログでは、「無駄ゼロ会議や国交省のアドバイザリー会議の参加は、宮崎や地方の再生、活性化の一助になると信じている」と言われ、先週からの議会でもそのように答弁されております。知事の情報発信力の本当の力強さを、私もそのように感じております。また、別な日のブログでは、「いずれにしろ、宮崎は非常事態であると感ずる」云々と書いておる。知事の国政への転出ではいろんな議論がありました。現時点では、県政に邁進する旨の発言でおさまっております。先日からの質問でもありましたが、いつの時期かは別にしまして、国政への意欲はあるのかなのか、知事にお伺いしたいと思いません。

○知事（東国原英夫君） 私は、地方間格差を是正し、この宮崎、そして地方を再生させるために、数多くの行政課題に見られるように、国の制度、仕組みそのものを抜本的に変えなければならぬと考えております。そのような思いから、これまで発言や行動を続けてきたところであり、今後とも、自身のマニフェストの達成を含め、地方の活性化、そして宮崎の発展、県民福祉の向上という大命題に向かい、今

は知事として一意専心、堅忍不拔の精神で取り組んでいきたいと考えております。

○十屋幸平議員 さすがに堅忍不拔の精神で取り組んでいただきたいと思うんですが……。

再度質問させていただきますが、制度の仕組みを変えることが一番、知事の頭にあるのかなというふうに思っております。そういう意味も踏まえて質問させていただきます。知事として、国への意見とか要望も言われます。また、国の役職、先ほど言ったような立場、いろんな立場での発言の機会があると思います。そこで、宮崎県知事としての発言と全国知事会の発言、国会議員としての発言では、地方の声はこの立場の発言が一番効果的に届くと考えますか。制度を、仕組みを変える、そして地方間格差をなくすという、御答弁が今ありました。そういうことも含めて、知事の見解をお伺いしたいと思いません。

○知事（東国原英夫君） 宮崎県知事としての発言には、本県の現状を最もよく知る者の強みがありますし、知事会の発言というのは、地方自治体を代表する意見として、1県にとどまらない知事共通の意見としての厚みを意識させるものです。また、国会議員の発言には、国民の負託を受けて国会という場に身を置く立場の重みがあるかと存じます。いずれにしましても、語られるテーマや表明される局面により、期待される役割は異なりますので、どの立場での発言が効果的であるかは、一概には論じられないと考えております。

○十屋幸平議員 多分、そういうことかなというふうに思っておりましたけれども……。

そこで、再度質問しますが、県民は、知事として4年間の約束を守ってほしいという声がほとんどだと思います。大局的に考えますと、先

ほどの答弁にありましたようなことを踏まえていくと、宮崎の大命題、地方間格差を解決するという考え方も少なからずあると思うんです。それで、再度お聞きしますが、どちらのほうの考えを重視されるか。先ほど答弁されましたので大体答えはわかると思いますが、再度そのことをお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 重複しますけれども、この宮崎あるいは地方、疲弊した地方を再生するためには、国の制度、あり方、統治システム等々、抜本的に変えなきゃいけないと思っております。それを変えるために、私はこれから政治行動を——どのような行動を起こしていくかということに重点を置いていますので、今のところは、県知事として職責を全うする、マニフェストの実現に向けて一日一日、全身全霊を傾けていきたいということでございます。

○十屋幸平議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。親孝行についてということで、ちょっと漠としたものがありますが、親孝行や家族のきずななどは、人類に普遍的なもので、いつの時代でも大切な概念だと思っております。「親孝行したいときに親はなし」「石に布団は着せられず」などのことわざがあります。私も実体験として、家内の母を亡くしまして、母に対して、ああすればよかった、また、こうしてあげれば喜んだのではないかという後悔もあります。親孝行とは何ぞやと考えたときに、親を思いやる気持ち、親に心配をかけない、親の期待にこたえるなど、いろんな形があると思います。遠くに離れて暮らしている場合は、電話一つかけることも親孝行だと思いますし、また、旅行に一緒に行くことも親孝行だと思います。そして、よく言われる肩たたきもその一つだと思います。普遍的な概念ですから、

非常に幅が広くてお答えしづらいかもしれませんが、知事は親孝行についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 現在の日本というのは、正直とか親切、他人への思いやり、親孝行、そういった人が持つべき倫理、規範意識、道徳観を失いつつあるように感じております。こういった感性というのは、人が社会の中で生きていくために大変重要な要素であるのではないかと考えております。社会を構成する最も基本的な単位である家庭において、子供の人間性や社会性など、人として最も基本的な資質がはぐくまれるわけですが、親が子を思い、子が親を敬う心は、社会の中でも良好な人間関係を築き、よりよい社会をつくっていくことにつながるものと考えております。そのような意味で、私は、親孝行という観念は、時代を超えて伝えていくべきものだと考えております。

○十屋幸平議員 それでは、1つ提案をさせていただきますが、日本一親孝行な県を目指して、県民の皆様親孝行の標語を募集してはどうかと考えております。これは私、頭の中でちょっと考えたんですが、標語ですけれども、「親の笑顔が親孝行」「一日一善親孝行」、どこかで聞いたようなフレーズですけれども…。「電話一本親孝行」、こういう標語について取り組む考えはないか。知事に再度お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、昨年策定した新みやざき創造計画において、「全ての大人はすべての子どもの教師たれ」ということを掲げておりますが、そこには、私たち大人がすべての子供の手本となって、親を敬い、人とのつながりを大切に、礼節を重んじる心を、ぜひとも未来の子供たちに伝えていきたいという思い

も込めております。これらの取り組みを通して、各家庭で親孝行がよく見られるような地域が数多く実現し、本県が、これからの日本を支える次世代の人づくりの舞台として、その地位を確立していくことを期待しているところでございます。

○十屋幸平議員 最初に答弁いただきましたが、「親孝行という言葉を目にしなくなっている」とも知事は言われました。「親孝行」という言葉を社会に広くアピールすることで、県民の意識啓発につながるのではないかと考えております。先ほど知事の答弁では、するかないかはっきり申されませんでした。そのためにも、標語を公募して意識啓発に役立つ取り組みはないか、再度お尋ねするとともに、2本目は、知事が御多忙の中でどのような親孝行をしていらっしゃるのかお聞きしたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 標語の募集でございますが、今何とも申し上げられないんですけれども、そういった方向性というのは非常に大切な取り組みではないかなと考えておりますので、関係機関あるいは担当部局等々とも十分意見交換して検討してみたいと思っております。

私の親孝行についてでございますが、議員御指摘のように、何をもって親孝行とするか、親子の関係性や親子が持つ価値観からして、その定義づけは非常に難しいと考えております。また、千差万別、十人十色だと思いますけれども、「親孝行しているか」と問われますと、親孝行を受ける側の主観や感性にもよりますので、親に聞いてもらわないとわからないというのが正直なところでございますが、私は、県知事として県政のさまざまな課題に取り組んでい

く必要があります。これらの課題に日々一生懸命元気に取り組んでいる姿を見せること、加えて県政が発展していくこと——別に親孝行のために県政をつかさどっているわけではありませんけれども、結果、そのことが親孝行につながるのではないかと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。十分検討していただきたいというふうに思っております。

次に、平成21年度の予算についてお伺いたします。

よくフレーズでありましたが、サブプライム問題から一気に、100年に一度の世界的な金融恐慌が起こり、不況の波が、グローバル化の中で本県の経済にも大きく悪影響を及ぼして、年末を迎えて県内の企業倒産の増加も非常に心配されているところであります。また、報道では、県内の企業誘致も中断や断念するなどの動きが表面化しております。そういう中で、県の翌年度の予算編成方針が出されましたが、このような経済状況では県税収入の減が懸念されます。そこで、自主財源が乏しい本県にとって、国からの地方交付税等の依存財源がどのように推移するのか、県税を含め歳入確保についてどのように取り組むのか、総務部長にお伺いたします。

○総務部長（山下健次君） 御指摘のように、県税収入につきましては、最近の経済状況、あるいは県税の大きな税目でございます法人事業税、こういったようなことが景気の影響を受けやすいということで、大変厳しい状況になると認識をしております。また、地方交付税につきましても、国の概算要求におきまして、全国ベースの配分額で、今年度より6,000億円、3.9%少ない14兆8,000億円となっておるところでござ

ございます。本県の主な歳入であります県税及び地方交付税の確保は非常に重要であると認識しておりますので、引き続き、県税については、収入の確保に向けて収入未済額の圧縮に努めるなど、鋭意取り組んでまいりますとともに、地方交付税については、今後、経済情勢の推移や税制改正、国の予算編成の動向等に基づき決定されますことから、その動向を注視するとともに、九州知事会、全国知事会とも連携しながら、地方交付税の総額確保について強く要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 きのう知事は、地方交付税絡みの濱砂議員への答弁の中で、「国はよくわかっていない」というふうな御発言もされましたので、ぜひ、しっかりと意見を言っていたきたいなというふうに思っております。

次に、歳出についてお尋ねをしたいと思えます。予算編成方針の中に、「行財政改革大綱2007に基づき、職員数及び給与の削減を図ることとする」とあります。知事を初め県幹部職員は既に給与の削減を実施しております。私も県議会も、平成18年10月より給与条例を減額改正して給与を減額いたしております。一般県職員も、3年前に給与構造改革で人件費の圧縮を図っているところではありますが、今後、財政状況が一層厳しくなる中で、基金等が底をついた場合、人件費をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 人件費につきましては、「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムに基づき、現在、職員数の削減に努めるほか、知事や副知事など特別職の給与及び管理職の手当について一定割合を減額するとともに、一般職については給与構造改革の着実な実施を図っているところでもあります。しかしな

がら、地方交付税や県税等の減少、社会保障関係費や公債費の増等によりまして、今後とも厳しい財政状況は継続するものと考えられ、収支不足を基金に頼るというこれまでの方法では、予算編成が難しくなると見込まれますことから、収支不足や基金の状況を初め、本県財政の現状等を勘案し、状況によっては、さらなる改革の取り組みにつきまして総合的に検討していく必要があると考えております。

○十屋幸平議員 慎重にやることも必要ですし、大胆に英断することも必要です。そのあたりは十分考慮して検討していただきたいというふうに思っております。

次に、重点施策の子育て支援策の新年度予算について、例を1つ挙げさせていただきます。私立幼稚園入園料軽減補助金等の子育て支援策が、マイナスシーリングでどのように影響するのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新年度予算につきましては、厳しい本県財政の現状を踏まえ、すべての事務事業について徹底した見直しが必要とされているところでもあります。一方で、少子化が進む中、子育て支援の充実は県政の重要課題でありますので、この点にも十分留意しながら検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 この補助金に関しては、現在の景気低迷の中で、若い保護者の方は大変助かっております。乳幼児医療費助成の拡充なども知事が行われまして、本当によいことだなというふうに思います。子育ては、養育費や教育費、多額なお金が必要だと思っています。以前の少子社会対策特別委員会でも、お母さんたちにお聞きしますと、子育ての経費が少なければ、もう1人産みたいと思っている保護者の方

はたくさんいらっしゃいました。そういう意味からも大切な事業だと思っております。再度質問いたしますが、入園料軽減補助金の維持をどのように考えるか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 私立幼稚園入園料軽減事業につきましては、新入園児の入園料の一部を助成する県単独事業でありまして、保護者負担の軽減と私立幼稚園経営の安定に役立っているものと考えております。このため、当事業を初めとする子育て支援策の展開に十分留意するとともに、本県の財政事情も踏まえながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほどと同じなんですけれども、十分に留意する——「留意する」は「注意する。心にとめる」。そういうことと総合的に検討するというところで、ちょっとわかりづらいところがあるんですけれども……。先ほど答弁がありました県単事業、これは他県に類を見ない制度だと思えます。いい制度だと思えます。こういう子育て支援を宮崎でやっていますよというのを、もっとアピールしてもいいと思うし、拡充してもいいと思えます。いい制度は後退させてはいけないというふうに思っておりますので……。

ちょっと例を引かせていただきます。平均的な入園料が3万4,500円、園が保護者に対して軽減するのが1万1,500円、保護者の負担が2万3,000円、県が1人当たり大体1万円の補助をしております。年間予算で4,000万弱と聞いておりますが、こういうことを削らずに、やはり重点施策であるならば、しっかりと維持していくべきと考えます。福祉保健部長、再度、御答弁お願いできますか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 今申し上げましたように、この県単独事業の補助金は、子供さんを幼稚園に入園させられる方の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園の経営安定にも役立っていると思っております。そういう中で、一方で、財政的にシーリング等もありますので、その辺の兼ね合いを考えながら、来年度予算の編成について検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 この件につきましては、時間がありましたら再度質問します。

次に、昨年6月議会で、枠配分方式やメリットシステムのことで、予算について議論させていただきました。結果的に、来年度から物件費にメリットシステムを導入されます。新年度予算においてどのような効果が見込まれるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 来年度から試行的に導入することを考えておりますメリットシステムは、御指摘のように旅費とか需用費、こういった一定の事務費につきまして、今年度の2月補正予算において削減した金額を、過去3年間の平均と比較いたしまして、その上回る額の2分の1を来年度当初予算において措置しようというものでございます。この制度は、不適正な事務処理の再発防止策の一つとして取り組むものでありまして、職員の予算を使い切ろうとする、これまでにありがちな意識の改革を促しますとともに、より効率的な予算執行につながるものと考えております。今後、導入後の取り組みを十分検証しながら、一層の予算執行の適正化と経費節減に努力してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 やはりこれらの節約の意識と、不適正なということで、2本立てだと思っ

ています。年度の物件費が入っているものを調べました。一般行政経費1,720億円余が大体毎年支出されますが、その中で181億8,200万円余が大体物件費だと。それを仮に1%削減できれば、約18億円が財政の健全化に役立つというふうに思っております。ですから、県職員の皆さんも、第1次、第2次行革を続けてきて、絞るぞうきんもからからだとは思いますが、ぜひそのあたりに取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは要望にとどめたいと思います。

次に、教育行政について。

進路変更対策(退学・不登校等)について、教育長にお尋ねします。文部科学省が2007年に、いじめや暴力、出席停止、自殺、退学などの内容を調査した問題行動調査の発表がありました。この内容につきましては、新聞等で報道されましたので申し上げますが、県内では問題行動調査はどのような現状なのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(渡辺義人君) いじめと暴力行為について述べさせていただきます。文部科学省が実施した調査によりますと、本県の公立学校におけるいじめの認知件数は、平成19年度は381件で、前年度と比較しますと283件減少いたしております。また、暴力行為の発生件数は95件で、これは前年度と比較いたしますと13件増加しております。以上であります。

○十屋幸平議員 数字的に暴力のほうは少ないので安心しましたけれども、しっかりといじめ、暴力行為等について取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、高校生の中途退学者の現状と取り組みについてお伺いしたいと思います。この質問につきましては、平成16年の11月にも質問しまし

た。15年度の調査の結果で、公立、私立の中途退学者の合計が1,031名、1つの学校がなくなる人数でした。現在の公立高校の推移を、教育長にお尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) 本県の県立高等学校における中途退学者数であります。3カ年で申し上げますと、平成17年度が487人、平成18年度が477人、平成19年度は413人です。

○十屋幸平議員 本当にまだ依然として変わっていないんですけれども、この中で公立が、今言われたとおり平均すると459人、私立が487人、424人、362人、平均453人、883名——これは平均値ですけれども、毎年出ております。そういうところで、佐賀県では、学ぶ意欲のある不登校や高校中退、発達障がい生徒を受け入れる全日制学級を2011年度に新設します。この中身につきましても、やはり新聞報道でありましたので詳しく述べませんが、このようなタイプの県立高校を県内3地区に、佐賀県と同様な取り組みができないか。教育長にお尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) 本県における対策といたしましては、中途退学者など学習歴やライフスタイル等異なる生徒がそれぞれ自分のペースで学ぶことができますように、定時制や通信制の高校に単位制や2学期制を導入しているところでもあります。また、宮崎東高校と延岡青朋高校の定時制においては、昼間、夜間の両方で授業を受けられるシステムにするなど、さまざまな方策を講じているところでもあります。県教育委員会といたしましては、今後とも、生徒が夢や希望を持って生き生きと学び合うことができますように、これまでの高等学校再編整備計画に基づいた取り組みの成果等も検証しな

がら、多様な教育ニーズに応じた高校教育のあり方について研究してまいりたいと考えております。以上です。

○十屋幸平議員 先ほども言いましたように、883名の子供たちが退学しているわけでありますので、公立と私立の壁はあるかもしれませんが、両方協議いただいて、その子供たちができるだけ少なくなるような御努力を要望しておきたいと思っております。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。このテーマは、黒木正一議員のライフワークのテーマであります。今回は、私が視点を変えて質問いたしたいと思っております。

まず、平成19年度のシカ、イノシシ、猿等の生息変化状況について、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） シカにつきましては、一定区域のふんの数から生息数を推測いたします、いわゆるふん粒法により調査を実施しております。平成19年度の生息数は約5万6,000頭と推測され、近年、増加の傾向にあります。また、猿につきましては、平成14年度から3カ年かけて実施した生息調査では、県全体で約70群れ、約3,500頭と推測されておりますが、現在、新たに生息実態調査を実施しているところであります。また、イノシシにつきましては、調査方法が確立されておらず、生息数は把握いたしておりません。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

シカの生息数は、18年度が5万2,000頭ですから、差し引き年間4,000頭増加していると言われております。イノシシについても、「調査方法が確立されておらず」という御答弁がありました。また別な方法で調査されていると思うんです。そのあたりをおっしゃっていただけると

よかったかなと思っております……。後で申します特別措置法の中では、イノシシについても被害状況の的確な把握を推進するように述べられておりますので、農業従事者の方とか猟をされる方々に、聞き取りとかアンケート調査を――猟期の終了後に調査されて、やっぱりある程度の生息数を把握することが大事だと思っておりますので、そのように、これは要望しておきたいと思っております。

次に、本県の農産物の野生鳥獣被害の実態と状況はどのようになっているのか、また、農産物の被害防止対策にはいろんな複合的な取り組みが効果的であると考えておりますが、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県の農作物における野生鳥獣被害は、平成19年度は1億8,343万円となっております。作物別には、水稻が5,760万円、飼料作物が4,510万円、野菜類が3,020万円となっております。このため県では、平成19年度から野生猿被害防止総合対策事業を実施し、地域の被害実態に応じた対策に取り組んでいるところであります。特に野生猿につきましては、人里に寄せつけけないなどの取り組みが重要でありますことから、専門アドバイザー等を活用した野生猿の生態把握や、里山付近の緩衝帯設置、追い払い活動など、地域ぐるみでの複合的な被害防止対策を支援しているところであります。また、シカやイノシシ等については、電気さくや防護ネットの設置等を行っているところであります。今後とも、国や市町村等関係機関と一体となって、野生鳥獣の被害防止に努めてまいりたいと存じております。

○十屋幸平議員 次の質問に移りたいと思っております。被害防止のための捕獲対策はどのように

行っているのか。また、一昨年の答弁でもありましたが、鹿児島、熊本、宮崎の連携のシカ被害対策の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県ではこれまで、野生鳥獣による被害を防止するため、有害鳥獣捕獲班への助成などによる捕獲対策を行ってきたところであります。これに加え、猿につきましても、平成19年度から野生猿特別捕獲班への助成額の拡充を行いますとともに、捕獲用わなの購入助成などを行っております。また、シカにつきましても、今年度から、特に生息数の多い地域において集中的に捕獲促進を図るため、市町村と共同で、有害鳥獣捕獲したシカ1頭当たり5,000円を助成するとともに、県境付近でのシカの一斉捕獲について、南九州3県に新たに大分県を加え、4県合同で行うこととしたところであります。さらに、イノシシにつきましても、今年度から狩猟期間の終期を、従来の2月15日から3月15日へと1カ月延長するとともに、くくりわなの規制緩和を実施するなど、野生鳥獣の捕獲の強化を図っているところであります。

○十屋幸平議員 有害鳥獣捕獲班の助成ということが出ました。ここでちょっとお知らせしておきたいと思いますが、いわゆるボランティアでやられるんですけれども、この班の日当というものを換算しますと、私が聞いたところでは300円から500円、この期間が2週間から1カ月に延長されまして、それを掛け算しても推してはかって知るべしだと思います。シカバラ弾といいますのが平均215円、散弾が約130円、実弾というのが200円から300円、2～3発撃ったらその日になくなるんですね。そういうことであれば、当然、なかなか力が入らないというの

が人間のさがなのかなというふうに思っておりますので、このあたりの拡充も含めて御要望させていただきますと思います。

先日、たまたまテレビを見ておりましたら、京都府で30代の猟師が、イノシシやシカ、カモ猟、そしてまた別な仕事をしながら生計を立てている報道がありました。その中で、ヒノキのシカの食害ではげ山になっている映像が映し出されておりました。人間が生態系に悪影響を与えて、イノシシやシカが人里までえさを求めて出てくると、そのような報道もありまして、シカの増加の原因は、ニホンオオカミが少なくなったこと、狩猟する猟師の方が激減したことと挙げられておりました。そこで、宮崎県も同じだと思うんですけれども、警察本部長にお聞きいたします。猟銃所持者数、年齢構成、猟銃による人身事故件数の5年間の推移について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

議員に御配付いただいております資料の3ページ目と4ページ目を見ていただきながらだと、よくわかると思います。3ページを開いていただくと、まず、猟銃所持者数でございますけれども、本年10月末現在4,185人でございます。このグラフでおわかりになりますとおり、5年前の平成15年末と比較をしますと、実数で1,253人、約23%の減でございます。過去5年をずっと見ていきますと、年によって差がありますが、年間大体200～300人程度のペースで減少しております。背景には、恐らく猟銃所持者の高齢化が進んでいることが挙げられるんじゃないかと考えております。4ページ目を見ていただくとよくわかるんですが、本年10月末現在のデータなんですけれども、猟銃所持者の60歳以

上の方が、実は全体の約60%を占めておられまして、所持者全体での平均年齢を計算しますと、61.3歳となっております。

また、事故についてでございますが、猟銃による人身事故は、過去5年間を見ても、平成18年を除きまして、毎年1件から3件程度の暴発ないしは誤射等による人身事故を認知しております。昨年は10月に、イノシシの有害鳥獣駆除中、矢先の安全を確認しないまま発砲したため、同行のハンターの方が1人亡くなっているほか、同じシーズン、ことしの2月でございますけれども、シカ猟中に、同様の安全不確認によりましてお一方が重傷を負っておられます。以上です。

○十屋幸平議員 本部長、済みません。資料の説明までしていただきまして、ありがとうございました。

先ほどありましたように、やはり猟をする方が平均250人ずつ減っている。反面、猟銃を持てる許可を受ける方が平均81名ですか、ふえてきているというふうに思っておりますが、ここがなかなか解消しないと、狩猟される方が少なくなってくるのではないかなというふうに思っております。そこで、鳥獣保護防止特別措置法とはどういう法律なのか。また、内容、法律に基づく県内の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 鳥獣被害防止特別措置法は、昨年12月に制定された法律で、国の基本指針に則して被害防止計画を作成した市町村の取り組みを積極的に推進しようとするものであります。被害防止計画には、被害の防止に関する基本的な方針のほか、対象鳥獣の捕獲予定数、それから防護さくの設定等の具体的な取り組みや実施体制等を定めることとされて

おりまして、市町村に対しては、地方交付税の拡充や補助事業による財政支援のほか、鳥獣被害対策実施隊の設置など、人材確保のための支援措置が講じられることとされております。11月30日現在、県内では、延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、綾町及び西米良村の6市町村が、県との協議を行いまして、計画が策定されたところであります。加えて今年度中には、宮崎市など別に8市町村が計画を策定する予定となっております。残る市町村に対しましても、早期の計画作成を支援してまいりたいと存じております。

○十屋幸平議員 時間も残り少なくなりましたが、市町村の被害防止計画における鳥獣の捕獲予定頭数はどのようになっているのか。また、捕獲担い手の確保の取り組みについてどのように取り組まれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） まず、市町村被害防止計画では、対象とする鳥獣について、今後3年間の捕獲予定数を定めることとなっております。計画を策定しました6市町村においては、主にイノシシ、シカ、猿を対象としており、例えばシカについては、これまで6市町村で年間270頭程度が捕獲されておりましたが、計画では年間700頭程度を捕獲することといたしております。

次に、担い手の確保についてであります。県では、捕獲班への助成を行っておりますが、その担い手となる狩猟者が減少しておりますことから、新たな狩猟免許取得者を確保するため、県内3会場で試験を実施するとともに、県内8地区において実技指導などの事前講習会を開催しているところであります。

また、こうした取り組みとあわせまして、鳥

獣被害防止特措法に基づきまして、市町村が非常勤職員の鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、その経費に対する国の財政支援がありますことから、こうした制度の活用を積極的に指導いたしまして、狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今の法律の中身でいきますと非常勤職員ということも出ました。公務員の方々に銃を持たせるような内容にも聞き取れるんですけども、そういうことであれば、率直に考えて——単純な発想で申しわけないんですが——自衛隊のほうが訓練されていて効率的ではないかなというふうに思います。鳥獣被害も自然災害というふうに考えて、その対策として自衛隊に、生態系を維持することを前提に、生息数に配慮した駆除対策をお願いできないか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 鳥獣による被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために、農林水産大臣が、鳥獣被害防止特措法に基づき基本指針を定めております。その中で、市町村による自衛隊の協力要請というのは、侵入防止さくの設定、または緩衝帯の整備に限られており、その場合でも、他の手段による対策の実施が困難な場合に限定されておまして、駆除については今のところ、要請の対象とはなっていない状況でございます。

○十屋幸平議員 当然、自衛隊は、日本国民の生命と財産を守るというのが大前提でありますので、猿やシカ、イノシシに人間が襲われることはないと思いますが、そういう観点も含め、法改正も含めて、昨年つくられたばかりですから、なかなか難しいと思いますが、全国的に狩猟される方が少なくなっておりますので、その点も十分に意見を国のほうに申し述べていた

きたいというふうに思っています。

先ほど福祉保健部長のほうに、時間があればということでありましたが、やはり子育て支援というのは、シーリング方式一辺倒でやるのが果たして正しいのか。重点施策は、ある程度の枠を配分しなければ重点施策になり得ないのではないかなという考えを持っております。これは、いろんなほかの中山間地の問題、雇用にしてもそうです。シーリング方式、一律カットはしやすいと思います。しかしながら、それでは何のための重点施策か、予算を削られてしまえば、なかなか力の入れようがない。そういう面も含めて、やはり、重点施策であるならば、このような県単事業として他県に類を見ないようないい制度であれば、しっかりと維持すべきであるし、予算を確保すべきであると思います。知事のほうの考えが、いろんな重点施策を出されておりますので、そういう意味においても、前回の議会で予算に関しての議論もさせていただきましたが、そういうことも検討に値するのではないかなと。財政状況が厳しいからこそ、重点施策にはきちんとした手当てをしていく、そういう私個人の考えを持っておりますので、そういうことを含めてお願い申し上げまして、私のすべての質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透副議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手）人がキツネにだまされたという話を、私が子供のころよく聞いたものです。哲学者の内山節^{たかし}さんによると、1965年あたりを境に、それも全国一斉に、日本の社会からキツネにだまされたという話はなくなったそうです。1965年といいますと、43歳の人が生まれた年です。その年はスモッグ警報

が日本で初めて出された年になります。前年の1964年には、東海道新幹線が開通し、東京オリンピックが開催されました。1963年から集団就職列車が走り出し、高度経済成長が始まったところになります。

なぜ日本人はキツネにだまされなくなったのか。内山節さんはその理由を幾つか挙げています。

1つは、人間が経済的動物になった。自然の価値も、それに経済的価値があるかどうかで判断するようになった。つまり、高度経済成長によって人間が変わったのが理由ではないか。

2つ目が、科学的に説明できないものはすべて誤りという風潮が広がり、科学ではとらえられない世界をつかむことのできない人間たちをつくった。つまり、科学の時代における人間の変化が理由ではないか。いずれも、人間の何かが変わり、人間がキツネとのコミュニケーションをとれなくなったというものであります。

3つ目の説は、テレビや電話の普及で、それまでの情報のあり方やその伝達のされ方が大きく変わった。テレビの普及は、自然の中から天気予報などの情報を読む能力を弱くし、電話の普及が、人間同士のコミュニケーションから表情の持っていた役割をなくした。つまり、情報、コミュニケーションの変化が人間を変えたのが理由ではないのか。

4つ目は、それまで地域で暮らす人間を育てる一環の中にあつた学校が、受験を最優先する学校に変わった。必ず正解があるような教育を人々が求めるようになり、合理主義に価値を見出す意識を身につけていった。つまり、進学率の向上が原因ではないか。そのほか、死生観の変化、自然観の変化もその理由の一つではないか。一方、キツネの側から見ると、拡大造林が

始まり、森林環境は変わり、住みづらくなつたのも原因ではないかと指摘しています。

経済が成長し、物質的に豊かにはなつたが、その内部では、日本の人々が受け継いできた伝統的な精神が衰弱し、同時に日本の自然が大きく変わりながら自然と人間のコミュニケーションが変容していった。1965年当時、日本では精神史に一つの革命がもたらされたと述べております。日本人が経済成長の中で失ってきた人と自然とのコミュニケーション、人と人とのつながりの希薄化が、現代社会にさまざまな問題を起こしているという危機感から、それを取り戻そうという行動が全国各地で起こりつつあります。自然の中で、異なる環境、異なる文化、異なる世代との交流を通じて、教室ではできない「生きる力」をはぐくみ、心や命の大切さを学ぶ機会を、未来を担う子供たちに与えようとする、例えば、自然学校や自然体験型のコミュニティースクール、また、体験型教育旅行などの取り組みがそうであります。国においては、農山漁村における子供体験学習の取り組みを始めようとしています。知事はこのような取り組みをどう考えるか、お伺いをいたします。

次に、林業の振興についてお尋ねをいたします。

1950年後半から60年代にかけて進められた拡大造林、道路もない中を苗をかるって山に登り植林し、将来、退職金がわりにはなるだろうと夢を託して育てた山林が、いざ伐採というときになって、現在の木材価格を目の前にしたとき、まさにキツネにつままれた心境ではないでしょうか。「森林あって林業なし」と言われるように、木材価格の低迷で、山村は、人口は減少、林業者は高齢化し、森林の境界さえわからなくなっていく現状にあります。林業において

は、国境措置に関しましても、素材輸入は1961年以來無関税であり、製品輸入だけに関税がかけられてきました。それは、林家ではなく、製材業を初めとする2次産業の中小企業を保護する形で輸入が進められてきたと言えます。製材品の税率は次第に下げられてきておりますが、日本の木材産業は、山元立木価格の引き下げによって、辛うじて生き延びてきたのが実態と言えます。戦後の拡大造林によって資源は成熟し、外材価格の高騰もあり、いよいよ国産材の時代が到来したと言えますが、既に山村には、それに対応するだけの人、エネルギーがないのが現実です。県としても、新しい流通システムへの対応、また植栽未済地対策など多様な対策を行っており、知事みずからも、販路拡大に向けてトップセールスを行うなど意欲的に取り組まれておりますが、林業振興に対する知事の思いをお伺いします。

以下は自席より質問を行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

子供たちの体験活動についてであります。私もそうでありましたが、山歩きや農作業など自然の懐に抱かれる体験活動は、感動したり驚いたりしながら、いろいろなことを学ぶことができる大切な機会であると考えております。直接体験が不足していると言われる現在の子供たちが、豊かな自然の中で、そこに暮らす人々の営みや文化などを五感を通して学び取ることによって、豊かな人間性や社会性というものがはぐくまれ、たくましく生き抜く力が身につくものと考えております。

次に、林業に対する思いについてであります。本県は、豊かな森林資源を背景として、杉

の素材生産量が平成3年から17年連続して全国1位となるなど、国内有数の国産材供給基地としての地位を築いております。しかしながら、木材価格の長期的な低迷や、林業担い手の減少・高齢化など、林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。このような中で、山村地域の基幹産業である林業を活性化していくことは極めて重要な課題でありますことから、平成21年度の重点施策に中山間地域対策を掲げ、その中で、健全で多様な森林づくりを総合的に推進することとしたところであります。今後とも、できる限りの施策を講じ、林業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○黒木正一議員 小学生を農山漁村に送り出し宿泊体験学習を行うという「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートすることになり、現在、モデル的な取り組みが始まっていると聞いております。本県においても、受け入れモデル地域が選定されていますが、このプロジェクトの概要と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 子ども農山漁村交流プロジェクトは、御案内のとおり、総務、文部科学、農林水産の3省が連携して本年度から実施しており、小学生が農山漁村で行う1週間程度の宿泊体験活動を推進するものであります。本年度、本県では、西都市において受け入れモデル地域が選定され、7月に宮崎市の小学5年生64人を受け入れたところであります。本プロジェクトの実施により、小学生からは、「初めての農作業体験が大変楽しかった」などの感想が寄せられ、農業・農村への理解が深まったものと考えております。また、受け入れ地域におきましても、「子供たちとの交流に

より、地域の住民が生き生きとした」などの声が聞かれ、地域の活性化にもつながるものと考えております。今後は、教育機関のみならず、市町村やグリーン・ツーリズム実施団体とも、より一層の連携を行い、県内の受け入れ地域の拡大を図り、本プロジェクトの推進に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 県内においては、西都市がモデル地域として取り組んだということではありますが、このプロジェクトは、5年後には全国2万3,000のすべての小学校が取り組むことを目標としています。次代を担う子供が、人工的な都会生活を離れて農山漁村に出かけて滞在することで、自然にじかに触れて体ごと学ぶ経験でたくましくなるということが期待される一方、農山漁村も元気になり、活力と誇りを取り戻すことにつながるのでは、そういう期待もあります。農山漁村には廃校舎がふえており、それらの利活用も含め、地域の特徴を生かした多様な取り組みも考えられます。このプロジェクトには、日本再生への祈りにも似た願いが込められていると言う人もいます。本県においても、その体制づくりを進めるべきだというふうに思います。

集落支援員制度について、県民政策部長にお伺いをいたします。

環境問題や食料問題への関心の高まりもあつてか、中山間地域への対策が多方面から取り組まれようとしております。国は、集落の維持・活性化のサポート施策として集落支援員制度を設置することになったと聞いております。国が集落を施策とすることは画期的なことだと思いますが、その概要と今後の展開についてお伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 集落支援員制

度は、総務省の過疎問題懇談会の提言に基づきまして、行政経験者あるいは農業関係業務の経験者など、地域の実情に詳しい外部人材を活用し、市町村に集落支援員を設置するものであります。集落支援員は、集落を定期的に巡回しまして、生活状況、農地・森林の状況等の把握を行うほか、地域住民と共同できめ細かな集落の点検を行いまして、集落のより詳細な現状把握を行います。その上で、集落のあり方の話し合いや、地元市町村と協働した集落の維持・活性化にも取り組むことが期待されているところであります。このように、集落支援員を活用した集落対策は非常に効果が高いものであると考えておりますので、県といたしましても、この制度の周知に努めますとともに、市町村に対し、積極的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。以上であります。

○黒木正一議員 私の住んでおります諸塚村は、NPO法人地球緑化センターから、「緑のふるさと協力隊」を受け入れています。緑のふるさと協力隊は、農山村に関心を持つ若者を、地域活性化に取り組む自治体に1年間派遣するプロジェクトで、農林業や地域行事などさまざまな活動を経験するもので、現在7人目が滞在していますが、これまで派遣された6人のうち2人が村に残って住みついており、その活躍ぶりは地域の人に大きな刺激を与えています。地元の人と心を通わせ、ともに汗を流すことで、地域に新しい風を吹かせています。今言われたように、行政経験者や農業関係業務の経験者など、地域の実情に詳しい外部人材を活用することも意味のあることと思いますが、住民と同じ目線で暮らすこのような若者こそ、今、厳しい状況にある集落が求めているものです。経験は未熟でも、真剣に生きる力、生きる道を身

につけようと模索する都市の若者を集落支援員にする仕組みづくりが必要ではないかと私は思います。

次に、過疎法について、知事にお尋ねをいたします。

2010年には、過疎地域の総合的な対策を盛り込んだ過疎地域自立特別措置法、いわゆる過疎法が失効し、条件不利地域の農地保全を目的とした中山間地域等直接支払制度、この第2期も終了します。市町村合併を促進する新合併特例法も失効。さらに、日本の農林業を支えてきた昭和1けた世代がすべて後期高齢者になり、就業者の高齢化が一段と進む。この4つの問題をどう解決するか、「農山村の2010年問題」とも言われております。

さて、いわゆる過疎法は、過疎地域対策緊急措置法から今日の自立促進法に至るまで、10年ごとに新法として継続され、財政・行政・金融・税制上の特別措置により、これまで、交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流、そして産業の振興にその7割以上が投資され、人口の流出に歯どめをかけるには至らなかったものの、過疎の振興に大きな成果を上げてきました。過疎法の果たしてきた役割について、知事はどうお考えかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） いわゆる過疎法は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来今日まで、10年ごとに3度にわたり制定されております。本県におきましては、この間、過疎法に基づき、国、市町村と連携しながら、交通通信体系の整備、産業の振興、生活環境の整備など、総合的な過疎地域対策に取り組んでまいりました。その結果、過疎地域においては、社会資本や生活環境の整備が着実に進展しており、過疎法は過疎地域の振興に大きな役割を果

たしてきたものと考えております。

○黒木正一議員 将来の食料危機への不安や食料価格の高騰に伴って、食料自給率向上の問題が浮上してきております。また、バイオマスなどの化石燃料にかわる新エネルギーの開発や、地球温暖化を防ぐCO₂の削減など、日本が今、直面する大きな課題、食料、環境、エネルギーは、いずれも解決策は地方にしかなく、過疎地域の役割はこれまで以上に高まっていると言えます。このような中、過疎地域を多く抱える地域の知事会等を中心として、過疎新法の制定に向けた取り組みが行われております。過疎法は来年度で失効することになっておりますが、新過疎法の制定に向けての対応について、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 現在の過疎地域を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や担い手の減少など、依然として厳しいものがあります。また、過疎地域は、県土の保全、水源の涵養、食料の供給機能など県民の生活を守る重要な役割を果たしており、今後とも引き続き、過疎地域に対する支援が必要であると考えております。このようなことから、本県におきましては、新たな過疎法の制定に向けて、県内過疎市町村との意見交換等を行うとともに、国等に対し、県単独での要望活動のほか、全国知事会や全国過疎地域自立促進連盟等を通じた要望活動を行い、過疎対策の継続を強く求めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 続きまして、中山間地域等直接支払制度についてお尋ねをいたします。

この制度は、集落協定の締結が支払い条件であること、また、さまざまな面で集落が重視されていること、助成対象の農家についても選別するようなことがなくて、集落のすべての農家

が対象になっていること、こういうことで集落における話し合いの活動が活発化し、共同での生産活動が行われたり、耕作放棄地の防止が図られております。また、自治体の裁量権が大きく認められており、中山間地域の自然条件や、おのおのの地区の生活様式や個性を尊重することができることもあって、地域での評価も高いものがあります。この制度のこれまでの取り組みをどう評価し、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、中山間地域の活性化は、本県にとりまして最も重要な課題の一つであると認識しております。本県においては、平成12年度より、生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産の維持や農地の多面的機能の確保等を目的とした集落の活動に対して、中山間地域等直接支払制度による支援を実施しておるところでございます。平成19年度におきましては、24市町村の5,738ヘクタールの農地を対象に7億3,830万円の交付金が交付され、具体的には、集落において、農地や農道、水路の維持管理、機械及び農作業の共同化などの取り組みが行われており、その結果、新たな耕作放棄地の発生が抑制されるとともに、集落の共同意識の醸成など、地域の活性化が図られているものと考えております。このようなことから、平成21年度で終期を迎える本制度につきましては、その継続と内容の充実を国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先日、会派で中山間地域の調査に行きましたけれども、この制度はいろんな、生コン舗装とか作業路の復旧とかに活用されておるし、棚田をこの制度が守っているというような継続を求める声が、多くの人から上がりました。過疎法とあわせて、継続へ向けて国

へ強く要望していただくようお願いをいたします。

次に、公立病院改革についてお尋ねをいたします。

全国の医療機関が医師不足にあえぐ中であって、不足する医療従事者を効率的に配置し、病院の経営改善に結びつけようと、医療機関の統合・再編を検討する自治体が全国的にふえております。その背景には、国が、公立病院への財政支援の前提として再編・ネットワーク化を強く求めていることがあると思われれます。本県におきましても、公立病院改革ガイドラインに基づき、改革プランを関係市町村が本年度中に策定することが求められています。公立病院改革プランとはどのようなものか、また、県としてどのように取り組むのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 公立病院改革プランにつきましては、公立病院をめぐる環境が、御指摘のように厳しさを増す中で、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、関係市町村におきまして今年度中に策定することが求められているものでございます。具体的には、それぞれの地域におきまして市町村立病院が担うべき機能や役割を明らかにした上で、持続可能な医療提供体制の構築に向けた取り組みを進めるものでございます。県といたしましては、病院事業が、市町村の財政運営に与える影響や、地域医療の確保に果たすべき役割を十分に考慮しながら、地域住民に対する医療サービスが今後とも安定的に提供されるよう、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 山村に入りまして、人に「一番不安なことは何か」というふうに聞きます

と、「地元の医療機関にお医者さんがいるかということだ」ということをよく聞きます。また、同様に都会から移住してきた人に聞かしても、医師、病院の問題のことを不安材料として伺うことがあります。宮崎県移住ガイドブック「みやざきコンスマガイド」にも、医療機関が重要データとして記載をされております。移住を進める上でも、医療環境の整備は重要なことでもあります。公立病院の大きな役割の一つに、過疎地のような採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な地域への医療を提供することがあります。この改革プランには、経営の効率化が大きく求められております。効率化のかけ声のもとで、全国的に医師が不足する中、医療制度改革の失敗のツケが僻地医療に回ってくるのではないかと危惧されます。山間僻地には、賃金、教育、文化などの格差があります。それをすべて都会のようにということには困難があります。しかし、最も重要な命の格差が広がることは、何とか防がなくてはなりません。この公立病院改革プランの策定が、僻地医療の切り捨てにつながっていくことにはならないか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 県内の市町村立病院につきましては、僻地医療や救急医療など地域医療を支える重要な役割を担っておりますが、近年、御指摘のように医師不足などの経営環境の悪化によりまして、地域において必要な医療を継続的に提供していくことが大きな課題となっておりますのでございます。公立病院改革プランにつきましては、病院経営の効率化と地域医療の確保、この2つの観点から策定するものでございますので、各市町村において策定をいたしました改革プランに基づき、それぞれの地域の実情に応じた取り組みを進めること

は、将来にわたって、僻地医療を初めとする地域医療を守ることにつながるものと考えております。

○黒木正一議員 ぜひ地域医療を守ることにつながるように御努力いただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、林業の振興に関しまして幾つか質問をさせていただきます。

まず、需要拡大についてであります。戦後の経済回復につれて木材需要がふえて、木材価格も上がって、林業がもうかると思われた時期、1950年から1975年にかけて積極的に造林が進められて、本県では山林の60%が人工林となり、民有人工林の73%が杉で、そのうち6割が8齢級以上となりました。外材価格の高騰もあり、合板を含めた新建材製造の技術開発などが進み、大資本による合板工場、集成材工場の進出で、一気に国産材に対する大型需要が発生する状況になっております。

本県においては、中国木材の進出に関して覚書が交わされ、進出時期については不透明ですが、県産材の大きな需要拡大が見込まれることとなりました。しかし、その原料をB材、C材に求めており、価格設定を1立方メートル当たり1万円前後としており、これまで安値であったこれらの価格を上げる機能は持つものの、国産材価格全体的大幅な上昇とまでは望めないのではないかと考えられます。1立方メートル当たりの原木価格1万円前後では、山林所有者による森林の再生産は不可能であり、国産材価格の上昇のためには、A材を中心とした販売促進、需要拡大が不可欠であります。県は、県産材の需要拡大にどう取り組んでいくのかお伺いします。

また、木材の輸出についてもお伺いします。

本県は、松形知事の時代に木材の中国への輸出に熱心に取り組んでおり、2002年6月に県の第1次調査団が派遣され、県森連は年間100万立方を目標に輸出する旨の覚書を交わしています。7月の第2次調査団に続き、9月には宮崎県林務部長と福建省林業庁長との間で、覚書を評価し支持することや、林業事業における交流と協力を行う共同声明を出しています。11月には、アモイで開催された国際木材産品交易会に出席し、宮崎県は、2階建ての木造住宅を出展するほか、杉材による内装材や家具なども展示、福建省副省長と、木材貿易の促進に互いに努力することなどを盛り込んだ覚書に調印したことであります。また遠い昔のことではないのですが、どうなっているのかと思います。現在の海外への輸出の状況や将来性について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県産材の需要拡大につきましては、林業の振興や山村地域の活性化を図る上で大変重要であります。このため県では、県内における公共施設等の木造化・木質化や、住宅業界と連携して外材を県産材へ転換するモデル的な取り組みなどを支援しているところであります。また、大消費地でのトップセールスや商談会等の開催に加えまして、県産材をふんだんに使った産直住宅の推進にも努めているところであります。お話にありましたように、海外輸出につきましては、商談会やサンプル材の輸出等に対し支援しておりますが、中国では、杉材の利用技術が普及していないなどの理由から伸び悩んでいるものの、韓国は、平成19年度の輸出額が前年度の約2倍になるなど、成果があらわれてきております。今後とも、関係団体と連携強化を図りながら、県産材の需要拡大に向けた取り組みを推進してまいり

たいと考えております。

○黒木正一議員 当時、100万立方メートルを目標に輸出するという話がありまして、非常に山村も期待をしたものでありましたが、商習慣とかいろんな需要動向でなかなか難しいことはわかりますが、今後とも努力していただくように、よろしく願いをいたします。

昨年6月に改正建築基準法が施行されまして、建築確認に大きな混乱が生じ、住宅着工戸数が大幅に減少し、特に分譲マンションで激しく、その影響が建材や家具業界にも及び、これが結果的に木材価格の下落にも波及したと言われております。法改正の影響の大きさに、官製不況とも言われておりますが、本県における戸建て木造住宅の着工戸数の状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 国の新設住宅着工統計によりますと、本県における平成19年6月の改正建築基準法施行後の戸建て木造住宅の着工戸数は、法改正直後の7月、また8月には減少が見られておりますが、その後はおおむね18年度の水準で推移をしております。その結果、平成19年度は3,684戸で、18年度の3,916戸と比較しますと、戸数で232戸、率で5.9%の減となっております。また、20年度につきましては、10月末現在2,200戸で、19年度同期の2,207戸と比較しますと、戸数で7戸、率で0.3%の減となっております。おおむね19年度の水準で推移をしている状況にあります。

○黒木正一議員 本県では、戸建て木造住宅においては法改正直後に減少があったものの、おおむね平年並みの水準で推移しているということですが、住宅着工数は景気に大きく影響されることから、現下の景気の悪化は大いに懸念されるところであります。耐震強度偽装の

再発防止のための法改正は、これだけにとどまらず、従来は構造審査が免除された4号建築物が、新しく審査の対象に含まれることになる改正が予定されており、いずれ小規模な建築物に対する審査が始まれば、新たな問題の発生が考えられます。さらに、来年10月には、住宅瑕疵担保履行法が施行されることになっており、住宅供給業者に、保険への加入か保証金の供託が義務づけられることとなります。先日行われた林業活性化議員連盟の研修会において、これらの改正は、国産材の使用率が高い中小規模の工務店への影響が最も大きいことが指摘されました。昨年6月の法改正後の混乱の原因は、周知徹底を十分に図る期間を設けず、準備不足のまま見切り発車が行われたことだと言われております。再び混乱し、住宅・木材産業へ大きな影響が及ぶことのないよう対応が望まれます。また、中小の工務店に対する周知にどのように取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」、いわゆる住宅瑕疵担保履行法につきましては、平成21年の10月に施行されることとなっております。この法律の対象となる住宅は、戸建て木造住宅を含むすべての新築住宅とされておりますことから、多くの中小工務店等に法律の趣旨や内容を正しく理解していただくことが重要だと考えております。また、建築確認申請において、木造住宅等を建築士が設計した場合には、構造耐力等に関する規定の審査を省略できる、いわゆる4号特例という取り扱いがありますけれども、この取り扱いにつきましては、国において見直しが予定をされているところであります。しかし、その見直しの具体的な内容や時期

につきましては、現在のところ未定とされておりますが、見直しの実施に際して混乱を招かないためにも、事前に十分な周知を図ることが重要であると考えております。このため県といたしましては、住宅瑕疵担保履行法や4号特例につきまして、既に中小の工務店等を対象に、県内各地で講習会等を開催したところでございます。今後とも、市町村や関係団体とも連携を図りながら、周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○黒木正一議員 周知の徹底を図って、混乱のないように努めていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

先ほどの質問で、十屋議員から鳥獣害のことについて質問がありましたけれども、鳥獣害の問題を調べておりますと、野生動物の生態系を人間が大きくゆがめているのではないかと懸念することがあります。例えば、シカは雄が平均12年、雌が15年生きるのだそうですが、ゼロ歳の死亡率が個体の群れの変動に大きな影響を与えている。特に誕生した年の最初の冬を生き延びるかどうかが、シカがふえるかどうかにかかっている。つまり、温暖化がシカの増殖をもたらしているのではないかと指摘する人もおります。また、近年、クマによる人身事故が増加しておりますが、異常気象による気圧の変化で、クマが異常な行動をとっておるといふふうに説明する人もおります。人為的に引き起こされた生態系の変化が、地球温暖化、異常気象を招いているというのは、各方面から指摘されておりますし、森林に人工的に手をかけた以上、その管理をしっかりとしなければならぬのは当然のことです。京都議定書において、日本は6%のCO₂削減を公約し、このうち3.8%は森林がCO₂を吸収することで実現を目指すこ

とになっておりますが、その対策についてお伺いをいたします。

森林があれば、あるいは森林の整備を行えば、自動的にCO₂吸収量として計上されるものではなく、日本の場合、植林はほとんど対象にならないことになっております。つまり、間伐がその対象になり、そのための予算も組んで、国は対策推進を行おうとしております。本県においては十分な予算措置がされて、本県の間伐の取り組みが行われているのかどうか、お伺いをいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 間伐につきましては、京都議定書の森林吸収量の目標を達成するため、本年5月に間伐等促進法が施行されたところであり、これを受けまして県では「間伐等の基本方針」を定め、今後5カ年で約5万ヘクタールの間伐を計画したところであり、本計画の実施に当たりましては、通常の間伐に加え、本県人工林の58%を占める高齢級森林の間伐を進めていくことが大変重要であります。このため本年度は、新たに創設した「70年の森林」間伐実施事業や国の補助事業等を活用し、約8,000ヘクタールの間伐に取り組んでいるところであり、

○黒木正一議員 林業関係の要望の中にいつも上がってくるのが、森林境界の明確化の件であります。森林所有者が高齢化し、また不在村所有者の増加により、次第に森林境界が不明確になっております。そのことが解決されなければ、計画的な森林整備を進める上で大きな障害となってくると考えられます。地籍調査が進んでおりましたが、その進捗状況はどうなっているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県における

地籍調査は、国有林や公有水面を除く5,688平方キロメートルを対象に実施しております。平成20年度末までに3,358平方キロメートルを完了しまして、進捗率は59%となる見込みであります。今後の見通しにつきましては、調査の実施区域や事業主体となります市町村の体制及び予算の状況等にもよりますが、過去5年間の実績をもとに推計しますと、10年後には72%程度になるものと思われ、

また、山林につきましては、約4,200平方キロメートルの調査対象面積に対し、平成20年度末までに2,347平方キロメートルを完了し、進捗率は56%となる見込みであります。

○黒木正一議員 大変わかりやすい答弁をいただきました。農地に比べて山林は境界がわかりづらいし、今の進みぐあいでは何十年かかるかわかりません。これは課税上も不公平が続くわけで、より一層、取り組みを強化する必要があると思います。今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 森林の境界につきましては、今答弁がありましたように、市町村が地籍調査を実施することとなっておりますが、進捗率の低い市町村もあります。また、お話のように、森林所有者の高齢化や不在村化等によりまして森林の境界確認が年々難しくなっております。このため県では、森林整備地域活動支援交付金事業におきまして、森林所有者による間伐等の実施に伴う境界確認に対して補助金を交付しているところであり、また、管理不十分な森林を適正に管理していくため、平成19年度から、県単独の森林施業長期受託実践モデル事業におきましても、森林組合が、不在村地主等の森林について簡易な境界測量を実施しているところであり、

○黒木正一議員 温暖化対策に資する森林整備を進めるための新たな税制度の創設について、知事にお尋ねしたいと思います。

本県においては、18年4月に森林環境税をスタートさせ、さまざまな事業が行われています。現在、名称は異なりますが、同じような制度が30の県で実施されております。最も税額が大きいのが神奈川県で38億円、これは本県の約13倍となります。本県に比べ神奈川県は人工林率も38%と低く、整備すべき森林面積も少ない中で、多額の森林整備費が使われております。人口の少ない本県は税額が3億円弱であり、広大な森林面積、人工林を有しており、県内全域にわたる十分な森林整備は当然不可能であります。神奈川県においては、シカ被害等の鳥獣害対策にも調査研究などに多額が割り振られております。森林整備を地方税方式によって行うとすれば、財政力において大都市圏と地方弱小県との格差は大きく、大きな不公平が生じることとなります。本来、森林は国土保全の原点であり、国が資金の再配分によって責任を持って整備すべきものであります。本県は国に対し、温暖化に資する森林整備のための新たな税制度を国税として創設して、資源を循環させるために必要な対策の費用として国民が負担すべきではないかとの視点から要望しておりますが、その考えと今後の取り組みについて、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 温暖化対策のための税制度につきましては、その早期創設と、それを財源とした森林整備の充実強化が図られるよう、毎年、国に対し要望してきているところであります。このような中、ことしの6月に閣議決定された骨太の方針2008におきまして、環境税が初めて税制改革の重点事項として明記され

たところでありまして。現在、国におきましては、税制改革の議論が行われておりますので、県といたしましては、その動向を注視するとともに、引き続き国への要望を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ぜひ強力な要望をしていただきまして、新しい税制度ができるように御努力をよろしくお願いいたします。

続きまして、植栽未済地対策、下刈り補助の延長について質問をさせていただきます。

宮崎県の素材生産量は、北海道に次いで全国第2位であります。植栽未済地も、1位の北海道の8,980ヘクタールには遠く及ばないものの、岩手、三重、青森、大分県——700~800ヘクタール台ですが——の3位グループを大きく引き離しての全国2位の面積であります。県が重点施策として造林補助に上乘せするなど、その解決・抑制に取り組んでいるのは重要なことであると思っております。日本には、「木を切ったら植える」という文化があるとされておりましたが、なぜそれができなくなりつつあるか。一言で言えば、もうからないからであります。山元立木価格は、昭和55年の価格に比べて、杉が15%、ヒノキが24%にまで落ち込んでいます。森林・林業白書によりますと、平成19年の杉の山元立木価格は1立方メートル当たり3,369円、50年生程度の立木を販売して得られる収入は、1ヘクタール当たり126万円と試算されており、これに対し、再植林と5年間の下刈りに要する費用は1ヘクタール当たり135万円、除間伐の費用を含まない段階で既に9万円の赤字。これでは山に投資する意欲が出るはずはなく、森林所有者に利益が還元されるシステムができない限り、木を植えることは負担にしかたらないのです。国、県の森林整備事業などにより、か

ろうじて再生林は維持されており、一部の市町村は事業費を上乗せしてでも植栽未済地を防ぐと必死に取り組んでいるのが現実であります。

日本は高温多湿の夏を持つ温帯モンスーン気候に属しており、農業が雑草との戦いであるように、林業も雑草、雑木との戦いであります。下刈りなどの初期保育にかかる費用が、他の林業国と比べてけた外れに大きく、労働コストが高いことも、日本の林業が経営的に成り立ちにくくなっている大きな理由となっています。森林整備事業における下刈りの補助対象林齢は6年生までとなっていますが、幾つかの市町村では、育林の状況から、上乗せして植栽未済地の抑制につなげています。下刈り補助金の1年間延長はできないか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 下刈りにつきましては、植栽した木が3メートル程度の高さに成長し、雑草、雑木による影響が少なくなる6年生までを補助の対象としているところがあります。7年生の造林地につきましては、関係者の意見や現地の実態等を把握してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ぜひ前向きな御検討をいただきたいと思っております。

次に、林業技術職員の採用についてお伺いたします。県職員全体の数が削減されている中でありますが、本県における林業技術職員の採用はどうなっているかお伺いたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 林業職員につきましては、ここ数年、毎年1名から2名が採用されているところがあります。

○黒木正一議員 林業普及制度は1949年に始まっており、農業改良普及制度の1年後にでき

ておりますが、森林所有者に対して、主に林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導を行ってきました。最近の林業情勢の変化、環境問題への関心の高まりから、広く一般に森林や林業に関する情報を提供し、理解を求めるなど、職務内容の広範化、多様化が進められております。一方で、予算、人員のカットが行われています。森林・林業への期待が高まる中であって、その重要性は増すことが予想されます。森林を守り、循環可能な林業をつくり、山村社会を振興するかなめとなる林業普及指導制度を日本は持っています。さらに、この制度の効果を高めるためには、人材の確保育成が必要と思いますが、その考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 多様化、高度化するニーズに的確に対応するためには、職員一人一人の能力を高めていくことが大変重要であります。このため、経験豊富な技術職員を各職場にバランスよく配置し、長年培った技術を若手職員に継承するとともに、国や民間の専門研修機関へ職員を派遣するなど、人材の育成に努めているところであります。

○黒木正一議員 日本の林業は、ヨーロッパの林業と比べてまだ歴史が浅いと言われておりまして、これからは、いよいよどう使うかという時代になります。そういう中で、林業普及指導員というのも非常に重要な役割を果たします。どうか、有能な人材の確保育成に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。（拍手）

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざき、函師博規です。

先月、世界でも最先端の福祉制度を学ぶため、デンマークに行ってきました。デンマークの医療・福祉・教育の制度を学ぶために、世界各国から留学生が集まる文化交流学院という専門校にて研修をしてまいりました。御承知のとおり、デンマークは、高負担高福祉国家として成熟した社会保障制度が整備されています。基本的に、医療・福祉・教育にかかる関係費用は無料です。利用者が望むサービスが包括的に提供されています。

例えば、医療の現場では、家庭医制度といって、日本では始まったばかりの総合医制度と類似する制度が戦後間もなくから整備され、人口1,500人から2,000人に1人の割合で家庭医が全国に配置されています。それにより、医師の偏在問題は全くないということでした。救急以外の診療は、家庭医を通して専門診療に回される体制が徹底されているため、日本で問題になっているようなコンビニ受診や患者のたらい回しといった社会問題はありませんでした。

また、別の制度で、在宅死制度というものがありました。在宅で死ぬことを選べるという制度です。終末期にある方を住みなれた地域で、在宅でみとる体制が確立していました。この在宅死制度とは、むげな延命措置をすることなく、本人の望む環境で安らかに終えんのときを迎えていただく制度で、地域に24時間の医療・看護・介護の供給体制が完備されているのはも

ちろんのこと、本人が人生最後のときと一緒に過ごしてほしい家族や友人とともに生活できる、そういう環境設定ができる制度なんです。もう少し詳しく申しますと、その付添者、みとりをしていただく付添者が就労している場合、その就労されている方の所得保障までも国がしてくれるという制度なんです。この制度を利用することにより、デンマークでは約8割の方が在宅で亡くなられています。日本では一体何割の方が、地域で、家で、畳の上で亡くなっているのでしょうか。

また、別の制度で、女性の社会進出も日本よりはるかに進んでおりました。それを支える子育ての支援策も充実していました。男性の育児休暇取得は当たり前。学校が始まる前の早朝学童保育というものがあり、早朝学童保育では朝食の提供がなされ、朝御飯を保育園で家族そろって食べてから子供を送る、親は仕事に行くという光景がありました。また、地域で4～5人の子供を保育する方の所得保障をする子育てママ・パパ制度というものがあり、これは都市部より地方のほうが発達していました。さらに、地域で12名以上のグループが教育・文化・スポーツ活動をする際の講師や指導者の人件費を完全に国が負担するという制度などなど、子育てを支援するための制度が充実しているため、日本で問題となっておるような少子化問題という状況にはなっていません。私は、デンマーク研修に行くまでは、女性の社会進出が少子化を招いているんじゃないか、情緒不安定な子供をふやす原因になっているんじゃないかと、偏った考えを持っていました。しかし、デンマークでの話を聞けば聞くほど、その固定観念はがらがらと音を立てて崩れていきました。

イギリスのレスター大学が発表した世界各国

の国民の幸福度ランキングでは、医療費が無料、世界最高水準の国民1人当たりの国内総生産、さらには高い教育レベル等々の理由で、デンマークが世界第1位となっております。ちなみに、この調査結果で第8位がブータン王国です。アメリカは23位、日本は178カ国中、90位です。この調査結果の上位20カ国には、福祉政策の充実で知られる北欧の国がずらずらと並んでいます。これらの福祉先進国の制度をそのまま本県の政策に反映させることは困難だとしても、その方向性を見習うことは大変意義があることだと考えます。

デンマークの消費税は25%でした。所得税は累進課税で最低税率が38%で最高は63%。日本の所得税率、最高は40%ですから、その開きと申しますか、重課税であることは間違いないわけではありますが、先ほど言いましたデンマークの総合医の先生の話を書く中で、「我々デンマーク人は、医療・福祉・教育サービスが充実するのであれば、幾らでも高い税金を払う覚悟がある」と言い切られました。国民と政治の信頼関係が強い、そしてかたいと私は考えました。痛感させられました。日本は、福祉充実のために消費税等を上げなければならないことは明白なのに、政治と国民の信頼関係が希薄なため、消費税問題を先送りしているこの状況とは大きく違いがあります。

文化交流学院の先生はこうもおっしゃいました。「デンマークには日本からも多くの行政関係者が研修に来られます。しかし、その日本から来る方々は、決まって「デンマークと日本では歴史や文化が違い過ぎるから制度が違うのも当然だ」といった言葉で片づけられようとする。しかし、日本が第二次世界大戦で敗戦国となり焼け野原になった歴史と、デンマークも第

二次世界大戦でドイツ侵攻に遭い焼け野原になった、その歴史的傷跡は同じだ。そこから戦後65年余りの時間を積み上げてきた。その時の流れの中で、経済至上主義の国をつくった日本と、社会保障第一で福祉の国家をつくり上げたデンマーク。そのかじ取り役をしてきたのはあなたですよ。行政ですよ。あなた方が歴史や文化の違いで片づけるのは指導力のない者の言いわけだ」と、そこまで厳しい言葉を言われ、その言葉が今も胸に突き刺さっています。

日本では弱者を追い込む後期高齢者医療制度や障害者自立支援法の内容があり、高齢者を地域に放り出すことになりかねない療養型病床群の廃止もあります。さらには、高齢者介護を支える介護職員は、志はあれども低所得がゆえに仕事が長続きしない。そして、介護職員養成学校は、定員の半分にも満たない学校が続出しており、国は介護力不足を補うために、東南アジアから安い労働力の受け入れを始めました。そして、国内はフリーターやニートの増加が社会問題となっています。このような状況をかんがみ、知事にお伺いいたします。知事はこのような日本の福祉行政をどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。地方自治体の福祉行政は、中央追従しか方策はないのでしょうか。また、宮崎の福祉行政の未来に、知事はどのようなビジョンをお持ちなのか、所見をお聞かせください。

以下の質問は自席にて行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

福祉行政は、子供や高齢者、障がい者あるいは経済的困窮者等に対し、公的な支援を行うことによって、そこに住むすべての人にひとしく安定した生活環境を提供するもので、幅広い行

政分野の中でも、住民生活に直結する極めて重要なものであり、我が国の福祉行政も、そのような視点に立って運営されているものと認識しております。急速に進む少子高齢化等を背景に、近年、福祉や医療に関するさまざまな制度の見直しが進められておりますが、福祉行政の充実には、今後さらなる改善が必要と考えるところであります。こうした中、本県におきましては、新みやざき創造計画に「だれもが自分の住んでいる地域で生き生きと安心して暮らせる」社会づくりを掲げ、国の制度を基調としつつ、重点施策の一つとしている「子育て・医療対策」を初め、独自の視点も踏まえた関連施策を、多様な角度から積極的に推進しているところであります。今後も、国の動向を注視しながら、市町村を初め関係機関等とさらに連携を深め、県民の皆様と一体となって、目標実現に向け全力を尽くしてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○図師博規議員 知事のただいまの御答弁、だれもが住みなれた地域で生き生きと暮らしていける社会づくり、まさにそれはノーマライゼーションの取り組みそのものです。その実現に全力を尽くすとの力強い御答弁を信じて、以下の質問をしてまいります。

まず、医療の実態についてお伺いします。現場では、研修医制度の改悪により、産婦人科医・小児科医不足や医師の偏在問題が顕著ですが、現在、宮崎県の中山間地域を含む公立病院及び診療所では、一体何名の医師が実際不足しているのでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県内の市町村立の病院及び診療所につきまして、本年6月1日現在で調査したところ、13の病院・診療所に

おいて、病院等が希望する医師数に対して、23名が不足しているということでありました。

○図師博規議員 23名もの医師が足りていないということですが、県もその状況を改善するために、医師派遣システムや医師研修資金制度、また自治医科大学には年間1億2,700万もの拠出、そして宮崎大学医学部のほうでは地域枠を創設するなど、策を講じていらっしゃるの理解できます。しかし、現場の急激な変化に対応できていないということも事実です。今述べた政策が十分機能したとして、福祉保健部長が言われた23名の医師不足が解消されるまでには、おおむね何年ぐらい時間がかかると予想されているのでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 医師派遣システムにつきましては、これまで2名の医師を採用しており、今後、全体として6名を確保することにしております。また、医師修学資金による医師の養成確保であります。早ければ平成22年度には医師を公立病院等に配置できる見込みであり、その後、徐々に増加しまして、10年後の平成30年度には、24名の医師が確保できるものと考えております。このほか、自治医科大学卒業医師の派遣や小児科専門医師研修資金の貸与等、さまざまな対策に取り組んでいるところであります。今後とも、関係機関との連携を図りながら、医師確保に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

○図師博規議員 順調にいつ10年かかるんですね。壇上でも述べましたが、デンマークでは家庭医を全地域に配置しています。簡単にその状況を説明しますと、住民1人当たり年間200クローネ、日本円に換算して約4,000円負担を算出基礎として、約2,000人に1人の割合で医師を配

置していますから、約800万円を診療報酬以外の所得保障として医師に用意し、地域の医師定住を実現しています。日本でも、1次医療の担い手として総合医制度が動き出してはいますが、総合医が養成されたとしても、地域に定着してもらえない保証はどこにもありません。そこで、総合医の定着を推進するためにも、地域医療を守るための目的税導入をしてはどうかと考えます。命を守る目的税であれば、十分県民の共通理解も得られると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

○知事(東国原英夫君) 議員御指摘の総合医確保のための地域医療目的税の導入につきましては、医療保険料以外に新たな負担を求められる県民の合意が得られるかなどの課題があり、大変ハードルが高いものと考えております。なお、「総合医」は、日本では「かかりつけ医」的なものだと思いますが、かかりつけ医を持つことは非常に重要でありますので、そういったものの啓発には今後も努めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 議会のたびに、一般質問のたびに、中山間地の医師確保を、救急医療体制を、そういう議題が取り上げられます。私は今の知事であれば、県民の賛同を得ながら、新税導入というのは可能じゃないかと考えます。医師確保だけでは、地域の暮らしを守ることにはなりません。住みなれた地域で人生を全うしてもらうためには、昼夜を問わない必要に応じた看護・介護の供給体制を整備する必要があります。その在宅福祉を推進するため、利用者の自己決定と選択により、サービスを受けられることを定めたのが、2000年に導入された介護保険制度であります。福祉保健部長にお伺いしますが、この介護保険制度導入後、県内の福祉情勢

は、今までの施設型から在宅型に移行していると思われませんか。いかがでしょう。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 施設型福祉から在宅型福祉への移行状況につきましては、例えば平成12年度と19年度の介護給付費の比較では、在宅サービスがプラス88.8%、施設サービスがマイナス3.3%となっております。給付費の伸びから見ますと、在宅への一定のシフトが図られたのではないかと考えております。しかしながら、施設サービスのマイナスにつきましては、食費の自己負担導入等の制度改正による要因が大きく、施設定員としては増加していることから、現時点では、施設型福祉から在宅福祉へ移行したとまでは言い切れない状況と考えております。

○凶師博規議員 しっかり現実を見ていただいた御答弁であったと思いますが、私の手元には、要介護認定者のうち要介護度が4もしくは5の方が、在宅で生活されているかどうかを調査した資料があります。その資料によると、県内には1万1,110名の要介護度4、5の方がいらっしゃいますが、そのうち在宅で介護されている在宅者割合は10%程度です。さらに、在宅割合が低い地域は、西都・西米良、西臼杵、西諸県といった中山間地域を抱えるところで、介護が必要な状態になると、暮らした地域を離れなければならない、山からおりなければならない実態が浮き彫りになっているんです。在宅介護率を上げるためにも、夜間を含めた24時間の看護・介護サービスの供給体制整備を図る必要があると考えます。県内の福祉の供給体制、24時間の介護・看護の供給体制は整っていると言えるのでしょうか。福祉保健部長、いかがでしょう。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 訪問看護・訪

問介護サービスにつきましては、現在、県内に約800の事業所がありまして、利用者のニーズに応じて、早朝・夜間帯や緊急時、さらには終末期を含めた介護サービスを提供しているところでもあります。しかしながら、御指摘のように、中山間地等地域ごとに見た場合、サービス供給体制に差があることは否定できないものと考えております。このような状況を踏まえ、さらなる供給体制の充実に向けて、市町村等と連携を図るとともに、事業者への指導助言を行ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 訪問看護や訪問介護提供事業所が800カ所あるとの答弁ですが、1事業所には大体2～3名の職員配置しかないんですね。これでは現在の介護ニーズはもちろんのこと、県内約5,000人いらっしゃる療養型病床群の入院者が退院を余儀なくされた場合、地域での受け入れ体制、受け皿が不足していると言わざるを得ません。さらに、受け皿が小さ過ぎるがゆえに、介護マンパワーが不足しているという現実があるがゆえに、介護ニーズが潜在化してしまっているんです。つまり、在宅福祉をあきらめなくちゃいけないような環境が今、あるんです。在宅で福祉サービスを受けるということは、病院や施設でのようなきめ細やかなサービスを受けられないことにもつながるかもしれません。しかし、医療の現場では、意識もないままに鼻から経管栄養のチューブが差し込まれ、呼吸困難な折には気管切開され、チューブがのどを通らなくなると胃に直接穴をあけ、そこにまたチューブを差し込む。そのような現状で、延命はされるものの、家族は付き添いに疲れ果て、医療側も提供する医療内容に疑問を抱きつつも、光の見えないサービス提供を続けるといった光景が一般化しています。

厚生労働省の行った、一般国民5,000人及び医療関係者9,000人を対象とした調査内容の結果では、自分が回復見込みのない状態になった場合、延命措置を望むかどうかの問いに対し、7割以上の方が延命治療に対しては否定的でした。さらに、医療従事者ほど、延命を望まない割合は高くなっています。その理由は、現場での悲惨な状況を知っているからです。そして、終末期医療について、事前にどのような治療（みとり）を望むか等を書面に書いておくという、いわゆるリビングウイルの考えに賛成した国民は62%、そして、その書面による意思表示を「尊重する」と答えたドクターは80%を超えています。私も医療の現場にいた一人として、リビングウイルの考えには賛同しますし、私の終末期にはむげな延命措置は望みません。知事は、リビングウイルに対してどのような考えをお持ちでしょうか。そして、みずからの終末期には延命措置を望まれますか。どうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 私自身は、終末期の延命措置については望んでおりませんが、一般論としては、終末期医療については、患者本人の自己決定権が尊重されることは大切なことであると考えております。また、リビングウイルにつきましては、個人的には肯定的にとらえていますが、終末期医療のあり方や延命治療を中止した場合の医療従事者の法的責任のあり方等について、さまざまな意見がある中で、これまで幾度となく国の検討会において議論されてきており、現在までのところ、国民が合意できるような結論は出ていないのではないかと考えております。

○図師博規議員 確かに、国のほうはガイドラインを示しているに過ぎませんが、日本では臓

器提供意思カード等のように、自分の臓器使用に関する意思表示は制度化されています。リビングウイルの取り組みは、まだまだこれから、緒についたところですよ。みずからの死生観を見直し、家族とともに会話の中からみとりの環境に合意しておくということは、本人及び家族そして医療従事者にとって、大変有意義なことと考えています。また、介護保険の理念に基づき、在宅型福祉が推進されるとするならば、リビングウイルの取り組みは、在宅でのみとりを一般的にすることに非常に有益です。国のガイドラインに沿った先進的な宮崎型リビングウイル、終末期前意思表示の制度化に取り組んではいかかかと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 終末期医療のあり方につきましては、適切な情報の提供と説明に基づいて、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本とすることが重要であると考えております。しかしながら、リビングウイルの取り扱いにつきましては、国の有識者による懇談会で、引き続き検討を行っていくとされているところでありまして、国民が合意できるような結論が出ていない状況の中で、県において独自に制度化するというのは、非常に厳しいものがあるかなと思っております。

○図師博規議員 国の対応を待つばかりではなく、県民及び県内の医療従事者等にアンケート調査等を実施すれば、間違いなくリビングウイルの意識醸成は図れます。そして、多額の予算をかけなくとも、さまざまな効果が期待できますので、ぜひ県独自の取り組みに期待したいと思えます。

続きまして、県の収入確保策についてお伺いいたします。

行財政改革大綱2007の歳入面の取り組みの中で、新たな広告収入に取り組むとの旨の明記がありました。現在のところ、芸術劇場のネーミングライツとサンマリノスタジアムのフェンス広告のほかには取り組まれているような事案は見当たりません。ネーミングライツの第2弾や県が発行する封筒や領収書、チケット等に広告掲載をして、歳入確保を図るべきではないかと考えますが、総務部長の御答弁をお願いいたします。

○総務部長（山下健次君） 今、御指摘2つございましたが、もう1つございまして、県庁ホームページへのバナー広告もやっております。今後とも、こういう厳しい財政状況は継続すると見込まれますので、収支不足の圧縮のためには、歳出の徹底した見直しのほかに、こういったさらなる歳入の確保が大変重要でありますので、その方策につきまして、費用対効果、実施に際しての課題等を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひ具体的な御検討を期待いたします。

続いて、手数料収入についてお伺いいたします。県立高校の昨年度受験者数は1万856人、それに対応する職員は2,099名いらっしゃいました。それに伴う県の支出は人件費を除いても1,956万9,000円に上っており、それに対し、受験料収入は2,336万4,000円となっています。一方、県職員採用試験の受験申込者数は2,418名となっており、その受験料収入を見てみますと、徴収していないんですね。いや、徴収していないんじゃないかと、徴収できないという状況になっています。地方自治法第227条で、もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務、試験については、手数料を徴収できな

いとなっているからです。しかし、国に職員採用試験の手数料、受験料徴収ができるように、知事会等を通じ要望されてはどうかと私は考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 例えば、県立学校の入学者選抜試験なんかで、入試の手数料を受験料として徴収していますが、これは教育を受けるサービス、「教育サービス」という利益を受ける対価であります。これとは違って、一般の入社試験と同じように、入社試験に受験料を払う企業というのではないものでありまして、それと同じ感覚で、地方自治法上の問題もあるんですけれども、職員の労働対価として給与を支払っておる。この企業体といえは企業体の組織で、入学試験と職員採用試験というのは、ちょっと性格を異にするのではないかと考えておりますので、法改正を国に要望するということまでは、今のところちょっと考えていないということでございます。

○図師博規議員 私もその法律の壁があるのは承知した上での質問です。県の採用試験と高校受験を混同しているわけではなく、私が申し上げたいのは、自主財源の充実策にもう少し汗をかいていただきたい。今や民間企業では、就職のための会社案内資料を有料で送付する企業は、もう珍しくありません。今、知事が言われたとおり、仕事をしてもらい、その労働対価に見合った給料を支払う行為は、民間も公務員も同じです。他県に先駆けて、国にその可能性を求めていく気概も持っていただきたいと思っております。

続きまして、支出削減策について伺います。さきの9月定例議会代表質問でも取り上げましたが、総合文書管理システムの見直しについて再度お伺いいたします。これは各種申請書類等

を電子化し、ペーパーレス化を図り、電子決裁を行うことにより、県民へのサービス提供をスピーディーにすることを目的に導入されたシステムです。代表質問でもその電子決裁の使用率が上がらない、その実態が明らかになったわけですが、それが上がらないがゆえにシステムを中止するという事になったものです。このシステムの開発費及びメンテナンス費には、約2億5,500万がすぎ込まれ、十分利活用されないまま中止となり、それだけではなく、中止となった後も、業者との契約期間が残っているため、あと約2年間、契約料だけ払い続けることになるようです。その契約料の残金は5,600万円にもなります。この5,600万、税金の支出ですから、はいはいわかりました、5,600万円ですねと許されるものじゃないです。これが民間企業だったら責任問題になります。このような無駄な支出をなくしないと、幾ら収入確保策に努められても、その努力は一遍に吹っ飛んでしまう。契約料だけ支払い続ける状況はどうにかならないんですか。総務部長、実態はどうなっているのか教えてください。

○総務部長（山下健次君） 現行の文書管理システムにつきましては、年間6,000万円を超える多額の運用コストにもかかわらず、それに見合うだけの効果が得られていない。これは9月議会でも申し上げたとおりなんですけど、こういった費用対効果の観点を踏まえまして、来年3月末で廃止して、文書管理機能に特化した新システムへ移行することとしたものでございます。この新システムへの移行後も、現行システムの機器リース料の支払いは、リース契約の性格上、残ることになります。一方、新システムの運用コストは年間200万円弱ということで、現行システムの30分の1以下になるため、大幅な経

費削減が可能となるということでございます。これを21年、22年で見ても見ますと、それぞれ1,600万あるいは3,800万、現行システムを継続するよりもコスト削減にはなるということでございます。こういう現行システムの全庁的な運用は今年度末で廃止いたしますけれども、システム内には、これまでに蓄積された大量の電子データあるいは文書情報が保存されておりますので、これらの適正管理を図ることが、なお必要でございます。このため、現行システムにつきましては、リース期間満了まで、電子データの内容確認あるいは紙への出力、新システムへのデータ移行等の管理作業で、これは総務課において引き続き使用するという事になっております。なお、現行のシステムは、総務課での限定使用ということでございますので、機器リース料の減額につきまして、今後、契約先と協議をしてみたいと考えております。

○図書博規議員 答弁、かみ合っていないと思います。システムを中止することが20分の1のコストダウンにつながる。その数字だけではなくて、要は中止にすることが正しいような御答弁ですけれども、元来、その文書管理システムというのを利活用して、2億5,500万の投資に見合っただけの事業効果を上げなければならない。それをほっぽり出して、事業をとめたからコストが下がったんですよ、そしたらほかの事業も全部とめてしまうのかと、それがコストが下がることになるんじゃないかという話にもなりかねません。ですから、せめて5,600万、まだこれから払い続けなきゃいけない。それは現実でしょうが、これが少しでも軽減されるように、契約業者との交渉は粘り強く行っていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、生徒指導についてお

伺いをいたします。

県立高校における生徒指導内容についてですが、退学者については先ほども述べられましたので、重複は避けませんが、平成19年度だけで413名もの退学者がいるということ、そしてこの数字には私立学校が含まれていないということを考えますと、高校では一体どんな学校生活が営まれ、どのような生徒指導が行われているのかと、不安や疑念を抱かざるを得ません。そこで伺いますが、現在、複数の高校でイエローカード制なるものが導入され、生徒指導が行われていると聞きます。教師がサッカーの審判のようにイエローカードを持ち歩き、生徒指導の切り札か水戸黄門の印籠のようにカードを生徒に突きつけ、反省を促す生徒指導の内容は、非常に高圧的で無機質で、マイナス評価ありきの指導のように映って仕方ないんです。イエローカードのようなものに頼らないと生徒指導ができないような現状にまでなってしまうのか。イエローカード制は実際どういう仕組みで運用されているのか、実施校の実態を含めて、教育長の御答弁を求めます。

○教育長（渡辺義人君） いわゆるイエローカードや指導カード等を生徒指導に導入している県立高校は、43校中19校であります。その取り扱いにつきましては、例えば、イエローカードを複数枚出された場合には、個別面談等による指導を強化しますとともに、指導がたび重なる場合には、保護者を交えた面談を実施し反省を促すことにより、生徒の規範意識の向上を図っております。実施校におきましては、ルール遵守の意識やマナーが向上し、非行等問題行動が減少するなど、落ち着いた学習環境の確保について一定の成果が見られております。しかしながら、いわゆるイエローカード制は、あく

までも教育指導の一環として行われているものでありまして、今後とも、生徒・保護者への説明を十分に行うとともに、日常の相談活動や声かけなど、心の通った生徒指導に努めるよう学校を指導してまいりたいと思います。

○図師博規議員 私は、ことしの2月の一般質問でも、生徒指導のあり方を取り上げました。そのときは、ゼロトレランス制度という内容を指摘したんです。ゼロトレランス制度は、交通違反を取り締まるがごとく、遅刻は減点1、服装違反は減点2のようにカウントし、累積すると停・退学になるというマイナス評価ありきの指導内容でした。この指導内容への質問に対し、時の教育委員長は「生徒の自発性や内発性を損なうことが考えられ、運用には慎重を期す」との答弁であったのですが、実際は県立高校の約4割がイエローカード制を導入しているじゃないですか。これで今の御答弁を踏まえますと、成果が上がっているというような答弁でしたので、今後も教育委員会としては、このイエローカード制を強化推進していくと理解してよろしいんでしょうか。教育長、お願いします。

○教育長（渡辺義人君） 先ほどの議員の水戸黄門の御印籠じゃありませんけれども、学校現場でそれを振りかざしてという指導は多分行われていないと思いますけれども、いわゆるイエローカード制につきましては、服装容儀とかあるいは交通ルールの遵守ですとか、基本的な生活習慣の定着に向けた指導の一つの方法でありまして、各学校が、生徒指導の実情に応じて判断していくことが適当であると、このように考えております。以上です。

○図師博規議員 各学校の判断に任せる、県の教育委員会としては、具体的な指示は出さない

というような御答弁と理解いたします。このようなカードをちらつかせながら威圧的な指導をするのではなく、生徒に知・徳・体を身につけさせるのが教師の役割であれば、教師こそ徳を持って指導に当たるべきではないか。何か武器を隠し持って、それによって生徒に対応しているようにしか映らないところがあります。そこでは実際、イエローカードの効果が上がっているともあります。じゃ、イエローカードは何枚累積したらレッドカードになるんですか。それを受けた学生が退場・退学になるというのは、どういう状況になったときなんでしょう。教育長、お願いします。

○教育長（渡辺義人君） レッドカードという概念はございません。イエローカードという名前が、サッカーのプレーを取り入れた、制裁的にやられているそのイエローカードという言葉が、ちょっとひとり歩きしているようなところも見受けられますけれども、いわゆるイエローカード制ということで、指導の累積によって退学になったというような生徒はおりません。

○図師博規議員 レッドカードは存在しない、レッドカード退学はないとのことですが、イエローカード提示というマイナス評価を受けた学生が退学まで至ったケースというのは多々あると聞きます。レッドカードがないというだけの話で。サッカーのイエローカードは、次の試合を休めば、イエローカードで警告されたものはなくなります。生徒に出されたイエローカードがプラス評価に転じるような救済策や改善策というのは、学校現場で生徒に対して担保されている部分があるんでしょうか。教育長、いかがでしょう。

○教育長（渡辺義人君） いわゆるイエローカードの活用の仕方は、学校によっては異なり

ますけれども、いわゆるイエローカードを出された生徒には、特にそのフォローに心がけるように、また、教職員もそのフォローには心がけているところでもあります。例えば、その生徒が指摘を受けた服装容儀面について改善した場合はもとよりであります。ボランティア活動や生徒会活動等への取り組みをした場合にも十分に賞賛するなど、生徒が意欲を失わないような取り組みが図られているところでもあります。今後とも、このようなことに留意しながら、心の通った生徒指導に努めるよう、まさしく教育的な配慮のもとに実施されるべきものでありますので、学校をそのような観点から指導してまいりたいと考えております。以上です。

○図師博規議員 ぜひそのような心の通ったという取り組みに期待いたします。

では、退学者のうち、再び就学したいと希望する生徒も少なくないと聞きます。他県では、再入学を希望する学生のテストの点数を教師が改ざんして、入学させなかった学校もあったようです。本県では、他校への転校や定時制・通信制への転学を希望する者への就学保障は、学校間でどのような連携がとられ、その就学の機会というのを確保されているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 進路を変更した上で、再び就学したいという希望のある生徒が、その可能性をみずから切り開いていくためにも、新たな学びの場を確保していくことは大変重要なことであると考えております。したがって、学校におきましては、さまざまな手だてを尽くしても退学の意向を示す生徒に対しましては、担任やカウンセラー等が親身になって生徒・保護者の相談に応じるとともに、受け入れ先の学校を探し、決定後は転学等の速やかな

手続がとれるよう支援しているところであります。以上です。

○図師博規議員 それでは、徳による血の通った、心の通った生徒指導が教育現場で展開されますことを切望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○坂口博美議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） きょうも私の地元都城からたくさんの傍聴においでいただきました。きょうは、高齢者クラブの皆さん方がおいでであります。最高齢が87歳の方もお見えでありまして、本当に大正、昭和、平成、大変力強く生きてこられた大先輩方ではありますが、実は初めて県庁に来たという方が大多数であります。これも今、東国原知事人気の中でこれだけ注目していただいております、こういう御縁ができますことを厚く感謝申し上げたいと存じます。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

平成20年も早いもので残すところわずかとなってまいりましたが、1年を振り返ってみますと、年明け早々、JTフーズが中国から輸入した残留農薬ギョーザ事件や、夏には、三笠フーズの事故米の食用転用事件、中国における牛乳メラミン混入事件、そして最近では、東京のキャセイ食品が中国や米国産の冷凍野菜を国産として偽装販売した問題など、重大な食の安全・安心を脅かす事件が続発した1年だったと思います。

我が国におきましても、世界的な金融危機の影響で景気の減速感が強まる中、企業倒産の増加が一段と強まってきました。帝国データバンクによりますと、今年の負債総額1,000万以上の倒産件数は、前年1万959件を大きく上回り、1

万3,000件に達する勢いだとのことであります。製造業や小売業など、幅広い業種に倒産の波が広がっており、年末の資金需要期に向け、経営体力の弱い中小企業を中心に、倒産件数がふえる可能性が懸念されております。

本県においては、東国原知事就任2年目を終えようとしておりますが、連日、県庁には依然として多くの方が観光にお見えになっております。そこで知事に、知事就任2年間の感想と、アメリカの金融・経済不安により、日本も景気後退の局面にありますが、我が国と本県への影響をどのように認識されておられるか、お伺いいたします。

以上、壇上よりの質問を終わり、この後、自席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、知事就任2年間の感想についてであります。いかにすれば、県民の皆様が「生まれてよかった」「住んでよかった」と実感できる宮崎にすることができるかということを常に考えて、ひたすら必死の思いで県政運営に取り組んでまいりました。もう間もなく就任丸2年を迎えますが、正直に申しまして、本当にあつという間の2年間であったと思っております。この2年間の振り返りますと、私が掲げたマニフェストの各項目につきましては、おおむね順調に進捗しているのではないかと考えておりますが、中には「へき地医療提供体制の充実」など、今後、相当の努力を要する課題もあり、また、景気後退の局面にありまして、「新規雇用の創出」など厳しい状況もありますので、今後とも、マニフェストの達成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、アメリカの金融・経済不安によ

る景気後退の影響についてであります。アメリカにおけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融の混乱、株価の下落、円高の進行による輸出の減少など、世界同時不況の波が日本、そして宮崎にも押し寄せてきております。これまでの県内経済への影響としましては、自動車生産台数の減少に伴う関連製造業者の受注減、一部企業における採用予定者の抑制・削減、円高・ウォン安による韓国人観光客の減少などの形であらわれてきており、県内経済は一段と厳しい状況にあるものと認識しております。本県にとって、景気浮揚が喫緊の課題でありますので、経済対策に関する国の検討状況も注視しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。

引き続き、金融対策についてお伺いしてまいります。先ほど政府が打ち出しました追加経済対策には、資金繰り支援のため、中小企業向けの信用保証枠拡大などが盛り込まれたところではありますが、景気浮揚効果は一時的との見方がされております。銀行などの金融機関も金融市場の動揺で業績悪化が鮮明になり、貸し出しの増加にはなかなか踏み出しにくい状況であると思われそうですが、年末を控え、中小企業を中心に資金繰りが大変厳しくなることも予想される中、本県における銀行等の貸し渋り、貸しはがし等は発生していないのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 金融機関の融資の際の対応につきまして、いろいろな意見が寄せられるということとはございます。融資につきましては、借入申込者と金融機関との間でなされますことから、第三者がその実態を正確に把握することは非常に困難でございます。

しかしながら、貸し渋り等が発生しますと、地域経済にも多大な影響があると考えております。このような中、国におきましては、金融庁や経済産業省を中心に、金融検査マニュアルの見直しや、金融機関に対し中小企業の円滑な資金供給を再三にわたり要請するなど、さまざまな対策がなされておるところでございます。県といたしましても、これまで中小企業への融資に対し、積極的な対応を要請してきたところでありまして、再度、知事を先頭に関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今の件につきましては、多数の県議の皆さん方が今議会でテーマとされて、それぞれがお伺いをさせていただいております。ぜひ知事を先頭に万全の体制をとっていただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

続きまして、商工観光労働部長にお伺いしたいと思うんです。特別法人宮崎県信用保証協会の動向についてお伺いをいたします。信用保証協会への最近の申し込み件数と保証承諾件数の推移の状況、並びにどのような問題を抱えておられるのかお伺いをいたします。また、代位弁済の金額はどれほどになっておられるのか、推移を示していただきたいと存じます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 信用保証についてでありますけれども、最近3カ年の状況であります。18年度は、保証申し込み件数が6,860件、保証承諾件数が6,698件、代位弁済額は21億991万3,000円、19年度は、保証申し込み件数が6,911件、保証承諾件数が6,744件、代位弁済額は34億7,518万4,000円、さらに20年度は、11月末現在、保証申し込み件数が4,795件、保証承諾件数は4,672件、代位弁済額は30億9,284万5,000円となっております。保証承諾件数、代位弁済額とも増加傾向にございま

す。また、厳しい経済環境の中で、県内中小企業の金融円滑化を図るためには、信用保証制度の安定的な運営が不可欠でございますので、県におきましては、保証協会が債務者にかわって代位弁済をした場合、制度資金の一部について損失補償を行っているところでございます。

○山下博三議員 私も今回、信用保証協会の実態についての状況の資料を出していただきました。信用保証協会というのは、それぞれ借り入れの申し込みをいたしまして、保証協会が保証してくれるんですが、そのときに手数料を0.4%から1.65%、これを納めながら保証してもらう協会なんです。19年度はこれに対する調査中というのが64件、これは年度変わりの中での調査の件でしょうが、今、11月現在で168件が申請をされて、信用保証協会が今調査中であるという数字が出ております。

それから、代位弁済の状況であります。昨年の11月末時点が310件、1年前の代位弁済の状況がありました。これは倒産したのために保証協会が代位弁済する件数でありますから、この金額が21億5,222万6,000円。そして、ことしの11月末現在の金額を出していただきましたら、件数が385件、75件がプラスになっております。そして、金額が30億9,284万5,000円ということで、プラスの9億4,061万9,000円が、新たにことしふえた分の弁済であります。知事、このこともしっかりと数字をつかんでほしいんですが、いわゆる改革がどんどん進んでくる中で、大変な状況がこの数字でわかります。この代位弁済につきましては、本県が2%、損失補償を行っております。18年度5,000万、19年度が1億5,000万、20年度はかなりの損失補償をしなければならない状況だろうと思っております。

いかに県内の企業が厳しい経営環境になっておるか、おわかりいただけるものと思っております。年末に向けてかなり増加すると思っておりますが、私どもも議員として、厳しい状況のデータを踏まえて、今後の対策、取り組みの参考としたいので、ぜひ議会にも推移を今後報告していただきますように、よろしく願い申し上げます。

次に入らせていただきます。先ほども申し上げましたように、地場の企業、大変厳しい経営環境であります。企業誘致100社の見通しについて、知事にお伺いをいたします。宮崎には若者の働く場所がない、都会から親を見るために帰りたいが仕事がないと、これが私どもにも大きな政治課題でありました。知事はマニフェストで、4年間に企業誘致100社、1万人雇用を約束されましたが、予想もしない世界的金融不安の中、日本の企業も進出どころか、統廃合や撤退、人員削減が強力に行われております。企業誘致100社、1万人雇用について、今後どのように推進されるかお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 世界経済が減速する中で、我が国の景気の状態というのは非常に厳しいものになっております。また、本県に対しても、この实体经济に及ぶ影響というのは非常に甚大なものと懸念しております。このような状況の中、高いハードルではありますが、引き続き、マニフェストに掲げました企業立地100社の実現に向けて、私みずから企業訪問を積極的に行うなど、全力で誘致活動に取り組んでいるところであります。さらに、国の緊急経済対策を十分に活用しながら地域雇用対策を強化するとともに、金融等の経営支援、農商工連携等を通じた地場産業の活性化など、雇用創出につながる各種施策の実施に全庁を挙げて取

り組んでいく覚悟でおります。

○山下博三議員 私ども議会、知事、ともに協力して、これは何とか頑張っていけないといけないと、そういう思いであります。

商工観光労働部長にまたお伺いをいたします。4日の高橋透議員の質問でも明らかになりましたが、リストラの対象者578人、内定取り消し——高卒予定者であります——3名の数字が示されました。これは厚労省の調査でありましたが、調査は派遣社員などの多い企業50社の調査であったようでありますので、実際はかなりの人数が本県でも影響が出ていると思うんですが、どれほど予想されておりますか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 今回公表されましたのは、全国の労働局、職業安定所が調査した11月25日時点のものでございます。現在、国におきましては、追加の調査を実施中でございます。その結果を踏まえながら、労働局等と十分連携しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 実はこの件で私も執行部側とやりとりをさせていただきましたが、独自で調査されていないということであります。私は今、本県の状態はもう非常事態のような気がいたします。それぞれが離職された方、40代、50代の方もたくさんおられます。そういう人たちが再就職するにもなかなかないんです。私は、本県でも厚労省のこういうデータを待つのではなくて、独自の調査を県内企業中心に、ぜひやっていただきたいと思うんですが、そういう調査をされる計画というのは——知事、何とか先頭に立って調査をしてもらえないでしょうか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） これは厚生労働省、

国の所管でございまして、地方の労働局でこの調査はされているんですね。県独自でやれないことも、やろうと思えばやれるんですけれども、労働局がやって、そしてまた県がやりますと、これこそ二重行政みたいなことになるのではないかと。また、受け入れる企業も、国から調べに来られて、また県からも来られたと。

「あんたたちに2回も3回も言わんといかんとか」というような御不満もありますので、労働局と連携して、労働局に調査をしていただいて、その結果で、セーフティネットも含めて、再就職に対して対応をしていかなければいけないと、そっちのほうにウエートを置いている次第でございまして。

○山下博三議員 厚労省の調査以外のところも、非常に今大変な状況です。職員もたくさんおられるわけですから、みずから近くの企業等の意見もぜひ聴取していただきますようお願い申し上げます。

それから、同じく商工観光労働部長にお伺いしてまいります。景気後退の中、本県における企業の倒産状況について、件数、倒産した企業の従業員数はどうなっておるのか、お伺いいたします。また、特に本県は、前知事の建設談合事件により、急速に建設業入札改革が進んできましたが、建設業の直近の倒産状況についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 民間の調査会社によりますと、負債額1,000万円以上の倒産の件数、倒産した会社の従業員数、これにつきまして、最近の状況ということでございまして、18年度から申し上げますが、18年度は84件の520人、このうち建設業が33件の180人、19年度は全体で101件で従業員数が1,281人、このうち建設業が52件の620人、20年度――

これは11月末現在でございましてけれども――全体で77件の1,480人、このうち建設業が42件の764人となっております。

○山下博三議員 私もこの数字を今お聞きいたしまして、大変びっくりいたしました。18年度は、件数、離職された方が、建設業の皆さん方は3分の1だったんですね。そして、19年度から2分の1になってきました。そして、20年度、11月末現在で77件の1,480人の中の764人ですから、半分以上が11月末で建設業の皆さん方が犠牲になっておられると、この数字であります。今、建設産業がいかに厳しいか、これでわかります。先日、建設産業の皆さん方とも意見交換会を行いました。宮崎から建設産業はなくなるのではないかという、そんな悲痛な声をたくさん聞かされた状況であります。知事も強力に改革を進める中で、この現状をどのように認識されるかお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 本県の建設業、土木業の従事者の方たち、経済の不況も重なって非常に厳しい状況だと思っております。再三、質疑応答等で言わせてもらっておりますけれども、建設業、土木業の方々には、災害を初め緊急時に非常にお世話になっているということでございまして、基幹産業としての位置づけと言っても過言ではないと思っております。今後とも、中立・公正、自由な競争、公平な競争性を確保した上で、入札契約改革も含めて、建設産業、そして土木業の方々たちの産業を守っていかなくちゃいけないと思っております。また、基幹産業としては、もう一つ、農林水産業という基幹産業がございまして、こちらのほうもウエートを置いて、食料問題あるいは環境問題も含めて、宮崎県が食料の供給拠点となり得る、その生産拠点となり得る発信拠点であると

いう位置づけを強くしていかなければいけないと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。ぜひ21年度予算編成の中でも、いわゆる景気対策、この辺は本当に建設産業にも応分の配分をしていただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、ただいま数字も出していただきましたが、かなりな人たちが今離職をされております。離職者への就労に対する支援等はどういう取り組みをされるか、お伺いしたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 離職者に対する支援でありますけれども、まずはハローワークによる職業紹介のほか、新たな技能の習得を求める方への職業訓練、あるいは労働相談などによる再就職の支援に努めております。また、今回の非正規社員の雇いどめ等に対応するため、国におきまして「緊急雇用対策本部」が設置されたところでありますが、宮崎労働局においても対策を検討中とお聞きしておりますので、連携して対応してまいりたいというふうに思っております。さらに、国と県がワンストップで就職支援を行います「緊急地域共同就職支援事業」というのを来年1月の開始に向けて労働局と今協議を進めているところでありますので、国の追加経済対策も十分に活用しながら、再就職の支援はもとより、地域における雇用の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○山下博三議員 次に、また知事にお伺いをしたいと思います。先ほど答弁でくしくも農業政策のことに触れていただきましたが、企業誘致については、知事を先頭に大変な努力をいただいております。日本経済の景気後退に重

ねて、特に本県はインフラ整備のおくれ、消費地との距離の問題等があり、誘致に関しては高いハードルがあります。そこで私は、宮崎県の基幹産業である農業について、いま一度、真剣に目を向けてみたらどうかと思っております。農業政策は国策で決まることが多く、県政だけでよくなると思えません。今、国民の目は、世界的な食料不足への不安に加え、輸入食品の残留農薬問題などを契機として、食料は安全・安心な国産のものが一番だと認識され、またそれが国内食料自給率の向上を本気で考えるようになったと思っております。私は都城市議時代に、「農業の果たす関連産業への経済効果がどれほどあるか」と質問したことがあります。そのときの答弁では、「農業産出額の5倍ある」とのことでありました。本県にたとえると、農業産出額が3,200億ですから、1兆6,000億の経済効果は想像できることになります。第1次産業の農業生産物を活用したアウトプット、すなわち農林水産物の1次・2次加工等を行う製造業、流通、販売にかかわる運輸、通信業及び卸・小売業、そして農業生産基盤や農業施設等の建設業、さらには農林水産業に携わる金融業、公務員、団体職員などすそ野は広く、3兆5,000億円余りの県内総生産や55万人余りの県内就業人口の中で、農林水産業とのかかわりははかり知れないものがあると考えております。したがって、本県の農林水産業が県内の他産業にもたらしている経済波及効果は、本県経済が第1次産業を基盤に成り立っていることを考えますと、莫大な金額になると予測されます。したがって、本県の基幹産業である農業を初めとする第1次産業の活性化に向けた取り組みをもっと推進すべきと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように、農業の経済波及効果というのをはかり知れないものがあると思います。それと自然と環境を守る、それをコスト化するという意味でも、非常に重要なものじゃないかと考えています。また、御指摘のように、農業を工業化する、商業化するという取り組みも必要かなと思います。基幹産業であります農業の分野におきまして、例えば企業参入の促進とか農業生産法人や認定農業者の育成確保、確かな技術に基づく生産力の拡大とか、みやざきブランドの確立とか、農商工連携による新たな地場産業の創出など、雇用創出等々も含めた本県の活動、取り組みというのが求められていることかと思えます。また、基幹産業であります農業の食料供給拠点としての本県の存在価値をますます高めるために、鋭意努力、取り組んでまいりたいと思っております。

○山下博三議員 農林水産省統計によりますと、国内総生産で約504兆円のうち、食を提供する食料産業で48兆円、その他飲食店を初め関連した製造業や流通業などで42兆円など、合わせて約90兆円あると試算化されております。一方、農林水産業の総生産が5.8兆円でありますから、その関連、効果は一目瞭然であります。このことを踏まえ、本県の農業対策については特段の御配慮を要望しておきたいと思えます。

続きまして、食の安全対策について、「宮崎県食の安全・安心対策会議」の会長を務めておられます副知事にお伺いをいたします。壇上からも述べましたが、依然として食の事故、偽装等が後を絶ちません。本県でも、三笠フーズによって、菓子製造業の方も多大な被害をこうむっておられます。先日、事故米有識者会議でも厳しい議論がなされました。指摘された中で

は、平成13年に発生したBSEの教訓が全く生かされておらず、消費・安全局はつくったが、その機能、職員の意識の欠落、また、農水省と厚労省の連携不足など、行政の怠慢を厳しく指摘されたところでもあります。本県においても、中国産の飼料を国産と偽装表示して販売し、畜産農家にも多大な迷惑をかけたところでもありました。そこで、本県でも食の安全・安心に対する不安が高まっている中、食品業界へのコンプライアンスの徹底、安全チェック、指導体制はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○副知事（河野俊嗣君） 食の安全・安心、県民生活に最も身近で重要な課題だと認識しておりまして、本県では平成16年に、ただいま御指摘のありました食の安全・安心対策会議を庁内に設置いたしまして、副知事を座長として関係部局で構成する会議でございまして、生産から流通、消費に至る各段階の食の安全・安心というものを組織横断的に対応しているところでございます。具体的には、この会議の中で食の安全・安心基本方針を定めまして、例えば生産段階では、農薬や肥料などの適正使用の指導でありますとか残留農薬検査体制の充実強化などを図っております。また、流通段階では、農林水産物のトレーサビリティの推進や食品製造施設などへの監視指導及び食品のサンプリング検査の実施などを行っております。また、消費段階では、食品表示関係法令に基づく巡回指導などを実施しているところであります。また、食に携わる事業者に対し、コンプライアンスの徹底を図ることが重要でございますので、これも定期的に食品表示や衛生管理等に係る各種の研修会を行っているところでございます。今後とも、引き続き関係部局の連携を徹底しながら、

適切に対応してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひチェック体制をやっていたきたいんですが、実は食料を生産する農家側のチェックは農政サイドなんですね。そして、製品になってからのチェックは福祉保健部が担当になっているんですね。いろんな問題があったものですから、お互いの話し合いもしていただいたんですが、国での厚労省と農水省の連携不足、本県の中でも、やはり連絡体制、いわゆる連携というのが非常に不足していることを私も感じましたので、農政水産部と福祉保健部の連携をさらに深めていただきますように、要望を申し上げておきたいと存じます。

次に、農政問題について、農政水産部長にお伺いしてまいります。燃油、配合飼料、資材価格が高どまりいたしまして、農業者は現在も依然厳しい経営環境に置かれております。WTO交渉の再開も間近に迫り、日本農業にとりまして、全く予断を許さない状況であります。施設園芸、畜産経営における現状認識と今後の見通しについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） まず、施設園芸につきましては、燃油価格がピークであった8月に比べますと、低下傾向にありますけれども、依然として高い水準にあり、他の関連資材等の値上がりを含め、厳しい経営環境にあると認識しております。また、畜産経営でも、配合飼料価格の農家実質負担額が2年前と比較し、トン当たり約1万7,000円上昇しており、大変厳しい状況にあります。今後の見通しにつきましては、最近の海外での原油や穀物相場の下落、円高等の影響により、現状よりやや落ち着くものと考えておりますが、依然として予断を許さない状況にあるというふうに考えます。このた

め県といたしましては、施設園芸における省エネルギー対策や本県の気象条件を生かした新品目・作型の導入、代替エネルギーの検討等を進めるとともに、畜産につきましても、自給飼料の生産拡大や生産性向上を図り、農家所得の確保に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 力強く今頑張ってくれている農家でありますから、ぜひ変わらない御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、農政水産部長に農地法について伺ってまいります。さきの経済財政諮問会議に示された農地改革プランの内容について、どう変わるのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 今回の農地制度改革の目的は、農地の確保と有効利用の促進を通じて、我が国における食料供給力の強化を進める観点から実施されると伺っております。12月3日に示されました農地改革プランによりますと、農地確保の観点からは、まず1つとして農地転用規制の厳格化、2つ目には農用地区域内農地の確保、それから有効利用の促進の観点からは、制度の基本を「所有」から「利用」に再構築することとし、1つには農地の貸借を促進するための制度の見直し、2つ目に農地を利用する者の確保・拡大、3つ目に農地の面的集積の促進、4つ目に遊休農地対策の強化などの項目が盛り込まれております。今後、経済財政諮問会議でさらに検討されました後に、関係法令の改正案が来年の通常国会に提出される予定というふうに伺っております。

○山下博三議員 実は私も心配しておるんですが、この法案が通ってきますと、来年からJAとか株式会社等が簡単に農地の貸借ができるようになります。地域においては、集落形成の維持のためにも、どうしても担い手が必要なんで

す。JA都城では、農業法人を立ち上げまして、300町歩を目標にお茶の栽培加工を始めておられています。優良な農地を高い借地料で借り上げておられますから、担い手との競合ができて、今、一部担い手に農地の不足が生じている状況であります。そこで、このことも踏まえまして、地域の担い手との共存共栄が十分図られますように、注意深く見守っていただきたいと、そのように思っております。

続きまして、同じく農地改革プランの2つ目なのですが、農地転用についての規制が厳格になるとの方針が示されております。その内容はどういうものなのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 今回の農地改革プランでは、優良農地の確保の観点から、農地転用の規制について3点の見直しが位置づけられております。第1点は、これまで許可不要でありました「病院、学校等の公共施設の設置を許可の対象にする」、こういった改正とともに、原則として転用が認められていない「集団的農地の面積基準を引き下げる」というものであります。第2点は、違反転用に対する抑止力を強化するために、「罰則を強化する」というものであります。第3点は、2ヘクタール以下の県の農地転用許可事務につきまして、「国の適切な指導の確保を図る」というものになっております。

○山下博三議員 本当にどんどん制度が変わっていくのでありますが、この法案が通ってきますと——優良農地を残していくことは必要だろうと私は思っています。しかし、農地転用を余りにも厳しくしていくことは、農業農村の活性化の妨げになると、大変危惧いたしております。それは農地の財産的価値がさらになくなるような気がいたします。それともう一点、農地

の価値がなくなることと、今までの農家というのは、相続に始まって相続に終わるとというのが農家の歴史だったんです。それにはやはり農業をする魅力もありましたし、それは財産的な価値を持っていましたから、一つはそういう大変なときには土地もちょっとでも売ればいいねという思いもあったんですが、さらに転用等が厳しくなってくると、全くこの辺が魅力がなくなるなど、そういう思いであります。今後、本県の取り組みも注意深く我々も見守っていきたいと、そのように思っております。

続きまして、農振法について、同じく農政水産部長にお伺いをしてまいります。昨年の6月議会に続き同じ質問であります。家畜の効率的な管理や担い手の住宅確保のためにも、農用地区内の畜舎の近隣になぜ農家住宅を建設できないのか、現状についてお伺いをいたしております。そのときの答弁は、個別案件で取り組むという答えでありました。その後、何とか真ん中に住宅をつくりたいという私の思いもありまして、研究会も立ち上げられまして、部長も何カ所か現場にも視察に行かれたという話であります。これまでの検討状況をお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 畜産経営の規模拡大や混住化等を背景としまして、集落から離れた農用区域内に、畜舎やこれに隣接する農家住宅を建設したいという要望があることは、十分認識いたしております。御指摘がありましたように、私も何カ所か視察をさせていただいたところであります。こういった状況を踏まえまして、ことし4月に、関係課で構成しております研究会を立ち上げまして、建設する場所や家畜の種類など、幾つかのケースに分けた上で、1つには、優良農地の確保、それから農

業上の有効な利用等の観点からどのような課題が存在するのか、それから2つ目には、そういった課題を解決する方策は何か、3つ目には、農地関係法の特例措置の活用の是非、さらには家畜管理に与える影響などのさまざまな観点から、現在研究を進めているところであります。先ほど申し上げましたとおり、国におきまして農地関係法の改正が検討されておりますので、その内容も十分に踏まえつつ、引き続き課題の解決方策について研究を続けてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 実は5年前に、都城なんです、住宅をつくりたいと申請をしたんです。それで、100%だめということで断られました。しかし、先ほど個別案件という答えをいただきましたが、5年の間に何とか認めていただいて、今、住宅建設中であります。本当に喜んでおられます。今まで、牛が途中で事故で死んだり、その苦難との闘いでありましたが、今度、畜舎の近くに住宅ができるということで、非常に安堵されております。

しかし、私は、もう一件相談を受けているんです。西岳の六工区——六工区といえば霧島のほんのすそ野なんです。そこで、おととしから畜産基地でなおられて牧場をつくられました。本当に疲弊した集落なんです、そこで後継者が育ち、息子さんが家を牛舎の近くに建てたいと、そのことでも農振法にひっかかってだめということで相談がありました。なぜこんなところまでそんな法律を盾にとるんだと、そういう残念さ、むなしさがいっぱいあるんです。そのことで再度申し上げますが、申し込みの受理は市町村が行うんです。農振のど真ん中は、県が認めないからだめだと言われるんです。県に行くと、国が認めないということを言う。私は

国にも行ったんですが、国に行くと、県の裁量に任せていると言うんですね。そういう答えなんです。さて、どこで解決できるのか。やはり私は県の裁量だと思うんです。研究会も立ち上げられたとのことでありますから、ぜひ農振のど真ん中に畜舎と一緒に農家住宅も建設できるように、取扱基準の整理をしていただきますよう要望を申し上げたいと思います。

次に、畑地かんがい事業の問題点についてお伺いをしてまいります。現在まで7地区の国営かんがい排水事業が実施されてきておりますが、これまでの実績と今後の展望について、県の考えをお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 畑かん事業につきましては、本県では7地区のうち4地区が完了しており、3地区が現在実施中であります。完了した綾川地区、一ツ瀬川地区では、水を活用することにより、メロンなどの収益性の高い作物への転換や、シンビジウムなどの花卉の産地化が図られまして、農業所得も向上しております。また、現在実施中の地区におきましても、農業生産法人の参入や契約栽培の推進等により、ホウレンソウ、ニンジン、アスパラガスなどの新規作物が導入され、農地の有効活用が図られているところでございます。農業所得の向上のためには、安定した水を確保して農業を振興していくことが重要であり、今後とも、事業効果が早期に発現できるよう、計画的な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 7地区あるということで今答弁をしていただきましたが、この中でことし発足いたしました——2月だったんですが——都城盆地土地改良区の今後の課題についてお伺いをしたいと思います。都城盆地土地改良区

は、930億の国費を投入されまして、受益農家数9,283名、受益面積3,966ヘクタールで、県内でも最大規模であります。これの経常賦課金が、普通畑で10アール当たり2,500円、お茶が同じく10アール当たり1万1,000円、ハウス、同じく10アール当たり2万1,000円で、賦課金の徴収をすることになっています。県営工事完了予定が平成35年度であるんですが、これまでの収支計画を見ますと、累積赤字が平成35年度で10億2,100万円になります。平成35年から事業収入をふやしながら返済をしていかなければならないんですが、経常賦課をかけるハウス農家の普及を飛躍的にふやす計画があるんです。330町、1戸当たり3反歩ぐらいの経営にいたしますと、そのハウス経営であれば、1,100戸の農家をつくる必要があるんです。現在は水田ハウス中心で、200戸ほどの方がハウス経営農家なんですが、これをどうやって1,100戸にふやせるのか、これが土地改良区の皆さん方、非常に心配されていることなんです。そして、そのことで、都城盆地土地改良区の今後の運営の認識と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 都城盆地土地改良区は、本年2月に設立されたところですが、畑地かんがい用水を使った営農が可能な面積は、現在までのところ限られております。また、農業を取り巻く情勢も大きく変化いたしております。このため、県といたしましては、市場動向などを踏まえた収益性の高い営農の早期実現を可能とするために、土地改良区と一体となって、さらには市町、JA、担い手などのすべての関係者との連携強化を図りまして、目指すべき営農ビジョンを明確にした上で、畑地かんがい整備を積極的に進めるとともに、あわせて維持管理費の軽減の方策なども検

討しながら、土地改良区の健全な運営の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山下博三議員 同じく、畑かん事業の推進の方向性についてお伺いしてまいります。畑かん事業の推進に私も座談会に呼ばれたり、多くの皆さんからたくさん相談も受けております。何とか基盤整備を整え、農地の集積も図ろうと思うのですが、座談会に行きますと、高齢者や遺産相続による土地持ち非農家などが非常に多くて、説明をしてもなかなか理解していただけないんです。担い手も、人の農地でありますから、負担金のかかる事業にはなかなか前向きな発言も出ない状況です。また、行政担当者からも、具体的な農業推進策が全く示されない状況であります。実にこんなことで農業の将来はどうなるのかと、本当に不安でたまりません。畑地かんがい事業を初めとした農業生産基盤の整備に合わせ、担い手への農地集積や基盤整備は積極的に推進すべきと思いますが、県の取り組みについてお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 農業生産基盤の整備は、圃場条件の均一化、それから高度化を可能としますことから、これを契機として、担い手への農地集積と一体的に推進していくことが最も効果的・効率的であると認識しております。このため、関係機関との連携をさらに強化しながら、地域の合意形成活動などを通じて、認定農業者や農業生産法人などの意欲や能力のある担い手に農地が集積できるよう、基盤整備とあわせ積極的に推進してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 先日、石破農水相が閣議後の記者会見で、政府として10年後に食料自給率を40%から50%に引き上げるべく、具体的な数

値を示されました。米、麦、大豆等の穀物を初め、牛乳・乳製品の生産拡大数値も示されまして、大きな追い風が吹き出したとの思いであります。今、担当部局は、強力なリーダーシップが必要だと思います。鹿児島県は、曾於地区でも営農推進本部を立ち上げておられます。県の職員の皆さん方も、デスクワークだけでなく、現場に積極的に足を運んでいただきまして、地域住民が、地域の農家が何を期待しているのか、どういうふうに進進しようとしているのか、そういう話し合いというのをぜひ積極的に進めてほしいと、そういう思いであります。農政水産部の皆さんも、ますます元気を出して、このことを追い風としていただきまして頑張ってもらいますように、お願いを申し上げます。

続きまして、環境対策と新エネルギーの取り組みについて、同じく農政水産部長にお伺いしてまいります。

ことしの夏、都城では大変な話題になったことがありました。キオビエダシャク、ガの一種なんですが、これが非常に異常発生いたしまして、都城市の公園のヒトツバが枯れたという報告もありました。農家からも、このガの飛来とともに、新たなカメムシの発生や、作物の植えつけ時期などをずらすとか、そういう温暖化の現象を非常に不安に思っておられる状況であります。また、海水の温度上昇等によって、近海では熱帯魚が釣れるなどの報道もありました。このことを踏まえ、地球温暖化に伴う本県における農作物への病害虫の発生や沿岸漁業資源への影響等について、現状認識と今後の対応についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 近年の異常気象等による農作物の収量・品質の低下を初め、

ただいま御指摘の病害虫被害の増加や家畜等の生産性の低下、さらには漁業についても藻場の減少等が確認されるなど、地球温暖化への対応は、本県農水産業にとって避けて通ることのできない喫緊の課題であると認識しております。このため県におきましては、本年度、地球温暖化に的確に対応することを目的に、全国に先駆けて「農水産業温暖化研究センター」を設置しまして、生産現場でのさまざまな情報収集とともに、産業界や大学などと連携した各種影響緩和技術の開発プロジェクトや実証に取り組んでいるところであります。全国の農水産業の中で、いち早く地球温暖化の影響を受ける本県が、今後とも日本の食料供給県としての地位を維持していくためにも、暑さから守る、それから暑さを生かす、さらには温暖化を抑える、この3つ視点からの取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。時間がないんですが、皆さん方に資料を配付いたしておりますが、9月24日付の日経新聞に掲載された、最近、石油代替燃料としてマスコミ等で取り上げられているジャトロファについて、県の取り組みをお伺いいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） ここにお配りした資料に基づき、参考にしながらごらんいただきたいと思っております。ジャトロファは、和名をナンヨウアブラギリと言いまして、油の性質がA重油、それから軽油と似ていることから、脱石油型の燃料の一つとして、今年度より宮崎大学の協力を得て基礎研究に取り組んでおります。しかしながら、中南米原産のジャトロファの生理・生態に関する学術的知見が少なく、また、日本でその研究はこれまで行われていない状況にあります。したがいまして、このジャト

ロファの研究につきましては、インドネシアの大学からジャトロファの種子を導入しまして、系統ごとの特性を明らかにするとともに、椎葉村から日向市まで標高別に苗を植えつけて、本県での適地性・経済性についての検討を行うこととしております。

○山下博三議員　まだ小水力発電関係をかなりボリュームを持って答弁をしてほしい思いでいっぱいであったんですが、これで、時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長　以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時40分散会

12月10日（水）

平成 20 年 12 月 10 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 東国原英夫 副知事 河野俊嗣 県民政策部長 丸山文民 総務部長 山下健次 福祉保健部長 宮本尊一 環境森林部長 高柳憲一 商工観光労働部長 高山幹男 農政水産部長 後藤仁俊 県土整備部長 山田康夫 会計管理者 長友秀隆 企業局長 日高幸平 病院局長 甲斐景早 財政課長 西野博之 教育委員長 大重都志 教育長 渡辺義人 警察本部長 相浦勇二 代表監査委員 城倉恒雄 人事委員会事務局長 大野俊郎 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 丸山文民 山下健次 宮本尊一 高柳憲一 高山幹男 後藤仁俊 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 大野俊郎 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局局長 石野田幸蔵 事務局次長 弓削孝幸 総務課長 田原新一 議事課長 富永博章 政策調査課長 桑山秀彦 議事課長補佐 孫田英美 議事担当主幹 日高賢治 議事課主査 山中康二 議事課主査 隈元淳二 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田幸蔵 弓削孝幸 田原新一 富永博章 桑山秀彦 孫田英美 日高賢治 山中康二 隈元淳二 |
|--|---|

◎ 一般質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 社会民主党の太田清海でございます。

私ごとではありますが、私には4人の子供がいます。みんな20歳以上になりまして、巣立っていきました。私は、自分の子供をこの世の中に送り出すことに大変不安を持っておりました。かわいそうだなという思いがありました。例えば、いじめられたりせんだろうかとか、逆にいじめたりせんだろうかとか、そういう思いがありました。最初生まれた長女に、私はいくつという思いがあったものですから、「友達をいじめたらいかんよ」ということを常々言っておりました。小学校時代にその長女が、「友達をいじめても全然おもしろくないよ。みんなと仲よくすることが一番楽しいよ」と言ってくれたことが、何かほっとすることでした。

その長女が中学生になって、家に体の大きな女の子を連れてきておりました。聞くところによると、その女の子は、家が貧しくて、ふろに入らなかったんでしょうか、体のおいがするということで、みんなからいじめられていたそうです。長女は、その子を家に連れてきていたわけですが、いじめられている現場で立ちはだかって、そのいじめをとめるような勇気はなかったようですけれども、家に連れてきて遊ん

でいたということはいいことだなと思っておりました。

そしてまた、3年生のときでしたけど、ある寒い冬の晩、家に帰ったら、その女の子とこたつで勉強しておりました。「どしたこつか」というふうに聞いたら、「あしたは県立高校の入試だ」と言うんです。ちょっと見ちゃらんないかなかなと思って、その女の子と2人で勉強しておったものですから、見ましたところ、その女の子の学力がなくて、単語も知らないというような状況で、この子は不合格になるんじゃないかと思って心配で、たまたまそのときその子が持っていた理科のテキストを出して例題を解いたわけですが、カロリーの計算でした。翌日、テストを受けたところ、私がたまたま説明したその例題がそのまんま、本当に出ていたそうです。だから、その女の子は喜んで、うちの娘のところへ飛び込んできて、「きのうおじちゃんから習った問題がそのまま出ちゃったね」と言ってきたそうです。その子は合格しました。そして、高校を卒業して、今は看護師の免許を取って大阪方面でばりばりと働いています。

その後がまた問題だったんですが、うちの娘も卒業しまして、就職したんですが、実は20歳過ぎになって、結婚したいと言ってきました。相手はどんな人かと聞いたら、自分よりか15歳も年上で、しかも子供が3人おるといいますね。これはどしたもんじゃろかいと思って、「どうしてそういう人と結婚すつとか」と聞いたら、「3人の子供がかわいそうでたまらん」といいますね。それを言われたら反対するわけにはいかんものですから、「おまえ早く結婚しちやれ」と言って結婚させました。それを話したのは自動車の中で、駅まで送る途中だったんですが、おりるときに助手席のドアを閉めな

がら、「お父さん、ありがとう」と言ってくれました。それが本当によかったなと思っています。その娘も今、10年たちましたので、自分の子供を3人産みました。ですから、前の人のお子さんが3人で、合わせて6人、一生懸命育てております。それを思うと、人間社会というのは、やっぱり助け合うこと、ほのかでもいいから、みんなで助け合うということ、私たちが、特に政治の場でも、できるだけそういう方向に持っていかないかなのじゃないかなということをつくづく感じております。ということを前置きしながら、質問に入りたいと思います。

まず、市町村合併についてであります。

私が平成15年に初めて議員になってここに登壇したときに、合併については問題があるんじゃないか、特に宮崎県という地域では、合併に、「それやれ」ということで突入していくことについては問題があるんじゃないかということで、私は常にこれまで、それに対して立ちどまってちょっと考えてみようという立場で、ずっと松形知事のときから言ってきました。資料を渡しておりますが、特に宮崎県では当時、市町村数が44。福岡は97、長崎は79、熊本は94とか、かなりな数字であったわけです。宮崎県の場合は、昭和の合併でもう合併がなされてきているんじゃないか、そういう思いからもそういう気持ちを伝えたわけですが、合併の移り変わりを見ても、隣の大分とか長崎あたりでは今どうなっているのかなという感じもいたします。

平成20年10月に、全国町村会から研究会報告書が出されました。平成の大合併について、100ページにわたる報告書であります。ダイジェスト版もついておりますので、簡単に読み解くことはできるんですが、全国町村会ですから、自

治体のプロであります。そういう人たちが出した意見書、報告書であります。その中には、市町村を合併に向かわせたのは財政問題、それから国、府県の強力な指導があったからだというマイナスの問題、それからプラス、明るい光の部分ももちろん述べてあります。しかし、合併によって生じるさまざまな問題もこの中で述べられておるわけです。私は、宮崎県においても、こういったものがまた検証されるべきではないかなと思っておりますが、まず知事の合併の報告書を見ての所感を伺いたいと思います。

後は質問者席で質問をさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

議員の娘さんの結婚のケースと合併問題とつながったあたりは、すばらしい着眼点じゃないかと思っております。市町村合併についてであります。本年10月の全国町村会の合併に関する報告書につきましては、合併の効果や影響等についてまとめられたものであります。県といたしましては、市町村合併に対する一つの見方を示されたものと認識しているところであります。

合併した市町においては、合併後、特に福祉サービス部門の充実や、道路・下水道といった社会基盤の整備などが進んだという御意見を伺います。一方では、今回の報告書にありますように、行政と住民の距離感が拡大したとか、役場との一体感が希薄になったという声も聞かれるところであります。いずれにいたしましても、これからの市町村には、多様化する住民のニーズに的確に対応できる行財政基盤の維持・確立が不可欠であります。県といたしましては、その有効な方策である市町村合併の円滑な

推進が図られるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○太田清海議員 これまでの一般質問の中で知事の答弁を、合併の問題、それから道州制の問題等で聞かせていただきましたが、答弁の中で使われた言葉で、「合併、それから道州制というもので疲弊した地方をよみがえらせる必要がある」という答弁もなされておるようです。合併によって地域をよみがえらせるということがどういうことなのかなというふうにも思うんですが、市町村役場をその地域に存続しておくというのは、私は、ある一つのまた別な公共投資ではないかなというふうに思うわけです。そういうところが引き揚げられて、予算もおりないといいますか、建設業者がそういうことでまた悩んでおられるということも聞きます。生き生きとした、疲弊しない地方をつくるという意味では、果たしてどうだったのかなと思いますが、知事としては、合併の影の部分というのは何か感じておられるところがありますか。

○知事（東国原英夫君） 合併は、意思としては、住民の皆さん、そこに住んでいらっしゃる方たちの基本的な意思が尊重されなければいけないと思っております。合併は、国の財政的な逼迫というような状況を解消するための施策であってはならないと思っております。合併するからには、その地域住民にメリットがある、そして広域連合というメリットを最大限に生かす、あるいはマンパワーを生かすといったものがなければいけないと思います。合併問題は、それぞれ各地方においてメリットとデメリットが出ている現状でございますので、そういったものは今後、十分検証なされなければいけないと考えております。

○太田清海議員 わかりました。できるだけそ

ういう形になっていかないかなんだろうとは思いますが、合併と道州制の関係、知事はその関連とか何かお考えがありますでしょうか。合併と道州制の関係というのを……。というのは、先ほど言いました全国町村会の研究会の名前が、道州制と町村に関する研究会というふうになっておるものですから、知事に、道州制との関係をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 道州制につきましては、国や全国知事会など、さまざまな機関で議論がされておりますが、今後、制度の仕組み等の検討が本格化していくのではないかと考えております。将来、道州制が導入された場合、現在の県という垣根がなくなります。市町村そのものが厳しい地域間競争にさらされて、その中で生きていくことになろうかと思っております。そのため市町村には、行財政基盤の確立を図り、活力ある市町村としての総合力、体力をつけていただく必要があるのではないかと考えております。市町村合併というのは、体力をつける方策の一つだと考えております。

○太田清海議員 体力をつけるということですが、果たして本当に体力がついていくのかどうか、今からその辺が問われていくだろうと思っております。

ここでちょっと見方を変えて、認証保育所というものがテレビ等で報道されたものですから、認証保育所という制度について福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 認証保育所といますのは、児童福祉法に基づく認可保育所とは異なりまして、東京都が、待機児童の解消など、大都市の保育ニーズにこたえるために保育室の面積基準を緩和するなどの独自の認証基準を設けて、設置を認めている保育施設であり

ます。

○太田清海議員 東京都が独自に基準を設けてということではありますが、ちょっと調べてみますと、例えば東京都だけでつくった認証保育所、普通は認可保育所と言います。これは認証保育所というような形で呼ばれているようですが、駅前につくるとか、厚生労働省の基準とはまた違う、緩やかな、東京都に住む住民のニーズにこたえてつくられたんだろうと思います。私がテレビで見たのは、お母さんがだっこして子供を連れていこうとして、認証保育所というところに行ったところ、張り紙がしてあって、もう閉鎖しましたということなんです。行政の継続性とか公平性とか、いろいろあると思いますが、住民に継続して安定的に供給するというのが公のサービスだろうと思うんです。それが、いかにも英語の学習塾みたいな、授業料だけ取って、いつの間にか閉鎖しておったというような話もありますが、行政がそういうことであってはならないと思うんです。そういう認証保育所というもの等も、東京都で考えられたことなんです。分権分権と言いながら、国できちっと基準を守っていかなければならない分野もあるかもしれません。そういう分権に対するいろんな角度からの議論があってもいいと思うんです。道州制に向けては、まだ十分な国の方針なんかも示されていないようですから、まだその議論にはなっていないかもしれませんが、例えばそういうこともあるということで、宮崎県においても、平成の合併に向けての検証をするべき時期に来ているのではないかと思うんです。知事、その辺はどうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 合併の検証ではありますが、県におきましては、合併した市町に直接、職員が出向きまして、意見交換を行うとと

もに、国や県の支援策を活用したまちづくりに努めているところであります。これまでに合併した市町においては、一体性の確立と均衡ある発展に向けて各種事業に取り組んでいるところでありますが、その取り組みはスタートしたばかりでありまして、合併の効果があらわれるには、いましばらくの時間が必要かなと考えております。県といたしましては、今後とも、市町村や地域住民の皆様の御意見に耳を傾けながら、合併後のまちづくりに引き続き支援をしていきたいと考えております。

○太田清海議員 いましばらくということではありますが、ぜひ検証をしていただきたいと思っております。

実は、お手元に配っておりますが、資料の中に、交付税算定の特例というのがありまして、合併算定替という制度の説明があります。旧法、新法で少し違いますけれども、合併した場合は、普通交付税については、毎年算定した普通交付税の額を保障しますと、言葉ではなっています。毎年算定した額ということであれば、三位一体改革等で交付税はどんどん下がっておりますので、総務省が示している合併算定替のグラフ、これは言葉では間違いはないと思うんですが、多少、グラフのかき方としては間違いがあるのではないかなと思いましたが、調べてみますと、北川町の住民説明会で説明された資料の中では、合併算定替による交付税の増加額というところが、イメージとしてはずっと下がりながら、後は段階的に5年計画で落ちていくということでありまして。私は、イメージとしては、総務省が示しておる普通交付税の額の、平行移動したこのグラフはちょっとまずいんじゃないかなというのを感じました。住民に説明する場合とか資料を提出する場合、正当にプラス

マイナス含めて示していったら、住民、県民の正当な判断をいただくという作業は絶対必要だと思うんです。そういうことで、これは参考に挙げさせてもらいました。検証をいましばらく待ってほしいということではありますが、ぜひそういう視点で、プラスマイナスも含め説明していただきたいと思っております。

次に、消防の広域化の問題についてお尋ねをいたします。

消防広域化の県の取り組みの現状について伺います。どういう状況であるかということ。

○総務部長(山下健次君) 近年の災害あるいは事故の大規模化、多様化、また人口減少、高齢化の進展によりまして、地域防災力が低下しております。こういったことに対応するために本年3月に、「宮崎県市町村消防広域化推進計画」を策定いたしました。この際、推進計画については、広域化の組み合わせについて関係者の意見の一致を見なかったことから、県全体を1消防本部体制、もう一つは3つの消防本部体制、この2通りの組み合わせを記載しております。現在、この2通りの組み合わせにつきまして、消防本部等の関係機関と、具体的メリットあるいは組み合わせの有効性、課題等の検討を行っているところでございます。組み合わせの決定に当たりましては、今後とも、市町村や消防本部等関係機関と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 消防行政の広域化については、国からも、ある程度のモデルを、30万人という数字を示しながら、それで割ったらどうだろうかということを示されております。これ自体は、大都会の人口が満遍なく密集しているところでは成り立つかもしれないけれども、宮崎

県という、いろんな谷沿いがあったりする、集落がいっぱいあったりするところでは、この広域化については、国が示されたとおりのやり方はなじまないのではないかなというのを、まず基本的に私は感じるんです。ただ、今、総務部長が言われたように、宮崎県としての結論はいつまでに出されようとしているのか、お尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 広域化に当たりましては、関係機関が共通の認識を持つことが大変重要でございますので、いたずらに拙速に走ることなく、さらに議論を深めた上で、可能な限り速やかに決定してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 なかなか困難をきわめているのかなという答弁であります。可能な限りということではありますが、そういう悩ましい問題だろうなと思います。早く結論を出せということかどうかわかりませんが、今のままで十分機能できるなら、今のままがいいのではないかなとは思っています。ただ、議論の中で、ことし6月に我が会派の満行議員が質問した中で、広域化することによって重複投資の回避が可能という言葉だけを言われて進んだものですから、重複投資の回避が可能ということの意味について、もう一回お尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) せんだって、広域化のメリットの一つとして、重複投資の回避が可能ということを申し上げました。例えば指令台の整備、これは多額の経費を伴います。例えば、10万人未満の場合には国庫補助基準で約2.1億円、それが40万人未満の場合には約3.1億円。ですから、2.1億を2つそろえるより、40万人未満の場合は少額で済む、こういったことございまして、本部を統合することにより、これま

で消防本部ごとに整備していたものを新たな1ないし3の本部で整備すれば足りるということで、大きな経費節減が可能になるということでございます。またさらに、高度な救助資機材あるいは訓練施設等につきましても、共同利用を行うことによりまして経費節減につながるというのがございます。さらに、広域化によりまして、消防本部の財政規模も当然大きくなります。このことから、より高度な施設、あるいは資機材等の計画的な整備も可能となるということで、住民サービスのさらなる向上につながるというふうに考えております。

○太田清海議員 本部機能とか、そういったものが統合されてスケールメリットが働くということは理解できるんですが、資機材についてもそういうスケールメリットが働くというようなイメージを説明で受けるんです。本部機能を統合しても、車が実際出ていくときに、谷沿いの町とか村に行かないかん、3分以内に行かないかんとか、そういう時間的な制限があったりもするわけです。資機材というと、自動車も含まれる、高規格の車とかいうのもあろうかと思いますが、資機材については、本来、各署に満遍なくあることのほうが消防機能としては充実するんじゃないんですか。私は、資機材というのは、スケールメリットには当てはまらないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 資機材というのは、今申し上げた指令台等も含みますけれども、消防車につきましても、高規格消防車等は非常に高価なものでございますので、広域でそろえる、あるいは機能の高いものをそろえるということが、当然可能になってくるというふうに考えております。

○太田清海議員 私は、機材というものは満遍なくあるべきではないかなと。消防の特殊性から、すぐに出ていかないかん、そしてすぐ対応せないかんという意味では、そういう機材等は各地区に満遍なくあるというのが基本でないかなと思っております。

それから、本部機能が統合された場合、消防通信関係でいろんな事故については、自宅から電話したりする人もおるだろうし、ほとんどが携帯電話だろうと思うんです。自宅からの場合は、ある程度、最近の技術の発達によって、ぱっと画面に地図が出て、どこから発信されたものであるかわかるというのは、私も見たことがあるものですから、理解できるんですが、携帯電話からの通報というのは、例えば1本部機能になって、延岡の人が宮崎の本部に電話したときに、字名で言ったときにはわからんと思うんです、「どこどこで事故が起こっておるよ」ということを言われても。その辺の携帯電話の対応はどうでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 携帯電話からの119番通報は、従来から発信位置を確実に把握することが困難でございまして、各消防本部とも苦慮していたというのが現状でございました。こういったことから、昨年4月から、携帯電話からの119番通報に係る位置情報通知システムの運用が開始されまして、本県では、延岡市の消防本部が導入をしております。このシステムでは、衛星で位置を確認できるGPS機能のついた携帯電話の場合には、発信位置が10数メートルの範囲内で特定できるということでございます。また、通常の携帯電話からでも、ちょっと範囲は広がりますけれども、数百メートルから数キロの範囲内で絞り込むことが可能ということでございます。これ以外にも、まだ本県に

は導入がございませんけれども、電柱とか自販機の登録番号で発信位置を検索できるシステムもございます。

○太田清海議員 GPS機能で捕捉されるということではありますが、それがどれだけ普及していくかという問題もあると思うんです。私は持っていないものですから、意味がわからないんですが、そういうものかなと思います。

もう一つ、消防広域化の組み合わせで、私たち社民党としては、地域医療圏に合わせて7ブロックでやったらどうかと。都会で適用するような30万人とかいう構想だけじゃなくて、宮崎県ならではのという意味では、地域医療圏に合わせて7ブロックで分けたらどうかという提案をしておるわけですが、いかがでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 確かに、地域医療圏に合わせれば7ブロックということになりますけれども、先ほど太田議員も御指摘のように、国の基本指針では、管轄人口30万人以上という目標規模、それから本県におきましては、非常に小規模な消防本部が多い上に、7町村が消防非常備である、そういった事情を考慮すると、県内すべての地域の安心・安全を確保していくためには、スケールメリットが有効に働く、できるだけ大きな枠組みの消防本部体制を構築していく必要があるというふうに考えております。こういったことから、推進計画では、広域化対象市町村の組み合わせにつきまして、県内1ないし3の2通りの組み合わせを記載しております。広域化の組み合わせにつきましては、さらに今後とも、市町村、消防本部等と十分協議してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ぜひ宮崎県ならではの、いい意味での組み合わせを模索していただきたいと思っております。

消防に関しては最後の質問になりますけれども、今言われた消防非常備の町村の常備化をどう図っていくかということが、今からの課題でもあると思うんです。広域化に伴い常備化を働きかけていくという答弁を、満行議員の質問に対して6月議会でされておりますけれども、実際どのように進めていくのか、それから関係首長の意見をどうまとめていこうとされているのか、その辺をお聞かせください。

○総務部長(山下健次君) 従来から非常備町村に対しましては、常備化に向けた働きかけを行ってきておりますが、今年度、特に非常備町村に対しまして、常備化に向けた取り組みへの助成を行うことといたしております。現在、非常備町村におきまして、常備化の必要性に対する認識が徐々に高まってきており、一部の町村におきましては、常備化に向けた、関係消防本部との具体的な協議が始められたところがございます。県といたしましても、今後とも、現在進めております市町村消防の広域化とあわせまして、関係市町村に積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 常備化を図っていくということは、歴史的にはずっとこれまでもやられてこなきゃならなかった問題だと思うんです。私は、今回、医療問題も挙げておりますが、県と関係市町村との関係は、前に転がるように転がるように、県が助言をしたり、いいところで手を差し伸べたりとか、そういう形があって、理想に持っていこうという努力が、職員と言ったら失礼かもしれませんが、県行政のほうにも何かあるべきではないかなという思いがしておりました。常備化を図っていくということを、ぜひ努力していただきたいというふうに思っております。

次に、地域医療の問題についてお尋ねをいたします。

特に、私は県北延岡の出身でありますので、県病院の問題等については、議員になったとき、初めての質問でも取り上げさせてもらいました。延岡市の意向を酌んだりしていろいろ折衝してみますと、当時、新人議員でもあった関係か、なかなか県の職員の人たちと意見が——先ほど言いましたが、理想に向かって進ませていくという意味で、何か回らないものを感じておったわけです。そういう意味では、県と関係市町村、延岡市と常に、「じゃ、こういうふうにしようか」という、何かそういう回っていくような協力をしていこうじゃないかということ、働きかけていくべきではないかというふうに思っております。これは福祉保健部長になりますけれども、現状等を含めて、そのあたりはいかがでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 県北の医療についてであります。県北地域においては、初期救急医療体制が十分でないという状況もありまして、2次、3次の救急医療を担う県立延岡病院に、初期救急患者を含む多数の患者が集中する。そのことによって、数少ない医師に過重な負担がかかり、医師が疲弊し、医療現場を去ることが懸念されるなど、大変厳しい状況にあります。こういう中で、延岡市の呼びかけで延岡市医療問題懇話会が設置され、県——これは福祉保健部ですけれども——それから病院局、延岡市、地元医師会等が同じテーブルに着いて、救急医療のあり方等についてさまざまな角度から真剣に議論をしているところであります。初期から3次の救急医療体制を構築するためには、各関係機関が役割を分担しながら、相互に連携していくことが不可欠であります。県

といたしましては、県北の救急医療を確保するという延岡市との共通目的を達成するため、今後とも、地元と十分話し合い、協力しながら、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 悩ましい問題ではあるんですが、これは国の制度の問題もありますから、その余波をもろに受けているんじゃないかと思えます。資料でも出しておりますが、県内の救急告示病院の搬送件数一覧表というのをお手元に配っておりますけれども、公立病院だけ名前入りで挙げました。その他のところは民間病院等があるわけですが、「おまえのところは努力しちょらんじゃないか」というような、よからぬ、変な誤解があってもいかんものですから、名前は伏せさせてもらいました。

ただ、ここで言えるのは、例えば県立延岡病院は、平成19年は2,470名の方の搬送を受けているということでありまして。県病院の人たちが一生懸命受けて努力している、大変な仕事をされているという証明にもなるかと思うんです。これを見たときに、延岡市の職員、そして県の職員を見たときに、「どうにかせないかんよね」ということで、お互いに意見を出し合うとか、行政がうまく回っていく方向に助言をするとか、何かそういうことをやっていただきたい。今言われている懇話会で、その辺が出されているのかなとは思いますが、先生たちが疲弊していくというのは、ここでも十分わかるだろうと思うんです。そこを、私たち議員としても知恵を出しながらやっていかないかんと思えます。ぜひ、お互いに提案しながら回していく、延岡がこの辺をしてくれるといい、県はここができるよというような、何かそういう議論になってほしいなと思っております。

そういう一面もあるかもしれませんが、県や延岡市が協力して、今回、延岡病院新キャンペーンで、かかりつけ医を使おうじゃないかというのをやりました。実は、私たち社民党の街頭宣伝といいますか、市民向けに訴えるときに、このかかりつけ医の問題も含め、延岡市で訴えさせてもらいました。「かかりつけ医を使いましょう。つくりましょう」ということで。そういうキャンペーンもやられたわけですが、その成果をお聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） ただいま議員が御指摘のように、4月25日に、知事、延岡市長、県北選出の県議の皆様合同で、こういう呼びかけといいますか、キャンペーンをスタートしたわけでございます。このキャンペーンにより、ことしの4月から10月までの県立延岡病院の救急の外来患者は、昨年度同期に比べ、約3割減少するなどの成果が得られております。また、このキャンペーンを契機に、医師への過重な負担が地域医療体制の崩壊に直結する極めて深刻な問題である、こういった意識が高まりまして、延岡市では、ことしの7月から延岡市夜間急病センターの診療時間が延長されますとともに、日向市では、来春から初期救急診療所の開設が予定されるなど、地元との協力体制が図られてきているものと認識いたしております。今後とも、県民の救急医療に対する意識啓発に努めまして、県民の皆様が安心できる救急医療提供体制を維持していけるように、地元市町村や医師会等と連携してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 本当に病院は危機的な状況であると認識しておりますので、何とか知恵を出しながらいきたいというふうに思っております。

次に、高千穂線鉄道施設整理基金条例が今回上程されておりますけれども、これについてお尋ねをいたします。

実は、地元でも新聞報道されましたが、TRの列車が分解されて処分されているという写真も出まして、私も株主の一員になっておるものですから、本当に残念な思いがいたします。今回、条例で設置するという事になっておりますが、その積み立て計画等についてお伺いをしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 高千穂線沿線の自治体では、高千穂鉄道から寄附を受けた施設につきまして、まず第一に、有効活用に努めることといたしておりますが、中には、活用が困難で撤去せざるを得ない施設もあると見込まれることから、その撤去に要する費用に充てるため、県と沿線自治体が共同で本基金に資金を積み立てるものであります。今後の積み立て計画でありますけれども、まずは高千穂鉄道への経営支援策等を目的とした、いわゆる経営安定基金が廃止される予定でありますので、その残額を本基金に積み立てることにしております。また、県と沿線自治体では、不要施設の損耗・劣化の状況、あるいは撤去費用の規模等を勘案しながら撤去計画を定め、この計画に沿った、真に必要な費用を中長期的に積み立てることとしており、これによりまして財政負担の平準化を図りたいと考えているところであります。

○太田清海議員 撤去費用については、最初、安定基金を積むということですが、撤去費用というのは、例えば22年度から補正で積むとか、というふうに考えていいんですか。

○県民政策部長（丸山文民君） 今のところ、とりあえずは、先ほど申し上げました経営安定基金が、20年度末で大体1億2,000万程度残額が

ある見込みでありますので、これを使って撤去費に充てたいと考えているところでもあります。

○太田清海議員 基金の拠出割合というのはどういうふうになっておりますか、関係市町村。

○県民政策部長(丸山文民君) 拠出割合につきましては、県と沿線自治体で協議を重ねてまいりました。その結果、高千穂鉄道への経営安定基金の拠出割合と同じにすることが、総合的に勘案して適当、妥当であるという結論に達したところでもあります。具体的には、拠出割合としましては、県が半分の50%、延岡市が25%、高千穂町が15.5%、日之影町が9.5%であります。

○太田清海議員 最終的な積立額はどの程度と見込まれておりますか。

○県民政策部長(丸山文民君) 沿線自治体におかれましては、既に活用策の検討に入られたところではありますが、最終的な活用方針が出るには、ある程度の期間を要するものと考えております。このため現時点では、有効活用する施設と撤去すべき施設を特定できませんので、全体の撤去費用や積立額を現段階で積算することは困難であると考えております。いずれにいたしましても、一度に多額の財政負担が生じないよう、積極的に施設の有効活用を図ることが一番大事でありますので、県といたしましても、沿線自治体と十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 本来ならば、積み立てるということであれば、その額を明示するのが基本だろうと思うんです。というのは、当時、高千穂鉄道の被害があったときに、私たちは、復旧費用で26億円ぐらいかかるんだよということを言ったことがあります。これは、ジェイアール九州コンサルタント株式会社が調査して出した

数字なんですけど、26億円があれば復旧できると。この積立額が今のところ不明であるということですが、これが26億円を超えるような基金になってしまうと、「何だ、復旧しておればよかったじゃないか」ということにもなるわけです。これは後戻りはできませんので、そういう気持ちを持ってしまうということであれば、有効利用ということをきちんとやらなきゃいかんのかなと思いますけど、26億円を超えるようでは、いかんということはないが、「うーん」と思いますね。やはりある程度の額を明示しながらやらないと、自治体のほうではどれだけ積み立てればいいのかという不安感も出てくると思うんです。ぜひ、その辺は早目早目に情報提供していただきたいと思っております。

次に、地上デジタル放送についてでありますけど、これについては、これまでも出ておりますので、私が聞きたいところだけ先に聞かせていただきます。

デジタル放送については、共同受信施設の整備がなかなか大変だというふうに聞いております。県内の共同受信施設の数と分布状況はどうか、教えていただきたいと思っております。

○県民政策部長(丸山文民君) 本年5月に実施いたしました市町村調査等によりまして、県内には、NHKが設置している施設が172、地域住民等が設置している施設が349ございまして、合計で521施設となっております。分布の状況でありますけれども、日向・入郷地域に186施設、西臼杵地域に68施設、延岡市内に68施設となっております。中山間地域を多く抱える県北の市町村で6割を超えているという状況にございます。

○太田清海議員 11月14日に、県北広域行政事務組合のほうからこれについて要望書が出され

ましたが、県北の首長からは、こういった費用負担について、国がなかなか危機感を持っておられないじゃないかという意見が出されておりました。この辺の安心感も持ってもらうためには、県の情報を取りながら、適切に情報を知らせていく必要があるだろうと思いますが、共同受信施設改修の移行に伴うこういった課題について、県はどのように取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 御存じのように、地上デジタル放送への移行は、国の政策として推進されているものであります。国及び放送事業者において、円滑な移行のための措置がなされることが必要不可欠であると考えております。したがって、県では国に対し、共同受信施設改修への支援措置の拡充を初め、経済弱者への対応、さらには地上デジタル放送への移行に合わせ、従来のアナログ放送の難視聴地域の解消への取り組みなど、引き続き支援制度の一層の充実を強く要望してまいりたいと考えているところであります。

○太田清海議員 わかりました。

続いて、教育長にお伺いをいたします。今回、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）」が出されております。これは、我が会派の高橋議員が初日に質問をいたしましたので、重複を避けて質問したいと思います。

この条例の中で、新たな職を設置することになります。副校長とか、そういった職種を置きながらということではありますが、新たな職を設置する目的について、もう一回お尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 新たな職の設置に関してであります。現在、学校を取り巻く環境の

変化の中で、学校には、学力向上対策、不登校対策はもとよりであります。特色ある学校づくりなどの教育課題に的確に対応することが求められているところであります。このために、これまで以上に組織的、機動的に学校運営が行われるように、学校組織運営体制の一層の充実と、教員の指導力向上のための指導体制の充実を図る必要があると考えております。このようなことから、副校長、主幹教諭、指導教諭の新たな職を、一定規模以上の小・中・高等学校等に平成21年4月1日から段階的に配置していこうというものであります。

○太田清海議員 高橋議員の質問の中にも、新たな職をつくるよりも、現場の教員、先生をふやしたほうがいいんじゃないかという声もありました。私もそれは聞くわけです。この新たな職の設置が、子供と向き合う時間を確保することになるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会では、教員の負担軽減を図り、教員が子供と向き合う時間を確保するために、各種の調査や会議の縮減による業務の効率化、外部人材の活用等による負担の軽減、こういったことに積極的に取り組んでいるところであります。今回の副校長や主幹教諭等の新たな職の設置につきましては、管理職や主幹教諭が中心になり、さまざまな課題に組織的に対応していこうとするものであります。このことにより、全体として個々の教員が抱えている負担が軽減され、子供と向き合う時間の確保につながっていくものと考えております。

○太田清海議員 組織というのは、そういうポストをつくったりすると、えてして、「おれたちは忙しいのにな」という相互不信が出る場合

があるんです。私は、教頭先生というのは今一番きついんじゃないかなという感じを持っております。ただ、現場から見ると、教頭先生にも授業をやってほしいという声もまた出るので。だから、組織というかポストの中で、お互い信頼感を持って一緒にやろうじゃないかという気持ちを現場に醸成していくということは、非常に大事だと思うんです。このポスト等をつくりながら、だんだん先生から遠ざかった、上の先生をつくってしまうことで、何かお互いに不信感が出てきたりするんであれば、残念な組織になってしまうと思うんです。

私も大学時代に運送業の仕事をしたんです。セメントを列車に運び込む仕事をしましたが、運送会社の現業の筋肉隆々たる人たちが抱え込むわけです。4時ごろになると、事務所から係長みたいな人が来て、ネクタイを締めていましたが、ジャンパーを着て一緒に仕事をするんです。現場で働く人は、その人に対しては物すごく尊敬していました。一緒にやろうというのを漂わせる、ここが仕事のすばらしいところじゃないかなと思うんです。ですから、こういう職をつくりながら、現場でお互いに子供をどう育てるかというところが一番大事なところであって、例えば子供が卒業して、「先生、ありがとう」と言えるような、教師には出世は無縁なものであるという、言い過ぎかもしれませんが、そういう思いがあって、やっていかれたほうがいいんじゃないかなと思います。要望にしておきます。

最後に、県道岩戸延岡線の道路拡幅についてお尋ねをいたします。

これは2～3年前、同じ質問をしているわけですが、道路が拡幅されないまま、20～30メートルそのまま残っておるところがまだありま

す。ここについて、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 岩戸延岡線柚木地区の未改良、約70メートルにつきましては、道路線形が悪くて、交通安全確保の観点から整備が必要であるというふうに考えております。しかしながら、当区間につきましては、共有地があり、かつ相続が発生していることなどから、用地取得が——これまでもやっておりますけれども——なかなか難航している状況でございます。このため県としましては、地権者を含む地元関係者ともさらに協議を進めながら、さまざまな観点から整備について検討してまいりたいと存じます。

○**太田清海議員** さまざまな観点からということであります。私も初めてそういう言葉を聞くものですから、さまざまな観点からというのは、今まではそこを通さないかんということ頑張りとおるんですが、何かほかにもいろんな角度からという意味にとらえてよろしいのでしょうか。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 当該区間の整備手法につきまして、なるだけ実現可能な方策を検討したいということでございます。

○**太田清海議員** わかりました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○**坂口博美議長** 次は、野辺修光議員。

○**野辺修光議員**〔登壇〕(拍手) 傍聴席が寂しくなりましたが、頑張っていきたいと思いません。きょうは最後でありますので、いろんな質問、重なると思いますが、確認の意味も含めて通告どおり質問させていただきたいと思いません。

社会経済情勢が刻一刻と変化していく中で、

時間の経過が特に速くなっているような気がいたします。中国でオリンピックが開催され、投機マネーに踊らされた石油高騰、さらにはアメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界の金融市場は大きく混乱し、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼしつつあります。国内においては、事故米や中国の輸入食品の問題など、食の安全が脅かされる事件が頻発し、また景気が徐々に冷え込んでいく中、麻生内閣が誕生し、安心実現のための緊急総合対策として補正予算が成立し、追加の補正予算が検討されているところであります。これらの対策が有効に機能していくためには、これまでも増して県や地方の役割が重要であり、国の政策や施策に対して物の言える強い地方になっていくことが重要であると考えております。

知事の政治姿勢であります。いろいろ質問がありました。次期衆議院選挙の時期がはっきりしなくなってきました。国政に対する知事のお気持ちを改めてお聞かせください。

知事は、「宮崎をどげんかせんといかん」という志と意気込みを持ってその改革に取り組まれ、一定の実績は見えてきておりますが、厳しい社会情勢の中で、本県がこれまで抱えてきた基本的な課題が解決したというものはないのではないのでしょうか。景気・雇用、過疎化の進展、農林水産業・商工業の活性化、企業の誘致など、まさに厳しい状況であります。このように県の課題は山積し、これからの日本の歩むべき方向さえ見えてこない中で、国に対して物の言える力のある知事こそ、今まさに地方にとって必要なのではないのでしょうか。宮崎県の知事として地方を引っ張り、権限と財源の充実が図られる真の地方分権の実現のためにも頑張りたいと思います。改めて知事のお考え

をお聞かせください。

次に、来年度の財政の見通しであります。知事は、政府が開催する行政支出総点検会議、いわゆる「無駄ゼロ会議」に参加されておられますが、どのような立場で参加され、その中でどのような発言をされてきたのか。また、先般、指摘事項の取りまとめが行われ、公表されましたが、これをどう評価されているのでしょうか、お聞かせください。

国の会議や全国知事会等に出席され、来年度の景気等の状況を知事としてどのように感じ、見通しておられるのでしょうか、伺っておきます。

国の予算の見通しであります。国の来年度の概算要求は出そろっていますが、エネルギー対策や福祉予算の増加などが見込まれているところであります。予算編成を進める中で、地方交付税など県に大きな影響を及ぼす予算についてどのように分析しておられるのか、総務部長に伺います。

地方交付税は地方の基幹的な財源でありますから、総額の確保が何より重要であります。そのような議論とは別に、基本的な部分でおかしくなっているのではないのでしょうか。それは、ここ数年、地方公共団体の財政状況が厳しい中で、各県や市町村が独自に削減できる単独公共事業などが大幅に減額されてきました。しかし一方では、社会福祉等の義務的な経費の国庫負担は大幅に増加してきており、それに伴う県や市町村の負担も、あわせて大幅に増加してきております。さらには、交付税で言いますと、県や市町村にとって役割の大きかった県単公共や単独事業などが減少し、福祉予算に象徴されるように、国の補助、裏の地方負担分だけが措置され、交付税全体はふえていないという

ことでございます。したがって、交付税に依存する地方は、ふやしたくても単独事業分はふやせず、各省庁が国庫補助として計上する分の裏の負担、いわゆる県や市町村が義務的に負担せざるを得ない額がふえてきているということでもあります。これでは、仮に交付税がふえたと喜んでいても、実質的には何も変わらない。これではまさに、地方分権どころか、地方交付税に名をかりた中央集権化ではないかとさえ思われます。地方の財源を保障し、地方団体間の格差の是正に必要な交付税制度が悪いと言っているわけではありませんが、地方公共団体のための制度に再度見直す必要があるのではないかと考えるのであります。総務省出身の副知事としてどうお考えか、お尋ねいたします。

次に、重点施策であります。重点施策の中に、新たにエネルギー対策が加えられておりますが、重点施策として取り上げられた理由と今後の取り組みについて、知事にお尋ねします。

重点施策の中で、雇用創出・就業支援対策の一つとして、農林水産業の雇用・就業の促進を図ることとされておりますが、本県がこれから生き残っていく上で最も期待され、力を入れていかなければならない農林水産業の振興が入っていないわけでありまして。エネルギー対策も重要であります。重点施策に入っていないのはなぜでしょうか、県民政策部長にお尋ねします。

次に、来年度予算の見通しであります。予算編成方針には、「基金の取り崩しに頼らない持続性のある財政構造への転換」とありますが、20年度当初予算で280億円を超える基金を取り崩しておられます。本当に基金に頼らない持続性のある財政構造への転換のための具体的な方策はあるのでしょうか、知事、お聞かせくだ

さい。

その上で、財政構造改革のプログラムでも、平成22年度も基金を取り崩すこととなる計画となっており、収支は均衡していないように思うのであります。いつまで財政改革を行うこととなるのか。収支が均衡する計画を定め、具体的な方策を早く出し、真の意味での持続可能な収支の見通しを作成し、県民に安心を与えるべきではないでしょうか、総務部長、お尋ねいたします。

次に、地域振興のあり方についてお尋ねいたします。

従前の国土総合開発法の抜本改正により、平成17年に国土形成計画法が制定されました。本計画は、新しい国土像として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく暮らしやすい国土の形成を図ることとし、その実現のための戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を定めるものであります。この計画は、今後の九州圏域のあり方を示す指標となるものであり、九州ならではの計画を策定する必要があります。また、道州制が議論される今日、九州の中でどう宮崎を打ち出していくのかもアピールする必要があると思っております。現在の「九州圏広域地方計画」の策定状況並びにこの計画の中の宮崎の位置づけ、またどのように位置づけしていかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、県南地域の振興について伺います。

県南地域は、近年、県北部・県西地域の振興に比べ、観光振興、産業振興の面からおくれていると感じております。その上、県南地域においては、高校の統廃合や地域の核となる公共施設の廃止など、厳しい環境となっており、ますます疲弊していくことが予想されます。県南地

域の産業等の振興について今後どのように進めていこうと考えておられるのか、知事に伺っておきます。

次に、県南地域は、やはり農林水産業の振興を図ることが最も大きな課題と考えます。しかし、どの部門も大変厳しい状況にあることは、言うまでもないことであります。県南に限らず本県農業は、昭和35年に策定された宮崎県防災営農計画に基づいて進められてきました。取り組みを始め50年が経過しようとしており、早期水稻を初め、施設園芸など大きな成果があったと考えます。しかし、近年の温暖化、一方では化石燃料を多使用する営農形態は、国際情勢の影響を受けやすいので、長期的な視点でそのあり方を検討し、構造改革を進める時期に来ていると考えますが、農政水産部長のお考えを御披瀝いただきたいと思います。

次に、中山間地域の振興について伺います。

今日、我が国には、おくれた地域、都市部に比較して地域開発にハンディを負っている地域の振興のための法制がたくさんあります。過疎振興法を初め、山村・離島・半島振興法等々、主なものだけで10本以上の法律があり、地方の振興を目指しております。そこでまず、知事に伺っておきたいのであります。お手元の資料を見ていただきたいと思います。少子化等による人口の自然減少もありますが、本県の中山間地域に位置する多くの市町村では、過疎・山村・半島・離島振興法等によって、過去多様な事業の取り組みがなされてきました。過疎法に基づく事業だけでも今日までに2兆2,800億円余の巨費が投じられたにもかかわらず、過疎に歯どめをかけることはできなかったということ、知事としてどうとらえていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

人は、ひとり住まいになっても、集落の戸数が減り寂しい状況になっても、元気なうちは長年住みなれた土地から離れられないものであります。どんなに集落が小規模・高齢化となっても、現状での集落対策というのでも取り組まなければならないと考えます。すなわち、住民の生活維持ができるような仕組みを考えていく必要があります。それが地域の願いでもあり、人が住み続けることで守られる、かけがえのないものであるということでもあります。特に中山間地域では、小規模・高齢化した集落もふえております。そうした中で、持続・維持存続が困難な集落が続出してくる、そういった状況の中で、新たな政策目標をつくり、暮らしやすい中山間地域の形成に向けて取り組む必要があると考えます。県民政策部長のお考えをお聞かせください。

次に、地域振興という視点から、出先機関の再編について伺います。

出先機関の再編については、平成19年6月に策定された「宮崎県行財政改革大綱2007」の経営改革の中で、「本庁と出先機関が適切に役割を分担することにより、限られた人材を有効に活用し、簡素で効率的な組織体制の整備を図ること」となっております。特に出先機関については、「市町村への権限移譲を行っても、なお県が行うべき業務のうち、現地・現場性の高いものや住民サービスの向上につながるものを担うもの」と書かれております。また、土木事務所統合再編については、道路交通網の整備や情報通信技術の進展を踏まえ、宮崎地域、日南・串間地域、西都・児湯地域の土木事務所の統合再編について検討するというものであり、昨年11月に、県内3地域の土木事務所を平成22年4月に統合再編する案が示されました。しか

し、県民のニーズが高度化、多様化する中、県民の期待にこたえる県政を展開するために、県民、いわゆる地域住民の視点に立った企画実践型の行政組織へと転換していくことが求められていると考えます。

このような意味から、出先機関の再編に当たっては、今回のような部分的な統廃合を行うのではなく、他県が導入している、各地域ごとに総合的に県行政を担う、いわば各部門の出先機関を統合し、総合事務所にするという考え方を検討し直す必要があるのではないのでしょうか。組織が大規模になることに伴う組織管理上の問題や、各部門によって所管区域が大きく異なることで、総合事務所すべてに同じ機能が与えられないこと等の課題もあると言われておりますが、他県の実例を見ても、そのような影響はないのではないかと思います。やはり時間をかけ、十分検討し、断片的に土木事務所を統廃合するだけでなく、最終的には地域重視型の組織、総合事務所方式にすべきではないかと考えますが、知事の御所見を伺います。

また、土木事務所の統合再編が示された後、議会に対し、「高鍋土木事務所存続に関する請願」及び「串間土木事務所の存続に関する請願」が提出され、現在、委員会で継続審査中であります。特に串間土木事務所については、串間市内に残る唯一の県行政機関であり、廃止されることになると、国道448号を初めとする主要地方道の災害時の対応、港湾・漁港等の整備、河川改修などの生活基盤の促進、また災害対策などの緊急時に求められる迅速かつ的確な対応ができなくなり、市民の安全・安心を確保する観点からも心配であります。県土の均衡ある発展や地域間格差の是正を行うことが行政としての務めであり、かつ県民として、ひとしく行政

サービスを受ける権利もあるはずであります。出先機関の再編について見直すとともに、串間土木事務所の存続はできないのか、総務部長に伺いまして、壇上からの質問を終わります。

以下、質問者席から質問を続行いたします。

(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

国政等についてであります。私は、地方の活性化というのは、地方と国が力を合わせて、車の両輪となってやっていかなければならないと認識しております。そして、私が知事を志しましたのは、地方の立場で尽力したいという気持ちがあったからでございます。また、地方の活性化を図るためには、地方への権限移譲とともに税源移譲を積極的に行い、真に実効性のある地方分権を推進し、分権型社会の構築を図る必要があると考えております。このため、無駄ゼロ会議を初め、さまざまな場面で、いわば地方の代表として、地方の実情や意見を訴え続けてきたところであり、今後とも、本県の発展、さらには地方の活性化を目指して、与えられた任期の一日一日を県民の皆様との約束を果たすため、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

続きまして、国の行政支出総点検会議、いわゆる無駄ゼロ会議についてであります。この会議では、行政支出の無駄の根絶を図ることを目的に、公益法人への支出や特別会計の支出などについて集中的な審議を行ってまいりました。私は、宮崎を初めとした地方の代弁者として出席してまいりましたので、国をはるかに上回る地方の行革努力の実態や、本県が実施している毎年の事務事業見直し、公社等改革などについて、その手法や成果といったものを踏まえなが

ら、国の支出のあり方に対して意見を申し述べてきたところであります。

去る12月1日に、当会議の指摘事項が決定されましたが、公益法人への支出の37%、約3,500億円削減や、特別会計の見直し、広報経費・委託調査費等、行政経費の削減など、当初の目的はおおむね達成した内容になったのではないかと考えております。このような中、交付税及び譲与税配付金特別会計について、地方交付税の削減につながりかねない表現がありましたので、その削除を求めて、地方の立場から強く意見を申し上げ、議論をしまいたところではありますが、最終的に私の意見が受け入れられなかった部分があったことは、非常に残念に思っております。年末には、来年度の政府予算案が示される予定になっております。この会議の提言が的確に反映されたものとなるよう、また無駄ゼロの取り組みが継続的に行われるよう、今後とも注視してまいりたいと考えております。

続きまして、来年度の景気の見通し等についてであります。世界的な金融危機や原材料価格の高騰等の影響を受け、株価の低迷や円高の進行、輸出の減少などにより、全国的に投資や消費の減退、企業の雇用の抑制・削減などの動きが強まっており、地域経済を取り巻く状況は厳しさを増してきていると感じております。県内経済への影響につきましても、自動車生産台数の減少に伴う関連製造業者の受注減、一部企業における採用予定者数の抑制・削減、円高ウォン安による韓国人観光客の減少などの形であらわれてきており、県内経済も予断を許さないものと認識いたしております。このように、我が国の景気は非常に厳しい状況にあり、来年度の見通しとしても深刻な状況が続いていくものと考えております。

続きまして、環境エネルギー対策についてであります。地球温暖化対策が注目され、また原油価格高騰が経済問題となっている中で、人と自然が共生する社会の実現や脱石油化に向けて、本県の地域特性を生かした、環境に優しい新エネルギー等の普及促進を図ることを目的として、平成21年度の重点施策の一つに環境エネルギー対策を掲げたところであります。今後の取り組みにつきましては、現在、鋭意検討を行っているところでありますが、例えば、全国トップクラスの日照時間というすぐれた自然条件を生かした太陽光発電の推進や、バイオマス資源の活用、省エネルギーの取り組みなどを通して、新しいイメージの「太陽と緑の国みやぎ」の創造を全国に発信してまいりたいと考えております。

財政改革についてであります。「宮崎県行財政改革大綱2007」の財政改革プログラムにおきましては、短期的には、多額の収支不足を圧縮する対策を集中的に実施し、中長期的には、県債残高を減少させるとともに、持続的に健全性が確保される財政構造に転換することを基本的な考え方としております。このため、まずは多額の収支不足を圧縮する対策を着実に実行していくことによりまして、基金取り崩しに頼らない持続性のある財政構造への転換を図ってまいりたいと考えております。

九州圏広域地方計画についてであります。九州圏広域地方計画は、九州における国の機関の長及び九州各県の知事等を委員とする九州圏広域地方計画協議会において検討を進めており、去る10月14日に開催された協議会において、「中間整理」が取りまとめられたところであります。

この計画は、九州全体としての発展方向を示

すもので、各県ごとの位置づけを明確にするものではありませんが、現在、計画を推進するためのプロジェクトとして、フードアイランド・観光アイランドの形成や、地球環境に優しいエネルギー先進圏の形成などが検討されており、今後の展開において、豊富な農林水産資源を生かした食料供給基地の確立や、全国有数の日照条件を生かした太陽光発電の普及促進など、本県の強みや特色が十分反映されるよう働きかけてまいりたいと考えております。

過疎地域対策に対する評価についてであります。いわゆる過疎法に基づく対策により、過疎地域における社会資本の整備は着実に進展するなど、一定の成果を上げてきたところであり、この対策がなければ、過疎地域はもっと深刻な状況になっていたのではないかと考えております。また、道路などの基本インフラの整備によって、まさに今後の過疎地域振興の大きなテーマであります「都市との交流」等の基盤づくりにも寄与してきたものと考えております。私は、国、地方を問わず、財政状況が深刻さを増す中で、今後は、これまでの過疎地域への投資を無にすることなく、いかに活用し、それを地域振興につなげていくかが問われてくると考えております。いずれにしましても、急速な少子高齢化の進展など、現在の過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっており、県といたしましても、引き続き積極的に支援していくことが必要であると考えております。

出先機関の再編についてであります。極めて厳しい財政状況の中で、持続的、自立的な行財政システムを構築していくためには、徹底した事務事業の見直しはもとより、職員数の削減や、より簡素で効率的な組織体制の整備など、やれることはすべてやらざるを得ない状況にあ

ります。また、地方分権の進展などにより、市町村の権限が拡大しており、地域住民に身近な行政は、できる限り市町村が担っていくことが求められております。このようなことを踏まえ、行財政改革大綱2007におきましては、県の行政組織については、政策立案業務など全県の・専門的視野に立った業務は本庁で担い、出先機関においては、現地・現場性の高い業務等を担うという役割分担のもと、簡素効率化を図ることとしたものであります。出先機関につきましては、総合事務所化するという考え方もありますが、組織が大規模になることに伴う組織管理上の課題等がございます。このため、出先機関の再編につきましては、部門内の関係機関相互の一層の連携強化、現場に必要なマンパワーの確保等を図ることとし、本年度の組織改正で一部実施したところであります。

県南地域の産業の振興についてであります。県南地域におきましては、広く知られておりますように、野生馬で有名な串間市の都井岬や、特産品であるカンショ「宮崎紅」、昔ながらの城下町の風情を残す日南市の飲肥、北郷町の猪八重溪谷の森林セラピー基地、近海・遠洋漁業基地を擁する南郷町など、歴史や自然にはぐくまれた貴重な地域資源がたくさんあり、産業振興に向けたポテンシャルが非常に高いと考えております。また、産業の振興を図っていくためには、さまざまな条件が考えられますが、中でも、本県にとって九州で最もおこなっている道路整備の問題は、産業の活性化はもちろんのこと、観光・交流や地域づくりの面からも非常に重要であります。このようなことを踏まえ、まずは、産業振興の基盤として重要な東九州自動車道の整備促進を図るとともに、第1次産業を初めとする地域の特色を生かした産業の振興、

魅力ある観光地づくりや地域づくりなど、県南地域の市町村や住民の皆様と一緒に知恵を出し合いながら、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○副知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

地方交付税制度についてであります。議員御指摘のとおり、地方交付税制度を取り巻く状況は大変厳しさを増しております。社会保障関係の国庫補助事業や公債費等の義務的経費の増加要因がある中で、また新たな制度の創設や制度改正に伴う地方の負担増なども生じております。また、そもそも国、地方を通じた危機的な財政状況におきまして、財政健全化を図るための指針、いわゆる骨太方針におきまして、給与関係経費や地方単独事業など、地方におきましても、国の歳出削減と歩調を合わせて歳出の抑制を図るという方針が示されているところであり、一方、このような状況におきましても、地方の声を踏まえて、その時々に応じた地方公共団体に配慮した方針決定、また見直しが行われており、例えば地方交付税の現行の法定税率を堅持することであるとか、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びが余り期待できない団体に対する配慮として、「頑張る地方応援プログラム」に基づく措置が講じられるとともに、新たに特別枠として地方再生対策費が盛り込まれるなど、地方活性化に必要な歳出も計上されているところでもあります。また、地方の意見をより的確に反映するための意見の申し出制度というものも平成12年度から創設され、本県におきましても、新直轄高速道路に係る算定費用の見直しが認められ、需要の上積みも認められたというようなこともございます。国に対しまして、引き続き、地方交付税総

額の復元・充実はもとより、義務的経費や地方の振興・発展の経費など、今後増加が見込まれる地方の財政需要が的確に交付税に反映されるような要望を行い、制度の見直しを促してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○県民政策部長（丸山文民君）〔登壇〕 お答えします。

まず、重点施策のテーマと農林水産業の振興についてであります。平成21年度の重点施策につきましては、新みやざき創造戦略の中で、特に重要性、緊急性がある課題や社会経済情勢の変化に伴う新たな県民ニーズなど、喫緊の課題の中からテーマを選定しており、雇用創出・就業支援対策、中山間地域対策、子育て・医療対策、環境エネルギー対策の4つを掲げたところであります。本県農林水産業は、農業産出額が全国5位となるなど、まさに本県の基幹産業であり、従来から、そのさらなる振興のため、さまざまな施策の展開を図ってきているところであります。今後とも、その重要性を踏まえ、新みやざき創造戦略に位置づけております、みやざきブランドの確立や、大都市等への販路の拡大、担い手の育成確保などに積極的に取り組み、引き続き、その振興・発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、暮らしやすい中山間地域の形成に向けた取り組みについてであります。中山間地域の深刻な状況を考えますと、その対策は喫緊かつ重要な課題であります。したがって、県では、中山間地域対策を重点施策に位置づけるとともに、その対策は各部局広範にわたることから、知事を本部長とする中山間地域対策推進本部を設置し、統一的な政策目標のもとに総合調整を図りながら、取り組んでいるところであり

ます。今後の施策展開といたしましては、住民の意向を踏まえた集落の活性化の取り組みを推進するとともに、医療・生活交通等の住民の日常生活の維持・充実、また農林業を初めとする産業の振興、さらには都市との交流の推進等が重要であると認識しており、それらの課題を重点的に推進することによって、暮らしやすい中山間地域の形成を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、地方交付税等の見込みについてでございます。地方交付税につきましては、国の概算要求において、全国ベースの配分額で今年度より6,000億円、3.9%少ない14兆8,000億円となっており、地方税等と合わせた一般財源総額でも0.6%の減となっております。三位一体の改革から、なお引き続く地方交付税の減少、さらには社会保障費の増加によりまして、大変厳しい財政運営を余儀なくされている地方公共団体は、さらに厳しい状況に置かれるものと懸念されるところでございます。なお、地方交付税の総額等につきましては、今後、経済情勢の推移や税制改正、国の予算編成の動向等を踏まえて決定されることとなりますので、今後の国の動向を注視するとともに、九州知事会、全国知事会とも連携しながら、地方交付税の総額確保等について強く要望してまいりたいと考えております。

次に、財政改革についてであります。収支が均衡する予算、すなわち財源調整のための基金に頼らない財政運営を行うためには、毎年度発生している多額の収支不足をゼロにする必要がありますが、これを一度に解消を図るといったことになった場合に、県民生活への多大な影響が

予想されたため、財政改革プログラムでは、4年間累計で600億から700億円の収支不足の圧縮を目標とするとともに、これまで累増してきました県債残高を減少に転じさせるための取り組みを進めているところであります。本県最大の歳入財源である地方交付税や、景気の影響を受けやすい地方税収が当初の見込みより減少したことなどによりまして、計画からずれてきている面もありますが、今後とも、収支不足の圧縮と、持続的に健全性が確保される財政構造への転換を目指しながら、財政改革プログラムを着実に推進いたしますとともに、状況によっては、さらなる取り組みについて総合的に検討してまいりたいと存じます。

最後に、土木事務所の再編についてであります。土木事務所の再編につきましては、関係する地元の皆様からいろいろな御意見をいただいているところでございますが、厳しい財政状況のもと、限られた人材や財源を有効に活用するためには、組織の見直しは進めざるを得ないと考えております。再編に当たりましては、土木事務所の担うべき役割を十分踏まえまして、県土整備部と連携しながら、引き続き、しっかりとした対応ができるようにしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県農業の構造改革についてであります。本県農業は、原油・飼料価格高騰などの影響を受け、厳しい経営環境に直面するとともに、地球温暖化の影響も懸念されております。このような中で、農家経営の安定向上を図るためには、中長期的な視点に立って、国際情勢の影響を受けやすい重油や穀物飼料等への依存度の低減や、自然環境等の変化に対応した取り組みが大

変重要であると考えております。このため、輸入資源に依存した生産構造の改革を目標に、施設園芸では、木質や畜ふんのペレット等を活用した脱石油型エネルギーへの転換、畜産では、飼料米やエコフィードなど、国内資源を最大限に利用した飼料自給率の向上などに積極的に取り組んでいるところでございます。さらに、県では本年度、温暖化研究センターを設置し、産業界や大学等とも連携した調査検討を行っているところであります。今後とも、本県農業が抱える担い手の確保等を含めた幅広い課題をしっかりとりえ、農業者の所得向上を基本に、良質かつ安全・安心な農産物を安定供給できる農業構造の構築に努めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○野辺修光議員 御答弁ありがとうございます。

知事の国政に対する明確な答弁がもらえなかったんですが、何回も聞かれましたので、そういう姿勢だと思っております。私としては、衆議院選に絞ったわけでありまして、知事は出られる可能性もあるというところをされているんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 地方を活性化する、宮崎を発展させるという大命題が私の政治課題でございますので、それに向けて今は、与えられた一日一日を県知事の職責を全うするべく努力しなければいけないと、意を新たにしているところでございます。

○野辺修光議員 わかったような、わからないような答弁だと思います。知事に地方交付税のことを聞いてみたいんですが、国がやるべきことは国がやっていく、地方がやるべきことは単独事業を含めて地方がやる、その分の財源措置

はきちっと措置する、そのことによって地方の活力が生まれてくると思うのであります。国に縛られた交付税がふえても意味がない。交付税の確保はもちろんでありますが、交付税のあり方について、知事会等の力を合わせて国民に訴えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 地方交付税に関する主張・提言等につきましては、これまでも、全国知事会を初め地方六団体等と連携をとりながら、国に対して総額の確保とか機能の強化を強く要望してきたところでございます。財源調整機能と財源保障機能を一体として果たす地方交付税の必要性やあり方等につきましては、国と地方を通じた税源配分や、地方消費税の充実を含む税体系の抜本的な改革など、地方税財政制度全般に関する課題も含んでおりますことから、今後とも、県民の皆様はもとより、県議会や全国知事会等と一体となって、幅広く訴えてまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 知事に再度伺いたいのでありますが、予算編成の方針であります。本県の景気・雇用状況は、他県に増して大変厳しいと思っております。緊急を要する景気・雇用対策には、やはり何といたっても公共事業の投資が効果的と考えるのでありますが、災害が少なくても多額の決算残が見込まれるようなとき、国の補助公共事業にとらわれない本県単独事業費の上乗せを図ることも必要と考えます。これが、まさしく知事の予算に取り組む政治姿勢だと思いますが、英断できないものか、伺っておきます。

○知事（東国原英夫君） 現下の本県財政は、三位一体の改革により大幅に削減された地方交付税は減少を続けており、また、基金残高も平

成22年度当初予算の編成に支障が生じかねない状況となっておりますことから、財政改革プログラムに基づく収支不足の圧縮に着実に取り組むことが肝要かと思っております。しかしながら、県内景気の現状は十分認識しておりますので、厳しい財政状況であることを踏まえながら、選択と集中の理念のもと、重点施策の推進のほか、社会経済情勢の変化、新たな県民ニーズ等に的確に対応してまいりたいと考えております。また、国におきましては、現在、景気の後退等への対策等として、2次補正予算の検討が進められておりますので、その動向を見きわめながら、財政健全化とのバランスを図った上で、本県の景気対策として有効活用できるよう、その対応について総合的に検討してまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 知事、財政健全化も大事なことでありますが、いつも言われておりますように、県財政は健全化されても、県民生活が破綻してしまったのではどうしようもない。企業の倒産も続いているような状況でありますので、この非常時を乗り切るためには、景気対策を優先させる国の施策に連動して、緊急的に県債を発行してでも公共事業に取り組んで、景気・雇用対策を行うべきだ。これが知事に課せられた政治決断、政治姿勢だと思うのですが、そういう決断はできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 補助事業というのは、御案内のように50%は補助で来るんですけども、その残りの50%の半分、約25%が県債を認められるとするなら、その残りの25%はキャッシュ、現金をそろえなきゃいけないということでございまして、その現金がないというのが今の実情でございます。県債の発行に伴っ

て必要となる一般財源の状況や将来負担の増加を考慮しますと、現時点では、県債発行による公共事業の追加実施には、当面、慎重にならざるを得ないと考えております。なお、国におきまして、景気の後退等への対応策として約27兆円の2次補正予算の検討が進められておりますが、この中には、インフラ整備などの財源となる総額6,000億円の「地域活性化・生活対策臨時交付金（仮称）」の措置も盛り込まれているようでありまして、その内容と成立時期について、国の動向を見きわめながら、財政健全化とのバランスを図った上で、本県の景気対策として有効活用できるよう、その対応について総合的に検討してまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 総務部長にお尋ねしますが、毎年毎年、県単公共を削減して、来年も95%とした理由を教えてください。

○総務部長（山下健次君） 公共事業のシーリング率につきましては、第1期の財政改革推進計画に基づくシーリングが対前年度比30%減であったことも念頭に置きながら、閣議決定をされた基本方針2006におきまして、地方単独事業については、国の取り組みと歩調を合わせることにされたことも踏まえ、前年度当初予算の財源のうち、県債充当前の一般財源額の95%を上限としたところでございます。なお、直轄事業負担金のうちの新直轄分、さらに県単公共事業の維持管理経費につきましては、所要額を計上することといたしておりますので、公共事業全体の実質的なシーリング率は、最終的にはこれを上回るものと考えております。

○野辺修光議員 次に、県南地域の振興について、商工観光労働部長にお尋ねしてみたいと思います。県南地域の振興については、知事から総括的に答弁いただいたわけでありまして、雇

用の場も県南地域は少ない、したがって、求人倍率も低いわけであります。企業誘致も大変厳しい状況でありますけれども、それでも特段の県の努力によって、県央、県北あるいは県西地域にはそれなりの企業の誘致ができておると思うのであります。もちろん市町村とか、そういう独自の努力も必要でありますし、いろんなインフラの整備も条件があろうかと思っておりますけれども、県南地域への企業誘致に対する県の誘導も大事ではないかと思えます。そのあたりの考えについてお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 企業誘致につきましては、地域経済の振興と雇用の拡大に大きな効果が期待できますので、県といたしましては、県内各地域において立地が進むことが望ましいというふうに思っております。このため18年度には、県と地元市町で構成する県南地区企業立地促進協議会を設置しまして、企業立地に係る情報交換等を行ってきておりますけれども、本年7月と10月には、関係市町と合同で、工業用地等の現地調査を行っております。引き続き、市や町と連携しまして、地域の特性を生かした企業誘致に努めてまいりたいと思っております。

○野辺修光議員 もう一点伺いたいと思えます。県南の観光振興、日南海岸国定公園の中で青島、堀切峠、サボテン園、鶴戸神宮、海岸線を経て都井岬、いわゆる観光のシンボルであったわけであります。道路の整備は大変喜ばしいことではありますけれども、これらが国道からちょっと離れてしまったということで、日南海岸の観光振興をまた見直す必要があるんじゃないかと思っております。この点どうお考えでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 日南海岸

でありますけれども、この地域は、青島や鶴戸神宮、都井岬など、本県を代表する観光地が多数ありまして、本県の観光振興を図る上で非常に重要な地域であるというふうに認識しております。また、この地域におきましては、さまざまな団体が地元住民や行政と一体となり手づくりイベント等を実施するなど、地域ぐるみの活動が活発に行われておるとともに、マリンスポーツなど新たな観光資源を生かした観光地づくりが進められております。昨年の観光動向調査によりますと、この地域の主要な観光施設のほとんどで入り込み客が増加したところでありますが、県といたしましては、引き続き、日南海岸地域の魅力を県内外に広くPRいたしますとともに、各地で行われている観光地づくりの取り組みを積極的に支援していきたいと思っております。

○野辺修光議員 次に、農政水産部長に伺ってみたいのであります。栄養表示の問題でありますけれども、商品づくりに取り入れると、消費者に安全・安心、健康によい食品としてアピールする絶好の材料だと思うのであります。県では、この調査に対する取り組みはなされておりますが、この成果を踏まえて、どう活用していかうとされておるのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 健康維持や病気の予防などに役立つベータカロチン等の機能性成分の分析につきましては、平成17年度から本県産のピーマン、キュウリ、トマトなど11品目について取り組んでまいりました。この結果、ピーマンにおいて、国の「日本食品標準成分表」の値に比較して、年間の平均値でベータカロチンが1.5倍、ビタミンCが1.4倍多く含まれているというデータを得ております。これらの成果を食品に表示する場合には、消費者に誤

解を与えることのないよう、景品表示法などの関係法令に基づく慎重な対応が必要となります。現在、この機能性成分の情報提供の方法等につきましては、国において検討を行っているというふうに向っておりますので、この動向を踏まえつつ、農業団体や関係取引先とも協議しながら、県産青果物の有利販売への活用を検討してまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 もう一点伺いたいのでありますが、漁業の問題であります。燃油高騰、不漁あるいは魚価安ということで大変厳しい状況にあります。県南に限らず本県の漁港は、一部を残して、県の努力によってかなり高水準の整備がなされてきております。したがって、今後は、資源保護、つくり育てる漁業という面から、漁場の整備にシフトすることが大事ではないか。そうすることによって大きな成果が生まれてくると思いますが、農政水産部長のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 近年、漁港におきましては、防波堤や岸壁等の老朽化が進むとともに、浮き桟橋や防風さく等の作業環境改善対策、さらには高潮対策が必要とされております。このため、防波堤等の整備率は、平成19年度末で約96%となっておりますが、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があると考えております。また、本県の沿岸地形は単調で、天然の漁場に恵まれていないという条件のもとで、漁業を持続的かつ効率的に営んでいくためには、漁場の造成が大変重要であると考えております。このため、広域漁場整備計画に基づきまして、平成14年度から、日向灘の沿岸から沖合までの一体的な漁場整備に努めているところでございます。さらに、今年度から、海底の栄養豊富な海水を利用した新たな魚礁の検討

など、より効果的な漁場の整備にも取り組むことといたしております。今後とも、地元と十分な調整を図りながら、漁業生産力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 環境森林部長に伺います。林業振興につきましては、今はグローバルな視点から考えなくてはなりません。本県林業のうち、県北の耳川流域の林業については、中国木材の進出計画により、一定の方向が見えてきたと思います。しかし、歴史ある飼肥林業としての県南林業に対して、中国木材の進出計画はどのような影響、また効果をもたらすのか、あるいは今後、飼肥林業をどのような方向に持っていくかということを知りたいと思います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 中国木材株式会社が使用する原木は、既存の原木市場等を活用して、県南地域も含めた県内一円からの集荷が計画されておまして、安定的な木材需要が見込まれております。このため、施業の集約化や植栽未済地の解消などを行うとともに、林業担い手の確保育成や効率的な生産を行うための基盤整備など、安定した原木供給体制づくりを着実に進めていくことが必要であると考えております。県南地域は、飼肥杉造林地としての長い歴史と、豊富な杉資源を有する重要な地域でありますので、今後とも、林業の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○野辺修光議員 次に、県民政策部長に伺ってみたいと思います。高規格道路の都城志布志道路は、志布志港を拠点として、都城・北諸を結ぶ物流道路であります。日南から宮崎までの高速道の整備が進む中、県境、地域の壁を乗り越えて、南九州一帯の中核国際港湾——資料を見ていただきたいと思いますが——に位置づけられている志布志港を拠点とする県南地域の物流

対策を考えていくことが大変重要だと思いますが、部長のお考えをお聞かせください。

○県民政策部長（丸山文民君） 物流につきましては、本県産業の振興を図る上で大変重要な課題となっております。低コスト、大量輸送が可能な海上輸送へのモーダルシフトの推進が必要だと考えておるところであります。御質問のありました志布志港の活用については、物流は、地理的条件はもとより、貨物の種類、出荷先、納品時間等、求められる輸送条件がさまざまありますので、南九州全体の物流という視点から、本県の港湾を含め、それぞれの役割分担のもとで活用されていくものと考えておるところであります。

○野辺修光議員 もう一度、中山間地域の問題であります。中山間地域も地理的にいろんな状況が違うわけでありまして、画一的な施策展開は困難だと思っております。したがって、幾つかに分けて、特に条件の厳しい集落、あるいは小学校、個人商店は何かあるような、市町村の周辺部に当たるような地域、あるいはまた中学校、スーパー、診療所等もあるような、ある程度人口が集積した日常生活の拠点となる地域、あるいは市役所、病院、高校等もあるという、かなり人口も集積した広域的な生活拠点となる地域、このように分けて考えて対策を打つ必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 今御質問がございましたように、中山間地域は、各地域、各集落によって、その置かれている状況や課題はさまざまあります。このため、その対策に当たっては、個々の集落等の置かれている現状をしっかりと把握した上で、地元住民の意向を踏まえつつ、その対策をきめ細かく実施していくことが必要であると考えております。

○野辺修光議員 もう一点伺います。中山間地域対策は、県や市町村がそれぞれ対策を講じて事業も実施してまいりましたけれども、なかなかうまくいかない。むしろ悪化しているんじゃないかとさえ思われますが、新たに設置された県の中山間・地域対策室は、今年は調査が主であったと思うのでありますが、現状をどのように分析し、来年度予算にどのように反映されるのか。あるいはまた、10年後、20年後、30年後を見据えて対策を考えていく必要があると思っておりますが、部長、いかがでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 昨年度実施いたしました集落調査の結果によりますと、冠婚葬祭などの集落機能の維持に支障が出ている集落が相当数認められるとともに、医療・福祉を初め、日用品の購買、地域交通などの日常生活の支援の重要性と、働く場所や機会の確保といった産業の振興のニーズが高いことが明らかになったところであります。このため、今後の中山間地域対策に当たっては、今申し上げましたとおり、集落の活性化、日常生活の維持・充実、産業の振興、さらには都市との交流の推進を柱として、短期的、中長期的な施策を国、市町村と連携しながら、総合的に展開していきたいと考えております。

○野辺修光議員 ありがとうございます。

半島振興法とポスト過疎法については、黒木議員からも出ましたので、時間の関係で飛ばしたいと思います。

県土整備部長に伺いたいのでありますが、その前に、先ほど知事の答弁にありました機構改革ですが、現地・現場性の高い業務というのは残すべきだということになっております。現地・現場性の高い業務というのが、まさに土木事務所じゃないかと思うのでありますが、現地・

現場性の高い業務というのはどういうことでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 出先機関の担う現地・現場性の高い業務とは、県民サービスにかかわる窓口相談業務を初め、各種の普及事業や公共事業の実施、防災への対応など、地域の中で直接、業務執行を行う必要のあるものであります。

○野辺修光議員 先ほど、土木事務所の件で総務部長に答弁いただいたわけではありますが、串間土木事務所は、道路、河川等の基盤整備や災害時の緊急対応など、住民の安全・安心を確保するため必要不可欠であると考えerわけであります。土木事務所が再編されるということになりますと、県民の安全・安心という点から、いろんな支障が出てくると思うのでありますが、県土整備部長、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○県土整備部長(山田康夫君) 土木事務所は、道路、河川等の社会資本の整備や災害に強い県土づくりなど、県民生活に直結した重要な役割を担っております。また、県民の安全で安心な暮らしを確保していく上で、昨今の異常気象による豪雨等への対応が大きな課題となっております。このため、土木事務所再編に当たっては、本県の大変厳しい財政状況等を十分踏まえまして、県民への行政サービスの確保や災害時への緊急体制のあり方など、県民の皆様が安心して暮らしていける体制づくりについて、総務部と連携しながら検討しているところであります。

○野辺修光議員 どうも再編については、計画どおりやっていくしかないというようなことであつたと思います。議会に請願が出ております。後は、この請願の願意を了として、皆さん

方に採択していただくということが、一つの残された手かなと思っておりますので、外山委員長、よろしく願いしておきます。

東九州自動車道の日南一志布志間の問題であります。これは平成7年だつたと思っておりますが、基本計画には志布志一串間間は早くなつたんです。そういう経緯もあるんですが、今のような状況であります。また、昨年ですか、示された中期計画の素案で、「その必要性は認めるが、一部は既存の道路を活用する」ということは、どうしても私は承服できないのであります。これらを含めて、今後どう取り組んでいられるのか、部長に伺ってみたいと思います。

○県土整備部長(山田康夫君) 東九州自動車道の日南一串間一志布志間につきましては、昨年11月に行われた高規格幹線道路の点検の中で、議員御指摘のとおり、「4車線から完成2車線相当の構造に見直しつつ、これに加え、円滑な走行が可能な現道の一部を当面、活用するなど、構造・規格の見直しを行い、早期にネットワークの機能を確保する」とされたところであります。県としましては、全線整備とされなかつたことには不満が残りますが、高規格幹線道路のネットワークとして、整備の必要性等が示されたところであり、早期ネットワーク確保の観点からも、一定の評価をしたところであります。しかしながら、先日、国土交通省から交通需要推計の下方修正が示されました。また、道路事業の評価手法の見直しのための検討が行われているなど、本県の高速度道路整備にとっては、道路特定財源の一般財源化とあわせて、先行き不透明な状況となっております。県としましては、今後とも、基本計画区間のままである日南一串間一志布志間について、少しでも進展が図られるよう、一般財源化の議論の動向を注

視しながら、国や関係機関に強く要望してまいりたいと存じます。

○野辺修光議員 今の答弁の中で、「しかしながら」というのが、私は非常に気になるんです。国土交通省の交通需要推計の下方修正、さらには道路事業の評価手法の見直しのための検討、これはまさしく、もうつukらないということを行っているんじゃないかという気がするんです。先ほど県民政策部長にもお尋ねしたのですが、知事にも、「県南の地域振興のためには、東九州自動車道はどうしてもつくるべきだ」という答弁を、さっきいただいたわけがあります。しかし、今、日南―志布志間の道路建設については、暗礁に乗り上げていると思っております。

私は都城志布志線をよく走るのですが、末吉から松山、4キロメートルのときはほとんど車が通っておりません。途中で1台会うぐらい閑散としておりました。それが有明まで延びて8キロメートル、今は数十倍の交通量になっております。したがって、都城志布志道路が完成した暁には激増すると思うんです。これはまさしく、県が好まなくても北諸・都城と志布志港を結ぶ物流道路でありますし、物流対策ができておると私は思います。したがって、日南までは高速道路ができるように今も建設されておりますので、志布志―日南をクリアするためには――志布志港は御案内のとおり九州一の中核国際港であります。したがって、鹿児島県のものではありませんので、今はまた、宮崎港に投資したような多額の投資でもって、多目的国際ターミナル事業が進められております。平成7年から始められておりますが、来春には一部開港するということでもありますので、また取扱貨物量も数倍になると思います。やはり南九

州一帯を考えた物流といたしますか、県南、県央を含めて対策を考えていくということが、東九州自動車道の日南―志布志間が暗礁に乗り上げている問題を解決する大きな決め手になると思うんです。これをぜひ県の施策の中に取り入れていただいで、前向きに取り組んでほしいと思うのであります。その点ひとつ、そういう面から県土整備部長はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 高速道路は、全線がつながってこそ初めてその機能を十分に発揮するものであります。日南―串間―志布志間につきましても、沿線には、都井岬を初めとする本県有数の観光資源や重要港湾である油津港などがあり、これらを生かして産業の振興や地域の活性化を図っていくためにも、その基盤となる東九州自動車道全線の整備は大変重要だと考えております。また、御質問にありました志布志港は、南九州圏域の今後の物流を考えますときに、本県の重要港湾も含め、それぞれが重要な役割を果たしていくものと思われます。したがって、鹿児島県と十分連携を図りながら、東九州自動車道日南―串間―志布志間の整備について進展が図られるよう、今後とも全力で取り組んでまいりたいと存じます。

○野辺修光議員 ありがとうございます。都城志布志道路は無料ですね。日南―串間が仮に建設されると、これも新直轄になると思います。そうすると、志布志から清武は無料ということになりますので、知事、この物流対策をぜひ考えてほしい。そのことによって突破口が開けると思っていますので、よろしく願います。

国道448号については、通告しておりましたので、内容はよくわかっていらっしゃると思います。前向きに取り組んでいただきたいと思いま

す。

時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午後0時4分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) いよいよあと2人です。都城が並びますが、よろしくようお願い申し上げます。

今、都城は非常に元気であります。今、篤姫ブームですけれども、その放映前から企画されていまして島津発祥まつり、11月、ゆかりの地各地で毎日のようにイベントが開かれております。また、川南のトロントロン軽トラ市を見習って、都城でも軽トラ市、都城ぼんち市というのが始まりました。商工会議所がスポンサーになってコンサートを開いたり、本当に元気な都城になってほしいと切に願っております。

さて、私のふるさと庄内には、熊襲踊りという伝統芸能があります。この踊りは、ヤマトタケルノミコトが熊襲を征伐した後に、その祝いの席で踊ったと伝えられております。熊襲というのは、今の熊本県の球磨川上流から霧島連峰のあたり、向こうは球磨地方、こっちが曾於というふうに言われて、それを合わせて熊襲という話もありますが、強い部族だったということでもあります。この熊襲がヤマトタケルノミコトに征伐され服従してからは、「隼人」というふうに呼ばれる薩摩隼人の名前が残っております。

隼人は京の都の警備を歴代やっていたということで、平安時代に頻繁に「隼人」という名前が出てくるんだそうであります。

薩摩隼人で思い出すのは、日本道路公団の組織を変えるときに、あの都城出身の藤井総裁が、「私は薩摩隼人だ」というふうに言った、それを思い出します。近ごろまた、この話に近いようなフレーズが聞こえてきました。時の中山文科大臣が知事に対して、「直接は話をしていないけれども、私の気持ちは、同じ諸県なので以心伝心で伝わっているだろう」というふうにおっしゃっております。そのときにずっと聞いていたんですけれども、私にも同じ血が流れているはずなのに、私には全然聞こえてこないなという思いであります。知事にお尋ねをしたいんですが、衆議院選立候補の可能性があるのかどうか、改めてお尋ねをしたいと思います。今まで、「一日一日を誠心誠意、知事職を務めていく」というのはもうお聞きしましたので、結局、衆議院選に出る可能性があるのかないのか、そこだけをお願い申し上げたいと考えております。

入札・契約制度についてお願い申し上げたいと思います。

価格だけに頼らない総合評価落札方式、それを担保する公契約条例の制定が急務だと強く感じています。価格のみ重視した競争入札では、安かろう悪かろうという悪循環に陥りかねない。価格入札から政策入札への転換が必要だと思います。

地方自治法では、自治体が物品やサービス、請負などの契約をする際には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの4つの方法が定められております。一般的には指名競争入札と随意契約が多く用いられておりますが、

現在の入札制度の問題点は2つあるだろうと思います。1つは、公共工事、物品購入をめぐっての業者との癒着、口ききなどの談合、ごみ収集や施設管理、庁舎メンテナンスなどの業務委託契約の入札時に不当に安い価格で落札するダンピング、この2つだろうと思います。現在の入札制度は、可能な限り安い価格で調達することで、税金の無駄をなくすという考え方に基いたものであります。しかし、価格という単一要素だけで業者を選ぶ手法が、幾つもの弊害を生んでいるように思えてなりません。

従来の価格入札を、社会的価値の実現を図るための政策入札に転換していくために、自治体がどのような社会的価値を追求するのかを基本条例で宣言する、これが社会的価値を実現するための自治体公契約条例と言われるものであります。自治体公契約条例では、公正労働基準、環境や福祉、男女平等参画など社会的価値の実現を追求することを宣言するとともに、自治体だけでなく事業者の責務についても定め、自治体契約の入札においても、前に述べました社会的価値の実現を追求する旨を明記することが重要であります。状況によっては適切な民間委託も認められますが、各種法令や県の政策に沿った事業所に業務委託すべきであります。安かろう悪かろうではなく、真に県民の安心・安全を守るためにプラスとなる価格入札から政策入札への転換が必要であります。そうして、総合評価落札方式をより生かすための公契約条例の制定が求められております。公契約条例の制定につきましても、きょうは要望にとどめておきますが、これまでの総合評価の適用実績について、公共三部を代表して担当部長の答弁をお願いします。

後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

この変化の激しい時代にありましては、社会経済情勢や政治状況等、刻一刻と変化しております。今後どのような事態が起こるかは、だれも予測し得ないところであります。私は今後とも、自身のマニフェストの達成を含め、地方の活性化、宮崎の発展、県民生活の向上という私の政治課題、大命題に向かい、知事として一意専心し、不偏不党、堅忍不拔の精神で取り組んでまいりたいと思います。一貫して言わせていただいておりますが、今のところありません。[降壇]

○県土整備部長(山田康夫君) [登壇] お答えいたします。

総合評価落札方式についてであります。総合評価落札方式は、価格と、技術力など価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式でありまして、工事の品質確保を図り、建設業者の育成や技術力の向上にもつながることが期待されております。この方式につきましても、平成18年度から試行を開始しまして、その結果を検証しながら、評価項目の見直しや適用範囲、試行件数の拡大を図ってきたところであります。

試行開始から本年11月末までの試行件数及び当初請負金額の合計でございますが、部ごとに申し上げます。環境森林部が38件の12億4,594万4,000円、農政水産部が56件の52億3,735万6,000円、県土整備部が241件の194億7,828万9,000円となっております。公共三部を合計しますと、335件の259億6,158万9,000円となっております。以上でございます。[降壇]

○満行潤一議員 知事からはっきり、今のところないというふうにお聞きをしました。いろいろ

ろと新聞・テレビで報道されております。我々からお願いすることは、知事は我々113万人の代表ですので、発言には十分慎重になっていただきたいなど。我々の知事ですので、ぜひそのところは誤解のないように、今後ともお願い申し上げます。

地域医療の充実についてお尋ねを申し上げます。

まず、定住自立圏構想についてであります。総務省の定住自立圏構想というのに、都城、延岡、日向の3市が、具体化に向けた先行自治体に選ばれました。この構想は、中心市に機能を集約して、周辺自治体と連携し、人口流出を食い止めるというのがねらいだそうであります。都城市は、広域救急医療体制の整備と、そのための道路網の整備となっています。選ばれた自治体は、遅くとも新年度中に定住自立圏の協定の締結を目指すそうであります。選定されると国、県の支援があるのかどうかお尋ねいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 定住自立圏構想における国、県の支援でありますけれども、この構想につきましても、現在、国と先行実施団体との間で、中心市の機能強化や周辺市町村との役割分担のあり方などに関する検討が進められているところであります。その中で、具体的な支援策につきましても、年内をめどに取りまとめが行われる予定でありますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 財政的支援がぜひあるといいなと思っているんですけど……。

都城市の救急医療体制整備についてお尋ねします。このことについては、毎回、一般質問、代表質問でも取り上げております。去年の2

月、ことしも2月に質問させていただいておりますが、この救急医療体制の整備については、今月17日に知事に、地元の都城、三股の首長、両議会議長と地元の県議で要望活動を行いたいなど考えているところなんです。その内容は、救急医療センター、そして2次医療施設である都城市郡医師会病院を県西地域の救急医療拠点施設として位置づけて、整備の際には2分の1の施設整備費補助の実施をお願いしたいという趣旨なんです。前回も知事にお願いを申し上げましたが、もう一回、前向きなお答えをいただけないかなと思って、お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 都城市郡医師会病院は、県西部の中核的な医療施設として、救急医療や災害医療、小児医療等において重要な役割を担っております。このため県では、これまで高度な医療機器等の整備について補助を行うなど、支援を行ってきたところであります。こうした中、都城市におきましては、サブシティ構想に基づき、市郡医師会病院等の移転整備が検討されているところであります。県といたしましては、医師会病院の建物整備について、過去、助成した例はなく、また、県財政も大変厳しい中、財政的支援は難しいと考えておりますが、医療機器整備等についての既存の補助制度の活用について、県として努力してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 財政的に厳しいというのはよくわかるんですけども、ぜひ県西地区の拠点病院としての整備をしたいということで、定住自立圏構想の中にも位置づけをされておりますので、引き続き御検討いただきたいなと思っています。

周産期医療、出産期の医療についてお尋ねを申し上げます。

10月に、7病院で受け入れを拒否され、出産後に死亡したという事例が大きく報道されています。この事件が大々的に報道されたのは、一つは、東京都内の出来事である、さらに、24時間体制で緊急処置が必要な妊婦を受け入れる、最後のとりでである総合周産期母子医療センターに指定されていた都立墨東病院も含まれる3施設にも受け入れを拒否されていたという事実が明らかになったということだろうと思います。地方に比べて医師も多くて、医療機関も整備されているはずの首都東京で、なぜこのような悲劇が生まれたのか。医療界からは、「背景にあるのは医師不足」との声が続出しております。都会の総合周産期母子医療センターに指定された病院でも、産科の常勤医は定数割れに陥り、週末の当直は1人体制を余儀なくされていると、共同通信調査の結果が報道されております。本県の実態はどうなっているのでしょうか。総合周産期並びに地域周産期母子医療センターの産科医の配置を含めてお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本県では、宮崎大学医学部附属病院を総合周産期母子医療センターとして、また、県立宮崎病院など7医療機関を地域周産期母子医療センターとして認定しております。宮崎大学医学部附属病院には非常勤を含む22名の産婦人科医がおり、総合周産期母子医療センターの休日及び夜間の当直は2名体制となっております。また、地域周産期母子医療センターにおいても、産科及び新生児診療で24時間医師が対応できる体制がとられております。

○満行潤一議員 県北のNICUは7床しかないですね。県北を含めて県内のNICUは充足しているのかどうかお尋ねします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本県は、県央、県北、県南及び県西の4つの医療圏で構成する地域分散型の周産期医療体制を構築しており、現在、NICU等の病床は4地区合わせて98床となっております。4つの医療圏の中で、県北地区については、お話にありましたようにNICUは7床ということで、他の地区より少ない状況ですが、状態の落ちついた新生児を搬送元のかかりつけ医に帰す逆搬送システムや、防災救急ヘリコプターの活用などにより対応しているところであります。県内では、妊婦、新生児の救急搬送時には、医師自身が情報交換を行い、いずれかの周産期母子医療センターが必ず受け入れる体制が整備されており、県全体としてはNICUは充足していると判断しております。

○満行潤一議員 私は都城ですので、県北のことは県北の人に任せればいいんですが、県北には98床のうち7床しかないわけですね。バランスのいい整備をぜひお願いしたいなと思っています。

共同通信の調査で、医師が疲れ切っているというアンケート結果が出ています。周産期医療というのは大変なストレスだと思うんです。24時間、そして新生児だけでなく母体も急変する可能性が高い。産婦人科、小児科医だけでは対応できない事例もたくさん予想されるわけで、そういう急変に対応できる脳外科等のほかの科の救急医療体制との連携というのが非常に重要ではないのかなと思います。3次救急医療機関との連携というのはどのようになっているのでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 妊婦の緊急搬送に適切に対応する上では、産科と他の救急医療部門との連携が大変重要であると考えており

ます。こうした中、本県の周産期母子医療センターである8医療機関のうち、宮崎大学医学部附属病院、県立宮崎病院、県立延岡病院の3医療機関は3次救急医療機関でもあり、産科と救急医療を担う他の診療科との連携は、病院内において十分に図られているものと考えております。また、その他の5つの周産期母子医療センターでは、3次救急医療機関である宮崎大学医学部附属病院などと連携が図られているところであります。県としましては、今後とも、緊急時の妊婦に対して、産科以外の対応が必要な場合の病院内及び病院間の連携を促進してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、感染症対策についてお尋ねをいたします。感染症対策、予防が非常に重要なんですけれども、新型インフルエンザについては、幾人もの方々から質問がありましたので、今回、私は特に予防接種についてお尋ねをしたいと思います。

まず、麻疹・風疹の予防接種率の向上についてであります。就学時期に行う2期の予防接種が、19年度は84.7%という報道がありました。これは全国平均を下回るということですが、接種率向上に向けた取り組みはどのようになっているのでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 麻疹・風疹ワクチンの2期の接種率は、お話のように平成19年度84.7%であり、全国平均の87.8%を下回っているという状況であります。2期の予防接種率の向上につきましては、教育委員会と連携しながら、就学前健康診断時に接種の有無を把握するとともに、未接種者の保護者に対して、小学校入学前に接種するよう勧めておるところであります。

○満行潤一議員 ぜひ接種率向上の取り組み

を、教育委員会と共同で行っていただきたいと思っております。

同じく3期・4期、中学生・高校生が対象になる。これは臨時的な措置で、向こう5年間だと思いますけれども、やるようになりました。教育委員会の協力ももらって、県が調査をしたようです。夏休みにアンケート調査をされているようですが、これが全国の状況と比べてまた大きな開きがあります。中学生を見ると、最も高かった福井県が84%、本県61.7%でも驚きますが、宮崎市が7割、都城市が5割、県内でもまた大きな格差があるように感じられます。県内の実態はどのようになっているのでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 今年度から5年間に限って、中学1年生を対象とした3期と、高校3年生を対象とした4期の麻疹・風疹予防接種を実施することとなりました。県では、教育委員会や医師会と連携し、夏休み前に各学校を通じて接種を勧め、夏休み後に接種状況を把握したところであります。その結果、夏休み前の麻疹接種率は、3期が25.2%、4期が19.9%でありましたが、夏休み後には、3期が63.1%、4期が53.5%と向上しており、全国平均を上回っております。市町村別に見ると、3期が31.0%から100%、4期が32.7%から97.4%と、市町村によって接種率にばらつきが見られるところであります。

○満行潤一議員 全国平均より高いと言われても、低いですよ。やっぱり100%にいかにか近づけるかが大事だろうと思うんですけれども、今度、冬休みがやってきますよね。その対策が非常に大事じゃないかなと思うんですけれども、教育委員会との連携というのをおっしゃっているんですけど、どのように冬休み対策をお考え

なのか、再度お願いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 麻疹・風疹の予防接種につきましては、市町村及び医師会と連携して、対象者に受診を勧めているところがあります。特に中学1年生・高校3年生を対象とする3期・4期につきましては、教育委員会と連携し、現在、各学校を通じて、未接種者に対し冬休み中に接種するよう呼びかけているところでもあります。さらに、冬休み後には、再度接種の有無を把握した上で、未接種者に対しましては、年度内に必ず接種を済ませるよう勧めることとしております。

○満行潤一議員 次に、百日咳についてお尋ねをします。ことし、成人の感染者が物すごく増加をしておいて、ある調査を見たら、罹患者の37%が成人だということです。百日咳の流行防止、現状と課題について、県はどのようにとらえておられるのかお尋ねします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 百日咳の報告数は、全国では、昨年の2,914人から、ことしは11月末現在で6,223人と増加しております。また、本県においても、昨年の11人から、ことしは11月末現在で80人と大幅にふえております。県では、百日咳患者の増加を受けて、5月に、百日咳の感染予防対策の周知や早期の予防接種の注意喚起を行うとともに、教育委員会を通じて、学校における百日咳の感染拡大防止や予防接種歴の確認等の注意喚起を行ったところでもあります。

○満行潤一議員 今、2期が2種混合なんですよ。百日咳が入っていないんです。2期をDTからDPTへ、2種混合から3種混合へ変更することが、成人になってからの罹患を抑える重要なことじゃないのかなと思うんです。私としては、国に3種混合にするように要望してい

ただきたいなと思いますが、県はどのようにお考えでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 百日咳は、これまでは乳幼児を中心とした疾患とされてきましたが、近年、成人の感染者が増加しております。感染症発生動向調査によりますと、ことし1月から11月までに報告された全国の患者のうち、20歳以上が35.9%を占めております。県内におきましても、同じ時期で16.3%が成人の患者となっております。このような中、成人の百日咳の増加は世界的な傾向でもあり、10代に百日咳ワクチンを追加した予防接種を始めた国々もございます。しかしながら、我が国における百日咳の増加の原因は明らかになっておらず、国における解明と対策の動向を見守りたいと考えております。

○満行潤一議員 日本脳炎についてお伺いいたします。日本脳炎のワクチンは、接種事故がありまして、接種を控えるように、都道府県に国の要請が来ているようなんです。しかし、畜産県である本県では、豚もたくさんいるわけで、日本脳炎の罹患が非常に危惧されるわけです。そういった中であって、市町村は、国から勧奨をやめなさいというふうに言われていても、畜産県であるがゆえにやらざるを得ない、新しいワクチンがまだ開発されていないというジレンマがあるだろうと思うんですが、県はどのように対応されようとしていますか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 日本脳炎ワクチンの接種後に重症の脳脊髄炎の発生が認められたために、厚生労働省は平成17年に、予防接種の実施主体である市町村に対し、日本脳炎ワクチンの定期予防接種を積極的に勧めることを控えるよう勧告しております。しかしながら、日本脳炎に感染するおそれが高い場合には、特

に接種を希望する保護者に副反応等の説明を十分に行い、同意書に署名を得た上でワクチン接種を認めております。県では、このような勧告を受けて、市町村に対して、本県における日本脳炎のリスクを周知するとともに、接種希望者が予防接種を受けられる体制の確保を依頼しております。

また、県では、豚の日本脳炎抗体を測定することにより日本脳炎の流行予測調査を行っており、豚の感染状況により日本脳炎ウイルス注意報や日本脳炎注意報を発令して、注意喚起を行っているところであります。

○満行潤一議員 ヒブワクチンについてお尋ねします。インフルエンザ菌b型(Hib)ワクチンが12月から解禁になります。これは当面、任意接種ということで、100%自己負担で、医療機関に行って予防接種をしないといけないわけなんですけれども、細菌性髄膜炎を予防する、小児科の先生たちから見ると本当に待ち望んだワクチンだというふうに言われています。このワクチンは、アメリカはもちろん、アジア、アフリカを含む世界各国で導入されています。WHOの推奨により、120カ国以上で公費負担による接種が行われている。しかし、日本では任意接種ですので、国の補助がない。今回、宮崎市、3町が助成を行うというテレビ、新聞の報道がありました。県内の動きはどうなっているのかお尋ねしたいんです。いずれ国の定期予防接種になると思うんですけれども、それまでの間、自己負担100%というのは非常に重い負担だと思います。県の助成があれば、市町村間の補助のばらつきとかいうのもかなり解消されるのではないかと思いますけれども、行政として助成される考えはないのかお尋ねいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) ヘモフィルス

・インフルエンザ菌b型、通称ヒブは、小児の細菌性髄膜炎の原因の50%以上を占め、感染すると5%が死亡するという病気であります。ヒブワクチンは、小児の細菌性髄膜炎の予防を目的とした任意の予防接種であり、既に世界の100カ国以上で導入されており、国内でも本年12月から販売される予定となっております。このワクチンは、通常4回の接種が必要であり、任意接種のため約3万円の自己負担が生じますが、公費補助につきましては、お話のあった県内の4市町のほか、県外では鹿児島市が実施予定と聞いております。公費補助は、予防接種の普及を図る上で効果が期待できるものではありませんが、他のワクチンとのバランスもありますので、まずは実施主体の市町村において検討されるべきものと考えております。

○満行潤一議員 ドクターヘリについてお尋ねをします。これも何回も質問していますが、フジテレビ系列で7月から9月まで、ドクターヘリを題材にしたドラマ「コード・ブルー—ドクターヘリ緊急救命—」が放映されましたけれども、非常に視聴率が高くて、最高視聴率は21.2%という数字を記録したということでもあります。このことで大分、ドクターヘリの認知度も高まったんだろうと思うんですけれども……。

さて、都城市で11月16日に米国航空救急医療講演会というのがありまして、参加をしてきました。米国の救急医療と救急ヘリの最新情報など貴重な意見を伺うことができたんですが、米国では840機の民間ヘリが運航しており、その99%が24時間体制で運航されているということを知りました。講師は、米国航空医療学会会長のサンディ・キンケイド女史だったんですが、改めて、ヘリ搬送の必要性、重要性や経済的効果についても確信が持てたところでもあります。国

内でも、ぜひへり搬送で多くの患者の命が助かってほしいなと思っています。現在どんどんふえていますので、非常にすばらしいことなんです。既に13県、14機が導入され、今年度中に沖縄、青森、群馬の3県で運航が開始され、11県で導入を検討中です。また、静岡県に次いで北海道、千葉県が2機目の導入を目指しております。ことし6月に、いわゆる骨太の方針2008が閣議決定され、その中に、「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備を行う」という文言も挿入されました。厚生労働省は、新年度予算概算要求で24機分を要求しております。新年度予算にドクターヘリ導入調査費を計上されるおつもりはないのか、知事にお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) ドクターヘリは、本県の救急医療体制の充実を図る上で大変有効な手段であると考えております。しかしながら、その導入には、費用面はもとより、ドクターヘリの拠点となる病院の確保や医療スタッフの確保等、さまざまな課題があります。中でも、救急医療の専門医を初め多数の医師が必要となりますので、医師不足が深刻化している状況では、その確保が最も困難な課題であると考えております。県といたしましては、既定予算等を活用し、引き続き必要な調査検討を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 卵が先か鶏が先かという議論だと思うんです。やっぱり計画を立てれば、それなりに医師も確保できると、私は確信をしています。今、県内では、民間の医療機関でドクターヘリを運航したいというところもあるように聞かれますけれども、そういった民間の医療機関がドクターヘリを導入すれば、県としては財政支援を行う予定があるのかどうかお尋ねい

たします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) ドクターヘリに関します国の補助事業は、救命救急センターにドクターヘリを導入する場合に対して補助する事業であります。したがって、救命救急センターに指定されていない民間病院がドクターヘリを導入する場合には、補助要件に該当いたしませんので、財政的支援は困難であると考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、一日も早く本県でもドクターヘリが飛ぶようお願い申し上げたいと思います。

次は、消防団の現状と課題についてお尋ねをいたします。

県内各地、消防団員の減少、高齢化、そして企業勤務の消防団員の増加等、いろいろと団員確保に難しい状況に陥っているわけなんです。長野県が、団員2人以上雇用の企業に対して法人税の減免をしたり、入札の優遇をしたりというふうにやっているということを見聞きしたところですが、本県ではこういった取り組みはできないのか、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 確かに、本県におきましても、消防団員は減少傾向がございます。こういったことから、消防団活動につきまして、新聞、県庁ホームページ等を活用した広報啓発、県商工会議所連合会等各種団体を通じての、傘下企業等に対する協力要請等を行いますとともに、団員の士気高揚を図るための県消防大会を開催するなど、消防団員の確保に向けてさまざまな取り組みを行っているところでございます。特に平成19年度には、県土整備部と協議をいたしまして、平成20・21年度の建設工事の入札参加資格審査から、地域貢献として、消防団員を雇用している建設業者を評価して加

点する措置が講じられたところでございます。県税の減免につきましては、今後、他県の状況も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 加点になっているんですかね。県内の町村からも陳情・要望が上がっていると思うんです。総合評価落札方式の評価項目に実績を加味すべきじゃないかということなんですが、現状はどうなっているんでしょうか。今後どうされるか。

○県土整備部長(山田康夫君) 消防団員を雇用している建設者につきましては、先ほど総務部長が答弁しましたように、入札参加資格審査において一定の評価をしております。ただ、総合評価落札方式におきましては、現在のところ評価項目とはしておりません。しかしながら、先ほど来お話がありますように、消防団は地域の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない組織でありますし、災害対応においても大変重要な役割を果たしていると認識をしております。また、御指摘のとおり、県内9つの町議会から、消防団員の雇用を総合評価の評価対象としてもらいたいとの要望もいただいておりますので、現在、その検討を行っているところでございます。

○満行潤一議員 本当に市町村は大変な状況でありますので、ぜひ消防団員確保に向けて各機関で協力し合って、お願い申し上げたいと思います。

県立学校再編計画についてお尋ねします。

十屋議員がおっしゃっていただいたので、ダブる部分もありますけれども、県立高校再編の今後の計画はどのようになっているのか、まずお尋ねします。

○教育長(渡辺義人君) 県教育委員会におき

ましては、平成15年度から24年度までの10年間の再編整備計画に基づきまして、普通科高校の再編整備、総合制専門高校や併設型中高一貫教育校の設置等に取り組んでいるところであります。今後の高校教育のあり方につきましては、中学生の進路希望に関する実態把握に努めますとともに、少子化に伴う児童生徒数の減少や産業構造の変化など、さまざまな角度からの調査研究を進めまして、県民の皆様の幅広い御意見も参考にしながら、全県的、総合的な視野に立って、適切でよりよい教育環境を提供できるよう検討してまいりたいと考えております。以上です。

○満行潤一議員 今年度までの計画ということですね。延岡、日南、そして小林という再編があったわけですけど、特に小林商業高校の跡地利用をどうするかというのが、地元では話が出ているようなんですが、小林商業高校の跡地利用というのは具体的に計画があるんでしょうか。

○教育長(渡辺義人君) 今後閉校を迎える県立学校の跡地につきましては、基本的には県の教育財産としての活用は考えていないところであります。したがって、平成22年3月に閉校を迎える小林商業高校の跡地につきましては、現在の厳しい財政状況や再編に伴う費用を勘案しながら、庁内各部局及び地元小林市の意向も十分に踏まえまして、その取り扱いについて検討していきたいと考えております。以上です。

○満行潤一議員 ぜひ跡地を有効に使ってほしいと。延岡と西諸とはまた別なんでしょうけれども、西諸の特別支援学校の高等部の設置計画はどうなっているのかなど。できればこの商業高校跡地に、広いですから全部とは言いません

けど、半分、4分の1とかいう形で設置計画にならないのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 高等部の設置につきましては、西諸県地区も含めまして、高等部未設置の特別支援学校の保護者や関係団体より、これまでたび重なる、そして切実な要望がなされてきているところであります。県教育委員会におきましては、平成21年度から25年度までの5年間の特別支援学校の整備のあり方を示す「宮崎県特別支援学校総合整備計画」を本年度内に策定することにしておりますので、高等部設置につきましても、この整備計画を踏まえ、本県の財政状況や緊急性等、設置に係る諸条件を勘案しながら、段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 特別支援学校高等部の設置については、知事も前向きに発言をいただいておりますので、実現できるんだろうと思うんですけども、商業高校跡地利用等を含めて、ぜひ今後とも計画を進めていただければありがたいなと思っています。

入札・契約制度についてお尋ねをいたします。警察本部の1円入札報道がありました。IC型免許証システム導入に関して、全国19の警察本部が1円入札との報道がありました。これが本当だとすると、ゆゆしき問題だと思っています。たんですが、どうも実際、「宮崎は違うんだ」という話も聞くんですけども、正確なところをお尋ねいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

朝日新聞の10月の記事でよろしゅうございますか。本記事の見出し等を見ますと、当県警察で問題のある入札・契約が行われて、県民に迷

惑をかけているかのようなニュアンスの漂うものとなっております、悔しい思いをしております。

御説明いたします。IC免許証作成機につきましては、大きく分けますと、機器本体とカード等の消耗品に分けられます。国内数社で開発を試みてきたものと承知をしております、各社における技術的工法が違いますことから——ここがポイントなんです——機器本体が、ある業者に決まってしまうと、カード等の消耗品も同じ業者に頼まざるを得ないという状況が、まず背景としてございます。したがって、機器本体と消耗品を別々に契約しようといえますと、本体を幾ら一般競争入札といたしましても、消耗品の段階で本体落札業者との随意契約にならざるを得ないという図式がございます。また、予算的にも、5年間の長期にわたる消耗品ということもありまして、予算額で本体と消耗品で、ざっくりとした割合で1対3.3ぐらい。つまり、後者のほうが、かなり金額的に高いわけでありまして、そうしますと、業者側の心理として当然のことではあるんですけども、競争入札の本体部分はできるだけ安く取って、そして額の大きい随契の部分の交渉で、より高くもうけようとする。これは当然、業者心理として理解できるといいますか、予想されるわけでありまして。

そこで、我々としては、こういう手順を踏みますと、消耗品の部分について、より高い価格となってしまわないか、まさしく県民に迷惑をかけることになってしまわないか、ここをまさに危惧をしたわけでございます。そこで、私どもは、本体と消耗品を全部一括セットで、一体として一般競争入札に付しました。そのことによって、消耗品が不当に高くなることを防止す

る措置をとったと、こういう経緯でございます。

結果として、機器本体部分を月額1円計算として応札をする者が複数あったんですけれども、いずれにしても全体として——落札業者のいわゆる落札率でございますが——78.7%ということに相なりました。私どもとしては、こういう手順を踏みましたので、競争性は十分に反映されたものと考えておりますし、また、関係企業の努力も見られたというふうに考えております。

したがって、本記事の見出しの一つとして、「消耗品に費用転嫁 結局ツケは国民」といったような見出しが出ているんですが、少なくとも当県警察につきましては、こうした指摘は全く当たらないというふうに考えております。

○満行潤一議員 安心しました。おっしゃるように、1円入札だと、結局は消耗品で、随契で持っていかれるんじゃないのかなと思っていました。よくわかりました。

次に、19年度監査委員報告についてお伺いをしたいと思います。報告によれば、監査委員は、環境森林部の災害関連緊急治山事業測量設計委託における治山林道協会との一者随契について、また農政水産部に対しては、設計委託において県土地改良事業団体連合会との一者随契について、それぞれ「随意契約の理由としては不十分」と指摘をされています。その内容について代表監査委員にお伺いします。

○代表監査委員(城倉恒雄君) 私どもは、委託業務も含めまして契約については入札が基本であり、随意契約、特に一者随契は例外という考え方に立って監査を実施しております。今般の監査で指導した環境森林部や農政水産部の案

件は、いずれも一者随契で発注しているケースでありまして、競争性や透明性の確保及び民間事業者の受注機会の拡大という視点から、入札による契約の検討を促したものであります。

○満行潤一議員 今回指摘をされているわけなので、現場としては、「今までよかったのに」という戸惑いもあったんじゃないかなと思います。

次にお伺いしたいのは、物品の購入で随意契約にできる基準額は160万円未満ということなんですよね。160万円未満は随意契約でオーケーとなると、ほとんどの物品は購入できるんじゃないのかなと。この金額が果たして適当なのか、担当部長の認識をお伺いします。

○総務部長(山下健次君) 物品の買い入れにつきまして、随意契約によることができるというのは、地方自治法施行令の規定によりまして、「160万円の範囲内で都道府県の規則で定める額を超えない場合」と定められております。本県でもこれに基づきまして、財務規則において、160万円をその限度額として定めておるところでございます。この地方自治法施行令の規定というのは、一定の種類の小額な契約について、事務量を軽減し能率的な行政運営を図るといった趣旨で設けられたということでございますが、この限度額につきましては、九州各県いずれも同額の160万円と定めておりまして、妥当ではないかと考えております。

○満行潤一議員 そういうことなんですね。でも、160万円といえば自動車でも買えるんじゃないのかなという気がして、どうなのかなと思います。

県庁では、相当な契約が随意契約されている実績がありますが、現状をどのように認識されているのでしょうか。代表監査委員、いかがで

しょうか。

○代表監査委員(城倉恒雄君) 随意契約の全体は把握しておりませんが、先ほど申し上げましたように、今後とも、十分その辺についてはチェックしていきたいというふうに思っています。

○満行潤一議員 納品期限と出納閉鎖時期についてなんですが、物品の納入期限は3月31日、これは出納閉鎖時期とは明らかに違うわけなんですけれども、印刷物とかの納入期限というのは本当に守られているかどうか、確認したいと思います。

○総務部長(山下健次君) 物品の調達につきましては、契約に基づき、当該年度の履行期限内に、それぞれの要求所属におきまして、検査納品されていることを確認しておるところでございます。

○満行潤一議員 年度末、年度初めにいろんな業者の方々が出入りされているんですけども、どうしても3月31日に印刷物等が納品されていないように感じるんですね。これはしっかり、決まりは決まりなのでちゃんとやってほしいと思うんですが、このあたり、代表監査委員は指摘はないですか。

○代表監査委員(城倉恒雄君) 私ども、そういう目で印刷物のチェックをしたことは、私の記憶している限り、経験している中ではございませんけれども、恐らくそれは適正に納品されているというふうに思っております。

○満行潤一議員 代表監査委員も総務部長だったので、おわかりだろうと思うんですけども、私はそうじゃないケースが多々あるんじゃないのかなと思っております。ぜひチェックをお願いしたいと思います。

あと、県入札・契約監視委員会の設置につい

て。これまでに委員会を3回開催されたというふうにお伺いしていますが、設置の目的と成果についてお尋ねいたします。

○総務部長(山下健次君) 入札・契約監視委員会は、県が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託に関しまして、民間有識者の意見を聴取いたしまして、入札・契約制度及びその運用の適正化を図るために設置したものでございます。具体的には、入札・契約制度の見直し内容やその進捗状況、発注工事に係る入札・契約手続等について、調査・審議を行っていただいております。これまでに委員会からは、最低制限価格の引き上げ、資材価格の高騰への対応、指名競争入札の競争性などに関する御意見、こういったものをいただきまして、これらの意見を、関係部局における制度見直しの検討、あるいは入札・契約の適正な執行に反映させたところがございます。

○満行潤一議員 ぜひ、しっかりとした入札・契約制度を確立していただきたいなと思っております。

まだ時間は残っていますが、予定しました質問をすべて終わりましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 一般質問最終日、最後になりました。自民党の中村幸一であります。

地元の皆さんから、「ことしはまだ1回も質問していないじゃないか」というようなお話がありまして、私も、もう11月議会でしゃべりたくてしゃべりたくて仕方がありませんので、中身もないくせに一般質問をする次第でございます。

宮崎県の平成の大合併も、44市町村が30市町村になりました。最近では、12月1日に小林市と野尻町が法定合併協議会を設置いたしました。その前は小林市、高原町、野尻町が合併を模索して、43項目のうち42項目が同意され、高原町の病院問題が解決すれば、小林市、高原町、野尻町が合併できるところまで来ていました。そのほかにもいろいろあったそうです。ところが、この1項目だけ整わないため、1市2町の合併が流れたのであります。

そこで私は、総務政策常任委員会で総務部長に、「なぜ最終段階の折に知事が乗り込んで行って高原町と話をしなかったのか」、こういう話をしました。ほかの県では、知事が書簡を送ったり、報道陣を引き連れたりして行っているんです。報道陣を引き連れろというのは、公平を期するために、圧力をかけないためだということで行っているんですが、行っていない。そこで総務部長に質問しましたら、「いや、実は私が行きました。協議が調いませんでした。私ではまずかったんでしょうか」「いやいや、あなたの役職がまずかったんじゃないかと、やっぱり知事がちゃんと行って話すべきではなかったのか」ということを話したところでありました。知事が行かなかったことによって、いろいろな人たち、「やっぱり知事は内政には興味がないんだな」ということを言う人もおります。そういったことで、やはり熱心であるならば、行くべきだったと思います。長崎県の金子知事なんかは、2回失敗しても行っているわけです。公平性を期すために、報道陣を引き連れてお話をされている。うちの知事はしていない。

私は、やっぱり原因は、総務部長を初め県の幹部の部長にもあるんだろうと思います。うまくいかなかったら知事に恥をかかせるんじゃない

かろうとか、そういったことを考えているんじゃないかなと思います。一事が万事、知事に遠慮して、当たらずさわらずのスタンスで知事と接しているのではないかと。部長たちは、かんかんがくがく知事に意見具申しているのか。そしてまた、焼酎も飲んだりしながら県政のことを話しているのか。そういうことを私は非常に心配しております。知事部局の部長にお伺いしますが、あなた方は知事とどのようなスタンスで議論をしているのか、全部答えていただきたい。そして、虚偽の答弁をしないでほしい。ここに来たらちゃんと宣誓し、そして率直に知事とのかかわり合いを話していただきたいと思います。

そして、あと、知事の政治姿勢について、アメリカの民主党オバマ政権が我が国に及ぼす影響について、ホームドクター（かかりつけ医師）について、そして4番目に、モンスターペアレントについて、順次自席から質問いたします。自席から質問するのは——たくさん傍聴にいらっしゃいますが——傍聴が少ないからここでやらずに後ろでやろうと思いましたが、自席からやらせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

小林市、高原町並びに野尻町におかれましては、本年4月、合併協議会を設置され、熱心に協議を進めてこられたところでありました。県においては、その時々状況に応じて助言に努めてきたところではありますが、今回協議が休止されるに至ったことにつきましては、大変残念なことであると考えております。もとより市町村合併は、地域の将来に大きな影響を及ぼす大変重要な事柄であり、市町村と住民一人一人が、地域の現状や今後のまちづくりについて、自主

的・主体的に十分議論した上で決定されるべきものと考えております。県といたしましては、地方行政の将来像を見据えながら、それぞれの地域での合併に向けた取り組みが円滑に進められますよう、今後とも支援に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○**県民政策部長（丸山文民君）**〔登壇〕 知事との意見交換についてであります。県民政策部におきましては、県政の重要課題の総合調整や総合交通対策、中山間地域対策、さらには文化施策や人権施策など幅広く所管をしておるところであります。また、秘書広報業務など日常的に知事を補佐する役割も担っておりますので、職員が知事と意見交換する機会が多いと思っておりますし、私自身も、庁議の場や全国知事会、あるいは所管業務はもとより、県政全般にわたる重要施策の方針決定の際など、知事と直接、意見交換をさせていただいております。今後とも、県政全体を円滑に推進していくため、知事と職員との間の意見交換を密に行い、十分に意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

それから、時間外、仕事外でも機会あるごとに、知事、副知事を含めまして各部長、意見交換を行っております。以上であります。〔降壇〕

○**総務部長（山下健次君）**〔登壇〕 お答えいたします。

知事との意見交換についてであります。いろいろな見方、感じ方はあろうと思いますが、私自身、部長として知事にお仕えするのは初めてでございますので、私の感じ方として申し上げます。私個人としては、所管の業務について、異例、あるいは基本方針の変更、危機事態への対処、こういったもの以外、つまり基本的な内

政は所管部長の判断にお任せいただいているものと考えております。そういう意味での部長の責任は重いというふうに自覚をしております。当然、異例、基本方針の変更、時にはトップダウンの案件、あるいは全庁的な対応を要する事項などの協議の際は、率直かつ実りのある意見交換をしたいと思っておりますし、現実には相当程度それはできているというふうに考えております。知事といえども、当然、物理的な対応には限界があるということを考えますと、今、知事のお持ちの力を宮崎県民のために最も効果的かつ有効に活用するという観点からは、私としては、今のあり方にそうそう不具合はないというふうに感じております。以上でございます。

〔降壇〕

○**福祉保健部長（宮本 尊君）**〔登壇〕 お答えします。

福祉保健部は、県民の生活に直結する重要な施策を数多く抱え、現在は特に、子育て対策や医療対策という県の重点施策を遂行する役割を担っておりますことから、関連施策の方向性の検討・確認、あるいは各種の事業の実施の過程において、適時知事に報告し、随時意見交換をさせていただいております。知事も、当部の抱える諸問題の解決に強い関心を持っておられ、率直な意見交換ができていると考えております。以上です。〔降壇〕

○**環境森林部長（高柳憲一君）**〔登壇〕 私は、環境森林部長を19年の4月から務めさせていただいております。私どもの部では、今大きな問題になっております地球温暖化対策など、県民生活にかかわりの深い環境分野、あるいは森林・林業・木材産業、林業の振興という大変重要な分野を担当させていただいています。これらの業務を進める中で、知事とは、特にこれ

まで、中国木材進出にかかわる案件ですとか、今大きな懸案になっておりますエコクリーンプラザ問題などといった重要案件の協議や報告、また、県産材の需要拡大のためのトップセールスについてのいろんな打ち合わせ等、さまざまな機会を通じまして必要な意見交換をさせていただいているところであります。特に植栽未済地につきましては、昨年度の4月、新年度早々に、知事に直接、西米良のほうを視察、調査していただきまして、今後の対策について、部内の職員あるいは関係団体との十分な意見交換がなされまして、今年度の重点施策として実現できたのではないかとこのように考えております。

今後とも、部内各職場で自由闊達な議論が行われ、知事だけではなく副知事とも十分な協議、意見交換が行われるように努めてまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

知事との意見交換についてでありますけれども、商工観光労働部におきましては、企業誘致、雇用対策、観光振興、移住促進といたしました、知事マニフェストに直接関係する業務のほか、宮崎を全国でアピールするという役割を担っておりまして、私も含めて職員ともども、一緒に仕事をする機会が非常に多うございます。知事とはこれまで、企業立地の推進体制の整備など業務を進める上で、さまざまな場面で直接、意見を交換しております。加えまして、知事の高い知名度というのは、企業を訪問する際にも極めて有効でありますので、大いにそれを活用させていただいております。今後とも、これまで以上に知事との意思疎通を密にしながら、業務の円滑な推進、発展に

努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

農業・水産業は、昨年の高病原性鳥インフルエンザや、今年度に入りましてからの重油・配合飼料価格の急激な高騰、こういった国際情勢や自然条件の変化などの影響を受けやすく、これに行政処分を含めて迅速・的確に対応する必要があることから、常に知事と問題を協議の上、さまざまな施策を実施してきております。御案内のとおり、知事の情報発信力によりますマンゴー・宮崎牛の高値といったことは実現しておるわけでございます。こういった農水産物のPRを知事のトップセールスを中心に展開していることは、まことに我々にとってはありがたいことでありまして、その際にも現地で、効果的なPRの手法等についてさまざまな意見交換を、担当課、担当職員まで含めて、知事と協議をさせていただいているところであります。

さらに、本県の得意分野である農業を生かしました、いわゆる農商工連携による産業の活性化や雇用の創出等についても、その重要性について、知事と共通認識のもと、今後の取り組みを検討しているところでございます。今後とも、知事を初め関係者と十分に意見交換を行いまして、農業・水産業の活性化及び所得の向上に資する効果的な施策の取り組みを、着実に推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

県土整備部におきましては、道路特定財源の一般財源化や入札・契約制度改革の推進など重要な課題につきまして、日ごろから知事と率直

に協議を重ねさせていただいているところであり、入札・契約制度につきましては、休み返上で勉強会をさせてもらったこともございます。特に県政の最重要課題であります、高速道路を初めとする、本県にとって真に必要な道路整備財源確保のために、知事には、多数の大会への出席や国等の関係機関に対する要望など、まさに先頭に立って東奔西走していただいております。私といたしましては、知事とのいろいろな協議、あるいはともに行動する場を通して、私を初め当部の課長等職員と知事との間で、県土整備に向けた思いが共有できているものと考えておるところでございます。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議員 それぞれの部長の皆さん、本当に100点満点、すばらしい答弁でありました。何も隠し事はなかったんだろうと思います。

ただ、先ほど知事が、合併問題に絡みまして市町村の自主性に任せるという話をされました。市町村の自主性に任せていて、44市町村が30になったとはとても思えません。知事が知事になられる前から、いろんな職員が市町村に出かけて、あるいは少しはおどしながら、30市町村になったんです。これを自主性に任せておいたら、とても30市町村なんかになりません。そして、合併支援室もあるわけです。合併したら1億円ずつやっているわけですから、これは自主性に任せるなんて、そんな甘っちょろいことを言いよったら、合併なんかできるはずはないと私は思っています。もう合併するところも少ないでしょうけれども、今度から、大詰めするときには報道陣も連れて、公平に話せるように、やはり知事が出向いていかなくちゃいけないと私は思うのであります。

東国原知事がスタートして2年になります

が、いろんな議員がおっしゃいました。宮崎県を一躍有名にしたのは東国原知事であることは、だれもが認めるところであります。私、よく言われます。「まこち知事は頑張っちょりやるがね。県議会は何しよっとやろかい」、私はこの言葉が一番かちんと来るんですよね。「あのですね、宮崎県議会が優秀だから、懐深く知事を許して温かく見守っているから、やはり、東京に行ったり、いろんなところに出かけていったり活躍できるんですよ。何を考えちよっとか」。こういう有権者に、はっきり私は物を申しております。やっぱり私どもも知事を支えるために努力しているんだということを、私は県民の皆さんにお話をしているわけでありませぬ。

せんだって議長の提案で議会側が、議会中に知事が出張するときには、今まで届け出制をとっていたのを、地方自治法第121条にのっとり、届けなくても出張できるようにしましょうという提案をして、そうなったわけです。しかし、議会の審議に必要な説明のために議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないとなっております。なぜかという、議会が知事に同意を与えた場合、出張中に大きな災害、事故等が起こったときに、議会の責任も問われる。そうであれば、自由に知事にやっていただいたほうがいいと。これは自己責任でやっていただきたいということで、議長からの提案だったと思うんですが、このことに関して、知事はどのように認識をしておられるかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 県議会の御理解をいただきまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

議会中の出張につきましては、他府県と大体

歩調を合わせる形になったのではないかと。今まで、本県だけは他府県とちょっと違ったシステムだったので、これで他府県と遜色のないシステムになったのではないかと理解しております。

○中村幸一議員 私が聞いたのは、自由になったからどうでもいいんだよというのではなくて、知事の自己責任においてやらなくちゃならないということについて認識をされておりますかということです。

○知事(東国原英夫君) それに関しては十分認識しております。

○中村幸一議員 知事は、東京を初めいろんなところでいろいろやっていただいています。そういうことを外交と言うなら、非常にすばらしい。先ほどもお話がありましたが、行政支出総点検会議の委員を務めている、天皇陛下に地方の実態を御進講申し上げるなど、評価されています。しかし、先ほども申しましたように、私が危惧しているのは、内政がどうなんだろうということなんです。職員がはつらつとして県政に取り組んで、知事に意見具申してかんかんがくがく意見交換をやっているのかどうか、これに私は非常に疑問を持っているわけでありませう。

私が初当選したのは平成3年でした。そのころ、総務部長や県民政策部長がまだ係長かそこらでした。そのころから知っていますから、県庁の皆さんからいろいろと情報が入るし、話もします。焼酎も酌み交わして話をするわけですが、そうした折に、やっぱり、知事が課長とか担当者と本当に意見を交わしているのかというのがなかなか見えてこない、私はそのように思うわけでありませう。ある本に載っていましたが、橋下知事が、夜中でも部長や次

長や課長や責任者に電話するんだそうです。

「これはどうなっているか」「どういうふうにするのか」。週刊誌ですから、おもしろおかしく、「非常に迷惑だ」とか書いていましたけれども。県庁の職員の皆さんは、知事が夜中に電話して「どうなっているんだ」と言ったって、だれも怒る人はいません。「わあ、知事からそんなに期待されて電話が来た」ということで、むしろうれしく思うんですよ。知事はそういう人の生かし方を感じていないんじゃないか。これはやる気を起こさせる。やっぱり、そのように知事にやっていただく必要があるんじゃないかと思ひます。積極的に若い連中にも声をかけていただきたい。私の耳に入ってくるころでは、知事が余り声をかけないという話が出てくる。そのことについてどうお思ひですか。

○知事(東国原英夫君) 組織やチームのまとめ方、あるいは組織やチームの運営の仕方、機能の引き出し方というのは、恐らく議員と私とは考え方がちょっと違うんじゃないかなと思ひております。夜中に電話をする、メールをするということについては、大変申しわけないんですけども、秘書課の方たちに、よく電話やメール等で指示とか意見を聞いているところでござひます。

考え方が違うのでござひますが、今後とも、大先輩であり、尊敬する議員の御指摘も踏まえながら、職員とできるだけ対話を重ねて、職員が生き生きと、やる気を持って働ける職場の状況、そうした組織運営を図ってまいりたいと考へております。

○中村幸一議員 東国原知事の2代前は松形知事でありました。我々がまだ若かったせいもありますけれども、私がここで一般質問をしますと、松形知事さんから、夜、電話が来るんで

す。「中村議員、きょうの質問はよかったですね」とか、「あそこはあんまりよくなかったですね」とか、「これは本当に県政として取り上げなくちゃいけないですね」とか、いろいろ来ていました。最初は、松形知事から電話が来たというので、うちの家内なんか——きょう来ているかどうかわかりませんが——飛び上がっていました。私は「こうちゃん」というんですが、「こうちゃん、松形知事から電話よ」。私も飛んで行きましたけど、これが2回、3回になりますとね……。1回こんなことがありました。「また松形知事さんから電話よ」と言うから、遠いところから——受話器をふさいでなかったんですね——「あの人は電話魔やから、別に慌てんでよかつちやが」と。そうしたら知事が、「私、電話魔やっか」とおっしゃいました。それぐらい頻繁に意見交換もしておりました。

だから、東国原知事に議員の皆さんに電話しろというんじゃなくて、それぐらい、闊達な意見交換ができたということですね。私も3期目のときでしたが、秘書課に電話したんでしょうけど、松形知事に、どうしても県政上これは言っておきたいということがあって電話した。あの方はえびのの出身でしたから、都城出身の私が行くと、諸県弁でしゃべりやるわけですね。かんかんがくがく30分やったことがありますが、また帰ってから、「考えさせてください」という電話がありましたけれども、そのように対応していただきました。ですから、繰り返しになりますが、やっぱり知事は、県議会ともそうですが、職員との対話も、なお一層、深めていただきたいということを要望し、そして、そのようなことに甚だ対応が欠けるのではないかという気がしますが、要望にしようと

思ったけど、所見を伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 済みません、最後の言葉が聞き取れなかったんですけども、何に欠けるとおっしゃいましたか。

○中村幸一議員 職員と県議会に対する対応が欠けているんじゃないかということですね。

○知事(東国原英夫君) 「闊達である」というお言葉、表現をお使いでありましたが、闊達であることとなれ合いというのは、非常にバランスが難しいところであります。私なりの距離のとり方というのを、自分なりには気をつけているところでございます。私は今まで、行政経験、政治経験がないものですから、自分なりのスタイル、自分なりの特色ある行政運営の仕方、政治課題に対する取り組み方というのを意識してやっております。それは人心掌握の手法についてもそうであります。

議員の御指導、御鞭撻を重く受けとめ、拝聴させていただきまして、問題意識の共有というのは非常に重要だと思いますので、今後また、職員の方々、そして県議会の方々、県民の方々とも問題意識の共有を図りながら、コミュニケーションを密に図っていきたいと思っております。

○中村幸一議員 よろしく願います。

それから、各部長に、県政運営の手法についてお尋ねいたします。最近、執行部の県政運営を見ていますと、非常に議会をないがしろにしている部分が多過ぎると私は思うんです。早い話が、政策を進めるに当たって、何か言えばすぐ、学識経験者からさまざまな提言を受ける、こういうことでもあります。県民受けをねらっているとしか思えない。それも、議会が知らない間にそれをやっていることがあるんですね。例えば去年の仕分け委員会、我々が知らない間に

仕分け委員会をつくられてやっぺらっしやる。それは当然、執行部が出したことを議論したわけであって、素人が何が細部までわかるわけがない。それをやらせておいて、「こういう仕分け委員会の結果でした」。せんだってはまだ、評価委員会、これもまたかだか5～6時間ぐらい協議して、そして評価したなんていう、そういうこともあるんですよ。私は、そういう専門家が意見を述べることに異議はありませんが、やっぱり議会と執行部がコラボレーションしてやっぺらっしやるという認識に立てば、各委員会に、「こういう事業を模索しているんですよ」と相談してもいいんじゃないかと思うんです。国会議員もこの前、こういうことを書いておりました。「県議会議員というのは、ある部分では地元に着しているいろんなことを知っている」。あるいは、学識経験者よりか知っている場合があるんですね。それを、何もお金をかけて学識経験者といろんな委員会をつくる必要はない、私はこのように思いますが、総務部長お願いします。

○総務部長(山下健次君) 確かに、外部委員会、これはもちろん法定の附属機関等は除くわけですが、私的諮問機関としての各種の委員会等が相当数ございます。これは、基本的に執行部内での施策の検討あるいは実施、評価を行うに当たりまして、県民の皆様の幅広い意見をお聞きすると。これは、あくまでも執行部内での施策の検討の段階ということでございます。あるいは専門的な知識を取り入れるといったときに必要な場合が当然ございます。こういった場合に、外部の有識者などから成る委員会を設置いたしまして、いろいろ御意見をいただいているところでございます。真に県民の立場に立ちました県政を推進していくためには、

御指摘のように、県民の代表である議会と執行部が、まさに車の両輪となって、山積する県政の諸課題に取り組んでいく、これが重要であると考えております。今後とも、議会の御意見を適時適切にお伺いしながら、さらに努めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 何でもかんでもというんじゃないんです。例えばエコクリーンプラザみやぎあたりの外部委員会、これはやはり土木工学的にどうして建築すればいいかということは、なかなか議員では難しい。そういうときには、やっぱりちゃんとせにやいかんと思います。それとこれとは分けて、議会のできるもの、学識経験者に金を出してまで頼んでしなくていいものとはちゃんと仕分けしてやっていただきたい。これが仕分け委員。

アメリカ大統領選挙の結果でございます。

アメリカ大統領選挙は、民主党のオバマ氏が共和党のマケイン氏を破り、初の黒人代表として当選しました。さてそこで、「今までブッシュ大統領の共和党政権でありましたが、民主党政権に変わり、日本はどのような影響を与えられると思っぺらっしやるか、知事の見解をお伺いしたい」と言ったら、「わからない」とおっしやるでしょうから、私がちょっと私見を述べてみたいと思います。

アメリカと日本の歴史を振り返ると、日本に対して好ましい関係というのは、やっぱり共和党政権だったんですね。民主党政権というのは、今まで日本に対して非常に冷淡で、日本を軽んじた政策を展開している傾向があります。ちょっと歴史をさかのぼりますと、共和党では、日米英三国同盟を非常に望んだマッキンリー大統領、そして日露戦争が終わって日露戦争講和を日本側に立って仲介したセオドア・ルー

ズベルト大統領、日本軍の再建と憲法第9条改正を求め、安全保障条約を結んだアイゼンハワー大統領、日米関係を強化したレーガン大統領、そして日本と対等の関係を求めた現ブッシュ大統領が共和党政権。それにひきかえ民主党は、日本に策を弄して日本を対米戦争に陥れたフランクリン・ルーズベルト大統領、広島、長崎に原爆投下を命じたトルーマン大統領、頭越しに中国に接近してジャパンバッシングをやり、中国で、「日本を恫喝すれば日本は言うことを聞きますよ」、このように中国で日本を恫喝する外交を進めた——このことはまだ記憶に新しいですが——クリントン大統領。その夫人であるヒラリー・クリントン大統領候補は、大統領の外交政策の演説においても、日本のことはほとんど触れていませんでした。この方がもし大統領になれば、夫のクリントン大統領から外交政策を聞いて、日本の外交はないがしろになるだろうと非常に心配いたしておりました。オバマ氏が通って安心したわけですが、何と安心したのもつかの間、12月2日の報道では、国務長官の要職につくことになりました。また日本外交は大変なことになるなど、私は思っております。

オバマ氏は黒人の大統領であり、我々日本人に対してどのような考えを持っているのか定かではありませんが、このように歴代民主党の大統領は、日本に非常に厳しく残虐な行為を行ってきました。特にトルーマン大統領は、ソ連に対して優位に立つ目的も含めて、ウラン型原爆を広島に、プルトニウム型原爆を長崎に投下して、日本人で人体実験をしたのであります。東京大空襲、5月の25日であります、一晩で10万人もの非戦闘員を爆撃して殺りくした。これは今、日本人が本当にだれも声を出して言わな

い。過ぎたことは水に流す、こんな日本人ではないと思います。これは明らかに国際法違反であります。本当に情けない日本人と言わざるを得ません。今、隣で「田母神さん」と言う人がありましたが……。しかし、また、中国とも頭越しに国交正常化を図るかもわかりませんよ。

また私は、中国も本当に信用ならない国である、このように思っております。自国が不安定になると、南京大虐殺等日本の戦時中の行動を批判するキャンペーンを起こして、誇大宣伝して日本に敵意を向けさせる。このことについてちょっと触れますが、当時、南京の人口が25万人であったと言われていています。それなのに30万人もの人を虐殺した。まことにプロパガンダであります。日本のマスコミの一部にもこれを後押しする風潮があります。南京の人口が25万であれば、まだ全部殺りくしても足らなかったんです、30万人であれば。調べてみると、1カ月後には南京の人口は25万に戻っていた。このようなことがあります。本当に笑止千万、さすがほら吹き、誇張好きの白髪三千丈、ほら吹きのでっち上げの国である、私はこのように思うわけであります。

そして韓国の竹島の問題、北朝鮮拉致問題、核問題、日本を取り巻く環境を、国民が真摯に見詰め直さなければならぬ時期が今、来ているのではないかと、私は思うわけであります。憲法も改正して、ちゃんとしなければならぬ。北朝鮮が核を持っただけで、アメリカと対等の外交交渉を行っている。アメリカの核の傘で、日本は守られはしない。アメリカは日本を守らない。本当に今、このような財政状況やそういうことを考えると、今、アメリカとの関係を本当に真摯な態度で見詰め直し、新しい日本

をつくっていかねばいけないと私は思うのであります。

日本の国の地図を、我々はこうして見ていますが、これを90度回してみると、ロシアがあり北朝鮮があり中国があります。日本は太平洋に出ていくのに邪魔になって仕方がない。だから、本当に日本の置かれた立場を、位置を考えなくちゃいけないというふうに思います。これもまた知事に意見を聞くつもりでしたが、これに知事が答えて、また言葉狩りに遭ったら、あなたが国政に出ていくときに大変なことになると思いますので、国政に行かれたときの参考にしていただきたいと思うのであります。

次は、ホームドクター制度についてであります。

9月1日でしたが、たまたま私はこの日に限って家におりました。ちょうど3日前に出張から帰ってきたところでありましたが、うたた寝をしておりましたら、家内が「早く寝なさいよ」と言って寝室に行きました。12時15分ごろでしたが、目が覚めて寝室に行こうとしたら、家内が「苦しい」ということで出てきて、かち合いました。「救急車を呼ぼう」と言ったところ、救急車を呼ばないで、かかりつけの病院に連れていってくれということでした。車を用意して連れていきました。かかりつけの医者が、これはいかんということで、気管挿入、いわゆる気管チューブ挿入というんですが、それをしていただいて——酸素濃度が60%に落ちていて、いわゆる心不全、そして看護師も1人しかいなかったものですから、急いで酸素吸入して90%に上がったので、医師会病院に救急車で連れていった、こういう状況がございました。何を言いたいかという、きょう、太田清海議員も言っていますが、かかりつけ医制度をつ

くらないと、本当に命を失うことになるというふうに思ったわけでありまして。県立病院、宮崎大学医学部附属病院等々に、風邪でも何でもいから行くわけです。かかりつけ医がないから、こういうことになっているわけですので、ぜひともかかりつけ医制度について、何か宮崎県民がそういったことが全部できないか。そういうようなことを知事と福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) かかりつけ医を持つことは、日ごろからの治療や健康管理はもとより、いざというときに適切に判断してもらえるなど、県民自身の安心感につながるとともに、医療機関の機能分担を図り、お話にありましたように、医療の効率化に資する観点からも非常に重要であると考えております。このため、県ではこれまでも、県医師会等と連携し、かかりつけ医の必要性について、さまざまな機会を通じて啓発を行ってきたところであります。県民がかかりつけ医を持つことは大変重要でありますので、今後とも引き続き、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○知事(東国原英夫君) 議員御自身の御体験を拝聴しまして、私も、かかりつけ医の重要性というものを改めて認識した次第でございます。今、福祉保健部長が申し上げましたとおり、引き続き、県民にかかりつけ医の重要性といったものを啓発する、そういった運動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 今、高齢者医療が問題になっていますけれども、いわゆる高齢者の方々もそうですが、心臓が苦しいというと心臓の薬をもらい、のどが痛いといったらのどの薬をもらい、腰が痛いといったら腰の薬をもらう。それで病院をはしごして回り、20種類37錠もの薬を

処方されたというデータがあるそうです。これを飲んでいたら体が全部壊れてしまうんです。年間2,000億円から5,000億円も捨てる薬があるというふうに試算がされております。5,000億円といったら、宮崎県の一般会計予算に匹敵する額ですから、これはやはり、今、福祉保健部長が答えたように、この啓発運動を一生懸命やっていただきたい、このように思います。

モンスターペアレントについてお尋ねいたします。

家内が40日間入院して——きょうは元気で来ているようですが——4人部屋になったときに見舞いに行きました。そうしたら、若い女性と同じ部屋に来ました。その人は私の後輩の娘さんなんです。その方が4年前に、いわゆるモンスターペアレントに遭ったんですね。注意をするために軽く出席簿で頭をやったらしい。そうしたら、その親が学校に来て、1人だけを集中的にいじめるんですね。それも2回、3回あったらしい。そのとき校長、教頭はだれも立ち会わなかったと言っているんです。こういうばかなことをやっている。その娘さんはノイローゼになって、とうとう学校をやめた。そして入退院を繰り返している、こういう状況にある。押川議員がこの前言ったんですが、「モンスターペアレントというのは宮崎県ではないそうですよ」、こういう話をしましたけれども、あるんです、実際そういうことが。それを皆さん方が知らないだけなんです。本当にかわいそうなのは——この前、日曜日にお父さんに電話しました。「どうですか。元気になりましたか」「いや、だめなんです。4年間地獄です。4年間、本当に自殺未遂も何回もしました。こんな苦しいことはありません。もっと学校が、教育委員会が正しく接しておいてくれれば、こんな

にならなかったのに」、こうおっしゃったんです。「中村さんが、モンスターペアレントについてお話しされることも承知しています。うちの娘のことを取り上げられるんだらうな。二度とこういうことが起こらないように、ちゃんとルールづくりをしてやってください」というふうに、切々と電話で訴えられました。そのことについて、まず教育長と教育委員長にお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 学校への苦情や相談の内容はさまざまありますが、その多くは、子育ての悩みや、我が子への深い思いからなされるものであり、学校は、そのような悩みや思いに対してよく耳を傾けるとともに、日ごろから保護者とのコミュニケーションを大切にし、互いに協力できる関係を保っていく必要があります。しかしながら、今、中村議員のほうから御紹介がありましたような、私も聞いておって非常に胸が詰まる思いで聞かせていただきましたけれども、そのような保護者からの理不尽な要求に対しましては、毅然とした対応をとることが必要であり、特に問題の解決に当たりましては、御所見にありましたように、個々の教師に問題を抱え込ませることがないように、学校として組織的に対応することが最も肝要なことと考えております。県教育委員会といたしましては、教師が本来の仕事である子供の教育に全力を注いでいけるように、学校だけでは解決が困難な場合には、関係機関等とも連携しながら、的確な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○教育委員長（大重都志春君） お答えします。

私も、長い教職生活の中で、要望や要求の強い一部の保護者と出会ったことがございます。

そのような強い訴えに対して、教師自身が悩んだり自信を失ったりする姿を目の当たりにしたことがございます。そのような経験から、困難な事例に学校が組織的に対応していくことや、日ごろから教師と保護者が適切な人間関係をつくっておくことが大切であると考えます。子供を中心という思いは、現役時代も現在も変わりません。教育委員の一人として、学校で懸命に頑張っている教師が、本来の仕事である子供の教育に全力を傾けられるよう、職務を全うしたいと考えております。

○中村幸一議員 大重先生は、小学校、中学校の校長をされておられましたね。本当に、親の意識がこういう意識にいつから変わったのか、ずっと目の当たりにされたと思います。そのことが一つ。

P T Aのあり方にも問題があるんじゃないかと思いますが、そのことはどのようにお感じなのかお聞かせください。

○教育委員長(大重都志春君) P T Aと先生の関係、あるいは学校とP T Aの関係でございますが、学校の中では、P T A活動は大変重要な、子供たちの側面的な協力をさせていただく場でございます。学校の校長のみならず、学校の職員とP T Aの役員の方々との関係、あるいは学校の職員全体とP T A全体との関係、これはいろんな総会等がございますので、そういった場でコミュニケーションをたくさん持って信頼関係をつくと申しますか、そのような態度を確実にふやしていくということが大変大事ではなかろうかと考えております。

○中村幸一議員 いろいろありがとうございました。もっと聞きたいことがあるんですが、時間がありませんので、先に進みたいと思います。

今回の議会では、知事に対して「1期4年全うするのか」というのが、何人もの話に出ました。私も前にそのようなことを言ったことがありました。そのときには、副知事をつくって働きやすいようにしなさいというような話もしました。ずっと知事の話聞いていまして、やはり、言葉は悪いですが、心ここにあらずというか、心ここにあるんでしょうけれども、将来を見据えた上では、やはり国のほうに行つて宮崎県をよくしたいという気持ちが知事にはありありと見えると私は思います。チャンスというのはなかなかめぐってきません。4年待ってチャンスがあるわけではありませんので、この際、チャンスが来たら、県民の皆さんに、「国政に行つて私が総理大臣になるまで宮崎県を支えてください。ちゃんと宮崎県をよくします」ということをお話しされて、国政に行かればいいと思います。そのとき私が知事を——引き受けられませんね。だれか引き受けるように努力しますので、チャンスが来たら——もうここまで答弁されていいと思います——行かれても。そのときは、ちゃんと県民の皆さんに記者会見して、そして頑張りますという気持ちでやられたらいいんじゃないかなというふうに思います。あなたはそこまで行けるような人相もしておりますので、期待を持ちながら知事を見守っていきたいと思います。頑張ってください。

以上で質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第33号から第35号まで採決

○坂口博美議長 ここで、さきに提案のありました収用委員会委員及び同委員会予備委員の任命の同意についての議案第33号から第35号まで

の各号議案を一括議題といたします。

お諮りをいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第33号から第35号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第9号まで、第11号から第32号まで、第36号及び第37号並びに
請願委員会付託

○坂口博美議長 次に、今回提案されました議案第1号から第9号まで、第11号から第32号まで、第36号及び第37号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託をいたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日11日から16日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12月17日午前10時開会、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果

報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時46分散会

12月17日（水）

平成 20 年 12 月 17 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|--|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長
教育長
公安委員長
警察本部長
人事委員長
代表監査委員 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
山田康夫
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
大重都志春
渡辺義人
田代知代
相浦勇二
黒木奉武
城倉恒雄 |
|---|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| 事務局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一
富永博章
桑山秀彦
孫田英美
日高賢治
山中康二
隈元淳二 |
|---|---|

◎ 常任委員長及び普通会計決算特別
委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第32号まで、第36号及び第37号並びに継続審査中の9月定例会提案の議案第11号から第14号までの各号議案、並びに請願第11号から第15号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第6号については賛成多数により、また請願第6号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、10億2,800万円余の増額補

正となっております。補正予算に要する歳入財源につきましては、道路特定財源の暫定税率の失効期間における減収補てんとして、今回、臨時に交付された地方特例交付金5億8,800万円余、国庫支出金3億1,000万円余、県債1億1,400万円余等であります。この結果、補正後の一般会計の予算額は、5,662億5,200万円余となります。

次に、議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」についてであります。

この条例は、高千穂線沿線の自治体が不要な鉄道施設を撤去するための財源として、県と沿線自治体で積み立てる基金を設置するものであります。

このことについて、委員より、「不要な施設の撤去計画をいつまでに策定するのか」との質疑があり、当局より、「まずは、沿線自治体で施設の有効活用に努め、その結果、不要な施設については撤去計画を策定することとなる。具体的な内容については、遅くとも年度内に県と沿線自治体で協議会を設置し、その中で一緒に検討していく予定である」との答弁がありました。

これに関連して、多くの委員よりさまざまな意見が出され、主なものとして、「有効活用できる施設の把握や不要な施設の撤去費用の概算など、きちんとした見通しのもとに基金設置を進めるべきである」との意見や、「不要な施設の撤去計画がどの時点で定まるのか不透明であり、県が将来にわたって基金への支出を強いられることになりかねない」との意見がありました。

また、本条例案の採決に際して、委員より、「不要な施設の撤去計画及びその費用を明確にしないままに議案として提出されており、熟度

が不足していると言わざるを得ない」との意見もありました。

これらの意見を踏まえ、当委員会といたしましては、現段階で、鉄道施設の有効活用策並びに不要な鉄道施設の撤去計画及びその費用が明らかでなく、それに要する基金の積立額も不明であることから、将来の財政負担等に対して県民が不安を抱かないよう、条例の制定に当たっては、以下の点について努力することを強く要望するものであります。

一、県と沿線自治体が連携し、可能な限り鉄道施設の有効活用を図り、基金への新たな積み立てが最小限で済むよう努めること。

一、県と沿線自治体は、不要な鉄道施設の撤去計画をできる限り早期に定め、将来の撤去費用や基金への積立額及び積立期間を明確にするよう努めること。

一、県と沿線自治体は、鉄道施設の有効活用策及び不要な鉄道施設の撤去計画を策定する過程で、随時公表等を行い、民意が広く反映されるよう努めること。

次に、請願第4号「高鍋土木事務所存続に関する請願」及び請願第7号「串間土木事務所存続に関する請願」についてであります。

継続審査となっていたこの2つの請願につきましては、今回、全会一致で採択すべきものと決定したところでありますが、これに関連して委員より、「土木事務所の今後のあり方について、具体的な内容を審議する際には、現在、本県が取り組んでいる行財政改革の視点も踏まえつつ、今回採択となった請願の趣旨を尊重すべきである」との意見がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたした

いので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願4件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の議案1件、請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、産科医療補償制度の創設に伴い、分娩料の上限額を来年1月1日から現行の13万円から18万円に引き上げるものであります。同制度は、医療機関が民間保険に加入し、出産1件ごとに保険料3万円の負担により、分娩が原因で脳性麻痺になった場合、総額3,000万円の補償金が支払われるものです。制度開始に合わせ、国民健康保険や社会保険等で措置される出産育児一時金は同額増額される予定で、妊婦側の負担にはつながらないように配慮されています。

このことについて、委員より、「産科医療補償制度分の3万円に新たに上乘せされる2万円については、特に県民の理解を得られるよう十分な説明を行ってほしい。また、出産する側の負担も考慮し、総合的な少子化対策の中で支援策を検討していく必要がある」との要望があ

り、当局より、「県民の皆様への周知について、今後行っていく必要がある。上乘せ分については、ハイリスク分娩等を扱う周産期医療センターとしての役割を果たすために必要な環境整備等に要する費用負担であり、理解をいただきたい」との答弁がありました。

次に、妊婦健診についてであります。

県内の市町村が実施する妊婦健診の回数については、3回から5回、また公費負担額については、1万9,770円から4万5,810円と倍以上の格差があります。こうした状況は、主に市町村の財政状況によるものと考えられます。当委員会といたしましては、妊婦の方が安心して出産に臨めるような環境づくりのために、格差解消に向けた県の強力な指導を要望いたします。

次に、不適正な事務処理についてであります。

このことについて、特に南那珂農林振興局から県立日南病院への肩がわりについて、金額が1,244万円余と多額であったことから、年次別、月次別の消耗品・備品等の明細資料の検討を行うとともに、病院局に対して、平成19年度以降の再発防止策や消耗品・備品の購入状況について審査を行いました。

当委員会といたしましては、今回の不適正な事務処理に係る監査報告書について、県民が納得できる報告書とするためには、これらの明細資料を付表として添付し公表することが必要であったとの結論に達しました。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第14号「平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」、報告いたします。

本決算につきましては、各病院ごとに現地の調査を行うなど慎重に審査を行ったところであ

ります。

以下、審査の概要について申し上げます。

県立病院事業は、平成18年4月に地方公営企業法の規定の全部を適用し、病院事業管理者の設置を初めとした新しい経営体制を導入し、同年8月には、平成22年度までの5年間で全病院の黒字化を目指す中期経営計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであります。その計画の2年目としての平成19年度の収支状況は、総収益が269億9,500万円余、総費用が276億6,100万円余で、差し引き6億6,600万円余の純損失となり、前年度に比べ損失が10億4,500万円余の改善であり、中期経営計画の目標値と比較しても、7億4,500万円の赤字圧縮となりました。これは、費用については、患者数等の増などにより診療に使用する薬や材料費が増加したものの、収益について、入院基本料の高い7対1看護加算の通年取得及び心臓血管外科での手術等、報酬の高い診療がふえたことによる診療単価のアップ等による入院・外来収益がともに増加したことによるものであります。

当委員会といたしましては、平成19年度の県立病院事業については、中期経営計画を上回る収支改善がなされており、経営改善に向けた取り組みが着実に進んでいるところでありますが、医師の確保や医業未収金の回収と発生防止の取り組み等、依然として厳しい経営環境にあることから、中期経営計画が着実に実行されるよう、引き続き努力していただくことを要望いたします。

次に、「地域医療を担う公立病院の存続支援を求める意見書」についてであります。

7月29日、政府は、社会保障の機能強化のための緊急対策「5つの安心プラン」を取りまとめ、医師養成数を過去最大程度まで増員させる

ための具体的な方策や、救急・産科・小児科医療の確保のための医師への直接的な財政支援などを検討するとともに、今年度中に新しい医師養成のあり方を検討すると報告されましたが、国に対して、その着実な実現を図るとともに、公立病院支援のための行政需要を的確に地方交付税算定に反映すること等について特段の措置を講じられるよう、強く要望するものであります。

さらに、この意見書に関連して複数の委員より、「地域医療を担う公立病院への支援について県民の不公平感を払拭するためにも、2次医療を担う市町村立等の公立病院への財政支援について、県において検討すべきである」との要望がありました。

次に、「社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度の維持を求める意見書」についてであります。

人口増減・高齢化のほか、医療の高度化等の自然増による医療費の増加が喫緊の課題となる中、世界から称賛される我が国の国民皆保険制度は、それぞれの就労状況に合わせてつくり上げてきた現在の保険者機能を有しております。健保組合、船員保険、協会けんぽ、共済組合、国保組合、市町村国保などが、各保険者ともその加入者に合わせた独自性を発揮するとともに、相互に各保険者を支え合い、47年間にわたる日本の皆保険制度を守っています。

このようなことから、国に対して、国民が今後も安心した医療を受けられるよう、現行の保険者制度を堅持・強化していくこと等、特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

次に、「障害者権利条約早期批准を求める意見書について」であります。

2001年12月、第56回国連総会において、「障害者の権利と尊厳の推進と保護に関する包括的かつ全面的な国際条約に関する決議」が採択されました。その後、8回に及ぶ国連障害者の権利条約特別委員会が開催され、2006年12月13日、我が国も署名した「障害者権利条約」が国際連合総会で可決されました。その後、世界の20カ国以上がこの条約を批准したことで、2008年5月3日に効力を持つことになりました。同条約は、障がいのある方すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるような社会環境を整えることなどが求められており、国際社会全体として、障がいのある方々に対する差別をなくすことによる真の平等社会の実現が期待される意義深いものであります。

このようなことから、国に対して、この条約の趣旨を尊重した国内法に関する必要な措置をできる限り速やかに行い、本条約を早期に批准するよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、これら3件の意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

次に、県立病院における医師確保についての要望活動であります。

近年の全国的な医師不足の中、県立延岡病院においては、消化器系内科、眼科及び精神科が休診を余儀なくされ、今後、さらなる医師の派遣中止が懸念されるなど、地域住民や多くの患者にとりまして非常に大きな不安となっております。また、県立日南病院の小児科においても、南那珂地区で唯一入院患者を受け入れる施設であることから、その存続を求めて署名活動が行われるなど、小児診療体制確保に向けた地域住民の活動も活発になっております。

当委員会といたしましては、休診中の診療科の早期再開、及び現在の診療科について引き続き診療体制が確保されるよう、宮崎大学に対して、医師の派遣について要望活動を行うことを決定したところであります。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第4号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、前回改正の平成9年より11年を経過し、地価も下落したことから、九州統一の単価として改定するものであります。これにより、来年度の占用料収入は約7,000万円の減収となる見込みであります。

次に、議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、

取り扱いを希望する市町村へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、県土整備部所管については、土地区画整理法及び都市計画法に係る事務が対象となっております。

次に、議案第23号から第28号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、いずれも第2期の指定管理に関するものですが、第2期の指定管理料について、委員より、公募の際の基準額との差が余りないものがある点について質疑があり、当局より、「第1期においては、県直営のときと比べた縮減であったが、今回の基準額については、第1期の指定管理料をもとに積算しているためである」との答弁がありました。

このことに関連して委員より、「第1期において、利用者の増や利便性の向上が図られている事例がたくさんあることから、今後は、利用者の増、満足度の向上に力点を置き、利用者からの声が施設運営等の改善につながっていくように指定管理者へ指導を行い、毎回の期間満了前の選定に際してもしっかりとチェックしていただきたい」との要望がありました。

また、当委員会といたしましては、指定管理者制度のあり方について、同じ指定管理者が3期目、4期目とずっと継続していくのがよいかどうかを含めた選定の評価方法の問題、指定期間の問題、老朽化していく施設を再投資するための負担や時期についての問題など、今後も継続的に検討を続けることを要望いたします。

次に、雇用対策本部の設置についてであります。

年内に設置するとのことであり、各部横断的に全庁を挙げて取り組まれることに対しては異論のないところですが、本会議の一般質問にお

いて、雇用問題については、たくさんの議員から質問があったにもかかわらず答弁では明らかにせず、その一般質問終了直後の取材において方針を明らかにしたことについて、委員より、「議会審議を軽んじるものであり、大いに疑問である」との意見がありました。

当委員会としては、方針を決めた時点において、機会を逃さず県議会へ報告することを強く求めるものであります。

次に、宮崎県中小企業融資制度「セーフティネット貸付」についてであります。

県当局より、宮崎県信用保証協会のセーフティネット保証の申し込み及び承諾状況等の報告がありましたが、委員より、「申し込みに対する承諾の割合について、かなりの高い割合で承諾しているけれども、まず金融機関の相談の中であきらめているケースが多いと聞いている。金融機関において、もっと相談に乗ってもらい、宮崎県信用保証協会への受け入れをさらにスムーズにしてほしい」との要望がありました。

次に、新規立地企業100社についてであります。

「新みやざき創造戦略工程表」によると、知事のトップセールスとして、重点企業への知事の訪問数は平成19年度から平成22年度まで毎年20社を目標としておりますが、平成19年度の実績は13社となっております。

このことについては、知事のマニフェストである新規立地企業100社にかかわることであり、新たな雇用を生み出す重要な課題であることから、今後、目標数値以上に企業誘致のトップセールスを頑張ってくださいよう、当委員会として要望するものであります。

次に、「道路整備財源の確保に関する意見

書」の提出についてであります。

国においては、本年5月に閣議決定した「道路特定財源等に関する基本方針」を受けて、道路特定財源の一般財源化の論議が進められており、地方道路整備臨時交付金にかわって、新たに1兆円規模の交付金を創設するとされています。その財源については、「これまで道路特定財源が充てられていた道路整備費等の見直しにより財源を捻出する」とされており、全国に比べ著しくおこなっている本県の道路整備がさらにおこなわれてしまうことが心配されます。

このようなことから、国に対して、おこなっている地方の道路整備が着実に行われるための財源を十分に確保することを求める意見書の提出を、全会一致で決定したところであります。

次に、「雇用確保に関する緊急決議」についてであります。

世界的な経済不況の中、国内においても、急激な経済情勢の悪化と雇用不安が広がっているところであります。そこで、当委員会として、県としてもあらゆる雇用対策が必要であることから、今回、決議案の提出を全会一致で決定したところであります。その案文は以下のとおりであります。

雇用確保に関する緊急決議

米国発の金融危機は、グローバル化した経済の中で、瞬く間に世界的な同時不況の様相となっており、今や100年に一度とまで言われている状況である。

このような中、11月25日現在の厚生労働省の調査によると、国内において約3万人、県内においても578人の大量の派遣労働者等の非正規労働者が来年3月までに雇い止めとなる状況となっている。

これは、県内においては、派遣労働者が多い

と思われる50社についてのみの数字であり、今回の調査結果に含まれていない中小企業やあるいはパート、臨時雇用などの雇用者を考慮すると、実態はさらに深刻な状況であることは明白である。

このほか新規学校卒業者の内定取り消しも、現在3名確認されており、社会人として新たなスタートに希望と夢を抱いていた学生やその家族にとって、計り知れない打撃と失望を与えるものである。

さらに、本年1月から11月末までの県内企業の倒産件数は97件、その従業者数は1,776人となっており、県内の雇用情勢は、昨年に引き続き危機的な状態となっている。

よって、県当局においては、このような非常に逼迫した雇用問題の実態把握に努め、労働者の雇用調整や内定取り消し、中小企業等の倒産などを防止し、一人でも多くの県民が救われるようあらゆる手だてや対策を講じるよう、強く訴えるものである。

以上、決議する。

この意見書と決議の取り扱いについて、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で、一般会計が4億3,600万円余の増額補正であり、その主な内容は、ことしの台風13号で発生した民有林の山地災害のうち、特に緊急性の高い3市町の3カ所について、早急に復旧を図るための緊急治山事業費の増などであります。これにより、補正後の一般会計予算額は241億3,900万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は、247億9,500万円余となります。

次に、議案第11号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、平成20年度広域農道整備事業西臼杵4期地区2工区のトンネル工事で、契約金額は17億6,700万円余であります。また、契約方法は一般競争入札で、農政水産部において初めて総合評価落札方式の標準型を採用したものであります。

このことについて、委員より、「総合評価落札方式の標準型では、評価値が最も高い者が落札者となるが、企業の高度な技術力に関する評価項目については、自社ではなく外注による技術提案であっても了とするのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ、技術提案の作成の過程については、条件を付していない」と

の答弁がありました。

また、委員より、「企業の技術提案の項目については、自社の技術力と認識している企業があるのではないか。一方、外注を認めることにより、工事によっては、複数の企業が同一業者へ技術提案を発注し、結果的に談合につながる懸念はないのか」との意見がありました。

このことに対し当局からは、「総合評価落札方式の試行状況や今回の意見を踏まえ、入札公告の内容のあり方も含め、履行の確実性を担保するための技術提案の確認手法の構築等について、公共三部で検討を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、総合評価落札方式については、現在、試行段階ではありますが、さまざまな点において、まだクリアすべき課題があることから、公平公正な制度となるよう、公共三部において十分、検討・検証を行うよう要望いたします。

次に、議案第20号から第22号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、環境森林部で所管している林業技術センター「森とのふれあい施設」を初め、「川南遊学の森」「ひなもり台県民ふれあいの森」及び「諸県県有林共に学ぶ森」の4つの施設について、平成21年度から3年間、指定管理者を指定するものであります。

このことについて、委員より、「どの施設も応募者が1者しかいないが、他の団体では取り組めない条件があるのか」との質疑があり、当局より、「特に厳しい資格要件があるわけではないが、収益性の面から手を挙げられない状況もあるのではないかと思われる。一方、審査においては60点以上となる必要があり、応募者からはサービス向上の提案がなされているなど、

一定のレベルは確保されている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「一部の項目において、十分ではない部分があると思われる。特に安全管理の面については、人命にかかわる事故につながるおそれもあることから、採点の結果を示し、どの項目がさらに努力を要するかなどについて、指定管理者へ十分指導していただきたい」との要望がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県が管理している自然公園内の青島公共駐車場において、平成19年4月に発生した側溝ふたによる切創事故について、損害賠償の額を定めたことから報告がなされたものであります。

このことについて、委員より、「後遺症が残るような重い事故であったようであるが、再発防止のために他部局と情報を共有しているのか」との質疑があり、当局より、行っていないとの答弁があったことから、「特に、今回のような側溝のふたによる事故は、他部局所管の施設等においても起こり得ることから、事故の原因等の情報を他部局と共有し、再発防止に努めていただきたい」との要望がありました。

また、他の委員より、「安全管理の徹底に努めるということであるが、具体的な対策が図られているか疑問である。例えば、県職員を活用し、通勤途中に確認できるものはふぐあいがいか点検するなど、事故を未然に防ぐための具体的な取り組みを行っていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査とい

たしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔登壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員(拍手)〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の議案3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第29号、第30号及び第31号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「指定管理者においては、専門的な知識・技術が必要である場合が多く、入札のような競争関係が起こりにくいが、経費削減等の競争性を持たせることについても、今後さらに検討する余地があるのではないか」との意見がありました。また、別の委員より、「公募の時点よりも、説明会における説明内容がより詳細になることは理解できるが、説明内容の程度に差を生じさせないよう、公募の段階から詳細な内容を公開するよう検討してほしい」との要望がありました。

次に、議案第37号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、人事委員会勧告等を踏まえ、副校長、主幹教諭などの新たな職の設置及び義務教

育等教員特別手当額などの教員給与の見直しによる所要の改正を行うものであります。

このことについて、委員より、「新たな制度を導入する際は、さまざまな問題が生じることが予想されるが、その対応については検討しているのか」との質疑があり、当局より、「新たな職の設置については、5年間で段階的に導入していく計画であるが、教育現場の意見も踏まえながら、宮崎県モデルと呼べるような柔軟な対応をしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係団体等との意見交換を十分にしながら、新たな職の設置について、適切かつ円滑に運用されるよう、適時検証を行っていくことを要望するものであります。

次に、宮崎県特別支援学校総合整備計画(案)についてであります。

当局より、高等部が未設置である4校について、高等部の設置を計画しているとの説明がありました。

このことについて、委員より、「4校同時に高等部を設置するのは困難であると考えますが、設置に向けての年次計画はどのようなものか」との質疑があり、当局より、「設置については、現在具体的に検討中であるが、財政状況、緊急性等を勘案しながら、今後検討を進めていきたい」との答弁がありました。

このことについて委員より、「設置を計画している各地域の現状を把握し、優先順位をつけた上で、実情に即した設置計画を進めてほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

当局より、「法律に規定されている点検評価

に関する第三者の知見の活用については、全庁的に行う宮崎県政策評価システムを利用し、同システムにおける学識経験者等から成る戦略評価委員会の意見聴取をもって行った」との説明がありました。

このことについて委員より、「教育委員会の点検評価に関する第三者の知見については、教育分野にたけた専門家を活用し、より専門的で客観的な評価を行うことについても検討してはどうか」との意見がありました。

次に、教師の意識についてであります。

このことについて委員より、「教師と学校事務職員については、教職員と称されることが多いが、教師が教職員と呼ばれることで、教師としての自覚が低下してきているのではないか。教師の職務は、いわゆる聖職とも言われ、その言動は、児童生徒に多大な影響を与えるものである。教育委員会においては、教師としての自覚をしっかりと持って教育に携わることを含め、教師が責任ある職務であるということを改めて指導していく必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、犯罪被害者支援の状況についてであります。

このことについて、当局より説明があり、関連して委員より、「犯罪被害者の支援の取り組みについては、よくやってもらっている。あわせて、犯罪の発生を未然に防ぐことも重要であるので、今後も、日常の警察活動を充実させ、犯罪の未然防止（抑止）にも最大限努力してほしい」との要望がありました。これに対して当局より、「検挙だけでは犯罪は防げないという観点から、街頭犯罪等抑止対策を打ち出し、重点的に取り組んでいるところである。最近は、犯罪発生件数も減少してきており、抑止対策の

効果が出てきている」との答弁がありました。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第11号「平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、議案第12号「平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」及び議案第13号「平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」、御報告をいたします。本決算につきましては、現地調査を行うなど慎重に審査を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、電気事業についてであります。平成19年度の事業収益は49億9,300万円余、事業費用は45億2,000万円余で、当年度純利益は4億7,300万円余であります。供給電力量の目標達成率は、例年に比べて雨量が少なかったことや発電所の冠水被害等があったことなどから、71.2%となっており、電力料金収入の目標達成率も96.8%となっております。

次に、工業用水道事業についてであります。平成19年度の事業収益は3億8,100万円余、事業費用は2億9,800万円余で、当年度純利益は8,300万円余であります。なお、平成19年10月から平成20年2月までの5カ月間、日向市への暫定給水を行ったため、常時使用水量の目標達成率は136.4%となっております。

次に、地域振興事業についてであります。平成19年度の事業収益は2,800万円余、事業費用は2,200万円余で、当年度純利益は500万円余であります。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設については、65歳以上の利用者が増加したことや、乗用カートの整備等、指定管理者の営業努力もあり、年間利用者数は昨年度と比べて200人ほど増加し、3万8,740人となっております。

審査の中で、委員より、「監査委員による審査意見では、今回改定した卸電力料金の引き下げに伴い、電力料収入は減少傾向になることが見込まれ、また今後、交渉を行うこととなる電力受給に関する基本契約についても、現行の基本契約に比べ不利な条件となることが予想されることのであった。企業局としては、今後の経営状況についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「電力自由化により電力料金は引き下げられると予測されるが、今後は、起債残高も減少し、それに伴う支払利息や減価償却費等の費用も減少するので、さらなる事業の効率的な運営に努めていくことで、安定的な経営を維持できると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、電気事業者を取り巻く環境が厳しくなる中において、具体的な数値目標を掲げて経営基盤の強化を図り、売電価格についても、安定的な経営が維持できるよう交渉に努めるとともに、冠水等の自然災害にも十分対応できる経営体制の確立についても取り組むよう要望するものであります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、普通会計決算特別委員会、星原透委員長。

○星原透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当普通会計決算特別委員会に付託されました議案第10号「平成19年度決算の認定につ

いて」、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず、平成19年度決算の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入5,564億2,616万円、歳出5,517億6,769万8,000円となっており、その差額の形式収支46億5,846万2,000円から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、24億8,375万3,000円となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が114億1,267万4,000円、歳出が78億7,360万4,000円で、差引残額は35億3,907万円となっております。

次に、審査の経過についてであります。

このたび審査を行った平成19年度普通会計決算案については、平成19年5月に明らかとなった不適正な事務処理に該当する事案が含まれておりました。

当局からは、「該当する部分は、公的支出内容として適正であるかどうかの検討を行った上で科目更正を行っており、決算そのものとしては適正なものとなっている」と説明がりましたが、該当部局を所管する商工建設分科会及び環境農林水産分科会においては、特に厳正かつ慎重に審査を行ったところであります。

その結果、商工建設分科会においては、「たとえ整合性のある決算となっているとしても、平成18年度決算不認定の原因となった不適正な事務処理と同様の行為が含まれている事実は重い」との理由で「不認定」、その他の4分科会では「認定」との結論に至りました。これらの主査報告を受けて、決算特別委員会として、平成19年度決算案について採決した結果、賛成者

はなく、全会一致で「認定しない」ことに決定いたしました。

続いて、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項として、当局におかれては、財政の健全性に留意しながら、社会資本整備のおくれた本県の現状を直視し、疲弊する地域経済への対策についても十分に配慮することを求めます。

また、不適正な事務処理が公表以前の平成19年度当初における部内のチェック体制が不十分であったことについては猛省を促すところであり、再発防止のための新たな物品調達システムが最大限の効果を発揮するよう、今後も十分な検証を行うことを求めます。

なお、決算審査における政策評価は、事業の成果等をチェックする重要な項目であるので、当局が政策を継続的に評価し、それを議会がチェックするためにも、主要施策の成果に関する報告書の作成や説明方法について検討することを要望します。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

一、新みやざき創造戦略評価委員会のあり方について、本県の重点施策の評価という重要な内容であるにもかかわらず、短時間で審査が行われ、しかも当局の自己評価に対して評価を行う方式であることから、評価機能が不十分である。今後、同様の評価を行う場合は、十分な審査時間を設け、しっかりとした評価を行うこと。

一、県税の収入未済額の縮減について、当局が平成19年度より取り組んでいる税務職員の併任人事交流制度等を推進するとともに、市町村

と共同で徴収方法を研究するなど、個人県民税を中心とした収入未済額の縮減に今後一層取り組むこと。

一、自主防災組織について、自主防災組織は、防災目的にとどまらず、地域の連携を強め、活力を与える原動力にもなり得ることから、組織率向上の取り組みを今後一層推進すること。

一、妊婦健診について、市町村へ妊娠の届け出をすることにより、一定回数を受診券が交付されること等について制度周知を徹底し、女性が安心して受診し、出産に臨めるような体制づくりに、市町村としっかり連携しながら十分な配慮をすること。

一、母子寡婦福祉資金について、より一層の償還促進の努力を行うとともに、厳しい経済環境における貸付金の効果的な活用についても積極的な取り組みを行うこと。

一、健康づくりの施策推進について、早期発見による医療費の伸びの適正化の観点から、生活習慣の改善に向けて県民意識の啓発を図るとともに、がん検診や各種健康診査の受診率向上に、より一層取り組むこと。

一、献血事業について、献血離れが著しい若年層を中心とした効果的な啓発活動を継続的に展開していくこと。

一、県立看護大学における学部卒業生の県内就職について、他の医療従事者養成機関との役割分担を明確にしながら、県内における地域医療ニーズに対応できるような運営や就職ガイダンス等による県内医療機関等への就職に向けた取り組みをさらに進めること。

一、林家所得の推移などを把握するとともに、事業の成果が最終的には林家所得の還元につながるよう努めること。

一、かんがい事業の本来の目的を果たすことができるよう、県営事業の進捗率向上に努めること。

一、万引き防止モデル店の指定について、万引き等が重大な犯罪にエスカレートしていくことも考えられるため、今後も万引き防止等の非行防止対策の推進に努めること。

一、女性によるふるさと家庭教育サポート推進事業について、家庭での子供への教育は非常に大切なことであるので、今後も家庭教育に対する支援の拡充に努めること。

一、全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業について、本祭典の開催は、本県の観光と食をPRする絶好の機会でもあるので、今後も関係部局と一体となって準備を進めること。以上であります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長においてよろしくお願いいたします。

官製談合事件に伴って不認定となった平成17年度決算、不適正な事務処理の発覚によって不認定となった平成18年度決算に引き続き、3年連続で不認定との結論を出さざるを得なかったことは、普通会計決算特別委員会の委員長としてまことに遺憾であります。

県当局におかれては、不適正な事務処理の再発防止に向けて全力で取り組んでいるとのことですが、いまだに一部の部署において、公金の取り扱いについての認識が不十分であると思われる事例が監査で指摘をされております。

終わりに、3年連続で決算不認定というのは極めて異例であります。この不名誉を職員一人一人がいま一度深く受けとめ、襟を正して、県勢の発展に向けて職務に取り組んでいただくこ

とを強く要望いたしまして、普通会計決算特別委員長の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論につきましての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」に反対の立場で討論いたします。

この条例は、高千穂鉄道株式会社が所有していた施設のうち、延岡市、高千穂町及び日之影町の3市町が寄附を受けた資産の撤去に要する費用に充てるため、県が50%、延岡市25%、高千穂町15.5%、日之影町9.5%の拠出割合で基金を設立するものであります。

高千穂鉄道は、1935年、延岡一岡元間の開業から70年近くを経過し、県北・西臼杵地域の発展、経済振興に大きく寄与し、地域住民の交通手段のみならず、経済活動の動脈として重要な役割を果たしてきました。そのことを思えば、2005年の台風14号によるただ1回の被災を原因として、来年3月には高千穂鉄道株式会社の清算手続をすべて完了し、その廃止が現実のものになることに、これまでその存続を訴えてきた者として残念でなりません。

このたび上程されている条例は、その基金の積み立て、その負担割合については、沿線自治体と県において合意がなされているということ

ではありますが、以下の重要な2点が明示されておらず、県として十分な説明責任を果たしているとは言いがたく、反対をするものであります。

その1、不要となる施設の撤去費用が最終的に幾らになるのか。

その2、撤去のための施設整理期間をどの程度と見込まれるのか。以上の2点であります。

この2点を明示しないと、負担をする側の県民、沿線自治体住民にとっては、底なし沼に向かって財産をほうり投げるようなものであります。さらにまた、この2点は、当時、高千穂鉄道の存続か否かをめぐって大きく議論されたテーマの根幹に触れる部分でもありました。といいますのは、当時の高千穂鉄道の試算、これはジェイアールコンサルタンツ会社が試算したものであります。それによりますと、全面復旧に要する経費は約26億4,000万円が必要と報告されておりましたので、廃止によるその撤去費用がこの26億4,000万円を超えるようであれば、廃止せずに復旧したほうがよいのではないかという議論でありました。それがために我が会派社民党は、関係団体とともに、2005年12月21日、当時の安藤知事に、全面廃止する場合は、その撤去費用の総額を明らかにし、さらに存続または廃止した場合の財政的効率の対比を行い、その上で高千穂線存続の再検討をすべきではないかという旨の要望書を出しています。

私たちが同時に発表した高千穂線鉄道存廃に係るアピールを一部紹介しますと、高千穂鉄道によると、流失した第一・第二五ヶ瀬川橋梁の撤去費用だけで1億8,000万円かかると言われています。さらに私たちの試算では、駅舎の撤去、レール・まくら木撤去、道床除去、橋梁撤去、トンネルの埋め戻しなどが必要となり、例

えば150メートル以上の橋梁6本で6億円、50メートルから100メートルの橋梁27本で約13億5,000万円の費用がかかります。また、高千穂鉄道関係者の話によると、観光スポットとなっている高千穂鉄道、高さ105メートル、長さ352メートルの撤去費用だけでも約10億円にもなります。撤去にかかる経費は、20年前の国鉄時代には1キロメートル当たり平均して1億円が必要と言われておりました。高千穂一延岡間は50キロメートルであります。単純に計算しても50億円の経費が必要となります。しかも、急峻な山間部や川沿いという独特の地形であることから、重機の持ち込みや撤去した資材の搬出に困難をきわめることから、線路、駅舎などの撤去だけでも50億円を大幅に超えることは明かでありますという旨のアピールであります。

私たちの要望書は3年前の要望書であります。今もってなお、撤去費用が明示されないままに事が運ばれようとしていることに、果たして県は、負担する側の県民や沿線自治体住民に対して十分な説明責任を果たしているのだろうかという感を抱かざるを得ません。「有効利用を図りますから」と言うのもよし、「有効利用を図って経費を切り詰めますから」と言うのもよし。しかし、そうであっても、行政を執行する側の良心として、行政を預かるもののイロハとして、かかる経費の総額及びその期間ぐらいは最低明示して、その条例を議案として上程すべきではないでしょうか。

以上のことから、議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」に反対をし、議員の皆様への御理解と御賛同をお願いするものであります。

続きまして、議案第10号「平成19年度決算の認定について」であります。

普通会計決算特別委員会の審査の結果は不認定ということですが、そのことはやむを得ないものと考えます。しかし、また一方、この預け金問題の背景にあったと思われる要因についても、指摘をしておかなければなりません。

一つは、これまで続いてきた予算システムの問題であります。県の事業は、国庫補助事業がその大半を占めているわけですが、特に公共事業には事務費が国からその事業費の約5%ついてきます。しかし、決定時期のおくれや令達のおくれから、その予算を十分に活用できない場合がある、国に返還すると、翌年から予算が減額されるというジレンマがある、このような予算システムにもメスを入れるべきかと考えます。

またもう一つは、例えば、福祉事務所や児童相談所では、これまでのやりくりではどうしても需用費などが不足し、雨漏りしても予算がなく修繕できない。そのために他の部署から予算の流用を受けるなど、預け金問題の一因がそこにあるとするなら、現場の予算要求に応じて、必要な予算措置をきっちりとすることも求められていると思います。

以上、職員の意識改革とあわせ、予算システムの改革、必要な予算措置の問題も指摘し、議案第10号「平成19年度決算の認定について」、[※]賛成、補強する立場で討論をいたしました。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員 [登壇] (拍手) 愛みやざきの西村でございます。子育て世代4人、愛みやざきを代表し、第5号議案に対しまして反対の討論を行います。

この第5号議案では、県立病院において、1

月1日より分娩料を従来の料金よりさらに5万円値上げしようとするものであります。そのうち3万円は、国の産科医療補償制度の創設によるものであります。その制度導入に際し、2万円分がいわゆる便乗値上げ的な対応に当たり、理解ができず、この部分の再考を求めものです。

まず、産科医療補償制度の導入は、産科医の現状を考え、産科医を守るためにも必要な制度であり、また脳性麻痺の新生児、その家族に対しても必要な制度だと考えております。しかし、今回の条例改正では、便乗値上げと言われても仕方がなく、むしろ産科医療補償制度に対する期待感よりも反発のほうが募ると考えられます。

本日の本会議可決後に効力を発揮したとしても、1月1日から増額されては、今妊娠中の妊婦、その家族においてはたまったものではありません。通常10カ月間の妊娠期間を考えると、余りにも短過ぎる告知期間であります。せめて10カ月先延ばしにしてもよろしいのではないのでしょうか。ちょうどタイミングよく厚生労働省が、去る12月12日、来年10月から出産一時金を増額する方向を発表いたしました。それからでも十分な値上げではないかと思えます。

県立病院は公営企業として健全な財政運営を求められるのは理解できます。しかし、安心して子供を産み育てるという国の少子化対策、そして、県としての子育て支援に逆行するのではないかと思えます。実際、適齢期にある夫婦が2人目、3人目の子供をつくれぬ理由として、経済的な理由によるものが非常に大きい。さらに県立病院は19年に、既に1万8,000円も値上げしております。本来ならば県は、このようなどきこそ他の産科医療機関に便乗値上げの抑

制を呼びかける立場であって、迎合すべきではないと考えております。知事と県民との約束であった子育て支援はどうなったのか、本県の子育て施策に対し、県民も熱い期待を寄せております。

議員各位にお願い申し上げます。既に委員会採択されてしまった議案ではありますが、新たな厚生労働省案が示されたこともあり、いま一度再考していただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。反対討論といたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例議会に提案されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第4号、第5号及び第37号について、反対の立場から討論いたします。

議案第4号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案は、前回改正より一定期間経過していることや地価の下落、国の改正に合わせるなどを理由に、電柱や電話柱の道路占用料の引き下げを行うというものですが、この引き下げで、来年度の占用料は約7,000万円の減収になることが見込まれています。今回、九州各県も同様な引き下げが図られるとされていますが、全国的には逆に引き上げを行う地域もあります。今回の改正理由に、国の改正による道路の占用料無料の物件に、国、公共団体等が設ける応急仮設住宅が新たに追加されたことが挙げられていますが、その点では国に準じることも必要かと思えます。しかし、これまで電力・電話会社等に適正に負担をしていただいて、財政的にも寄与していただいたわけで、今回の料金引き下げは納得しがたく、反対するものであります。

次に、議案第5号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

今回、分娩料を現行の13万円から18万円へ引き上げることが提案をされました。その理由の一つとして、分娩医療事故に関連する問題解決のための「産科医療補償制度」が創設されることに伴い、一分娩当たり3万円の掛金が新たに病院の費用として必要となり、その分を分娩料に上乗せするとしています。しかし、この制度の開始と同時に、公的保険の出産一時金が3万円増額されるため、妊婦の個人負担は全くなく、これまでと変わりません。

問題は、今回さらに2万円の上乗せが提案されており、新たな負担が生じることになる点です。現在、少子化対策、子育て支援が重要な課題とされている中、安心して子供を生み育てる体制こそ確立しなければならないのではないのでしょうか。その点から見れば、今回の分娩料の引き上げはすべきではないと思います。女性にとって、お産はまさに命がけです。ましてや今、若い世代が厳しい経済状況の中での生活を強いられていることも現実です。お産の費用は、本来、国の制度なりで公的に保障されてもしかるべきだと思います。病院経営が厳しい状況にあることは十分理解できますが、分娩料の引き上げをその解消の一部に充てることは、望ましいやり方ではないと思います。よって、今回の分娩料引き上げの2万円上乗せ分については見直し、その中止を強く求めるものです。

次に、議案第37号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

同条例改正における最大の問題は、公立学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を新たな職として設置し、配置するというもので、いわゆる管

理職をふやすという問題です。今後5年間程度で約500名からの管理職をふやす計画ですが、果たして新たな職設置が、その理由の一つとしている「子供と向き合う時間の確保」につながるのかは甚だ疑問です。一層、管理教育につながるのではないかと危惧されます。

現在、学校現場では、臨時講師がふえる中で、提案や集計などといったさまざまな公務の分担をする教員が足りず、その上に雑用が重なり、先生方は多忙をきわめています。今必要なのは、管理職をふやすのではなく、30人以下の学級を徹底し、正規の教員をふやして子供たちに行き届いた教育を行うことです。そのことが、子供たちが学ぶ喜びを実感しつつ、学力向上にもつながることではないでしょうか。よって、同条例改正に反対をするものです。

次に、請願についてです。

請願第5号の「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」は、前回に引き続いて継続審査に、第6号の「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」については、不採択と報告されましたが、いずれも長期にわたり審査に付されてきた請願です。

また、新規請願の第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」は、すべての会派が紹介議員となり提出された請願ですが、継続審査とされました。しかし、今回採択された請願第15号の「障害者権利条約早期批准を求める意見書」と照らしてみても、同権利条約の具体化がまさに請願第11号であり、その整合性に欠けることは問題です。

いずれの請願も、県民の暮らしにとって本当に切実な課題の請願です。議会は、こうした県民の切実な要望や思いをしっかりと酌み取り、

請願を採択して最大限県民を支えることが求められているのではないのでしょうか。各請願の速やかな採択を切に求めるものです。

以上、それぞれの理由を申し述べ、討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 太田清海議員。

○太田清海議員 議事録修正をお願いいたします。原稿の読み飛ばしがありましたので、正確を期して訂正させていただきたいと思います。私の最後のところで、「平成19年度決算の認定について、賛成、補強する立場で」というふうに読み上げましたが、「平成19年度決算の認定についての普通会計決算特別委員会の報告について、賛成、補強する立場で討論をいたしました」という形に変えていただきたいと思います。

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第11号から第14号まで(9月定例会 上程)採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、9月定例会提案の議案第11号から第14号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり認定をされました。

◎ 議案第4号及び第37号採決

○坂口博美議長 次に、議案第4号及び第37号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第5号採決

○坂口博美議長 次に、議案第5号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第6号採決

○坂口博美議長 次に、議案第6号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第3号まで、第7号から第9号まで、第11号から第32号まで及び第36号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号から第3号まで、第7号から第9号まで、第11号から第32号まで及び第36号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可

決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第10号採決

○坂口博美議長 次に、議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は不認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり不認定とされました。

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択と決定されました。

◎ 請願6件採決

○坂口博美議長 次に、請願第4号、第7号及び第12号から第15号までについて、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 産業活性化・雇用対策特別委員長

中間報告

○坂口博美議長 次に、産業活性化・雇用対策特別委員会から中間報告をしたいとの申し出がありますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

産業活性化・雇用対策特別委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 産業活性化・雇用対策特別委員会でございます。

当委員会では、本県産業の活性化及び雇用対策に関する所要の調査活動を行っております。本来ならば、特別委員会は、1年間の調査活動の結果について、2月定例県議会で、まとめて報告を行うことが通例であります。

しかしながら、世界規模の金融危機に伴う景気や雇用情勢の急速な悪化に早急に対処していかなければならないことや、本委員会の調査事項の項目が、当局の平成21年度の重点施策であります雇用・就業支援対策として推進されようとしていることから、委員会に東国原知事の出席を求め、緊急雇用対策や農商工連携による産業振興施策について強く要望いたしましたところ、一定の方向性が示されたことから、今回、中間報告として、その内容を御報告させていただくところであります。

まず、緊急雇用対策についてであります。

本県の経済は、公共事業予算の縮減や長引く景気の低迷により、産業や雇用を取り巻く環境がますます深刻化するなど、厳しい状況が続いています。

さらに、今回の100年に一度と言われる世界規模の金融危機は、我が国の経済はもとより、本県の経済や県民生活にも深刻な影響を与えており、今後、景気の低迷が長期化することが予測されています。

こうしたことから、当委員会では、本県の産業振興や雇用創出の取り組み、農商工連携への取り組みと推進体制のあり方について、東国原知事の考えをお伺いしました。知事からは、

「雇用に対する県民の不安が拡大している折、11月定例会本会議で景気や雇用に関する質問が多かったことも含め、12月22日に、私を本部長とする宮崎県経済・雇用緊急対策本部を設置することとした」との説明がありました。建設業等の倒産に収束が見られないことや、一部企業において雇用調整の動きが出ていることから、時勢に合わせ、緊急的な就業支援対策に取り組むことは大変評価できるものと考えます。

しかしながら、このことについて委員より、「県として具体的にどのような対策を行うのか」「失業者が年末年始に生活していけるのが一番重要な課題であり、例えば、県独自の失業対策が打てないのか」「県内の雇用調整の状況を早急に把握してほしい」など多くの意見や要望が出されました。

また、アルバイトにより生計を立てている学生にも影響が及ぶことから、例えば相談窓口を設置するなど、本県の将来を担う学生にも配慮した対策もあわせて必要であるとの意見も出されました。

県においては、県内企業における雇用情勢の

把握に努め、具体的な施策を積極的に実施するとともに、場合によっては、県独自の財政出動など即効性のある対策を打ち、県民が安心して生活できるよう、迅速かつ的確な緊急雇用対策を展開すべきであると強く要望します。

次に、農商工連携による産業振興施策についてであります。

県民が一番望んでいることは、継続的な雇用の維持や創出であり、緊急雇用対策を行いながらも、同時に県民が希望を持ち、安心して生活できるような、5年先、10年先の本県の将来像を見据えた産業振興施策を展開することが、大変重要であると考えます。そのためには、農林水産業を初めとする各産業の活性化が、ぜひとも必要であります。特に、本県独自のポテンシャルを生かすためにも、本県の基幹産業である農林水産業を生かした農商工連携の推進が、かぎを握ると考えます。

このようなことから、委員会では、知事に対し、農商工連携の推進が来年度の施策に十分反映されるよう要望するとともに、その農商工連携の取り組みを強力に推進するために、全庁的な推進体制を整備・強化するよう提言いたしました。知事からは、農商工連携の取り組みについては、「中・長期といわずにスピード感を持って迅速に実行していきたい。農商工連携に本腰を入れて取り組まないと、本県産業全体の崩壊につながる」など、当委員会と共通した認識が示されました。

また、庁内の推進体制について、知事は、「今後、副知事をトップとし、県民政策部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部の部長等で構成する農商工連携推進会議を立ち上げ、分野横断的な推進体制を強化したい」と、推進組織の設置を前向きに検討しており、その組織

での検討結果を、今後、県の戦略として位置づけたいとの考えが示されました。

当委員会としては、もし、今後こうした体制のもとで、農商工連携が十分にできない場合、知事の英断により、部の再編による体制強化も視野に入れながら、農商工連携に全庁を挙げて取り組んでいただくよう強く要望するものであります。

未曾有の金融危機に加え、今日まで日本の経済や社会の発展を支えてきた旧来の制度や枠組みが、非常な速さで崩壊している中、これまで公共事業に依存してきた本県の経済は、大変厳しい状況が続いております。今、本県は、このような厳しい状況の中で、産業振興に向けて、その方向性をしっかりと見定め、新たな枠組みの再設定を行わなければならないという大きな節目を迎えています。これまで行ってきた産業振興策や雇用対策を再構築し、より強靱なものとしていくことが必要であります。

そのためにも、緊急的な経済・雇用緊急対策と、中長期的な農商工連携による産業振興施策が、車の両輪として機能することにより、宮崎県らしい産業と、宮崎県らしい雇用が振興・創出され、ひいては県民生活の安定と向上が図られることを切に願ひまして、当委員会の中間報告といたします。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 産業活性化・雇用対策特別委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長朗読]

平成20年12月17日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山裕次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

地方分権改革の推進を求める意見書

議員発議案第3号

緊急経済対策(生活対策)の早期実現を求める意見書

議員発議案第4号

社会保障関係費の確保を求める意見書

議員発議案第5号

正規・非正規労働者と新卒者の雇用・就業対策の強化を求める意見書

議員発議案第6号

食の安全確保を求める意見書

議員発議案第7号

教育の充実を求める意見書

議員発議案第8号

第5回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

平成20年12月17日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 厚生常任委員長 権藤 梅義
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

地域医療を担う公立病院の存続支援を求め
る意見書

議員発議案第10号

社会保障の拡充により保険者の育成・強化
を行い国民皆保険制度の維持を求める意見
書

議員発議案第11号

障害者権利条約早期批准を求める意見書

平成20年12月17日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 十屋 幸平
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第12号

道路整備財源の確保に関する意見書

議員発議案第13号

雇用確保に関する緊急決議

◎ 議員発議案第2号から第13号まで
追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第2号から第13号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員
会の付託を省略して直ちに審議することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しま
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第2号
「地方分権改革の推進を求める意見書」につい
て、反対の立場から討論いたします。

我が党は、基本的に、地方分権を推進するこ
とやそれに見合う財源移譲を求めることにつ
いて反対するものではありません。しかし、この
地方分権改革が真に、国民の暮らしにとって利
益につながるもの、国民のためのものでなく
てはなりません。

しかし、今月8日、政府の地方分権改革推進委
員会が第2次勧告を決定しましたが、国民生活
や住民福祉に重大な後退をもたらしかねない内
容となっています。

勧告は、国が住民の暮らし、福祉、教育の最
低基準を法律などで地方自治体に一定の活動を
義務づけたり、手続や基準を定めたりしている
「義務づけ、枠づけ」の大規模な見直しを提案
し、保育制度の最低基準の撤廃など4,076項目の
廃止を打ち出しています。

廃止するものの中に、保育所の子供の1人当
たりの面積など、児童福祉施設の最低基準の遵
守義務規定などが含まれ、保育についても、保
育に欠ける児童に対する市町村の保育の実施義
務も廃止の対象となるなど、子供の健やかな成
長と子育て、仕事の両立を支える保育制度まで
も、地方分権の名で解体してしまおうとするな
ど、到底、国民のための地方分権とは言いがた
い状況があらわれています。

また、今回の意見書案にも評価のある「国の出先機関の見直し」では、出先機関の統廃合などで約3万5,000人の公務員のリストラ計画が打ち出され、この出先機関改革を、麻生首相が言う「大胆な行政改革の後の消費税の引き上げ」の一里塚に据える意図もうかがえるもので、国民生活への影響は必至であると言わなければなりません。

また、この地方分権改革が道州制の導入の前提づくりとして準備されている点の問題も、指摘しなければなりません。道州制のねらいは、国の仕事を外交や軍事、司法、全国規模の開発事業などに限定する一方で、憲法に基づいて本来国が責任を負うべき国民の福祉と暮らしを守る仕事を地方自治体に押しつけることにあります。

地方分権に名をかりた国の責任投げ捨て、住民福祉の切り捨て路線をやめさせ、最低限の国の責任を果たさせることと同時に、国の責任に属する事務事業でも、それを地域の実情に応じて具体的に実施する際の柔軟な対応や、事業の財源交付に当たっての手續の大胆な簡素化など、基準を確保した上での地方自治体の裁量を大幅に広げ、あわせて効率化を図ることは当然のことと言えます。地方自治権の拡充は、国としての国民への責任を果たすことと相対立するものではありません。

今回の意見書案で、より一層、国主導の強力な分権改革の推進を求めている点では問題があり、賛同することはできません。いま一度、本来の国民のための地方分権とはどうあるべきかを見直す必要があるのではないのでしょうか。

以上申し述べまして、討論といたします。

〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第3号から第13号まで採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第3号から第13号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○坂口博美議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において

指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、議長において指名をいたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

後藤田幸也氏、堀典一氏、山本孫春氏、川崎浩康氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

安田天祥氏、熱田潮氏、甲斐カズ子氏、早川烈氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 知事発言

○坂口博美議長 ここで、知事より発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 貴重なお時間をいただき、県議会を初め県民の皆様におわ

びを申し上げたいと存じます。

先ほどの採決におきまして、平成19年度の決算について不認定となりました。3年続けての決算不認定という、大変不名誉で恥ずべきことであり、県議会並びに県民の皆様に対し、まことに申しわけなく、心から深くおわびを申し上げます。

これまで、職員のコンプライアンスの徹底など、全庁を挙げて再発防止策に取り組んできたところではありますが、さらにその徹底を図り、二度と不適正な事務処理が起こることのないよう、職員一丸となって予算執行の一層の適正化に努め、県政に対する信頼の一日も早い回復に努めてまいりたいと考えております。

県議会を初め県民の皆様には、何とぞ御理解をいただき、引き続き県政運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます次第であります。以上です。〔降壇〕

◎ 閉 会

○坂口博美議長 これで、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、一言申し上げます。今議会に提案されました平成19年度普通会計決算案が不認定となりました。これは昨年5月に端を発しました「不適正な事務処理」に起因するものでありますが、この結果、決算案が3年連続して不認定という極めて異例で不名誉な事態となりました。これについては、県議会といたしましても、まことに残念かつ遺憾であると言わざるを得ません。

申すまでもなく、行政には最高の道徳が求められます。当局におかれましては、著しく毀損された本県の名誉と県行政への大きな不信に対して、郷土宮崎への誇りと信頼を回復するため

平成20年12月17日(水)

に、あらゆる努力を払われることを強く求める
ものであります。同時に、県民から負託をいた
だき、公平公正な県行政の確保の責を担って
おります私ども県議会といたしましても、これ
を重く受けとめ、今後の議会活動に引き続
き努力を尽くしてまいります。

さて、ことしも残すところいよいよあと2週
間となりました。当局並びに議員各位にお
かれましては、どうぞ一層御自愛の上、希
望ある年をそろって御健勝で迎えられる
よう御祈念をいたします。

以上をもちまして、平成20年11月定例
県議会を閉会いたします。

午前11時47分閉会

資

料

平成20年11月定例県議会日程

29日間

月日	曜	区分	議事	備考
11.19	水	本会議	開会 議案録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 議会期上程 議案提案理由説明	議会運営委員会 9:30
			特別委員会	
20	木	休会	(議案調査)	総括質疑通告締切 12:00
21	金			
22	土		(閉庁日)	
23	日		(閉庁日) 勤労感謝の日	
24	月		(閉庁日) 振替休日	
25	火	本会議	総括質疑 議員発議案上程、採決 (普通会計決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算認定)	議会運営委員会 9:30
			普通会計決算特別委員会	
26	水	休会	普通会計決算特別委員会	
27	木			
28	金			
29	土		(閉庁日)	
30	日			
12.1	月	休会	(議案調査・議事整理)	
2	火		普通会計決算特別委員会	一般質問通告締切 12:00
3	水		(議案調査)	
4	木	本会議	一般質問	議会運営委員会 9:30
5	金		請願締切 12:00	
6	土		(閉庁日)	
7	日			
8	月	本会議	一般質問	
9	火		議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
10	水		議案・一般請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
11	木	休会	常任委員会	
12	金		議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
13	土		(閉庁日)	
14	日			
15	月	休会	特別委員会	議会運営委員会
16	火		特別委員整理 (議事整理)	
17	水	本会議	常任委員長、決算特別委員長審査結果 報告質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 8 1 3
平成20年11月19日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成20年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第2号 平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例
- 議案第7号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 平成19年度決算の認定について
- 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第32号 当せん金付証券の発売について

(文書取扱 財政課)

2 1 5 - 8 3 5

平成20年12月4日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成20年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第33号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第34号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第35号 収用委員会予備委員の任命の同意について
- 議案第36号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第37号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

総括質疑時間割

11月25日(火)

順序	会 派	質 疑 者	時 間	備考
1	自由民主党	萩原 耕三	10:00~12:00	休憩
2	社会民主党	太田 清海	13:00~13:40	
3	愛みやざき	武井 俊輔	13:40~14:20	
4	民主 党	権藤 梅義	14:20~15:00	休憩
5	公 明 党	河野 哲也	15:10~15:50	
6	日本共産党	前屋敷恵美	15:50~16:10	
7	無所属の会	川添 博	16:10~16:30	

※ 会派別の質疑時間

自由民主党	60分以内
社会民主党	20分以内
愛みやざき	20分以内
民主 党	20分以内
公 明 党	20分以内
その他の会派	10分以内

一般質問時間割

12月4日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	福田 作弥	10:00~11:00	
2	社会民主党	高橋 透	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	押川修一郎	13:00~14:00	
4	自由民主党	徳重 忠夫	14:00~15:00	

12月5日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
5	民 主 党	田口 雄二	10:00~11:00	
6	公 明 党	新見 昌安	11:00~12:00	休憩
7	日本共産党	前屋敷恵美	13:00~14:00	
8	愛みやざき	西村 賢	14:00~15:00	

12月8日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
9	自由民主党	濱砂 守	10:00~11:00	
10	公 明 党	長友 安弘	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	中野 一則	13:00~14:00	
12	自由民主党	松村 悟郎	14:00~15:00	

12月9日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
13	自由民主党	十屋 幸平	10:00~11:00	
14	自由民主党	黒木 正一	11:00~12:00	休憩
15	愛みやざき	図師 博規	13:00~14:00	
16	自由民主党	山下 博三	14:00~15:00	

12月10日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
17	社会民主党	太田 清海	10:00~11:00	
18	自由民主党	野辺 修光	11:00~12:00	休憩
19	社会民主党	満行 潤一	13:00~14:00	
20	自由民主党	中村 幸一	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例	可決				
第7号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決		
第11号	工事請負契約の締結について				可決	
第12号	工事請負契約の締結について			可決		
第13号	工事請負契約の締結について			可決		
第14号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第15号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第16号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第17号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第18号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第19号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第20号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第21号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第23号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第24号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第25号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第26号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第27号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第28号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第29号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第30号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第31号	公の施設の指定管理者の指定について					可決
第32号	当せん金付証票の発売について	可決				
第36号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第37号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例					可決

番号	件名	普通会計決算特別委員会
第10号	平成19年度決算の認定について	不認定

[継続議案] *平成20年9月定例会提案

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第11号	平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について					認定
第12号	平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について					認定
第13号	平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について					認定
第14号	平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について		認定			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 4 号	高鍋土木事務所存続に関する請願	採択				
第 5 号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第 6 号	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願	不採択				
第 7 号	串間土木事務所存続に関する請願	採択				
第 9 号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			継続		
第 11 号	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		継続			
第 12 号	たばこ税増税反対についての請願	採択				
第 13 号	社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度の維持を求める請願		採択			
第 14 号	「遠位型ミオパチー」の難病指定及び特定疾患の認定を求める請願		採択			
第 15 号	障害者権利条約早期批准を求める意見書提出についての請願		採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成20年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める 請願 請願第11号 障害者自立支援法の抜本的改善を求める 請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」 の制定を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

決算特別委員会各分科会主査報告

その 1	総務政策分科会関係	-----	376
その 2	厚生分科会関係	-----	377
その 3	商工建設分科会関係	-----	378
その 4	環境農林水産分科会関係	-----	379
その 5	文教警察企業分科会関係	-----	380

その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成19年度の一般会計の決算規模は、歳入が5,564億2,600万円余、歳出が5,517億6,700万円余で、前年度決算額と比べ、それぞれ歳入が7.3%、歳出が7.2%の減となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は46億5,800万円余であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は24億8,300万円余の黒字となっております。

本県の財政は、県税等の自主財源比率が低いなど構造的な課題を抱えており、経常収支比率の悪化等、引き続き厳しい状況にあります。当局におかれては、財政の健全性に留意しながら、社会資本整備のおくれた本県の現状を直視し、疲弊する地域経済への対策についても十分に配慮していただくよう要望いたします。

次に、新みやざき創造戦略評価委員会のあり方についてであります。

この評価委員会は、新みやざき創造戦略の成果と進捗状況について評価を行うとともに、課題と今後の方向性について意見を取りまとめることを目的として設置されたものであります。

このことについて委員より、「本県の重点施策の評価という重要な内容であるにもかかわらず、短時間で審査が行われ、しかも当局の自己評価に対して評価を行う方式であることから、評価機能が不十分と言わざるを得ない。今後、同様の評価を行う場合は、十分な審査時間を設け、しっかりとした評価を行ってほしい」との要望がありました。

次に、県税の収入未済額の縮減についてであります。

平成19年度の県税の収入未済額は24億6,000万円余であり、税源移譲に伴う個人県民税の未済額の増加など、依然として多額の未済額が発生しております。

このことについて当局より、「個人県民税については、徴収対策会議や徴収実務研修に加え、平成19年度より新たに税務職員の併任人事交流制度を創設し、県税職員と市町村職員の派遣交流により、市町村と一体となった徴収対策を実施している」との答弁がありました。

当局におかれては、現在の取り組みを推進するとともに、市町村と共同で徴収方法を研究するなど、個人県民税を中心とした収入未済額の縮減に今後一層取り組むことを要望するものであります。

最後に、自主防災組織についてであります。

自主防災組織の組織率を高める取り組みについて、当局より、「公民館長などを対象とした自主防災組織リーダー研修会を実施するとともに、防災士資格の取得支援にも力を入れているところである。あわせて、各市町村を訪問し組織率を向上させる積極的な取り組みについてもお願いしている」との答弁がありました。これに対して委員より、「地域コミュニティーの崩壊が叫ばれる中で、自主防災組織は、防災目的にとどまらず、地域の連携を強め活力を与える原動力にもなり得る。組織率向上の取り組

みを今後一層推進してほしい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その2 厚生分科会関係

御報告いたします。

当分科会の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、賛成多数によりこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、妊婦健診についてであります。

少子化が急速に進む中、誰もが安心して子どもを生み、健やかに育てられる環境づくりは、施策の目指すべき重要な基本方向の一つであります。

昨今、マスコミ等でも報じられる妊婦健診の未受診による飛び込み出産は、御本人にとって危険性の高いものであります。一方、妊婦健診につきましては、市町村により公費負担となる健診回数や検査項目にばらつきがある中、必ずしも妊婦への周知が徹底されていない実態があります。市町村へ妊娠の届け出をすることにより、一定回数の受診券が交付されること等について制度周知を徹底し、女性が安心して受診し出産に臨めるような体制づくりに、市町村としっかり連携しながら十分な配慮をしていただくことを要望いたします。

次に、母子寡婦福祉資金についてであります。

これは、母子及び寡婦福祉法に基づき、県が母子家庭、寡婦等に対して行う修学資金、生活資金等の貸付事業であります。このことについて、委員より、長期に償還金を滞納しているケースについて質疑があり、当局より、「修学資金としての借り入れが多いが、昨今の経済情勢もあり、返還が滞っているケースがある。母子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、貸し付け時に本人初め連帯保証人との面接を行う等、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納者の生活実態等の把握を的確に行い、償還意識の涵養を図りながら、夜間指導等を含めた地道な取り組みにより、自立支援に向けた働きかけを行っている」との答弁がありました。当分科会といたしましては、より一層の償還促進の努力を行っていただくとともに、厳しい経済環境のもとで、貸付金の効果的な活用についても積極的な取り組みを行っていただくことを要望いたします。

次に、救急医療体制の整備充実についてであります。

県立宮崎病院・延岡病院におけるヘリポート建設の可能性を調査した「救命救急センターヘリポート調査」について、委員より、「ドクターヘリの導入には、救急医の確保等、長期的な視点での体制整備が必要であるが、患者の命を救うため、一刻を争う救急医療現場のニーズに対応すべく、一歩ずつでも努力することが必要ではないか」との質疑があり、当局より、「救急医療体制を整備する上で、ドクターヘリは有用な手段である。ドクターヘリの導入にはさまざまな課題があるが、今後とも検討していきたい」との答弁がありました。

次に、健康づくりの施策推進についてであります。

当分科会といたしましては、高齢化により今後、老人医療費等の増加が懸念されることから、早期発見による医療費の伸びの適正化の観点からも、生活習慣の改善に向けて県民意識の啓発を図るとともに、がん検診や各種健康診査の受診率向上に、より一層取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、献血事業についてであります。

このことについて当局より、「200ミリ献血から400ミリ・成分献血へシフトすることで、献血者数は減少しているが、献血量については、年間計画により適正在庫を確保しながら、医療機関からのオーダーに適切に対応している」との説明がありました。しかし今後、少子高齢化に伴い、高齢者の輸血需要の増加も予想されますので、「ヤング献血キャンペーン」等、献血離れが著しい若年層を中心とした効果的な啓発活動を継続的に展開していくことを強く要望いたします。

次に、県立看護大学における学部卒業生の県内就職についてであります。

当大学につきましては、優秀な看護職者の輩出、研究成果の地域への普及など、本県の医療水準の向上に一定の成果を上げていますが、今後とも、他の医療従事者養成機関との役割分担を明確にしながら、県内における地域医療ニーズに対応できるような運営や、就職ガイダンス等による県内医療機関等への就職に向けた取り組みをさらに進めていただくよう要望いたします。

次に、「不適正な事務処理」についてであります。

平成19年度の普通会計決算特別委員会の委員長報告において、執行部に対し、確認が困難であった消耗品の適正額の検証や、部局を超えた肩代わりなどにおける不明額の縮小に向けて、監査委員や専門調査機関による徹底した調査を行うことを求めたことを受けて、監査委員による監査が実施され監査報告書が提出されました。

この報告書では、南那珂農林振興局から県立日南病院への肩代わりについては確認できない部分がありましたので、監査事務局に対し、監査の実施方法等、特に消耗品の確認作業について説明を求めました。その中で、業者の会計帳簿から、品名・日付・金額等を確認したとの答弁がありました。

最後に、「主要施策の成果に関する報告書」についてであります。

今回の報告書から、政策評価の結果を4段階で記載する「施策の推進状況」がなくなりました。

これは、従来分野別施策ごとの評価から、知事マニフェストをもとに政策課題ごとにまとめた56項目の重点施策に政策評価の対象が変更されたことに伴い行われたものです。

決算審査における政策評価は、事業の成果等をチェックする重要な項目であります。当局が政策を継続的に評価し、それを議会がチェックするためにも、報告書の作成や説明方法について検討することを要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、昨年5月に明らかとなった「不適正な事務処理」に該当する事案が含まれることから、慎重かつ厳正な審査を行いました。

その結果、当局より、「県土整備部所管の平成19年度決算において、昨年6月の不適正な事務処理に関する全庁調査の開始以前に、青焼き機のリース代、気圧高度計の備品購入の2件、合計5万1,303円の「書き換え」があった」との説明がありました。

当局より、「2件とも公務に使用されたものであり、平成19年度中に科目更正を行い、決算上は整理されている」との説明がありましたが、当分科会としましては、たとえ整合性のとれた決算となっても、平成18年度決算不認定の原因となった不適正な事務処理と同様の行為が含まれている事実の重みを考えれば、金額の多少は関係ないものであり、本案を認定することに賛成はなく、認定すべきでないものと決定いたしました。

以上で当分科会の報告を終わります。

その4 環境農林水産分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定すべきものとした結果について、一部の委員より、不適正な事務処理に関して「書き換えで取得したものについて科目更正を行っているが、科目更正の本来の趣旨になじまないのではないか。また、平成19年度に公金が民間に預けで残っていたことは問題である」との意見がありました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、林業の振興についてであります。

このことについて、委員より、「木材は、末端価格から逆算して林家への価格が決まるなど、自助努力では打開できない状況である。平成19年度の決算を踏まえ、何に予算を投じれば効果があるか」との質疑があり、当局より、「生産から流通、加工などのコストを下げることにより、森林所有者に還元していく必要がある。そのため、平成19年度から大型製材工場の整備や素材生産、流通、加工コスト削減などの新生産システムに取り組んでいる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「林家が豊かにならなければ、再造林への意欲向上や後継者育成につながらないことから、林家所得の推移などを把握するとともに、事業の成果が最終的には林家所得の還元につながるよう努めていただきたい」との要望がありました。

次に、国営かんがい排水事業都城盆地地区関連の県営事業についてであります。

このことについて、委員より、「国営事業に比べ関連する県営事業がおくれている理由は何か」との質疑があり、当局より、「国営事業が完了しないと末端部分へ水が来ないことから、事業実施の機運が高まりにくい状況がある。一方、新規の事業地区は近年ふえており、厳しい財政状況ではあるが、予算の重点配分等を通じ、事業の推進に最大限努めていきたい」との答弁がありました。

さらに委員より、「かんがい事業の本来の目的を果たすことができるよう、県営事業の進捗率向上に

努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、不適正な事務処理についてであります。

当分科会所管では、農政水産部において、昨年の全庁調査で判明した不適正な事務処理のうち、平成19年度決算に係るものとして、スチール棚、パソコンソフト、ウエットスーツの計3件の備品購入、合計15万8,580円の「書き換え」があり、当局からは、「公務に使用したものであり、平成19年度中に科目更正を済ませ、決算上は整理されている」との説明がありました。

このことについて、委員より、「これは裏金が発覚した後に購入したものではないのか。部として周知徹底していなかったのか」との質疑があり、当局より、「昨年5月17日に不適正な事務処理が公表され、同日、庁内調査委員会が設置された。部としては、この時点で不適正な事務処理の実態を把握し、翌日周知を図った。購入した備品については、それ以前に発注されたものであり、納品が5月17日となったものである」との説明がありました。

当分科会といたしましては、不適正な事務処理が公表される前である平成19年度当初における部内のチェック体制が不十分であったことについては猛省を促すところであり、また、再発防止のための新たな物品調達システムが最大限の効果を発揮するよう、今後も十分な検証を行うよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成19年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、万引き防止モデル店の指定についてであります。

当局より、「モデル店が先導役となり、県内全体で万引き防止に対する機運が醸成されることを目標として、万引き防止のための設備投資や意識づくりが図られるよう取り組んでいる」との説明がありました。このことについて委員より、「万引き等が重大な犯罪にエスカレートしていくことも考えられる。若年層に対して徹底的に指導していく必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「万引き等の初発型非行については、スクールサポーターによる学校・保護者に対する助言指導や、非行防止教室を開催するなど、少年の健全育成に努めている」との答弁がありました。このことについて委員より、「今後とも、教育委員会等とも連携しながら、万引き防止などの非行防止対策を推進していくよう努めてほしい」との要望がありました。

次に、女性によるふるさと家庭教育サポート推進事業についてであります。

委員より、「家庭での子供への教育は非常に大切なことである。この事業の中の親学出前講座においては、どういう取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「全市町村において、乳幼児健診等で親が集まる機会を利用し、地域婦人連絡協議会を中心とした女性団体が、子育てに対する基本

的な考え方についての講座などを行っている」との答弁がありました。このことについて委員より、「非常によい取り組みであるので、今後も家庭教育に対する支援を拡充させてほしい」との要望がありました。

最後に、全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業についてであります。

委員より、「本祭典は、本県の基幹産業である観光と食を広くPRする絶好の機会でもあり、それに伴う経済効果も大いに期待できる。開催に向けての準備はどのように行われているのか」との質疑があり、当局より、「観光・農政サイドとも連携をとりながら、観光・特産品などを紹介する特別行事等において十分にPRしていくよう準備を進めている」との答弁がありました。このことについて委員より、「本祭典が宮崎県の魅力を大いにアピールできる場となるよう、今後も関係部局と一体となって準備を進めてほしい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で当分科会の報告を終わります。

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	12月17日・可 決
〃 第2号	平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例	〃
〃 第7号	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	平成19年度決算の認定について	12月17日・不 認 定
〃 第11号	工事請負契約の締結について	12月17日・可 決
〃 第12号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第13号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第22号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第24号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第26号	公の施設の指定管理者の指定について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について	12月17日・可 決
〃 第28号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第29号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第30号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第31号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第32号	当せん金付証券の発売について	〃
〃 第33号	収用委員会委員の任命の同意について	12月10日・同 意
〃 第34号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第35号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第36号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	12月17日・可 決
〃 第37号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
知事提出議案第11号 (9月定例会上程)	平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	12月17日・認 定
〃 第12号 (9月定例会上程)	平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
〃 第13号 (9月定例会上程)	平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	〃
〃 第14号 (9月定例会上程)	平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
議員発議案 第1号	普通会計決算特別委員会の設置について	11月25日・可 決
〃 第2号	地方分権改革の推進を求める意見書	12月17日・可 決
〃 第3号	緊急経済対策(生活対策)の早期実現を求める意見書	〃
〃 第4号	社会保障関係費の確保を求める意見書	〃
〃 第5号	正規・非正規労働者と新卒者の雇用・就業対策の強化を求める意見書	〃
〃 第6号	食の安全確保を求める意見書	〃
〃 第7号	教育の充実を求める意見書	〃
〃 第8号	第5回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
" 第9号	地域医療を担う公立病院の存続支援を求める意見書	12月17日・可 決
" 第10号	社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度の維持を求める意見書	"
" 第11号	障害者権利条約早期批准を求める意見書	"
" 第12号	道路整備財源の確保に関する意見書	"
" 第13号	雇用確保に関する緊急決議	"

意見書、決議文、その他

普通会計決算特別委員会の設置について

- 1 名 称 普通会計決算特別委員会
- 2 目 的 議案第10号「平成19年度決算の認定について」の審査
- 3 権 限 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。
- 4 定 数 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員

地方分権改革の推進を求める意見書

地方分権改革推進委員会は、行政の効率化や二重行政の問題を解消する観点から、国の出先機関の見直しに関する中間報告をとりまとめ、各府省に仕分けについての見解を求めたところ、各府省はそのほとんどを引き続き国の出先機関で処理せざるを得ないと回答した。

しかしながら、地方整備局での道路財源の無駄遣いや地方農政局における事故米等のずさんな管理など、その存在意義が国民の理解を得られないものとなっている。

そのような中、先日第2次勧告がなされ、「地方振興局」「地方工務局」を創設するとともに、地方整備局など9機関を廃止し、出先機関の職員約3万5千人の削減を目指すとされたところであるが、出先機関の事務・権限を大幅に縮小し、地方に権限を移譲することがなされない限り、地方分権改革は進まない。

よって、国においては、強力な政治的リーダーシップにより、国の出先機関の廃止等を始め、財源等と一体的な大幅な権限移譲を行う地方分権改革を着実に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	鳩山邦夫	様
法務大臣	森英介	様
財務大臣	中川昭一	様
厚生労働大臣	舛添要一	様
経済産業大臣	二階俊博	様
国土交通大臣	金子一義	様

緊急経済対策（生活対策）の早期実現を求める意見書

米国のサブプライム問題に端を発した金融危機は、100年に一度の危機であると言われており、世界的な株価の大幅な下落、急激な円高により、我が国の実体経済はもとより、国民生活にも深刻な影響を及ぼし始めている。

特に、本県は中小零細企業が多く、今回の金融不安や景気後退により、今後さらに経営や資金繰りの悪化などで倒産に追い込まれる恐れも生じており、本県経済に多大な影響を与えることが懸念される。

そのような中、生活支援や雇用保険料引き下げなどの家計緊急支援対策、フリーターなどの積極雇用支援を始めとする雇用セーフティネット強化対策、消費者庁の創設などの生活安全確保対策、金融安定化と中小・小規模企業対策を中心とする金融・経済対策、さらには地域活性化対策を柱とする、緊急経済対策いわゆる生活対策がとりまとめられたところである。

よって、国会並びに政府においては、経済対策を最優先課題と認識し、国民の生活と日本経済を守るため、この生活対策を一刻も早く実現・実行するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
総務大臣	鳩山邦夫様
財務大臣	中川昭一様
厚生労働大臣	舛添要一様
農林水産大臣	石破茂様
経済産業大臣	二階俊博様
国土交通大臣	金子一義様
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	与謝野馨様

社会保障関係費の確保を求める意見書

我が国の社会保障制度は、公的年金、医療・介護保険、子育て支援、生活保護など、国民の生活を支える最も重要な社会基盤である。

しかしながら、社会保障費は、「骨太の方針2006」において平成23年度までの5年間に自然増を1兆1,000億円抑制する方針が示されており、平成21年度予算の概算要求においても、2,200億円の削減を図ることとされている。

平成14年から平成20年までの7年間にわたる社会保障費の削減により、医師不足や介護分野における恒常的な人材不足など、医療や介護現場の疲弊が全国に拡大しており、社会保障制度に重大な影響を与えている状況である。

今後、少子高齢化の進展、医療・介護サービス提供体制の劣化等、社会保障が直面する様々な課題に対応していくためには、その財源となる社会保障費の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、国民誰もが安心して生活できる社会を実現するため、社会保障費の自然増を毎年2,200億円削減する方針を見直し、適正な社会保障関係費の確保に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
財務大臣	中川昭一様
厚生労働大臣	舩添要一様

正規・非正規労働者と新卒者の雇用・就業対策の強化を求める意見書

サブプライム問題に端を発した100年に一度といわれる世界規模の金融危機の影響により、我が国の経済は、すでに後退局面に入っており、全国的に雇用情勢が悪化している状況である。特に、中小企業は、資金繰りの厳しさが増すなど、一層厳しい経営を強いられており、これから資金需要が高まる年末に向けて強い危機感を抱いている状況である。

現在、我が国の労働者は、派遣・パート・契約社員など非正規労働者が約3割を占めているが、雇用情勢の悪化により、非正規労働者等の雇い止め・解雇などが連日報道されている。また、新卒者の採用内定取り消し等の深刻な問題も生じている。

このような中、国では、非正規労働者の支援対策、新卒者の採用内定取り消し対策等について、検討されているところである。

よって、国においては、正規・非正規労働者の雇用はもとより、非正規労働者の正規雇用への転換促進等を推進する施策を強化するとともに、新卒者へも配慮した雇用・就業対策を早急に実施し、安定的な雇用の確保に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
財務大臣	中川昭一様
厚生労働大臣	舛添要一様

食の安全確保を求める意見書

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など、「食の安全」を根底からゆるがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では、農林水産省は、その責任を果たさなかつただけでなく被害を拡大させた責任は重大であり、国民の不信、怒りは極めて大きいものがある。現在、農林水産省は、業務・組織の見直しを行うための取組を進めているところであるが、同様の事態を二度と起こさないよう猛省し、改革を進めるべきである。

また、近年相次いでいる消費者問題はいずれも深刻な様相を呈しており、「消費者行政推進会議取りまとめ」（平成20年6月13日）によれば、縦割り行政の欠陥がその大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を排除し、消費者の視点に立った行政への転換を図るべきである。

よって、国におかれては、食の安全の確保を図ることはもとより、内閣府の下に消費者庁を早期に創設し、一元的な消費者行政を推進するよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進を図り、食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立により食品の流通を一層明確にすること。
- 2 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。
- 3 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
農 林 水 産 大 臣	石 破 茂 様

教育の充実を求める意見書

教育の格差是正、学習習慣の定着や基礎学力の向上等を図るためには、とくに小中学校において、教師の研修制度を充実し、指導力を高めるとともに、生徒一人あたりの教員数を拡充し、個々に応じたきめ細やかな指導を行うことが重要である。現在、地方自治体それぞれの努力によって、全国的に少人数学級編制が実施されているものの、日本の平均学級規模は初等教育段階で28.4人、前期中等教育段階で33.5人となっており、諸外国の平均学級規模に比べると十分とは言えない。また、学校教育は教師の能力に負うところが大きく、質の高い人材が求められる。

よって、国においては、学校現場において、優秀な人材を確保するとともに、すべての児童・生徒に行き届いた教育を実現するため、児童・生徒の自然減に見合う数以上に教師を減らすことなどを定めた「行政改革推進法」の規定を見直すことなどによって教員数を拡充し、OECD加盟国平均並みの学級規模とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣	中 川 昭 一 様
文 部 科 学 大 臣	塩 谷 立 様

議員の派遣

第5回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目 的 議会の政策立案機能の充実強化に向けた取組みや地域経済の発展のための方策などについての意見交換
- 2 派遣場所 鹿児島市
- 3 期 間 平成21年1月26日（月）から
平成21年1月27日（火）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する12名以内

地域医療を担う公立病院の存続支援を求める意見書

少子高齢化や過疎化が進む地方においては、医療資源が乏しい中、不採算部門であるにもかかわらず、永年にわたって公立の病院・診療所が地域の医療を担い、地方に暮らす国民の生命と健康を守ってきた。

しかし、平成16年度の新臨床研修制度の導入によって、それまで頼りとしてきた大学病院の医師派遣機能が低下し、極端な医師不足となって地方の中核的な公立病院の経営を直撃し、廃院に追い込まれる事態も生じている。

このため、総務省においては、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」を策定し、すべての公立病院に平成20年度中の「改革プラン」作成を求めているが、経営の効率化を主眼とする対症療法的な対策だけでは、真に必要な「安心・安全な医療」を安定的に確保していくことは難しい。そこで、不足する医師をはじめ看護師や薬剤師等医療従事者の十分な数と質を確保するとともに、その偏在を是正するための抜本的な国策の実行と、公立病院の存続に努力する地方自治体への支援の実施が強く望まれるところである。

7月29日、政府は社会保障の機能強化のための緊急対策「5つの安心プラン」を取りまとめ、医師養成数を過去最大程度まで増員させるための具体的な方策や救急・産科・小児科医療の確保のための医師への直接的な財政支援などを検討するとともに、今年度中に新しい医師養成のあり方を検討すると報告されたが、国におかれては、その着実な実現を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域における一定期間の診療経験を付加するなど、医師のへき地等勤務促進策を実施すること。
- 2 研修医を各都道府県に満遍なく配置するための、新臨床研修制度の見直しにおける定員調整の仕組みを創設すること。
- 3 不採算部門への診療報酬面での支援を行うこと。
- 4 公立病院支援のための行政需要を的確に地方交付税算定に反映すること。
- 5 女性医師をはじめとする勤務医や看護職員等の勤務環境・労働条件の改善に向けた積極的な対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	河	野	洋	平	様
参	議	院	議	長	江	田	五	月	様
内	閣	総	理	大	麻	生	太	郎	様
財	務	務	大	臣	中	川	昭	一	様
厚	生	労	働	大	舛	添	要	一	様
文	部	科	学	大	塩	谷		立	様

社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度 の維持を求める意見書

高齢化社会を迎え、医療費の増大が喫緊の課題となる今日であるが、GDPに占める総医療費の割合は、日本が8.0%と低く、逆に国民皆保険制度を持たないアメリカでは、先進国の中でも高齢化の割合が低いにもかかわらず、GDPに占める総医療費の割合は先進7カ国中最も高い15.3%となっている。また、医療費の増加は、人口増減・高齢化のほか、医療の高度化等の自然増などがその主因である。

そのような中、世界から賞賛される我が国の国民皆保険制度は、それぞれの就労状況に合わせて作り上げてきた現在の保険者機能、健保組合・船員保険・協会けんぽ・共済組合・国保組合・市町村国保などが、各保険者ともその加入者に合わせた独自性を発揮するとともに、相互に各保険者を支えあい47年間に渡る日本の皆保険制度を守っている。

よって、国におかれては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国民が今後も安心した医療を受けられるよう、現行の保険者制度を堅持・強化していくこと。
- 2 社会保障費における国の負担を減らさないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣	中 川 昭 一 様
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 様

障害者権利条約早期批准を求める意見書

2001年12月、第56回国連総会において、障害者の権利と尊厳の推進と保護に関する包括的かつ全面的な国際条約に関する決議が採択された。その後、8回に及ぶ国連障害者の権利条約特別委員会が開催され、2006年12月13日、日本国も署名した「障害者権利条約」が国際連合総会で可決された。その後、世界の20カ国以上がこの条約を批准したことで、2008年5月3日に効力を持つことになった。

同条約では、固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、非差別、社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン、差異の尊重並びに人間の多様性・人間性の一部として障がいのある人の受容、機会の平等、アクセシビリティ、男女平等、障がいのある子どもの発達途上の能力の尊重及びアイデンティティを保持する権利の尊重を一般的原則として定め、障がいのある方すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるよう社会環境を整えることなどが求められており、国際社会全体として障がいのある方々に対する差別をなくすことによる真の平等社会の実現が期待される意義深いものである。

よって、国においては、この条約の趣旨を尊重した国内法に関する必要な措置をできる限り速やかに行い、本条約を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
法務大臣	森英介	様
外務大臣	中曾根弘文	様
厚生労働大臣	舛添要一	様

道路整備財源の確保に関する意見書

道路は住民にとって、生活を支え、命の基盤となる重要な社会資本である。公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、地域間を連絡する幹線道路や防災・救急医療・通勤・通学等のための生活道路の整備が著しく立ち遅れていることは、様々な面で県民生活における大きな支障となっている。

そもそも、東九州自動車道をはじめとする高速道路ネットワークの整備は、教育・福祉・医療などと同様に国が保障すべき基礎的サービスであると同時に、全国の主要な地域をつなげ、地域間格差をなくすための基礎的インフラであることから、公平性を確保する上でも、国土政策として国の責任において早期に整備を完了させるべきものである。

このような中、国においては、5月に閣議決定した「道路特定財源等に関する基本方針」を受けて、道路特定財源の一般財源化の議論を進めてきたところであるが、地方道路整備臨時交付金にかわって、新たに創設する交付金の財源については、「これまで道路特定財源が充てられていた道路整備費等の見直しにより財源を捻出する」こととされており、直轄事業や補助事業への影響を考慮すると、本県の今後の道路整備への影響が懸念される。

よって国におかれては、本県のような著しく遅れている地方の道路整備が着実に行われるための財源を十分確保されるよう、次の措置を講じられることを強く要望する。

1. 国土の骨格を形成する東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線などの高速道路ネットワークは、国家戦略として国の責任において優先的に取り組むこと。
2. 道路整備財源については、地方の道路整備が着実に促進されるよう十分確保するとともに、道路整備のニーズが高いところへ重点的に配分される仕組みとすること。
3. 新たな交付金を創設するために確保する一兆円は、直轄事業や補助事業の枠を減らすことなく、これら以外から確保すること。
4. 地方における財政的な負担を軽減するため、今年度創設された地方道路整備臨時貸付金制度を継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	鳩山由紀夫	様
財務大臣	中川昭一	様
国土交通大臣	金子一義	様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	与謝野馨	様

雇用確保に関する緊急決議

米国発の金融危機は、グローバル化した経済の中で、瞬く間に世界的な同時不況の様相となっており、今や100年に1度とまで言われている状況である。

このような中、11月25日現在の厚生労働省の調査によると、国内において約3万人、県内においても578人の大量の派遣労働者等の非正規労働者が来年3月までに雇い止めとなる状況となっている。

これは、県内においては、派遣労働者が多いと思われる50社についてのみの数字であり、今回の調査結果に含まれていない中小企業やあるいはパート、臨時雇用などの雇用者を考慮すると、実態はさらに深刻な状況であることは明白である。

このほか新規学校卒業者の内定取り消しも、現在3名確認されており、社会人として新たなスタートに希望と夢を抱いていた学生やその家族にとって、計り知れない打撃と失望を与えるものである。

さらに、本年1月から11月末までの県内企業の倒産件数は97件、その従業者数は1,776人となっており、県内の雇用情勢は、昨年引き続き危機的な状態となっている。

よって、県当局においては、このような非常に逼迫した雇用問題の実態把握に努め、労働者の雇用調整や内定取り消し、中小企業等の倒産などを防止し、一人でも多くの県民が救われるようあらゆる手だてや対策を講じるよう、強く訴えるものである。

以上、決議する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
總 務 政 策	1	3	4	
厚 生	4	1	5	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	5	5	10	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	平成20年12月4日
請願者 住所・氏名	宮崎市祇園3丁目158 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長 川畑 紀一郎		
請願の件名	<p>(要旨) 障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願書</p> <p>(理由) 2005年10月31日に採決され、2006年4月から施行された障害者自立支援法が来年3月で3年の見直しの時期を迎えようとしています。</p> <p>障害者自立支援法は、障害者の自立支援と公平な負担を名目に施行されました。しかし、その内容は、障害の重い人ほど負担が重くなる応益負担となっており、また、障害者がわずかな工賃を稼ぐのにも利用料を払わなければならなかったり、障害程度区分3以下の障害者が施設に入所できなくなったり、施設を利用できなくなるなど、障害者の自立どころか自立阻害法だといわれています。</p> <p>また、障害者施設への国からの報酬が引き下げられただけでなく、報酬が日割り制度となり、施設経営が危機的状況となっています。</p> <p>昨年末に与党のプロジェクトチームの抜本的改善案も出されましたが、残念ながら、来年の見直しにむけて、現在、行われている厚生省社会保障審議会障害者部会での審議の状況は、障害者とその家族が望むような抜本的改善には程遠い審議状況であります。</p> <p>私たち障害者諸団体も抜本的改善を求めて請願署名を取り組み、10月31日には、東京・日比谷野外音楽堂で各党の代表も参加して、抜本改善を求める集会や行進も行われるなど、必死で改善を訴えているところです。</p> <p>つきましては、貴県議会におかれましても、障害者自立支援法の抜本的改善をめざし、下記の事項について、政府に意見書を提出して下さるよう請願いたします。</p> <p>記</p> <p>1、障害者が生きるための介護（サービス）への一割負担をやめ「応益負担」は撤廃すること。</p>		

	<p>1、障害者を施設から追い出し、施設利用を制限する「障害程度区分」は、抜本的に改善し、一人ひとりにあった支援策を確立すること。</p> <p>1、障害者施設への報酬単価を引き上げ、報酬の日割り制度をあらため、元の月割り制度に戻し、施設の経営を守ること。</p> <p>1、医療費への一割負担は撤廃し、障害児には、児童福祉法を適用すること。</p>
紹介議員	<p>外山 良治 十屋 幸平 宮原 義久 井上 紀代子 前屋敷 恵美 武井 俊輔 河野 哲也</p>
摘要	

新規請願

		総務政策常任委員会	
請願番号	請願第12号	受理年月日	平成20年12月5日
請願者 住所・氏名	宮崎市高千穂通1丁目6番21号 宮崎県たばこ耕作組合 組合長 郡 利夫 宮崎県宮崎市旭1丁目8-17 宮崎たばこ販売協同組合 理事長 渡辺正司		
請願の件名	<p>(要旨) たばこ税増税反対についての請願</p> <p>(理由) たばこ税については現在、厚生労働部会が「たばこ税増税」を重点要望事項とするなど、たばこ税増税に向けた動きが強まりつつあります。</p> <p>一方、地方財政は地方交付税が大幅に削減されるなど、厳しい財源不足にある中、地方たばこ税は極めて貴重な一般財源となっており、平成18年度における宮崎県の地方たばこ税（県税・市町村税を含む）は約96億円にのぼり、地方税に占める割合は4.5%に達しております。</p> <p>たばこはあくまで合法の嗜好品です。また、たばこ税は国・地方を合わせてすでに60%を超えるなど、国内の担税物品の中でも最高の税率となっており、製品たばこの消費量が9年連続で減少している中、その担税力はすでに限界に達していると言わざるを得ません。</p> <p>このような中、たばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、たばこの消費量が大幅に減少することは避けられず、その結果、宮崎県においても貴重な一般財源である地方たばこ税は、過去の例から見ても、税収減につながることは明らかであります。</p> <p>ついては、今後とも、地方たばこ税の安定確保を図るため、次の理由により、たばこ税増税が行なわれることのないよう強く要望致します。</p> <p>1. たばこは、すでに担税物品の中でも最も高率の60%を越える税を負担している。たばこという特定の商品だけに、安易にこれ以上の税負担を強いることは、税の公平性を著しく欠くものである。さらなる増税は愛煙家やたばこ産業に携わる者ばかりか、到底国民の納得は得られない。</p>		

	<p>2. 喫煙規制強化ならびに成年人口減少などの構造的要因により9年連続でたばこの消費量が減少している中、更なるたばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、貴重な一般財源である地方たばこ税の税収減につながることは、過去の例から見ても明らかである。</p> <p>3. 一部には、たばこの消費削減を目的としたたばこ税増税論があるものの、たばこは合法の嗜好品であり、喫煙するか否かは、あくまで成人各人が判断すべき問題である。</p> <p>4. さらにたばこ税増税が強行されれば、たばこ耕作者、たばこ小売業者をはじめとする我が国たばこ産業全体に壊滅的な打撃を与えることとなり、地域経済、地域農業にも計り知れない影響を及ぼすことになる。</p>
紹介議員	<p>緒嶋 雅晃 丸山 裕次郎 河野 安幸 外山 良治 権藤 梅義 図師 博規</p>
摘 要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第13号	受理年月日	平成20年12月5日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市老松二丁目1番地45 宮崎県建設産業労働組合 執行委員長 中川 實二郎		
請願の件名	<p>社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度の維持を求める請願書</p> <p>請願の趣旨</p> <p>高齢化社会を迎え、医療費の増大が喫緊の課題となっています。しかしながら、GDPに占める日本の医療費の割合は、8.2%と低く、逆に国民皆保険制度を持たないアメリカについては、高齢化の割合が先進国の中でも低いにもかかわらず、GDPに占める医療費の割合は先進7カ国中最も高い15.3%となっています。また、医療費の増加は、人口増減・高齢化によるものより、自然増（医療の高度化等）の方がそれを上回っています。</p> <p>そのような中、世界から賞賛される我が国の国民皆保険制度は、それぞれの就労状態に合わせて作り上げてきた現在の保険者機能、健保組合・船員保険・協会けんぽ・共済健保・国保組合・市町村国保が、各保険者ともその加入者に合わせた独自性を発揮するとともに、相互に各保険者を支えあい47年間に渡る日本の皆保険制度を守っています。</p> <p>つきましては、下記の事項を内容とする意見書を国及び関係機関に対して提出していただきますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民が今後も安心した医療を受けられるよう、現行の保険者制度を堅持・強化していくこと。 2. 社会保障費における国の負担を減らさないこと。 		

紹介議員	水間 篤典 黒木 覚市 米良 政美 外山 良治 長友 安弘 松田 勝則 前屋敷 恵美 井上 紀代子
摘要	

新規請願

		厚生常任委員会	
請願番号	請願第14号	受理年月日	平成20年12月5日
請願者 住所・氏名	宮崎県都城市高崎町笛水122-2 竹元 聡子 竹元 晃		
請願の件名	<p>「遠位型ミオパチー」の難病指定及び特定疾患の認定を求める請願 (要旨) 難病である「遠位型ミオパチー」の難病指定及び特定疾患への認定を求めます。</p> <p>(理由) 「遠位型ミオパチー」は、心臓から遠い部位である足先、手先から筋力低下が進行していく「進行性」の筋疾患で、この病気の発症の多くは20～30代であり10年から15年で車椅子生活となり要介護の生活を余儀なくされます。</p> <p>さらに、進行すると首から下の筋肉が侵されて、座位を保つことも困難になり、やがて寝たきりになる難病で、いまだ有効な治療法は確立されておられません。</p> <p>現在、遠位型ミオパチーの研究は日々進められていますが、100万人に数人といわれる希少疾患であり、なおかつ、この病気をよく知り、診断できる医師も限られる現状から、実態が把握できず、研究を進める上で大きな障害となっています。</p> <p>進行性の疾患の場合、患者にとって一日一日が大変貴重で切実です。</p> <p>この難病が、難治性疾患克服研究事業および、特定疾患治療研究事業の対象疾患に認定されることにより、国の研究体制の充実および有効な治療法や治療薬の開発につながることを求めるものであります。</p>		
紹介議員	萩原 耕三		
摘要			

新規請願

		厚生常任委員会	
請願番号	請願第15号	受理年月日	平成20年12月5日
請願者 住所・氏名	宮崎市青葉町54番地 永山住宅1号 特定非営利活動法人 障害者自立応援センターYAH!DOみやざき内 差別禁止条例制定をめざす宮崎世話人会 代表世話人 永山昌彦		
請願の件名	<p>(要旨) 障害者権利条約早期批准を求める意見書提出についての請願 (理由)</p> <p>2001年1月、第56回国連総会において、障害者の権利と尊厳の推進と保護に関する包括的かつ全面的な国際条約に関する決議が採択されました。その後、8回に及ぶ国連障害者の権利条約特別委員会が開催され、2006年12月13日、日本国も署名した「障害者権利条約」が国際連合総会で可決されました。その後、世界の20カ国以上がこの条約を批准したことで、2008年5月3日に効力を持つことになりました。</p> <p>この条約は、障害者のために新しい権利を作り出すものではなく、人としてあたりまえの権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としたものです。</p> <p>その一例として、この条約には「合理的配慮」という考え方を取り入れています。これは、障害者が障害のない人と实际的に平等な機会を保障されるためのものです。例えば、条約では、障害者であることを理由で雇用しないという差別を禁止しています。同時に「合理的配慮」を行うことで、障害者が仕事できる環境をつくること（段差をなくす、手話をつかうなど）を義務づけています。また、選挙権についても、投票所がバリアフリーでないと実質的に権利を行使することができないので保障することができません。ここでも合理的配慮が必要になります。</p> <p>このように、健常者にあたりまえに保障されている権利を、障害者にも平等に保障している条約なのです。逆に言えば、障害者に特別の権利を与えるものではないのです。</p> <p>障害者の権利や差別に対して、具体的に定義したこの「国連障害者権利条約」が効力を得たことで、日本国内においても、障害当事者や家族、関係者からの条約批准と、それに伴う国内法規の改善要望が強いにも拘らず、日本国は批准に向け速やかな対応を</p>		

	<p>しているようには思えません。</p> <p>よって、国会及び政府においては、「障害者権利条約」の早期批准と、この条約の趣旨を尊重した内容への国内法規の整備と改善を早急に行うことを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「障害者権利条約」の趣旨を尊重した国内法規の整備と改善を各省庁は速やかに行うこと。</p> <p>2 上記達成後、早急に「障害者権利条約」を批准すること。</p>
紹介議員	中村 幸一
摘 要	

継 続 請 願

総務政策常任委員会

請願番号	請願第4号	受理年月日	平成19年12月7日
請願者 住所・氏名	児湯郡高鍋町大字北高鍋5138番地 高鍋商工会議所 会頭 黒木 敏之 児湯郡川南町大字川南13680番地1 川南町商工会 会長 津江 章男 児湯郡木城町大字高城4040番地1 木城町商工会 会長 小川 将士 児湯郡新富町富田南1丁目112番地2 新富町商工会 会長 中下 和幸 児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町商工会 会長 黒木 陸廣 児湯郡高鍋町大字北高鍋99番地1 児湯農業協同組合 代表理事組合長 金田 清夫 児湯郡川南町大字川南13658番地1 尾鈴農業協同組合 代表理事組合長 黒木 友徳 児湯郡川南町大字川南13554番地1 川南町区長(分館長)会 会長 菊知 嘉人 児湯郡木城町大字高城1227番地1 木城町自治公民館連絡協議会 会長 宮崎 勝正 児湯郡高鍋町大字蚊口浦23番地2 高鍋町自治公民館連絡協議会 会長 大山 三津夫 児湯郡新富町大字新田3455番地1 新富町区長会 会長 土屋 公俊 児湯郡都農町大字川北5575番地1 都農町自治会協議会 会長 竹田 達夫 児湯郡川南町大字川南17437番地4 川南漁業協同組合 代表理事組合長 神谷 保徳 児湯郡都農町大字川北3741番地 都農町漁業協同組合 代表理事組合長 児玉 隼人		
請願の件名	高鍋土木事務所存続に関する請願		
紹介議員	函師 博規		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	平成20年 2月29日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田正春 宮崎県連共済会 理事長 本部真一		
請願の件名	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

		総務政策常任委員会	
請願番号	請願第7号	受理年月日	平成20年 6月13日
請願者 住所・氏名	串間市大字西方5657番地 串間商工会議所 串間市大字西方15071番地128 串間市漁業協同組合 串間市大字大納136番地 串間市東漁業協同組合 串間市大字西方南方4400番地1 串間市自治会連合会 日南市吾田東2丁目5番15号 はまゆう農業協同組合 串間市大字奈留5237番地1 串間市大東農業協同組合 串間市大字串間2324番地1 南那珂森林組合 串間市大字西方8978番地 串間市建設業協会 串間市大字西方8964番地3 串間市測量設計業協議会 串間市大字西方5730番地2 串間市観光協会 串間市大字南方1987番地1 串間のみちを考える女性の会 串間市大字西方5657番地 串間青年会議所	会 頭 代表理事 代表理事 会 長 副組合長 代表理事 代表理事 会 長 会 長 会 長 会 長 会 長 会 長 会 長 会 長 理 事 長	井手 徳幸 隈本 喜八郎 近藤 守 松田 泉 甲斐 次男 山口 文明 島田 俊光 有嶋 富夫 中島 洋 上米良 好光 財津 さわ子 大山 育治
請願の件名	串間土木事務所存続に関する請願		
紹介議員	野辺 修光		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月19日	水	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（外山 衛、松田両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第32号上程 知事提案理由説明
			特別委員会
11月20日	木	休 会	(議案調査)
11月21日	金		
11月22日	土		
11月23日	日		
11月24日	月		
11月25日	火	本 会 議	総括質疑（自由民主党・萩原耕三議員、 社会民主党宮崎県議団・太田清海議員、 愛みやざき・武井俊輔議員、 民主党宮崎県議団・権藤梅義議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員、 日本共産党宮崎県議会議員団・前屋敷恵美議員、 無所属の会・川添博議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号上程、採決（可決） 議案第10号普通会計決算特別委員会付託 議長の報告（普通会計決算特別委員会正副委員長互選結果）
11月26日	水	休 会	普通会計決算特別委員会（分科会）
11月27日	木		
11月28日	金		
11月29日	土		
11月30日	日		
12月1日	月	休 会	(議案調査・議事整理)
12月2日	火		普通会計決算特別委員会
12月3日	水		(議案調査)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月 4 日	木	本 会 議	議案第33号～第37号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（福田、高橋、押川、徳重各議員）
12月 5 日	金		一般質問（田口、新見、前屋敷、西村各議員）
12月 6 日	土		
12月 7 日	日		
12月 8 日	月	本 会 議	一般質問（濱砂、長友、中野一則、松村各議員）
12月 9 日	火		一般質問（十屋、黒木正一、函師、山下各議員）
12月10日	水	本 会 議	一般質問（太田、野辺、満行、中村各議員） 採決（議案第33号～第35号）（同意） 議案・請願委員会付託
12月11日	木	休 会	常任委員会
12月12日	金		
12月13日	土		
12月14日	日		
12月15日	月		特別委員会
12月16日	火		特別委員会 （議事整理）
12月17日	水	本 会 議	常任委員長及び普通会計決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第 6 号及び第10号に反対）（太田議員） 討論（議案第 5 号に反対）（西村議員） 討論（議案第 4 号、第 5 号及び第37号に反対、請願第 5 号及び第11号の継続審査並びに請願第 6 号の不採択に反対）（前屋敷議員） 採決（ 9 月定例会 upper程議案第11号～第14号）（認定） 採決（議案第 4 号及び第37号）（可決） 採決（議案第 5 号）（可決） 採決（議案第 6 号）（可決） 採決（議案第 1 号～第 3 号、第 7 号～第 9 号、第11号～第32号及び第36号）（可決） 採決（議案第10号）（不認定）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月17日	水	本 会 議	採決（請願 1 件）（不採択） 採決（請願 6 件）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 産業活性化・雇用対策特別委員長中間報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第 2 号～第13号追加上程 討論（議員発議案第 2 号に反対）（前屋敷議員） 採決（議員発議案第 2 号）（可決） 採決（議員発議案第 3 号～第13号）（可決） 選挙管理委員及び同補充員の選挙 知事発言 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 議 員 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 松 田 勝 則